

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集(熱帯地域)
報告書

平成 31 年 3 月

林野庁

平成 29 年度
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における
現地情報の収集（熱帯地域）
報告書 目次

1	報告書の概要	1
2	事業概要	3
2-1	事業の目的.....	3
2-2	事業の実施内容等.....	3
2-3	事業の実施体制.....	4
2-4	事業の実施スケジュール.....	6
3	クリーンウッド法の概要	9
3-1	基本方針.....	9
3-2	合法性の確認方法.....	9
4	生産国における情報の収集	13
4-1	フィリピン.....	15
4-2	タイ.....	115
4-3	ブラジル.....	191
4-4	エクアドル.....	247
4-5	ラオス.....	297
5	国内調査	379
5-1	目的.....	379
5-2	方法.....	379
5-3	結果.....	379
6	調査委員会	383
6-1	第一回調査委員会.....	383
6-2	第二回調査委員会.....	388
6-3	第三回調査委員会.....	393
7	事業者向け報告会	397

7-1	報告会概要	397
7-2	参加者	398
7-3	別添資料	398
	別添資料 1 報告会チラシ	399
	別添資料 1 報告会発表資料	400

1 報告書の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。

本報告書は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業の実施結果について以下のとおり報告する。

第2章で本事業の概要について説明し、第3章で「クリーンウッド法」の概要を示す。本事業の対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における調査結果は、第4章で取りまとめる。第5章では、対象国での調査を効果的、効率的に行うために実施した国内調査について報告する。第6章で、本事業において実施した3回の調査委員会について取りまとめ、第7章では、平成31年3月8日に開催した事業者向け報告会について報告する。

なお、別冊に対象国での調査を実施したコンサルタント（表 1-1-2 参照）が提出した各国報告書（英語）（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）を掲載する。

2 事業概要

2-1 事業の目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。2017年11月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。このため、林野庁ホームページ内に情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施でききるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめることを目的とする。

2-2 事業の実施内容等

『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次の通りである。

（1）事業概要

生産国における現地情報の収集

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

（2）事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議のうえ、実施することとする。

① 調査対象国

熱帯地域（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）

② 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令等の調査

- ・ 伐採に関する法令の概要
- ・ 伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無

- ・ 伐採の合法性が確認できる（証明システム）の事例及びその発行条件
- イ 伐採の流通段階における法令調査
 - ・ 木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- ウ 木材流通状況調査
 - ・ 調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
 - ・ 違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

（３）調査方法

林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会を設置し、事業実施期間中、3回以上（開始、中間報告、取りまとめ）開催する。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地情報を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行う。

現地調査に当たっては、②の調査内容について、政府機関、業界団体、企業等に対して、ヒアリング調査を実施する。

本事業では、5カ国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）において、上記仕様書で示された内容を実施した。さらに、本事業計画書とおり、第一回調査委員会での議論を踏まえて、対象国で実際に調査を開始する前に日本国内の調査を実施した（詳細は本報告書「5 国内調査」参照）。国内調査の目的は、対象国での調査を効果的、効率的に行うために、対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス等）から日本に輸入される木材、木材製品を明らかにし、日本の木材関連事業者が合法確認を行う際のニーズを把握することである。

本事業において得られた情報は、平成31年3月8日に開催した事業者向け報告会で発表した（詳細は本報告書「7 事業者向け報告会」参照）。

2-3 事業の実施体制

1) 統括事業責任者

本事業の統括事業責任者（Project Director）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿易・林産業担当次長のスティーブ・ジョンソン（Steve Johnson, Ph.D.）が従事した。

2) 事業責任者

本事業の事業責任者（Project Manager）には、国際熱帯木材機関（ITTO）の林産物貿易

易・林産業担当部長のテトラ・ヤヌアリアディ（Tetra Yanuariadi, Ph.D.）が従事した。

3) ITTO本部の実行体制

本事業の実施に当たって、ITTO本部においては、統括事業責任者のスティーブ・ジョンソン、事業責任者のテトラ・ヤヌアリアディのほか、森林法の施行とガバナンスの向上及び貿易（FLEGT）に関する事業及びプロジェクト進行管理、財務処理の経験をもつ職員による以下のチーム（表1-1-1）を編成した。

表1-1-1 ITTO本部のプロジェクト人員配置

担当	氏名	所属
会計担当者 Account Manager	川口才文 Simon Kawaguchi, Mr.	総務担当官 Finance and Administrative Officer (Div. of Operations)
	鈴木舞子 Maiko Suzuki, Ms.	総務部 上級財務・総務アシスタント Senior Finance / Administrative Assistant (Div. of Operations)
事業担当者 Project Officer	シャーム・サックル Sheam Satkuru, Ms.	総務担当事務局次長 Assistant Director (Div. of Operations)
	赤堀聡之 Satoshi Akahori, Mr.	事務局次長、森林経営部担当 Assistant Director (Div. of Forest Management)
	藤崎泰治 Taiji Fujisaki, Mr.	森林経営部・客員研究員 Policy Researcher (Div. of Forest Management)
	田村菜穂 Naho Tamura, Ms.	木材貿易・産業部プログラムアシスタント Programme Assistant (Div. of Trade and Industry)

4) 調査実施者

対象国の調査及び日本国内調査にあたって、それぞれの国の林業、木材産業に精通し、ITTOでの業務経験が豊富で信頼できるコンサルタント及び研究機関に調査を発注した（表1-1-2）。

表 1-1-2 本事業で調査を発注したコンサルタント一覧

対象国	氏名	所属等
フィリピン調査	パトリック・ダースト Patric Durst, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
タイ調査		
ブラジル調査	イワン・トマセリ Ivan Tomaselli, Mr.	STPC コンサルティング社部長 Managing Director, STCP Consulting Ltd.
エクアドル調査		
ラオス調査	クリストファー・フリント Christopher Flint, Mr.	Independent Forestry and Natural Resources Consultant
日本（及びフィリピン、タイ、ラオス調査支援）	鮫島弘光 Hiromitsu Samejima, Mr. 山ノ下麻木乃 Makino Yamanoshita, Ms.	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 Institute for Global Environmental Strategies (IGES)

2-4 事業の実施スケジュール

本事業は、平成 31 年 3 月 15 日まで以下のスケジュール（表 1-1-3）で実施した。

表 1-1-3 主な事業活動の実施スケジュール

時期	活動内容
平成 30 年 5 月 17 日	第一回調査委員会

平成 30 年 5 月～7 月	事前調査及びコンサルタントの選定
平成 30 年 8 月～9 月	国内調査：文献調査、UN COMTRADE 等の貿易統計データの分析、聞き取り調査、アンケート調査等
平成 30 年 8 月～平成 31 年 2 月	対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）調査：文献調査、第 1 次報告書作成（英語版）、現地調査（聞き取り調査、現場視察）、第 2 次報告書作成（英語版）、追加的調査・情報収集等
平成 30 年 10 月 11 日	第二回調査委員会
平成 31 年 1 月～2 月	各国報告書（英語）の日本語翻訳作業
平成 31 年 2 月 4 日	第三回調査委員会
平成 31 年 3 月 8 日	事業者向け報告会

3 クリーンウッド法の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

3-1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識と普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

3-2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工に加え、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）を行う事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
- ④ 木材等の輸入をする事業

2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が挙げられる。

(1) 第一種木材関連事業のうち、1) ①、③又は④における合法性の確認方法
樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、次の書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

ア 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量
- ・ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

イ アの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

ウ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記イの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

エ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わない。

(2) 第一種木材関連事業のうち、1) ②における合法性の確認方法

法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

オ 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類

- ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
- ・ 重量、面積、体積又は数量

カ オの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

キ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、カの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。

ク 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法

木材等を譲りうける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認する。譲り渡される書類には、以下の旨が記載されている。

ケ 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の合法性の確認方法（上記（1）又は（2）の①から③）によって確認し、合法性が確認できた旨

コ 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨

また、クリーンウッド法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、その登録、認証又は認定を受けている旨

4 生産国における情報の収集

調査対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

4-1 フィリピン

フィリピン

目次

1. フィリピンの林業セクターの概説	8
1.1. フィリピンの森林資源.....	8
1.1.1. 土地利用区分.....	8
1.1.2. 植生の種類.....	9
1.2. 林業・木材加工セクター.....	12
1.2.1. 丸太生産.....	12
1.2.2. 木材製品.....	16
1.3. 木材製品の取引状況（輸出及び輸入）.....	16
1.3.1. 輸入.....	16
1.3.2. 輸出.....	21
2. 関連政府機関の概説	24
2.1 法的権限.....	24
3. 森林資源の収穫に関する法律	27
3.1. 森林資源の収穫に関する法規制.....	27
3.2. 森林に対する法的権利.....	30
3.2.1. 公有地・林地.....	30
3.2.2. 私用地.....	33
3.3. 木材供給源の種類、管理・伐採計画及び許可証.....	34
3.3.1. 公有地・林地.....	35
3.3.2. 私用地.....	36
3.3.3. チェーンソー所有許可.....	37
3.4. 保護種.....	37
3.3.5. 林地及び資源保有権、並びに林産物を収穫・販売する権利に関連するリスク.....	38
3.5. 森林管理と伐採施業における雇用と安全.....	39
4. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法律	40
4.1 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制.....	40
4.2. 丸太の輸送.....	41
4.2.1. 公有地・林地.....	41
4.3. 木材及び木材製品の加工.....	43
4.4. 木材及び木材製品の輸送.....	45
5. 木材及び木材製品の取引に関する法律	46
5.1. 法的に義務付けられている文書または記録.....	46
5.2. 木材及び木材製品の取引に関する法規制.....	47
5.2.1. 輸入.....	47
5.2.2. 輸出.....	50
6. その他	51
6.1. 違法伐採及び関連する取引を撲滅するための国際的枠組み及び貿易協定.....	51
6.2. 木材及び木材製品の合法性/持続可能性に関する自主的制度.....	52
6.3. その他の考察及び見解.....	52
7. 聞き取り調査・現地調査（実施記録）	53

7.1. 聞き取り調査.....	54
7.2. 現地調査.....	55

略語

AFFLAs	Agroforestry Farm Lease Agreements, アグロフォレストリー農場借地契約
AHTN	ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature, ASEAN 統一関税品目分類
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations, 東南アジア諸国連合
BMB	Biodiversity Management Bureau, 環境天然資源省生物多様性管理局
BoC	Bureau of Customs, Department of Finance, 財務省関税局
BPI	Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture, 農業省植物産業局
CADC	Certificate of Ancestral Domain Claim, 先祖伝来領域請求権証明書
CADT	Certificates of Ancestral Domain Title, 先祖伝来領域権原証明書
CALT	Certificates of Ancestral Land Title, 先祖伝来地権原証明書
CBFMA	Community-Based Forest Management Agreements, コミュニティ林管理協定
CCTV	Closed-Circuit Television
CENRO	Community Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省コミュニティ事務所
CFIP	Chamber of Furniture Industries of the Philippines, フィリピン家具産業会議所
CFP	Community Forestry Program, コミュニティ林業プログラム
CIF	Cost, Insurance and Freight, 運賃・保険料込み
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, ワシントン条約
CLO	Certificate of Lumber Origin, 材木原産地証明書
CNFPO	Certificate of Non-Timber Forest Production Origin, 非木材林産物原産地証明書
CoC	Chain of Custody, 加工流通過程の管理
COV	Certificate of Verification, 私有地植林木の確認証明書
CPRS	Client Profile Registration System, 顧客プロフィール登録システム
CSCs	Certificates of Stewardship Contracts, 管理契約証書
CTO	Certificate of Timber Origin, 木材原産地証明書
CTPO	Certificate of Tree Plantation Ownership, 植林地所有証明書
CVs	Certificates of Verification, 確認証明書
DENR	Department of Environment and Natural Resources, 環境天然資源省
DOLE	Department of Labor and Employment, 労働雇用省
DOST	Department of Science and Technology, 科学技術省
DTI	Department of Trade and Industry, 貿易産業省
IRR	Implementing Rules and Regulations, 施行規則
EFI	European Forest Institute, 欧州森林研究所
EGILAT	Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade, APEC の違法伐採及び関連する貿易専門家グループ
EIA	Environmental Impact Assessment, 環境影響評価
EIS	Environmental impact statement 環境影響評価書
EMB	Environmental Management Bureau, 環境天然資源省環境管理局
ENGP	Expanding the National Greening Program, 拡大国家緑化プログラム
E.O.	Executive Order, 行政命令
E2M	Electronic to Mobile
EU	European Union, 欧州連合
EU FLEGT	European Union Forest Law Enforcement, Governance and Trade, EU の森林法の施行、ガバナンス及び貿易

FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations, 国際連合食糧農業機関
FMB	Forest Management Bureau, 環境天然資源省森林管理局
FOB	Free On Board, 本船甲板渡し条件
FPRDI	Forest Products Research and Development Institute, 林産物開発研究所
FLEG	Forest Law Enforcement and Governance, 森林法の施行・ガバナンス
FPIC	Free, Prior and Informed Consent, 十分な情報に基づく事前の自発的同意
ICCs	Indigenous cultural communities, 先住民族文化社会
IFMAs	Integrated Forest Management Agreements, 包括的森林管理協定
IPRA	Indigenous Peoples' Rights Act, 先住民族権利法
IPs	Indigenous Peoples, 先住民族
ISFP	Integrated Social Forestry Program, 統合型社会林業プログラム
ITTO	International Tropical Timber Organization, 国際熱帯木材機関
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System, 商品の名称及び分類についての統一システム
LRA	Land Registration Authority, 土地登記局(法務省 Department of Justice)の下部組織)
MENRO	Municipal Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省町事務所
NAMRIA	National Mapping and Resource Information Authority, 環境天然資源省国土地理・資源情報庁
NCIP	National Commission on Indigenous Peoples, 国家先住民族委員会
NGP	National Greening Program, 国家緑化プログラム
NSW	National Single Window, フィリピン国家単一窓口
NTFPs	Non Timber Forest Products, 非木材林産物
PCAARRD	Philippine Council for Agriculture, Aquatic, and Natural Resources Research and Development, フィリピン農水産天然資源研究開発センター
PD	Presidential Decree, 大統領令
PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification, 森林認証プログラム
PENRO	Provincial Environment and Natural Resources Office, 環境天然資源省州事務所
PEZA	Philippine Economic Zone Authority, フィリピン経済区庁
PO	Peoples Organizations, 住民組織
PJEP	Philippines-Japan Economic Partnership Agreement, 日・フィリピン経済連携協定
PLTP	Private Land Timber Permit, 私有地木材許可証
PTPOC	Private Tree Plantation Ownership Certificate, 私有植林地所有証明書
PWPA	Philippine Wood Producers Association, フィリピン木材生産者協会
RED	Regional Executive Director, 地方エグゼクティブディレクター(環境天然資源省州事務所長)
SEC	Securities and Exchange Commission, 証券取引委員会
SMF	Self Monitoring Form, 自己モニタリングフォーム
SPLTP	Special Private Land Timber Permit, 特別私有地木材許可証
SITC	Standard International Trade Classification, 標準国際貿易分類
TFLAs	Tree Farm Lease Agreements, 樹木農場借地契約
TLA	Timber License Agreements, 木材伐採権協定
TLAS	Timber Legality Assurance System, 木材合法性保証システム
UNSD	United Nations Statistics Division, 国連統計部
VPA	Voluntary Partnership Agreement, 自主的・二国間協定

WCO	World Customs Organizations, 世界税関機構
-----	-------------------------------------

1. フィリピンの林業セクターの概説

1.1. フィリピンの森林資源

1.1.1. 土地利用区分

フィリピンには、土地分類で「林地 (forestland)」として区分されている土地が約 1,580 万ヘクタールあり、フィリピンの全陸地面積 (3,000 万ヘクタール) の 52%以上を占めている (図 1)。一方、残りの 1,419 万ヘクタールの土地 (同陸地面積の 47%) は、「譲渡・処分可能地 (alienable and disposable) (林地にする必要がなく、私有できると定められた土地)」として区分されている。

さらに林地のうち、約 1,005 万ヘクタールが「木材用林地 (timberlands)」、約 327 万ヘクタールが森林保全林 (Forest Reserves)、134 万ヘクタールが国立公園、野生生物保護区、狩猟禁止区域及び鳥類保護区域に区分されている。

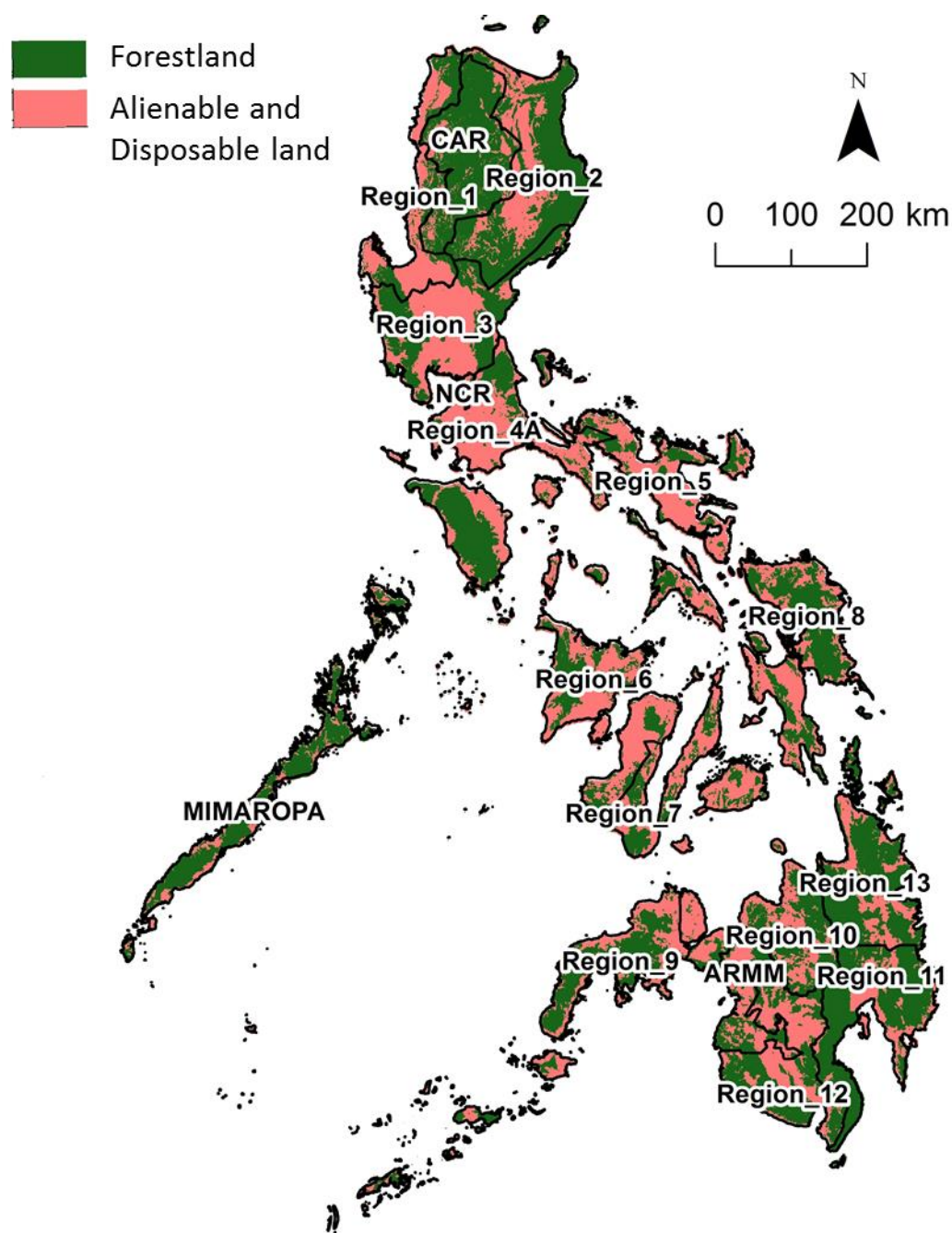


図 1. フィリピンの土地区分図(DNER 2019)。
 緑色:林地、赤色:譲渡可能地

1.1.2. 植生の種類

前述のようにフィリピンでは 1,500 万ヘクタール以上の土地が「林地」に区分されているものの、現在の実際の森林被覆は 804 万ヘクタール（全陸地面積の 27%）しかない（FAO, 2015）。これは、1930 年代当時の同国の森林被覆の約半分が消失したことを表している（図 2）。

フィリピンでは、森林の約 10% (86 万ヘクタール) が原生林 (フィリピンでは「成熟林 (old growth forest) 」とも呼ばれている) とみなされており、4 分の 3 近く (593 万ヘクタール) は「その他の天然更新した」森林である。2015 年、フィリピンには推定 125 万ヘクタール (総森林被覆の約 15.5%) の人工林が存在したが、これら植林地の大半はごく最近造成されたものである。

一方、FAO (2015) によると、2015 年現在のフィリピンの森林被覆 (804 万ヘクタール) のうち、3 分の 2 が「林冠閉鎖林 (closed forest) (林冠被覆率が 40%超)」、28%が「疎林 (open forest) (林冠被覆率が 10~40%)」、4.5%がマングローブ林に分類されている。

もっとも広く分布する天然林の種類は混合フタバガキ林で、全体の 3 分の 2 近くを占めている。優占種はフタバガキ科の樹種で、*Shorea*、*Parashorea*、*Dipterocarpus* 及び *Hopea* 属が長年にわたり最も重要な木材生産樹種であった (天然林の伐採一時停止措置以前)。フィリピンの高地には 25 万ヘクタール未満の松林 (*Pinus kesiya* 及び *P. merkusii*) があり、山の最上部 (一般的に 1,700 メートル以上) には約 100 万ヘクタールの「蘚苔林 (大半が低木で「山地林」または「雲霧林」と呼ばれることもある)」が分布している。

フィリピンでは、天然林を他の土地利用 (主に農業) に (無計画に) 転換する傾向が緩やかなペースで続いているものの、2011~2016 年の国家緑化プログラム (National Greening Program/NGP) の下で植林が野心的に進められた結果、森林面積が近年わずかに増加している。NGP は、2016 年までに 15 億本の苗木を植えて 150 万ヘクタールの土地を緑化することを目的に、2011 年に行政命令 (Executive Order/E.O.) 第 26 号に基づいて策定された。政府機関、民間セクター、NGO 及び地域住民組織は、同プログラムの下に結束して緑化に取り組んだ。環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources/DENR) の公式報告書には、同プログラム期間の 6 年間にわたり、170 万ヘクタールの土地に 13 億本の苗木が植えられたと記されている (ただし同プログラムにおける苗木の生存率を疑問視する声もある)。2015 年、フィリピン政府は行政命令第 193 号 (E.O. 193) に基づいて NGP を 2028 年まで延長した。目的は、全国に残存する非生産的で荒廃・劣化した林地 710 万ヘクタールを緑化することで、同計画は「拡大国家緑化プログラム」(Expanding the National Greening Program/ENGP) と名付けられた。現フェーズ (2017~2022 年) では、120 万ヘクタールの緑化が目標に掲げられている¹。NGP 及び ENGP の下では、各機関・企業が自己資金を用いて自主的に貢献することができるが、これまでに実施された植樹の大半は政府資金で賄われ、委託を受けた住民組織や NGO が植樹を行っている。

¹ <https://www.denr.gov.ph/priority-programs/national-greening-program.html>

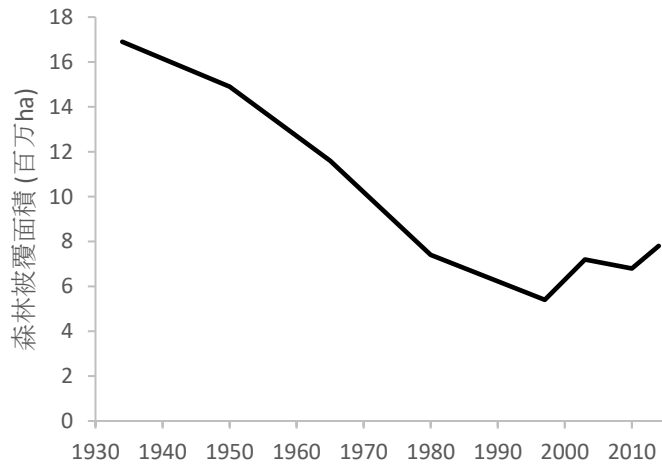


図 2. フィリピンの森林被覆の経年変化 (DENR, 2016a)

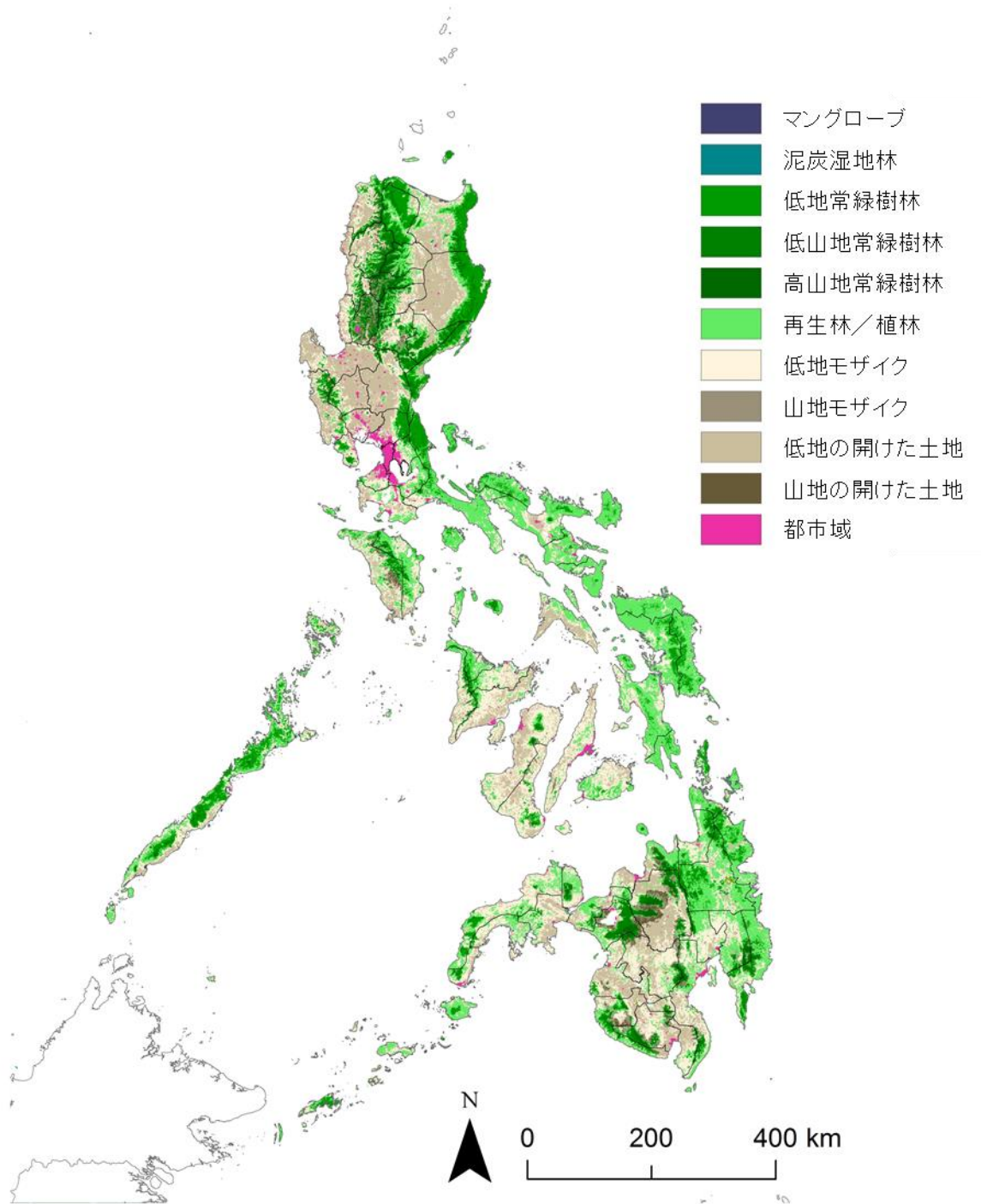


図 3. フィリピンの植生 (2015 年) (Miettinen et al. 2016)

1.2. 林業・木材加工セクター

1.2.1. 丸太生産

1970 年代以前、フィリピンは木材の主要生産国及び輸出国であり、特に 1960 年代後半から 1970 年代前半の数年間は産業用丸太の生産量が現在の 10 倍以上、1,000 万立方メートルを上回っていた (Dauvergne, 1997、図 4)。しかし 1980 年代になると、過剰

伐採、森林の他の土地利用への転換、移動耕作・木材の違法採取に起因する森林劣化などによって同国の木材生産量は激減した。国内の森林が消失し続けていることへの懸念から 2011 年に行政命令第 23 号 (E.O. 23) が発令され、全ての天然林の伐採に一時停止措置 (モラトリアム) が課された。同措置は現在も続いている。

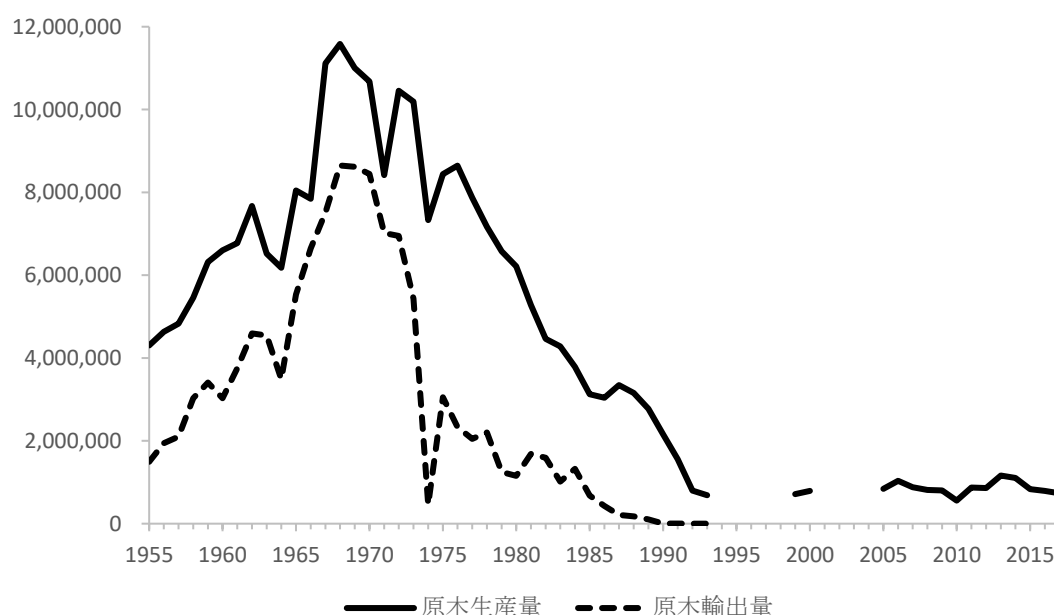


図4. フィリピンの原木生産量、輸出量(m³)

出典: 塩谷 1969、DENR 1009-2017 など

フィリピンでは、E.O. 23 の発令以降、実質的に全ての合法木材が人工林から伐採されており、そのほぼ全てが私有地から伐採されたものである。まれな例外として、認可されたインフラ、エネルギー、鉱業プロジェクトのために天然林を伐採することは認められているが、同伐採量は全体の 1% (1 万立方メートル未満) を占めるのみである。

近年、フィリピンでは毎年 70 万~120 万立方メートルの産業用丸太が生産されている (表 1) ²。2017 年には合計 733,474 立方メートルの丸太が集材された。

2017 年に国内で合法的に伐採された木材のうち、植林地所有証明書 (Certificate of Tree Plantation Ownership/CTPO)、特別伐採許可証 (Special Cutting Permit) 及び確認証明書 (Certificates of Verification/CV) に基づいて私有地の植林地から調達された木材の割合は 93% (726,872 立方メートル) に達していた (表 2)。包括的森林管理協定 (Integrated Forest Management Agreements/IFMA) に基づいてリースされた公有地から

² 同表にはココヤシから生産されている大量の「ヤシ材」は含まれていない。ヤシ材は DENR の規制対象ではないが、国内の木材需要の多くを満たしている。ヤシ材の推定生産量は毎年変動しているが、実際の生産量は数百万立方メートルに及ぶ可能性がある。

伐採された木材は 28,284 立方メートルで、コミュニティ林管理協定（Community-Based Forest Management Agreements/CBFMA）及び林地における統合型社会林業によって伐採された木材は 258 立方メートルだった。さらに、特別伐採協定（Special Cutting Agreements：送電線、道路、採掘作業など認可されたインフラ・建設プロジェクトのための伐採許可）による木材、再植林の準備が進められている木材用林地または私有地の劣化した天然林の例外的伐採許可による木材は 3,000 立方メートル未満だった。上記以外の木材は全て植林地から伐採された。

フィリピンの 15 地方（Region）のうち、ミンダナオ島（地方 9～13）は丸太生産が盛んで、2017 年にはフィリピン全国で生産された人工林丸太の 86%、天然林丸太の 77% が同地に由来した。特にミンダナオ島北東部のカラガ地方（地方 13）では、人工林丸太の 67%、天然林丸太の 77% が生産された。

また 2017 年に伐採された丸太（733,474 立方メートル）のうち、99.6%（780,563 立方メートル）が植林木だった。植林木の主な樹種には以下が含まれる。

- ファルカタ（*Paraserianthes falcataria*（以前の学名は *Albizia falcatari* または *Falcataria moluccana*、フィリピンでは一般的に *falcata* と呼ばれている））：498,251 立方メートル
- マホガニー（*Swietenia macropylla*）：68,550 立方メートル
- ヤマネ／メリナ（*Gmelina arborea*）：56,556 立方メートル
- アカシアマンギウム（*Acacia mangium*）：53,449 立方メートル

また、少量のゴムノキ（*Hevea brasiliensis*）、グバス（*Endospermum peltatum*）、ユーカリ（*Eucalyptus deglupta*）、ギンネム（*Leucaena leucocephala*）、モンキーポッド（*Samanea saman*）も植林地の供給源から伐採されている。

表1. フィリピン国内の事業者に消費されている産業用丸太生産量

(単位: 千 m³)

年	挽材／ベニヤ丸太	パルプ材	柱・杭	合計
2016	440	347	3	790
2015	443	395	4	842
2014	631	465	6	1,102
2013	641	518	7	1,166
2012	742	116	4	862
2007	648	227	6	881
2002	288	106	9	403
1997	241	312	3	556

出所: DENR/FMB フィリピン林業統計、2016

表 2. 各種木材伐採権(ライセンス)・許可ごとの丸太生産量(2017年)

(単位:m³)

地方	合計			IFMA		CBFM/ ISF	CTPO/SMF/ CV		PLTP		Special Cutting Permit		その他	
	合計	天然木	植林木	天然木	植林木	Planted	天然木	植林木	天然木	植林木	天然木	植林木	天然木	植林木
PHILIPPINES	733,474	2,912	730,563	2,252	26,032	258	36	688,329	4	770	a	2,543	619	12,632
CAR	1,439	552	887	-	-	-	18	293	-	35	-	2	535	556
Region 1	4,106	-	4,106	-	-	-	-	4,049	-	-	-	57	-	-
Region 2	333	-	333	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	333
Region 3	1,669	-	1,669	-	-	-	-	277	-	-	-	738	-	654
Region 4A	8,091	-	8,091	-	-	-	-	8,092	-	-	-	-	-	-
MIMAPORA	8,016	58	7,958	-	-	-	10	5,082	3	735	-	35	45	2,106
Region 5	716	12	703	-	-	-	-	186	1	-	-	339	11	178
Region 6	14,370	-	14,370	-	-	-	-	14,282	-	-	-	-	-	88
Region 7	28,609	-	28,609	-	-	-	-	27,966	-	-	-	-	-	643
Region 8	33,595	38	33,557	-	-	-	8	27,998	-	-	a	1,372	29	4,188
Region 9	33,280	-	33,280	-	18,078	258	-	14,612	-	-	-	-	-	332
Region 10	55,961	-	55,961	-	-	-	-	54,657	-	-	-	-	-	1,305
Region 11	24,272	-	24,272	-	-	-	-	598	-	-	-	-	-	35
Region 12	26,492	-	26,492	-	-	-	-	25,757	-	-	-	-	-	735
Region 13	492,525	2,252	490,274	2,252	7,954	-	-	480,841	-	-	-	-	-	1,479

IFMA: 包括的森林管理協定、CBFM: コミュニティ林管理、ISF: 統合型社会林業、CTPO: 私有地の植林地所有証明書。以前の名称は PTPOC (私有植林地所有証明書)、SMF: 自己モニタリングフォーム (CTPO からの木材搬出に必要な書類)、CV: 確認証明書 (CTPO 外の小規模私有地からの木材搬出に必要な書類) ※SMF の木材生産量は本来 CTPO として集計されるべきだが、一部の地域では SMF というカテゴリーが使われている (2019 年森林管理局聞き取り)。PLTP: 私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit)、Special Cutting Permit: 道路などの開発に伴い伐採された木材。公有地からの材が多い。その他: その他の木材伐採権/許可: 木材伐採許可証、ムヨン資源採取許可書、木材原産地証明書 (CTO) / 材木原産地証明書 (CLO)、特別私有地木材許可証 (Special Private Land Timber Permit)

a - 1 立方メートル未満

出典: DENR/FMB フィリピン林業統計 2017 を改変

1.2.2. 木材製品

2016年の時点で、フィリピンには認可された171の一次木材加工工場があった。製材所(11)、小規模製材所(115)、ベニヤ工場(44)、合板工場(20)、統合型木材加工施設(21)などが含まれ(DENR, 2016)、大半はミンダナオ島に位置している。これら全ての工場に認められている年間丸太使用上限量を合わせると180万立方メートルに達するが(DENR, 2016)、操業されていない工場や生産量を下げている工場があるため、実際の加工水準はそれよりもはるかに低い。

2014年(データが入手できる最新年)にDENRに登録していた森林関連業者の数は合計1,923あり(二次木材製品製造業者、家具製造業者、紙・紙製品工場を含む)、これら製造業者全体の公式雇用者数は合計73,819人だった(DENR, 2016)。ただし、家具工場はDENRから木材加工工場許可証を取得する必要がないため、これらの数字が全ての森林関連事業者の現状を反映しているわけではない。森林関連部門、特に家具産業には非公式に事業を行っている小規模企業が多数あると認識されている。フィリピン家具産業会議所(Chamber of Furniture Industries of the Philippines/CFIP)によると、2018年現在で5,000を超える小規模・家内企業(下請け業者を含む)が存在しており(Salvio Valenzuela, 2018年聞き取り調査)、より精度が低い他の推定値では、2018年初期の同企業数が15,000に上るとされている。これら小企業の大半は現地の国内消費者向けに家具、戸棚その他の製品を供給しており、完成品を輸出している企業はごくわずかである(Salvio Valenzuela, 2018年聞き取り調査)。

近年のフィリピンの木材加工事業者は、国内の丸太を主原料とし、輸入丸太や木材一次加工品で補充しながら(セクション1.3の原料輸入を参照)、以下の量の木材加工品を生産している(表3)。

表3. 木材加工品の生産状況

(単位:千 m³)

年	製材	ベニヤ	合板	繊維板	単板
2016	425	59	152	6	59
2015	322	59	146	54	87
2014	496	40	164	22	49
2013	450	60	199	13	58
2012	218	129	297	5	22
2007	362	124	281	6	56
2002	163	172	360	4	45
1997	351	62	484	NA	27

出典: DENR/FMB フィリピン林業統計、2016

1.3. 木材製品の取引状況(輸出及び輸入)

1.3.1. 輸入

コラソン・アキノ大統領は1991年、残存する原生林、並びに急勾配地・高地にある森林でのあらゆる伐採施業を禁止した。その後1990年代から2000年代初めにかけて、大量の木材・木材製品が輸入されるようになった（図5、表4）。また2010年代以降は合板、紙、木製家具などの輸入が増大している。

丸太は主にマレーシア（主にサバ州）。ソロモン諸島から輸入されており、他にパプアニューギニアなどからも輸入された（FAO, 2018、図6）。製材は主にマレーシア（大半がサラワク州）、カナダから輸入され、他の数カ国からも輸入されていた。合板は主に中国、マレーシア（特にサバ州）、及び日本が主な輸入先となっている。

フィリピンは、2017年に木材・木材製品（丸太、木材一次加工品、木材二次加工品を含む）全体で20億米ドル以上に相当する製品を輸入した（表7）。その半分以上（12億米ドル相当）が紙・紙製品・板紙で、中国（26%）、インドネシア（13%）及びアメリカ合衆国（10%）が主な供給国であった（FAO, 2018）³。

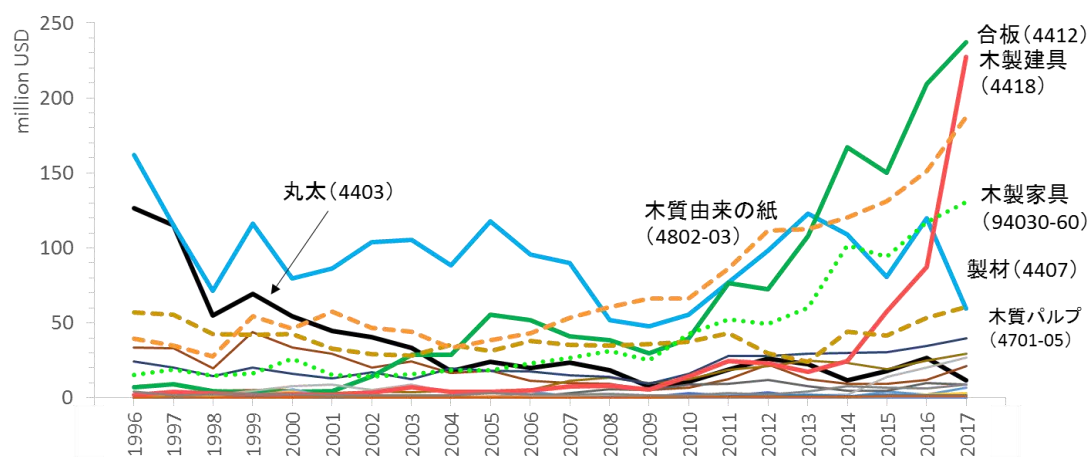


図5 フィリピンの木材・木材製品輸入金額経年変化

数字はHSコード

出典: UN Comtrade Database

³ フィリピンの製紙能力は限定的で、再生紙と輸入パルプのみに依存している。

表 4. 丸太及び木材一次加工品の輸入状況(1997～2017年)

(単位:千 m³、百万米ドル)

年	丸太 ^{*1}		製材		合板 ^{*2}		ベニヤ ^{*3}	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
2017	66.5	10.3	254.2	57.9	596.5	223.1	60.3	20.1
2016	113.5	25.6	326.8	119.8	517.7	209.1	25.3	11.7
2015	98.1	15.3	1144.7	80.9	292.1	149.9	23.7	9.2
2014	50.7	8.3	207.4	108.9	411.3	167.1	14.8	9.5
2013	119.0	20.8	240.2	123.1	195.0	107.8	30.6	12.6
2012	107.3	23.7	218.6	98.9	95.2	72.1	59.5	22.0
2011	87.2	18.3	160.0	77.3	94.2	76.7	38.0	12.7
2010	27.7	6.6	136.6	55.2	61.2	39.6	25.7	6.8
2009	35.3	7.0	128.8	47.7	3.9	1.5	22.9	5.5
2008	72.9	16.7	134.8	52.0	1.5	0.0	27.3	9.3
2007	88.7	22.5	174.5	90.7	4.3	2.4	18.1	4.7
2006	65.2	19.7	261.2	95.7	6.2	4.1	26.6	7.3
2005	165.0	23.9	362.5	117.7	4.0	1.5	64.4	16.7
2004	177.1	17.9	246.7	88.4	2.0	1.1	51.2	12.3
2003	355.8	33.1	338.1	105.4	5.1	2.1	91.1	22.4
2002	434.2	40.6	401.1	103.9	0.7	0.2	74.5	17.9
2001	551.3	44.7	370.8	86.3	0.4	0.2	105.4	26.4
2000	584.8	54.3	358.5	79.8	1.0	0.6	119.3	31.5
1999	583.6	69.5	381.2	116.8	1.0	0.6	138.2	40.2
1998	434.9	54.9	296.1	71.2	2.0	0.7	63.3	16.6
1997	768.5	117.8	411.7	112.6	1.0	0.5	86.4	27.6

*1- 以下は含まず:塗料、着色剤、クレオソートその他防腐剤で処理したもの(2007年以降)

*2 - 薄い板のみで構成された合板(1996～2009年)

*3 - 合板生産用のベニヤシートとコアストック(1996～2007年)

出典: DENR/FMB フィリピン林業統計、2017

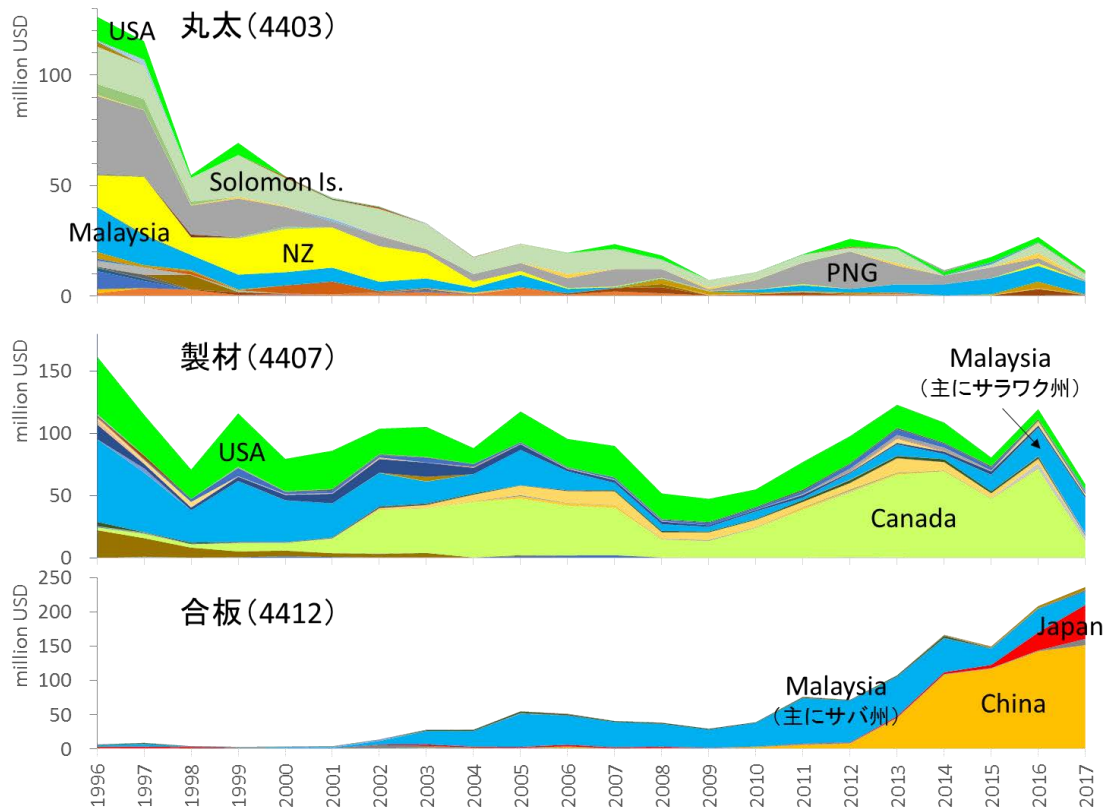


図6 フィリピンの木材・木材製品輸入金額の輸入先別経年変化

数字は HS コード

出典: UN Comtrade Database

表 5. フィリピン向け木材一次加工品の主要供給国(2017年)

(単位:m³、米ドル(FOB*価格))

供給国	量	金額
丸太		
マレーシア	42,581	5,181,084
ソロモン諸島	27,000	7,082,958
パプアニューギニア	5,716	600,740
南アフリカ	2,864	226,952
アメリカ合衆国	1,507	316,914
その他	26,299	520,624
合計	81,667	13,929,172
製材		
マレーシア	175,594	26,545,964
カナダ	28,164	11,930,138
ガボン	10,812	2,468,892
アメリカ合衆国	10,236	4,011,727
パプアニューギニア	6,738	1,147,327
その他	22,656	7,040,772
合計	254,200	53,144,820
合板		
中国	516,723	138,388,240
日本	46,569	41,758,722
マレーシア	13,205	16,350,356
ベトナム	10,274	3,904,562
インドネシア	6,725	7,581,734
その他	3,497	2,362,505
合計	596,543	210,346,119
単板		
中国	30,096	10,568,901
マレーシア	11,796	2,305,042
ニュージーランド	7,597	2,834,892
ベトナム	1,866	514,112
ソロモン諸島	1,391	317,825
その他	7,563	2,432,266
合計	60,309	18,973,038

*FOB: 本船甲板渡し条件 (Free On Board)

出典: フィリピン統計局 (Philippine Statistics Authority/PSA)

表 6. マレーシアからフィリピンへの木材・木材製品輸出货量(2016 年)

(単位:千 m³)

	丸太	製材	合板	ベニヤ
マレーシア半島	0	42.34	10.10	0.3
サバ州	44.67	19.42	29.04	2.65
サラワク州	0	169.77	17.57	0.62
合計	44.67	231.53	47.45	3.31

出典: マレーシア木材産業公社⁴

表 7. フィリピンの林産物輸入(2017 年)

(金額: : 千米ドル; FOB 価格)

品目	量	単位	金額
紙・紙製品・板紙	1,366,593,259	net kg	1,223,019
木質製品	299,489,668	gross kg	226,234
合板及び合板ベニヤパネル	596,543	m ³	210,346
木製・ラタン家具	147,881,423	gross kg	137,481
パルプ・古紙	230,220,747	net kg	87,036
製材	254,200	m ³	53,145
繊維板	64,290,646	net kg	35,336
パーティクルボード	59,723,543	gross kg	26,482
ベニヤその他加工木材	60,309	m ³	18,793
丸太	<i>m</i>	-	13,755
さねはぎ加工材等	5,194,610	gross kg	7,784
圧縮木材及び再生木材	6,088,628	m ³	2,046
廃材	23,816,819	net kg	1,183
非木材林産物	829,544	net kg	891
木材チップ及び小片	17,662,103	gross kg	651
木毛・木粉	2,029,571	net kg	308
非木材製品	<i>m</i>	-	191
木炭	120,066	net kg	64
単純加工木材	53,800	gross kg	20
森林関連製品輸入総額			2,044,764
フィリピンの輸入総額			92,660,272
輸入総額に占める林産物輸入額の割合(%) (金額ベース)			2.21

m - 様々な測定単位が採用されている。

出典: フィリピン統計局

1.3.2. 輸出

フィリピンでは、国産・輸入原料から国内消費・輸出向け木材製品が製造されている。フィリピンから輸出される木材製品の大半は二次及び三次付加価値製品で、2017年の森林由来品目の輸出総額は17億米ドル近くに達している(表8)。これら輸出品の大半(12億米ドル相当)は「木質製品」(例: ドア、窓、建具、モールディング、床材、木製器具、木製玩具)で、ほとんどが日本へ輸出されている。金額ベースでは、2016年の森林由来品目の関連製品の輸出はフィリピンの輸出全体の2.7%以上を

⁴ <http://www.mtc.com.my/resources-TradeInfo-2016.php>

占めている（DENR, 2017）。2017年の「木質製品」の輸出量は前年（28億米ドル）からは減少したが、これはその最大の生産拠点であるカビテ輸出加工区において2017年2月に最大の工場で起きた火災が主な原因である可能性が高く、一時的なものだと考えられる。

「木質製品」の次に主要なフィリピンの輸出品（金額ははるかに小さい）には、パルプ・古紙（主に英国、オランダ、日本へ輸出）、紙・紙製品・板紙（主にインドネシア、アメリカ合衆国、マレーシアへ輸出）、及び家具などがある（DENR, 2017）。アメリカ合衆国はこれまでフィリピン製家具の主な輸出先だったが、近年、その割合は40%未満に下がっている。フィリピンの輸出業者が家具の輸出市場の多角化に取り組んでいるため、日本や中東への輸出が大幅に増えている（Salvio Valenzuela、2018年聞き取り調査）。

フィリピンは2017年に8,100万米ドル相当の木製・ラタン家具を輸出しており、同年に25万立方メートルの製材、及び3.7万トンの木炭（2,170万米ドル相当）も輸出している。木材チップおよび小片の輸出額はごくわずか（34万米ドル）であった（DENR, 2017）。

フィリピン産木材製品の主な輸出先として突出しているのは日本で、2017年には同輸出品全体の約69%を輸入している（表12）。その85%は前述の「木質製品」であった。日本以外では、アメリカ合衆国（特に家具）、英国、中国、及びオランダがフィリピン産木材製品の主な輸入国である（DENR, 2017）。

表8. フィリピンの林産物輸出(2017年)

(単位:千米ドル;FOB 価格)

森林関連製品	量	単位	金額
木質製品	727,786,369	gross kg	1,219,985
紙・紙製品・板紙	89,898,103	net kg	114,880
パルプ・古紙	142,200,282	net kg	111,518
製材	249,005	m ³	94,485
木製・ラタン家具	19,348,489	gross kg	81,156
合板及び合板ベニヤパネル	25,830	m ³	54,466
木炭	37,079,277	net kg	21,707
非木材製品	m	-	16,517
繊維板	2,068,460	net kg	11,753
さねはぎ加工材等	1,374,775	gross kg	7,810
パーティクルボード	535,395	gross kg	3,178
非木材林産物	761,557	net kg	1,265
ベニヤその他加工木材	1,086	m ³	556
木材チップ及び小片	4,939,493	gross kg	343
廃材	704,489	net kg	139
圧縮木材及び再生木材	21,915	m ³	121
丸太	11	net kg	14
単一加工木材	20	gross kg	a
森林関連製品輸出货量合計			1,739,893

フィリピンの輸出総額	62,874,635
輸出総額に占める林産物輸出額の割合(%) (金額ベース)	2.77

a - 1,000 米ドル未満

m - 様々な測定単位が採用されている。

出典: フィリピン統計局

表 9. 木材一次製品の輸出状況(1997~2017 年)

年	材木		合板 *1		ベニヤ *2	
	量	金額	量	金額	量	金額
2017	249	94,485	26	54,466	1	556
2016	189	25,931	a	418	a	242
2015	267	37,346	a	401	1	808
2014	310	69,42	2	1,819	4	3,269
2013	240	74,132	4	3,773	3	3,078
2012	392	28,046	13	10,986	32	13,475
2011	405	24,377	40	24,336	15	1,347
2010	377	10,587	24	14,963	3	2,057
2009	293	9,629	33	21,921	4	1,301
2008	215	11,602	39	19,237	4	2,003
2007	208	14,342	37	14,81	6	3,57
2006	184	13,198	20	9,619	6	4,019
2005	130	8,487		7,734	6	3,596
2004	125	9,737	42	15,466	7	3,225
2003	119	12,12	10	3,287	4	2,382
2002	91	10,267	7	3,029	6	3,089
2001	105	15,959	a	200	3	1,547
2000	120	20,457	2	2,056	5	2,962
1999	69	8,739	a	343	5	2,89
1998	41	5,543	a	80	32	11,748
1997	141	21,852	a	17	31	14,385

a - 1,000 立方メートル未満

*1 - 薄い板のみで構成された合板(1998~2005 年)

*2 - 合板生産用のベニヤシートとコアストック(1998~2007 年)

出典: フィリピン統計局

表 10. フィリピンから輸出された森林由来品目の主な輸入国(2017 年)

(単位:百万米ドル;FOB 価格)

品目	日本	米国	中国	英国	オランダ
製材	69.2		24.5		
合板	53.2				
木質製品	1196.1	9.3		0.7	0.7
木製・ラタン家具	23.9	36.1	1.3	1.8	1.5
非木材林産物		13.2		0.1	0.1
紙・板紙		18.4	7.2	0.6	0.3
パルプ・古紙	15.6	10.9	4.7	29.1	20.7
木炭			4.0		
その他	49.6	0.7	1.1	0.0	0.1
合計	1407.5	88.6	42.8	32.3	23.4

出典:フィリピン統計局

2. 関連政府機関の概説

2.1 法的権限

フィリピンの森林・木材関連部門を管轄・管理する主な機関・当局を表 13 にまとめた。

現地レベルのあらゆる監視・管理は、DENR の職員、通常はコミュニティ環境天然資源官 (Community Environment and Natural Resources Officers/CENROs) が担当する。現在フィリピン国内には 173 人の CENROs が配置されており、公有林地内の利用権取得を希望する個人・企業にとって、CENROs が最初の接点となる。CENROs は、あらゆる申請を受領し、現地調査を行い、要請の承認・却下に関する決定または勧告を行う。CENROs はさらに、管理計画 (例: 5 カ年作業計画、年次運用計画、成果報告) の精査、伐採の対象となる植林地の調査、伐採予定のインベントリーと量の検証、私有植林地所有者への認証付与なども担当している。

丸太・製材の輸送時には、輸送する量と詳細を CENROs が点検・確認する。また CENROs は、木材加工工場許可証の申請を受領し、必要な決定レベルに従って、より上級の DENR 職員に承認または却下の勧告を行う。

DENR は、搬入される木材を監視・検証する「工場内計測者」を全ての木材加工工場に配置している。木材の搬入・移動を記録するために、木材加工工場の受入エリアには CCTV カメラの設置が義務付けられており、木材の搬入・搬出に関する日報、週報、月報または四半期報告書の記入及び DENR への提出も義務付けられている (報告頻度は工場の種類によって異なる)。

労働慣行並びに労働者の健康・安全に関する問題は、労働雇用省 (Department of Labor and Employment/DOLE) が監督し、同省には製造工場その他事業者を無作為に点検する権限が与えられている。さらに DOLE には、従業員記録を点検し、支払い・手当の慣

行を検証し、労働条件を調査する権限も与えられており、フィリピン労働法に違反した場合は罰金または営業停止処分を受けることがある。

表 11. 木材及び木材製品の伐採、加工、流通及び取引の管轄機関・当局

機関名	役割及び責務
環境天然資源省(DENR)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国の環境及び天然資源(公有地内の森林・放牧地、保護区、流域地区を含む)の保全・管理・開発・適切な利用を所管する主務官庁。 ▪ 全国に展開する事務所のネットワークを通じ、木材の伐採・輸送・利用など天然資源のあらゆる利用を認可・規制する。 ▪ 国・地方・州・コミュニティレベルでそれぞれ相応する権限・役割を有する職員及び事務所を維持する。
環境天然資源省森林管理局 (Forest Management Bureau/FMB)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 林地及び流域を効果的に保護・開発・保全するために、DENR の本部及び現地事務所に技術指導を提供する ▪ 持続可能な森林管理を実施するための政策及びプログラムを提言する。
環境天然資源省生物多様性管理局 (Biodiversity Management Bureau/BMB)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家統合保護地域制度(国立公園、保護区を含む)を構築・管理するための政策・指針・規則・規制を提言する。 ▪ 生物多様性の保全を目的とした政策・指針・規制を提言する。 ▪ 絶滅のおそれのあるフィリピンの動植物リストを作成・保持し、それらの保全計画を策定する。 <p>ワシントン条約(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora/CITES)の指定権限機関(全ての CITES リスト掲載種の輸出に関する CITES 許可書の発行を含む)。</p>
環境天然資源省環境管理局 (Environmental Management Bureau/EMB)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国の環境影響評価プロセスの監督を所管する。 ▪ 木材加工工場の操業に必要な環境クリアランス証明書 (Environmental Clearance Certificates)の申請を審査し、承認または却下する。
環境天然資源省国土地理・資源情報庁 (National Mapping and Resource Information Authority/NAMRIA)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地図作成サービスを提供し、天然資源データ(地図、図表、文書、統計)の中央マッピング局、保管施設、配信機関としての役割を果たす。
環境天然資源省地方事務所 (Regional Environment and Natural Resources Offices)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ DENR は 16 の地方事務所を持っており、それらの事務所は、許認可の直接発行、地方自治体や州環境天然資源官 (Provincial Environment and Natural Resources Officers /PENROs)の監督下で GENROs が発行した許認可の審査を行うなどの重要な役割を果たしている。
環境天然資源省州事務所 (Provincial Environment and Natural Resources Offices/PENROs)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 天然資源管理を州レベルで監督する。 ▪ GENROs を評価・監督する。
環境天然資源省コミュニティ事務所 (Community Environment and Natural Resources Office/GENROs)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方政府(州、独立市、市・町、バランガイ)と連携しながら、関連する環境天然資源省州事務所長の監督下で、地方自治体レベル(通常 4~10 の町を担当)の職務に就いている。GENROs は PENROs の直属にあり、DENR(本部、DENR 地方事務所及び DENR 州事務所)の指導を受けるが、現地の市町村長とも連携する。

機関名	役割及び責務
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ CENROs はフィリピンの林業のほぼ全ての側面において現地レベルで主要な役割を果たしている。 ▪ フィリピン国内に 173 の CENROs が配置されている。
国家先住民族委員会 (National Commission on Indigenous Peoples/NCIP)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ フィリピン先住民族の権利保護を所管する。1997 年制定の先住民族権利法 (Indigenous Peoples' Rights Act/IPRA) に即した先住民族の先祖伝来領域の公式認定の取得支援を含む。 ▪ 先祖伝来領域権原証明書及び先祖伝来地権原証明書を発行する。 ▪ 先祖伝来領域請求の審査及び同権原発行を待つ先祖伝来領域請求 (先祖伝来領域請求権証明書) を登録する。
貿易産業省 (Department of Trade and Industry/DTI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易産業政策の策定を所管する。 ▪ 競争力及びビジネス環境の向上に努める。貿易及び投資を促進する。 ▪ 輸出申告書を発行する。 ▪ フィリピン貿易投資センターを世界中 28 カ所 (大阪、東京を含む) に展開している。
農業省植物産業局 (Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture/BPI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 植物製品の輸出に関する植物検疫証明書を発行する。 ▪ 植物原料及び製品の輸入に関する衛生・植物検疫輸入許可書を発行する。
証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission /SEC)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ フィリピンの資本市場を育成及び規制し、民間企業が事業を行うために必要な登録を行う。 ▪ 優れた企業統治を推進する。 ▪ 金融商品・資源へのアクセスを促進する。
土地登記局 (Land Registration Authority/LRA) (法務省 Department of Justice) の下部組織)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 登記命令及び権原証書を発行し、文書、土地権利証その他土地取引を登録し、土地所有権の記録を提供する。 ▪ 権原譲渡証書を発行する。 ▪ 登記済みの土地の取引に関する権原の時系列記録または取引記録を保持する。
財務省関税局 (Bureau of Customs, Department of Finance/BoC)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易の規制・促進を所管する。 ▪ 輸入税を課税・徴収する。 ▪ 違法取引その他税関詐欺対策を講じる。 ▪ 通関管理システムを運用する。 ▪ 輸入業者及び輸出業者を登録する。
労働雇用省 (Department of Labor and Employment/DOLE)	労働及び雇用に関する政策策定・計画立案・調整・行政を担う主要機関。 労働法及び労働安全衛生規制の執行を所管する。
科学技術省 (Department of Science and Technology/DOST)	DOST 傘下の林産物開発研究所 (Forest Products Research and Development Institute/FPRDI) は、森林セクターにおける新製品・技術の開発を所管する。 DOST 傘下のフィリピン農水産天然資源研究開発センター (Philippine Council for Agriculture, Aquatic and Natural Resources Research and Development/PCAARRD) は、技術開発 (林業を含む) に関連する政策及びプログラム、並びに技術の普及・導入の支援を所管する。
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ▪ フィリピンは、州、市・町、パラングイの 3 つの地方行政単位に分かれている (イスラム教徒ミンダナオ自治地方、コルディエラ行政地域を除く)。 ▪ 2017 年 3 月 31 日現在、フィリピンには 1,489 の町がある。 ▪ 木材加工・取引など現地の事業活動を登録する (例: 営業許可証)。 ▪ CENROs と連携する。

■ 現地の環境・天然資源問題に対処するために町環境天然資源官 (Municipal Environment and Natural Resources Officers/MENROs)を雇用する権限がある。MENROs は通常、現地レベルで CENROs と緊密に連携する。

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES
ORGANIZATIONAL CHART

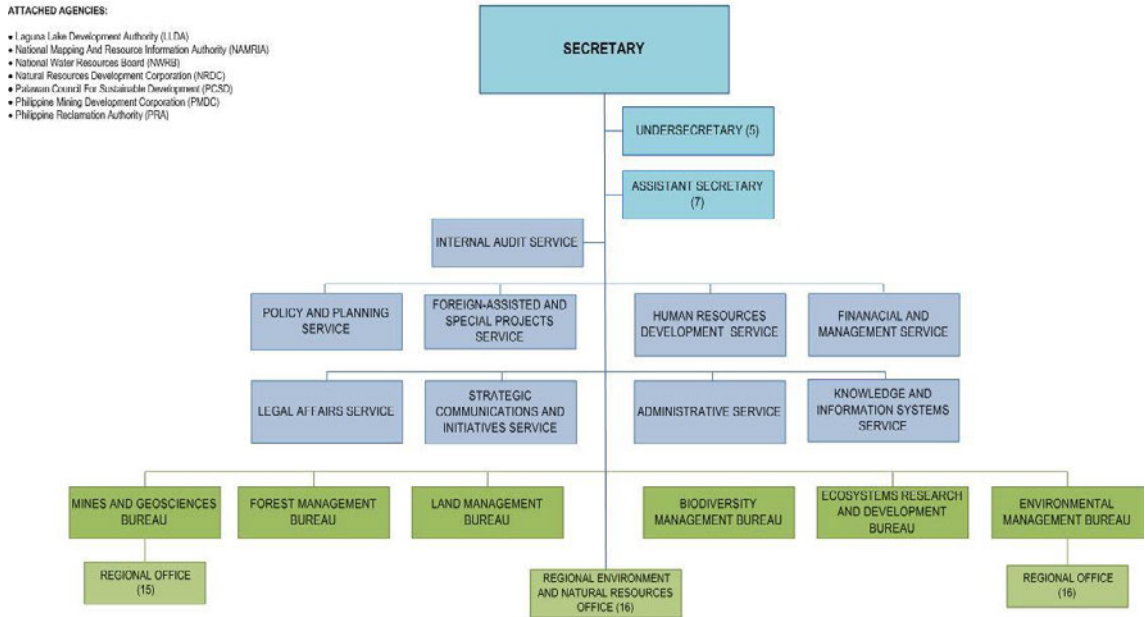


図7 環境天然資源省組織図

出展 : <http://www.denr.gov.ph/about-us/organizational-structure>

3. 森林資源の収穫に関する法律

3.1. 森林資源の収穫に関する法規制

表 12 は、森林・資源保有権、森林管理、木材伐採等に関する主な法規制のリストである (該当する主なサイトの HTML リンクを記載している)。

表 12. 森林へのアクセス、森林管理、及び各種許認可の発行に関する法規制

法規制の名称	年(公布年 及び最終 改正年)	詳細
大統領令 (Presidential Decree /PD) 705号、「フィリ ピン改正森林法」 として知られる	▪ 1975	フィリピンの森林基本法に相当し、行政、管理方針、木材伐採、森林利用、木材加工、森林保護、森林再生、手数料等について定めている。 https://www.lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_705_1975.html
行政命令 (Executive Order/E.O.) 23 号	▪ 2011	フィリピン国内の全ての天然林及び残存林における木材伐採の一時停止(モラトリアム)を宣言し、違法伐採対策タスクフォース結成した。 https://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/executive_order_no_23_692.pdf
行政命令 263 号	▪ 1995	国の林地資源の持続可能な開発を確保するために、コミュニティを基盤とする森林管理を国家戦略として採用し、実施のためのメカニズムを規定した。 https://www.lawphil.net/executive/execord/eo1995/eo_263_1995.html
DENR 省 令 (Administrative Order) 2004-29 号	▪ 2004	行政命令 263 号の施行を目的に改正された規則・規制。「コミュニティ林管理(CBFM)戦略」として知られる: <ul style="list-style-type: none"> • 過去の住民指向型森林管理アプローチが全て統合されている。 • 国の森林管理の主な戦略である CBFM について詳述している。 • CBFM に参加する住民組織の資格、並びに CBFM 協定の指定手続き(申請要件、保有便益、ガバナンス、森林管理実践を含む)を定めている。 http://policy.denr.gov.ph/dao2004/dao2004-29.pdf
DENR 省 令 2004-30 号	▪ 2004	社会産業林管理プログラムの中で小区画の劣化林地において植林を行うことを目的に、個人及び団体が森林保有権を取得するための要件・資格・手続きについて説明し、木材伐採規定を含む権利と義務を詳述している。1~20 ヘクタールの林地は個人または単一世帯に、20~500 ヘクタールの森林は協会、パートナーシップ、協同組合に配分される。保有期間は 25 年で更新可能。 http://policy.denr.gov.ph/dao2004/dao2004-30.pdf
DENR 省 令 1999-53 号	▪ 1999	包括的森林管理プログラムに関する規則・規制: <ul style="list-style-type: none"> • 500 ヘクタール未満の林地を対象に、包括的森林管理協定(IFMAs)を結ぶために必要な資格及び条件について詳述している。無効または失効した木材伐採権協定(TLAs)(かつての木材コンセッション)を IFMAs に転換させることも含まれる。 • IFMA 保持者の利益と義務について概説している。 • IFMA に基づいてリースされた土地における管理・伐採・植林等に関する実践と規則を明確化している。 http://policy.denr.gov.ph/1999/fordao99-53.pdf
DENR 省 令 1998-45 号	▪ 1998	CBFM 区域内における管理(スチュワードシップ)契約証書の発行及び譲渡に関する指針: <ul style="list-style-type: none"> • 最大 10 ヘクタールの林地を対象に、資格のある森林占有者に対して管理契約証書(CSCs)保有権(期間は 25 年で更新可能)を付与するための諸条件を明確化している。

法規制の名称	年(公布年 及び最終 改正年)	詳細
		<ul style="list-style-type: none"> 付与された土地を売却または譲渡できる条件を概説している。 森林居住者の保有権を認めた国内初の証書の1つ。 http://policy.denr.gov.ph/1998/dao98-45.pdf
DENR 通達 (Memorandum Circular) 1999- 20号	▪ 1999	<p>重要な「私有地または納税申告された譲渡可能地内にある私有植林地から得られた木材副産物の登録・伐採・輸送・販売に関する補足指針」について規定している。私有地で造成された植林地の登録について概説し、伐採・輸送・販売手続きを簡素化している。</p> http://policy.denr.gov.ph/1999/formo99-20.pdf
共和国令 (Republic Act) 7586号「1992年 国家統合保護 地域制度法」 (National Integrated Protected Areas System Act)	▪ 1992	<p>国家統合保護地域制度の構築・管理(国立公園、厳正自然保護区、国定記念物その他保護区を含む)について定めている。</p> http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/phi19796.pdf
共和国令 9147 号「野生生物資源 保全保護法」 (Wildlife Resources Conservation and Protection Act)	▪ 2001	<p>国の野生生物資源(絶滅危惧動植物を含む)に法的保護を与え、その管理について概説している。野生生物種の採集・取引について規定し、DENR 保護地域・野生生物局(現在の生物多様性管理局)をCITES に記載された種の取引を管轄する管理機関に指定している。</p> https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2001/ra_9147_2001.html
共和国令 8371 号「1997年先住 民族権利法」 (Indigenous Peoples' Rights Act: IPRA)	▪ 1997	<p>先住民族文化社会と先住民の権利を承認・保護・促進している:</p> <ul style="list-style-type: none"> 先祖伝来領域に対する先住民族文化社会と先住民の権利を承認し、先祖伝来領域の所有・範囲の決定に際して財産権及び財産関係に関する慣習法を適用できることを認めている。 先祖伝来領域請求権/権原証明書の発行について規定している。 先祖伝来領域・伝来地に影響を与えるあらゆる取り組み及び計画に対して、FPICの取得を義務付けている。 先住民族が先祖伝来領域内の天然資源を管理・利用する権利を認識している。 先住民族文化社会及び先住民の権利を支援するために国家先住民族委員会を設立している。 http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/phi13930.pdf
共和国令 9175 号「2002年チェ ーンソー法」 (Chainsaw Act)	▪ 2002	<ul style="list-style-type: none"> チェーンソーの所有・占有・売却・輸入・利用を規制している。 チェーンソーの所有者及び占有者に有効な許可書の取得を義務付けている。 https://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2002/ra_9175_2002.html
大統領令 (Presidential Decree/PD) 442 号「フィリピン労 働法」(Labor	▪ 1974 ▪ 複数回 にわたっ て様々 なセクシ	<p>労働者及び雇用者の権利義務、労働条件、労働安全衛生、福利厚生、保護等に関するフィリピン労働基本法。これまでに PD 442 の様々なセクションが改正されており、DOLE は最近、更新及び修正された全ての条項を編纂・公表している(DOLE ウェブサイト参照)。</p> https://www.dole.gov.ph/

法規制の名称	年(公布年 及び最終 改正年)	詳細
Code of the Philippines)	ヨンが改 正	

3.2. 森林に対する法的権利

3.2.1. 公有地・林地

フィリピンでは、国家が「林地 (forestland)」として知られる「公有地」の全ての土地 (総面積 1,580 万ヘクタール) を所有している。「林地」として維持する必要が無いとの決定が下された土地は「譲渡可能地 (alienable and disposable lands)」に分類され、大部分は私有されている。公有地の管理者である政府は、各種法令の規定に適合する林地について、様々な保有証書や協定書を発行し、林地の保有権や伐採等の利用権を付与している。DENR が発行するそれらの保有証書が対象としている面積は、現在合計 280 万ヘクタールに達している。また 550 万ヘクタールの土地の権原が先住民族文化コミュニティ (indigenous cultural communities/ICCs) 及び先住民 (Indigenous Peoples/IPs) に付与されているが、様々な保有証書があり、先祖伝来領域として権原付与されている土地の一部と重複しているため、混乱や争いの原因となっているケースもある (Gillian Dunuan、2018 年聞き取り調査)。また現実には、公有地を占有・利用する法的権限を与えられていない「不法占拠者」によって多くの公有地が占有されている。

また、フィリピン政府は、現地コミュニティや先住民の権利の承認・行使および、あらゆるステークホルダーが天然資源管理に関する計画立案及び意思決定に参加・関与することを推進している。フィリピンでは NGO や住民組織 (Peoples Organizations/PO) に積極的に関わる人が多いため、ほとんどの意思決定プロセスにおいて、影響を受ける現地ステークホルダーの意見が反映されている。

1990 年代以前のフィリピンでは、森林利用権は主に木材伐採権協定 (Timber License Agreements/TLAs) に基づいて配分され、数十万ヘクタールの天然林の木材伐採権が商業伐採企業に付与されていた。1975 年頃に森林政策の改革が始まり、PD 705 号 (現在もフィリピンの森林基本法として存続) により、区分された林地に居住し高地で移動耕作に従事している人が数百万人いることを認識し、1975 年以前から森林に居住している者を不法占拠者として起訴することを中止した。1982 年、フィリピン政府は統合型社会林業プログラム (Integrated Social Forestry Program/ISFP) を開始し、森林占有者に 25 年間の保有権 (更新可能) を保証する管理契約証書 (Certificates of Stewardship Contracts/CSCs) を付与した (Pulhin, et al., 2008)。1986 年にマルコス政権が失脚すると急速な民主化への道が開かれ、森林政策における社会的公正の向上につながった。1989 年には DENR 省令 123 号が発令され、コミュニティ林業プログラム (Community Forestry Program/CFP) が策定された。それによって、高地の農家に森林資源への合法的なアクセス (配分された土地の天然林から木材を伐採する権利を含む) が提供された。1995 年、当時のラモス大統領は行政命令 263 号を発令し、CBFM プログラムを持続可能な森林管理における国家戦略に位置付ける画期的な政策を打ち出した。同プロ

グラムの下で、様々な証書（大半は CBFMAs）に基づき現地コミュニティに 25 年間の保有権（更新可能）が付与された。

一方 TLA コンセッション制度は段階的に廃止されていった。現存する TLAs は 2 つのみで（対象面積は 119,560 ヘクタール）、いずれのケースも天然林の伐採一時停止措置（E.O. 23）によって伐採作業が中止されている。また一部の既存または無効の TLAs は包括的森林管理協定（IFMAs）へ転換されていった。

1995 年には、先住民（IPs）の先祖伝来領域（Ancestral domain）に対する請求も認められ、記録された。1997 年には、先住民に関する世界で最も進歩的な法律の 1 つである、先住民族権利法（Indigenous Peoples' Rights Act / IPRA）が制定された。IPRA は、先住民族文化コミュニティ及び先住民が、先祖伝来領域の所有権を主張することについて規定している。先祖伝来領域（有史以前から居住してきたことが証明された土地）とは、資格のある先住民族文化コミュニティ（indigenous cultural community / ICC）または先住民に交付された先祖伝来領域権原証明書（Certificates of Ancestral Domain Title / CADT）または先祖伝来地権原証明書（Certificates of Ancestral Land Title / CALT）に基づき私有が法的に認められた土地を指し、先住民族文化コミュニティまたは先住民は、IPRA の下で、指定された先祖伝来地の範囲内において土地と資源を管理・利用する権利を有する。その他の権利・保護として、先住民族文化コミュニティと先住民には、十分な情報と理解に基づき、先祖伝来領域に影響を与えるあらゆるプロジェクト（公共・民間を問わず）の策定及び実施に参加する権利も保証されている（＝十分な情報に基づく事前の自発的同意：Free, Prior and Informed Consent/FPIC）。また国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples/NCIP）には、IPRA に基づいて先住民族文化コミュニティ及び先住民の権利を確保及び保護するための幅広い権能を与えられている。

上記以外の林地は、多数の異なる保有権配分の取り決めによって、個人・世帯、コミュニティ、協会その他の組織に配分された。ほとんどの場合、様々な保有証書や規制に基づいて林地を配分するには、現地住民が土地の境界確定・指定・管理に積極的に関与することが不可欠である。林地保有権に関する主な取り決めを以下にまとめた。

3.2.1.1. コミュニティ林管理協定（CBFMAs）

コミュニティ林管理協定（Community-Based Forest Management Agreement / CBFMA）とは、政府と住民組織（PO）が代表する現地コミュニティとの間で交わされる合意であり、POs には現地住民を代表し合法的保有権保持者としての役割を果たすことが求められる。現地コミュニティは、定められた権利と義務を有する森林管理者として活動する。保有期間は 25 年で、さらに 25 年間更新することができる。2017 年現在、フィリピンには正式な CBFMAs が 1,884 件あり、対象面積は合計 1,615,598 ヘクタール（全林地の約 10%）に及ぶ。また約 20 万世帯が CBFMAs の下で森林管理に従事していると公式登録されている（DENR 省令 2004-29：E.O. 263 の施行に関する改正規則・規制及びコミュニティ林管理戦略）。しかし現実には、CBFMAs を保有しているが、ガバナンスの弱さや森林利用に関する不安定な政策（例：天然林からの木材伐採に対する現行規制）が阻害要因となり、活動していない POs も存在する。

3.2.1.2. 包括的森林管理協定（IFMAs）

包括的森林管理協定（Integrated Forest Management Agreements / IFMAs）は、林地管理の資格を有する個人・主体が、産業林の造成のために、一定の賃料を対価として、DENR と交わす協定である。2017 年現在、フィリピンには 102 件の有効な IFMAs があり、対象面積は 727,983 ヘクタール（全林地の約 5%）に及ぶ。かつての TLAs 地域をカバーしている IFMAs が多くあり、それらの地域は TLAs が失効または無効になった後に IFMAs に切り替わった。IFMAs に関連する所有権は他の主体に譲渡・移転できるが、そのためには DENR 大臣の承認が不可欠である（DENR 省令 1999-53：包括的森林管理プログラムに関する規制）。

IFMA 保持者には、協定を正式なものにする条件の 1 つとして、環境適合認証書（Environmental Compliance Certificate）の取得が義務付けられている。同認証書は DENR が発行し、特定の地域で提案されているプロジェクトまたは事業が、環境影響評価（Environmental Impact Assessment/EIA）または初期環境調査（Initial Environment Evaluation/IEE）の結果、許容できない影響をもたらすことはないと評価されたこと、並びに提案者が（必要に応じて）環境影響評価書（environmental impact statement/EIS）制度の要件を満たしていることを証明する文書である。

IFMAs の指定に関する DENR 省令 1999-53 規則は、対象地域の境界確定及び実施予定の管理活動について、当該の森林に依存して生活しているコミュニティと協議を行うことを明確に義務付けている。先住民族文化社会または先住民が先祖伝来領域・土地請求権に基づいて請求している土地、或いは ISFP、CFP などの住民指向型林業プログラムに基づいて DENR が交付した他の保有証書の対象土地は、当該土地保有者による FPIC が無い限り、IFMAs に含まれることは無い。また、プロジェクトや開発活動が与える社会経済的、政治的、文化的影響に関しては、高地のコミュニティ及び IFMA 地域内の先住民から FPIC を得ることも義務付けられている。

3.2.1.3. 社会産業林管理協定（SIFMAs）

社会産業林管理協定（Socialized Industrial Forest Management Agreements/SIFMAs）は、DENR と一般世帯（1～20 ヘクタール）または協会・パートナーシップ・協同組合（20～500ヘクタール）が、持続可能な開発の原則に則り、小区画の林地を開発・利用・管理する権利について規定する協定である。2017 年現在、フィリピンには 1,511 件の SIFMAs があり、対象面積は 32,005 ヘクタール（全林地の約 2%）に及ぶ（DENR 省令 1996-24：社会産業林管理プログラムに関する規則・規制）。

上記以外にも、植林借地契約（Tree Farm Lease Agreements/TFLAs）やアグロフォレストリー借地契約（Agroforestry Farm Lease Agreements/AFFLAs）など、林地の利用について DENR が発行している保有証書や協定・契約が数多くあるが、これらの協定・契約がカバーしている総面積は比較的小さい。

3.2.1.4. 先祖伝来領域

1997 年 IPRA の公布により、先住民の「先祖伝来領域」が合法的に認定された。先祖伝来領域は IPRA によって法律上「私有地」と認定され、同認定地内の全ての天然資源の

所有権と利用権も認められた。これまで IPRA の規定の下で約 550 万ヘクタールの土地が先祖伝来領域と認定されてきた。慣習的管理に基づいて森林資源を管理することが明確に認められ、DENR は、関連する伝統的かつ持続可能な土着の天然資源管理慣行を記録する取り組みを行っている。先住民は、IPRA に基づいて CADT または CALT を申請することができる。前者は一般的により広い地域が対象で、証明書はコミュニティに対して交付される。後者は一般的に小規模な地域が対象で、証明書は個人や世帯に交付される。CADTs と CALTs は、土地と資源の永代所有権を証明している。先住民はまた、先祖伝来領域に対する請求権を証明する先祖伝来領域請求権証明書（Certificate of Ancestral Domain Claim/CADC）を先に申請した上で、権原の請求審査や審査後の権原付与を待つこともできる。IPRA は、所有権が付与された先住民族文化コミュニティの外に先祖伝来領域／伝来地を売却することを禁じている。実質的には、国が原則的に保有している譲渡権を除き、先祖伝来領域・伝来地と定められた土地を利用・管理し、他者を排除する権利は、正当な所有者と特定された先住民に付与される。しかし、一部の先祖伝来領域には不確実性という大きな課題がある。原因は、IPRA の条項に「IPRA 制定以前に存在していた先祖伝来領域内の財産権と利用権は認識及び尊重されなければならない」と規定されていることにある。先祖伝来領域と主張されている多くの地域で、IPRA 以前にそのような財産権及び利用権（例：IFMAs）が付与されているため、権利の確定ができず、CADTs 及び CALTs の交付や IFMAs の更新に遅れが出ている（Gillian Dunuan、2018 年聞き取り調査）。先祖伝来領域の権原が認められている先住民と先住民族文化社会であっても、森林に関する国の法規制には従わなければならない。従って先住民と先住民族文化コミュニティは、自己利用のためであれば天然林から木材を伐採できるが、それらの木材を商業的に販売することは認められていない。ただし同じ境界内の私有植林地については木材を伐採・販売することができる。

3.2.2. 私有地

2011 年以前、様々な森林保有契約の保持者は、所定の条件や管理計画に従って天然林から木材を伐採することができた。しかし、違法伐採や持続不可能な森林伐採への懸念が高まり、フィリピン政府は 2011 年に E.O.23 を発令し、全ての天然林及び残存林の木材伐採一時停止措置（モラトリアム）を課した。天然林での木材伐採は現在も規制されており、専門家の大半は近い将来規制が解除されることは無いと考えている。

そのため 2011 年以降、フィリピンでは人工林から伐採された木材のみが合法木材となっている（ごくまれな特例として、認可されたインフラ及び開発プロジェクトのための伐採は認められている）。CBFMAs、IFMAs、SIFMAs その他様々な保有契約の対象となっている林地内には小規模の植林地があり、これら植林地では合法的に伐採できるが、国産合法木材の大半（80%以上）は私有地に造成された植林地で生産されている（DENR, 2016）。

現在拡大しつつある私有地の植林地は、DENR が発行している保有契約の対象ではなく、土地登記局（Land Registration Authority/LRA）の権原付与・登記慣行によって管理されている。譲渡可能地の合法的所有権を持つ個人や企業は、商業植林地を造成するよう奨励されており、私有植林地から伐採した木材を販売する意図がある植林地保有者は、地方自治体の監督下にある現地の CENROs から植林地所有証明書（Certificate of Tree Plantation Ownership/CTPO）（以前の名称は私有植林地所有証明書（Private Tree

Plantation Ownership Certificate/PTPOC)) を取得し、植林地を登記するよう求められている。登記をすれば、植林地木材の伐採・輸送・販売が可能になる。植林地の登記には、土地所有権の証拠、申請者が植林地の正当な所有者であることを示す、バランガイ首長（村長）から取得した証明書、及び植林地の写真が必要である。

表 13. 森林の保有権、利用権の種類と、木材の管理・伐採・輸送許可に関する書類

保有権・利用権	木材の管理・伐採・輸送許可に関する書類
公有地・林地 [1,580 万 ha] うち権利が付与された面積: 280 万 ha うち ICCs 及び IPs に権原が付与された面積: 550 万 ha	
コミュニティ林管理協定 (CBFMA) [1,615,598 ha]	(1) 25 年包括的資源管理フレームワーク (DENR が承認) 5 年作業計画 (DENR または CENRO が承認?) (2) 統合型社会林業プログラム (ISFP) によって付与された CSCs 農地計画 木材原産地証明書 (Certificate of Timber Origin /CTO) (CENRO が発行)
包括的森林管理協定 (IFMA) [961,510 ha]	初期環境調査 (DENR が承認) 25 年包括的資源管理計画 (DENR が承認) 環境適合認証書 (DENR が発行) 木材原産地証明書 (CTO) (CENRO が発行)
社会産業林管理協定 (SIFMA) [32,219 ha]	年次計画 (DENR が承認?) あらゆる植林木を自由に伐採する許可 伐採許可証 (CENRO が発行) 木材原産地証明書 (CTO) (CENRO が発行)
植林借地契約 (TFLA)	
アグロフォレストリー借地契約 (AFFLA)	
木材伐採権協定 (TLA) [119,560 ha]	
Special Cutting Permit	インフラにともなう伐採
譲渡可能地	
私有地	(1) 植林地所有証明書 (CTPO) (CENRO が登録) - 土地登記局 (LRA) による権原付与及び登記 - 植林地木材の伐採・輸送には CTPO と自己モニタリングフォーム (SMF) (CENRO が承認)、輸送契約書のみが必要。 (2) CTPO が無い私有地 伐採許可証及び輸送確認証明書 (CV) (CENRO が発行) が必要。 (3) 私有地の自然木伐採に関する私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit/PLTP) (高品質種を除く) (4) インドカリン (<i>Pterocarpus indicus</i>) やベンゲット松 (<i>Pinus keyisia</i>) などの植栽または自然植生の高品質硬材に関する特別私有地木材許可証 (Special Private Land Timber Permit/SPLTP)

3.3. 木材供給源の種類、管理・伐採計画及び許可証

E.O.23 の発令によって、実質的にフィリピンで合法木材となるのは、植林地から伐採された木材、並びにアグロフォレストリーと農地での植林木のみである。植林地での植栽には様々な環境規則が適用され、例えば、傾斜 50%以上の斜面と標高約 1,000 メートル以上の高地、並びに河川岸から 20 メートル以内の緩衝帯での木材伐採を禁じている。また国立公園や保護区内での木材伐採も全面的に禁止されている。

CBFMAs、CSCs、IFMAs 及び SIFMAs 対象地域内及び私有地からの木材伐採は認められているが、調達できるのは植林木のみである（まれな例外として、認可されたインフラプロジェクトや鉱業・エネルギー開発プログラム、IFMAs 対象地内での植林を目的に認可された敷地造成のための伐採は認められている）。木材伐採規則の順守監視を主に所管するのは現地の CENROs で、CENROs は伐採作業中及び作業後に公有地の CBFMAAs、IFMAs その他対象地域を検査し、違反があった場合は（必要に応じて）PENRO 及び DENR 地方事務所に報告する。

フィリピンでは、森林資源に関連した利益分配は一般的に現地住民に有利な取り決めになっている。ほとんどのケースで、現地コミュニティ、協会及び個人世帯は森林税が免除される（特に人工林からの木材伐採）。

違法木材伐採の監視・対策は DENR が主に所管する。様々な保有証書の対象となっている公有地内での伐採に関しては、DENR 職員（通常は CENRO またはそのスタッフ）が、伐採予定または伐採されたばかりの地域を定期的に訪れて調査する。同調査では、認可された伐採地以外で伐採された可能性がないかどうか、環境価値などに関連した伐採規則違反が行われていないかどうかという点に注意が払われる。TLAs 時代の古いフォームが今でも用いられているケースもあるが、伐採に関する違反は比較的まれである。

伐採に関する特定の法的要件を保有協定ごとに以下にまとめた。

3.3.1. 公有地・林地

保有証書（例：IFMAs、CBFMAs、SIFMAs）の対象となる公有林地の全ての土地において、政府または現在の保有権保持者以外の主体が植林した場合、総収入の 30%は政府に支払われ、70%は植林木伐採時の保有権保持者に支払われる。一方、現在の保有権保持者が植林及び育成した場合は、同保有権保持者が収入の 100%を取得する。

3.3.1.1. コミュニティ林管理協定（CBFMA）

CBFM 対象地では、承認済みの 25 年包括的資源管理フレームワークを構築することが求められ、同フレームワークには以下が義務付けられている：地元コミュニティとの協議、土地の境界確定と調査、木のマーキング、DENR（コミュニティ、州、地方レベル）、住民組織メンバー、地方行政単位その他ステークホルダーによる検証・承認。伐採は当該地域の承認済み 5 年作業計画に記された指示に従って行い、伐採予定の樹木の全木調査を行って CENRO に報告しなければならない。5 年作業計画の策定・承認は通常 2 カ月ほどかかり、費用は数百（場合によっては数千）米ドルになる（Pulhin and Ramiriz, 2016; Gritten, et al., 2013）。植林地から伐採した木材に森林税はかからない。伐採した樹木がコミュニティへの CBFMA 保有証書交付前に植えられていた場合、その販売によって得られた収入の 70%はコミュニティに、30%は政府に配分さ

れる。コミュニティ自身が植えた木を伐採した場合は、全収入がコミュニティのものになる。

管理契約証書 (CSC)

ISFP によって付与された CSC 保持者は、管理計画策定を目的とした簡単な年次計画を策定する必要がある。CSC 対象地での植林木伐採の際に従うべき手続き及び規則は、CBFM 対象地に適用されるものと似ている。例外は、5 年作業計画ではなく、個別の「農地計画」を指示書にしている点である。伐採する樹木の全木調査が義務付けられており、植林地から伐採した木材には森林税がかからない。現在ではほとんどの CSCs が CBFMAs に組み込まれている。

3.3.1.2. 包括的森林管理協定 (IFMA)

IFMA 保持者は、対象地域の初期環境調査（同調査後に環境適合認証書の承認が必要）を実施し、25 年包括的資源管理計画を作成した後、担当の DENR 職員から同計画への承認を得なければならない。5 年作業計画及び年次運用計画は、特定の作業（伐採を含む）に関する指示書となる。現在（E.O. 23 の発令以降）認められているのは植林木の伐採のみで、実施した主な管理活動に関する年次成果報告書を毎年 DENR に提出することが義務付けられている。植林地では承認された計画に従って伐採することができるが、例外として、傾斜 50%以上の斜面と標高約 1,000 メートル以上の高地、並びに河川岸から 20 メートル以内の緩衝帯での伐採は禁止されている。全木調査が義務付けられており、植林地から伐採した木材には森林税がかからない。

IFMA の契約条件は契約時に行われた DENR との個別の交渉によって異なるが、IFMA でも植林地から伐採した木材に対する森林税は免除される。

天然林での木材伐採が禁止されているため、現状では多くの IFMA は活動していないか、最低限の森林管理活動しか行っていない。IFMA 管理者からは、指定地内の森林資源保護に多大なコストがかかり続けているにもかかわらず、ほとんど収入を得ることができないと不満の声が上がっている。

3.3.1.3. 社会産業林管理協定 (SIFMA)

SIFMA 保持者は、管理を目的とした簡単な年次計画を策定する必要がある。あらゆる植林木を自由に伐採することが認められているが、環境保護のために必要な場所（例：傾斜 50%以上の斜面や河川岸）は除外される。伐採予定の木の全木調査が義務付けられており、CENRO が発行する伐採許可書が必要である。植林地から伐採した木材に森林税はかからない。

3.3.1.4. Special Cutting Permit

インフラ建設のために伐採された木材については、Special Cutting Permit が発行される。ほとんどが公有地であるが、私有地が含まれることもある。

3.3.2. 私有地

私有地に造成された商業植林地に関しては、伐採前に登記を行い、植林地所有証明書（CTPO、以前の名称は PTOC）の交付を受けなければならない。所有者が既に CTPO

を取得している場合は、私有植林地または個人所有の人工林から木材を伐採するために特定の管理計画を策定したり伐採許可証を取得する必要はない。ただし例外として、植栽されたインドカリン (*Pterocarpus indicus*、「フィリピンローズウッド」と呼ばれることもある) は高品質樹種とみなされており、1993年9月30日付 DENR 省令 58 号セクション 4 に従って「特別私有地木材許可証」 (Special Private Land Timber Permit /SPLTP) の取得が義務付けられている。

伐採時には、面積 50 ヘクタール以上の植林地の場合は伐採予定の木の全木調査を行い、CENRO に報告しなければならないが、それ以下の面積の場合は免除されている。CTPO 登録済み植林地の所有者は、自己モニタリングフォーム (Self Monitoring Form/SMF) を作成し、CENRO による検証を受ける。輸送と販売には、同フォームにタリーシート (輸送・販売を目的に伐採された木材の樹種と量を記載) と輸送契約書の写しを添付して提出するだけで十分である。

CTPO に登記されていない私有地であっても、本数が 10 本に満たないような場合には CENRO による CV の交付によって輸送が可能になる。

自然木 (植栽ではない) を有する私有地所有者は、自然木の伐採を認める私有地木材許可証 (Private Land Timber Permit/PLTP) を取得することができる。ただし、許可申請手続きが細かく複雑な上に、許可が下りることはほとんどない。

3.3.3. チェーンソー所有許可

木材伐採のためにチェーンソーを使用する全ての個人または団体・企業は、有効な許可書を取得することが法律 (共和国令 9175 号) によって義務付けられている。チェーンソー販売業者も、実施規則 (DENR 省令 2003-24) に基づいてチェーンソーの輸入・販売許可書を DENR から取得する必要がある。チェーンソーを合法的に所有する資格を有する者には、CBFMAs、IFMAs、SIFMAs 及び CSCs の保持者、並びに私有樹木農場経営者が含まれる。チェーンソー所有許可証は現地の CENRO が発行し、CENRO は林業に携わる適格所有者に登録証明書 (有効期間 2 年、更新可能) を交付する。所有者は、チェーンソー所有の適格性と必要性、及びチェーンソーの詳細 (種類、型式、シリアル番号等) を示す証明書類を提出する必要がある。

(参照 : <http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-24.pdf>) 。

また環境上の懸念として、木材伐採設備に用いられる潤滑剤の使用と適切な処分という課題もある。ただし現在フィリピンでは、木材伐採のほとんどのケースでチェーンソーや軽機しか使用されないため (スキッターやブルドーザーは使われない) 、そのような化学物質が不適切に扱われたり処分されたりするリスクは低い。

3.4. 保護種

環境天然資源省 (DENR) 生物多様性管理局は、共和国令 9147 号 (「2001 年野生生物資源保全保護法」) に従って、DENR 森林管理局と連携し、「近絶滅種」、「絶滅危惧種」、「危急種」、「その他危急種」の樹種に分類された「フィリピン絶滅危惧植物種リスト」を作成・保持している。最新リストが発表されたのは 2017 年 5 月で (DENR

省令 2017-11 号)⁵、同リストには、過去 (E.O. 23 発令以前) に商用樹種として伐採されていた複数の樹種を含む 388 の樹種が記載されている。しかし、フィリピン絶滅危惧植物種リストは野生個体群のみを対象としているため、同リストの樹種が植栽されて DENR に登録されると、合法的な伐採が可能になり、サプライチェーンに混入する可能性がある。これに最も該当するのがインドカリン (*Pterocarpus indicus*、現地名 narra) で、同野生個体群は「危急種」に分類されている。現在、インドカリンを植栽する樹木栽培者は、植林木の伐採に SPLTP を取得することが義務付けられている。フィリピンで生産されているインドカリンは現在でも天然林由来のものが多い。

CITES 付属書 II にはフィリピン在来種が 3 種記載されている。*Aquilaria spp* と *Gyrinops spp.* (沈香) 及び *Gonystylus spp.* (一般名: ラミン) で、これらの種の輸出入は過去数年間一切禁止されている。

さらに、南米原産の広葉樹種のマホガニー (*Swietenia macrophylla*) も CITES 付属書 II に記載されている種だが、フィリピン国内でよく植栽されている。フィリピンで植栽された *Swietenia macrophylla* の木材及び木材製品は CITES の対象ではないため、CITES 許可書が無くても自由に取引できる。従って理論的には、新熱帯区の国からマホガニー木材がフィリピンに輸入され、フィリピンの植林地で育った木材としてロンダリングされる危険性が存在する。しかしそのようなことが起きたことを示す事例は無い。

3.5. 林地及び資源保有権、並びに林産物を収穫・販売する権利に関連するリスク

3.5.1. 森林保有証書に関連したリスク

森林資源に対する請求権が重複または競合している可能性があり、契約策定プロセスの一環として土地利用権が相反するケースを特定するために多くの努力が払われているが、保有権をめぐる争いは実際に起きており、長期の法廷闘争に発展することもある。

森林資源保有権の配分プロセスや資源管理に関する意思決定のほとんどに、協議原則や ICCs・IPs の権利保護が適切に組み込まれているが、保有権の相反 (請求権の重複) に起因するリスクが生じることがある。CADTs 及び CALTs に関する懸念が特に高く、1997 年以前に締結された資源利用協定 (例: IFMAs) には、IPRA の下で同利用権を保持する法的権限が認められている。また、先祖伝来領域での林業活動を行う許可を IPs や ICCs から取得する際に、FPIC が不適切または不十分に行われているケースもある。

3.5.2. 木材伐採に関連したリスクと木材所有権の明確化

2つ目のリスクとして、伐採許可が付与されている保有証書対象地以外から得た木材がサプライチェーンに混入するケースもある (盗伐や近隣地域からの木材の入れ替え)。

人工林の場合、所有者が植林木を注意深く監視・警備しているため盗伐が発生するのは比較的まれである。一方、(実際の所有者の同意を得た) 木材の入れ替えは慣行として続いており、持続不可能な伐採につながるわけではないが、法律違反である。

3.5.3. 樹種の偽装に関連したリスク

⁵ <https://server2.denr.gov.ph/uploads/rmdd/dao-2017-11.pdf>

3つ目のリスクは、樹種の偽装で、近隣の天然林から得た木材を植林地で育った木として伐採・販売されることである。

しかし大半の植林地の樹種は識別が容易なため、（DENR 監視当局と共謀しない限り）天然林の樹種を植林地で育った木に偽装することは難しい。

フィリピンでは、植林地から伐採した木材の合法性リスクは低い。現在、合法的に伐採された木材の大半は所有者が明確な私有植林地から調達されており、私有植林地での伐採には規制がほとんど無い。また、（様々な保有証書の対象となっている）公有林の植林地から伐採された木材に関しても、ほとんどの場合 DENR が厳しく監視しているため、合法性リスクは低い。フィリピンで植栽されている主な植林地の樹種は、*Paraserianthes falcataria* (syn. *Albizia falcataria*)、*Acacia mangium*、*Gmelina arborea* 及び *Swietenia macropylla*、より規模が小さいものでは、*Eucalyptus deglupta*、*Pinus kesiya*、*Casuarina equisetifolia*、*Leucaena leucocephala*、*Pterocarpus indicus* 及び *Samanea saman* などがある。インドカリン (*Pterocarpus indicus*) を除き、通常書類が備わっていれば、上記いずれの樹種の木材及び木材製品も、概して低リスクとみなすことができる。

Pterocarpus indicus の場合、同種は高品質樹種で天然林でも生育しており、天然林での伐採は違法であるため、*Pterocarpus indicus* から作られた製品にはより注意を払う必要がある。ただし（自然植生ではない）植栽された *Pterocarpus indicus* であれば、DENR が交付した同樹種の伐採を許可する SPLTP を提出すれば伐採が認められる。

現在、フィリピンの国内で生産されている木材の大半は、最低限の法的要件しか課されていない私有植林地から伐採されているため、違反件数はほとんど無い。そのため、DENR による私有地での伐採の監視・検査に関しては、最低限の対策しか行われていない。

E.O. 23 号の発令、並びに違法伐採対策タスクフォースの結成以降、監視と規制の執行が強化された結果、違法伐採「ホットスポット」（町）の数が 2011 年の 197 カ所から 2016 年には 17 カ所に減少した（DENR, 2017）。ただし、天然林からの違法伐採は現在も続いていると広く認識されている（当局と共謀していたり、政治家や有力者に庇護されていたりするケースもある）。天然林からの木材違法伐採の場合、伐採された木材は主に現地で利用され、取引規制に違反してフィリピン国内市場で売られている。そのような木材が輸出市場に混入するリスクが最も高いのは、高価値の三次特産品の製造原料として使用されるケースで、それらは監視職員によって見過ごされやすい。

合法的に生産された天然林の木材は極めて少ない（2016 年で 1 万立方メートル未満）。従って、フィリピンの非植栽樹種（＝天然林で発見される樹種）から作られた木材または木材製品は、合法的に調達されたことを示す明確な証拠が無い限り、リスクが極めて高いとみなすべきである。

3.6. 森林管理と伐採施業における雇用と安全

林業・木材加工施業での雇用に関する法的要件は、長年にわたって改正されてきた 1974 年フィリピン労働法（PD 442）によって規制されている。同労働法には、雇用条件及び労働者と雇用者の権利・義務が規定されている。ただし、同労働法には林業の

現場作業員や木材伐採従事者に関する特定の条項が無く、農業労働者に関する条項に基づいて解釈されている。木材加工工場の労働者は、工場労働者関連の規則の分類に入る（労働安全衛生を含む）。

同労働法は、労働時間、最低賃金（地方三者賃金生産性委員会が定期的に改定）、超過勤務手当、休暇、出産休暇、国家保険基金（障害給付金、医療給付金、死亡給付金、退職年金に適用）への加入、個人保護具に関する規定、その他様々な給付金等について定めている。15歳未満の児童を雇用してはならず（両親が単独の責任を負う場合を除く）、15歳から18歳の者を有害業務に従事させてはならない。「成果報酬」や「出来高」報酬の場合は、時給労働の最低日給と同等またはそれ以上の報酬額でなければならず、労働時間が8時間を超えなくても同条件を満たすものとする。

労働雇用省（DOLE）は、同労働法の要件の監視・執行を所管し、順守しない雇用者に事業閉鎖を命じたり、罰金を科したりする権限を有する。しかし実際は、DOLEが現地調査を行うのはまれだと言われており、順守状況の検証は自己申告や書類確認によって行われている。

未成年者の不法雇用や、法定最低賃金の未払い、最低賃金基準を満たす「成果報酬」（「出来高」払い）の未払いによる合法性リスクが生じる可能性があり、特に、DOLE職員による厳しい監視が行き届きにくい僻地の森林伐採事業者や請負業者に関して合法性リスクが高くなる。大規模木材加工工場の方が労働法規制の順守レベルが高く、小規模事業者の順守レベルの方がはるかに低いと認識されている。

より大規模な企業であっても、DOLEによる厳しい調査によって労働法違反が発覚することがしばしばある。その一例が、日本向けに木材製品を輸出していた事業者のケースで、少なくとも3人の従業員が死亡した2017年の大規模火災⁶を受けてDOLEが調査を行ったところ、労働者安全規制違反や給与の不適切な減額などが明らかになった⁷。

労働法の監視・執行は林業部門の職員の権限外であるため、木材購入事業者が労働法の順守が合法性の重大な要素であると考えられる場合にはDOLE職員との連携が不可欠である。

4. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法律

4.1 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制

表14に木材及び木材製品の輸送と加工に関する主な法規制をまとめた（該当する主なサイトのHTMLリンクを記載している）。

⁶ 同事業者の工場では2018年初めに二度目の大規模火災が発生した。

⁷ <https://www.rappler.com/nation/172010-dole-peza-cavite-factory-fire-hti-violated-labor-safety-standards>

表 14. 木材及び木材製品の輸送と加工に関する法規制

法規制の名称	年	詳細
PD 705、「フィリピン改正森林法」として知られる	<ul style="list-style-type: none"> 1975年5月公布 	<p>フィリピンの森林基本法の役割を果たし、行政、管理方針、木材伐採、森林利用、木材加工、森林保護、森林再生、手数料等について定めている。</p> <p>https://www.lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_705_1975.html</p>
DENR 省令 1994-07 号及び 2007-31 号	<ul style="list-style-type: none"> 1994年2月 2007年に公表された改正指針 	<p>これら 2 つの省令は、丸太、木材、材木及び非木材林産物の輸送に義務付けられている、DENR 交付の原産地証明書発行要件が規定されている。</p> <p>DENR 省令 1994-07 は、林産物の完成品、半製品、ノックダウン製品の輸送要件も規定している。</p> <p>http://policy.denr.gov.ph/1994/ForDao_1994-07.pdf http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-24.pdf</p>
省令 1986-50 号、並びに DENR 省令 2003-41 号及び 2003-53 号	<ul style="list-style-type: none"> 1986年に最初に発令 2003年に公布された改正指針 	<p>「木材加工工場設立・操業許可証」の発行手続きを定めている。</p> <p>http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-41.pdf http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-53.pdf</p>
DENR 省令 2003-30 号	<ul style="list-style-type: none"> 2003年6月 	<p>フィリピン EIS 制度の施行規則（Implementing Rules and Regulations /IRR）について詳述している。同規則には、「木材加工工場設立・操業許可証」の取得に必要な環境クリアランス証明書または非該当証明書（Certificate of Non-Coverage/CNC）を取得する要件も含まれる。</p> <p>http://policy.denr.gov.ph/2003/dao2003-30.pdf</p>
DENR 通達 1994-18 号	<ul style="list-style-type: none"> 1994年5月 	<p>木材加工工場設立・操業許可証の申請において重要な証明書類となる丸太／材木供給契約書の承認手続きを概説している。</p> <p>http://policy.denr.gov.ph/1994/ForMC_1994-18.pdf</p>

4.2. 丸太の輸送

4.2.1. 公有地・林地

CBFMA、IFMA、CSCs 及び SIFMA に基づく保有権対象地から輸送される全ての丸太は、当該木材原産地担当の CENRO が発行する「木材原産地証明書（Certificate of Timber Origin/CTO）」を備えていなければならない。CTO 申請書には以下を明記する必要がある。

- 輸送する丸太の本数、量及び金額；
- 輸送日／積込日；
- 積込地点；
- 輸送手段／輸送機関の種類；
- 荷受人住所氏名；
- 仕向地；
- 予定輸送期間

CTO 申請書には、輸送する丸太の詳細（丸太の本数、樹種及び寸法）を記載したタリーシート（計数表）と、必要に応じて手数料の支払いを証明する領収書を添付しなければならない。CENRO は上記書類と輸送予定の丸太を点検し、申請内容が正確であることを確認した後、CTO を交付する。

4.2.2. 私有地

植林地所有証明書（CTPO）がある私有地から伐採した丸太の輸送・販売の要件としては、CENRO による検証を受けた自己モニタリングフォーム（SMF）に、輸送・販売を目的に伐採された木材の樹種と量を記載したタリーシート（計数表）と輸送契約書の写しを添付して提出するだけで十分である。CTPO に基づいて登録されていない私有地から伐採された植林木は、CENRO による伐採許可書と CV の交付が必要であり、CENRO は当該木材が私有植林地から輸送されたことを認証する。

また通常は、運送業者が同時にトラックの所有者でない限り、「輸送機関所有者との輸送契約書」が必要となる。

通常、原料のバイヤーは、追跡または業務管理目的で、原料の量、樹種その他特徴を記した注文書を発行する。受取側の加工工場は納品受領書を発行することが多く、同受領書は、原料供給源や輸送に関する情報が記載された関連の CTO または SMF と照合できるようになっている必要がある。木材記録は、保管用・生産用・販売用に分類し、注文書、製造バッチ番号、販売注文等（必要に応じて）と照合できるように作成・保持する。

丸太・製材の輸送時には、輸送する量と詳細を CENROs が点検・確認する。

丸太、材木、及び非木材林産物の原産地証明書発行 (DENR 省令 1994-07 号)		
発行される保有証書・許可証・認可証	申請者	CENRO
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材原産地証明書 (CTO) ・ 材木原産地証明書 (CLO) ・ 非木材林産物原産地証明書 (Certificate of Non-Timber Forest Production Origin/CNFPO) ・ 私有地植林木の確認証明書 (Certificate of Verification/COV) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被許可者／船荷主は、海上輸送の場合は輸送日の少なくとも1週間前、陸上輸送の場合は同24時間前に、下記情報を記載した依頼状を提出する： <ul style="list-style-type: none"> a. 輸送する製品の数、量、金額 b. 輸送日／積込日 c. 積込地点 d. 輸送手段／輸送機関の種類 e. 荷受人住所氏名 f. 仕向地 g. 予定輸送期間 ・ 被許可者／船荷主は、タリーシート、販売用インボイス、納品受領書、及び手数料領収書を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送要請書を受領・記録する。 ・ 輸送予定の製品を検査する。 ・ 必要書類／要件の具備、並びに森林税／手数料の支払証明を確認する。 ・ CTO、CLO または CNFPO (いずれか該当するもの) を発行する。 <p>COV の場合、CENRO は輸送する製品が私有地／私有植林地から伐採されたことを認証する。</p>

図8. 丸太、材木、及び非木材林産物の原産地証明書発行 (DENR 省令 1994-07 号)

4.3. 木材及び木材製品の加工

全ての木材加工会社には、関連政府当局に適切に登録し、許可証を所得することが義務付けられている。CENROs は、木材加工工場許可証の申請を受領し、必要な決定レベルに従って、より上級の DENR 職員に承認または却下の勧告を行う。フィリピンでは、事業活動を行うための基本的要件として、証券取引委員会への登録が義務付けられている。また地方自治体も、市長が発行する営業許可証の取得を義務付けている。

木材加工会社の所有者は、事業活動を始める前に DENR から木材加工工場許可証を取得しなければならない (前提条件として DENR 環境管理局が発行する環境クリアランス証明書の取得が義務付けられている)。木材加工工場許可証の新規申請の場合は、DENR 大臣による承認が必要で、更新申請の場合は、関連の地方エグゼクティブディレクター (Regional Executive Director/RED) による承認が必要である。また木材加工工場許可証の条件として、加工された丸太が合法的なものであることを保証し、生産量と利用可能な合法丸太供給量がマッチするように、一日の丸太消費量と材木生産量を記録することが義務付けられている。木材加工工場が指定林地に隣接している場合は、木材加工工場許可証を考慮に入れた上で、DENR が特別土地利用許可証を発行する。

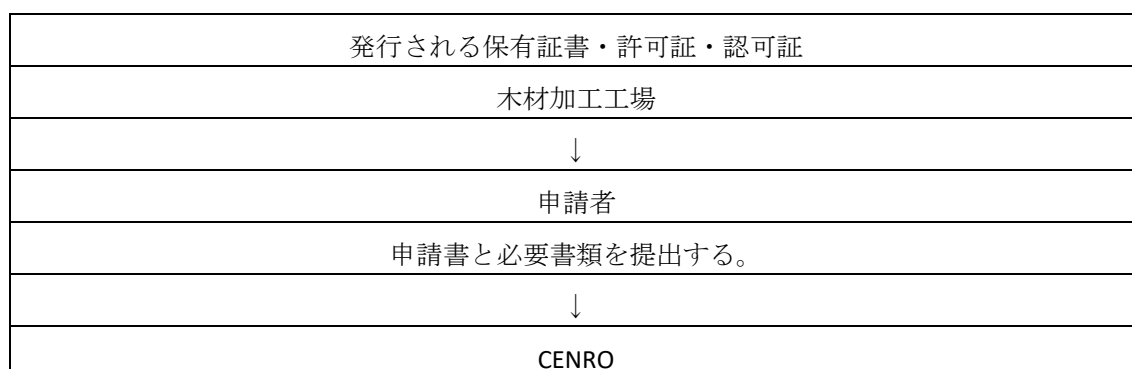
フィリピンでは、1991年外国投資法に基づき、100%の資本参加を行う外国法人がフィリピン国内の林業活動（木材加工を含む）に投資することが認められている（https://asean.org/storage/2016/08/P79_Foreign-Investments-Act-of-1991.pdf）。産業植林はフィリピンの優先投資活動の1つで、フィリピン投資優先計画（Investment Priorities Plan/IPP）の下でインセンティブが与えられる可能性がある。

製造段階から完成品までの全体を通じた木材追跡システムは法律で明示的に義務付けられていないが、木材加工工場許可証の取得条件や他のDENR監視要件として義務付けられている。木材加工業者は、（販売または移転を通して）受領・使用・処分した原料に関する書類を保持することが求められており、それによって木材在庫の監視・追跡や回収率の計算が可能になる。企業は、特定の製造バッチに割り当てられた原料在庫の記録を保持し、注文書、CTOs、SMF、CVsなどによって木材の供給源をたどれるようにしなければならない。

木材加工工場は、（木材加工工場許可証の要件に基づいて）木材受入エリアにCCTVカメラを設置・維持することが義務付けられている。また、搬入木材の合法性や必要書類などを監視する「工場内計測者」がDENRから木材加工工場に派遣される。工場内計測者は全ての木材加工工場に配属されることになっているが、実際は全ての工場に計測者が常駐しているとは限らない（特に小規模加工工場）。

家具製造業者と木材三次加工品の監視・追跡に関しては一貫性の欠如が見られる。DENRシステムは、森林伐採や木材一次加工品の輸送・加工を監視する目的で構築されており、家具・完成品製造工場の監視については、システムに一貫性が無いように思われる⁸。

木材加工関連の合法性リスクには、製材所の違法操業や違法調達木材の加工などが含まれる。これらの違法活動は小規模で、大企業や輸出市場に商品が流れ込むのではなく、現地の商品市場に出回ることが多い。とはいえ、それらの影響や量を総合するとかなりの規模になる（具体的には不明）。また記録管理がずさんな場合、完成品から原料供給源をさかのぼって追跡できなくなる。



⁸例えば、家具工場は一般的に木材加工工場許可証の取得を義務付けられていないようだが、木材在庫の受領・処分に関する記録を保持し報告することが求められている。

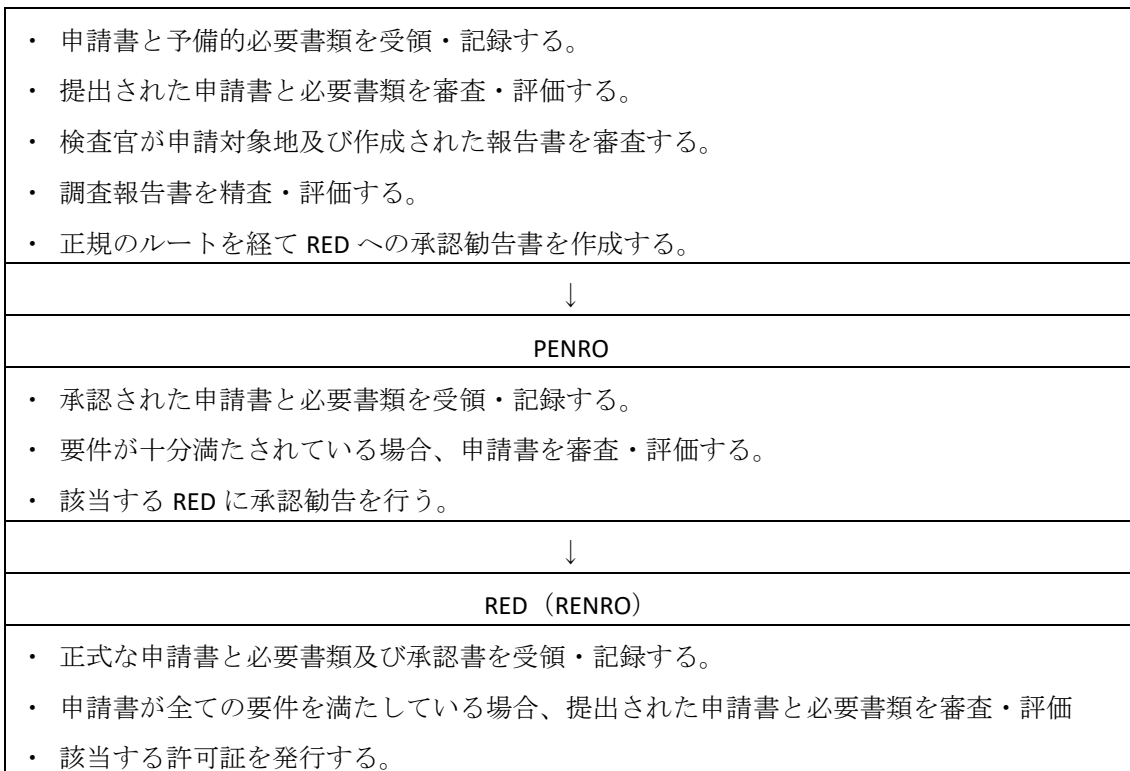


図9. 木材加工許可証の手続き・承認に関する現行フローチャート
(MAO 50、1986 シリーズ、DENR 省令 2003-41 号により改正)

4.4. 木材及び木材製品の輸送

加工された材木を製材所から木材販売業者やさらなる加工のための工場へ輸送する際は、丸太を輸送する場合と同様の許可証が必要である。実際、いずれの輸送でも同じ書式が用いられており、材木の場合は、当該材木原産地担当の CENRO が以下に基づいて「材木原産地証明書」(Certificate of Lumber Origin/CLO)を発行する。

- 輸送する材木の本数、量及び寸法
- 輸送日／積込日
- 積込地点
- 輸送手段／輸送機関の種類
- 荷受人住所氏名
- 仕向地
- 予定船積み期間

CLO 申請書には、輸送する材木の詳細(本数、樹種、寸法及び量)を記載したタリーシート(計数表)と、必要に応じて手数料の支払いを証明する領収書を添付しなければならない。CENRO は上記書類と輸送予定の材木を点検し、申請内容が正確であることを確認した後、CTO を交付する。

ただし、完成木材製品（家具、ドア、窓、キャビネット、木製品）の輸送には輸送許可証は必要ない。

木材の違法伐採・輸送対策の主な取り組みに、DENR による高速道路での検問があり、検問所を設置できる場所は全国に 117 カ所ある。同検問所では、丸太または製材を輸送する者は輸送のための適切な CTOs または CLOs を所持していなければならない、所持していない場合、当該木材原料は押収され、法的手続きが取られる。

丸太・木材の輸送におけるリスク

以前は、文書の偽造または使いまわしといった合法性リスクがあったが、発行された輸送文書がオンラインデータベース管理されることによって同リスクは最小限に抑えられている。

輸送書類は DENR 監視局で刻印されるため、使いまわされることが難しくなっている。ただし、検査が適切に行われなかったり、DENR とその他当局が共謀していたり、申告された量と実際の供給源を慎重に照合せずに輸送が許可された場合は、盗まれたまたは違法の丸太がサプライチェーンに混入する可能性がある。また記録管理がずさんな場合、完成品から原料供給源をさかのぼって追跡できなくなる。実際、DENR は完成木材製品の輸送許可証を義務付けておらず、原料供給源を確認できない場合、これら製品の合法性に疑問が生じる可能性がある。

5. 木材及び木材製品の輸出入に関する法律

5.1. 法的に義務付けられている文書または記録

木材及び木材製品をフィリピンへ輸入する、またはフィリピンから輸出する際に要求される書類を表 15 にまとめた。

表 15. 木材及び木材製品の輸入・輸出において法的に義務付けられている文書

文書名	詳細	発行当局
輸入		
丸太／材木販売業者登録証明書	輸入業者が木材製品をフィリピンへ輸入する資格を有することを保証する。	DENR RED
木材原料輸入許可書	木材の輸入を許可する。	DENR RED
外国の輸出業者との木材原料売買・供給契約書	木材輸出業者の正当性を証明する。	フィリピンへ輸出される木材原料の原産国のフィリピン商務官または大使館
植物検疫証明書	製品が無病で植物検疫処置を受けたことを証明する。	輸出国の権限機関
関税登録	全取引に用いる特定照合番号を割り当て、財務省関税局（BoC）の許可を交付する。	フィリピン輸出業者連合

インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格が示されている。	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認する。	運送業者または貨物取扱業者 (またはその代理業者)
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの中身が詳細に記されている。	輸出業者
輸入通関申告書	輸入された商品の正式な申告書	関税局
原産地証明書	輸入された品目の税関手続き上の原産国を証明する。	輸出国における指定権限機関

輸出		
販売用インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格が示されている。	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認する。	運送業者または貨物取扱業者(またはその代理業者)
植物検疫証明書(BPI フォーム“Q” No. 11)	製品が無病で植物検疫処置を受けたことを証明する。	植物産業界局植物検疫サービス課 (農業省)
輸出許可書	認可輸出業者が要請された輸出手配を進めることができる。	DENR RED
特別許可書	製品が植林地で育った高品質樹種(例: <i>Pterocarpus indicus</i>)から作られている場合、当該製品の輸出に特別許可が与えられる。	DENR RED
輸出承諾書及び輸出適合証明書	積荷の製品が、輸出許可書によって輸出を認められた製品と合致していることを証明する。	DENR CENRO
輸出申告書	輸出される品目・製品の詳細な申告書。	輸出業者が関税局へ提出
積込許可書	輸出業者が積荷を船または航空機へ積み込むことができる。	関税局
原産地証明書(日本向け輸出の場合は「JP 原産地証明書」が作成される)	輸出される製品の税関手続き上の原産地を証明する。	関税局
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの中身が詳細に記されている。	輸出業者(CENRO による認可)

5.2. 木材及び木材製品の取引に関する法規制

5.2.1. 輸入

DENR 省令 1999-46 号は、輸入された丸太、材木、ベニヤ、合板その他木材パネル、柱・杭、パルプ材及び木材チップの輸入申告と引き取りについて規定している。丸太、製材その他木質製品をフィリピンに輸入できるのは、TLAs、IFMAs または木材加工工場許可証の保持者、或いは登録木材販売業者とその代理業者のみである。フィリピンでは、木材加工業者への原料供給や国内消費に十分な量を確保するために、丸太、製材、その他大半の木材製品の輸入が自由化されている。

「丸太／材木販売業者登録証明書 (Certificate of Registration as Log/lumber Dealer)」の発行は、1955 年共和国令 1239 号 (FAO 26 Series 1956) 及び DENR 省令 1994-08 を指針としている。丸太／材木販売業者登録証明書を取得するには、申請者は DENR (最初に CENRO) に以下を含む少なくとも 16 点の証明資料を提出しなければならない：証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission /SEC) への登録書及び市長発行の営業許可証、輸入木材製品の登録書、外国サプライヤーとの販売・供給契約書 (sales/supply contract) の写し、輸入書類の写し、必要手数料の領収書、過去 2 年間の確定申告書、申告している木材／材木集積場の写真、事業計画、資産流動性を証明する文書等。申請の承認は、CENRO から (PENRO を通じて) 地方エグゼクティブ・ディレクター (RED) に付託される。

木材製品を輸入する予定の個人または企業は、フィリピン木材生産者協会 (Philippine Wood Producers Association/PWPA) への「丸太／材木販売業者登録証明書」の記録・登録、並びにその後の関連の RED による正当な「木材原料輸入許可」の承認・取得が求められている。

輸入事業者は、外国の木材原料輸出業者との販売・供給契約書 (少なくとも 1 年間有効) の写しを提出することが義務付けられており、同契約は、当該木材原料原産国のフィリピン商務官／大使館による認証を受けなければならない。しかし、木材輸出業者の所在地がフィリピン大使館や領事館の近くではないことが多いため、このプロセスのために一部の国からはスムーズに輸入することができないと言われている (Salvio Valenzuela, Nicolaas de Lange、2018 年聞き取り調査)。

フィリピンへ輸入される木材原料の輸入申告と荷揚げ (許可された港でのみ) は、関税局、並びに植物産業界植物検疫室が定める要件及び手続きに従って行われなければならない。また各積荷は、検疫処理の種類を示す原産国発行の植物検疫証明書が添付されていないといけない。

輸入業者はまた、財務省関税局 (BoC) による認定を含む BoC が定める基本的な輸入規則を順守しなければならない。認定輸入業者 (または通関業者) は、BoC の電子通関システム「Electronic to Mobile (E2M)」にアクセスし、オンラインで輸入申告 (輸入通関申告を含む) を行うことができる。E2M システムを用いると、税関職員や取引業者がオンラインで大半の通関手続きを行うことができる。ただし輸入業者には、確認のために輸入書類と添付文書のハードコピーを輸入申告手続きユニットに提出することが現在も義務付けられている。なお、E2M システムは他の政府機関が発行する許可例：DENR による木材輸入規制) は扱っておらず、それらは個別に申請しなければならない。(フィリピンへの輸入企業は、製品到着時に以下の文書を提出しなければならない：

- 梱包明細書
- インボイス
- 船荷証券
- 輸入許可書
- 通関輸入申告書
- 原産地証明書

審査（及び必要に応じて検証）の後、BoCは輸入商品の引渡指図書または通関許可書を発行する。関税局が発行する輸入商品通関許可書を取得し、輸入木材原料を通関手続地から仕向地へ移動させるために必要な書類は、承認された「輸入許可書」またはDENRが付与した木材原料輸入登録証明書である。なお輸入業者は、仕向地に積荷が到着した際に、担当のCENROに以下の書類の写しを提出しなければならない。（1）

「輸入許可書」または「木材原料輸入登録証明書」；（2）原産国が発行する植物検疫証明書；（3）船荷証券、及び（4）梱包明細書の概要。

輸入業者は、毎月、輸入後に、以下を記載した報告書を該当するCENROに提出することが義務付けられている。（1）前月から繰り越された輸入木材在庫の残高；（2）報告月に受領した追加仕入れ分；（3）取扱総量／数量；（4）加工量／販売量；（5）月末の輸入木材在庫の残高。

輸入業者は、木材原料輸入許可の条件として、権限を有するDENR職員から、輸入木材原料が保管されている敷地内での検査、及び木材の引き取りに関する記録の調査を受けることがある。

付加価値品が直接輸出される輸出加工区での木材輸入・加工の監視・監督範囲については、さらなる調査が必要である。そのような施設は、DENR、DOLEその他現地当局の通常の監督・規制対象から外れ、フィリピン経済区庁（Philippine Economic Zone Authority/PEZA）の規制を受けている。しかし、カビテ輸出加工区のある木材加工会社によると、これらの企業は毎年DENRに輸入木材の樹種・原産国・量等を報告しており、輸出加工区内の企業にも同規則が適用されると理解しているとのことである。

フィリピンは他国から大量の木材を輸入し、それらをさらに加工して完成木材製品を作っているため、輸入木材の合法性確保は、輸出国で採用されている合法性確認制度に大きく依存している。輸入木材の合法性を確保する最善の方法は、独立した検証・認証システムのある低リスク国から低リスクの樹種を輸入することである。また現在、フィリピン木材協会は、貿易産業省（DTI）、フィリピン家具産業会議所

（CFIP）、フィリピン木材生産者協会（PWPA）と共同で、さらにDENR/FMB及びFAOと協力しながら、「加工流通過程の管理（Chain of Custody/CoC）システム及びモニタリングコンプライアンスの要件に関するガイドブック」の草案を作成しており、同ガイドランスは、輸入に関連したデューディリジェンスを実施するための指針を木材輸入業者に提供するものとなっている

（https://issuu.com/naniegonzales/docs/cfip_duediligence）。

5.2.2. 輸出

輸出主体は、貿易産業省（個人事業体の場合）、証券取引委員会（パートナーシップ、企業の場合）、または協同組合開発庁（協同組合の場合）に登録し、（全ての登録を最新の状態に保たなければならない（例：営業許可証、内国歳入庁、社会保障制度、労働雇用省、フィルヘルス（PhilHealth）、PAG-IBIG 基金、及び DENR））。

輸出事業者は、E2M 通関システムを用いて、顧客プロフィール登録システム（Client Profile Registration System/CPRS）から BoC に登録することが義務付けられており、顧客が CPRS に正式に登録していなければ輸出取引の手続きを進めることができない。大半の輸出業者にとって CPRS 許可当局はフィリピン輸出業者連合（www.philexport.ph）で、登録輸出業者には特定照合番号（URN）が割り当てられる。同番号は各輸出業者の CPRS プロフィールに含まれ、12 カ月間有効で 1 年ごとに更新できる。

フィリピンからの木材製品の輸出は、DENR 省令 1991-54 号及び DENR 省令 1993-33 号の下で規制されている。木材製品の輸出を計画している個人、認可木材加工業者・販売業者、その他協同組合、パートナーシップ、協会は、当該製品が輸出される地域を担当する CENRO を通じ、DENR から「輸出許可書（Export Authority）」を取得しなければならない。同申請には、輸出する製品の樹種、寸法、本数、量などの情報が必要で、さらに注文書、フィリピン中央銀行が発行する信用状、木材加工工場操業許可書（必要に応じて）、過去 3 年間の確定申告書、提出した情報を確認する権限を DENR 代表者に与える宣誓陳述書の写しを添付しなければならない。認可木材加工業者または販売業者以外の申請者は、追加書類の提出を求められることがある。輸出する製品が植林木から製造されている場合、CENRO はその証明書を発行する。公有地から得られた製品の場合、または高品質広葉樹樹種（例：*Pterocarpus indicus*）の植林木から作られた製品が含まれている場合は、義務付けられている特別許可書の写しも申請書に添付しなければならない。CENRO は、輸出予定の製品／商品、積込日・場所、並びに使用する輸送機関を確認する調査チームを現地に派遣する。

輸出許可申請書は、CENRO が作成した確認報告書と共に、PENRO を通じて CENRO から DENR RED へ送られる。承認されると、輸出許可書が RED から CENRO 及び輸出業者に付与される。付与された輸出許可は、加工工場から最終輸出積込地点までの輸送にも適用される。

CENRO は、輸出が許可された製品／商品の輸送・積込の監視を所管する。積荷の検査結果が輸出許可書の内容と合致していれば、CENRO は輸出承諾書を発行し、その写しが DENR 大臣室、実務局次官室、FMB、及び該当する RED に提出される。CENRO は、許可された木材製品のみが輸出用に積み込まれるように、実際の積込を監視することが義務付けられている。積荷に問題が無ければ、CENRO は許可された木材製品に対して輸出適合証明書を発行する。

ほとんどの輸出先は、あらゆる林産物の輸出に植物検疫証明書の添付を義務付けている。フィリピンからの輸出の場合、農業省植物産業界局（BPI）発行の“Q”No.10（検査要請）が提出され、実際に輸出予定品が検査された後、植物産業界局植物検疫サービス課のみが植物検疫証明書（BPI 発行の“Q” No.11）を発行する。

輸出業者は、輸出品の詳細を記載したプロフォーマインボイスを作成し、注文内容を確認する署名を輸入国のバイヤーから取得する。船荷証券は、輸入国への輸送を取り扱う運輸業者と協力して作成される。最後に、輸出業者は輸出申告書を作成し、E2M BoC オンラインサービスによって積込許可を取得する（木材製品の場合は、DENR の輸出承諾書が証明書類となる）。

関税局（BoC）は、輸出業者に原産地証明書を発行することもある。日本向けの積荷の場合、日・フィリピン経済連携協定（Philippines-Japan Economic Partnership Agreement/PJEPA）に基づいて、フィリピンから日本へ輸出される商品であることを裏付ける原産地証明書が発行される。

輸出業者は通常、梱包明細書も作成し、林産物の場合は該当する CENRO が認証することがある。

輸出段階でのリスク

輸出最終段階での合法性リスクには、製品の虚偽申告または誤申告（樹種、製品カテゴリを含む）、及び量・金額の虚偽申告または誤申告がある。これらのリスクは、輸出許可書や関連輸出書類を綿密に精査し、DENR が現地検査で輸出予定の商品を調べることによって緩和できる。

6. その他

6.1. 違法伐採及び関連する取引を撲滅するための国際的枠組み及び貿易協定

フィリピンは、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations/ASEAN）、アジア太平洋経済協力フォーラム（Asia-Pacific Economic Cooperation Forum/APEC）、国際熱帯木材機関（International Tropical Timber Organization/ITTO）、及び国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations/FAO）の加盟国で、これら機関は違法森林伐採及び関連する取引の撲滅に取り組んでいる。現在フィリピンは、これら機関が実施する木材合法性関連の複数のプロジェクトやイニシアティブに参加しており、その中には、木材合法性保証システム（Timber Legality Assurance System/TLAS）の開発を目的に ITTO が支援する継続中のプロジェクトも含まれる。

またフィリピンは、CITES の締約国である。

フィリピンは、ASEAN 内では、森林法の施行・ガバナンス（Forest Law Enforcement and Governance/FLEG）に関連する作業グループ、ASEAN 全域木材認証イニシアティブ、持続可能な森林管理に関する ASEAN 基準・指標の策定（合法性の定義や国家認証制度の基盤形成に役立つ）、並びに ASEAN CoC フレームワークに積極的に関与している。

さらにフィリピンは、APEC の違法伐採及び関連する貿易専門家グループ（Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade/EGILAT）にも積極的に参加している。

フィリピンは、欧州連合（European Union/EU）と連携しながら EU 木材規則の要件への適合に取り組んでおり、欧州森林研究所（European Forest Institute/EFI）の森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するファシリティ（European Union Forest Law Enforcement,

Governance and Trade/EU FLEGT Facility) や FAO EU FLEGT プログラムの支援も受けている。DENR 及び林業セクターは、EU との自主的・二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement/VPA) 締結交渉に関心を示しているが、現在は外務省からの承認を待っている段階で、まだ交渉は行われていない。

フィリピンは、あらゆる製品 (木材及び木材製品を含む) の貿易において、HS コードを導入している。また、AHTN も採用している。ASEAN の下では、通関・貿易手続きを簡素化し、ASEAN 諸国内での書類のやり取りを容易にするために、フィリピン国家単一窓口 (National Single Window/NSW) の設置が進められている。森林・木材製品は最終的に NSW システムの対象になる予定で、同システムも現在開発中である。

6.2. 木材及び木材製品の合法性/持続可能性に関する自主的制度

フィリピンでは、過去に少数の森林が FSC 認証を取得していたが既に失効しており、現在、フィリピン国内に FSC 認証林は存在しない。FSC の CoC 認証は 10 社が取得している。

フィリピンは、森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification/PEFC) と協議を行い、国家森林認証システム (PEFC による承認検討の可能性がある) 構築の初期段階に入った。産業団体はフィリピン森林認証システムのための暫定的な政府機関を創設することを提案しているが、認証の実施に必要な、木材合法性証明システム (TLAS) が DENR-FMB によってさらに強化されるのを待っている (Tommy Valdez, 2018 年聞き取り調査)。

貿易産業省 (DTI)、フィリピン家具産業会議所 (CFIP)、フィリピン木材生産者協会 (PWPA) は、DENR/FMB 及び FAO と連携し、「CoC システム及びモニタリングコンプライアンスの要件に関するガイドブック (https://issuu.com/naniegonzales/docs/cfip_duediligence)」の草案作成に共同で取り組んでいる。これは、合法性の証明や、他国からフィリピンへ木材製品を輸入する際のバイヤーによるデューディリジェンスを支援する目的で、民間セクターが自主的に取り組んでいるものである。同ガイドブックは現時点では暫定的なものであり、EU 木材規則や米国改正レイシー法で求められている CoC 手続き及びデューディリジェンスの指針として、初期の有益な枠組みを提供している (Bill Maynard, 2018 年聞き取り調査)。

6.3. その他の考察及び見解

現在、フィリピンの林業事情は流動的で、政策・法規制において様々な変化が起き、改革が進められている。この 20 年間、林業セクターは不安定で頻繁に変わる政策によって大きな制約を受けてきた。しかし数年に及ぶ努力の結果、最近では楽観的な気運が高まり始めている。議会が 2019 年中にも新たな林業基本法 (「持続可能な林業法」) を可決する可能性があるため、産業界、NGOs、政府その他利益団体は、あらゆる関係者が妥協を重ねた末に一本化された同法案を支持している。新林業法の制定によっ

て安定性や投資のインセンティブが高まり、法規制による負担が軽減すれば、林業セクターが活気付くきっかけになると考えられる。

現行の政策及び規制では、フィリピン国内で天然林からの伐採が認められている木材はごく少量である。伐採可能な樹齢に達している既存の植林地の大半は、天然林から伐採されていない樹種で構成されているため、樹種に基づいて国産木材の合法性を判断・確認するのは比較的容易だと考えられる。

また植林地の大半は自然保護の関心が集まっている地域に含まれていないため、植林地から得られた木材及び木材製品のバイヤーはその持続可能性についても比較的自信を持っている。

ただし、NGP の下での植林に関するガイドラインが、在来種の植林を強調している点に留意する必要がある。今後そのような植林地が伐採されるようになれば、現在のように樹種を主な判断基準として容易に合法性を確認できなくなる。とはいえ、そのような課題に直面するのはかなり先のことである。

たびたび報道されるニュースや事例証拠によると、天然林の違法伐採は未だに国内の多くの地域で続いており、関心のある木材のバイヤーが、天然林の木材から材木、キャビネット、床材、木製品などを製造することは現在も可能である（特に天然林に隣接する地域で製造されている）。インドカリン (*Pterocarpus indicus*) やコクタン (*Diospyros spp.*) などの高品質保護種から作られた家具を入手することもできるが、昔よりは購入が難しくなっているとされている（聞き取り調査より）。ただし、そのような違法伐採木材の大半は国内市場にとどまっており、通常、輸出市場には混入しないと言われている。

一般的にフィリピンの植林地で育つ樹種以外から作られる製品は全て、合法輸入原料から製造しなければならない。そのような製品の合法性は、原料の供給源、輸入原料の合法性の保証、輸入業者のデューディリジェンスによって主に判断され、輸入原料の合法性を最も確実に保証するのは、森林管理及び CoC 認証である。

フィリピンでは、TLAS が確立されておらず、独立した第三者によって認証された森林が無い場合、木材及び木材製品の合法性を確実に保証することが難しい場合がある（特に三次付加価値品）。合法木材かもしれないが、それを証明する確固とした証拠文書が無いという状況で、国家木材合法性証明システム (TLAS) の構築によって近いうちにこの欠点が補われることが期待される。

フィリピンの労働法は、細かい上に複雑である。DOLE のコンプライアンスモニタリングには一貫性が無く、大規模な工場や企業には概して厳しいが、現地の DOLE 職員による厳格な監視に頼っている面が大きい。一方、農村地域の木材伐採に対しては明らかに監視が緩い。対象は主に下請け業者や臨時雇用者で、報酬が最低賃金を下回ったり、完全な法定給付や個人保護具を支給されなかったりすることもある。

7. 聞き取り調査・現地調査（実施記録）

7.1. 聞き取り調査

表 16. 聞き取り調査リスト

日付	所属機関	役職	主なテーマ
29/6/18	FAO-EU FLEGT プログラム	林業職員	合法性に関する一般的課題； 情報源：関係筋
29/6/18 3/8/18	FAO-EU FLEGT プログラム	コンサルタント	合法性に関する一般的課題； 情報源；フィリピンでの関係筋
29/6/18	FAO-EU FLEGT プログラム	コンサルタント	合法性に関する一般的課題； 情報源：関係筋
13/8/18 22/8/18 (上記以外にも複数日に電子メールで通信)	DENR 森林管理局	アシスタントディレクター	合法性に関する一般的課題； 情報源及び関係筋；資料調査で特定された課題の明確化。
1/8/18 (via email)	フィリピン大学ロスバニオス校	教授	森林保有権；木材の伐採・輸送に関する規制
2/8/18 (via email)	フィリピン大学ロスバニオス校	教授	フィリピンの 絶滅危惧・危急樹種
2/8/18 6/8/18 10/8/18 (電子メールまたはスカイプを利用)	トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学、マレーシア	講師	東南アジアの CITES リスト樹種の取引
13/8/18	DENR 森林管理局	森林政策、計画立案及び知識管理部 (FPPKMD) チーフ	森林管理と木材合法性に関する法規制及び政策
13/8/18	DENR 森林管理局	森林政策部 (FPPKMD) チーフ	森林管理と木材合法性に関する法規制及び政策
13/8/18	DENR 森林管理局	知識・情報システム部 (FPPKMD) チーフ	林地、森林被覆、分類、生産及び貿易
13/8/18	DENR 森林管理局	森林地理空間データ及び情報システム (FPPKMD) チーフ	林地区分、林地、保有権配分
13/8/18	DENR 森林管理局	森林資源管理部 (FRMD) チーフ	森林管理、伐採、輸送、加工要件
13/8/18	DENR 森林管理局	森林生産部、チーフ	FLEGT、認証の取り組み
13/8/18	DENR 森林管理局	企業・産業林部門、森林監督官	森林保有証書、先祖伝来領域請求権
13/8/18	DENR 森林管理局	局長室、技術補佐	現地の管理、伐採、輸送要件；木材加工工場要件
14/8/18	バゴン・パガサ財団	理事長	現場での合法性執行の実践的側面
14/8/18	社会変革のための環境科学	スタッフ研究員	合法性要件と現場での脱法行為；先住民族の権利
15/8/18	フィリピン木材生産者協会	エグゼクティブディレクター	法的要件に関する産業界の視点と事業活動における課題
15/8/18	フィリピン環境保護および持続可能な発展センター	プレジデント兼エグゼクティブディレクター	持続可能な森林管理に関する政策及び法制化を進める取り組み（認証を含む）
16/8/18	フィリピン家具産業会議所	エグゼクティブディレクター	木材供給と貿易に関する家具業界の視点

16/8/18	林業開発センター	ディレクター	持続可能な森林管理に関する規則・規制の策定（SFM 法を含む）
16/8/18	フィリピン森林監督官協会	プレジデント	新 SFM 法の策定
17/8/18	FAO EU FLEGT プログラム	スタッフ森林監督官	フィリピンにおける FLEGT イニシアティブ
15/8/18 16/8/18 17/8/18	アカシア天然資源コンサルタント	コンサルタント	フィリピンにおける EU FLEGT イニシアティブ
20/8/18	独立コンサルタント	林業コンサルタント	森林合法性政策と規制枠組み
16/8/18 22/8/18	グローバルフォレストリーサービシズ	コンサルタント	加工流通過程の管理（CoC）に関する指針
22/8/18	Yakap Kalikasan	エグゼクティブディレクター	IFMA 保持者の検証、課題と活動
23/8/18	国家先住民族委員会（NCIP）	先祖伝来領域事務所責任者	先住民族の権利、先祖伝来領域保有権、資源利用権
23/8/18	資源環境及び経済学研究センター（REECS）	エグゼクティブディレクター	森林保有権；木材の伐採・輸送に関する規制
24/8/18	FILTRA Timber	エグゼクティブアシスタント	木材輸入手続き、木材取引
24/8/18	Designs Ligna	プレジデント	木材調達、製造工場の操業、輸出手続き

7.2. 現地調査

上記調査は、2018年8月13日から24日にかけてフィリピンのマニラ市と周辺地域で実施された。調査には、主な情報提供者との個別面談や、様々な利益団体とのフォーカスグループディスカッションが含まれる。ディスカッションは、データ・情報・文書を収集し、事前に得ていた資料調査結果を確認する目的で行った。ラグナ州サンペドロの製造施設、マカティの木材取引企業、並びにマニラ首都圏にある複数の家具・木材製品直販店への現地視察も実施した。

8. 添付書類

植林地所有証明書 (Certificate of Tree Plantation Ownership)

Republic of the Philippines
Department of Environment & Natural Resources
COMMUNITY ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES OFFICE
Oroquieta City

CERTIFICATE OF THE TREE PLANTATION OWNERSHIP
CTPO No. ORO-3441
TO

For his/her tree plantation/farm located at Capundag, Sapang Dalaga
Misamis Occidental Under [REDACTED] covering an area of
3.4629 hectares planted with 1,617 Mahogany trees with the corresponding
total Volume of 504.21 cubic meters shown in the attached inventory report
of his/her existing tree plantation pursuant to DENR Memorandum Circular
No. 99-20

Issued this 28th day of July 2014 at DENR -CENRO, Capitol
Compound, Oroquieta City.

Recommending Approval
OIC Chief FMS

Approved:
OIC CENRO

伐採許可証 (Tree-Cutting Permit) (page 2)

7. That the permittee shall secure the services of a firm person(s) with appropriate expertise and experience to ensure safety to lives and properties;
8. That only chainsaw/s with Certificate of Registration from DENR shall be used in the conduct of tree cutting operation;
9. That the DENR shall not be held responsible for any untoward incident that might occur during the cutting operation;
10. That issues that may arise from the cutting of trees shall be addressed directly and solely by the permittee;
11. That the permittee shall be required to undertake measures during and after tree cutting operation to mitigate the negative impacts of the said activity within the locality and to the environment;
12. That the derivable wood materials to be recovered from cut trees shall belong to the land owner. In case the wood materials will be transported by the permittee outside Metro Manila, the same shall be covered by transport documents issued by the DENR;
13. That a terminal report with pictures shall be submitted to this Office after the expiration of this permit or upon completion of the cutting operation, whichever comes first;
14. That this permit must be claimed within 60 days from the date of approval otherwise same shall be automatically cancelled/revoked without further notice;
15. That violation of the above conditions shall be sufficient ground for the cancellation/revocation of this permit without prejudice to the imposition of penalties in accordance with applicable laws, rules and regulations; and,
16. That this permit has a validity of 30 days upon receipt hereof or upon completion of the cutting operation, whichever comes first.

For strict compliance.

Recommending Approval:



Assistant Regional Director
for Technical Services

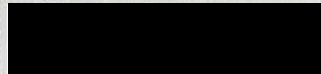
Approved by:



Regional Director



DENR - NATIONAL CAPITAL REGION



10/20/2017-2172

チェーンソー登録証明書 (Certificate of Chainsaw Registration)

Chainsaw
Permit No. _____

CERTIFICATE OF REGISTRATION

After having complied with the provisions of DENR Administrative Order No. 2003-24, Series of 2003 otherwise known as the "The Implementing Guidelines of the Chainsaw Act of 2002 (R.A. No. 9175)" entitled "AN ACT REGULATING THE POSSESSION, OWNERSHIP, SALE, IMPORTATION AND USE OF CHAINSAWS PENALIZING VIOLATIONS THEREOF AND FOR OTHER RELATED PURPOSES" this Certificate of Registration to possess, own or use a chainsaw is hereby issued to:

(Name of Owner)

(Office Address)

bearing the following information and descriptions:

Use of the Chainsaw :
Brand/No. of Units :
Date of Acquisition :
Model :
Serial Number :
Horsepower :
Maximum length of Guidebar:
Others :

Issued on _____ at Quezon City
Expiry Date: _____.

APPROVED:

REGIONAL DIRECTOR

Conditions:

1. An authenticated copy of this certificate shall be in the person operating the chainsaw at all times together with an authenticated copy of the official receipt of registration;
2. Ensure that the requested trees to be cut/pruned are covered by a permit from this Office; and
3. To inform this Office in writing in case the chainsaw is unserviceable, expired and/or no longer renewing the Certificate of Registration.

チェーンソー輸入許可証 (Permit to Import Chainsaw)

Chainsaw
Permit No. _____

PERMIT TO IMPORT CHAINSAW

Pursuant to the provisions of DENR Administrative Order No. 2003-24, Series of 2003 which provides the "The Implementing Guidelines of the Chainsaw Act of 2002 (R.A No. 9175)" entitled "AN ACT REGULATING THE POSSESSION OWNERSHIP, SALE, IMPORTATION AND USE OF CHAINSAWS PENALIZING VIOLATIONS THEREOF AND FOR OTHER RELATED PURPOSES" this PERMIT TO IMPORT is hereby issued to: _____
(State type of permit)

Name of Owner : _____
Address : _____

The information and descriptions of the chainsaws subject of this permit are hereunder enumerated:

- Quantity : _____
- Brand : _____
- Model : _____
- Country of Origin/: _____
- Purchase Price : _____
- Purpose : _____
- Others (Purchase Order No.): _____

Issued on _____ at Quezon City
Expiry Date: _____

APPROVED:

Regional Director

Condition/s:

1. To submit the following:
 - a. Copy of corresponding Import Entry Declaration (IED) of the shipments within five (5) days after delivery/arrival;
 - b. List of the chainsaws with engine serial nos. within five (5) days upon arrival/release from the Bureau of Custom
2. The imported chainsaws shall only be sold/disposed to buyers/purchasers with "permit to purchase" issued by DENR;
3. Prior to sale/disposition of the imported chainsaw, a Permit to Sell shall be secured from nearest DENR Office; and
4. To submit quarterly report on the number of chainsaws purchased/imported with complete specification such as engine serial number and model.

チェーンソー所有許可証 (Permit to Sell Chainsaw)

Chainsaw
Permit No. _____

PERMIT TO SELL CHAINSAW

Pursuant to Republic Act No. 9175, otherwise known as "Chainsaw Act of 2002" (R.A No. 9175)" and its Implementing Rules and Regulations (DENR Administrative Order No. 2003-24), this **PERMIT TO SELL** is hereby issued to:

Name of Owner : _____
Address : _____

The information and descriptions of the chainsaws subject of this permit are hereunder numerated:

➤ Quantity : _____
➤ Brand : _____
➤ Model : _____
➤ Engine Serial No.: _____
➤ Country of origin/: _____
➤ Purchase Price : _____
➤ Selling Price : _____
➤ Purpose : _____
➤ Others : _____

Issued on _____ at Quezon City
Expiry Date: _____

APPROVED:

Regional Director

Condition/s:

1. Submit quarterly reports on the sales / disposition of chainsaws indicating engine serial numbers, model, selling price and sales invoice for reference and monitoring purposes.
2. Ensure that the buyer of the chainsaw has an authority / permit to purchase prior to completion of transaction/sales. No Permit to Purchase is required in case the chainsaw will be used for company/personal purposes.

私有地からの植林木材のための自己モニタリングフォーム (Self Monitoring Form)

Republic of the Philippines
DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES
 CARAGA Region, Ambago, Butuan City

SELF MONITORING FORM

AN SMF Control No. [REDACTED]

Date: September 1, 2016

TO ALL CONCERNED:

Be informed that the undersigned is a holder of PRIVATE TREE PLANTATION OWNERSHIP CERTIFICATE (PTPOC) located at [REDACTED] with PTPOC Registration No. R13-SDS-D4-12-19-0058

That I am transporting the following wood products gathered from my tree plantation described as follows, to wit:

- Kind, specie and quality of wood products (scale sheet attached) Mangium/Marang logs
- Conveyance Ten-Wheeler Truck 394 pcs/ 27.16 cu. m.
- Consignee/Destination Charanson Wood Ind. Corp. Butuan, Davao City
- Described Route from Mahayagay, Lingig, SDS to Butuan, Davao City
- Validity date from September 01, 2016 to September 08, 2016

I hereby certify that the above statements are true and correct to the best of my personal knowledge

Valid Ltv Extended

Up to [REDACTED] due to [REDACTED] nearest CENRO [REDACTED]

SUBSCRIBED AND SIGNED to before me by the affiant, Mr./Ms. EMOGEN GARGOLES holder of PTPOC No. [REDACTED] Mangagoy, this 1st day of September year 2016 at [REDACTED]

Doc No. [REDACTED] Page No. [REDACTED] Book No. [REDACTED] Series of [REDACTED]

CERTIFICATION

TO WHOM IT MAY CONCERN:

This is to certify that the above described wood products had been verified by this Office to have originated from the registered private tree plantation mentioned above and is hereby allowed to be transported with the following particulars.

1. Tree Farm UTM ID		
2. Total Harvestable Volume inventoried	277.90 cu.m.	cu.m.
3. Previous Balance	167.14	cu.m.
4. Less: This shipment	27.16	cu.m.
5. Balance after this shipment	139.88	cu.m.

4. Certification Fee: PHP. 50.00
 O.R. No. 6043284
 Date Sept 1, 2016

Verifying Officer
 Consignee File
 Destination CENRO File

(Detach Here)

IMPORTANT : Passage Stamp of each Monitoring Station along the described transport route shall be placed at the back hereof

Destination CENRO Logbook Transaction No. [REDACTED] Date: [REDACTED]

ARRIVAL CONFIRMATION REPORT

This is to acknowledge the arrival of the transported products within this area of responsibility with the following particulars, to wit:

- Tree Farm UTM ID [REDACTED] SMF Control No. [REDACTED]
- Volume, kind and specie of Forest Products [REDACTED]
- Description of Conveyance [REDACTED] Plate No. [REDACTED]
- Consignee/Destination [REDACTED]
- Date of arrival [REDACTED]
- Remarks [REDACTED]
- Issuing CENRO Logbook Transaction No. [REDACTED]

DENR Scaler of destination CENRO

ACKNOWLEDGEMENT

This is to acknowledge receipt of the [REDACTED] pcs. of [REDACTED] logs with a volume of [REDACTED] cubic meters covered by SMF No. [REDACTED] issued on [REDACTED] at [REDACTED]

Consignee

輸送契約証明書 (Certificate of Transport Agreement)

CERTIFICATE OF TRANSPORT AGREEMENT

TO WHOM IT MAY CONCERN:

This is to certify that the undersigned have agreed to the transport of the forest products described below:

No. of Pieces : 394
Volume : 27.16 cu.m.
Species : Mangium/Marang logs
Place of Loading : Mahaynahay, Lingig, SDS
Destination : Charverson wood Ind. Corp., Bunawan, Dvo. City
Date of Transport : 09/01/16
CTO/CLO/AUX. No. :

That the said cargo is to be or being transported on the following described conveyance.

Kind/Make :
Serial No. :
Plate No. :
Registry No. :
Registered Owner :
Authorized Rep. :

That the undersigned owner of the conveyance and/or his authorized representative below declared that they are aware of the documents required by the Forestry Laws and Regulations and that of the conveyance used is subject to certification and forfeiture if the transport is not covered by the requisite documents.

Name of Owner of Forest Products

Name of Owner of Conveyance

By:


Authorized Representative

SUBSCRIBED AND SWORN to before me this 1st day of September, 2016 at CENRO Office, Mangagoy, Bislig City.

Ecosystems Management Specialist II
Authorized Person to Administer Oath

Let's Go Green

私有地植林木の確認証明書 (Certificate of Verification) (for transport) (page 1)

 Department of Environment and Natural Resources
National Capital Region

CERTIFICATE OF VERIFICATION
No. NCR-ED-2018-08-315

TO WHOM IT MAY CONCERN:

THAT [REDACTED]
of [REDACTED] (address) is transporting
[REDACTED] (number of pieces) pieces of [REDACTED] (species/ form) with an equivalent volume of
[REDACTED] (volume in [REDACTED])
on or about [REDACTED] (date of loading) from [REDACTED] (place of loading)
on board [REDACTED] (name) Mitsubishi Truck with Plate No. SCY 761 (type of vehicle)

That per inspection conducted by personnel of this Office, subject [REDACTED] were derived from the property of National Ecological Research Center, Diliman, Quezon City under [REDACTED] approved and released on [REDACTED] to [REDACTED].

The issuance of this transport document is in accordance with the provisions of DENR Administrative Order No. 07, Series of 1994.

THIS IS TO CERTIFY FURTHER that any forest products other than those described above in form, species and volume shall be considered illegal and the whole/entire shipment shall be subjected to outright confiscation.

ISSUED this AUG 07 2018 and is valid until AUG 10 2018 or upon arrival of said Narra Logs to its point of destination, whichever comes first. Certification and Oath Fees in the amount of Eighty Six Pesos (P86.00) was paid under O.R. No. 4060269 R dated August 02, 2018.

Inspected/Verified by: [REDACTED] Conformed by: [REDACTED]
Ow: [REDACTED]

Recommending Approval: [REDACTED] Approved by: [REDACTED]

OIC Assistant Regional Director for Management Services
at [REDACTED]
in Concurrent Capacity [REDACTED]

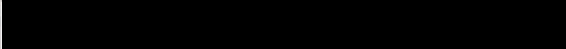
NOTE: Not valid without dry seal and documentary stamp.

National Ecology Center, East Avenue, Diliman, Quezon City 1100
Telephone Nos. 373-3433/373-3359-435-2410/435-8878 Trunkline: 755-3330 loc. 3200, 3206, 3207

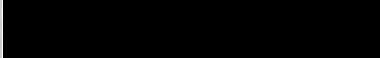
Tally/Inventory Sheet

Log	Length (m)	Diameter (m)	Volume (cu.m)
1	1.70	0.36	0.17
2	1.50	0.30	0.11
3	2.34	0.36	0.23
4	1.52	0.20	0.05
5	1.57	0.20	0.05
6	1.52	0.25	0.08
7	2.41	0.36	0.24
8	2.26	0.36	0.22
9	1.12	0.25	0.06
10	1.68	0.30	0.12
11	3.12	0.61	0.91
12	2.16	0.36	0.21
13	1.63	0.36	0.16
14	1.68	0.46	0.28
15	1.70	0.25	0.09
16	2.34	0.30	0.17
17	2.01	0.25	0.10
18	1.12	0.25	0.06
19	1.37	0.30	0.10
20	2.29	0.43	0.33
TOTAL			3.74 cu.m

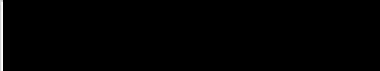
Date of Scaling : August 02, 2018

Place of Scaling : 

Scaled and Inspected by:


Senior EMS, CMIS-ED

Noted by:


Chief, Enforcement Division

国内の島間の輸送のための輸送契約書 (Certificate of Transport Agreement)

[Redacted]

Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
NATIONAL CAPITAL REGION
North Production Nursery, North Avenue, Diliman Q.C.

CERTIFICATE OF TRANSPORT AGREEMENT

TO WHOM IT MAY CONCERN:

This is to certify that the undersigned have agreed to the transport of the forest products described below:

Volume: 13,669bdf/1x20ft

Species: IMPORTED FINISH KD LUMBER, DOORS AND WOOD PRODUCTS

Place of loading: [Redacted]

Destination: [Redacted]

Date of transport: April 13, 2018

That the said cargo is to be or being transported on the following describes conveyance/ vessel:

Kind/Make: Lorcon Dumaguete Voyage 38

Container no:

Serial No: _____

BL No.: _____

That the undersigned owner of the conveyance and/or under authorized representative hereby declared that he is aware of the document required by the Forest laws and regulations and the conveyance used is subject to confiscation and forfeiture if the transport is not covered by the requisite documents.

That the subject forest products herein come legitimate sources and are covered by the requisite documents.

[Redacted] Name of owner of forest products

[Redacted] Name of owner of conveyance

[Redacted] Authorized Representative

[Redacted]


SUBSCRIBED AND SWORN to before me this APR 11 2018 QUEZON CITY, PHILIPPINES at _____

[Signature]
ATTY. LUIS M. DE VERA
NOTARY PUBLIC
UNTIL DECEMBER 31, 2019

DOC. NO. [Redacted]
PAGE NO. [Redacted]
BOOK NO. [Redacted]
SERIES OF [Redacted]

NO. 522251-01202018/Q.
NO. 010101-12202017/Q.
I. NO. 010101-12202017/Q.

木材原產地證明書 (Certificate of Timber/Lumber Origin)



Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
Office of the RED R-2
Office of the CENRO
SIOCON

CTO / CLO No. R-9 10460148989670

CERTIFICATE OF TIMBER / LUMBER ORIGIN

PARTICULARS (TIMBER)	CTO/CLO No: 10460148989670	TO WHOM IT MAY CONCERN:
AAC: <u>47,347.30</u> m3		ONE THOUSAND ONE HUNDRED THIRTY NINE (1,139 pcs.)
Beginning Stock <u>45,655.10</u> m3		This is to Certify that <u>SIX HUNDRED SIXTEEN AND 20/100 (616.20M3)</u> followed by figures)
Total Volume Manifested (This Date) <u>621.70</u> m3		(Quantity/ unit of measure in words)
(1) Less this Shipment <u>616.20</u> m3		of <u>Log, Plantation Species</u> Which is being transported
(2) Total Shipments (To Date) <u>2,308.40</u> m3		(Types of Product)
(3) Unshipped Balance (Previous A) <u>=</u> m3		(Place of Loading) <u>North</u> via / on board
(4) Allowable Cut Balance <u>45,038.90</u> m3		(Description of Conveyance) <u>SECHIN CHIN OR SUBS.</u> With the Load Level of _____
(5) Unshipped Balance (Previous A) <u>=</u> m3		meters from floor to top most height _____
(6) Allowable Cut Balance <u>45,038.90</u> m3		were cut, gathered and removed / processed from the forest area / wood processing plant of _____ under _____ (License / Permit No.)
Note : Beginning Stock = AAC - Previous Stocks If any.		

(COPY FOR ASEC_FO ONLY)

PARTICULARS (LUMBER)	CTO/CLO No: 10460148989670
ALR / LSC: _____ bd.ft.	
(1) Beginning Stock _____ bd.ft.	
1.1 Processed (WPP) _____ bd.ft.	
1.2 Purchased (ERLD) _____ bd.ft.	
(2) Less This Shipment _____ bd.ft.	
(3) Total Volume Disposed (ToDate) _____ bd.ft.	
(4) Remaining Stock Balance _____ bd.ft.	
Note: Beginning Stock = Processed and / or Purchased lumber plus Previous Stocks if any.	

issued by the Secretary of the Department of Environment and Natural Resources and / or his duly authorized representative, to expire on 12-31-2032 with an (Date of Expiration)

annual authorize cut / harvest capacity of 47,347.30M3
(Quantity and unit of Measures)

Located at BRGY. Tamae,

Destined / consigned to Zamboanga City
(Name and Address of Consignee)

Certification fee in the amount of P 50.00 in favor of the Department of Environment and Natural Resources was paid under O.P. No. 5922058

Dated: August 3, 2018

At North

ATTESTED BY: _____ (TMO / Scaler)

CONFORME: _____

Community Environment and Natural Resources Officer

Authorized Representative

DESCRIBE ROUTE : _____

Fr: Sta. Maria

To: Zamboanga City

VALIDITY DATE FROM August 3, 2018 TO August 18, 2018

SUBSCRIBE AND SWORN before me this 2nd Day of August Year 2018 At Zamboanga City

This CTO / CLO supersedes and cancels CTO / CLO Number : _____

to cover untransported Balance of : _____

TIME IN : 7/8/2018 9:14:27 AM Page No. 7/8

NOTE : This CTO / CLO is only valid after confirmation by FMB - OPCEN Book No. 32

Page 6 of 6

小規模木材加工工場への環境コンプライアンス証明書 (Environmental Compliance Certificate for Mini-Sawmill)

ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU
Office of the Regional Director
Region-10, Macabalan, Cagayan de Oro City

Environmental Compliance Certificate
(Issued under Presidential Decree 1586)

ENVIRONMENTAL MANAGEMENT BUREAU
EIA DIVISION
RELEASED
DATE: 27/7/11
BY: [Signature]
REGIONAL DIRECTOR
K. CAGAYAN DE ORO CITY

THIS IS TO CERTIFY THAT THE PROPONENT, [Redacted], is granted this Environmental Compliance Certificate (ECC), for the [Redacted] located at Barangay Medallo, Sapang Dalaga, Misamis Occidental by the Department of Environment and Natural Resources (DENR), through the Environmental Management Bureau, (EMB), Region 10.

SUBJECT ONLY to the conditions and restrictions set-out in this certificate.

This certification is issued for the [Redacted] with the following details:

PROJECT DESCRIPTION

The proposed [Redacted] having a production capacity of FIVE HUNDRED (500) board feet per day is located at Barangay Medallo, Sapang Dalaga, Misamis Occidental.

This certification is issued in compliance to the requirements of Presidential Decree No. 1586, in accordance to Department Administrative Order No. 2003-30. The Bureau, however, is not precluded from reevaluating, adding, removing, and correcting any deficiencies or errors that may be found after issuance of this certificate.

Issued at EMB - 10
Cagayan de Oro City this JUL 29 2011 day of _____, 2011.

Recommending Approval:
[Signature]
Chief, EIAM Division

Approved by:
[Signature]
Regional Director

I. CONDITIONS

ENVIRONMENTAL MANAGEMENT

The proponent shall strictly implement the following mitigating enhancement, and rehabilitating measures:

1. Air emission from plant operations shall conform to the standards set by the DENR; Any exceedance thereof shall be ground for automatic cancellation or suspension of this Certificate and imposition of penalties;
2. A Regular Wood Processing Plant (WPP) Permit from the DENR shall be secured prior to project operation;
3. Only logs and lumber from legitimate sources shall be processed;
4. Noise and dust emission shall be confined within the project area;
5. Solid waste generated shall be disposed of properly and never to be burned openly nor to be dumped into any bodies of water. Good housekeeping and sanitation shall be maintained at all times;

GENERAL CONDITIONS

Further administrative conditions for the grant of this certificate shall be strictly complied:

6. The local residents shall be prioritized for employment;
7. The proponent shall initiate to put-up an Environmental Monitoring Fund (EMF) for the use of Multi-Partite Monitoring Team in monitoring compliance to ECC;
8. The DENR-EMB-10 and/or multi-partite team can initiate an on-the-spot monitoring and inspection anytime without prior notice;
9. In case of abandonment, the Proponent shall notify the EMB Regional Office concerned within three (3) months prior to the abandonment and the Proponent shall submit its abandonment mitigation plan;

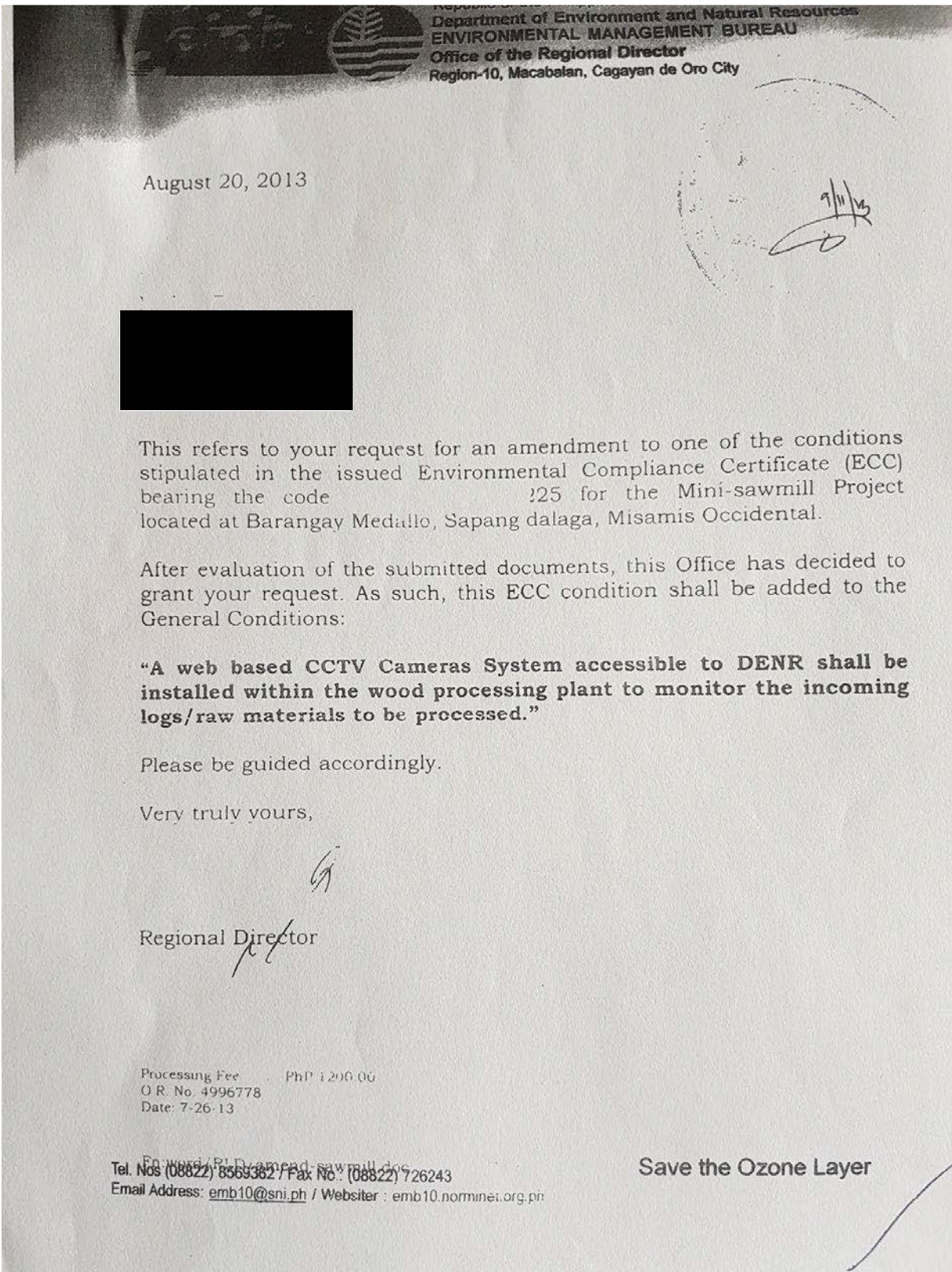
II. RESTRICTIONS

The proponent is strictly subject to the following restrictions:

10. No other activities should be undertaken other than what was stipulated in the IEE document. Should there be an expansion of the project beyond the project description, or any change in the activity beyond those stated in the IEE document; shall be made subject to a new Environmental Impact Assessment;

NOTARY PUBLIC

環境クリアランス証明 (ECC Amendment) : 搬入木材を監視する CCTV カメラの設置を要求



ENVIRONMENTAL COMPLIANCE CERTIFICATE
(Issued under Presidential Decree 1586)
ECC-R4A-1301-0032

THIS IS TO CERTIFY THAT THE PROPONENT, [REDACTED] granted this Environmental Compliance Certificate (ECC) for their **MANUFACTURING OF WOODEN FURNITURES PROJECT** located at **MAGSAYSAY ROAD EXTENSION, BARANGAY SAN ANTONIO, SAN PEDRO, LAGUNA** by the Department of Environment and Natural Resources (DENR), through the Environmental Management Bureau (EMB), CALABARZON Region.

This Certification is being issued for the Project with the following details:

PROJECT DESCRIPTION

The Manufacturing of Wooden Furnitures Project shall have a maximum annual production capacity of One Thousand (1,000) Metric Tons of wooden furnitures within a gross floor area of Four Thousand One Hundred Ninety Six and 50/100 (4,196.50) square meters of leased property embraced by TCT No. T-193127. The project components include: parking area, production area, office, and warehouse area. It will utilize the following equipment Eight (8) units sander machines, Three (3) units sharpening machines, Two (2) units grinders, Twenty-four (24) units band, rip, radial and table saw, Two (2) Refrigerated Air Dryers, One (1) unit Generator, Ten (10) units Air Compressors, Four (4) units Spray Pumps, Eight (8) units Spray Booths, Four (4) units Metal Racks, Three (3) units Sewing Machines, Eight (8) units Dust Collector, Four (4) units Boring Machines, One (1) unit Lathe Machine, One (1) unit Copy Machine, Three (3) units Copy Moulder, Three (3) units Surface Planers, Four (4) units Drill Press, One (1) unit Banding Machine, Two (2) units Glue Mixer and Three (3) units Cutters.

This certification is issued in compliance to the requirements of Presidential Decree No. 1586, in accordance to Department Administrative Order No. 2003-30. The Bureau, however, is not precluded from reevaluating, adding, removing, and correcting any deficiencies or errors that may be found after issuance of this Certificate.

This is to certify, further, that in issuing this **CERTIFICATE**, it should be understood that the same is a **PLANNING TOOL** and **NOT A PERMIT**. It is expected that the proponent will diligently secure pertinent **PERMITS/CLEARANCES** from all concerned government agencies prior to the start/implementation of the proposed project. Furthermore, the DENR/EMB will be monitoring the project periodically to ensure compliance with the stipulations cited in the attached conditions and restrictions which are made as integral part of this ECC.

Issued at EMB CALABARZON Region this MAR 08 2013

Recommending Approval:

Approved by:

[REDACTED]
Chief, Environmental Impact
Assessment and Management Division

[REDACTED]
Regional Director

Republic of the Philippines
DEPARTMENT OF ENVIRONMENT
AND NATURAL RESOURCES
EMB-CALABARZON



[REDACTED]
Manufacturing of Wooden Furnitures Project

1

6th Floor DENR by the Bay Bldg., 1515 Roxas Blvd., Ermita, Manila

I. CONDITIONS **ECC (Env't. Compliance Cert.)**

ENVIRONMENTAL MANAGEMENT

The proponent shall strictly implement the following mitigating, enhancement, and rehabilitating measures:

1. That re-greening and landscaping shall be established within and along the periphery of the project site to help attenuate noise levels, abate heat and absorb some pollutant emissions.
2. That the proponent shall strictly manage all operational, external, chemical, spillage, traffic, process, excessive surface run-off, dust, and occupational & health hazards identified in the Environmental Performance Report and Management Plan (EPRMP) and, in case of emergency episodes, appropriate response activities shall be immediately undertaken for the protection of the workers/personnel, nearby communities and the receiving environment.
3. That effective and adequate drainage system and Wastewater Treatment Facility (WWTF) for its domestic effluents shall be provided. All liquid wastes shall be properly treated and shall not exceed the DENR Effluent Standards.
4. That in support of the concern of the government to phase-out mercury from all possible sources and to address global warming, the proponent shall install environment-friendly lighting fixtures (i.e. light-emitting diode lamps, compact fluorescent lamps, etc.).
5. That proper Air Pollution Source and Control Installations (APSCI) shall be provided by the proponent to avert pollutant emission.
6. That the proponent and/or contractor shall implement the following:
 - 6.1 Effective Information, Education and Communication (IEC) Plan shall be implemented in all project phases including communication of environmental risks of the project implementation.
 - 6.2 Beneficial Social Development Program (SDP) among the employees/workers, host barangay and affected communities which shall cover livelihood training and employment, including assistance in the setting-up of social welfare programs for health and education that will ensure the participation of youth and women.
 - 6.3 Appropriate plans and specifications for its Wastewater Treatment Facility (WWTF) shall be submitted one (1) month after receipt of the ECC and shall be completed within a period of six (6) months
 - 6.4 Appropriate wastes management scheme as provided in the Environmental Management Plan (EMP) shall be continuously implemented.

GENERAL CONDITIONS


Further administrative conditions for the grant of this Certificate shall be strictly complied:

7. That the proponent shall religiously comply with the applicable provisions of P.D. 1586 (Philippine Environmental Impact Statement System), R.A. 9003 (Ecological and Solid Waste Management Act of 2000), R.A. 6969 (Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Waste Control Act of 1990), R.A. 8749 (Philippine Clean Air Act of 1999), and R.A. 9275 (Philippine Clean Water Act of 2004).
8. That the proponent shall set-up a competent Environmental Unit and shall be duly accredited by this Office in accordance with DAO No. 26, series of 1992 (Appointment/Designation of Pollution Control Officers). The Environmental Unit shall be integrated in the proponent's organizational chart to handle all environment related aspects of the project implementation in

[REDACTED]

2

工場操業許可証：大気汚染源および制御装置) (Permit to Operate: Air Pollution Source and Control Installations)



Environmental Management Bureau
Regional Office No. IV - CALABARZON

Permit No. [REDACTED] Date Issued: **AUG 25 2016**

Regular
PERMIT TO OPERATE
Air Pollution Source and Control Installations

Pursuant to Part VI, Rule XIX of the Rules and Regulations of R.A. 8749, authority is hereby granted to:

[REDACTED]

to operate the following:
Eight (8) units Spray booth connected to air exhaust ducting; and Eight (8) units Sander/Planer provided with dust collector.

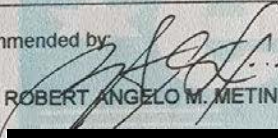
Permit Conditions: Renewal: [REDACTED]

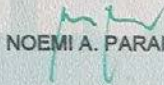
- That this Permit is subject to revocation if found violating Ambient and Source Emission Standards and other provisions of the Clean Air Act and its implementing Rules and Regulations;
- That the permittee shall submit annually ambient monitoring test result/report as a base line data in compliance with the requirements of RA 8749. The submission of ambient test result/report will be on April covering the second quarter of CY 2017, 2018, 2019, 2020, and 2021;
- That any authorized DENR-EMB personnel with proper identification card and travel order shall be allowed unconditional access to conduct an on-the-spot inspection and monitoring to oversee its compliance to the permits and other applicable environmental laws without the need of prior notice to the proponent;
- That non-compliance of any of the conditions set forth herein shall be sufficient cause for the suspension or cancellation of this permit and/or payment of fine in an amount not to exceed ten thousand pesos (P10,000.00) for every condition violated;
- That a Self Monitoring Report (SMR) on the operation and maintenance of the aforesaid installations shall be made quarterly and submitted based on the following schedule:

Province	1 st Qtr.	2 nd Qtr.	3 rd Qtr.	4 th Qtr.
Cavite	Mar. 23-30	June 23-30	Sept. 23-30	Dec. 23-30
Laguna	Apr. 8-15	Jul. 8-15	Oct. 8-15	Jan. 8-15
Batangas	Apr. 1-7	Jul. 1-7	Oct. 1-7	Jan. 1-7
Rizal	Mar. 7-14	Jun. 7-14	Sept. 7-14	Dec. 7-14
Quezon	Mar. 15-22	Jun. 15-22	Sept. 15-22	Dec. 15-22

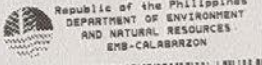
Expiration Date: **30-Apr-21**

This operating Permit shall be posted in a conspicuous location near the equipment and shall be adequately framed or otherwise protected against damage. Application for the renewal of Permit to Operate must be filed thirty (30) days before the expiration date.


Recommended by: 
ROBERT ANGELO M. METIN
[REDACTED]

Approved by: 
NOEMI A. PARANADA
OIC-Regional Director

O.R. No. [REDACTED]	Permit Fee	12,000.00
O.R. No. [REDACTED]	Filing Fee	55.00
O.R. No. [REDACTED]	PD 1856	10.00
O.R. No. [REDACTED]	Environmental Fee	0.00



Republic of the Philippines
DEPARTMENT OF ENVIRONMENT
AND NATURAL RESOURCES
EMB - CALABARZON



8CLUR0131201248147

6th Floor DENR by the Bay Bldg., 1515 Roxas Blvd., Ermita, Manila
 Rd's Office 536-2808; 536-3095; Telefax No. 536-9784; Admin/Finance Division Telefax No. 404-1610
 PC Division 525-0348; 404-1610; EIA Division Telefax No. 522-8177
 E-mail Address: emb_r4a@denr.gov.ph



Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
 Visayas Avenue, Diliman, 1100 Quezon City
 Tel. Nos. 929-6626 to 29; 929-6633 to 35
 929-7041 to 43; 929-6252; 929-1669
 Website: <http://www.denr.gov.ph> E-mail: web@denrgov.ph



**WOOD PROCESSING PLANT PERMIT
 (MINI-SAWMILL)**

No: _____

Pursuant to Presidential Decree No. 705, Republic Act No. 460 of 1950 and other existing laws and regulations, a Wood Processing Plant Permit is hereby issued to:



a company of the Philippines with office address at Barangay Medallo, Sapang Dalaga, Misamis Occidental to operate a Wood Processing Plant (Mini-sawmill) located at Barangay Medallo, Sapang Dalaga, Misamis Occidental having a combined Daily Rated Capacity 500 board feet of approximately 1.18 cubic meters per 8-hour shift of operation.

The permittee has a Log Supply Contract for a period of five (5) years with:

Supplier	Volume (cu. m)
Four (4) CTPO Holders	2,688.71
TOTAL	2,688.71

which volume is considered adequate to supply the wood requirements of the mill under this permit.

This permit is subject to the provisions of Presidential Decree No. 705 as amended by Executive Order No. 277 and other applicable laws, including the rules and regulations promulgated thereto and subject to the Terms and Conditions enumerated in the succeeding pages (marked as Annex A) and such other additional regulation which may hereinafter be prescribed.

This permit is effective on the date of issue and expires on APR 12 2019

Issued on APR 12 2018 at Quezon City, Philippines.

Approved:

Undersecretary for Field Operations – Luzon

Let's Go Green



Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
Visayas Avenue, Diliman, 1100 Quezon City
Tel. Nos. 929-6626 to 29; 929-6633 to 35
929-7041 to 43; 929-6252; 929-1669
Website: <http://www.denr.gov.ph> E-mail: web@denrgov.ph

ANNEX A

TERMS AND CONDITIONS

A. RECORDS REQUIRED OF WOOD PROCESSING PLANTS

1. Logs purchased or delivered shall be entered in a log registry book in chronological order with the following information: (a) Volume in cubic meters (b) Species (c) Name of Log Supplier/Timber Licensee/s and (d) Number and date of the official receipt under which the forest charges and other required fees were paid.
2. All official receipts and corresponding auxiliary invoices and commercial invoices covering all logs purchased or received, which receipts and invoices shall be made ready at all times for verification by any forest officer.
3. A daily trimmer tally of all veneer or other wood products produced.

B. REPORTS TO BE SUBMITTED BY ALL WOOD PROCESSING PLANT PERMITTEES:

1. *Annually*
 - a. List of personnel and/or employees indicating their positions and SSS numbers, if any; and
 - b. Audited financial statement certified by a reputable accounting firm.
2. *Quarterly*
 - a. Report of production indicating the number of actual operational days; and
 - b. Report of increase or decrease in employment.
3. *Monthly*

Volume and source of logs purchased and processed and disposition showing segregation between the volumes and prices of products sold locally or exported.
4. *Anytime, as necessary*
 - a. Report of stoppage of operation lasting more than two days due to breakage or repair of any part of equipment giving an estimate of the period of repair and time of the resumption of the plant operations.
 - b. Report on additional machinery/equipment installed or to be installed.
 - c. Any other data or information pertaining to the operation of the wood processing plant shall be furnished to the Director of the Forest Management Bureau or the Regional Director concerned whenever required.

Let's Go Green ✓

C. OTHER IMPORTANT PROVISIONS:

1. **Display of Wood Processing Plant Permit** – The permittee shall display the approved WPP Permit on the premises of his plant visible to public view.
2. **Permittees' Responsibility on Un-invoiced Logs or Flitches** – The permittee shall be held liable for the non payment of forest charges and other required government charges, including surcharges, due on any log processed in their plant without proper invoice or on veneer and other products cut in excess of the utilization of the mill.

D. ADDITIONAL RULES

1. Milling wastes shall not be dumped into rivers and streams or in any place which shall cause pollution or unsightly appearance of the vicinity. Herein permittee shall adopt safety and anti-pollution measures in their plant or shall install devices relative hereto that may hereafter be prescribed.
2. In cases of fortuitous events or other circumstances beyond human control, the permittee shall first secure authority from the DENR Secretary or his duly authorized representative in the procurement or purchase of logs from sources other than its approved log suppliers.
3. The permittee shall strive to maintain regular operation of at least 80% of the mill's rated capacity.
4. Failure to submit the reports and requirements on time, and any violation of the terms and conditions of the permit will result to the suspension or cancellation of the permit and/or confiscation of the bond and such other penalties provided by law.
5. The CENRO concerned shall inspect the supply of logs/veneer upon arrival, and strictly monitor the operations of the plant. If anything illegal is undertaken, the wood processing plant shall be closed down.
6. Observe proper disposal of milling wastes and other waste materials.
7. The trees shall be planted ten (10) meters apart along the perimeter of the plant site to maintain and enhance the environmental quality in the locality and in support to the climate change initiatives of the government.
8. The Company shall install a CCTV Camera mounted at conspicuous places within the premises of the plant.
9. The permit shall be renewed only if the permittee can show proof of sufficiency of wood raw materials to determine viability of operations of the plant.
10. The Permit issued is valid only for one (1) year.
11. Non-arrival or insufficient arrival of logs/veneer supply will result in suspension of operations of the WPP, to be issued by the concerned Regional Director. Lifting of suspension will only be issued upon arrival of sufficient volume of raw materials. The concerned Regional Director will submit a quarterly report to the Office of the Undersecretary for Field Operations.

will only be issued upon arrival of sufficient volume of raw materials. The Regional Director will submit a quarterly report to the Office of the Assistant Secretary for Field Operations, Mindanao.

12. Approval of this Office shall be sought before expanding or moving operation to another place.
13. Strict compliance with the terms and conditions provided under the approved Environmental Compliance Certificate issued by the EMB Regional Office.
14. Monitoring of the milling operations of the company shall be conducted by the DENR-Region X to ensure compliance with forestry laws, rules and regulations.

Approved:

Undersecretary for Field Operations – Luzon

Copy Furnished:

The Director, Forest Management Bureau
The Regional Director, DENR-Region X, Macabalan, Cagayan de Oro City
Mr. Nico medes D. Lomoljo
Owner
JJ-2 Lumber Dealer/Mini-sawmill
Brgy. Medallo, Sapang Dalaga
Misamis Occidental

木材生産・在庫量報告 (Lumber Production and Disposition Report)

BFD-FED Form No. 1-001

RESAWMILL LUMBER PRODUCTION AND DISPOSITION REPORT
For the Month of FEBRUARY 2017

Name of Licensee/Permittee: _____
Resawmill Location: _____
Type: ROLLER TERMINAL

CITY Daily Rated Capacity: 8.87 (Cu. M.)

LUMBER INPUT	SOURCE	VOLUME (Cu. M.)	RESAWMILL OUTPUT (Cu. M.)	DISPOSITION	
				DOMESTIC SALES	EXPORT
				Volume (Cu.M.)	Value (P)
BALANCE AS OF JAN., 2017				899.47 CU.M.	
	ANTONIO LAWAS	32.55 CU.M.	4.71 CU.M.	927.30 CU.M.	
			NOTHING FOLLOWS		
TOTAL				32.55 CU.M.	4.71 CU.M.
				927.30 CU.M.	

Submitted By: _____
BY: _____
Company Official

Attested By: _____
CENRO

RECEIVED
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
REGION VII - LPDO, Division Office, Cebu City

RECEIVED DATE: _____

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES
OFFICE OF THE REGIONAL DIRECTOR
REGION VII - CENRO, LPDO, CEBU CITY

RECEIVED	RELEASED
DATE: <u>2/17</u>	DATE: <u>2/17</u>
TIME: _____	TIME: _____
SIGNATURE: _____	SIGNATURE: _____

木材生産・在庫量報告 (Lumber Production and Disposition Report) 四半期報告

QUARTERLY REPORT

Name of Registrant: _____
 Cert. Of Registration _____
 Place of Operation : _____

January 24, 2018
 Date

The Regional Executive Director
 DENR-CALABARZON Region
 Halang, Calamba City

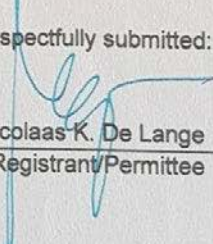
THRU: The CENRO
 Lalakay, Los Baños, Laguna

Sir:

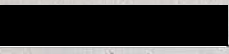
I have the honor to submit hereunder my QUARTERLY REPORT for the
Second (1st, 2nd, 3rd, 4th) quarter of the current year covering the months of
April, May, June, 2017.


	VOLUME (BD.FT.)	(CU.M.)
1. Balance of last quarter	28,733.12	67.77
2. Purchased during the quarter	25,762.67	60.76
3. Total handled during the quarter	54,495.79	128.53
4. Sales or disposal during the quarter	24,202.39	57.08
5. Balance at the end of the quarter	30,293.40	71.45

Respectfully submitted:


 Nicolaas K. De Lange
 Registrant/Permittee

Republic of the Philippines
 Municipality of Los Baños
 Province of Laguna

I,  _____, the herein permittee having duly sworn to upon my oath, depose and say that I have thoroughly read the statement and figures contained in the above report; that I signed this said report and affidavit in the presence of the Administering Oath, and that each and every statement and figures is correct to the best of my knowledge and belief.



 Registrant/Permittee

木材生産・在庫量報告 (Lumber Production and Disposition Report) 年間要約報告

SUMMARY REPORT LUMBER PRODUCTION AND DISPOSITION

NAME OF PROPONENT : _____
 PROJECT LOCATION : _____
 LICENSE/PERMIT NO. : _____
 DATE ISSUED : _____
 DATE OF EXPIRY : _____

CALENDAR YEAR/MONTH	LUMBER INPUT		MILL OUTPUT (CU.M.)	DISPOSITION		REMARKS / AVAILABLE STOCKS (CU.M.)
	SOURCE	VOLUME (CU.M.)		DOMESTIC SALES	EXPORT	
				VOL. (CU.M.)	VOL. (CU.M.)	
2016						
DECEMBER	PAMARE Farmers Association, Inc. holder of IFMA No. 01 2013		"NO OPERATION"			
2017						
JANUARY	PAMARE Farmers Association, Inc. holder of IFMA No. 01 2013		"NO OPERATION"			
FEBRUARY		"NO OPERATION"				
MARCH		"NO OPERATION"				
APRIL		"NO OPERATION"				
MAY		"NO OPERATION"				
JUNE		34.53	34.53	NONE	NONE	34.53
JULY		51.52	51.52	NONE	NONE	51.52
AUGUST						
SEPTEMBER						
OCTOBER						
NOVEMBER						
DECEMBER						
AVAILABLE STOCKS ENDING JULY 2017 = 86.05 CUBIC METERS						

PREPARED/SUBMITTED BY: _____

CHECKED/VERIFIED BY: _____

OWNER / MANAGER

FORESTER II / CHIEF, FRRU

SEP 12 2017

SUBSCRIBED AND SWORN TO BEFORE ME this _____ day of _____ 2017 at DENR-CENRO, Bago City, Philippines.

LMO III / CHIEF, LPDS

木材輸入事業者の販売業者登録証明書 (Certificate of Registration) (page 1)

Republic of the Philippines
Department of Environment and Natural Resources
Regional Office No. IV-A, CALABARZON
DENCRI Business Center, Brgy. Halang, Calamba City, Laguna

CERTIFICATE OF REGISTRATION
Registration No. [REDACTED] (Renewal)
This is to certify that,
DESIGNS LIGNA, INCORPORATED
c/o [REDACTED]
(Business Name/Proprietor)

with office address located at [REDACTED]
has complied with the registration requirements prescribed by the Department pursuant to DAO 99-46 dated November 10, 1999 and DAO 2016-07 dated May 19, 2016 regarding the "Manual of Authorities on Technical Matters" the Regulations promulgated thereto, and subject to the Terms and Conditions enumerated in the succeeding pages (marked as Annex A), and such other additional regulation which may hereinafter be prescribed, is hereby issued the Certificate of Registration as

IMPORTER of **Lumber and Veneer**
(Logs, Lumber, Veneer, Plywood, Panels, Poles and Piles, Pulpwood, Wood Chips and Other Wood Based Products)

This Certificate of Registration is non-negotiable and non-transferable and, will expire on **February 21, 2019** unless sooner terminated or revoked for cause.

Issued on MAR 12 2018 at Calamba City, Philippines.




SOFIO B. QUINTANA, Ph.D., CESO IV
Regional Director

Bond (Cash) No. <u>1526194 Q</u>	Registration Fee: <u>P480.00</u>
Date: <u>12/1/2009</u>	O.R. No. <u>5905092 Q</u>
Application Fee: <u>P600.00</u>	Date: <u>1/29/2018</u>
O.R. No. <u>5905092 Q</u>	
Date: <u>1/29/2018</u>	

木材輸入事業者の販売業者登録証明書 (Certificate of Registration) (page 2)

ANNEX A. TERMS AND CONDITION FOR CERTIFICATE OF REGISTRATIONS AS LUMBER DEALER	
<p>1. The Holder of this Certificate of Registration must:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.1 Display the Certificate of Registration within the establishment's premises exposed to public view; 1.2 Submit to the concerned CENR Office of monthly stock purchase and disposition reports every the fifth (5th) day of the succeeding month to include, among others, the following <ol style="list-style-type: none"> 1.2.1 Balance of previous month; 1.2.2 Purchase(s) made during the month under report; 1.2.3 Total volume/quantity handled; 1.2.4 Volume sold; 1.2.5 Balance at the end of the month; and 1.2.6 Statement resources 1.3 Allow authorized DENR personnel to inspect the premises of its lumberyard for monitoring and evaluation. 1.4 Provide information and/or intelligence essential to forest law enforcement, more particularly on Violation of RA-1239, RA No 460 and PD-705, as amended, giving the names and addresses of the violators and the nature of violations. 1.5 Issues sales invoices of lumber sold to end-user and assist buyer in securing transport documents when lumber is sold outside the province. 1.6 Buy lumber materials only from approved suppliers and other legitimate sources with complete transport documents. 1.7 Maintain cleanliness of its lumberyard by establishing and maintaining solid wastes management facilities, and observance of the proper disposal of wastes. 1.8 File the renewal application within sixty (60) days before it expire. Failure is construed that the registrant is no longer interested to pursue the trade. 1.9 Secure resaw permit immediately upon receipt hereof if using circular/or band saws Complimentary to its lumber dealership. 1.10 Submit additional lumber supply contract from legitimate sawmill operator and/ or lumber dealers, within sixty days upon receipt hereof. <p style="text-align: center;">ADDITIONAL CONDITIONS;</p> <p>1. For log dealer:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.1 In accordance with section 79 of P.D. 1559, the herein permittee must issue an invoice for each sale of log stating the kind size sold, the same as that described above in the provisions. 1.2 Violation shall be sufficient ground for at least two (2) years suspension of the license and least ₱200.00 fine or value of the invoice, whatever is greater. 1.3 This certificate authorizes the holder to sell domestically logs produced from its own concession Area. 1.4 This certification is likewise subject to all rules and regulations that the Bureau of Forest Development may hereafter prescribe. 	<p>2. For lumber dealer and lumber yard operator:</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.1 This certificate authorizes the holder hereof to purchase lumber from its subsisting lumber supplier and that lumber purchased are for domestic sale especially for the immediate community. The purchase of lumber from other sources other than its subsisting supplier is not allowed under this certificate. 2.2 This certificate is likewise subject to all rules and regulations that the Bureau of Forest Development may hereafter prescribe. 2.3 Violation shall be the same as the above in log dealership which are stipulated in No. 1 & 2 of The additional laws, rules and regulations. <p>3. Prohibitions;</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.1 To use the Certificate of Registration as subterfuge in shielding lumber stock of dubious origins. 3.2 To purchase logs, post, and piles and lumber that were illegally cut. 3.3 To establish any wood processing plant, e.g., sawmill, mini-sawmill and/ or other powered saws that can slice logs, flitches, post and piles into pieces of lumber, unless with expressed written authority issued by the DENR. <p>4. Causes of Cancellation</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.1 Commission of the folder hereof and/ or his authorized representatives/agents of any of the above- prohibitions and failure to submit of the above-stated basic requirements on its operations as lumber dealer 4.2 When found out that the Certificate of Registration was secured through fraud. 4.3 For any violation of the terms and conditions of the registration, the provision of R.A 1239 and PD No. 705, as amended, or the Internal Revenue Laws and Regulations. <p>5. Penal Provision</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.1 In consonance with the provisions of R.A 1239, person found directly or indirectly responsible for violation of any provisions of this order or the terms and conditions stipulated in the Registration Certificate shall be penalized by a fine not more than One Thousand pesos (₱1,000.00) or imprisonment of not more than one (1) year, together with the cancellation of the Certificate of Registration. 5.2 Lumber stock found inside yard/storage site that are not supported with proper documents usually Required by the DENR are presumed to be illegal and would be subjected to seizure and confiscation in accordance with the pertinent provisions of DAO No. 97-32 <p>6. Reference and Record</p> <ol style="list-style-type: none"> 7.1 Copy of Certificate of Registration upon approval shall be copy furnished to the PENRO, CENRO concerned (except NCR), and Forest Management Bureau for reference and record purposes.

輸入材の原産地証明 (Certificate of Origin)

1 Absender - Consignor - Expéditeur - Expedidor 		L 18394683	ORIGINAL
2 Empfänger - Consignée - Destinataire - Destinatario 		EUROPÄISCHE UNION EUROPEAN UNION - UNION EUROPEENNE - UNION EUROPEA URSPRUNGSZEUGNIS CERTIFICATE OF ORIGIN - CERTIFICAT D'ORIGINE - CERTIFICADO DE ORIGEN	
		3 Ursprungsland - Country of origin - Pays d'origine - País de origen Federal Republic of Germany (European Union)	
4 Angaben über die Beförderung - means of transport - expédition - expedición seafreight 1 Container		5 Bemerkungen - remarks - observations - observaciones FSC 100% SCS-COC-005084	
6 Laufende Nummer, Zeichen, Nummern, Anzahl und Art der Packstücke; Warenbezeichnung Item no., marks, nos., number and kind of packages, description of goods No. de pos., marquage, nos., nombre et nature des colis, description de marchandises No. de orden, marcas, nos., cantidad y naturaleza de los bultos, descripción de las mercancías White Ash lumber, kiln dried, 35 mm + 50 mm 2 packages, 1,824 m ³ European ASH lumber, kiln dried, 26 mm + 50 mm 5 packages, 8,648 m ³ European Oak lumber, kiln dried, 26 mm + 50 mm 2 packages, 3,019 m ³ American Walnut lumber, steamed, kiln dried, 26mm/35mm/50mm 17 packages, 16,695 m ³ Total 26 packages, ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z ----- ----- Z -----		7 Menge Quantity *Quantité Cantidad 30,186 m ³	
8 DIE UNTERZEICHNENDE STELLE BESCHEINIGT, DASS DIE OBEN BEZEICHNETEN WAREN IHREN URSPRUNG IN DEM IN FELD 3 GENANNTEM LAND HABEN The undersigned authority certifies that the goods described above originate in the country shown in box 3 L'autorité soussignée certifie que les marchandises désignées ci-dessus sont originaires du pays figurant dans la case No. 3 La autoridad infrascrita certifica que las mercancías arriba mencionadas son originarias del país que figura en la casilla no. 3 Industrie- und Handelskammer Heilbronn-Franken  Goutalet Bearbeitet durch: Heidi Gottlieb Heilbronn, 09.08.2018 * ELECTRONIC CERTIFICATE - DIGITALLY SIGNED To verify this document please visit : https://cert.ihk.de Verification Code : KGFT-TUWL-YU9D Ort und Datum der Ausstellung, Bezeichnung, Unterschrift und Stempel der zuständigen Stelle Place and date of issue, name, signature and stamp of competent authority Lieu et date de délivrance, désignation, signature et cachet de l'autorité compétente Lugar y fecha de expedición, nombre, firma y sello de la autoridad competente			

Bestell-Nr. 11731

Genehmigung durch den Deutschen Industrie- und Handelskammertag e. V. (DIHK) am 27.04.2016

輸入材のインボイス (Invoice)

1300 Philippines

Please remit proceeds to

Invoice

Please always indicate for payment		
Customer no.	Invoice no.	Date
21502	16510	09.11.2016

Delivery date: 09.11.2016 Mode of transport: Cif Manila

09 Nov. 2016
Page 1

16 JAN 2017

MH 21425

D1720176

Quantity	Unit	Description	Unit price	Total price
3.570	m ³	ASH lumber, kiln dried, AA grade, 35 mm FSC 100% SCS-COC-005084	512.00	1.827.84
3.917	m ³	ASH lumber, kiln dried, AA grade, 50 mm FSC 100% SCS-COC-005084	503.00	1.970.25
2.268	m ³	American Walnut lumber, steamed, kiln dried, AB grade, 26 mm	790.00	1.791.72
2.391	m ³	American Walnut lumber, steamed, kiln dried, AB grade, 35 mm	950.00	2.271.45
11.856	m ³	American Walnut lumber, steamed, kiln dried, AB grade, 50 mm	1.050.00	12.448.80
2.587	m ³	American Walnut lumber, steamed, kiln dried, AA grade, 35 mm	1.400.00	3.621.80
2.740	m ³	American Walnut lumber, steamed, kiln dried, AA grade, 50 mm	1.550.00	4.247.00

Container no.: TCLU 837548-6



"only the products that are identified as such on this document are FSC certified"

Amount of goods	0,00 % VAT	
28.178,86 €	0,00 €	Total amount 28.178,86 €

payment within 60 days from date of BL

The delivery will be realized according to our terms of sales and delivery which are known to you. According to § 455 BGB the right of reservation of ownership of the delivered goods will be reserved up to the complete payment.


輸入材の船荷証券 (Bill of Lading) s

EVERGREEN LINE A Joint Service Agreement		BILL OF LADING NOT NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED TO ORDER ORIGINAL	
Shipper/Exporter (complete name and address) [REDACTED]		(5) Document No. 560600578238	(6) Export References SPEE 60-1611187
(3) Consignee (complete name and address, unless otherwise stated, is assignment to Order meant to Order of Shipper) [REDACTED]		(7) Forwarding Agent SPEEDLINE SPEDITION GMBH	
(4) Notify Party (complete name and address) [REDACTED]		(8) Point and Country of Origin (for the Merchant's reference only)	
		(9) Also Notify Party (complete name and address) Invoice # 16510	
(12) Pre-carriage by	(13) Place of Receipt/Date HAMBURG	In Witness Whereof, the undersigned, on behalf of the Carrier and Vessel Provider, Evergreen Marine (Singapore) Pte Ltd., has signed the number of Bill(s) of Lading stated below, all of this tenor and date, one of which being accomplished, the others to stand void.	
(14) Ocean Vessel/Voy. No. THALASSA TYHI 0900-012E	(15) Port of Loading HAMBURG	(10) Onward Inland Routing/Export Instructions (which are contracted separately by Merchants entirely for their own account and risk)	
(16) Port of Discharge MANILA	(17) Place of Delivery MANILA		
Particulars furnished by the Merchant			
(18) Container No. And Seal No. Marks & Nos.	(19) Quantity and Kind of Packages	(20) Description of Goods	(21) Measurement (M) Gross Weight (KGS)
CONTAINER NO./SEAL NO. TCLU8375486/40H/S373354 TCLU8375486 SEAL: S373354	1 X 40H	22 PACKAGES (HI-CUBE) 22 PACKAGES 29.329 CBM ASH LUMBER, KILN DRIED, AA GRADE FSC 100% SCS-COC-005084 AMERICAN WALNUT LUMBER, STEAMED, KILN DRIED, AB GRADE AMERICAN WALNUT LUMBER, STEAMED, KILN DRIED, AA GRADE 14 DAYS FREE DETENTION FREIGHT PREPAID * THE BALANCE OF BILL OF LADING SEE ATTACHED LIST * TOTAL NUMBER OF ATTACHED 1 PAGE "OCEAN FREIGHT PREPAID" SHIPPER'S LOAD & COUNT	29.3290 CBM 22,513.000 KGS 22513 KGS 29.329CBM
(22) TOTAL NUMBER OF CONTAINERS OR PACKAGES (IN WORDS) ONE (1) CONTAINER ONLY 861343			(23) Declared Value \$ If Merchant enters actual value of Goods and pays the applicable ad valorem tariff rate, Carrier's package limitation shall not apply.
(24) FREIGHT & CHARGES	Revenue Tons	Rate AS	Per Prepaid ARRANGED Collect
(25) B/L NO. EGLV 560600578238	(27) Number of Original B(s)/L THREE (3)	(29) Prepaid at HAMBURG	(30) Collect at
(26) Service Type/Mode FCL/FCL O/O	(28) Place of B(s)/L Issue/Date HAMBURG NOV. 18, 2016	(31) Exchange Rate	(32) Exchange Rate
  TERMS OF BILL OF LADING ARE CONTAINED ON THE BACK HEREOF. (1)			

輸入材の梱包明細書 (Packing List)

PACKING SUMMARY						
SIZE	LENGTH	PIECES	TONS	M3		
INVOICE NO : KLTEX-0233 PER T/B: TARGET / WM MATAHARI DUA						
MLH (MLH)						
1 3/8 X	1 4/8 X	8' X	4401	10.0856	14.2812	
1 3/8 X	1 4/8 X	10' X	6557	18.7831	26.5968	
1 3/8 X	1 4/8 X	12' X	7100	24.4063	34.5593	
1 3/8 X	1 4/8 X	14' X	1874	7.5155	10.6420	
1 3/8 X	1 4/8 X	16' X	1093	5.0096	7.0936	
1 3/8 X	1 4/8 X	18' X	311	1.6036	2.2707	
Size Ttl:			21336	67.4037	95.4436	
1 3/8 X	2 4/8 X	8' X	750	2.8646	4.0563	
1 3/8 X	2 4/8 X	10' X	264	1.2604	1.7848	
1 3/8 X	2 4/8 X	12' X	1128	6.4625	9.1509	
1 3/8 X	2 4/8 X	14' X	69	0.4612	0.6531	
1 3/8 X	2 4/8 X	16' X	200	1.5278	2.1633	
Size Ttl:			2411	12.5765	17.8084	
1 3/8 X	4 4/8 X	8' X	409	2.1870	3.0968	
1 3/8 X	10' X	X	1431	9.5648	13.5438	
1 3/8 X	12' X	X	1800	14.4375	20.4435	
1 3/8 X	14' X	X	349	3.2658	4.6244	
1 3/8 X	16' X	X	162	1.7325	2.4532	
1 3/8 X	18' X	X	76	0.9144	1.2948	
Size Ttl:			4227	32.1020	45.4565	
1 3/8 X	5 4/8 X	10' X	860	9.0330	12.7907	
1 3/8 X	5 4/8 X	12' X	1166	13.6965	19.1102	
1 3/8 X	5 4/8 X	14' X	360	6.0500	8.5668	
1 3/8 X	5 4/8 X	16' X	360	6.0500	8.5668	
Size Ttl:			2466	30.9559	43.8335	
1 3/8 X	7 4/8 X	8' X	140	1.6042	2.2715	
1 3/8 X	7 4/8 X	10' X	520	7.4479	10.5463	
1 3/8 X	7 4/8 X	12' X	1285	22.0859	31.2737	
1 3/8 X	7 4/8 X	16' X	206	1.7268	2.4247	
1 3/8 X	7 4/8 X	18' X	79	2.0367	2.8840	
Size Ttl:			2230	37.8955	53.6602	
1 3/8 X	9 4/8 X	10' X	68	1.2337	1.7469	
1 3/8 X	9 4/8 X	12' X	128	2.7867	3.9459	
1 3/8 X	9 4/8 X	14' X	44	1.1176	1.5825	
Size Ttl:			240	5.1380	7.2753	
1 3/8 X	11 4/8 X	8' X	15	0.2635	0.3732	
1 3/8 X	11 4/8 X	10' X	45	0.9883	1.3994	
1 3/8 X	11 4/8 X	12' X	89	2.3455	3.3213	
Size Ttl:			149	3.5973	5.0939	
MLH Ttl:			220 Bcls	33059	189.6689	268.5714

輸入材のための供給契約書証書 (Certificate of Supply Contract) 輸入元のフィリピン領事館が発効 (page 1)

**CONSULATE GENERAL OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
SHANGHAI**

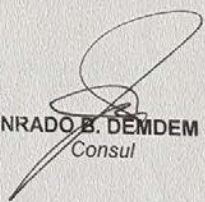
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES)
FOREIGN SERVICE OF THE PHILIPPINES)
PHILIPPINE CONSULATE GENERAL) S.S.
Shanghai, People's Republic of China)

AUTHENTICATION

I, **CONRADO B. DEMDEM JR.**, Consul of the Republic of the Philippines in Shanghai, duly commissioned and qualified, do hereby certify that [REDACTED] whose signature and seal are affixed to the **CCPIT CERTIFICATE** dated 08 April 2018, was at the time he signed the document on 09 April 2018, the Deputy Director of Consular Section, Foreign Affairs, Ningbo Municipal People's Government, and I verily believe that his signature is genuine.

For the contents of the annexed document, the Consulate General assumes responsibility.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand and seal of the Consulate General in Shanghai this 12th day of April 2018.


CONRADO B. DEMDEM JR.
Consul

Doc. No. : 1860
Serv. No. : 1860
Page No. : 98
Book No. : 01
Series of : 2018
O.R. No. : 8239990
Fee paid : ¥190.00

"The validity of this Certification is for five (5) years, unless specified by the attached document"

Suit [REDACTED] Plaza, No. 1160 West Yan'an Road, Changning District, Shanghai 200052 China
Tel: (+8621) 6281-8020; Fax: (+8621) 6281-8023
www.shanghaipcg.dfa.gov.ph; shanghai.pcg@dfa.gov.ph

中国国际贸易促进委员会
Council for the Promotion of International Trade
China Chamber of International Commerce

证明书
CERTIFICATE

号码 No. 183302A0/013982

兹证明：在所附供货合同上的深圳市勇嘉乐贸易有限公司的印章属实。

[REDACTED] THAT: the seal of SHENZHEN YONG JIA LE TRADING CO.,LTD. on the annexed SUPPLY CONTRACT is genuine.

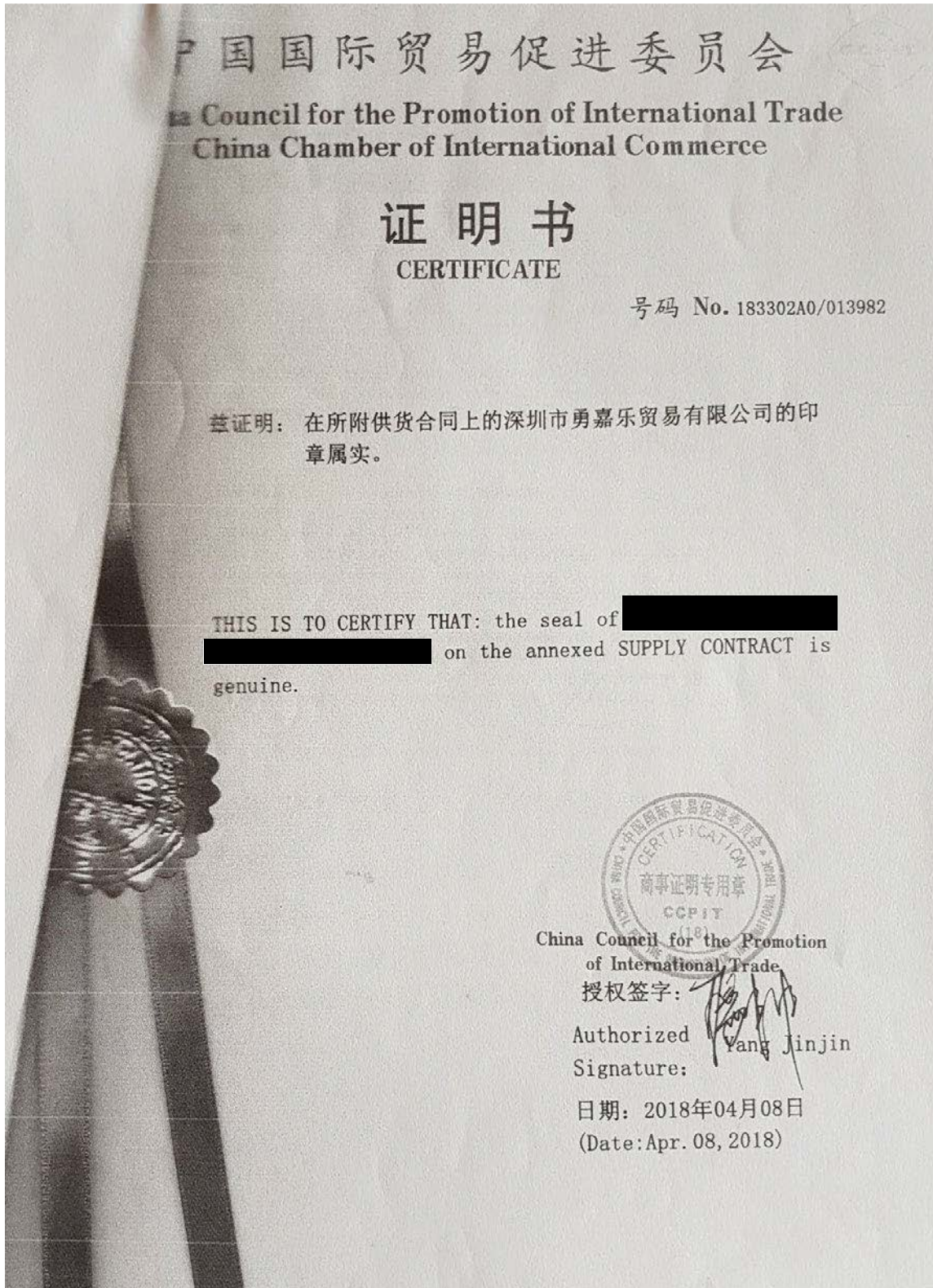


China Council for the Promotion
of International Trade

授权签字:

Authorized Signature: Yang Jinjin

日期: 2018年04月08日
(Date: Apr. 08, 2018)



SUPPLY CONTRACT

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS

This Contract is made and entered into by and between

[REDACTED] Shenzhen Luohu District,
[REDACTED] Building 6-8, A Layer of 115 China. hereinafter referred to as the
SELLER.

[REDACTED] Quezon City 1104, Metro
Manila, Philippines hereinafter referred to as the **BUYER.**

Whereas both parties agree to transact the sale and purchase of Wood Products according to specifications, terms, conditions and warranty as stated below :

1. **PRODUCT** : medium density fiberboard, blockboard, plywood, filmfaced plywood, other wood products
2. **QUANTITY** : Two Thousand (2,000) cubic meters
3. **PRICE** : To be determined based in prevailing market price at the time of each shipment and indicated in invoice. Supporting documents to the specific order of the BUYER shall be provided by SELLER that will adequately cover the deliveries of goods under the agreement.
4. **TERM** : Payment terms, shipping terms, marking, vessel and loading ports to are to be agreed upon by SELLER and BUYER.
5. **PERIOD** : Term of this contract covers a period of TWO (2) years beginning from the date of execution of this agreement unless sooner terminated for reasons of force majeure, legal action, agreement by both parties or upon consumption of the volume contracted whichever comes first.

IN WITNESS WHEREOF: we affixed our signature this 16th March of 2018 at _____, China.

<p>SELLER</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>BUYER</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>By: [Signature] [REDACTED] [REDACTED] Manager</p>
--	--



関税登録 (Customs Registration)



Republic of the Philippines
Department of Finance
BUREAU OF CUSTOMS
1099 MANILA

INTELLIGENCE GROUP
Account Management Office

CERTIFICATION

This is to certify that the following information were accordingly encoded in the BOC e2m system, subject, however, to suspension or cancellation prior to indicated date of expiration pursuant to CMO Nos. 4-2014 and 11-2014, other applicable laws, rules and regulations:

CCN	:	
TIN	:	
BUSINESS NAME	:	
BUSINESS ADDRESS	:	
REGISTRATION DATE	:	NOVEMBER 21, 2017
EXPIRY DATE	:	SEPTEMBER 13, 2020 (per BIR-ICC expiry date)

Issued on 28 November 2017, Manila, Philippines.

[Signature]
IAV MELVIN S. ESTOQUE, MPA
CHIEF, AMO *jam*



関税登録 (Customs Registration)

BOC
Form no.



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
DEPARTMENT OF FINANCE
BUREAU OF CUSTOMS
MANILA

CERTIFICATE OF REGISTRATION

By issuance of this certificate, the application signifies agreement to the following conditions:

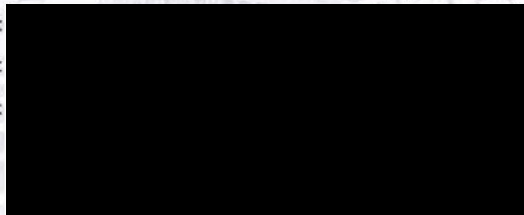
1. Compliance to CMO ___ (CMO) subsequent issuance governing Client Registration Application Processing
2. Non-repudiation of any declaration filed through the VASP
3. Recognition of TWM system information duly certified by its Administrator as valid and/or correct.

CCN : **IM0003517632**

Registration Date: 2017-11-21

Expiry Date: 2018-11-21

TIN No. :
Business Name :
Business Address :



Nature of Business : **Manufacture of Products of Wood, Bamboo, Canes, Rattan**

Type of Business Entity : **Corporation**

This is to certify that the information provided herein is true and correct. Further, agreement to the conditions from the approval of this Application as noted above is hereby affirmed.

BOC Designated Registration Office

EXPORT AUTHORITY

Mr./Ms. _____

Dear _____:

This pertains to your letter dated _____ requesting for an Authority to Export Malaysian Sawn Timber S4S to Timber Connection Limited with business address at _____

After due evaluation of your request, the same was found to be in conformity with existing forest laws, rules and regulations. Hence, your request for an Authority to Export Malaysian Sawn Timber S4S to Timber Connection Limited is hereby approved subject to existing rules and regulations on the matter and to the following conditions:

1. That a total of One Thousand Six Hundred Nineteen (1,619) Pieces with an equivalent volume of 24.9759 cubic meter is allowed for export with the following specifications:

Species	Dimensions	No. of Pieces	Volume (cubic meter)
		TOTAL:	

2. That the Team Leader, Manila Harbor Monitoring Station or his duly authorized representative shall be present during the actual loading of the Malaysian Sawn Lumber S4S allowed for export who shall issue the corresponding certificate to the effect that the wood products loaded are the same wood products authorized for export.

Export Authority (page 2)

3. That any misinterpretation of facts in terms of species, types, forms and specifications of the lumber subject of this authority will constitute a violation of PD 705, as amended.
3. That other relevant exportation permits/ clearances shall be secured from concerned offices/agencies.
4. That any violation of the above conditions shall be sufficient ground for the outright cancellation/revocation of this authority as well as the filing of criminal charges, if warranted.

This authority expires on _____ or as soon as the authorized Malaysian Sawn Lumber S4S have been exported, whichever comes first.

Very truly yours,

Regional Director

EXPORT COMPLIANCE CERTIFICATE

輸出申告書 (Export Declaration)

EVERGREEN
BOC SINGLE ADMINISTRATIVE DOCUMENT

OFFICE OF DECLARATION
P02B Manila Intl Container Port
124378
Customs Reference: 750541 08/16/2018
Registry Number

1 DECLARATION EX1 1
3 Page 1 1 4
5 Items 1 6 Tot Pack 140 7 Export Declaration Number 2018 HNMU061601
9 CRF: Number: OSEDC - One-Stop Export Documentation Center

10 11 12 Tot. FMO 13 T. Ref

14 Declarant address: EXPORTER AS DECLARANT FOR EXPORT USE ONLY TIN: 111111111111
15 Country of Export PHILIPPINES 15 C.E. Code PH 17 C.D. Code US
16 Country of Origin PHILIPPINES 17 Country of Destination UNITED STATES

18 Vessel / Aircraft ANONA IPSA 19 Ct
20 Terms of Delivery FOB | Free on board
21 Local Carrier (if any) A
22 F. Cur. USD Total Customs Value 63,000.00 23 Exch Rate 53.451 24 Thr Bank Trans 0

25 26 27 Port of Loading PHMNZ MANILA INTL. CONTAINER PORT
28 Financial and Banking Data - Bank Code 998
29 Port of Departure P02B Manila Intl Container Port 30 Location of Goods S03 - INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL INC (ICTSI)
28 Terms of Payment B3 - Inward Remittance & Payment
Bank Name PCHC Branch NA Bank Ref Number: 010533457-0004645

31 Packages and Description of Goods: Marks and Numbers - Container No(s) 140 PCS. Number and Kind 140 BX BOX Container No(s) 2 X 40 HMCU1094771 EMCU1453082
32 Item No. 1 33 HS Code 94033000 000 Tar Spec 15 %
34 C.O. Code PH 35 Item Gross Weight 10,640.00 Kg 36 Pref NONE
37 Procedure 1000 000 38 Item Net Weight 10,640.00 Kg 39 Quota
40a AWB / BL
41 Cupt. Units 63000 PCE
44 Add Info: OTHLEV: 1 INSHFRT: 1 Fine: 0
0+0+0+0-0
A.U. Invoice No.: 1004
45 Dutiable Value 3,367,413.00
46 Dump Bound:
47 Calculation of Taxes: Type Tax Base
49 Identification of Warehouse /

056892


THORITY TO LOAD
EXPORT DIVISION BULMPC

Method of Payment: CASH
Assessment Number: Date:
Receipt Number: Date:
Total Fees: 115.00
Total Assessment: 115.00

50 We hereby certify that the information contained in all pages of this Declaration and the documents submitted are to the best of our knowledge and belief true and correct

51 AUTHORIZATION: Broker: EXPORTER AS DECLARANT
Administering Officer Notary Public: MARCELA DGEFORONDA
52 Bureau of Customs (BOC) Control: BUREAU OF CUSTOMS (BOC) CONTROL
54 Place and date: AUG 18 2018

原產地證明書 (Certificate of Origin) (Philippine exports)

CERTIFICATE OF ORIGIN				
		2. Reference No. 08920		
		Certificate of Origin of General Merchandise Issued by Bureau of Customs Republic of the Philippines		
4. Means of Transport and Route (as far as known) FROM: MANILA, PHILIPPINES TO: OAKLAND, USA VESSEL BY: SEA VESSEL		5. For official use		
6. Marks and Numbers	7. Number and Kind of Packages: Description of Goods 140 PCS. MAXINE BAR CABINET AS PER PO 491-3363860 PACKED IN 140 BOXES FOB MANILA, PHILIPPINES HTSUS: 9403.60.8081	8. Origin Criterion (See Notes Overleaf) A	9. Gross Weight Kg 10640 KGS.	10. No. & Date Of Invoice INV. NO. 1004 DATE: 08/10/2018
11. Certification. Republic of the Philippines Department of Finance Bureau of Customs AUG 20 2018 MANILA PHILIPPINES Date: _____ Place: _____		 It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the goods specified above are of Philippines origin in accordance with the criteria indicated above and explained overleaf. <div style="background-color: black; width: 150px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> (Signature of Certified Authority over Printed Name)		
13. Customs control No.				

4-2 タイ

タイ王国

目次

1. 林業セクターの概要	5
1.1. 国の森林資源.....	5
1.1.1. 土地利用のタイプ.....	5
1.1.2. 植生のタイプ.....	7
1.2. 林業及び木材加工セクター.....	11
1.2.1. 植林地.....	12
1.2.2. 木材・木材製品の生産.....	13
1.3. 木材製品の輸出入.....	15
1.3.1. 輸入.....	16
1.3.2. 輸出.....	17
2. 関連政府機関の概要	18
2.1. 法的機関.....	18
3. 森林資源の伐採に関する法律	20
3.1. 森林資源の伐採に関する法律及び規則.....	20
3.2. 森林に対する法的権利.....	22
3.2.1. 国有保存林における土地／資源保有権.....	23
3.2.2. 国有保存林外の公有地における土地／資源保有権.....	24
3.2.3. 私有地における土地／資源保有権.....	25
3.2.4. 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法登録プランテーション.....	25
3.2.5. コミュニティ林.....	26
3.2.6. リスク.....	27
3.3. 木材供給源の種類、管理、伐採計画及び許可証.....	29
3.3.1. 国有保存林.....	29
3.3.2. 国有保存林外の公有地 ¹¹	29
3.3.3. 私有地.....	30
3.3.4. 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法登録プランテーション.....	30
3.3.5. リスク.....	30
3.4. 環境に関する要件.....	31
3.5. 森林管理と伐採作業における雇用及び安全.....	32
3.6. 社会的要件.....	33
3.7. 伐採の合法性を確保するための規制措置.....	33
4. 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法律	34
4.1. 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法律及び規則.....	34
4.2. 丸太の輸送.....	35
4.2.1. 通常の輸送許可.....	35
4.2.2. 国有保存林外の公有地で伐採された非制限樹種の木材.....	35
4.2.3. チーク、ヤン、ローズウッド／紫檀以外の私有地で伐採された木材.....	35
4.2.4. 登録植林プランテーションからの丸太の輸送.....	35
4.2.5. 森林チェックポイント.....	36
4.2.6. リスク.....	36
4.3. 木材及び木材製品の加工.....	37
4.3.1. リスク.....	38

4.4. 木材及び木材製品の輸送.....	38
4.4.1. リスク.....	39
5. 木材及び木材製品の貿易に関する法律.....	39
5.1. 木材及び木材製品の貿易に関する法律及び規則.....	39
5.1.1. 輸入.....	40
5.1.2. 輸出.....	42
5.2. 法的必要書類または記録.....	43
6. その他.....	44
6.1. 違法伐採及び関連取引との闘いに関する国際的枠組／貿易協定.....	44
FLEGT VPA.....	45
6.2. 木材及び木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度.....	45
6.2.1. 森林管理協議会 (FSC).....	45
6.2.2. 森林認証承認プログラム (PEFC).....	46
6.2.3. E-ツリーシステム (E-Tree System).....	46
6.2.4. 自己宣言アプローチ.....	46
7. 所見及びコメント.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
8. インタビュー／現地調査.....	47
8.1. インタビュー.....	47
8.2. 現地調査.....	48
付属資料.....	53

1. 林業セクターの概要

1.1. 国の森林資源

1.1.1. 土地利用のタイプ

タイにおける「林地 (Forest)」は、仏暦¹2484 年森林法 (Forest Act B.E. 2484) (1941 年) によって「土地法のもとにおいて、占有あるいは他の手段によって取得されていない土地」と法的に定義されている。したがって林地関連の法律は私有地として所有権を認められていないすべての土地に適用されるものである。「林地」の総面積は、2018 年には 2,300 万ヘクタールで、タイの総面積 (5,131 万ヘクタール) の 44.8% である。従って、法的な「林地」は、実際の或いは永続的な森林や樹木の植生がある場合とない場合があり得る。

国は、林地について、以下を含む様々な分類を定めている。

国有保存林 (National Reserved Forests : NRF) : 国有保存林は、仏暦 2507 年国家保存林法 (National Reserved Forest Act) (1964 年) により指定されている³。国有保存林は、基本的には「林地」と同じであり、天然資源環境省国立公園・野生動物・植物保全局 (2017 年) によると合計 2,300 万ヘクタールを覆う 1,221 保存林から成る。留意すべきことは、この数字には、国立公園および野生生物保護区と重複する 769 万ヘクタールと、農業生産用に民間世帯や他の実体に配分するために農業・協同組合省の農地改革局 (Agricultural Land Reform Office: ARLO) に譲渡された 522 万ヘクタールの劣化した森林が含まれるということである。しかしながら、農地改革局に譲渡された区域は、もはや国有保存林とは認められないとする意見もある²。

天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE) の王立森林局 (Royal Forest Department: RFD) は、国有保存林の内の 1,012 万ヘクタール及び国有保存林外の 168 万ヘクタールの恒久林を含む 1,180 万ヘクタールの林地を管理する責任がある。

国立公園 : 合計 632 万ヘクタールの 127 の国立公園 (これら国立公園の一部は保存林と重複していることに留意)

野生動物保護区 : 合計 373 万ヘクタールの 58 の野生動物保護区 (これら野生動物保護区の一部は保存林と重複していることに留意)

天然資源環境省の国立公園・野生動物・植物保全局 (Department of National Parks, Wildlife and Plant Conservation: DNP) は、すべての国立公園、野生動物保護区、流域、その他の保護区域を管理する。海洋海岸資源局 (Department of Marine and Coastal Resources: DMCR) は、国のマングローブ林と海岸林の管理責任を負う。

仏暦 2497 年土地法 (Land Code B.E. 2497) (1954 年) は、土地について個人や法人が占有、利用、法的所有を主張できるかどうかに応じて、異なる種類の保有権 (tenure) 証書を定義している。所有権 (ownership) と利用権 (use right) は分離することができ、実際に分離されていることがある。

¹ 仏暦は西暦の紀元前 543 年を元年とする。

² 本報告書第 3 節では、これらの譲渡された土地は「国有保存林以外の公有地」と分類した。

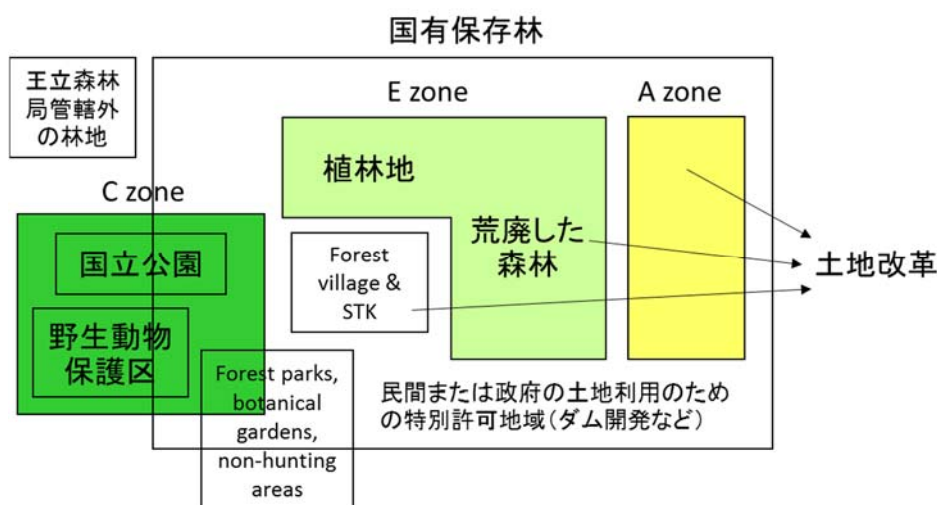
個人や法人は国有保存林内で、樹木の育成のためにさまざまな保有権や利用権をもつことができる。樹木育成のための保有権や利用権の申請書は王立森林局により審査、天然資源環境省により承認され、国有保存林内の森林が劣化しているとみなされる区域で植林地を設けることができる。

一方、用益権証書（Usufruct certificates）は、境界が定められる以前から国有保存林内に居住してきた多くの世帯に対して発行されてきた。林地の中や周辺に居住している人々の実際の数については様々な説があるが、幾つかの報告書では2,000万から2,500万もの人々が国有保存林内に定住していると推定されている（Woods, et al., 2011; FAO, 2009）。

タイ内閣は、1992年に、国の林地を3つのゾーンに分ける決議を発令した（図1）。

- (1) **保全林区域（Conservation Forest Zone）（ゾーンC）**
 保全林区域は、国王令及び内閣決議で宣言された保護林地域（Protected forest area）を含む（例、国立公園、野生動物保護区、流域分類区分1地域、マングローブ保護地域等）。
- (2) **経済林区域（Economic Forest Zone）（ゾーンE）**
 国有保存林内で商業用植林プランテーション、緩衝地帯、鉱業、その他の経済活動のために指定された地域。これらの地域の多くは、荒廃した森林を含む。
- (3) **農業区域（Agricultural Zone）（ゾーンA）**
 国有保存林内の、森林が劣化したあるいは樹木が除去され、農業に適すると定められた地域。これらの地域は、農地改革局（Agricultural Land Reform Organization : ALRO）により将来農民に配分される。

図1. タイ林地概略図



出典：Woods, et al., 2011

私有地の植林地

現在のタイの「林業」は、国内で生産されている木材の大部分が、私有地の植林地由来のものであるという点で特徴付けられる。私有地で栽培されているユーカリやゴムノキの大部分は王立森林局の規制を受けていない。それらの植林地の登録は王立森林局により奨励されているが、必須とはなっていない。ラテックス生産のために植えられるゴムは、農業・協同組合省（Ministry of Agriculture and Cooperatives: MOAC）の管轄下にある農作物の一つとみなされている。しかし、樹齢とともにラテックス生産が減少し、植え替えのためにゴムノキが伐採されると、その木材は木材加工産業の原材料として販売される。

1985年に制定された国家森林政策では、生産目的のための森林と保存目的のための森林をそれぞれ国土総面積の15%及び25%とする目標を掲げている（FAO, 2015a）。1989年に天然林の伐採禁止が全国に課されたことにより、保存対象となっている森林面積はほぼ目標を達している。木材生産のための森林は、現在では基本的に植林地に限定されており、私有地に存在するものもある。

1.1.2 植生のタイプ

2017年現在、タイの森林被覆は1,634万ヘクタールで、国土面積の32%である（RFD, 2017）。2015年時点では、タイの森林うち人間の手のほとんど入っていない一次林は670万ヘクタール（全体の41%）、その他の再生林（または二次林）は570万ヘクタール（全体の35%）、植林地の面積は399万ヘクタール（全体の24%）である（FAO, 2015）。

タイの天然林には主に常緑樹林と落葉樹林の二つのタイプが存在する（FAO, 2009）。

(1) 常緑樹林は、熱帯常緑樹林、松林、マングローブ林、海岸林に細分化される。

- 熱帯常緑樹林は、国土の湿った地域全体で見られる。このタイプの森林は、さらに熱帯雨林、半常緑樹林及び丘陵常緑樹林に細分される。
 - 熱帯雨林は、植物相が非常に豊かで、下層植生に富んでいる事が特徴である。このタイプの森林は、降雨量が年間2,000ミリを超える国内南部や東部地方によくみられる。また、国内の他地域の川沿いや谷部でもみられる。卓越する樹種は *Dipterocarpus*（フタバガキ）属、*Hopea*属、*Lagerstroemi*（サルスベリ）属、*Shorea*（サラノキ）属であり、通常、タケ、ヤシ、ラタン類を低木層に含む。
 - 半常緑樹林は、国内の年間降雨量が1,000～2,000ミリのところに点在している。主な樹種は、*Dipterocarpus*（フタバガキ）属、*Hopea*属、*Diospyros*（カキノキ）属、*Azelia*属、*Terminalia*（シクンシ）属、*Artocarpus*（パンノキ）属である。主な下層種は、タケとラタンである。

- 丘陵常緑樹林は、海拔1,000メートル以上の高地に分布し、樹木や岩の上を苔や地衣類が覆っているという特徴がある。主な樹種は、*Quercus* (カシ) 属、*Castanopsis* (シイ) 属、*Lithocarpus* (マテバシイ) 属である。
 - マツ林には、熱帯マツの2樹種があり、土壌がやせてラテライト性、ポドゾル性である中部地方の北部及び西部に見られる *Pinus merkusii* (メルクシマツ) と、北部及び北東部地方の高地でのみ見られる *P. kesiya* (カシアマツ) である。
 - マングローブ林は、東部、中部、南部地方の河口や沿岸部に点在している。主な樹種は、*Rhizophora* (ヒルギ) 属、*Xylocarpus* 属、*Avecennia* (ヒルギダマシ) 属、*Bruguiera* (オヒルギ) 属、*Nypa* (ニツパ) 属。
 - 海岸林は、砂地の沿岸部、特に南部地方の東海岸に分布している。このタイプの森林の主な樹種は、*Diospyros* (カキノキ) 属、*Croton* (クロトン) 属、*Lagerstroemia* (サルスベリ) 属、*Casuarina* (モクマオウ) 属である。
- (2) 落葉樹林は、全国のさまざまな場所に見られる。樹種の組成により、混合落葉樹林 (チーク有り無し) 及び乾燥フタバガキ林に大別される。
- 混合落葉樹林は、伝統的にタイで最も商業価値のある森林であった。北部地方では、このタイプの森林はチーク林と呼ばれ、*Tectona grandis* (チーク)、*Xylia xylocarpa* (ピンカド)、*Pterocarpus macrocarpus* (ビルマパドウク)、*Azelia xylocarpus* (メンガ)、*Dalbergia* 属 (ローズウッド/紫檀) を優占ないし普通種として含む。
 - 乾燥フタバガキ林は、砂地または砂利のラテライト性肥沃土壌がある乾燥地域 (降雨量1,000ミリ未満) によくみられる。主な樹種はフタバガキ科の *Dipterocarpus tuberculatus*、*D. obtusifolius*、*Shorea obtusa*、*S. siamensis* で、*Dalbergia* 属 (ローズウッド/紫檀)、*Lagerstroemia* (サルスベリ) 属、*Terminalia* (モモタマナ) 属や他の種を伴う。

一方、植林地の主な植栽樹種は、ゴムノキ、チーク、ユーカリ、アカシア・マンギウム、マツである。ユーカリ植林地は、主に国内東部と北東部、また部分的に西部に分布している。成熟したゴム林は、主に国内南部にあり、最近植栽された若いゴム農園は北部や北東部にも分布している。チーク植林地は、主に国内北部に分布している。

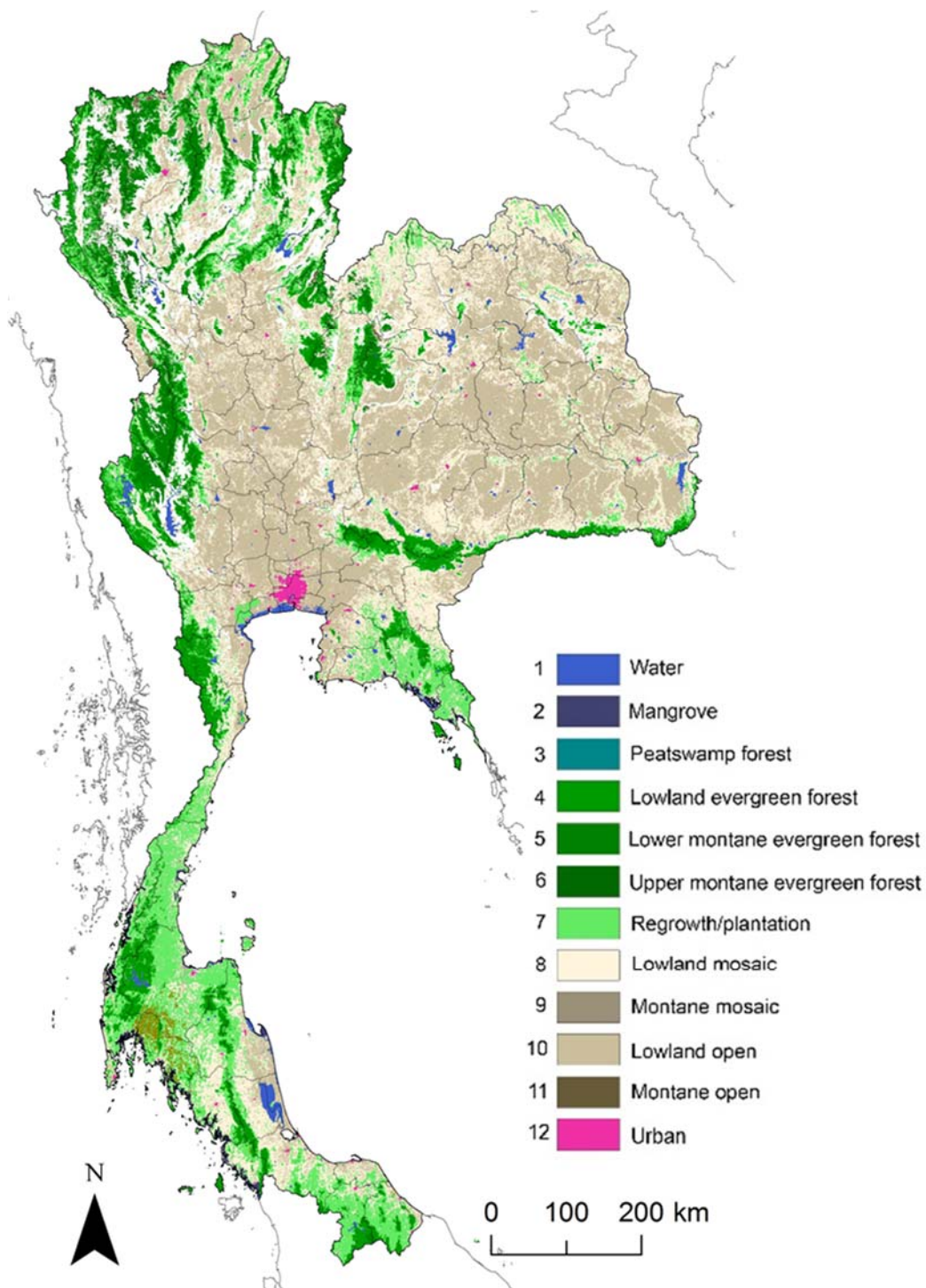


図2 タイの森林タイプ
Miettinen et al. (2015)より作成

タイの森林面積は1961年に始めて航空写真によって調査され、1961年時点で約29万ha、国土面積の57%と推定された（RFD 1962）。しかしながらその後、チークなどの商業樹種の過剰伐採、北部における移動耕作の拡大、東部のキャッサバなどの

換金作物の農地拡大や塩害による森林減少が進み（田坂, 1991）、1998年には25%まで減少した（RFD, 2017、図3、4）。価値の高い天然チーク林の減少が特に著しく、1953年から2000年の間に94%減少した（Lawson, 2014）。

タイの森林面積はランドサット画像によって分析されているが、2000年に解析解像度の変更があり、2000年の森林被覆率は33%と計算された。2000年以降森林被覆はほとんど変化を示していないが、この間植林地の面積は増加しており（2000年311万ha→2015年399万ha）、逆に天然林の継続的な減少は続いている（FAO, 2015a）。

タイ政府は現在、森林保護と管理に高い優先順位を与えており、20年以内に森林被覆を現在の32%から55%へ増加する目標を提案している（National News Bureau of Thailand, 2018）。

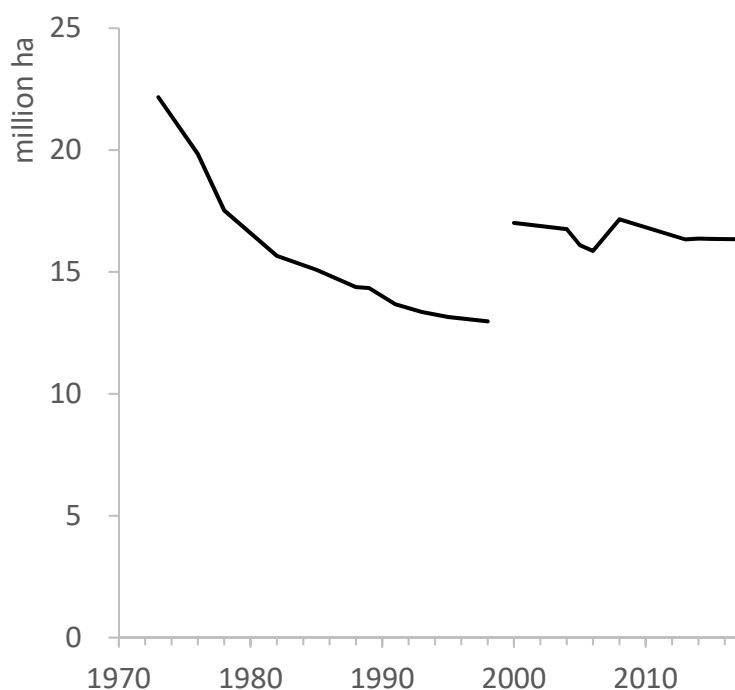


図3 タイの森林面積推移（RFD, 2017）。なお2000年から分析手法が変更されたため、その前後でデータの一貫性はない。

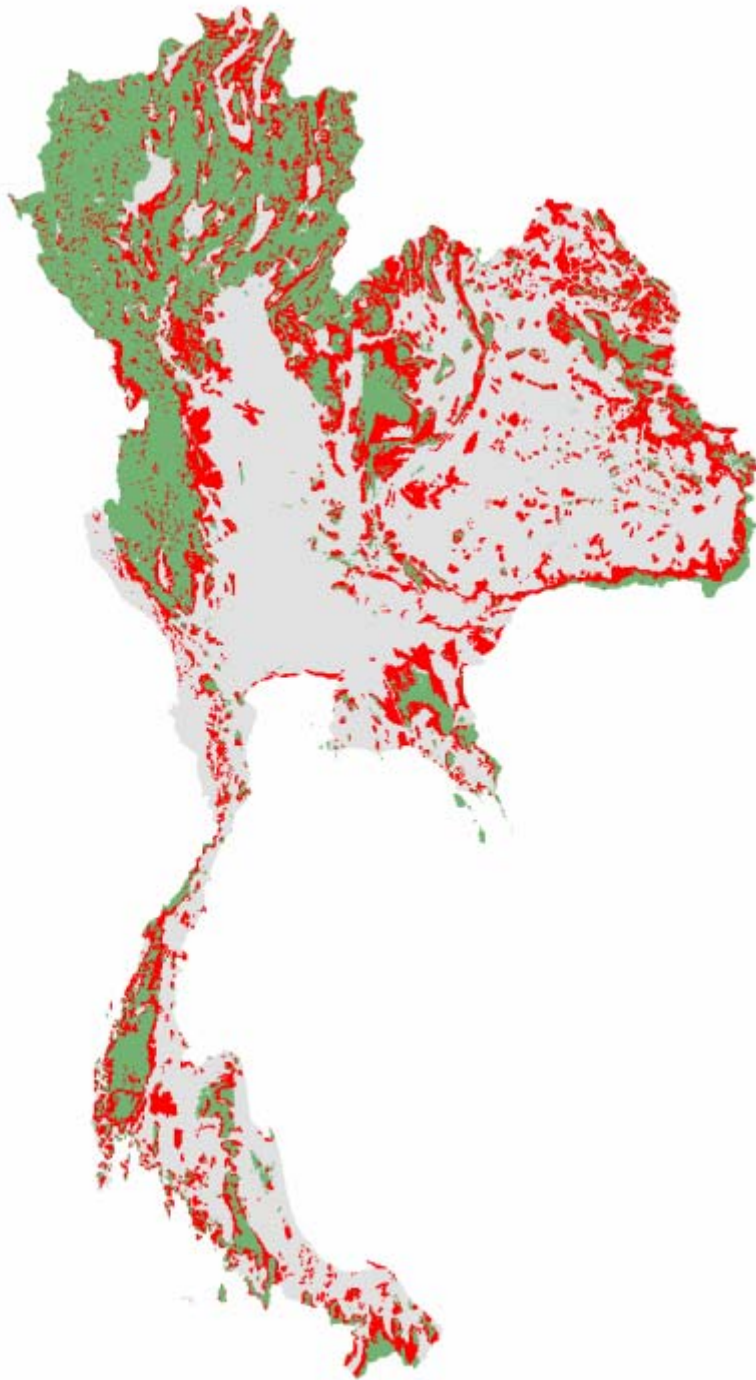


図4 1973-1997年の間に失われた森林（赤い部分）（Ongsomwang & Rattanasuwan, 2009）

1.2 林業及び木材加工セクター

1989年以前、チークの伐採については、全国に79の15年間の択伐コンセッションが設定されていたが、1960年閣議決定に基づいて農業組合省傘下の公社である森林産業

機構（FIO）にほぼ独占的に与えられていた（71 コンセッション）（篠原, 1981）。チーク以外の樹木に関しては、1968 年閣議決定に基づき、30 年間のコンセッションが発行されていた。その総数は全国で 301 件であったが、うち 237 件は全国に 49 社あった県森林開発会社（Provincial Forest Company）、32 件は森林産業機構、7 件は森林産業機構の子会社であるタイ合板会社に与えられていた。森林産業機構は各県森林開発会社の株式の 46.7%を有しており、森林産業機構はチーク林、非チーク林ともに支配的地位を保持していた（篠原, 1981; 田坂, 1991）。

多くのコンセッションでは天然林択伐施業が行われていたが、1980 年代には皆伐・再造林施業も試みられていた。ただしその多くは不成功に終わった（Sadoff, Claudia W. 1992）。

1988 年にタイ南部を襲った百年に一度の被害といわれる洪水の後、国の森林管理の不備が広く非難され、タイ政府は天然林の完全な伐採禁止令を出した（Lawson, 2014）。1989 年 1 月の内閣決議の結果、すべての伐採コンセッションは無効となり、天然林の伐採は全土で中止された。

1.2.1. 植林地

現在タイには、ゴムノキとユーカリ双方で広い植林地が存在しているが、実際の面積や資源量を明確にするのは非常に困難である。

(1) ゴム植林地

現在、タイには 300 万ヘクタール以上のゴム植林地があり、最近の拡大によって 370 万ヘクタール近くに達していると推定されている（Thai Rubber Association, <http://www.thainr.com/en/index.php?detail=message>）。

2013 年農業センサスのデータ³によれば、全国 118 万世帯がゴムを栽培しており、その 61%は南部に分布していたが、東北部、北部のメコン河沿いでの拡大しつつある（鮫島 2018、図 5）。植栽されたゴムノキは、一般に樹齢 25 年から 30 年でラテックス生産が減少し、伐採された丸太が製材原料となる。

(2) ユーカリ植林地

ユーカリ植林の多くは散在した小区画で耕作地の境界に沿ってアグロフォーレストリーの形態で行われているため、ユーカリ植林面積を正確に見積もることは困難である。Bolay et al. (2012) は、タイには約 48 万ヘクタールのユーカリ植林地があり、その 95%が私有であり、70%が契約栽培によってユーカリ材を紙パルプ産業に供給していると推定している。2013 年農業センサスによれば、4.6 万世帯が合計 8124 万本のユーカリを植林しており、東北部（植林世帯の 70%）と中央部（22%）で多かった（鮫島 2018、図 5）。

(3) チーク植林地

³ <http://www.nso.go.th/sites/2014en/Pages/Census/Agricultural-Census.aspx>

タイのチーク林についても、多くは小規模で分散して植えられたものであり、面積や全体量の把握は難しい。Kollert and Kleine (2017) は 12.8 万ヘクタール (FAO 2010) と 83.6 万ヘクタール (ITTO 2009) という数値を示している。2013 年農業センサスによれば、4.5 万世帯が 4104 万本のチークを植林しており、ほとんどは北部に分布していた (植林世帯の 94%) (鮫島 2018、図●)。

そのほか、天然資源環境省管轄の公社である森林産業機構 (Forest Industries Organization: FIO) は、約 16 万ヘクタールの 244 の植林地を管理している (RFD, 2017)。FSC (2015) によればその面積は 19 万 217 ヘクタールで、大部分が国有保存林に存在する。

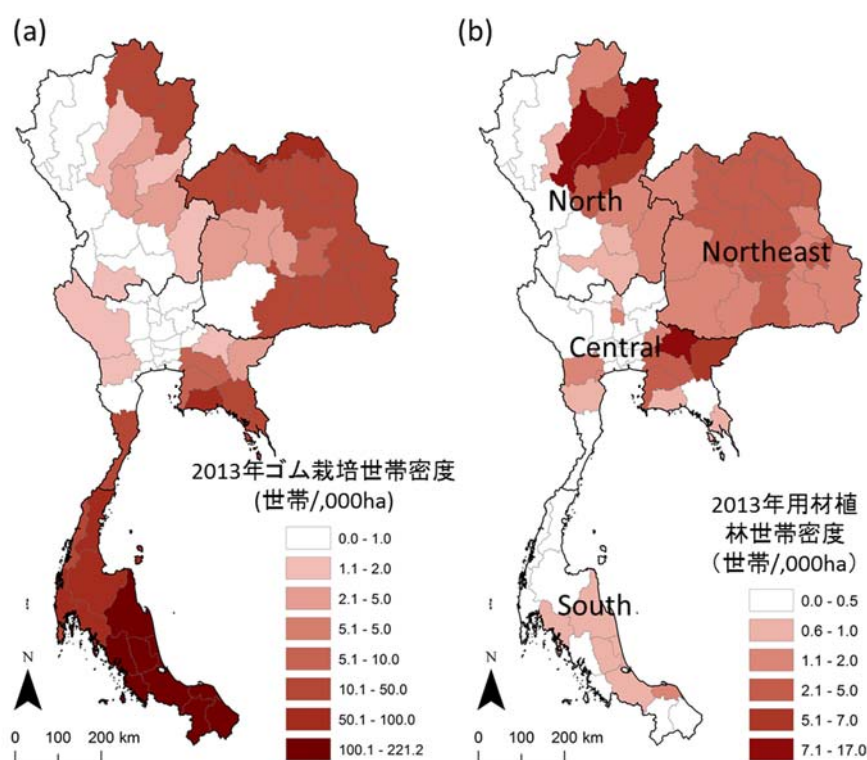


図5 2013年農業センサスによる (a)ゴム栽培世帯密度、(b)用材樹種 (ユーカリ、チークなど) 栽培世帯密度 (鮫島 2018)。

1.2.2. 木材・木材製品の生産

天然林伐採禁止令が発令されて以来、国内で合法的に生産された木材のほとんどは植林地由来のもので、その多くは私有林のものである。それ以外では、公式に承認されたインフラ計画地域における天然林から極めて少量の木材が合法的に伐採されている。

しかしながら上述のように、タイの木材生産の大部分を占める私有林のゴムノキとユーカリは王立森林局の管轄外となっているため、その生産量について信頼できるデー

タが存在しない。FAO（2018）では、タイの2015年製材及びパルプ用丸太生産は910万立方メートルになると推定している。

タイは、世界で最大の工業用ゴムの生産国であり、大量のゴムの丸太が国内の家具製造セクターに吸収されている。またそれよりは少ない量であるが、木質パネル製造にも供給されている（Woods et al., 2011）。ゴムノキ（ほとんど国内で調達される）は、タイにおける木製家具製造用原材料の85%以上を供給している（FAO, 2009）。

一方、ユーカリ植林地は、2003年にはタイ国内の紙パルプ需要の大部分を供給している（FAO, 2009）。ユーカリの契約農業は、木質チップと紙・パルプ会社により、その加工工場への木材の安定した国内供給源を確保する目的で、1980年代に開始された（Boulay, 2010）。現在、タイにおける紙パルプ生産には、北部低地部、北東部、中部の推定6万人の契約ユーカリ栽培農家が関わっている（Barney, 2005; Boulay et al., 2012）。タイの主要な6つの紙パルプ会社は、ユーカリを主な原材料として使用し、合わせて年間約110万トンのパルプを製造している（Boulay, 2010; Boulay et al., 2012）。

また森林産業機構（FIO）は、2017年には、主にチークとユーカリプランテーションからの28万立方メートル強の木材の伐採を報告している（RFD, 2017）。

2017年に、王立森林局は9,648の製材・木材製品工場と木材販売業者を登録した。その内訳は5,582の木材・木材製品小売店、786の製材工場、3,280の木材加工工場であった（RFD, 2017）。製材工場の56%はゴムの栽培が盛んな南部に所在していた。一方より下流段階の木材加工工場は、中央部（30%）、バンコク首都圏（26%）で多かった。

タイの木製家具産業は、1989年の天然林伐採禁止令を受けて、1990年代に大きく再編され、現在では原材料源としては、ほぼ完全に農園のゴムノキに頼っている。

タイはまた、パーティクルボード、中質繊維板（Medium Density Fiberboard: MDF）、合板を含む木質パネルの重要な生産及び輸出国でもあり、これらの産業もまた国内のゴム材供給に大きく依存している（FAO, 2009）。

表1は、2015年におけるタイでの主要林産物の推定生産・消費量を示す。

表1. 2015年のタイの主要林産物の生産・消費量⁴

製品	単位	生産量	消費量
産業用丸太 ⁵	1,000 m3	14,600	14,771
製材	1,000 m3	2,850	1,234
木質パネル	1,000 m3	5,400	1,451
木質パルプ	1,000 ton	927	1,386
紙及び板紙	1,000 ton	4,829	4,953
木炭	1,000 ton	1,449	1,538

出典: FAO, 2018

⁴ ある製品は他の付加価値製品の製造に使用されることに注意

⁵ 製材、パルプ、その他の木材製品用

1.3. 木材製品の輸出入

タイは、森林製品の主要な輸入国であり輸出国でもある（表2、図6）。タイは、中国、マレーシア、ベトナムと競合する、アジアの林産物の主要な製造拠点であり、またゴムの製材品とユーカリの木質チップを大量に、特に中国に向けて輸出している。

表2. 2015年の木材一次加工品の輸出入

（容積単位は丸太、製材、パネルについては千 m³、その他はすべて千 ton、金額は千米ドル CIF）

製品	輸入		輸出	
	量	金額	量	金額
産業用丸太	184	15,123	13	8,147
製材	684	250,923	2,301	844,282
木質パネル	184	190,797	4,133	803,168
木質パルプ	631	454,423	172	124,796
紙及び板紙	1,002	1,153,883	879	684,567
木炭	127	14,318	37	14,052
木質チップ	52	1,927	4,3984	275,972

出典: FAO, 2018

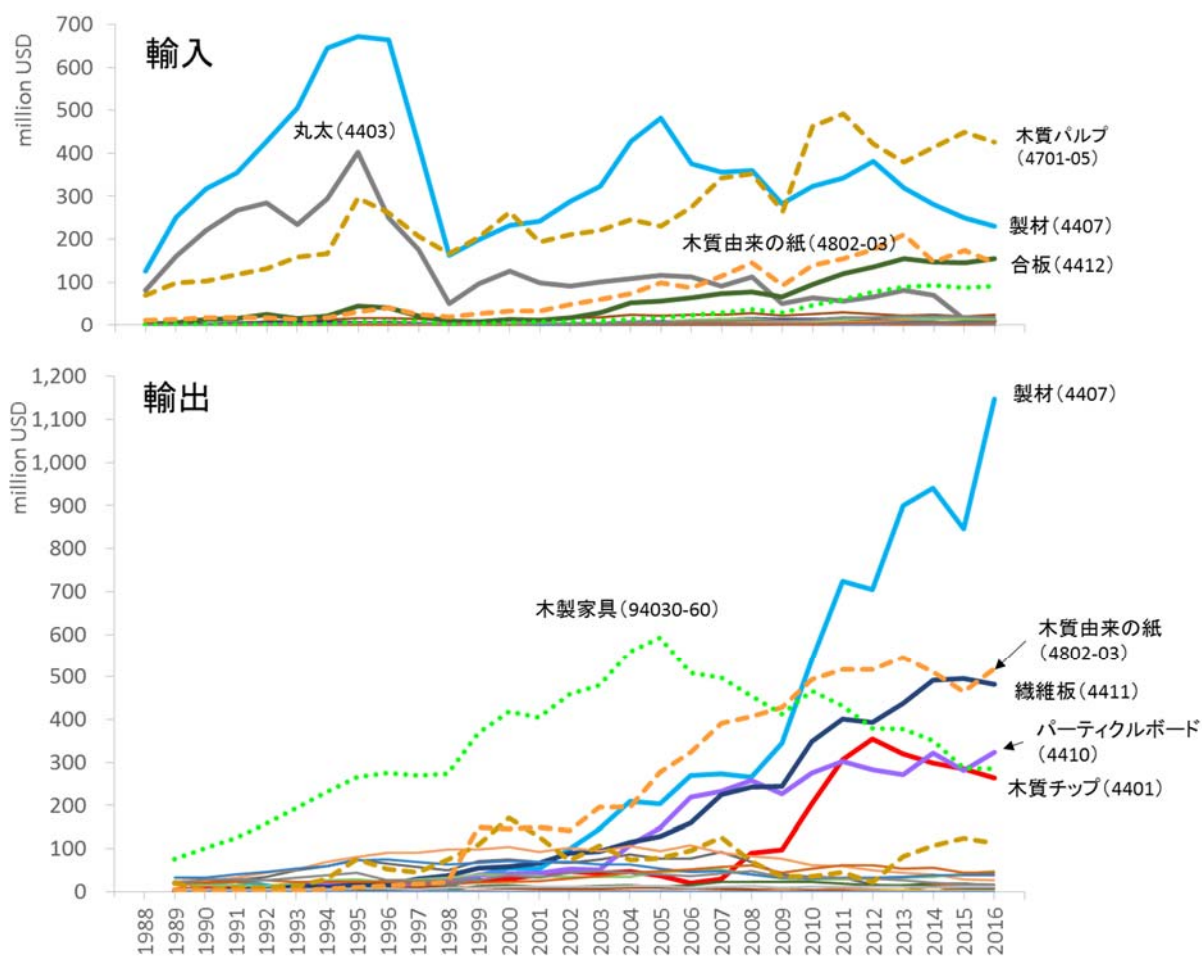


図6 タイの木材・木材製品の輸出入額推移（百万米ドル）。番号はHSコード
 出典：UN Comtrade Database（<https://comtrade.un.org/data>）

1.3.1. 輸入

1989年の天然林伐採禁止令の後、タイの木材輸入が急激に増加した（図7）。1993-97年の間には丸太の供給の95%以上、製材の供給の70-80%は輸入品が占めていた（Barney 2005）。この時期タイの企業はカンボジアなどに伐採コンセッションを持ち、タイへの丸太供給を行っていた。

その後各国で丸太輸出が禁止され、タイ企業のコンセッションが停止されるに従い、輸入量が急減した。近年はミャンマーが主な丸太輸入先となっていたが、2014年のミャンマーの丸太輸出禁止に伴い、激減した。

製材の輸入はマレーシアからのものが大半を占め、ラオス、ニュージーランド、米国などからも輸入されている。近年は減少傾向にある。

合板に関しては2000年代中盤以降、中国からの輸入が増加しており、他にマレーシア、ベトナム、インドネシアなどからも輸入されている。

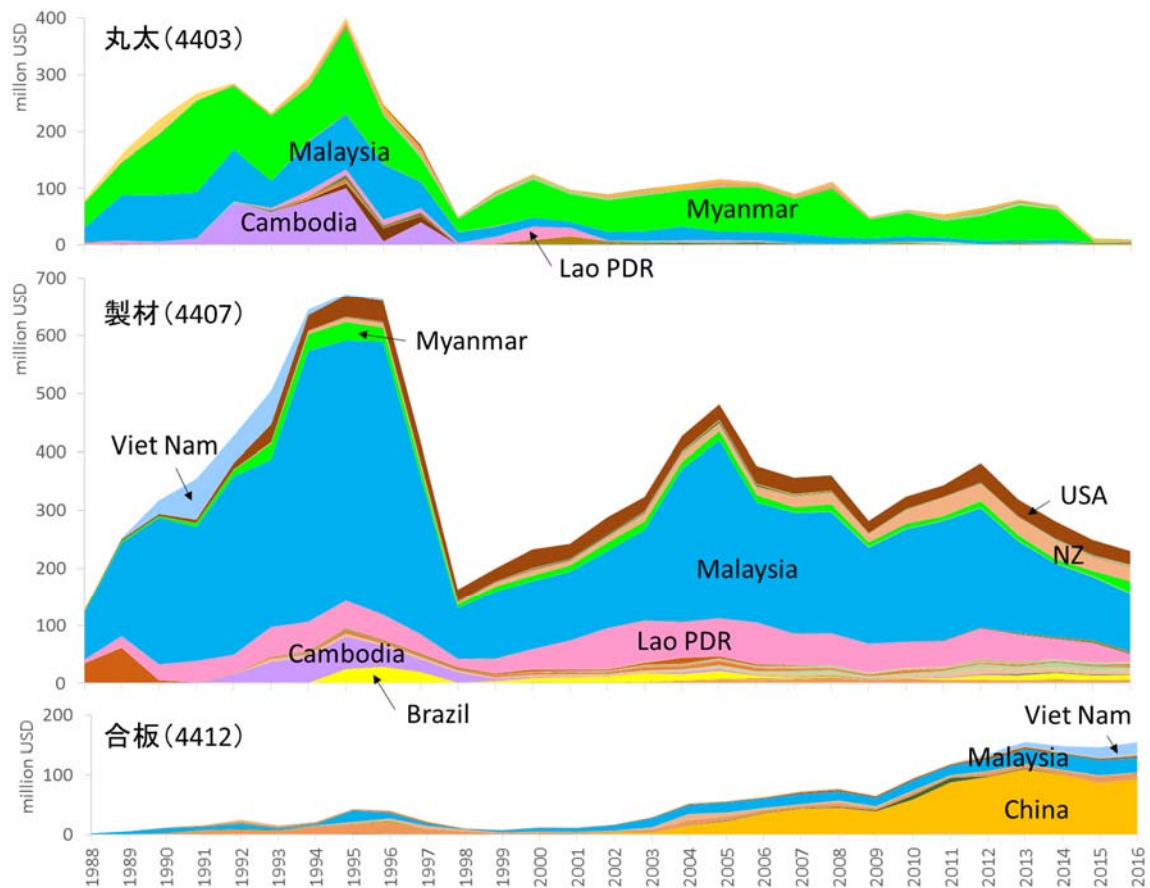


図7 タイの丸太、製材、合板の輸入先別輸入額推移（百万米ドル）。番号はHSコード

出典：UN Comtrade Database (<https://comtrade.un.org/data>)

1.3.2. 輸出

タイの主要な木製品輸出は、製材、紙及び板紙、ファイバーボード（繊維板）、パーティクルボード、木製家具、家具部品であり、そのほとんどがゴム材製である。未加工の丸太については、輸出を許可された唯一の団体である森林産業機構（FIO）により、非常に少量（ほとんどがプランテーション栽培のチーク）輸出されているのみである。

タイの製材輸出のほとんど全てはゴム材であるが、2015年には、タイは非針葉樹製材の輸出量で、アメリカ合衆国に次いで世界第二位となった（FAO, 2015）。

2017年の関税局統計は、440万m³、価格にして16億5,000万米ドルの製材が輸出されていた。ゴム製材のうちほとんどは中国に輸出され（99%）、非常にわずかな量（290万米ドル）のみが日本に輸出された（DNP, 2017）。最近の報告によれば、アメリカ合衆国が中国製家具に課した輸入関税（アメリカ市場での中国製家具競争力低下を招いた）及び中国製家具メーカーに対する環境規制強化の結果、家具製造に使用

されるゴム製材への需要の落ち込みを引き起こし、中国へのゴム製材輸出は2018年に減少している。結果として、タイ南部の多くのゴム製材所が操業を停止したり生産量を削減したりしていると報じられている（Jhongsathit Aungvitayatorn, 私信）。

またタイは、2015年にはファイバーボード（繊維板）の輸出国の世界第三位であった。37%を中東諸国に、残りをベトナム、中国、インドなど様々な国へ輸出した（FAO, 2015）。ファイバーボードの輸出は、2017年には総額5億9,100万米ドルに達したが、日本への輸出額は140万米ドルであった（DNP, 2017）。

タイは2015年のパーティクルボードの輸出額でも、世界第三位であった。2017年には、4億2,400万米ドルのパーティクルボードを輸出したが、そのうち46%が韓国、18%がマレーシア、11%が中国向けだった。日本への輸出は、タイのパーティクルボード輸出の1%未満、価格にして250万米ドルにであった（DNP 2017）。

タイは、2010年から2015年の間に年間400万m³を超える木質チップ（wood chips and particles）を輸出した（FAO, 2015; DNP, 2017）。2015年には木質チップの輸出量で世界第三位となった（FAO, 2015）。2017年には、200万トン強、2億2,400万米ドル（DNP, 2017）の木質チップが輸出され、うち53%が中国向け、47%が日本向けであった。

関税局のデータによると、タイは2017年に紙及び板紙製品（HS48）を16億米ドル輸出した。2017年の紙及び板紙の輸出先は、金額の大きい順からベトナム（17%）、韓国（8%）、インドネシア（8%）、中国（8%）、マレーシア（7%）であった。日本向け輸出量は、紙及び板紙輸出の2%強、3,900万米ドルであった。

木製家具の輸出は、2015年に8億4千万米ドル強であった（Office of Industrial Economics, 2016）。家具及び家具部品の主な輸出市場は、日本（30%）、アメリカ合衆国（20%）、欧州連合（10%）、中国（8%）である（Bangkok Post, 2018）。一方で関税局の公式統計によると、2017年の木製家具輸出は2億9,600万米ドルとなっており（DNP, 2017）、おそらく製品の分類や報告上の混乱や相違による影響と思われる。

2. 関連政府機関の概要

2.1. 法的機関

表3に、タイにおける森林及び木材産業の管理及び規制を担当する主要組織及び機関の一覧を示す。

表3. 木材及び木製品の伐採、加工、流通、貿易を担う組織/機関

組織名	役割及び責任
天然資源環境省 (MONRE) 王立森林局 (RFD)	保存林及び永久森林財産の管理 木材伐採、輸送、加工、製造、貿易の監督及び規制
天然資源環境省 国立公園・野生動物・植物保全局 (DNP)	国立公園、野生動物保護区、流域、その他の保護区域を管理 ワシントン条約 (CITES) 動物許可証を付与する権限をもつワシントン条約管理当局
天然資源環境省 天然資源環境政策計画局 (Office of	

Natural Resources and Environmental Policy and Planning: ONEP)	
天然資源環境省 海洋海岸資源局 (DMCR)	マングローブ林を含むすべての海洋及び沿岸地域の管理
森林産業機構 (FIO)	以前は国有地での伐採施業を行っていた国营森林公社 天然林伐採禁止令後、FIO は植林プランテーションの管理及び伐採が主な事業内容
内務省 (Ministry of Interior: MOI) 土地局 (Department of Lands: DOL)	土地保有の登録、土地所有権及び土地利用証明の発行 地籍調査の実施
農業・協同組合省 (MOAC) 農業局 (Department of Agriculture: DOA)	木材及び木材製品の輸出用の植物検疫証明書の発行 (王立森林局と連携) ワシントン条約のもとでの植物相管理及び実施の責任 (王立森林局と調整して) ワシントン条約付属書樹種及び派生物の輸出に対する関連許可証の発行 (王立森林局と調整して)
農業・協同組合省 農地改革局 (ALRO)	農地改革法 (Agricultural Land Reform Act) に従って農民に土地を配分
農業・協同組合省 協同組合促進局 (Cooperative Promotion Department)	植林農民協同組合を登録する 協同組合員に公有地を配分
内務省 (Ministry of Interior) 公共福祉局 (Department of Public Welfare)	土地収用プロジェクトの導入 農民への公有地配分
商務省 (Ministry of Commerce)	企業の登録を担当
工業省 (Ministry of Industry: MOIND) 工場局 (Department of Industrial Works: DIW)	工場免許の承認
工業省 タイ工業規格局 (Thailand Industrial Standards Institute: TISI)	国の工業、貿易、経済成長を支援する主要工業部門 (林業を含む) の国家基準を開発
財務省 (Ministry of Finance: MOF) 歳入局 (Revenue Department)	税徴収を担当 付加価値税 (VAT) の登録 個人及び法人の所得税を徴収
財務省 関税局 (Customs Department)	国内外への物品の輸出入を管理 違法貿易及びその他の形式の関税詐欺を取り締まる 関税の徴収
労働省 (Ministry of Labor: MOL) 労働保護福祉局 (Department of Labor Protection and Welfare: DLPW)	労働安全衛生を含む労働法規の監視及び執行を担当
社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局 (Department of Social	仏暦 2511 年生活用地配分法に従い、土地無しに社会的に恵まれない人々に公有地を配分 (Nor Kor 3 利用証書)

Development and Welfare)	
県自治体 (PAOs)	国の 77 の各県に PAO があり、天然資源環境省及び王立森林局からの派遣スタッフを含む PAO 役員は県知事に対し、県の土地及び資源利用に関して助言し、郡及びタムボン職員により発行された許可証、免許、証明書を確認する 県知事は、郡長とともにしばしば天然資源をめぐる紛争を裁決する
郡当局 (Amphoe)	国内に 878 の郡が存在 郡の職員は TAO のさまざまな行政判断や行動を見直し承認する
タムボン (準郡) 当局 (TAOs)	国内に 7,000 以上存在 タイにおける最も下位の地方自治体の行政体制 村や準郡レベルでの土地及び資源利用を含むさまざまな活動を監督、承認する

3. 森林資源の伐採に関する法律

3.1. 森林資源の伐採に関する法律及び規則

表 4 に、森林と資源の保有権、森林管理、木材伐採等を管理する主要な法規の一覧を示す。ほとんどの主要な法律および規制について HTML のリンク（英文）を提供している。

表 4. 森林へのアクセス、森林管理、許可証及び免許発行を規制する法律及び規則

法律名	制定年	説明
仏暦 2484 年森林法 (Forest Act B.E. 2484)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1941 ▪ 改正 1948 、1982 、1989 、2014 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内林業を扱う基本法 ▪ 森林管理及び伐採に関する規定 ▪ 公有森林地の利用権配分の基礎を提供 ▪ 木材の伐採、輸送、加工、販売に関する規則を詳述 ▪ 使用料及び料金システムの確立 <p>(http://thailawforum.com/database1/forest-act.html)</p>
仏暦 2507 年国有保存林法 (National Reserved Forests Act B.E. 2507)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1964 ▪ 改正 2016 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保存林を決定し、その維持、管理責任を王立森林局に指定 ▪ 保存林の承認された利用及び木材・非木材林産物の伐採を含む利用権配分条件を概説 ▪ 保存林内の劣化森林における農業利用権の割り当て及び植林を可能にする <p>(http://www.thailawforum.com/national-reserved-forests-act/)</p>
仏暦 2504 年国立公園法 (National Park Act B.E. 2504)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1961 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園システムを設置 ▪ 国立公園の保護・維持活動及び国立公園委員会の設置の概説 ▪ 国立公園の境界内での占有を禁止 ▪ 国立公園からの資源伐採持ち出しを禁止 <p>(http://thailawforum.com/database1/national-park-act.html)</p>
仏暦 2535 年野生動物保全保護法 (Wildlife)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1992 ▪ 以前の 1960 年野生動物 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 野生動物保護区及び非狩猟地域の設置を認可 ▪ 野生動物保護区内の土地の占有や所有を禁止 ▪ 野生動物保護区内での木材伐採を禁止

Preservation and Protection Act B.E.2535)	物法を廃止	(http://thailaws.com/law/t_laws/tlaw0317.pdf)
仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法 (Commercial Forest Plantation Act B.E. 2535)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1992 ▪ 改正 2015 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 私有地や仏暦 2497 年土地法または仏暦 2507 年国有保存林法に基づく利用証明書をもつ適格な公有地で栽培されている 58 樹種の植林地 (ゴムノキとユーカリは含まない) 登録の適格性の概要 ▪ 登録植林地で栽培される木材の伐採及び輸送条件の指定 ▪ 登録植林地から伐採した木材を所有者印でマーキングするための要件の詳細 ▪ 登録植林地からの木材の森林使用料及び森林維持費免除 ▪ 2015 年改正により制限及び非制限樹種のリスト明確化 ▪ (http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/tha70240.pdf)
仏暦 2518 年植物法 (Plant Act B.E.2518)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1975 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「保存種」として知られるワシントン条約記載植物樹種の監視及び管理を認可する ▪ (http://thailaws.com/law/t_laws/tlaw0502.pdf)
仏暦 2507 年植物検疫法 (Plant Quarantine Act B.E. 2507)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1964 ▪ 改正 1999、2008 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 植物及び植物材料の輸出入を規制 ▪ 植物検疫証明書の検査及び発行を提供 ▪ (http://www.doa.go.th/ard/FileUpload/import/1.4%20QA/1.4.1%20QA/QA02E.pdf)
仏暦 2497 年土地法 (Land Code B.E. 2497)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1954 ▪ 何度も改正 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人及び法人が土地を所有し使用するための条件と資格を規定 ▪ 私有地の所有権及び公有地の利用証明書を許可 ▪ 国の土地登記簿の維持を促進 ▪ 土地譲渡条件を規定 ▪ (http://thailawforum.com/database1/Thailand-Land-Code.html)
仏暦 2518 年農地改革法 (Agricultural Land Reform Act B.E. 2518)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1975 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土地改革プログラムのもとで小規模農家に公有地の農業利用のための配分を提供。以前保存林に指定されていた土地を含む場合もある ▪ 農地改革委員会及び ALRO の設置 ▪ (https://www.samuiforsale.com/knowledge/thailand-land-title-deeds.html)
仏暦 2558 年農地整備法 (Agricultural Land Consolidation Act B.E. 2558)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2015 ▪ 同名の 1974 年法を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土地整備イニシアチブの前に土地を所有あるいは利用する権利を以前持っていた個人が土地所有権を獲得するための規定を含む ▪ (http://web.krisdika.go.th/data/outsitedata/outside21/file/Agricultural_Land_Consolidation_Act_BE_2558_(2015).pdf)
仏暦 2511 年生活用地配分法 (Allotment of Land for Living Act B.E. 2511)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1968 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農業に関連した利用及び生計のために家族あたり 50 ライ (8 ヘクタール) 以下の公有地を農村世帯に提供 ▪ (http://www.cpd.go.th/cpd/en/images/Allotment.pdf)
仏暦 2542 年協同組合法 (Cooperatives Act B.E. 2542)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1999 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農民と樹木栽培者のための協同組合を含めた協同組合の設置と登録を提供 ▪ (http://www.cpd.go.th/cpd/en/images/coop_act.pdf)
仏暦 2518 年 Ratchaphatsadu 土地法 (Ratchaphatsadu Land Act B.E. 2518)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1975 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 財務省所管の国有地をリース
仏暦 2545 年チェーンソー法 (Electrical Saw Act B.E. 2545)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2002 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ チェーンソーの登録、所有権、使用を規制 ▪ チェーンソーの販売と輸入業者に登録を義務付け ▪ (http://www.thailawforum.com/electrical-saw-act-english-translation/)

仏暦 2532 年 1 月 17 日内閣決議	▪ 1989	▪ マングローブ林を除く全ての天然林の伐採コンセッ ションを廃止
仏暦 2539 年 8 月 13 日内閣決議	▪ 1996	▪ マングローブに関して残存するすべての伐採コンセッ ションを廃止し、事実上天然林からのすべての木材伐 採を違法にする（公共インフラプロジェクトのために 特別に命じられたもの以外）
仏暦 2541 年労働保 護法（Labor Protection Act B.E. 2541）	▪ 1998 ▪ 改正 2008 2017	▪ 従業員及び雇用主の権利義務、給料及び福利厚生、労 働条件、労働衛生安全、保護等を規定する基本的労働 法 https://www.labour.go.th/en/attachments/article/18/Labour _Protection_Act_BE2541.pdf
仏暦 2554 年労働安 全衛生環境法 （Occupational Safety, Health and Environment Act B.E. 2554）	▪ 2011	▪ 労働者安全、労働条件、訓練、防具等に関する雇用主 と従業員の権利義務を概説 http://legal.labour.go.th/2018/images/law/Safety2554/safe ty54eng.pdf

3.2. 森林に対する法的権利

タイにおける土地は「私有」あるいは「公有」として分類され、仏暦 2497 年土地法のもとで、何人によっても合法的に取得されていないすべての土地は、樹木に覆われているかいないかに関わらず「林地」と定義される。

土地及び資源の保有権は、タイでは複雑を極めている。小規模農地保有を含め 17 以上の種類の土地所有、使用、占有証書が、木材生産促進のため利用可能である。さらにこれらのさまざまな保有権証書が、土地使用と譲渡に関して何を法的に認めているかについて、相当の誤解があることに注意が必要である。また、土地保有権証書の誤用や、既存の制度のもとでの詐欺的土地譲渡の事例（故意あるいは許容しうる譲渡権に関する無知による）も多数ある。加えて、土地の長期占有者（及び公然たる土地侵害者）の多くは、将来もっと有利で合法的な法的土地配分が政府によって許可されると憶測している。このような憶測は、実際に過去にこれが度々起こったという事実や、現在のタイ政府が森林地占有者に対してその保有権を認める意図をほのめかしているため、全く根拠がない訳でもない。土地配分プロセス全体は、非常に政治的で議論を呼んでいる問題である。

タイにおいては、国立公園、野生動物保護区、カテゴリー 1 と 2 の流域を含む、比較的良好に管理された保護地域システムが確立されている。これらは、保全価値の高い森林及び関連資源を擁する国の核心的地域であり、これらの地域ではすべての木材伐採が厳しく禁止されている。これらの地域では散発的に違法伐採や侵入の報告があるが、大部分はよく管理、保護されている。

これらの厳格に保護された地域外においては、法的に林地として分類された国内の多くの地域において、森林が非常に劣化し、樹木がほとんど残っていない。これらの森林が劣化した土地の一部は、政府によるさまざまな土地利用配分プログラムのもとで個人や企業に対し土地配分やリースすることが可能となっている。豊かな森林の不適切なリースや占有についての報告が散発的にあるものの、土地配分制度は、一般的に森林が劣化した土地に制限されている。

王立森林局には「森林が劣化した土地」と分類するための調査手続が定められており、樹木の種数、対象地域内の5%以上の面積の調査プロット中の胸高直径50cm以上の樹木の毎木調査などを含む。

「劣化した森林」の具体的な定義として、以下のような閾値が定められている

- 用材樹種が少なく、自然に回復するのが難しい国有保存林内の地域
- 樹高が2メートル以上の樹木がライ（0.16ヘクタール）あたり20本以下かつ、胸高直径100cm以上の木がライあたり2本未満
- 源流域においては、上記閾値に加えて、胸高直径50-100cmのサイズの樹木がライあたり8本以上ある場合も除外する

過去には「森林が劣化した土地」の指定がかなり悪用されており、実際には優良森林の閾値を超えていた土地が、土地や林業関連役人の共謀などにより、不適切に「劣化した」と宣言され、規制に違反してリースを割り当ててを可能にしていた。他の事例では、人々が意図的に森林を荒廃させて「劣化」と分類されるようにし、その後公有地のさまざまなリースプログラムに基づいて利用権を得ていた。

3.2.1. 国有保存林における土地／資源保有権

植林地免許

- 国有保存林内の劣化した森林地は、植林地の設立または劣化した森林地回復を目的として個人にリースすることができる（1964年の仏暦2507年国有保存林法第20項に基づき、王立森林局長によりPor Sor 31植林地免許発行）。リースは最長30年までで、最大リース面積は、以前は320ヘクタールであったが、1992年のプログラム改定により8ヘクタールに縮小された。16ヘクタール以上の古いリース地では、開始時期、目的、予算、人員配置/作業者を含む詳細なプロジェクト文書が必要だった。リース権を法的に譲渡したり、売却したりすることはできない。
- 劣化した国有保存林地内に植林地を設立するためにリースを許可された（Por Sor 31）事業者は、少なくとも年に二回雑草防除を行い、土地を火災から防護し、害虫や病気の防止策を取らなければならない。これらの活動は、毎年末に提出される植林地年次管理報告書（Por Sor 32）で報告されなければならない（TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。

小規模農地保有者への5年間リース

- 国有保存林内で生活あるいは農業及び家畜生産の目的のために土地を占有する小規模農地保有者に対し、5年間のリース（30年まで延長可能）が提供されている（1964年の仏暦2507年国有保存林法第16項に従い、王立森林局によりPor Sor 23が発行される）。リースされた土地での植林は、王立森林局の承認によって許可される。リース権を法的に譲渡したり、売却したりすることはできない。リースされた土地は、仏暦2535年商業用植林プランテーション法に基づき登録する資格はないことに留意する。

国有保存林を長期占有する世帯への土地利用配分

- Sor Tor Kor イニチアチブに基づき、国有保存林内の土地を長期間（通常、保存林設立以前から）占有している個人に対し、森林が劣化したまたは完全に消失した土地が、利用及び生計（植林地を含む）の目的のためリースされた。リース期間は5年間で更新可能であり、世帯当たり最大面積は3.2ヘクタールである。リースした個人に対しては、Sor Tor Kor 1A、Sor Tor Kor 2A、Sor Tor Kor 1Bの文書が発行される。1987年にSTKプログラムが終了する前までに、国有保存林内の120万ヘクタール以上の土地に対するSor Tor Kor証書が発行され、Barney（2005）によれば、1990年までに約70万世帯がSor Tor Kor証書を手に入れた。Sor Tor Korによって配分された土地の管理は、1998年の内閣決議に基づき継続されている。
- 1995年には、Sor Tor Korの土地に対する管轄権が王立森林局から農業・協同組合省農地改革局（ALRO）に移されたが、土地は技術的には国の財産に留まっている。法的には、リース権は相続人への相続を除いて売買や譲渡はできないのであるが、実際にはSor Tor Korの保有者が、公式な所有権文書なしにリース権を他人に譲渡してしまう事例が多数存在する（Lakanavichian, 2006）。

3.2.2. 国有保存林外の公有地における土地／資源保有権

仏暦 2484 年森林法に基づく利用許可証

- 仏暦 2484 年森林法第 54 項は、農業及び生計活動のためには 10 年、植林のためには最長 30 年までの利用許可証の発行を認めている。この利用許可を得た土地は、仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法の下での登録資格はないことを留意する。

仏暦 2518 年農地改革法に基づく農業あるいは生計のための公有地利用権

- 公有地を農業や生計のために利用する権利を認可する Sor Por Kor（農業用土地改革）証書、リース契約書、リース購入契約書、土地補償契約書は、仏暦 2518 年農地改革法第 30 項に従い、農地改革局（ALRO）により発行される。配分される面積は、最大 8 ヘクタール（もし大型家畜が飼育されている場合は 16 ヘクタール）である。土地は、相続人以外に譲渡することはできない。640 万ヘクタールが王立森林局から農地改革局に譲渡された（Barney, 2005）。

仏暦 2558 年農地整備法に基づく土地利用証書

- 仏暦 2558 年農地整備法のもとでも、土地利用証書が発行されている。

仏暦 2511 年生活用地配分法に基づく利用証書

- 仏暦 2511 年生活用地配分法に定められた条件のもと、Nor Kor 3 利用証書（社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局により発行）及び Kor Sor Nor 5 共同組合地利用証書（タイ農業・協同組合省 組合振興局により発行）が、一世帯につき最大 8 ヘクタールの土地を農業及び生計活動のために配分する。

その他

- 仏暦 2518 年 Ratchaphatsadu 土地法（1975 年）に基づき発行された公有地リース及びその他の契約書。リース契約書は、植林を含む許可された活動を指定する。森林に対するこのタイプの許可証は非常にまれである。
- 公共団体、国営企業（例：森林産業機構）やその他の国の機関の土地権利書。これらは関連団体に関する個々の法律によって管理されている。

3.2.3. 私有地における土地／資源保有権

仏暦 2497 年土地法に基づく自由土地保有権証書

- 「Chanote」としても知られる自由土地保有権証書（Nor Sor 4、Nor Sor 4 Kor、Nor Sor 4 Khor、Nor Sor 4 Ngor、Nor Sor 4 Chor）は、仏暦 2497 年土地法に基づいて発行され、土地使用に何らの制限も受けない絶対的所有権を譲渡するものである。所有権のある土地は、自由に売却あるいは譲渡することができる。

仏暦 2497 年土地法に基づく利用証書

- 仏暦 2497 年土地法に基づいて発行された利用証書（Nor Sor 3、Nor Sor 3 Kor、Nor Sor 3 Kho）は、所有権を指定するが、当該土地は一度も公式に所有権証書発行のために調査されたことはない。所有者は、土地局に土地の調査と所有権証書の発行を請求する権利がある。これらの土地は法的に売却あるいは譲渡できる。

仏暦 2497 年土地法に基づいて発行された優先買取権証書

- 仏暦 2497 年土地法に基づいて発行された優先買取権証書（Nor Sor 2）は、一時的な土地所有を認めるものである。所有者は、発行から 6 か月以内に土地利用を開始し、3 年以内に土地利用目的を達成することが求められる。もし指定条件が満たされた場合、所有者は、当該土地の権利証書か利用証書を請求する権利がある。仏暦 2497 年土地法に定められているように、その権利証書あるいは利用証書は、それぞれ 5 年または 10 年間は売却あるいは譲渡できない。
- 私有地で植林される樹木は、ほとんどの林業関連の法律に基づく規制を受けない。土地所有者は、特別な許可が必要な *Tectona grandis*（チーク）、*Dipterocarpus alatus*（ヤン）、*Dalbergia* 属（ローズウッド／紫檀）を除けば、許可なしで植林地を設立し、木材を収穫・輸送・販売することができる。

3.2.4. 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法登録プランテーション

- 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法（1992 年制定、2015 年改正）は、元々、伝統的な森林コンセッション制度による天然林からの木材の伐採、輸送のコントロールのための以前の法律に関連し、私有地あるいは公有地における植林からの木材については伐採と輸送手続きを合理化することを目的としていた。この法律のもとでは、天然林由来の木材と判別が困難な 58 樹種のうちの一つ以上を栽培する植林地所有者は、Por Sor 3 を取得して、植林地を王立森林局に登録することができる。登録には、国民 ID カード、家の登録、土地所有権証書、用益権保有証書、植林地の説明に加えて申請書の提出が求められる。一旦登録が承認される

と、木材の伐採及び輸送手続きが簡単になり、使用料や森林維持費が免除となる。

- 全ての植林地所有者は登録申請することはできるが、例外は以下のとおりである。
 - 国有保存林における小規模保有者への5年リース権（Por Sor 23）または国有林地配分証明書（Sor Tor Kor）所持者（ただし交付後5年以降であれば申請可能）
 - 国有保存林外の公有地における仏暦2484年森林法（1941年）に基づく利用許可証所持者
 - 私有地における仏暦2497年土地法に基づき発行された優先買取権証書（Nor Sor 2）所持者
- 登録は、長期の保有権確保を含むいくつかのメリットを植林地所有者に与えるが、伐採に対して王立森林局の承認が必要となるなどのデメリットもあり、私有植林地所有者の多くは登録を躊躇しているようでもある（Heuch et al., 2012, Rungnapa Wattanavichian, 私信）。
- 重要な点は、この仏暦2535年商業用植林プランテーション法は、潜在的に天然林からの木材と混同する恐れがあると考えられた58樹種だけを対象とするということである。58樹種にはチークとローズウッド／紫檀は含まれるが、最も広く植えられているゴムノキやユーカリは含まれない。このためタイにおける植林地のうち、この法律に基づいて登録されているものはごく一部に過ぎず、農民の植林地の登録はわずかである。

3.2.5. コミュニティ林

タイの林地や保護区の中や周辺には、非常に多くの人々が住んでいる。国立公園・野生動物・植物保全局（DNP）は、2007年に国立公園、野生動物保護区、狩猟禁止区域の境界内に55万人が居住していたと推定した。一方FAO（2009）は国立公園や野生動物保護区の境界内に120万人から200万人、国有保存林の中や周辺に2,000万人から2,500万人もの人々が居住していると報告している。

タイ政府は、少数民族の存在を認識する一方で（一般に「丘陵部族（hill tribes）」と呼ばれる）、同化政策を推奨し、森林及び資源へのアクセスや保有権に関して慣習的権利は認めていない。

政府は林地内の居住者達の一部を、前述した土地保有権証書を通して合法化してきたが、さらに多くの人たちが、法的状態が不確実なままで居住している。このような住民の多くは、土地が公的に指定、分類されるよりずっと前から何世代にもわたって林地を占有してきた。

王立森林局は、多くの森林に居住するコミュニティに対し、実際的な共同管理のアプローチを取ってきており、1万を超えるコミュニティ林用地を登録している。その面積は合計約20万ヘクタール（Lakanavichian, 2006）で、大半は国有保存林の中にあり（RFD, 2017）、長期の処分に関する政治的判断を待つ間、さまざまな程度の支援を提供している。しかし、一般的に、当局は国立公園及び野生動物保護区内の占有に対しては厳しい処置を取ってきている（Usher, 2009）。

タイ政府は、近い将来、国有保存林内の様々な占有者を合法化し（商業用植林を許可）、（恐らく）保護区域や流域カテゴリー1及び2の場所内でも、（商業活動は許可しないが）必要最低限の生活のために占有することを合法化するような法律を検討しようと考えている。

また、長年審議されてきたコミュニティ林業法の承認への期待もある。1993年より、コミュニティ林業を対象とする法案が数度起草され議論されてきたが、現在までのところ国内のコミュニティ森林管理の権利及び手続を明らかにする明確な法的義務は制定されていない。現軍事政権が、2019年に予想される選挙の前に、コミュニティ林業法案通過を推し進めるだろうという楽観的期待があるが、これは確実というには程遠い。予想されている新しいコミュニティ林業法により影響を受ける可能性のある約2万のコミュニティが国有保存林の中または近隣にあると推定されている（Warangkana Rattanarat, 私信）。

もしコミュニティ林業法が公布されたとしても、それが国有保存林内のコミュニティだけを対象とするのか、それとも国立公園、野生動物保護区内の占有地も認めるのかについては明確になってはいない。新しいコミュニティ林業法は、商業用木材開発を植林樹木からのものだけに許可することで既存の天然林を保護するコミュニティの役割と責任を強調することが期待されている。

3.2.6. リスク

タイの複雑な土地及び資源保有権に関する法律は、土地利用の合法性（そして、その土地での育林の合法性）に関して相当のリスクをもたらしている。土地の明確で長期的な保有権は、自由所有権証書のある私有地に対してのみ確実である。公有地に対する土地利用権の発行条項は、さまざまな法律や規則に詳述されているが、実際にはこのような保有権証書の発行は、非正常な処置や腐敗の結果であることが多いとも言われている。さらにこのように違法にリースされた土地や土地利用権の売買や譲渡が行われている事例が多数存在する。

また他の事例では、個人が公有地（国立公園、野生動物保護区、国有保存林など）に違法に進入、耕作しており、彼らはその不法占有が後に合法化されるという希望や期待をもって行っている。土地紛争は、所有権のない土地では珍しいことではない。

タイで生産されている主な木材は小規模農地保有者に栽培されたゴムノキやユーカリであるが、その多くは、信頼性に欠ける保有権証書に基づいて公有地を占有、利用しているため、その合法性は不確実なものとなっている。ゴムノキは、初期には Nor Sor 3, Nor Sor 2などを有し、所有権が明確な私有地に主に植栽されていたと思われるが、近年の拡大に伴い、公有地の中にも植えられるようになったと考えられる。そのいくつかは政府からの土地利用証書を得て栽培している合法的なものだが、公有地を不法占有して栽培されている違法なものも存在する。さらに本来は販売が禁止されている政府からの土地利用証書を購入し、公有地でゴム植栽を行っているグレーな植林地が多数存在する（匿名希望のある専門家）。この場合植林地自体は違法ではないが、植栽・育林している個人は利用権を合法的に所持していないことになる。

表5 土地保有権のタイプと、その場所における樹木の管理、伐採、輸送のために必要な許可

土地保有権	管理、伐採、輸送許可証
国有保存林※	
植林地免許 (Por Sor 31)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請が必要 ■ 年次操業計画 ■ 植林地年次管理報告 (Por Sor 32) – 植林地免許 (Por Sor 31) 保有者 ■ 植林地から伐採された全ての樹種の木材に関し、伐採許可証 (Por Sor 2) 及び移動許可/輸送証明書が必要
小規模保有者への5年リース権 (Por Sor 23)	
国有林地配分証明書 (Sor Tor Kor)	
国有保存林外の公有地※	
仏暦 2484 年森林法 (1941 年) に基づく利用許可証	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採許可及び移動許可/輸送証明書 ■ 伐採許可、輸送前の移動許可/輸送証明書取得が必要な制限樹種 <ul style="list-style-type: none"> - カテゴリー A (158 樹種): 王立森林局の認可 - カテゴリー B (13 樹種): 大臣の承認 ■ 非制限樹種用移動許可/輸送証明書は木材が輸送される途中の最初の王立森林局チェックポイントで取得
仏暦 2518 年農地改革法に基づく農業または生計のための公有地利用権 (Sor Por Kor)	
仏暦 2558 年農地整備法に基づく土地利用証明書	
仏暦 2511 年生活用地配分法に基づく利用証明書 (Nor Kor 3)	
仏暦 2518 年 Ratchaphatsadu 土地法 (Ratchaphatsadu Land Act B.E. 2518) に基づく土地リース及びその他の契約書	
私有地※	
仏暦 2497 年土地法にもとづく自由土地所有権証書 (Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Ngor 及び Nor Sor 4 Chor)	<ul style="list-style-type: none"> ■ チーク、ヤン、ローズウッドを除き、伐採許可および輸送許可は必要ない ■ チーク、ヤン、ローズウッドについては、伐採許可および移動許可/輸送証明書の取得が必要
仏暦 2497 年土地法に基づく利用証明書 (Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor)	
仏暦 2497 年土地法に基づき発行された優先買取権証書 (Nor Sor 2)	
仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法に基づき登録されている植林プランテーション (公有地、私有地を含む)	
Por Sor 3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採証明書/伐採通知書 (Sor Por 13)、印鑑登録証 (Sor Por 8)、印鑑証明書 (Sor Por 9)、承認されたプランテーション木材梱包リスト (Sor Por 15) が必要 ■ 輸送許可は必要ない

※：仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法に基づき登録されている植林プランテーションを除く

3.3. 木材供給源の種類、管理、伐採計画及び許可証

伐採許可取得のための法的要件は、該当する樹種及び樹木の栽培地によって異なる。1989年以降、天然林での合法的木材伐採は行われていないため、タイ国内における合法的な木材伐採は主に植林木に完全に移行した。

森林伐採手順及び許可は仏暦 2507 年保存林法に定められているが、これらの規制は天然林での商業的伐採を対象にしたもので、植林地での伐採にはほとんど関係がない。

なおタイには伐採前の詳細な伐採計画の承認や、伐採作業、労働者の健康と安全、伐採後の森林回復に関連した規制要件はない。

3.3.1. 国有保存林⁶

- 管理計画に対する法的要件は、国有林保存林における植林地にのみに適用される。保存林の植林地免許（Por Sor 31）保有者は、毎年運営開始前に年次運営計画を、また毎年末に植林地年次管理報告書（Por Sor 32）を提出する必要がある。年次報告書は、農園規模、境界、樹種、生存率、維持、雑草除去、害虫駆除、防火、インフラ整備に関する情報を含むものとする。
- 仏暦 2484 年森林法及び仏暦 2507 年国有保存林法に基づき、免許保有者：植林地免許（Por Sor 31）、小規模保有者への 5 年リース権（Por Sor 23）、国有林地配分証明書（Sor Tor Kor）保有者は木材がある県林業機関（王立森林局）から伐採許可（Por Sor 2）を取得しなければならない(TEFSO, RFD and MONRE, 2017)。国有保存林内では、非制限樹種を含むすべての木材樹種の伐採に伐採許可が必要である。
- 伐採を行う場合、免許保有者は、伐採予定地を示す地図を、樹木インベントリ結果とともに伐採許可の申請時に提出する必要がある。
- 伐採許可を得るため、免許保有者は、王立森林局に対し、植林地を占有する法的権利に関して書類を精査し、伐採予定地域を調査し、伐採予定木の樹種、サイズ、推定立木量などを調査するよう請求しなければならない。
- 国有保存林内の全ての樹木に関し、伐採には使用料（ロイヤルティ）および森林維持料の支払いが必要である。

3.3.2. 国有保存林外の公有地¹¹

- 公有地内の植林地の伐採には、伐採許可、使用料（ロイヤルティ）や森林維持料の支払いが必要である。
- 仏暦 2484 年森林法第 6 項は、「制限された」材木樹種を、カテゴリ-A（158 樹種）とカテゴリ-B（13 樹種）に分類している。カテゴリ-A 制限樹種の伐採許可証は王立森林局により権限を与えられるが、カテゴリ-B の樹木の伐採許可証

⁶ 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法に基づき登録されている植林プランテーションを除く

は、大臣の承認が必要である（NEPCon, 2017; TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。

- 伐採許可を必要とする制限樹種の伐採は、王立森林局により、伐採が行われる植林地の調査/検査を通じて管理されている。伐採後、担当係官（通常王立森林局より任命される）が、伐採された木材の樹種、サイズ、量の記録を含む伐採の確認を行う。

3.3.3. 私有地

- 私有地では、チーク（*Tectona grandis*）、ヤン（*Dipterocarpus alatus*）、ローズウッド／紫檀（*Dalbergia* 属）の伐採を除き、伐採許可は必要ではない。使用料（ロイヤルティ）および森林維持料の支払いも必要ではない。
- これらの制限樹種の伐採については、私有地で栽培されている場合でも、伐採許可証が必要である。2017年には、王立森林局は私有地の農園で栽培されているチークとヤンに対して156の伐採許可証を発行した（RFD, 2017）。
- 農民や小規模農地所有者による用材樹種栽培を促進するため、現行の制限樹種（チーク、ローズウッド／紫檀など）のいくつかに関し、私有地や国有保存林外の公有地での植栽、伐採、輸送、加工に対する制限を緩和し、使用料および森林維持料の支払を免除する法案が現在考慮されている（Rattanarat Warangkana, 私信）。

3.3.4. 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法登録プランテーション

- 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法によると、同法のもとで登録された公有あるいは私有地におけるプランテーションの樹木を伐採しようとする事業者（すなわち Por Sor 3 証書の保有者）は、伐採通知書を県の機関に提出し、その後、伐採証明書／伐採通知書（Sor Por 13）を発行する植林プランテーション登録官により確認が行われる。
- 登録プランテーションからの木材（登録資格のある 58 樹種）は、公有地からのものであっても使用料（ロイヤルティ）および森林維持税の支払いが免除される（NEPCon, 2017）

3.3.5. リスク

タイにおける木材伐採に関する法的リスクは主に、事業者が当該の土地を取得し、植林地を造成するための法的権限を最初に取得していたかどうかに関係する。違法な占有及び土地使用のリスクは、恐らくゴム農園に関するものが最大であり、国有保存林内やさらには国立公園や野生動物保護区内に違法にゴム農園が造成された報告が後を絶たない（Bangkok Post, 2018C; The Nation, 2017; Phuket News, 2017）。

一方、登録プランテーションや、伐採許可が発行されている植林地での伐採に関する法的リスクは極めて低いと考えられている。承認された土地外で伐採が行われているリスクがありえるが、そのような報告は一般的ではない。

タイの天然林における、特にローズウッド／紫檀（*Dalbergia cochinchinensis*）や他の高級樹種、沈香（*Aquilaria* 属）のように高価な樹種の違法伐採は、依然として大きな

問題である。違法に伐採されたローズウッド／紫檀や、カリン（*Pterocarpus indicus*、*Pterocarpus macrocarpus*）や *Shorea* 属の一部の“redwood”と呼ばれる他の高級樹種の大半はタイ国外に密輸され、最終的には中国市場に到達するという報告もある（EIA, 2014）。また違法に伐採された沈香は、しばしば精油を取るため加工され、その大部分は中東諸国に輸出される。

チークや天然林からのその他の木材の違法伐採も、以前よりは遥かに少ない頻度ではあるが、珍しくはない。違法に伐採された木材の中には、直接地元の国内市場に入り込むものもあるが、過去にはタイで違法に伐採された木材が国境を越えて輸送され、その木材が、その後タイに「輸入」されて戻り、近隣諸国から合法に輸入されたものとしてロンダリングされるという巧妙なやり口も存在した。このような悪質な木材ロンダリングに関する報告は、近年ではタイと近隣諸国の両方での監視とコントロール強化のため減少している。近隣諸国もまた未加工丸太の輸出制限を増やしている。タイも木材ロンダリングを阻止するため、ミャンマー国境からの丸太及び製材の輸入を定期的に制限してきた。

3.4. 環境に関する要件

またタイにおいては、森林や植林地での農薬やその他の化学物質の使用を管理する、林業に特定の規制要件も存在しない（NEPCon, 2017）。

木材伐採に関連した唯一、法的強制力のある法律は、違法伐採の阻止のためにチェーンソーの登録を義務付けた仏暦 2545 年チェーンソー法である。2017 年には全国で 4,793 台のチェーンソーが登録されている（RFD, 2017）。

タイは、1983 年にワシントン条約を批准したため、ワシントン条約に掲載された樹種の貿易規制を誓約している。タイ原産のワシントン条約に掲載された樹種のうち重要なものには、沈香（*Aquilaria* 属と *Gyrinops* 属）、シャムローズウッド（*Dalbergia cochinchinensis*）、黒檀（*Diospyros ferrea*）で、すべてワシントン条約の付属書 II（国際取引を規制しないと絶滅のおそれのある種）にリストされている。散在した地域で見つかる *Podocarpus neriifolius* は付属書 III（締約国が自国内での保護のために、他の締約国の協力を必要とする種）に掲載されている。

ワシントン条約に掲載された主要樹種で主な懸念となっているのは、シャムローズウッド（*Dalbergia cochinchinensis*）であり、アジア市場、特に中国の紅木市場において高く珍重される。タイ政府は、ローズウッドの違法取引を阻止するためにさまざまな措置を講じてきており、2012 年から 2014 年の 2 年間に、総計 2,975m³ に及ぶ 4,386 本のローズウッドを押収したとワシントン条約事務局に報告している（CITES, 2016）。また Siritwat and Nijman (2018) は、2014 年から 2016 年の 28 か月間で、単独で 835 件、合計何万もの丸太と粗製材の違法なローズウッドの押収があったと報道されたと報告している。タイの有力者の強い関与や中国人バイヤーとのつながりを含む深刻な問題が続いていることが報道されている（Bangkok Post, 2018a）。

沈香について、タイ政府はその木材、チップ、根、油、粉末、その他の派生物に関し、2016 年には 150 以上の輸出許可証を発行した（<https://trade.cites.org>）。それらはすべて、人工的に繁殖させた植物に由来するものと示されていた。タイには、いく

つかの沈香プランテーションがあるので、そのような輸出は合法で適切かもしれない。しかし、過去数年間に天然林からの沈香の盗伐に関するさまざまな報告があり、天然林からの沈香の違法伐採がプランテーション由来のものであるという主張のもとに輸出された、あるいはワシントン条約の許可証なしに密輸された可能性も指摘されている。

3.3 節で述べた天然林での違法伐採に関するリスクを除けば、現在効力をもつ木材伐採に直接関係する特定の環境法はほとんど存在しないため、環境要件に関する法的リスクはほとんどない。

3.5. 森林管理と伐採作業における雇用及び安全

森林管理と伐採作業を管理する特定の労働または労働安全衛生に関する規則はないが、林業作業は「農業労働」として分類され、とりわけ仏暦 2541 年労働保護法及び仏暦 2554 年労働安全衛生環境法により管理されている。これらの法律は、給料、福利厚生、労働条件、安全性、個人用保護具、安全訓練、保健サービスなどに関する雇用主と従業員の権利と責任について定めている。

雇用主は、従業員名、性別、国籍、生年月日、雇用開始日、地位、職務、賃金、福利厚生、予想雇用満了日を詳述した各職場の雇用記録を維持する必要がある。社会保障局は、社会保障登録証明書を雇用主に発行し、社会保障カードを従業員に発行する。残業手当を含む給与及び支払いの記録も維持されなければならない。規制の対象は、最低法定賃金、男女平等賃金、病気休暇、残業手当、清浄な飲料水へのアクセス、個人用防護具などである。

15 歳から 60 歳の労働者を雇用する雇用主は、社会保障局へ雇用情報を提出し、社会保険に従業員を登録することが義務付けられている。請負業者や下請け業者を使用する場合、タイの法律は、安全な労働条件を保証するため、雇用主と下請け雇用主に共同責任を課している。雇用主は、必要な作業に応じて安全対策に関し労働者に適切な訓練を与え、個人用防具を提供する必要がある。提供された訓練の記録は潜在的検査のために職場で維持されるべきである。職場の状況は、照明、温度、騒音、空気の状態、検査官による見直しの可能性のため現場に保管される分析報告書について、定期的に検査される必要がある。仏暦 2554 年労働安全衛生環境法により、従業員の健康診断は、定期的に雇用主によって提供されなければならない。

労働者は少なくとも 15 歳以上でなければならない。15 歳から 18 歳の者は、労働省労働保護福祉局（DLPW）の特別な通知が必要である。10 人以上の従業員を雇用する企業は、「労働規則」を掲示して労働者に自らの権利と利益、労働条件を知らせなければならない。

タイの法律は地域ごとの最低賃金を保証しているが、指定された全国最低賃金レート以下ではない。

すべての外国人労働者は、タイに滞在するために労働許可証と居住許可証を取得する必要がある。雇用主は、外国人労働者が有効な労働許可証を保持していることを確認する責任がある。

タイは、近年さまざまな労働法や労働安全衛生規制の違反や不十分な試行についてかなりの批判と監視を受けている。よくある批判は、労働者（特に非公式部門や農村地

域で)が最低賃金を支払われず、福利厚生、強制残業、休日の不足、賃金からの説明なしの控除、危険な労働条件などについてである。児童労働はいまだに問題となっており、外国人労働者の雇用条件は、いくつかのセクターでは特に問題となっている。

タイは、労働組合の権利と差別に関するILO条約を批准していない。

タイの経済は、ミャンマー、ラオス、カンボジアといった近隣諸国からの労働者に大きく依存している。その数について正確な数字はないが、300万人から500万人と推定されている。農業、漁業、食品加工、工場部門などにおいて、劣悪な労働条件と搾取は一般的であると報じられている。近年、いくつかの改善がなされ、アメリカ合衆国が発行した一番最近の人身売買報告書ではタイは階級3から階級2に「格上げ」されたが、現在でも虐待の横行が当局に認識されている。木材加工工場マネージャー達によると、外国人労働者の法的チェックが過去2年間でもっと厳しくなっており、労働当局が定期的に工場訪問をし、滞在や労働許可の確認を行っている。

3.6. 社会的要件

タイには、森林管理に関して、「自由で事前の、十分な情報を与えられた上での合意 (FPIC)」や、地元住民に相談する必要性に対処する法律はない。にもかかわらず、劣化した公有地をさまざまな団体に配分する際に協議が欠如していたことから生じた過去の頻繁な衝突は、そのような配分を行う前にもっと実地的な協議を地元民と行うことへの動機づけとなった。その後、Sor Tor Kor 及び Cor Tor Chor プログラムは、配分決定においては、劣化した森林地を占有する地元民を優先することになった。

3.7. 伐採の合法性を確保するための規制措置

伐採に関連する規制措置は、天然林からの木材の違法伐採を食い止めることと、植林地で生育した木を伐採しようとする事業者が、伐採される木材に対し法的所有権を持つことを確実にすることに焦点を当てている。

現タイ政府は、森林保護に高い優先順位を与えており、違法伐採や密輸に対する逮捕は近年増加している。林業関係者、警察、軍、税関その他を巻き込んだ共同作業は、現在では一般的である。王立森林局と国立公園・野生動物・植物保全局は、双方とも特別森林保護タスクフォースを設立し、「Phayak Prai」と「Phaya Sua」とそれぞれ命名された。2017年には、違法な森林活動ケースの効果的な監視、法執行、訴追をしやすくするために、さまざまな政府機関のタスクフォースや他の機関を結ぶ「森林保護運営センター」が設立された (The Nation, 2017a)。

2017年度には、王立森林局は、2,279件の違法な林地侵入または開墾、また3,014件の違法な木材伐採あるいは加工を記録した (RFD, 2017)。特に、ローズウッドについて、外国人を巻き込んだいくつかのケース (国境沿いのタイの森林でローズウッドを盗伐したと告発されたカンボジア人が大半) を含め、数多くの逮捕や没収があった。

天然資源環境省の最近の報告書によると、2015年以降、違法伐採及び野生動物密猟の罪で23,000名以上が逮捕され、国家に対して推定で千億バーツ (32億米ドル) の損

失となった。2014 年以降に報告された没収には、130 万本の丸太及び他の木製品が含まれる (Bangkok Post, 2018b)。

盗伐及び違法占有では、侵入者の立ち退きや公有林地に違法に建設された建造物の解体を含む、目立ったケースもあった (The Nation, 2018)。天然資源環境省からの最近の報告書によると、2014 年以来、違法占有された林地 10 万ヘクタール以上が政府により回収されている (Bangkok Post, 2018b)。

4. 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法律

4.1. 木材及び木材製品の輸送及び加工に関する法律及び規則

表 6 は、木材及び木材製品の輸送及び加工に関する主要な法規の一覧である。ほとんどの法律及び規則について HTML リンクを提示する。

表 6. 木材及び木材製品の輸送及び加工を規制する法律及び規則

法規名	制定年	説明
仏暦 2484 年森林法 (Forest Act B.E. 2484)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1941 ▪ 改正 1948, 1982, 1989, 2014 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内林業を扱う基本法 ▪ 木材の伐採、輸送、加工、販売に関する規則を詳述 ▪ さまざまな省令が木材及び製材の輸送、所有、加工、貿易に関しての実施詳細を規定 ▪ 使用料及び料金システムの確立 (http://thailawforum.com/database1/forest-act.html)
仏暦 2507 年国有保存林法 (National Reserved Forest Act B.E. 2507)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1964 ▪ 改正 2016 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国有保存林の許容可能な利用及び木材及び非木材林産物の収穫を含む利用権配分条件の概要 (http://www.thailawforum.com/national-reserved-forests-act/)
仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法 (Commercial Forest Plantation Act B.E. 2535)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1992 ▪ 改正 2015 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 登録植林プランテーションで栽培されている 58 樹種の木材の伐採及び輸送条件の特定 ▪ 登録植林プランテーションから伐採した木材を所有者印でマーキングするための要件の詳細 ▪ 登録植林プランテーションからの木材の森林使用料及び森林維持費免除 ▪ 王立森林局は仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法の 2015 年改正を詳述し、登録植林プランテーションからの木材及び製材の輸送に関するさまざまな実施規則を発表 ▪ 2015 年改正により制限及び非制限樹種のリスト明確化 (http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/tha70240.pdf)
仏暦 2541 年労働保護法 (Labor Protection Act B.E. 2541)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1998 ▪ 改正 2008, 2017 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 従業員及び雇用主の権利義務、給料及び福利厚生、労働条件、労働衛生安全、保護等を規定するタイの基本的労働法 (https://www.labour.go.th/en/attachments/article/18/Labour_Protection_Act_BE2541.pdf)
仏暦 2554 年労働安全衛生環境法 (Occupational Safety, Health and Environment Act B.E. 2554)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2011 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 労働者安全、労働条件、訓練、防具等に関する雇用主と従業員の権利義務を概説 (http://legal.labour.go.th/2018/images/law/Safety2554/safety54eng.pdf)

法規名	制定年	説明
外国人労働者管理緊急勅令 (Foreign Workers Management Emergency Decree)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2017 ▪ 改正 2018 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2008年外国人労働者法を更新し破棄する ▪ タイにおける外国人労働者雇用要件を概説し外国人労働者管理及び規制を強化 ▪ 外国人労働者の雇用主の権利義務を強調 ▪ 書類のない外国人労働者雇用に対する大幅な罰金増加 (https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/bkk_th/3c35c06309c7e8942a8f6ea363b8b916.pdf)

4.2. 丸太の輸送

4.2.1. 通常の輸送許可

以下の供給源と樹種から伐採された丸太の輸送については、ほぼ同様の手続きが必要である。

- 国有保存林内の植林地で伐採された全ての樹種の木材
- 国有保存林外の公有地にある植林地からの制限樹種：カテゴリ-A（158 樹種）とカテゴリ-B（13 樹種）
- 公有地・私有地で栽培されたチーク (*Tectona grandis*)、ヤン (*Dipterocarpus alatus*)、ローズウッド／紫檀 (*Dalbergia* 属)
 - 事業者は輸送前に、関係当局（通常、王立森林局）に、伐採場所及び輸送される丸太を検査するよう通知しなければならない。担当係官は、輸送される丸太の樹種、丸太に記された印鑑あるいはタグの詳細、連続番号、支払われた使用料（該当する場合）に関する情報を含む移動許可／輸送証明書 (Removal Pass / Transportation Certificate) を発行する。
 - カテゴリ-A 制限樹種の輸送許可証は王立森林局により与えられるが、カテゴリ-B の樹木の輸送許可証は、大臣の承認が必要である (NEPCon, 2017; TEFSO, RFD and MONRE, 2017)。

4.2.2. 国有保存林外の公有地で伐採された非制限樹種の木材

- 丸太を輸送する事業者は、木材が輸送される場所の最初の王立森林局の森林チェックポイントで、輸送証明書 (Transportation Certificate) を申請する必要がある。最初の森林チェックポイントの王立森林局係官は、輸送証明書を発行する際に樹種、量その他の丸太に関する詳細を確認する。その文書は、森林チェックポイントを通過するたびに精査を受ける可能性がある。

4.2.3. チーク、ヤン、ローズウッド／紫檀以外の私有地で伐採された木材

- 輸送許可証は必要ない。現在のタイの国内木材供給は、輸送許可証要件を免除される樹種の大量の丸太を含み（特にゴムノキとユーカリ）、輸送許可要件の対象となるものよりも多い。

4.2.4. 登録植林プランテーションからの丸太の輸送

- 仏暦 2535 年商業用植林プランテーション法に基づいて登録された植林プランテーションから伐採された丸太を輸送するためには、事業者は、連続した順番の丸太番号と伐採年に加え、登録された私印で全ての丸太に標識あるいはタグを付けることになっている。個々の丸太の標識づけの要件は、大きなサイズの丸太を念頭に設定されたが、実際的には、直径の小さい丸太の輸送には、しばしば個別に標識や番号が付けられていないことがある。
- 標識をつけるための私印は王立森林局に登録し、印鑑登録証（Sor Por 8）及び印鑑証明書（Sor Por 9）を取得しなければならない。
- また、事業者は王立森林局規定の書式に従った植林プランテーション木材梱包リスト（Sor Por 15）を準備し、その帳簿を県の管轄官庁に登録しなければならない（TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。梱包リストは樹種、サイズ（長さと直径）、量、私印、タグ詳細、丸太の連続番号に関する情報を含む。木材梱包リストは権限ある係官（通常は王立森林局係官）によって確認され、無作為検査に備えて、輸送されている丸太とともに保持されなければならない。
- 輸送許可証は必要としない
- また輸送事業者は輸送中の検査に備えて、以前に承認された伐採証明書／伐採通知書（Sor Por 13）も所持しているべきである。

4.2.5. 森林チェックポイント

タイ国内外で生産された木材及び木材製品の輸送の統制のため、王立森林局は全国で 39 の森林チェックポイントシステムを維持している。「カテゴリー 1」のチェックポイントは 38 の県に位置し、24 時間運営している。「カテゴリー 2」のチェックポイントはバンコクで運営されており（4 つの支所）、日中の就業時間の間だけ開いている。カテゴリー 1 のチェックポイントは、大半が主要な国境越えポイントの近く及びバンコク近郊の木材加工センターの近くにある。

木材及び林産物の輸送に関する仏暦 2552 年王立森林局規則（2009 年）によると、森林チェックポイントの職員は、輸送文書（移動許可／輸送証明書、製材輸送証明書、製品証明書など）の有効性と有効期限を確認し、関連する使用料が支払われたかどうか記録する。もし、すべて問題がなければ、積み荷の少なくとも 20% のサンプルチェックが行われる。一旦確認できたら、職員はサンプルチェックした品目に私印及び除去用印を押し、輸送文書に署名する。もし、元の輸送文書の期限が切れたら、チェックポイントの職員は、発行日より最長 30 日までの有効期限のついた新しい移動許可証を発行する（NEPCon, 2017）。

ほとんどの場合、チェックポイントは車両を強制的に停止させる物理的障壁ではなく、むしろチェックポイントにおいて、関連する許可証を請求するために停止し、先に発行された許可証に従って輸送を記録する輸送コンペアに依存するものである。本質的に、事業者は、ただ、関連する梱包リストと共に、輸送されている製材や製品のために指定された期限内に輸送文書をチェックポイントの職員に提示することが求められている。

4.2.6. リスク

合法性リスクは、供給源（登録植林プランテーションからかそうでないか）と樹種（制限樹種かそうでないか）によって丸太輸送に対する法的要件が異なる点についての混乱、異なる解釈、不均一な執行に関係するものである。規制の混乱、異なる解釈、不均一な執行は、法的要件に厳密に従わない方法での丸太の輸送を不可避免的に招く。また、制限樹種の丸太を、非制限樹種を運搬するトラックに混合して輸送し、許可証なしにチェックポイントを通過させるという潜在的リスクもある。

4.3. 木材及び木材製品の加工

木材加工工場の運営者は、木材加工許可証を王立森林局から取得しなければならず、それは毎年更新しなければならない。1960年に政府は新しい製材所への免許発行を停止したが、1989年にゴムノキを加工する新しい製材所に免許を再び発行し始めた。1994年には、追加された13の非制限樹種の加工をする新しい製材所も許可された。このような製材所への免許は比較的取得しやすく、通常の個人及び企業登録、納税記録等を提出する（Jhongsathit Aungvitayatorn, personal communication）。結果として、多様な樹種を加工するための免許をもつ比較的数量の少ない古い製材所（1960年以前設立）がある一方、現存の製材所の大半は1989年以降に設立されたもので、国内で生産される以下の14樹種を加工できる（Heuch et al., 2012）。

- *Hevea brasiliensis*（パラゴムノキ）
- *Eucalyptus*（ユーカリ）属
- *Azadirachta excelsa*（インドセンダン）
- *Casuarina equisetifolia*（トクサバモクマオウ）
- *Casuarina junghuhniana*（ヤマモクマオウ）
- *Acacia auriculiformis*（アカシア・アウリキュリフォルミス）
- *Acacia mangium*（アカシア・マンギウム）
- *Leucaena leucocephala*（ギンネム）
- *Samanea saman*（アメリカネムノキ）
- *Tamarindus indica*（タマリンド）
- *Baccaurea ramiflora*
- *Bouea macrophylla*
- *Cocos nucifera*（ココヤシ）
- *Borassus flabellifer*（パルミラヤシ）

一日当たり50トンを超える紙、板紙、またはその他の紙製品を生産するパルプ/紙工場の免許を取得するためには、運営者は免許を持つ会社を雇って環境影響評価書を準備し、操業開始前に承認を得るために天然資源環境省天然資源環境政策計画局（Office of Natural Resources and Environmental Policy and Planning: ONEP）に提出しなければならない。6か月ごとに、大気及び水質汚染と緩和に関する定期的監視報告書を天然資源環境政策計画局（ONEP）及び工業省工業局（DIW）に提出する必要がある。

王立森林局の観点からの主な運営要件は、加工工場運営者が3つの木材関連口座（Timber accounts）を持つことである（省令第25号、項目6、1976年）。木材口座は以下の詳細を記録する（TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。しかしながら原料の木材の入荷先の情報を記録することは求められていない。

- 原料の木材入荷量
- 木材使用量及び木材製品出荷量
- 木材及び製品の在庫量

工場木材口座は木材加工許可証（仏暦 2484 年森林法第 48 項）の年次更新請求を付随しなければならない。また立入検査の間、王立森林局当局が閲覧可能なものでなければならない。木材口座は輸送許可証要件を免除された樹種を含むすべての木材投入を含んでいなければならない。しかし、更に下流の製造において用いられる半加工木材あるいはパネルは含まれない。紙パルプ工場の木材口座には、木質チップ及び丸太の投入が含まれるが、購入されたパルプや再生紙の投入は含まれない（Heuch, 2012）。

木材加工工場は、本報告書の第 3.5 項に概説したように、給与、福利厚生、労働条件、安全性、個人用防具、安全訓練、保健サービス等に関する雇用主と従業員の権利義務を規定する仏暦 2554 年労働保護法、仏暦 2554 年労働安全衛生環境法、外国人労働者管理緊急勅令（2017 年）に従わなければならない（TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。

木材加工工場は、仏暦 2554 年労働安全衛生環境法の順守を文書化した労働省（MOL）への定期的報告書を提出することが義務付けられている。加工作業に危険物を使用している事業者はまた危険物質保有許可証を取得し、毎年使用及び作業報告書を工業省（MOIND）に提出する必要もある。（TEFSO, RFD and MONRE, 2017）。

各木材加工工場は、操業免許の年次更新の前に王立森林局による検査及び審査を受けることがある。免許更新時に、加工工場の木材口座も王立森林局によって精査される。当局はまた、年間を通じて事前通知なしに材木口座を検証する立入検査を行うことができる。王立森林局による監視に加えて、木材加工工場は、労働保護福祉局（DLPW）、労働省（MOL）、工業局（DIW）やその他の職員による定期的な見直し及び立入検査または文書検査の対象となる。

4.3.1. リスク

ゴムノキとユーカリなどの非制限樹種の木材に関しては、供給元や合法性に関する文書が殆どあるいは全くなくても製材所が受け入れることが法的に認められているため、木材製造工場で使用される木材供給の合法性を検証することは、タイの現行手続きのもとでは困難である。多くの製材所では、合法的な供給元からの経路を示す文章が付随している木材が、付随していない木材と混ざっている可能性がある。合理的に考えて当該の木材が全て合法的に伐採・輸送されていたとしても、それが確認できるあるいは保証する文章は全く存在しない可能性がある。

タイ政府は、合法性や加工過程管理に関する文書化に関して現在のサプライチェーンにおける弱点を認識しており、厳格な木材合法性保証システム（TLAS）を開発するプロセス中にある。しかしこのプロセスは、長期にわたり、異論が多く、厳格な木材合法性保証システムが完全に実施されるまでにはしばらく時間がかかるかもしれない（Rungnapa Wattanavichian, Erica Pohnan, Sapol Boonsermsuk, 私信）。

4.4. 木材及び木材製品の輸送

一次加工あるいは取引施設からの木材及び木材製品の輸送に関する規則は、仏暦 2484 年森林法の第 48-53 項及びその後の改正 (<http://thailawforum.com/database1/forest-act.html>)、さらに関連する省令や規則に概説されている。木材加工工場あるいは取引所が、木材販売業者や他の下流の製造工場または輸出拠点に製材を輸送する場合には以下の輸送証明書が必要である。これらの証明書は事業者自身が作成し、同県内の輸送に使うことができる。県間の輸送の際にはさらに森林チェックポイントから輸送許可 (Transportation Certification) を得る必要がある。

- 製材輸送証明書 (白色) (white-form Sawn Timber Certificate for transport) : 一般の樹種の製材。24 時間有効
- 製材輸送証明書 (黄色) (yellow-form Sawn Timber Certificate) : 本報告書 4.3 項に記した 14 非制限樹種 (ゴムノキやユーカリなど) の木材を加工する免許を持つ機械式加工工場からの製材やチップ。7 日間有効

これらの証明書の裏側には、タイプ/樹種、量、サイズ、私印、標識を含む、製材または輸送される製品の梱包リストの説明が含まれる。輸送証明書には、製材の輸送先も記されている (NEPCon, 2017)。しかしながら原料となった木材の生産地に関する情報は含まれない。

このシステムは、伝統的には紙ベースだったが、現在ナショナル・シングル・ウィンドウ (National Single Window: NSW) と互換性のある電子承認システムが開発中である (Sapol Boonsermsuk, 私信)。電子承認システムが完成すれば上記の輸送許可システムに置き換えられるはずである。

なおこの手続きは、家具、パネル、パルプや紙などの加工された木材製品の輸送には適用されない。事業者は、最終製品の輸送に関し独自の文書を発行することを選択できる。

また制限樹種材から製造した最終製品については、王立森林局から制限樹種材製品証明書 (Restricted Wood Product Certificate) を取得する必要がある。これは 2 日間有効である。

4.4.1. リスク

規制に関する混乱、解釈の相違、不均一な執行、事業者と担当当局者との共謀により違法に調達された木材 (製材及びその他の製品) が輸送段階のサプライチェーンに侵入するリスクが存在する。

法的権限/保有権なしに占有された土地から調達された木材、制限樹種の木材の非制限樹種の木材への混入、輸送許可証や取引許可証の不正などのリスクが存在する (NEPCon, 2017)。

5. 木材及び木材製品の貿易に関する法律

5.1. 木材及び木材製品の貿易に関する法律及び規則

仏暦 2560 年関税法 (Customs Act B.E. 2560) (2017 年) は、タイへの輸入及びタイからの輸出のすべての一般的な手続きを規制している。

(http://www.customs.go.th/data_files/a48902e107a80bbbf83d38742957569.pdf)

すべての輸出入業者は輸入／輸出免許を取得する必要がある。この免許は電子的に取得でき、3 年間有効である。

タイは、世界税関機構 (World Customs Organization: WCO) が開発した国際統一商品分類 (Harmonized Commodity Description and Coding System: HS) を使用しているが、これはまた ASEAN 関税品目分類表の基礎でもある。

5.1.1. 輸入

港や国境検問書で丸太や製材を輸入し輸送することを希望する輸入業者あるいは代理人は、必要な書類を関税局、王立森林局、農業局 (DOA) の適切な係官に提出する必要がある。輸入代理人は商品が到着したときに以下の書類を提示しなければならない。

- 輸入税関申告書 (税関書式 99 または 99/1) 電子データ交換 (Electronic Data Interchange: EDI) システムを通じて電子的に提出できる
- 梱包リスト
- 請求書
- 船荷証券
- 保険請求書
- 外国取引書式 (輸入額が 50 万バーツすなわち約 1 万 6 千 USD を超える場合)
- 輸入免許の写し
- 原産国からの木材輸出許可証 (該当する場合)
- 原産地証明書

図 8 は、タイへの物品輸入についての一般要件を描いたものである。

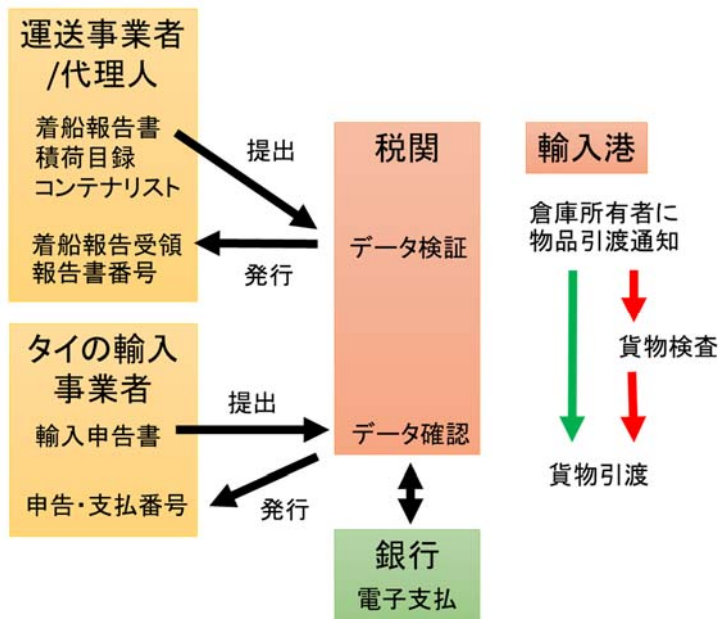


図 8. タイの輸入手続き

出典: Thai Customs Department Website (<http://en.customs.go.th/>)

文書処理の大部分は、電子税関及び電子決済の電子ポータルにより遂行することができる。大半の木材及び木材製品には、追加の精査が必要なので、輸入は通常赤い線に割り当てられ、特殊検査を必要とする。

農業局（DOA）は、必要に応じて輸入品目を植物検疫条件に関し検査する。木材及び木材製品の各出荷には、もしあれば、必要な、あるいは適用された検疫処理の種類を示す、原産国によって発行された有効な植物検疫証明書が添付されていなければならない。

関税局及び王立森林局の係官は、樹種、量、説明に関して、申告された輸入品目が請求書/梱包リスト及び税関申告書に記載されたものと一致しているか、また、輸入される木材に物理的に押されたスタンプ/標識が梱包リスト記載のものと合致するかを確認するため、出荷を検査する。

検査を行う王立森林局の係官は、輸入木材に王立森林局ハンマーと連番を刻印する。税関は、関連する輸入関税を課し、領収書を発行する。関税の支払いは、銀行小切手か銀行振出小切手または EDI システムや銀行振込を通じて電子的に行うことができる。

3つの検査機関すべての検査官が、物品引渡書式に署名する。

木材を入国地点から輸送する輸入業者は、その後一番近い王立森林局の森林チェックポイントに、関税局に提出された書類、輸入関税支払い証明、輸送される木材の樹種、量、容積を記した木材口座を報告し、輸送許可証を取得する。王立森林局からの輸送許可証により、輸入業者は木材を加工工場または木材取引施設に移動させることが可能になる。

輸入木材の合法性は、輸出国での合法性システムに大きく依存している。現在、輸入木材について要求される唯一の重要な書類は、原産地証明であるが、これは合法性を保証しない。特に木材がその伐採が行われた国ではなく、加工された国から輸出されてきている場合には、原産地証明には木材が伐採された原産国は記載されていないことが一般的である。

5.1.2. 輸出

図9はタイから物品を輸出する一般的要件を描いたものである。

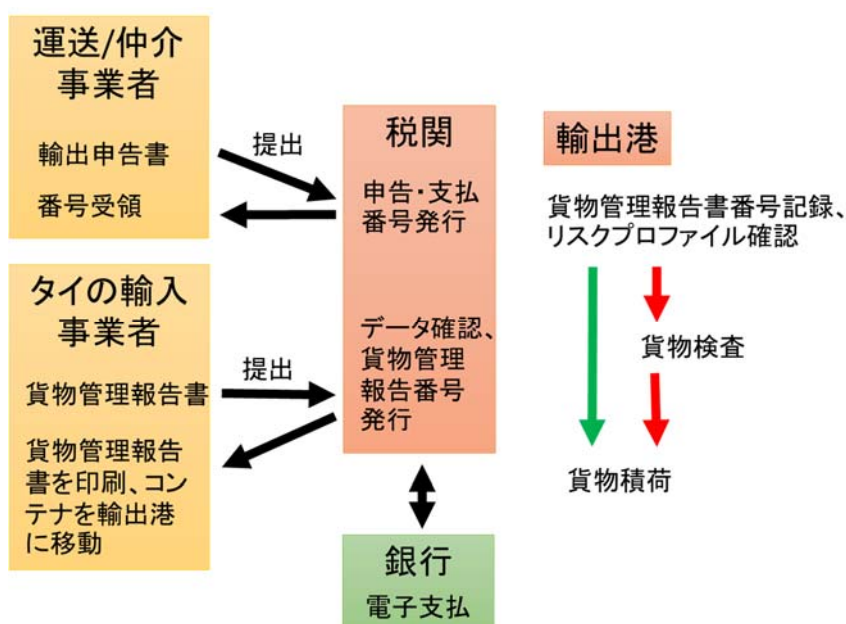


図9 タイの輸出手続き

出典: Thai Customs Department Website (<http://en.customs.go.th/>)

図5に描かれた輸出一般要件に加えて、いかなる木材樹種からの丸太、製材、木炭も、対外貿易局より輸出許可証 (Export permit) を取得しなければならない (ただしゴム材、木質チップ、紙、パルプなどは含まれない)。そのような輸出許可証を取得するためには、輸出業者は合法性証明書を対外貿易局に提出しなければならない。合法性文書は、王立森林局発行の木材または製材の移動許可/輸送証明書や Sor Por 文章 (登録植林プランテーションからの木材の場合)、丸太、製材、木炭の輸出許可 (Export Certificate) などである。しかし木材製品については王立森林局からの輸出許可証は必要としない。制限樹種から作られた木材製品や家具には、制限樹種材製品証明書が発行される。ワシントン条約に記載された樹種の製品の輸出には、必要に応じて、農業局 (DOA) により、保護樹種輸出許可証が発行される。私有地からの木炭については、王立森林局は、請求があれば、私有地産出木炭証明書も発行する。

なおチーク丸太及びチーク製材は、仏暦 2549 年商務省丸太及び木材輸出規則（2006 年）に基づいて、森林産業機構（FIO）のみが輸出を許可されている。

もし原産地証明が必要な場合は、輸出業者は対外貿易局に申請できる。

加えて、農業局（DOA）により、植物検疫証明書が発行される。

これらの書類に関連するものとして、輸出申告書（税関書式 101 または 101/1）、請求書、船荷証券、保険、梱包リスト、外国取引書式（輸出額が 50 万バーツ、すなわち約 1 万 6 千 US ドルを超える場合）を含む標準輸出書類と一緒に関税局に提出される必要がある。

5.2. 法的必要書類または記録

表 7 は、木材や木材製品のタイからの輸出入に必要な書類を掲げたものである。

表 7. 木材及び木材製品の輸出入のための法的文書

書類名	説明	発行機関
輸入		
原産国からの木材輸出許可の証拠	木材輸出者の合法性を確認する	輸出国の関連機関
植物検疫証明書	製品が無病及び/または植物検疫処置を受けたことの証明	輸出国の認可機関（必要に応じタイ農業局（DOA）による精査）
請求書	輸出される製品及び合意額の詳述	輸出者
船荷証券	出荷用貨物の受領を確認	配達業者あるいは貨物取扱業者（あるいはその代理人）
梱包リスト	出荷される各クレート、箱、コンテナの内容物の詳細説明	輸出者
税関輸入申告（税関書式 99 または 99/1）	輸入品の公式申告	手動あるいは電子通関システムを通じて税関に輸入者が提出
原産地証明	輸入される品目の原産国を確認	輸出国における指定当局
輸出		
輸出許可証	あらゆる樹種の丸太、製材、木炭の輸出に必要な	対外貿易局
（輸出用）移動許可（removal pass）	木材製品の輸出を認可	王立森林局
私有地からの木炭証明書	私有地で生産された木炭の輸出を認可	王立森林局
制限木材製品証明書	制限樹種から作られた家具や木材製品に対して発行される	王立森林局

売上請求書	輸出製品及び合意額の詳細	輸出者
船荷証券	出荷のための貨物の受領確認	配達業者または貨物取扱業者 (あるいはその代理人)
梱包リスト	出荷される各クレート、箱、コンテナの内容物の詳細説明	輸出者あるいは代理人
植物検疫証明書	製品が無病及び/または植物検疫処置をうけたことの証明	DOA、農業・協同組合省
保護樹種輸出許可証（ワシントン条約に該当する場合）	必要に応じて、ワシントン条約にリストされた樹木種及び派生物の輸出を促進する	DOA（ワシントン条約にリストされた木材樹種に関して王立森林局と協議して）
輸出申告書（税関書式 101 または 101/1）	輸出品目及び製品の詳細申告	輸出者により税関に提出
原産地証明（輸入国から要求あるいは輸出者から請求された場合）	輸出品の原産国を確認	対外貿易局

6. その他

6.1. 違法伐採及び関連取引との闘いに関する国際的枠組／貿易協定

タイは、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連食糧農業機関（FAO）の加盟国であり、そのすべてが、違法な森林伐採及びそれに関連する貿易との闘いに取り組んでいる。タイは、過去また現在、木材合法性に関連して、木材合法性保証システム（Timer Legality Assurance System: TLAS）開発の継続的努力を含む、これら機関のプロジェクトやイニシアチブのいくつかに取り組んでいる。

ASEANの中で、タイはFLEG、汎ASEAN木材認証イニシアチブ、持続可能な森林管理のためのASEAN基準及び指標（合法性定義及び国家認証制度の基盤を提供する）、ASEAN加工流通過程の管理の枠組みの開発に取り組む作業部会で活動している。

タイは、ASEAN内の製品の貿易及び輸送に関与するすべての関連機関及び当事者を結ぶために、最終的にはASEANのシングル・ウィンドウと連携することになるNSWを開発する、ASEANの主要国の一つである。NSWシステムは、単一のチャネルを通して、貨物通関データ、同期・同時処理、意思決定を、一度の提出で可能にする。タイのNSW開発は、DOA、王立森林局、天然ゴム再植林援助基金、DNP、対外貿易局、関税局を含む少なくとも36政府機関が含まれる。従って、タイのNSWが効果的に木材と木材製品貿易に対応するための基盤が存在する（EF, 2014）。NSWのさまざまな構成要素は運用段階あるいは試験段階（林産物に関連するものもいくつか含む）

にあるが、NSWはいまだ完全には機能していない。しかし、現政府は、関連機関にNSWの導入を加速させるよう促している（Sapol Boonsermsuk, 私信）。

タイは、ASEAN内の物品の自由な流れを達成することを目的としたASEAN物品貿易協定（ATIGA）の調印国である。この協定に基づいて、輸出業者に発行される原産地証明としてATIGA書式Dが各国で使用されており、木材の合法性文書を組み入れる可能性がある（EFI, 2014）。

タイはまた、APECの違法伐採及び関連取引に関する専門家グループ（EGILAT）にも参加している。

タイはまた、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の締約国である。国は、ワシントン条約の枠組みのもとで、シャムローズウッド（*Dalbergia cochinchinensis*）保護を推進する主導的役割を果たしてきており、これには注釈5の注釈4による置き換えを推進し、シャムローズウッドの全部分及び派生物（種子及び苗木を除く）の取引をワシントン条約の支配下におくことが含まれる。シャムローズウッド違法伐採及び取引防止地域協議の総会も3回開催しており（2014、2016、2017年）、シャムローズウッド取引に関する討論を含んだ、2017年の第4回野生動植物不正取引対策地域協議を主催した。タイは、カンボジアやラオスなどの国境諸国との間で、シャムローズウッドの違法伐採及び取引の防止についていくつかの覚書を締結している。

FLEGT VPA

2013年に、タイはEUとの自主的パートナーシップ協定を交渉するための正式なプロセスを開始した。王立森林局は、2013年、タイにおけるすべてのFLEGT関連事項を調整し支援するために、タイ-EU FLEGT事務局（TEFSO）を設置した。予備的技術作業のあと、最初の公式交渉が2017年6月に行われた。天然資源環境省が、VPA交渉におけるタイの主要省庁である。このプロセスを支援するために、合法性定義、TLAS、加工流通過程の管理システムの開発においてタイはEUより技術支援を受けている（欧州林業機関 European Forestry Institute 及びFAO-EU FLEGTプログラムによって調整されたEU FLEGT施設を通じて）。

6.2. 木材及び木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度

6.2.1. 森林管理協議会（FSC）

現在、森林管理協議会（Forest Stewardship Council: FSC）の森林管理（FM）認証を受けているのは19の森林地域であり、84,216ヘクタールである。

[file:///C:/Users/HP/Downloads/Facts_and_Figures_2018-08-01%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/HP/Downloads/Facts_and_Figures_2018-08-01%20(1).pdf).

タイにおけるFSC森林管理認証は、すべてチーク、ゴムノキ、ユーカリの3つの樹種についてのものである。FSC認証されたチーク林はすべて森林産業機構（FIO）が管理しているものである。さらに、156社がFSCの加工流通過程管理（CoC）の認証を得ている。

2018年のはじめ、タイ政府は小規模ゴム農家がFSCの基準に従うのを支援することを約束した。大半のゴム栽培者（特に何年も前に農園を設立した人たち）やゴムノキ生産者は、法的にたいいてい持続可能なやり方で運営していると一般的に認識されている。最近になって設立されたゴム農園の多くの合法性には、いくつかの農園が合法的なリースなしに公有地に違法に設立されていることが知られているため、疑問が持たれている。土地への法的アクセスがFSC認証の主要な要件であるので、FSC認証はゴム農園の合法性を判断するのにとても有益である。しかし、ほとんどの農園所有者は小規模保有者であり、伝統的なFSC認証は、彼らの経済的能力を超えるものである。従って、小規模保有者ゴムノキ生産者のための厳格で実際的なグループ認証を設立する努力がなされている。

(<https://blogapac.fsc.org/2018/04/07/thailands-support-for-fsc-standards-background-reasons-and-impacts/>).

6.2.2. 森林認証承認プログラム (PEFC)

2016年に、タイは森林認証承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC) と公式関係を樹立した。タイ工業連盟の後援のもとでタイ森林認証協議会が公式にPEFCのタイ国家会員として受け入れられた。森林認証及び加工流過程の管理に対する国家基準は、タイ工業規格局 (TISI) の枠組みの中で、関係者と協議して、専門家チームにより起草されている。その他の利害関係者ととともに、タイ工業連盟は、国家基準 (2つの主要法人パートナーとの実地試験を含む) をさらに洗練し、早ければ2019年に、承認の可能性も視野に入れてPEFCに提出すべき国家認証システムを開発する目標を掲げて取り組んでいる。(Rungnapa Wattanavichian, personal communication)。

より強力な認証及び合法性保証システムを構築するため、特に現在の非制限種や非制限木材 (例. ゴムノキとユーカリ) 及び輸入木材や木材製品について、タイでは多くのイニシアチブが進行中である。これらイニシアチブのいくつかは、現在私有地の農林で栽培された木材の自主的自己宣言 (合法性の証明の提供とともに) にかかっている。

6.2.3. E-ツリーシステム (E-Tree System)

王立森林局のシングル・ウィンドウ・プログラムの一環であるE-ツリー・オンライン・データベースは、私有植林地所有者に、植林地所有権、樹種、在庫、伐採、売買、輸送に関する情報を登録する機会を提供する (Sapol Boonsermsuk, personal communication)。現在のところその対象は仏暦2535年商業用植林プランテーション法に基づいて登録する対象ではない樹種の植林農家を含んでいる。しかしながらE-ツリーにはまださまざまな技術上の制約があると報じられており、多くの植林事業者は現在設定されているシステムに基づいて登録することを躊躇している (Rungnapa Wattanavichian, 私信)。

6.2.4. 自己宣言アプローチ

タイ工業連盟（FTI）は現在、育林農家が自分たちの樹木の合法性を確認できる単純で低コストな実際的方法を提供するような様々な自己宣言アプローチの実現可能性を現在探っている。これらの自己宣言は、将来王立森林局のE-ツリーシステムに連携される可能性がある（Rungnapa Wattanavichian,私信）。調査されている方法には、以下のようなものが含まれている。

- タイゴム協会（RAOT）及び/または他の育林農家協会あるいは協同組合を通じた紙ベースあるいは電子媒体ベースの自己宣言
- 王立森林局の立入検査による認証
- 地元の村や地区当局の立ち合いによる自己宣言

樹木所有権の「自己宣言」のもう一つの形は、小規模保有者による経済的樹木栽培促進のためにタイに設けられたツリーバンクプログラム（Tree Bank Program）を介したものである。ツリーバンクプログラムは、農業・農業協同組合銀行（Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives: BAAC）により管理運営され、植林農家が栽培している樹木を担保にローンを確保することを可能にする。ツリーバンクシステムに基づく所有権の自己宣言は、法的立場からは疑問があるが、栽培している土地の保有権が不明であっても、小規模保有者が樹木の所有権の認識を確実にする助けとはなる。今日までに15万本という樹木の農家がツリーバンクプログラムに参加している。最近、プログラムは、チークやローズウッドといった高価値木材樹種を含むより多くの樹種を含むよう拡張された（Bangkok Post, 2018d）。

8. インタビュー／現地調査

8.1. インタビュー

表 8. インタビュー一覧

日付	役職	組織	主な話題
複数日程	林業係官	FAO-EU FLEGT プログラム	合法性に関する一般的課題、情報源、コンタクト
複数日程	コンサルタント	FAO-EU FLEGT プログラム	合法性に関する一般的課題、情報源、タイにおけるコンタクト
3/9/18	国際特別プログラム課長	国際森林協力局、王立森林局	タイ森林統計、森林分類、森林管理法律
複数日程	コンサルタント	FAO-EU FLEGT プログラム	合法性に関する一般的課題、情報源、コンタクト
22/8/18	タイ法律専門家	コンサルタント会社	タイ林業法及び法的規制
30/8/18	チームリーダー	アジアにおける責任ある林業及び木材貿易 (RAFT) プログラム	合法性に関する一般的課題、情報源、タイにおけるコンタクト

5/9/18 6/9/18	FLEGT コンサルタント	独立系コンサルタント (欧州林業機関と提携)	合法性定義、加工流通過程の管理、リスク評価、デュー・ディリジェンス・システム
6/9/18	FLEGT 専門家	Thai-EU FLEGT 事務局	土地保有権の合法性、伐採、輸送、製造、貿易要件
7/9/18	高地農業天然資源局長	チェンマイ大学	森林管理及び資源保有権、違法伐採及び貿易
10/8/18 (skype 経由)	講師	マレーシア、トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学	東南アジアにおけるワシントン条約にリストされた樹種の貿易
22/8/18	コンサルタント	森林認証コンサルタント会社	地域林産物貿易及び合法性システム
10/9/18	シニアプログラムオフィサー	RECOFTC -人々と森林センター	土地及び資源保有権、農園木材のトレーサビリティ及び合法性、コミュニティ林地域合法性課題、国際・地域貿易
10/9/18	タイ国プログラムコーディネーター	RECOFTC -人々と森林センター	地域合法性課題、国際・地域貿易
10/9/18	大学院生	ブリティッシュコロンビア大学	FLEGT 政策決定への地域住民参加
11/9/18	ゴム農園及び製材所オーナー	A 社	ゴム木材伐採、輸送、加工手続き/慣行、木材加工管理、輸出手続き
20/9/18	マーケティング部長	B 社	木材調達、家具製造作業、輸出手続
26/9/18	長官	国際森林調査センター	地域貿易及び統治
27/9/18	木材貿易プログラムリーダー	トラフィック、野生動植物国際取引調査記録特別委員会	地域貿易、税関規制、訓練及び能力開発、貿易統計
28/9/18	部長	タイ森林認証協議会 (TFCC)、タイ工業連盟	認証及び加工流通過程の管理イニシアチブ、非制限樹種の自己宣言のパイロット
28/9/18	局長	国際森林協力局、王立森林局	進行中の立法・規制改革、輸出入規制、輸送規制、NSW 開発

8.2. 現地調査

本報告書の編纂者はタイに24年住んでおり、林業セクターで、その全期間において地域問題に取り組んできた。そのため、本報告書にまとめられた情報の多くは、この直接のコンサルティング業務期間を超えた、長期にわたって得られたものである。2018年8月1日から2018年9月30日までの間に、書類、報告書、ウェブサイト、ニュース記事の徹底的な見直しが行われた。調査及びミーティングは主に9月に行われたが、そのうちのいくつかは8月の頭に行われた。調査は、主要な情報提供者との個人的なミーティングや利害団体とのフォーカスグループディスカッションで成り立っていた。ディスカッションは、データ、情報、書類を収集し、最初のデスクワークで事前に識別された結果を検証する意図があった。またバンコク郊外のバング・スー地区の木材販売業者、バンコクのゴールドベル家具工場及びショールーム、カオ・ヤイとサップ・ラン国立公園、サラブリとナホン・ラッチャシマ県の植林地の見学が行われた。

参考文献

- Bangkok Post. 2018. Furniture sales padded by exports, property boom. *Bangkok Post*, 6 March 2018. Bangkok. (<https://www.bangkokpost.com/business/news/1422966/furniture-sales-padded-by-exports-property-boom>)
- Bangkok Post. 2018a. Poaching arrest leads to tall tale. *Bangkok Post*, 4 September 2018. (<https://www.bangkokpost.com/news/crime/1533402/poaching-arrest-leads-to-tall-tale>)
- Bangkok Post. 2018b. Damage from forest abuse hits B100 bn. *Bangkok Post*, 21 September 2018. (<https://www.bangkokpost.com/news/general/1543722/damage-from-forest-abuse-hits-b100-billion>)
- Bangkok Post. 2018c. Illegal rubber plantations busted in raid. *Bangkok Post*, 26 September 2018. (<https://www.bangkokpost.com/news/general/1546682/illegal-rubber-plantations-busted-in-raid>)
- Bangkok Post. 2018d. Tree bank loan amount rises. *Bangkok Post*, 29 August 2018. (<https://www.bangkokpost.com/business/news/1530214/tree-bank-loan-amount-rises>)
- Barney, Keith 2005. At The Supply Edge: Thailand's Forest Policies, Plantation Sector, And Commodity Export Links with China. (<https://www.forest-trends.org/publications/at-the-supply-edge/>)
- Boulay, Axelle. 2010. Contract tree farming and smallholders: drivers of adoption and livelihood impacts in Thailand. PhD thesis, Australian National University, Canberra.
- Boulay, Axelle, Luca Tacconi, and Peter Kanowski. 2012. Drivers of adoption of eucalypt tree farming by smallholders in Thailand. *Agroforestry Systems* (2012) 84: 179-189. (<file:///C:/Users/HP/Downloads/2012BoulayTacconiKanowskiDriversofadoptionofcontracteucalyptfarminginthaiAGRSYS.pdf>)


- DNP. 2017. *Statistical data: national parks, wildlife and plants 2017*. Department of National Parks, Wildlife and Plant Conservation. Bangkok. (<http://www.dnp.go.th/statistics/2560/stat2560.asp>)
- CITES. 2016. Consideration of proposals for amendment of Appendices I and II, Seventeenth Meeting of the Conference of the Parties, Johannesburg. CoP17 Prop 53. (<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-53.pdf>)
- EFI. 2014. *ASEAN timber trade, customs and timber legality: scoping study*. European Forestry Institute. (<http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/124766/ASEAN+tinber+trade,%20cus+oms+and+tinber+legality/f272e7c1-22e3-4bfc-8f7c-c1c2e6fe2a11?version=1.0>)
- EIA. 2014. *Routes of extinction: the corruption and violence destroying Siamese rosewood in the Mekong*. Environmental Investigation Agency. London. (<https://eia-international.org/wp-content/uploads/Routes-of-Extinction-FINAL-lo-res.pdf>)
- FAO. 2018. *Yearbook of forest products 2016*. Food and Agriculture Organization of the United Nations. Rome. (<http://www.fao.org/3/l9987M/i9987m.pdf>)
- FAO. 2015a. *Global forest resources assessment 2015*. Food and Agriculture Organization of the United Nations. Rome. (<http://www.fao.org/3/a-i4808e.pdf>)
- FAO. 2015b. *Global Forest Resources Assessment: Thailand Country Report*. Food and Agriculture Organization of the United Nations. Rome. (<http://www.fao.org/3/a-az350e.pdf>)
- FAO. 2009. *Thailand forestry outlook study*. Asia-Pacific Forestry Sector Outlook Study II Working Paper No. APFSOS II/WP/2009/22. Food and Agriculture Organization of the United Nations. Bangkok, Thailand. (<http://www.fao.org/docrep/014/am617e/am617e00.pdf>)
- FSC. 2015. Forest management certification initial audit public report: Forest Industry Organization. Unpublished report. (<http://fsc.force.com/servlet/servlet.FileDownload?file=00Pf300000nSA1EEAW>)
- Gritten, David, J. Atkinson, M. Janakiraman, B. Mohns, J. Bampton, and J. Smyle. 2013. *Enabling forest users to exercise their rights: rethinking regulatory barriers to communities and smallholders earning their living from timber*. Rights and Resources Initiative and RECOFTC – The Center for People and Forests. Bangkok. (https://www.researchgate.net/profile/David_Gritten/publication/258983440_Enabling_Forest_Users_to_Exercise_Their_Rights_Rethinking_regulatory_barriers_to_communities_and_smallholders_earning_their_living_from_timber/links/00b7d52989564d9c02000000/Enabling-Forest-Users-to-Exercise-Their-Rights-Rethinking-regulatory-barriers-to-communities-and-smallholders-earning-their-living-from-timber.pdf)
- Heuch, Jon, James Sandom, and Pasuta Sunthornhao. 2012. *Timber flows and their control in Thailand*. EU FLEGT Facility. (<http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/23308/Tinber+Flows+and+their+Control+in+Thailand/89cd6bcf-9a41-411b-915a-d7bee45f310d>)

- Intongkaew, Witsuthra and Liu Jungchang. 2017. Development of economic forest plantation management in Thailand. *International Journal of Sciences* 6(10). (<https://www.ijsciences.com/pub/pdf/V62017101463.pdf>)
- ITTO. 2011. *Status of tropical forest management 2011*. International Tropical Timber Organization. Yokohama. (http://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=2648&no=1&disp=inline)
- Walter Kollert, Michael Kleine (eds.), 2017. *The Global Teak Study. Analysis, Evaluation and Future Potential of Teak Resources*. IUFRO World Series Volume 36. Vienna. 108 p. (https://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=5165&no=1&disp=inline)
- Lakanavichian, Sureeratna. 2006. Trends in forest ownership, forest resource tenure and institutional arrangements: are they contributing to better forest management and poverty reduction? a case study from Thailand. Unpublished Working Paper. Food and Agriculture Organization.
- Lawson, Sam. 2014. *Illegal wood import and re-export: the scale of the problem and the response in Thailand, South Korea and India*. Chatham House. London. (https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/home/chatham/public_html/sites/default/files/20140400IllegalWoodThailandSKIndiaLawson.pdf)
- Mahannop, Narong. 2004. The development of forest plantations in Thailand. In Thomas Enters and Patrick B. Durst (eds). *What does it take? The role of incentives in forest plantation development in Asia and the Pacific*. RAP Publication 2004/27. Food and Agriculture Organization of the United Nations. Bangkok, Thailand. Pp. 211-236. (<http://www.fao.org/docrep/007/ae535e/ae535e0d.htm>)
- National News Bureau of Thailand. 2018. Govt aims to increase forest area in Thailand to 55%. *National News Bureau of Thailand*, 21 June 2018. (http://thainews.prd.go.th/website_en/news/news_detail/WNEVN6106210010010)
- NEPcon. 2017. *Timber legality risk assessment: Thailand*. Version 1.1, May 2017. Nature Economy and People Connected. (<https://www.nepcon.org/sites/default/files/library/2017-06/NEPCon-TIMBER-Thailand-Risk-Assessment-EN-V1.pdf>)
- Office of Industrial Economics. 2016. *Industrial economic conditions in 2015 and outlook for 2016*. Government of Thailand. Bangkok. (http://www.oie.go.th/sites/default/files/attachments/monthly_report_en/annualreport_2015_2016.pdf)
- Ongsomwang, Suwit and Anuchit Rattanasuwan. 2009. Forest Cover Assessment in Thailand. 2nd GEO Forest Monitoring Symposium July 1-3, 2009 Chiang Rai, Thailand. (https://www.earthobservations.org/documents/cop/ag_forest/20090701_thailand/15%20Forest%20Cover%20Assessment%20in%20Thailand.pdf)
- Phuket News. 2017. Phuket raid clears illegal rubber plantations from national park. Phuket News, 31 January 2017. (<https://www.thephuketnews.com/phuket-raid-clears-illegal-rubber-plantations-from-national-park-60853.php#j7JRaJSiaqJgzQUb.97>)

- RFD. 1962. Types of Forests in Thailand. Report No. 44, Bangkok
- RFD. 2017. *Thailand forestry statistics data 2017*. Royal Forest Department. Bangkok. (<http://forestinfo.forest.go.th/55/Content.aspx?id=10349>)
- Sadoff, Claudia W. 1992. The effects of Thailand's logging ban: a natural resource accounting approach. Unpublished report. Thailand Development Research Institute. Bangkok (<https://tdri.or.th/wp-content/uploads/2013/01/A21.pdf>)
- Siriwat, Penthai and Vincent Nijman. 2018. Using online media-sourced seizure data to assess the illegal wildlife trade in Siamese rosewood. *Environmental Conservation* 1-9. (<https://www.cambridge.org/core/journals/environmental-conservation/article/using-online-mediasourced-seizure-data-to-assess-the-illegal-wildlife-trade-in-siamese-rosewood/F8497325CC1C9BC0F7C0125AB6F5358D>)
- TEFSO, RFD and MONRE. 2017. Draft of Timber Legality Definition in Thailand. FAO FLEGT Programme. (http://tefso.org/download/legality-definition-doc-en/EN-LD-Book_2.pdf)
- The Nation. 2018. Task force raids Petchabun resorts. *The Nation*, 18 May 2018. (<http://www.nationmultimedia.com/detail/national/30345766>)
- The Nation*. 2017. *Rubber encroachments in forests targeted*. *The Nation*, 17 December 2017. (<http://www.nationmultimedia.com/detail/national/30334117>)
- The Nation. 2017a. Task forces fight sophisticated forest crimes. *The Nation*, 21 May 2017. (<http://www.nationmultimedia.com/detail/national/30315821>)
- Usher, Ann Danaiya. 2009. *Thai forestry: a critical history*. Silkworm Press. Bangkok. 248 pp.
- Woods, Kevin, Keith Barney, and Kerstin Canby. 2011. *Baseline Study 5, Thailand: overview of forest law enforcement, governance and trade*. Forest Trends and European Forestry Institute. (<https://www.illegal-logging.info/sites/files/chlogging/uploads/baselinstudy5thailandfinal.pdf>)
- 鮫島弘光. 2018. 東南アジアにおける住民主体型の木材生産地形成. *木材情報*. 329: 5-12.
- 篠原武夫. 1981. 東南アジア・オセアニアの林業. 地球社
- 田坂敏雄. 1991. 熱帯林破壊と貧困化の経済学. 御茶の水書房

付屬資料

商業用植林plantation法に基づく植林plantation登録フォーム(Por Sor 3)

 สป.3

หนังสือรับรองการขึ้นทะเบียนที่ดินเป็นสวนป่า

เล่มที่ 4 ที่ทำการ...ศาลากลางจังหวัดชลบุรี
ฉบับที่ 15

หนังสือฉบับนี้ให้ไว้เพื่อรับรองว่า [redacted] อายุ 37 ปี สัญชาติ ไทย อาชีพ ค้าขาย มีภูมิลำเนาอยู่บ้านเลขที่ 15/124 ครอบครอง/ชอย ถนน หมู่ที่ 3 ตำบล/แขวง สุรศักดิ์ อำเภอ/เขต ศรีราชา จังหวัด ชลบุรี ได้ขึ้นทะเบียนที่ดินที่มีหลักฐาน โฉนดที่ดินเลขที่ 136260 เล่ม 1363 หน้า 60 เลขที่ดิน 2808 หน้าสำรวจ 26006 และโฉนดที่ดินเลขที่ 15392 เล่ม 154 หน้า 92 เลขที่ดิน 200 หน้าสำรวจ 1014 ในท้องที่หมู่ที่ 3 ตำบล/แขวง สุรศักดิ์ อำเภอ/เขต ศรีราชา จังหวัด ชลบุรี เพื่อทำสวนป่าเพื่อการค้า เนื้อที่ - ไร่ - งาน 66 ตารางวา ชนิดไม้ที่ปลูก ไม้พะยุง รวมประมาณ ๒๐ ต้น ซึ่งมีรายละเอียดตามแผนผังที่ส่งแบบท้ายหนังสือรับรอง โดยมีอาณาเขตดังต่อไปนี้

ด้านทิศเหนือ	จด	ที่ดินที่มีการครอบครอง	วัดได้	11	เมตร
ด้านทิศใต้	จด	ที่ดินที่มีการครอบครอง	วัดได้	11	เมตร
ด้านทิศตะวันออก	จด	ที่ดินที่มีการครอบครอง	วัดได้	22	เมตร
ด้านทิศตะวันตก	จด	ที่ดินที่มีการครอบครอง	วัดได้	22	เมตร

ผู้ทำสวนป่าต้องปฏิบัติตามเงื่อนไขแบบท้ายหนังสือรับรองนี้

ให้ไว้ ณ วันที่ 2 เดือน พฤศจิกายน พ.ศ. 2560

(ลงชื่อ) [redacted]
ตำแหน่ง [redacted] ผู้ว่าราชการจังหวัดชลบุรี
ผู้ว่าราชการจังหวัดชลบุรี

商業用植林プランテーション法に基づく登録プランテーションからのプランテーション木材梱包リスト承認書(Sor Por 15)

68

สป.15

หนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ที่ได้มาจากการทำสวนป่า

เล่มที่ (อักษรย่อจังหวัด)/.....ฉบับที่.....ชื่อในการทางพาณิชย์.....
วันที่.....(เวลา.....น.) เดือน.....พ.ศ.....

ข้าพเจ้า.....
ได้จำหน่ายหรือมอบไม้ตามบัญชีแสดงรายการไม้ท้ายหนังสือนี้ให้แก่.....
นำเคลื่อนที่จากที่.....ตำบล.....
อำเภอ.....จังหวัด.....
ไปยังที่.....ตำบล.....
อำเภอ.....จังหวัด.....
โดยทาง.....ซึ่งมี.....เป็นผู้นำไม้เคลื่อนที่

ไม้จำนวนนี้ได้มาตามหลักฐานดังต่อไปนี้

1. หนังสือรับรองการแจ้ง เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
และหนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
2. หนังสือรับรองการแจ้ง เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
และหนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
3. หนังสือรับรองการแจ้ง เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
และหนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
4. หนังสือรับรองการแจ้ง เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
และหนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
5. หนังสือรับรองการแจ้ง เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....
และหนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....

หนังสือแสดงบัญชีรายการไม้ฉบับนี้ ใช้กำกับไม้ระหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 7 วัน นับตั้งแต่วันที่และเวลาที่ออกหนังสือนี้ จนถึงวันที่.....(เวลา.....น.) เดือน.....พ.ศ.....

(ลายมือชื่อ).....ผู้มอบหรือผู้โอนหรือตัวแทน
(.....)

(ลายมือชื่อ).....ผู้รับมอบหรือผู้รับโอนหรือตัวแทน
(.....)

(ลายมือชื่อ).....ผู้นำไม้เคลื่อนที่
(.....)

ถ้า

製材輸送証明書 (白色)

หนังสือกำกับไม้แปรรูป

เล่มที่.....ฉบับที่.....ชื่อในทางการพาณิชย์.....
 วันที่.....(เวลา.....น.) เดือน..... พ.ศ.....
 ข้าพเจ้า.....ผู้รับอนุญาตตั้ง.....
 โดยใช้.....ปริมาณกำลัง.....แรงม้า ณ ที่.....
 ตำบล.....อำเภอ.....จังหวัด.....
 ตามใบอนุญาตที่ทำการ.....เล่มที่.....เลขที่.....
 ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....ได้จำหน่ายไม้.....
 จำนวน.....แผ่น ปริมาตร.....ลูกบาศก์เมตร ตามรายการท้ายหนังสือ
 กำกับไม้แปรรูปนี้ให้แก่.....นำเคลื่อนที่จากโรงงานแปรรูปไม้หรือ
 โรงค้าไม้แปรรูปแห่งนี้ไปยังที่.....ตำบล.....
 อำเภอ.....จังหวัด.....โดยทาง.....
 ในความควบคุมของ.....

ไม้แปรรูปจำนวนนี้ได้มาตามใบเบิกทางหรือหนังสือกำกับไม้แปรรูปดังต่อไปนี้

- (1) ใบเบิกทางที่ทำการ.....เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....
- (2) ใบเบิกทางที่ทำการ.....เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....
- (3) ใบเบิกทางที่ทำการ.....เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....
- (4) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ.....เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....
- (5) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ.....เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....
- (6) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ.....เล่มที่.....ฉบับที่.....ลงวันที่.....เดือน..... พ.ศ.....


หนังสือกำกับไม้แปรรูปฉบับนี้ใช้กำกับไม้แปรรูประหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 24 ชั่วโมง นับตั้งแต่วันที่และเวลาที่ออกหนังสือกำกับไม้แปรรูปนี้ จนถึงวันที่.....(เวลา.....น.) เดือน..... พ.ศ.....

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าไม้แปรรูปรายนี้ เป็นไม้ที่ได้มาโดยชอบด้วยพระราชบัญญัติป่าไม้ ทั้งได้ลงบัญชีไม้แปรรูปที่รับและบัญชีไม้แปรรูปที่จำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่เป็นการถูกต้องตามบัญชีจำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่ หน้า.....เลขลำดับที่..... และได้ลงลายมือชื่อกำกับลงในบัญชีจำหน่าย หรือนำเคลื่อนที่ไว้เป็นหลักฐานแล้ว

(ลายมือชื่อ)ผู้โอนหรือผู้รับมอบอำนาจ
 "ผู้รับโอนหรือผู้แทน
 "ผู้ควบคุมหรือนำไม้เคลื่อนที่

製材輸送証明書 (黄色)

ใบอนุญาตฉบับนี้ให้สำหรับเงินค่าธรรมเนียม ผู้รับใบอนุญาตนับเงินฉบับที่ 39... วันที่ 24/5/61 วันที่ 11 / ส.ค. / พ.ศ. 61 ค่อจากใบอนุญาตนับที่ 020... วันที่ 27/5/61 วันที่ 16 / ส.ค. / พ.ศ. 60	ผู้รับใบอนุญาตจะต้องปฏิบัติ ตามกฎหมายกระทรวงฉบับที่ 25 (พ.ศ. 2510) และข้อกำหนดฉบับที่ 11 (พ.ศ. 2525) (อนุภาค 1)
---	--



ใบอนุญาตตั้งโรงงานแปรรูปไม้โดยใช้เครื่องจักร

เพื่อยกข้ออายก่อนใบอนุญาตฉบับเดิมหมายเลข 75 ใน

เล่มที่ 2720... ที่ทำการ ศาลากลางจังหวัดนครศรีธรรมราช
ฉบับที่ 41... วันที่ 11 เดือน กันยายน พ.ศ. 2561
(โดยนายเงมมา ส่วงธิมาศ กรรมการผู้จัดการ)

อนุญาตให้ [Redacted] อายุ... ปี
สัญชาติ ไทย มีภูมิลำเนาอยู่ที่บ้าน... เลขที่ 1188 หมู่ที่...
แขวงตำบล คลัง เขตอำเภอ เฝ้าฉาง จังหวัด นครศรีธรรมราช
ตั้งโรงงานแปรรูปไม้โดยใช้เครื่องจักร มีกำลัง 600.00 แรงม้า ณ ที่ เลขที่ 129/1 หมู่ที่ 1
แขวงตำบล ลิ้นตี่ซี เขตอำเภอ พรหมคีรี จังหวัด นครศรีธรรมราช
โดย [Redacted] ไม้ยางพาราเผื่อใช้งานไป 15 หนัด
หรือมีบริเวณที่ตั้งโรงงานแปรรูปไม้ คือ ตามมติคณะรัฐมนตรี เมื่อวันที่ 25 มกราคม 2537

ด้านทิศเหนือวัดได้	140.00	เมตร	[Redacted]
ด้านทิศตะวันออกวัดได้	60.00	เมตร	[Redacted]
ด้านทิศใต้วัดได้	140.00	เมตร	[Redacted]
ด้านทิศตะวันตกวัดได้	60.00	เมตร	[Redacted]

ใบอนุญาตฉบับนี้ให้ใช้ได้จนถึงวันที่ 10 เดือน กันยายน

- ส.ม. -

[Redacted Signature]

(ลายมือชื่อ) [Redacted] ผู้อนุญาต
(นายอสุรา กิมวงศ์)
ตำแหน่ง [Redacted] ราชการการแทน
ผู้อำนวยการสำนักงานเกษตรกรรมจังหวัดนครศรีธรรมราช
ปฏิบัติราชการแทน ผู้ว่าการจังหวัดนครศรีธรรมราช

続き

๑. (ตอนต้นชี้ให้ผู้รับอนุญาตเก็บไว้ในที่ปลอดภัย)

หนังสือกำกับไม้ยางพาราแปรรูป

เล่มที่ 431 / 61 -- 27 ชื่อในทางการพาณิชย์.....
วันที่..... (เวลา..... น.) เดือน..... พ.ศ.....

ข้าพเจ้า..... ผู้รับอนุญาตตั้ง.....
โดยใช้..... ปริมาณกำลัง..... แรงม้า ณ ที่.....
ตำบล..... อำเภอ..... จังหวัด.....
ตามใบอนุญาตที่ทำการ..... เล่มที่..... เลขที่.....
ลงวันที่..... เดือน..... พ.ศ..... ได้จำหน่ายไม้.....
จำนวน..... แผ่น ปริมาตร..... ลูกบาศก์เมตร ตามรายการท้ายหนังสือ
กำกับไม้แปรรูปนี้ให้แก่..... นำเคลื่อนที่จากโรงงานแปรรูปไม้หรือ
โรงค้าไม้แปรรูปแห่งนี้อย่างที่..... ตำบล.....
อำเภอ..... จังหวัด..... โดยทาง.....
ในความควบคุมของ.....

ไม้แปรรูปจำนวนนี้ได้มาตามหลักฐานดังต่อไปนี้

๑.....
๒.....

หนังสือกำกับไม้แปรรูปฉบับนี้ใช้กำกับไม้แปรรูประหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน ๗ วัน นับตั้งแต่วันที่และเวลาที่ออกหนังสือกำกับไม้แปรรูปนี้ จนถึงวันที่..... (เวลา..... น.) เดือน..... พ.ศ.....

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าไม้แปรรูปรายนี้ ได้ลงบัญชีไม้แปรรูปที่รับและบัญชีไม้แปรรูปที่จำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่เป็นการถูกต้องตามบัญชีจำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่ หน้า..... เลขลำดับที่..... และได้ลงลายมือชื่อกำกับลงในบัญชีจำหน่าย หรือนำเคลื่อนที่ไว้เป็นหลักฐานแล้ว

(ลายมือชื่อ)..... ผู้โอนหรือผู้รับมอบอำนาจ
"..... ผู้รับโอนหรือผู้แทน
"..... ผู้ควบคุมหรือนำไม้เคลื่อนที่

税関申告書 (Form 99/1)

Import Declaration				Customs Form 99/1			
Inspection Instruction (1)			Import Declaration Type (2)		Import Declaration No. (3)		
			Total Duty/Tax Payable	Duty and Tax (Baht)	Guarantee (Baht) (12)		
Importer (Name, address & phone no.) (5)		Taxpayer Identification No. (4)	Import Duty (6)				
			Excise Tax (7)				
			Interior Tax (8)				
			VAT (9)				
Name and No. of Customs Clearance Card (13)			Other Taxes and Fees (10)				
			Total (11)				
Customs Broker (14)			Invoice No. (15)				
Bill of Lading No. (17)		Mode of Transport (18)	Duty/Guarantee Payment Reference No. (16)				
Name of Carrier (19)		Arrival Date (20)					
Shipping Mark and No. (21)		Package Type and Quantity (22)	Country of Origin (23)	Code	Loading Country (24)	Code	
			Arrival Port (25)	Code	Release Port (26)	Code	
No. of Package (in numbers) (27)			(in words)		Exchange Rate (28)	Code	
Item No. (29)	Tariff (30)	Value (Foreign Currency) (33)	Import Duty Rate (36)	Fee (39)	Excise Goods Code (41)	Excise Tax (43)	VAT Base (45)
	Statistic Unit Code (31)	Value (Baht) (34)	Import Duty Payable (37)	Other Taxes (40)	Excise Tax Rate (42)	Interior Tax (44)	VAT (46)
	Privilege Code (32)	Net Weight (35)	Quantity (38)	Type of Goods (47)			
Import Permit or Certificate (48)			Note (49)				
Total/Carryforward (50)		THB					
				Total Duty Charge (51)			
I hereby certify that the information given above is true and complete. I understand that legal penalties may be imposed for making false or incomplete statements herein.							
				E-Signature (52)			
				Submission Date (53)			

続き

Import Declaration with Excise Tax and VAT Returns

For Importer (1)	Customs Inspection Record (2)
Other Record (3)	Tax and Duty Assessment Record (4)
Sample Submission Record (5)	Goods Analysis Record (6)
Inspection Record (7)	Transshipment Control and Storage Record (8)
Release Record (9)	

続き

- (๑) เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน.....พ.ศ.....
(๒) เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน.....พ.ศ.....
(๓) เล่มที่.....เลขที่.....ลงวันที่.....เดือน.....พ.ศ.....
(๔)

๕. ข้าพเจ้าได้แนบเอกสารหลักฐานที่เกี่ยวข้องมาพร้อมนี้ คือ

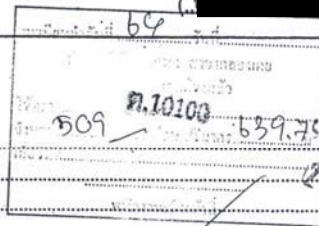
- (๑) เอกสารหลักฐานแสดงการได้มาซึ่ง ไม้หรือของป่าฉบับ
(๒) บัญชีรายการไม้หรือของป่าฉบับ
(๓) หนังสือมอบอำนาจ (กรณีรับมอบอำนาจมาทำการแทน)ฉบับ
(๔) เอกสารอื่นๆ ถ้ามีฉบับ

ข้าพเจ้าขอรับรองว่า ข้อความข้างต้นนี้เป็นความจริงทุกประการ

(ลายมือชื่อ).....

ยื่นคำขอ

ความเห็นเจ้าหน้าที่



(ลายมือชื่อ).....

(ตำแหน่ง).....

ตำแหน่ง.....

คำสั่ง

.....
.....

(ลายมือชื่อ).....

แทนหัวหน้า (มีอำนาจไปไม่ตรงมหาดไทย) ของเขต

ตำแหน่ง.....

ได้ออกใบเบิกทางนำไม้หรือของป่าเคลื่อนที่แล้วตามใบเบิกทางเลขที่ 10889
เลขที่ 117 ลงวันที่.....เดือน.....พ.ศ.....

(ลายมือชื่อ).....

ตำแหน่ง.....

มีเขียนใบอนุญาต

หมายเหตุ :

- (๑) ให้ขีดฆ่าข้อความที่ไม่ต้องการออก
(๒) การแจ้งข้อความอันเป็นเท็จแก่เจ้าพนักงาน ซึ่งอาจทำให้ผู้อื่นหรือประชาชนเสียหาย
เป็นความผิดตามประมวลกฎหมายอาญา

13.304
13.374

続き

OVERSIDE

บันทึกการตรวจสอบไม้แปรรูป / ไม้ท่อน

เขียนที่
วันที่ เดือน 8 พ.ศ. 54

บันทึกฉบับนี้ทำขึ้นไว้เพื่อเป็นหลักฐานแสดงว่า
วันนี้ (เจ้าหน้าที่ประกอบคดี)
..... (.....) ไม้แปรรูป / ไม้ท่อนของ
..... (.....) ไม้แปรรูป / ไม้ท่อนของ
มาจากต่างประเทศ พม่า

ได้ทำการตรวจสอบไม้แปรรูป / ไม้ท่อน ผลปรากฏ ดังนี้

1. ชนิดไม้	ยูคาลิปตัส	จำนวน	509	แผ่นท่อน ปริมาตร	639.7458 ค.ม.
2. ชนิดไม้		จำนวน		แผ่นท่อน ปริมาตร ค.ม.
3. ชนิดไม้		จำนวน		แผ่นท่อน ปริมาตร ค.ม.
4. ชนิดไม้		จำนวน		แผ่นท่อน ปริมาตร ค.ม.
5. ชนิดไม้		จำนวน		แผ่นท่อน ปริมาตร ค.ม.
		รวมจำนวน	509	แผ่นท่อน ปริมาตร	639.7458 ค.ม.

และได้มีรูปรอยดวงตราต่างประเทศ ตรงตามบัญชีรายการไม้ (PACKING LIST) ซึ่ง ประเทศผู้ส่ง
ไม้ออกให้การรับรองและผู้นำไม้ได้สำแดงไว้ และจากการตรวจสอบเอกสารหลักฐานแล้วปรากฏว่าเป็นไม้ที่นำเข้ามาจาก ต่างประเทศ
รายละเอียดตามเอกสารและบัญชีรายการไม้ที่แนบท้ายบันทึกฉบับนี้

ลงชื่อ ผู้นำเข้านำตรวจ
(.....)

ลงชื่อ ผู้ตรวจสอบ 987
นักวิชาการป่าไม้ชำนาญการ ทำหน้าที่
ตำแหน่งนำค่าน้ำไม้กรุงเทพฯ สาขาคลองเตย

ลงชื่อ (.....) (.....)
ตำแหน่ง (.....)

เขียน - หัวหน้าด่านไม้กรุงเทพฯ
เพื่อเป็นหลักฐานประกอบพิจารณาออกใบเบิกทางฯ ต่อไป
เห็นความเรื่องนี้เป็นหลักฐานประกอบพิจารณาออกใบเบิกทางฯ ต่อไป
เจ้าพนักงานป่าไม้ชำนาญงาน
ประจำด่านไม้กรุงเทพฯ สาขาคลองเตย
คำสั่ง (.....)
ลงชื่อ (.....) (.....)
ตำแหน่ง (.....) สาขาคลองเตย

続き

บริษัท / หจก..... เขียนที่.....
วันที่.....เดือน.....พ.ศ.....

เรื่อง ขอเจ้าหน้าที่ป่าไม้ไปตรวจสอบสินค้าไม้ก่อนและหรือสินค้าไม้แปรรูป

เรียน หัวหน้าด่านป่าไม้.....
ข้าพเจ้า..... อายุ.....ปี บ้านเลขที่ 40 ถนน..... จันทน์
ตำบล..... จังหวัด..... กรุงเทพมหานคร ในฐานะกรรมการผู้จัดการ / ตัวแทน
บริษัท..... ถนน..... ตำบล / แขวง.....
อำเภอ..... ซึ่งเป็นผู้ส่งเข้าสินค้าไม้ก่อนและหรือไม้แปรรูปเข้า
ในราชอาณาจักร มีความประสงค์จะยื่นคำขอต่อนหัวหน้าด่านป่าไม้กรุงเทพฯ ดังต่อไปนี้

1. ข้าพเจ้าได้ส่งสินค้าไม้ก่อนและหรือสินค้าไม้แปรรูป มาจากต่างประเทศ
ประเทศ..... เข้ามาในราชอาณาจักรเมื่อวันที่ 13 เดือน..... พ.ศ. 2556 โดยทางเรือ
เรือชื่อ..... ชนิดไม้..... รวมทั้งสิ้น.....
.....มัด ปริมาตร..... ลูกบาศก์เมตร สินค้าไม้ก่อนและหรือไม้แปรรูป
ดังกล่าวอยู่ที่ด่านศุลกากรกรุงเทพฯ (ท่าเรือคลองเตย) โดยอยู่ในความควบคุมของเจ้าหน้าที่ศุลกากรกรุงเทพฯ
2. ประกาศกระทรวงพาณิชย์ ว่าด้วยการนำสินค้าเข้ามาในราชอาณาจักร ฉบับที่ 79 พ.ศ. 2533 ให้
พนักงานศุลกากร ณ ท่าเรือที่นำไม้เข้า ร่วมกับเจ้าหน้าที่กรมป่าไม้ ร่วมกันตรวจสอบการนำเข้าซึ่งสินค้าไม้และหรือไม้แปรรูป
เข้ามาในราชอาณาจักร
3. เนื่องจากการนำสินค้าไม้ก่อน และหรือไม้แปรรูป เข้ามาในราชอาณาจักรไทย ข้าพเจ้าจะต้องชำระ
ภาษีอากรขาเข้าให้กับเจ้าหน้าที่ศุลกากรกรุงเทพฯ ให้ถูกต้องครบถ้วน หรือมีหลักฐานเป็นหนังสือค่าประกันจากธนาคารใน
กรณีที่ยกเว้นอากรตามมาตรา 19 ตรี ตามประกาศคณะปฏิวัติ ฉบับที่ 329 ข้อ 19 ลงวันที่ 13 ธันวาคม 2541 จึงจะ
สามารถเคลื่อนย้ายสินค้าไม้ได้
4. พร้อมกันนี้ ข้าพเจ้าขอแสดงเอกสารหลักฐานเพื่อประกอบเรื่องราว ดังต่อไปนี้
 - 2.1 ใบเสร็จรับเงินภาษีอากรขาเข้า เลขที่.....
 - 2.2 ใบขนสินค้าขาเข้า เลขที่.....
 - 2.3 INVOICE เลขที่ RH 1117
 - 2.4 CERTIFICATE OF ORIGIN เลขที่ 041838
 - 2.5 BILL OF LADING เลขที่ 2 / YGN - BKK

(กรณีอยู่ในขั้นตอนการดำเนินการทางพิธีศุลกากรเพื่อชำระภาษีอากรขาเข้าให้กรอกข้อความเฉพาะ
2.2 , 2.3 , 2.4 , 2.5 ก่อน)

5. ข้าพเจ้าจึงขอความกรุณาให้เจ้าหน้าที่ด่านป่าไม้กรุงเทพฯ ไปตรวจสอบสินค้าไม้ก่อนและหรือสินค้า
ไม้แปรรูป

ณ ด่านศุลกากรกรุงเทพฯ (ท่าเรือคลองเตย)

() 3.1 แขวงคลองเตย เขตคลองเตย กรุงเทพฯ

() 3.2 ทำเนียบท่าเรืออู่เมตติ ท่าเรือ..... ตำบล / แขวง.....

อำเภอ / เขต..... กรุงเทพฯ (กรณีเจ้าหน้าที่ศุลกากรทำการตรวจปล่อยนอกสถานที่)

จึงเรียนมาเพื่อโปรดทราบและพิจารณาสั่งดำเนินการต่อไป

แสดงความนับถือ

ตำแหน่ง.....

輸入材の港から移動許可証：英語版

Writing at.....
 Date..... month..... Year.....

My name is..... Age..... years Nationality.....
 Address..... Sub-street..... Street.....
 Moo..... Sub-district..... District.....
 Province..... Zip code..... Telephone no.....
 Identification Number..... issued at district.....
 Province..... As representative of.....
 Address..... Sub-district..... District.....
 Province..... Zip code..... Telephone no.....
 Inform to..... which detail as follow

I would like to request a pass of timber or NTFPs is (please specific species and characteristic of timber and NTFPs)
 Amount..... log/piece volume..... m³ as followed attached packing list
 This amount of Timber or NTFPs will transport from (specific brand (if have)).....
 address..... sub-street..... street.....
 moo no..... sub-disdriect..... district.....
 province..... zip code..... telephone.....
 go to.....
 address..... sub-street..... street.....
 moo no..... sub-disdriect..... district.....
 province..... zip code..... telephone.....
 which objective to..... by vehicle..... license no.....
 along the way of..... and necessary period of transportation..... days
 under control of.....
 This amount of Timber or NTFPs come with completed achieving evident was a pass/sawn timber license
 of..... as followed.....
 Book no..... sheet no..... date..... month..... year.....
 Book no..... sheet no..... date..... month..... year.....
 Book no..... sheet no..... date..... month..... year.....

I already attached relevant evident as below
 Evident of achievement of timber or NTFPscopy
 Packing list of timber or NTFPscopy
 Authorized letter (in case of authorized agent)copy
 Others documents (if have)copy

I would like to certify all of above documents is true

(Signature).....requester
 (.....)

Officer approval

(Signature).....requester
 (.....)
 Position.....

Mandate

(Signature).....requester
 (.....)
 Position.....

Issued of a pass of timber or NTFPs to transport with a pass, book no..... sheet no.....
 Date..... month..... year.....

(Signature).....requester
 (.....)
 Position.....

Remark : Please delete unnecessary text

続き

Writing at.....
Date..... month..... Year.....

This note was established to indicate
Today (.....) consisted officer.....
..... who work at Bangkok forest checkpoint, permission division, Royal Forest
Department (RFD), inspector of custom was approve for sawn timber / log of.....
Which import from country.....
Was inspected sawn timber / log and indicate results as follow

Species.....	amount.....	piece/log	volume.....	m3
Species.....	amount.....	piece/log	volume.....	m3
Species.....	amount.....	piece/log	volume.....	m3
Species.....	amount.....	piece/log	volume.....	m3
Species.....	amount.....	piece/log	volume.....	m3
Total.....	piece/log	volume.....	m3

And it completed with foreign stamp which correct to packing list (PACKING LIST) and exporting country
issued license as importer presented. From inspecting evident process was indicated this amount of importing
wood came from oversea country.
The document detail and packing list already attached as back page of this note

(Signature).....Importer
(.....)

(Signature).....inspector
(.....)
Position.....

(Signature).....inspector
(.....)
Position.....

Mandate.....

(Signature).....requester
(.....)
Position.....
Company..... Writing
at.....
Date..... month..... Year.....

Subject.....
Dear.....

My name is..... age..... years address.....
street.....
sub-district..... district..... province..... on behalf of
manager / representative of company..... address.....
street.....
sub-district..... district..... province..... as importer of
timber and/or sawn timber to Thai Kingdom, would like to request the chief of Bangkok forest checkpoint as follow.
I order timber and/or sawn timber from country..... to Thai Kingdom in date.....
month..... year..... by ship name..... tree
species.....
total..... logspiecespackages
volume.....m3
which timber and/or sawn timber keep in Bangkok custom checkpoint (Klong Toie port) that it is controlled by
Bangkok custom officer.
Ministry of commerce declare about importing goods to Thai Kingdom volume 79 year 1990 (B.E.2533) authorize
custom officer at importing port work with forest officer for inspect timber and/or sawn timber was imported to Thai
Kingdom.
Due to import of timber and/or sawn timber to Thai Kingdom. I have to pay importing tax correctly with Bangkok
custom officer or present evident is bank insurance letter of approval in case of tax claim with follow Agenda 19 as
declare of revolutionary committee volume 329, item 19, date 13 December 1998 (B.E.2541) before transport
timber and/or sawn timber.

続き

Herewith, I would like to present relevant evidence as follows

2.1 Importing tax invoice no.....

2.2 Importing transport license no.....

2.3 INVOICE no.....

2.4 CERTIFICATE OF ORIGIN no.....

2.5 BILL OF LANDING no.....

(in case of customs process for importing tax payment, please prior record only 2.2 , 2.3 , 2.4 , 2.5)

I would like to request Bangkok forest checkpoint officer to inspect timber and/or sawn timber at Bangkok custom checkpoint (Klong Toie port)

() 3.1 sub-district Klong Toie, district Klong Toie, Bangkok.

() 3.2 port approval, port....., sub-district.....

district....., Bangkok (in case of custom officer do external port inspection)

Which inform for acknowledge and consider to the implementing next process.

Sincerely Yours,

(.....)

Note of inspection

No.....


.....Inspector

Position.....

.....Chief of inspector

Position.....

王立森林局からの輸出事業者証明書（取得は任意）



MNRE No.... (1).....

Royal Forest Department
Phaholyothin Road, Bangkok 10900

This certificate is to certify that..... (2)..... appearing
in the following description of consignment belonging to.....(3).....
.....as exporter
and to (4).....
..... as consignee
based on sampling inspection of our competent authority.

DESCRIPTION OF CONSIGNMENT

Quantity & description: (5).....
.....
.....

Commercial name (Botanical name): (6).....
.....
.....

Invoice No. & Invoice date: (7).....


Source / Origin: (8).....
.....

Date of issue: (9).....

(Signature)
...(10)...Director-General of the Royal Forest Department

ワシントン条約保護樹種輸出許可証

UJ/U W.W. 14
ORIGINAL



PLANT ACT B.E. 2518 (1975)
CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

IMPORT PERMIT
 EXPORT PERMIT
 RE-EXPORT PERMIT
 OTHER CERTIFICATE

Page 1 of 1

1. PERMIT/CERTIFICATE No.
BE 1759


2. Valid until
February 9, 2012

3. Consignee (name, address and country)

4. Permittee (name, address and country)

5. Special conditions

6. Management Authority



DEPARTMENT OF AGRICULTURE
CHATUCHAK, BANGKOK 10900
THAILAND.
Tel 66-2940-5687
Fax 66-2940-5687

5a. Purpose of the transaction **T**

7/8. Common Name and Scientific Name of plants (genus and species)	9. Description of part or derivative	10. Appendix No. and source	11. Quantity (number of specimens and for net weight (kg.))	12. Country of origin and Permit/ Certificate No.
A Agarwood <i>Aquilaria crassna</i>	Oil	II A	500 ml	Thailand
B				
C				
D				

13. THIS PERMIT/CERTIFICATE IS ISSUED BY

Bangkok **August 9, 2011**

Place Date

14. EXPORT/IMPORT ENDORSEMENT :



See block 7/8	Quantity
A	500 ml (1 Bottle)
B	
C	
D	

Suvarnabhumi Airport PQ Station

Port of Exportation/Importation

August 9, 2011

Date

No. **50985**

ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 原產地證明書式 D

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)		Reference No. ASEAN TRADE IN GOODS AGREEMENT/ ASEAN INDUSTRIAL COOPERATION SCHEME CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate) FORM D Issued in _____ (Country) See Overleaf Notes			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)					
3. Means of transport and route (as far as known) Departure date Vessel's name/Aircraft etc. Port of Discharge		4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under ASEAN Trade in Goods Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under ASEAN Industrial Cooperation Scheme <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country			
5. Item number	6. Marks and numbers on packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing country)	8. Origin criterion (see Overleaf Notes)	9. Gross weight or other quantity and value (FOB)	10. Number and date of invoices
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statement are correct, that all the goods were produced in (Country) and that they comply with the origin requirements specified for these goods in the ASEAN Trade in Goods Agreement for the goods exported to (Importing Country) Place and date, signature of authorised signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Place and date, signature and stamp of certifying authority			
13 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Exhibition <input type="checkbox"/> Accumulation <input type="checkbox"/> De Minimis <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO <input type="checkbox"/> Issued Retroactively <input type="checkbox"/> Partial Cumulation					

4—3 ブラジル

ブラジル連邦共和国

目次

1	森林セクターの概要	10
1. 1	森林資源	10
1. 2	土地利用区分	12
1. 3	土地所区分	13
1. 4	保護区	14
1. 5	森林認証	16
1. 6	木材の生産と加工	16
1. 6. 1	木材の生産と加工	16
1. 6. 2	木材の合法的な供給源	19
1. 6. 3	木材および木材製品の主要なサプライチェーン	20
1. 7	貿易	21
2	木材の伐採・流通に関連する政府機関の概要	24
3	森林管理と伐採に関連する法制度	25
3. 1	森林資源採取関連の法規制	25
3. 2	森林資源の利用権	26
3. 2. 1	森林資源利用に関する権利	26
3. 3	森林の管理、伐採と木材の輸送	27
3. 3. 1	森林管理計画と伐採許可	27
3. 3. 2	森林管理計画と年間事業計画に関する合法性リスク	28
3. 3. 3	木材生産と輸送に関する政府の管理	28
3. 3. 4	木材生産と輸送に関する合法性リスク	29
3. 4	環境配慮に関する要件	30
3. 4. 1	法律上の環境配慮要件	30
3. 4. 2	ワシントン条約 (CITES) 付属書で指定されたブラジルの樹種	30
3. 5	森林管理・伐採における雇用と安全	31
3. 5. 1	雇用と安全に関する法令	31
3. 5. 2	雇用と安全に関するリスク	31
3. 6	森林管理・伐採における社会的配慮	32
3. 6. 1	先住民族と伝統的コミュニティ	32
3. 7	政府機関による森林管理のモニタリング制度	33
4	輸送と加工に関する法令	34

4. 1	木材および木材製品の輸送と加工に関する法令	34
4. 2	木材および製材品の輸送	35
4. 2. 1	木材および木材製品の輸送に必要な書類	35
4. 3	木材の加工	36
4. 3. 1	木材の加工に関する法制度	36
4. 3. 2	木材加工施設関連のリスク	37
5	貿易	37
5. 1	関税法	37
5. 2	製品の分類	38
5. 3	税関検査	39
5. 4	木材製品の貿易に必要とされる書類等	39
6.	その他の関連情報	41
6. 1	違法伐採・取引対策に関する国際的枠組み／貿易協定	41
7	聞き取り調査／現地調査	42
	引用文献	43
	付属資料	47
付属資料 1	農村環境登録証 (CAR)	47
付属資料 2	森林伐採許可 (AUTEX)	48
付属資料 3	森林伐採許可 (AUTEF)	49
付属資料 4	伐採届 (Requerimento de Colheita e Comercialização de Florestas Plantadas)	50
付属資料 5	森林原産証明書 (DOF)	51
付属資料 6	丸太輸送許可証 (GF1)	52
付属資料 7	木材製品輸送許可書 (GF3)	53
付属資料 8	CITES 輸出許可証	54
付属資料 9	木材加工場運営許可証	55
付属資料 10	原産地衛生検疫証明書 (PCO)	56

図一覧

図 1 ブラジルの生物群系分布図	10
図 2 ブラジルの土地利用状況（2014 年）	13
図 3 植林地から生産された木材の樹種別伐採量（2016 年）	17
図 4 用途別の天然林伐採量（2016 年）	18
図 5 天然林および人工林の木材および製材品のサプライチェーン	20
図 6 ブラジルの木材パルプおよび紙の輸出額（ドル）（2006 年～2016 年）	21
図 7 ブラジルの紙および木材パルプの対日本輸出額（ドル）（2006 年～2016 年）	21
図 8 ブラジルの木材パルプおよび紙の輸入額（ドル）（2006 年～2016 年）	21
図 9 ブラジルの木材パルプおよび紙の対日本輸入額（ドル）（2006 年～2016 年）	21
図 10 木材製品輸出相手国（金額ベース、2017 年）:HS コード 44 品目	22
図 11 ブラジルの主要な木材製品の輸出額の傾向（2006-2016 年）	23
図 12 ブラジルから日本への輸出製材品（単位：ドル）（2006 年～2016 年）	23
図 13 ブラジルの丸太輸入額（US ドル）（2006 年～2017 年）	24
図 14 天然林における伐採に必要な文書および許可証	27
図 15 木材および木材製品の輸送に必要な書類	36
図 16 木材輸出にかかる法的手順	38

表一覧

表 1 生物群系別森林面積（2015 年）	11
表 2 ブラジルで一般的に流通している木材用樹種（天然林および植林樹種）	11
表 3 ブラジルの土地利用区分（2014 年）	12
表 4 ブラジルの土地利用区分	13
表 5 保全ユニット区分と土地所有形態	15
表 6 ブラジルにおける森林認証面積（2018 年 4 月）	16
表 7 ブラジルで取引される主な在来樹種 20 種（取引量順、2016 年）	18
表 8 ブラジルの合法的な伐採	19
表 9 主な政府機関とその役割	25
表 10 森林資源へのアクセス、管理、許可の発行に関する法令	25
表 11 CITES 規制対象の樹種一覧	30
表 12 木材および製材品の輸送と加工について規定する法規制	34
表 13 ブラジルの主流な輸出木材製品に付される統計品目番号（HS コード）	38
表 14 木材および製材品の取引に法律で必要とされる文書	39
表 15 聞き取り調査および現地調査の結果	42

記号一覧

%	パーセント
MM	百万
M ³	立方メートル
N ^o	第～
USD	ドル
Km ²	平方キロメートル

略語一覧

ABIMCI	ブラジル木材加工業協会 (Associação Brasileira das Indústrias de Madeira Processada)
ART.	条項
ASV	Suppression Vegetation Authorization (Autorização de Supressão Vegetal)
ANVISA	国家衛生監督庁 (Agência Nacional de Vigilância Sanitária)
AUMTF Florestal)	森林由来原材料使用許可 (Autorização para Utilização de Matéria- Prima Florestal)
AUTEF	森林伐採許可 (Autorização para Exploração Florestal) (パラ州およびマツト・グロッソ州)
AUTEX	森林伐採許可 (Autorização para Exploração)
AWB	航空運送状あるいは航空貨物受取証書 (Air Waybill)
BACEN	ブラジル中央銀行 (Banco Central do Brasil)
CAR	農村環境登録制度 (Cadastro Ambiental Rural)
CCS	流通管理 (英語 Chain of Custody System、ポルトガル語 Sistema de Cadeia de Custódio)
CE	EU 基準適合 (英語 European Conformity、フランス語 Conformité Européenne)
CERFLOR	ブラジル森林認証プログラム (Programa de Certificação Florestal Brasileira)
CFO	原産地衛生検疫証明 (Certificado de Origem Fitosanitária)
CFOC	Consolidated Phytosanitary Origin Certificate
CIPEM	マツト・グロッソ州木材生産・輸出産業センター (Centro das Indústrias Produtoras e Exportadoras de Madeira do Estado de Matogrosso)

CITES	ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）
CoC	流通・加工の過程の認証（CoC 認証）（Chain of Custody System）
CONAMA	国家環境評議会（Conselho Nacional do Meio Ambiente）
CRT	道路輸送に関する知識（Conhecimento de Transporte Rodoviário）
CTF	Federal Technical Registry (Cadastro Técnico Federal)CTPS 労働手帳（Carteira de Trabalho e Previdência Social）
DANFE	電子税務出荷伝票（Documento Auxiliar da Nota Fiscal Eletrônica）
DDE	輸出積出申告書（Declaração de Despacho de Exportação）
DETEX	森林開発発見システム（英語 Detection System for Selective Exploitation、ポルトガル語 Sistema de Detecção de Exploração Seletiva）
DI	輸入申告書 (Declaração de Importação)
DOF	森林原産証明書（Documento de Origem Florestal）
EIA	環境影響評価（英語 Environmental Impact Assessment、ポルトガル語 Estudo de Impacto Ambiental）
EU	ヨーロッパ連合（European Union）
EUTR	EU 木材規則（European Union Timber Regulation） FLEGT 森林法施行、ガバナンス、貿易（Forest Law Enforcement, Governance and Trade）
FLONAs	国有林（Florestas Nacionais）
FSC	森林管理協議会（Forest Stewardship Council）
FUNAI	インディオ保護院（Fundação Nacional do Índio）
GF	木材製品輸送許可書（Guia Florestal）
GOJ	日本国政府（Government of Japan）
IBAMA	環境・再生可能天然資源院（Instituto Brasileiro de Meio Ambiente e Recursos Naturais Renováveis）
IBÁ	ブラジル植林木産業連合会（Indústria Brasileira de Árvores）
IBGE	ブラジル地理統計院（Instituto Brasileiro de Geografia e Estatísticas）
ICMBio	チコ・メンデス生物多様性保全院（Instituto Chico Mendes de Conservação e Biodiversidade）
IGES	地球環境戦略研究機関（Institute for Global Environmental Strategies）
IN	規範（Instrução Normativa）
INCRA	国家農地改革殖民研究所（Instituto Nacional da Colonização e Reforma Agrária）

INMETRO	国家度量衡・規格・工業品質院 (Instituto Nacional de Metrologia, Qualidade e Tecnologia)
INSS	国立社会保障院 (Instituto Nacional de Seguridade Social)
ITR	農地所有税 (Impost sobre Propriedade Territorial Rural)
ITTO	国際熱帯木材機関 (International Tropical Timber Organization)
JFA	日本国林野庁 (Japan Forest Agency)
LIDAR	光検出と測距 (Light Detection And Ranging)
LR	法定保全林 (Legal Reserve)
LO	営業許可 (Licença Operacional)
MDIC Trade)	産業貿易サービス省 (Ministry of Development, Industry and Foreign Trade)
MERCOSUL	南米南部共同市場 (Southern Common Market (Mercado Comum do Sul))
MMA	環境省 (Ministério do Meio Ambiente)
MTE	労働雇用省 (Ministério do Trabalho)
NCM	MERCOSUL 共通関税番号 (Nomenclatura Comum do Mercosul)
PAOF	年次森林コンセッション計画 (Plano Annual de Outorga Florestal)
PEFC	PEFC 森林認証プログラム (Program for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
POA	年間事業計画 (Plano Operacional Annual)
PPA	恒久的保護地区 (英語 Permanent Preservation Areas、ポルトガル語 Areas de Preservação Permanente)
PPCDA	アマゾン地域の森林減少防止および管理のための行動計画
RADAR Performance)	連邦収税局への登録 (Registration and Tracking of the Performance)
REI	輸出入業者登録 (Registration of Exporters and Importers)
RFB	ブラジル連邦収税局 (Receita Federal do Brasil)
SECEX	貿易局 (Secretariat of Foreign Trade)
SEMA	環境水資源局 (Secretaria de Estado do Meio Ambiente e Recursos Hídricos)
SFB	ブラジル森林局 (Serviço Florestal Brasileiro)
SFMP	持続可能な森林管理計画 (Sustainable Forest Management Plans)
SNUC	国家自然保護単位システム (Sistema Nacional de Unidades de Conservação)

SISCOMEX	貿易統合システム（シスコメックス）（Sistema Integrado de Comércio Exterior）SISFLORA 森林製品の商品化および輸送システム（Sistema de Comercialização e Transporte de Produtos Florestais）SINAFLOR 国家森林製品原産地管理システム（Sistema Nacional de Controle de Origem de Produtos Florestais）
SINIEF	国家経済情報システム（Sistema Nacional de Informações Econômica）
SISNAMA	国家環境制度（Sistema Nacional do Meio Ambiente）
STCP	STCP 社（STCP Engenharia de Projetos LtdaTIF 鉄道輸送
TIMOs	林地投資経営組織（Timberland Investment Management Organizations）
TOR	委託事項（Terms of Reference）
UC	保全ユニット（Unidades de Conservação）
UK	英国（United Kingdom）
USA	アメリカ合衆国（United States of America）

1 森林セクターの概要

本項では、ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）における森林の植生分類、土地利用、土地所有タイプ、および森林認証の状況について述べる。

1. 1 森林資源

ブラジルは、4億8,580万ヘクタールの天然林と784万ヘクタールの植林地を有する。ブラジルの天然林は、アマゾン（アマゾニア Amazônia）、カアチンガ（Caatinga）、サバンナ（セラード：Cerrado）、大西洋岸森林（Mata Atlântica）、パンパ（Pampa）、および湿地（パンタナル：Pantanal）の6種類の生物群系に分類される。このうち、アマゾン、カアチンガ、サバンナの生物群系はブラジルの森林面積の93%を占める。図1にて生物群系の分布を、表1にて各生物群系の面積を示す。



図1 ブラジルの生物群系分布図

表 1 生物群系別森林面積（2015 年）

生物群区分	面積（ヘクタール）	全体に占める割合（%）
アマゾン	342.027.340	70.4
カアチンガ	40.582.671	8.3
サバンナ	69.235.988	14.3
大西洋岸森林	21.270.466	4.5
パンパ	3.210.486	0.7
湿地	8.975.022	1.8
合計	485.801.973	100

出典：SFB – SNIF（2017）

ブラジルの天然林はアクレ州、 Rondônia 州、パラ州、アマゾナス州、マトグロッソ州、アクレ州、ロライマ州が位置する北部に広がる。一方で植林地の大部分は南東部（ミナス・ジェライス州、サンパウロ州）や南部（サンタ・カタリーナ州、パラナ州）に分布する。表 2 にてブラジルで多く流通している商業用木材の樹種を示す。

表 2 ブラジルで一般的に流通している木材用樹種（天然林および植林樹種）

天然林		植林地	
一般的な樹種	高級樹種	一般的な樹種	その他樹種
マニルカラ (<i>Manilkara Huberi</i>)	イペ・アマレーロ (<i>handroanthus serratifolia</i>)	マツ類 (<i>Pinus spp.</i>)	アカシア (<i>Acaia spp.</i>)
レッドアンジェリム (<i>Dinizia excelsa</i>)	紫イペ (<i>handroanthus impetifinosus</i>)	ユーカリ (<i>Eucalyptus spp.</i>)	チーク (<i>Tectoria spp.</i>)
クピウバ (<i>Goupia coubari</i>)	スパニッシュイーダー (セドロ) (<i>Cedrela odorata</i>)		パシャコ (<i>Schizolobium amazonicum</i>)
ジャトバ (<i>Hymenaea courbaril</i>)	ワシントン条約附属書 III に掲載され		パラゴムノキ (<i>Hevea brasiliensis</i>)
ジャボチ (<i>Erísma uncinatum</i>)			
アマパ (<i>Brosimum utile</i>)			
クマル (<i>Dipteryx odorata</i>)			
ファヴェラ (<i>Parkia spp.</i>)			
ガラッパ (<i>Apuleia leiocarpa</i>)			

ブラジルは、外来種を導入した植林の歴史が長い。代表的な植林樹種であるユーカリやマツ類は、木材パルプ、木製パネル、製材、木炭等の生産のために植栽されている。ユ

ユーカリの植林地（570万 ha）のほとんどが、ミナス・ジェライス州、サンパウロ州、サンカタリーナ州、南マトグロソ州に分布し、マツ類の植林地（160万 ha）のほとんどがパラナ州とサンカタリーナ州に分布する（IBÁ, 2017）。

植林地のほとんどがユーカリとマツ類であるが、近年は、パシャコ（*Schizolobium amazonicum*）やパラゴムノキ（*Hevea brasiliensis*）などの在来種を使った植林地に対して積極的に投資を行っている。植林地（外来樹種と在来種）から伐採された丸太は輸出可能となっている。

1. 2 土地利用区分

ブラジル統計地理院（Instituto Brasileiro de Geografia e Estatísticas : IBGE）は、ブラジルの土地利用区分を12に分類している（表3）。

表3 ブラジルの土地利用区分（2014年）

区分	特徴
天然林	天然林地域
人工林	外来種を導入して造林された地域
農業活動を伴ったモザイク状の森林植生	一時的な農牧活動に使用される森林地域
草原植生	サバンナ、ステップ、開拓地、自然保護区といった植生の地域
自然放牧地	人為的干渉が少ない放牧地として使用される自然植生の牧草地
管理放牧地	管理された永年性の放牧地
農地	農業作物生産用の土地
森林が残るモザイク状農業地域	天然林が大部分を占める農地
草原植生が残るモザイク状の農業地域	農業、放牧および（あるいは）林業に利用される土地。草原植生が残る部分や小規模ではあるが植林地もある
湿地	沼地、湿地と分類される土地
人工地	都市型インフラストラクチャー
空き地	露出岩、崖、礁がみられる土地および浸食地

出典: IBGE（2016）に基づく

図2にて、IBGEによる土地利用区分別に基づく2014年の土地利用状況を示す。

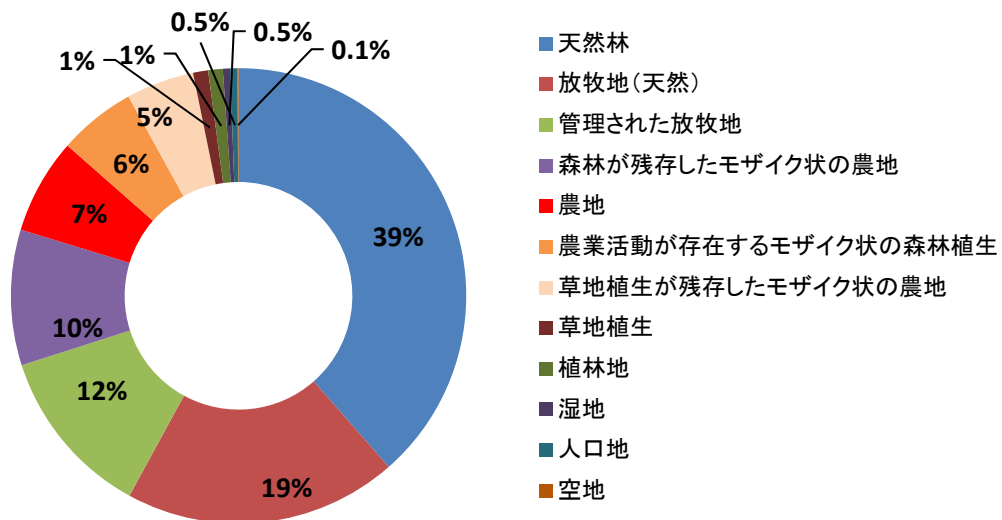


図 2 ブラジルの土地利用状況（2014 年）
出典：IBGE（2014）に基づく

1. 3 土地所区分

ブラジルの土地所有権は、大きく私有地と公有地に大きく分かれ、入植地（assentamentos）、先住民所有地、空き地、占有地（posse）、保護地域、私有地、キロンボ（quilombola）という 7 区分に分類される（表 4）。1988 年に制定された現行のブラジル連邦憲法は、このように分類された土地所有権を認めている。

表 4 ブラジルの土地利用区分

区分	所有権タイプ	概要	面積（陸地面積に対する割合）
入植地（Assentamentos）	公有	農地改革を通じて形成された農村地域の集落。法律第 8.629/93 号（Law 8.629/93）により規定される	8.8 千万 ha（8.8%）
先住民の土地	公有	先住民の生活基盤として指定されている土地。ブラジル連邦憲法第 231 条によって保証される	1.1 億 ha（13.8%）
空き地	公有	特段の用途が指定されていない公有地	
占有地（Posse）	公有または私有	第 3 者による一時的な土地利用。法律第 4.505/64 号第 4 章（Chapter IV of Law 4.505/64）によって規定される <ul style="list-style-type: none"> 公有地の場合、利用者は個人あるいは伝統的なコミュニティを指す 	

		<ul style="list-style-type: none"> 私有地の場合、賃貸借契約等の契約を通じた使用と正式な手続きを取ってない利用を指す 	
保護地域	公有または私有	私有地あるいは公有地で、生物多様性の保護を目的とした土地。可能な活動は森林法第 12.561/12 号 (Forest Code Law 12.561/12) および国家保全ユニットシステム (SNUC) が定める保護区の分類により異なる	1.5 億 ha (18.1%)
私有地	私有	法人あるいは個人が所有する土地	
キロンボ (Quilombolas)	私有	植民地時代にアフリカから連れてこられた奴隷が脱走し形成された共同体	1.4 百万 ha (0.2%)

出典：Climate Policy Initiative (2017)

ブラジル政府は、2012 年に法律第 12.651/12 号 (Law 12.651/12) に基づき、農村地域の私有地や占有地における土地利用を管理し、自然資源の持続的利用と保全を目的に、農村環境登録制度 (Cadastro Ambiental Rural : CAR) を制定した。CAR (付属資料 1) は、国レベルの電子登録システムで、農村地域の全私有地に対して登録が義務付けられ、所有レベルでの土地利用情報を統合管理し、環境・経済計画策定や森林減少対策に活用することを目的としている。ブラジル森林局 (Serviço Florestal Brasileiro : SFB) によると、2018 年 6 月時点で、CAR に登録された面積は 5.2 百万 ha であった。

IBGE が実施した最新の農業国勢調査 (2006 年) によると、所有者が不明な土地が 3 億 ha に達し、重要な課題として挙げられる。このような土地は北部に多くみられ、リーガル・アマゾン (Amazônia Legal) ¹ の 53% は所有権が不明であると推定されている。このように土地の権利にかかる制度整備が未だ不完全であることから、土地紛争や天然資源の違法な収穫など社会面や環境面で問題が頻発している。

1. 4 保護区

ブラジル森林法 (法律第 12.651/12 号) (Brazilian Forest Code, Law 12.651/12) 第 12 条は、所有レベルで以下のように土地利用に制限を設けている：

- 法的保護区 (Legal Reserves : LR) ²

¹ リーガル・アマゾンは、連邦法第 5.173/66 号 (Federal Law No. 5.73/66) によって規定されたアマゾン地域一帯を示す。北部全 7 州 (アクレ州、アマパ州、アマゾナス州、パラ州、 Rondônia 州、ロライマ州、トカンチス州)、中西部マトグロッソ州の一部、北東部マラニオン州の大部分を包含し、その総面積はブラジル全土の 59% を占める。

² 法律 12.651/12 号 (Law 12.651/12) 第 3 条は、「法的保護区とは、農村地域の土地が有する自然資源の持続可能な経済的利用を促し、生態系の保護と再生を助け、野生動物、在来植物および生物多様性の保全を促す機能を持つ」と定義している。

私有地では、所有面積の一定の割合で在来植生を保全し、経済活動を目的とした天然資源の利用に持続性を確保することが定められる。法定保護区の割合は、生物群系により異なる：

- リーガル・アマゾン地域の森林：所有地の 80%
- リーガル・アマゾン地域のサバンナ地帯：所有地の 35%
- リーガル・アマゾン地域のその他の植生：所有地の 20%
- その他の地域：所有地の 20%

● 恒久保護地域（Permanent Preservation Areas : PPA）³

法的保護区に加えて、土地所有者は恒久的保護地域（PPA）を考慮する必要がある。PPAは、土壌保全と水質確保のために河川沿いあるいは斜面に設定され、所有者は該当する区画の自然植生を維持しなければならない。

● 保全ユニット（Conservation Unites : UC）

さらに、ブラジルでは、法律第 9.985 号（Law 9.985/00）によって、国家保全ユニットシステム（Sistema Nacional de Unidades de Conservação : SNUC）と保護区の分類となる保全ユニット（Conservation Unites : UC）が定められる。SNUC はその目的と利用方法によって、大きく i) 完全保全区と ii) 持続的利用区の 2 種類に分別されている。表 5 にて、法律第 9.985 号（Law 9.985/00）が定める保護単位区分および土地所有権の種類をまとめる。

表 5 保全ユニット区分と土地所有形態

	保全ユニット区分（UC）	土地所有形態
連 邦 州 市	生態系保護区（Estação ecológica）	公有
	生物保護区（Reserva biológica）	公有
	国立公園（Parques Nacionais）	公有
	自然風景保護区（Monumento Natural）	公有および私有
	森林保護区（Refúgio da vida Silvestre）	公有および私有
地 方 公 館 市	環境保護区（Áreas de proteção ambiental）	公有および私有
	生態的保護区（Áreas de Relevante Interesse Ecológico）	公有および私有
	国有（および州有）林（FLONA – Floresta Nacional）	公有
	採集保留区（Reservas Extrativistas）	公有
	野生動物保護区（Reserva de Fauna）	公有
	持続可能な開発区（Reserva de Desenvolvimento Sustentável）	公有

³ 法律第 12.651/12 号第（Law 12.651/12）第 3 条は、物理的・生態学的に脆弱な地域を「恒久保護地域（Permanent Preservation Areas : PPA）」として指定する。河岸地域、水源地、丘上、山地斜面、マングローブ林が該当し、このような地域は、ランドスケープレベルで水資源の保全、生物多様性、土壌保全等の生態系サービスを提供している。

民間自然遺産保護区 (Reserva Particular do Patrimônio Privado)	私有
--	----

1. 5 森林認証

ブラジルでは、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) 認証と、PEFC (Program for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 森林認証プログラムとの相互承認を受けたブラジル森林認証プログラム (Programa de Certificação Florestal Brasileira : CERFLOR) の2種類の森林認証制度が活用される。

CERFLOR は、国レベルの様々なステークホルダーが共同で開発した自主的プログラムで、2003年1月に開始された。CERFLORの基準の大部分は、政府間プロセス、アマゾン森林の持続可能な管理を目的としたタラポト提案による基準と指標、さらには国際熱帯木材機関 (ITTO) の熱帯天然林および人工林の持続可能な管理のための基準と指標に関するガイドラインに基づいている。CERFLORは2005年にPEFC森林認証プログラムの相互承認を受けた。

ブラジルでは、同一の森林管理がFSCとCERFLORの認証を受けていることが多い。2016年で、250万haの森林管理が両方の認証を受けていた。表6に、FSCとCEFLORによるブラジル国内の認証面積を示す。

2017年時点において、ブラジルのFSC森林管理認証数は、全世界の認証数の8.1%に及び、認証面積の3.2%を占めた。FSC森林管理の認証を受けた森林の32%は天然林(120万ha)、67%は人工林(480万ha)であった。また、加工・流通過程の管理 (Chain of Custody : CoC) 認証数は1,132件で全世界の認証数の3.4%を占めた。

表6 ブラジルにおける森林認証面積 (2018年4月)

認証の種類	認証面積 (HA)	認証数
FSC	6,601,911	1,126
CERFLOR	3,072,628*	48
合計	9,674,539	1,174

注* : 2017年のデータ。

出典 : IMAFLORA and SFB (2018)

1. 6 木材の生産と加工

1. 6. 1 木材の生産と加工

ブラジルでは、木材は植林地と天然林の両方から生産される。植林地からは、木材チップ、木材パルプ、製材、木製パネル、木炭、薪といった多様な木材製品が生産される。天然林からは主に、丸太、製材、合板、木炭、薪が生産される。

1) 植林地

ブラジルには 784 万ヘクタールの植林地が広がる。2016 年では、このうちの 36%が紙パルプ事業者に、29%が契約栽培制度⁴の下、森林所有者や小規模生産者によって所有されていた。第 3 位は、鉄鋼および木炭産業事業者で、植林地の 14%を所有、次いで林業投資経営組織（Timberland Investment Management Organizations : TIMOs）と呼ばれる金融投資家⁵が、ブラジルの植林地の 10%を所有していた。TIMOs はブラジルの植林産業に潜在的収益性を見出し、2003 年から投資を開始した。

ブラジルの人工林で最も利用される樹種はユーカリとマツ類である。ユーカリは紙パルプ、木炭、木製パネルに使われる。マツ類は主に紙パルプ、木製パネル、製材に利用される。植林地から生産される木材は、ブラジルの総産業需要の約 90%を占める（IBÁ, 2017 年）。

ユーカリの植林地は 5.7 百万 ha、マツ類の植林地は 1.6 百万 ha 存在する（IBÁ 2017）。面積は少ないが、パシャコ（*Schizolobium amazonicum*）、ミモザアカシア（ブラックワトル）／モリシマアカシア（*Acacia decurrens*）やパラゴムノキ⁶（*Hevea brasiliensis*）の植林地もある。図 3 にて 2016 年における人工林から生産された木材の消費量⁷を樹種別に示す。植林面積は増加傾向にあるが、これらは主にミナス・ジェライス州、サンパウロ州、マツグロツソ・ド・スル州で広がっている。新規の植林地は天然林を伐採して造成するのではなく、人為的な活動によって既に利用された、または劣化した土地で開発される（EMBRAPA Florestas, 2016; FIEPA, 2017）。

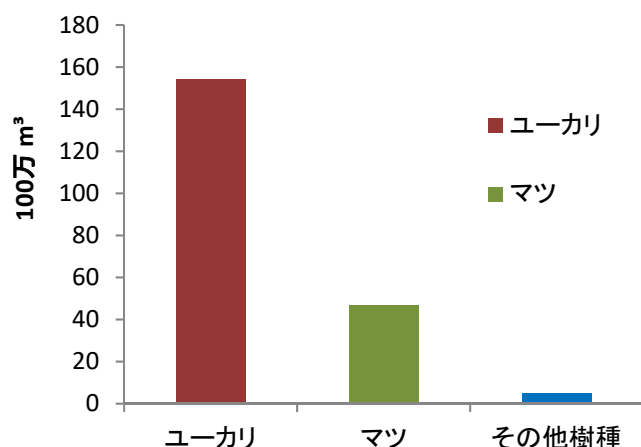


図 3 植林地から生産された木材の樹種別伐採量（2016 年）

出典：IBÁ (2017)

⁴ 契約栽培制度（forest out-grower programs）：農家または土地所有者と、丸太生産を目的とする事業者とのパートナーシップ契約を意味する。事業者が原料を確保できるだけでなく、農家や農村地域の土地所有者の木材生産への参加を促し、社会経済面における向上を目的とする。同スキーム／プログラムは、農家や土地所有者への苗木の無償提供や将来の伐採を担保とするローンの提供といった形で行われることが多い（ABRAF 2007）。

⁵ 林業投資経営組織（TIMOs）とは、非上場の森林投資ファンド（小野 2017）を示す。森林投資ファンドとは、主に法人投資家から資金を受託して林地資産を取得する資産運用事業であり、取得した林地において林業を行うことで投資リターンを生み出し、顧客投資家に対して配当を行う。

⁶ 主に樹脂として利用される。

⁷ 消費目的として、紙・パルプ、木炭（製鉄所）、木材パネル、積層床材、無垢材が挙げられる。

2) 天然林

天然林の伐採量は植林地と比較すると非常に少ない。2016年に天然林から伐採された木材総伐採量は約41百万m³、その内、11.5百万m³が産業用の丸太に、4.4百万m³が木炭、25百万m³が薪に利用されたと推定される。この量は、植林地による木材生産量の20%に相当する。図6にて、2016年の用途別の天然林伐採量を示す。

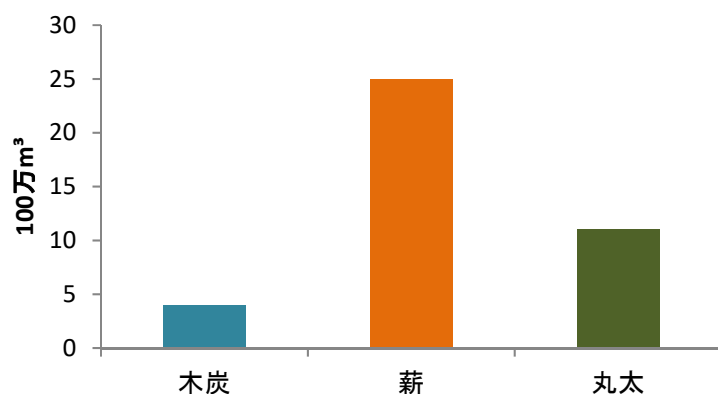


図4 用途別の天然林伐採量 (2016年)
出典：SFB - SNIF (2017)

ブラジルでは、天然林から多様な樹種が伐採される。2016年に市場で取引された主な天然林由来の木材樹種は、マニルカラ／アマゾンジャラ (*Manilkara huberi*)、クピウバ (*Goupia glabra*)、およびジャボチ (*Erisma uncinatum*) であった。表7に、2016年において最も多く取引された天然林20樹種を示す。

表7 ブラジルで取引される主な在来樹種20種 (取引量順、2016年)

樹種 (学名)	俗名	取引量 (m ³)
<i>Manilkara huberi</i>	アマゾンジャラ	343,780
<i>Goupia glabra</i>	クピウバ	264,126
<i>Erisma uncinatum</i>	ジャボチ	203,756
<i>Dinizia excelsa</i>	レッドアンジェリム	176,807
<i>Couratari guianensis</i>	サガリバナ	175,814
<i>Euterpe edulis</i>	アッサイヤシ	162,551
<i>Araucaria angustifolia</i>	ブラジルマツ	150,439
<i>Qualea paraenses</i>	マンディオクイラ	136,496
<i>Qualea albiflora</i>	マンディオクイラ	127,496
<i>Hymenolobium petraeum</i>	アンジェリム	118,939
<i>Hymenaea courbaril</i>	ジャトバ	110,652
<i>Dipteryx odorata</i>	クマル	108,100
<i>Cariniana micranta</i>	ハウガンボク	98,200

<i>Apuleia molaris</i>	ガラッパ	92,848
<i>Astronium lecointei</i>	アロエイラ	91,560
<i>Mezilaurus itauba</i>	イタウベ	91,383
<i>Tabebuia serratifolia</i>	イペ・アマレーロ	88,805
<i>Allantoma lineata</i>	セル	76,749
<i>Apuleia leiocarpa</i>	グラピア	72,771
<i>Caryocar villosum</i>	ペクイア／アイボリー ウッド	62,697

出典：IBAMA（2016）

1. 6. 2 木材の合法的な供給源

ブラジルでの合法的な木材生産は、森林タイプと土地所有を考慮し、5つの伐採許可に区分される（表8）。

表8 ブラジルの合法的な伐採

伐採許可	森林タイプ	土地所有権	概要
持続的森林管理	天然林	私有	択伐
森林コンセッション	天然林	公有	択伐。2006年から開始。公有林において事業者およびコミュニティに対し、木材・非木材林産物を収穫し販売、または観光業を営むライセンスを付与している。
土地利用転換	天然林	私有または公有	土地利用転換は、1) 森林由来の原材料の利用許可（Autorização de Utilização de Matéria-Prima Florestal : AUMPF）と2) ダム開発や道路建設等に伴う伐採（Autorização de Supressão de Vegetação : ASV）がある。IBAMA等の発行する環境ライセンス付与が条件となっている。
植林	人工林	私有	
コミュニティによる森林管理 ⁸	天然林	私有または公有	入植した小規模農家や、伝統的に森林で生活を営む先住民やコミュニティによる森林の持続可能な管理の促進を目的とし、法令第6.874/09号（Law 6.874/09）にて定められる。

⁸ 伝統的なコミュニティからの正確な木材生産量は不明である。世界自然保護基金（World Wildlife Fund : WWF）ブラジル事務所によると、国内生産量の1%未満と推定される（聞き取り調査：2018年9月27日）。

1. 6. 3 木材および木材製品の主要なサプライチェーン

ブラジルでは、天然林の択伐として、公有地の森林コンセッション⁹と私有地の持続的森林管理が実施される。伐採許可証は、ブラジル環境省（Ministério do Meio Ambiente : MMA）の外局であるブラジル環境・再生可能天然資源院（Instituto Brasileiro de Meio Ambiente e Recursos Naturais Renováveis : IBAMA）または、各州の環境局（Secretaria de Estado do Meio Ambiente e Recursos Hídricos : SEMA）が発行する。また天然林から生産される木材には、土地利用転換許可（Autorização de Desmatamento）を通じた皆伐に由来する場合もある。土地利用転換許可は当該州政府のSEMAが発行する。

植林地は、土地の地拵えに始まり、苗畑での実生、植栽、施肥、その他の造林および管理作業が行われる。エスピリット・サント州、ミナスジェライス州、リオ・グランデ・ド・スール州では、新規植林の際に、当該州のSEMAによる植林地開発許可が必要となる。人工林が十分に成長すると伐採され、木材は製材所に運搬され、様々な製材品に加工される。その後、地元市場あるいは国際市場を通じて取引業者あるいは消費者に届けられる。

図 5 にて、天然林と植林地から生産される木材および木材製品の基本的なサプライチェーンモデルを示す。

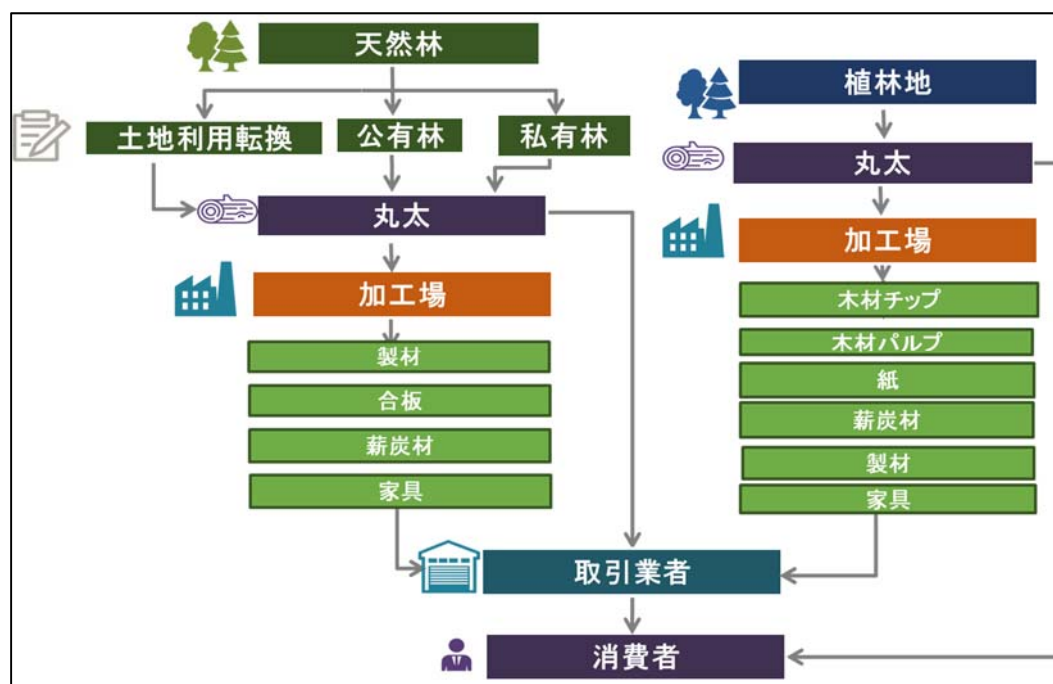


図 5 天然林および人工林の木材および製材品のサプライチェーン

⁹ ブラジル森林局（SFB）によると、2015年、2016年、2017年、2018年の間、100万ヘクタールがコンセッション下に置かれ、80万m³が伐採された。2018年において、森林コンセッションは、2州（パラ州とロンドニア州）における5地域の国有林（アルタミラ（Altamira）、カシウアニャ（Caxiuanã）、ジャクンダ（Jacundá）、ジャマリ（Jamari）、サラカ・タケーラ Saracá-Taquera）で実施されている。

1. 7 貿易

木材産業はブラジルの主要な経済セクターの一つであり、GDPの1.1%（2011年）に貢献する。ブラジル植林木産業連合会（Indústria Brasileira de Árvores：IBA）によれば、ブラジルは、カナダ、アメリカに次いで世界第3位の木材パルプ輸出国、ユーカリ製パルプの最大の生産国である。2016年の同国のパルプの輸出額は55億ドルに達した（図6）。木材パルプ生産に使用される主な樹種はユーカリとマツ類である（パルプ生産の98%を占める）。製紙輸出においてブラジルは世界第20位で、2016年の輸出額は18億ドルであった。ブラジルは日本に対して木材パルプを大量に輸出している（図7）。2016年には1億1,300万ドル相当の木材パルプを日本に輸出した。一方、日本への紙の輸出は非常に少ない（2016年輸入額は116万ドル。世界第51位）。

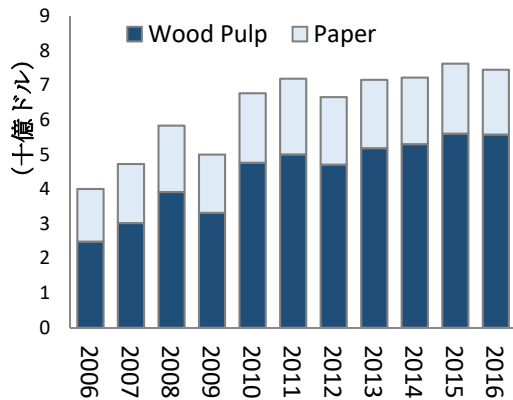


図6 ブラジルの木材パルプおよび紙の輸出額（ドル）（2006年～2016年）

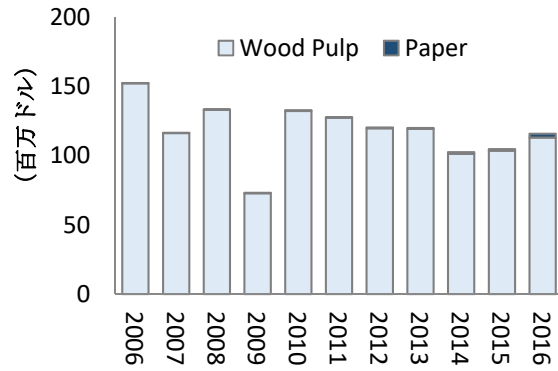


図7 ブラジルの紙および木材パルプの対日本輸出額（ドル）（2006年～2016年）

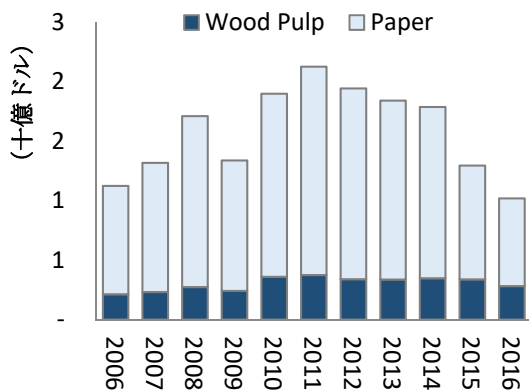


図8 ブラジルの木材パルプおよび紙の輸入額（ドル）（2006年～2016年）

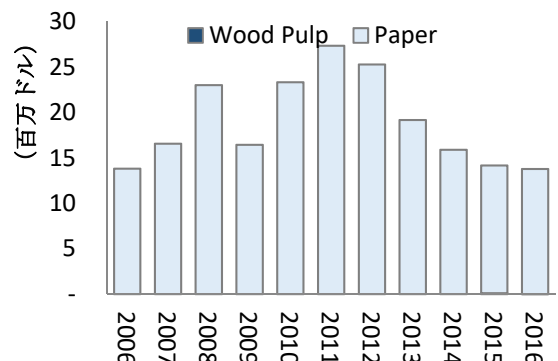


図9 ブラジルの木材パルプおよび紙の対日本輸入額（ドル）（2006年～2016年）

出典：Trademap (2018)

図 10 に、木材および木材製品の主要な輸出相手先を示す。

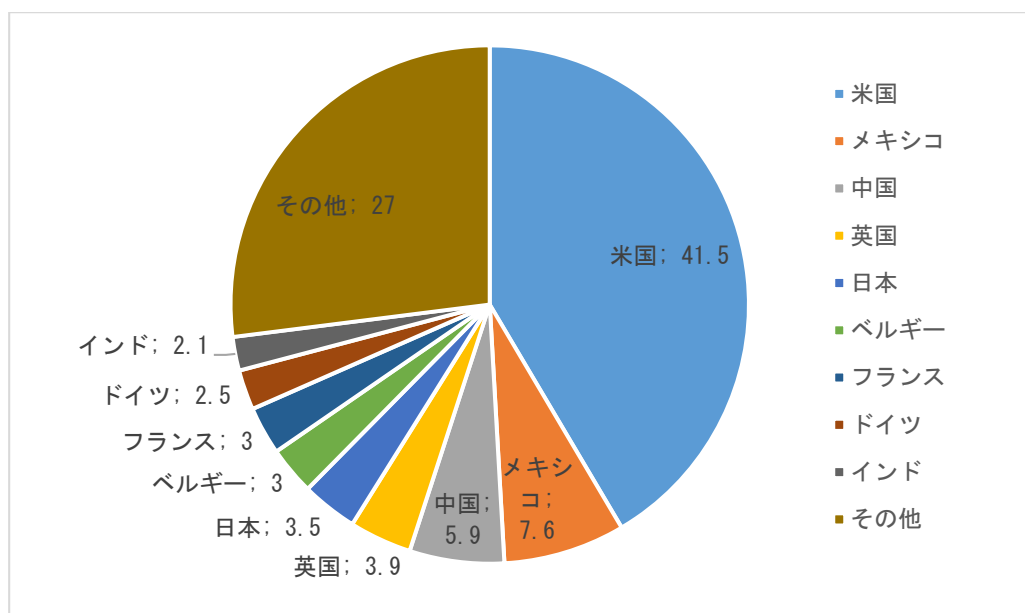


図 10 木材製品輸出相手国（金額ベース、2017 年）:HS コード 44 品目
出典：ITC (2018)

最大の輸出先である米国に対する 2016 年における輸出内訳は、合板（1 億 5,100 万ドル）、建材（2 億 700 万ドル）、製材（1 億 6,300 万ドル）であった。輸出される木材のほとんどがマツ類であるが、製材の対米輸出総額の 8%（1,300 万ドル）が熱帯天然林材であった。

2016 年、メキシコはブラジル輸出先国の内、合板において第 5 位（2,160 万ドル）、製材において第 2 位（7,730 万ドル）であり、熱帯木材の輸入額は 884 千ドルであった。中国は、ブラジル産丸太の輸出先国として第 2 位（550 万ドル）、製材では第 3 位（6,830 万ドル）で、熱帯天然林木材の総輸入額が全体の 6%（430 万ドル）を占めた。

ヨーロッパ連合（European Union：EU）への輸出については、2016 年では、合板の 2 億 1,500 万ドルが輸出最高額で、製材の 7,700 万ドル、建材の 3,000 万ドルが続いた。米国や、イギリスとドイツはブラジル製合板の第 2 位と第 3 位の輸入国である。輸入製材の総額の 48%にあたる 3,600 万ドルは熱帯天然林木材である。

図 11 にて、主要な製品の輸出額の推移を示す。ブラジル木材加工業協会（Associação Brasileira das Indústrias de Madeira Processada：ABIMCI）によると¹⁰、米国リーマンショックの影響による低下の後には、輸出量は全体的には増加してきたものの、木材産業の企業収益は明らかに減少傾向にある。その理由としては、製材産業がエネルギー、輸送、その他の製造にかかるコスト増に直面しているためである。

¹⁰ 聞き取り調査：ブラジル木材加工業協会（Associação Brasileira das Indústrias de Madeira Processada：ABIMCI）Roberto Puppo 氏（2018 年 9 月 25 日）

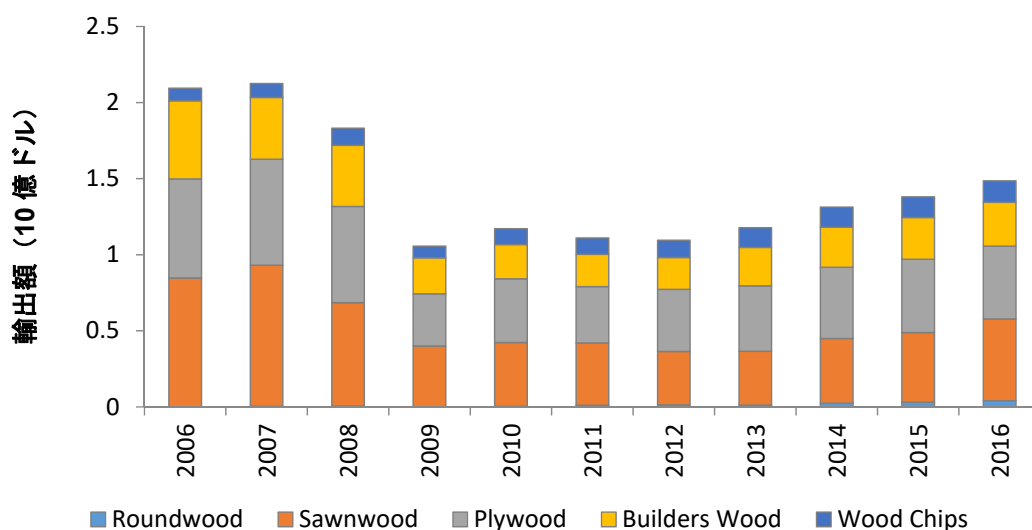


図 11 ブラジルの主要な木材製品の輸出額の傾向 (2006-2016年)
出典: Trademap (2018)

日本は、ブラジルにとって第 5 位の輸出先 (全体の 3.5%) であり、木材チップ (ユーカリとアカシア) の主要な輸出先国である。これは、ブラジルで事業展開している日本企業の子会社の影響が大きい。また、量は少ないものの、日本への天然林木材製品の輸出が行われる。図 12 にブラジルから日本への輸出の推移を示す。



図 12 ブラジルから日本への輸出製材品 (単位: 100万ドル) (2006年~2016年)
出典: Trademap (2018)

また、限られた量ではあるが、ブラジルは近隣諸国のボリビア、パラグアイ、アルゼンチンから丸太を輸入している (図 13)。

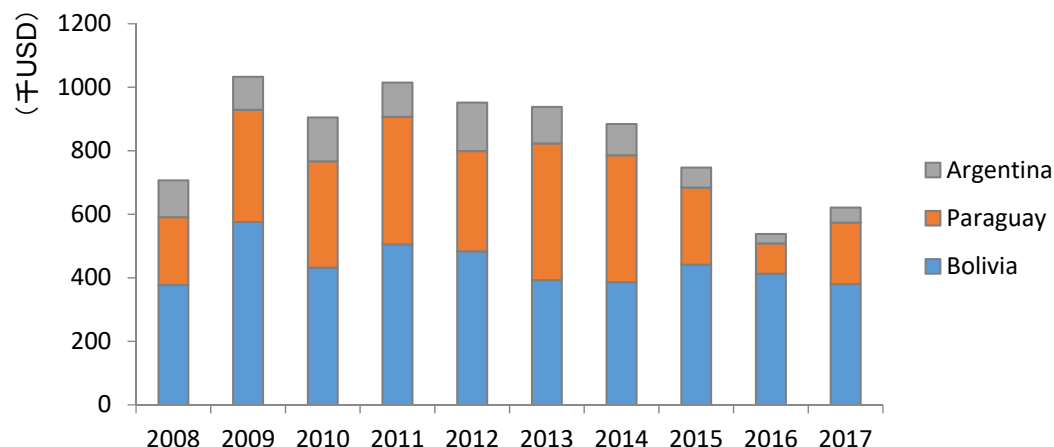


図 13 ブラジルの丸太輸入額 (US ドル) (2006 年～2017 年)
出典: Trademap (2018)

2 木材の伐採・流通に関連する政府機関の概要

ブラジル森林法（法律第 12.651/12 号）（Brazilian Forest Code : Law 12.651/12）によって、森林管理や保全に関する行政機関とその役割が定められている。ブラジルの森林行政は、連邦、州、自治体という 3 つのレベルの行政機関により実施されるが、特に連邦レベルと州レベルの機関が中心的な役割を果たす。

● 連邦レベル

連邦レベルでは、森林行政は環境省（MMA）と同省の下部組織である IBAMA、ブラジル森林局（SFB）、チコ・メンデス生物多様性保全院（Insituto Chico Mendes de Conservação e Biodiversidade : ICMBio）が所管し、法制度を制定、許可の交付を行い、事業を監督する。その他関連機関として、直接森林行政には関わらないものの、国立農地改革院（Instituto Nacional da Colonização e Reforma Agrária : INCRA）や労働雇用省（Ministério do Trabalho : MTE）が、土地権や労働規定の面で大きく関わりを持つ。

● 州レベル

州レベルでは、州政府の SEMA が所管する。州によってその管轄権が及ぶ範囲が異なるが、基本的に州内の規定を定め、森林管理のモニタリングを実施し、許可を付与し、木材・木材製品の検査を行う。

表 9 にて、森林管理、木材加工、流通を管理する連邦および州の政府機関をまとめる。

表 9 主な政府機関とその役割

機関	行政レベル	主な役割と責任
ブラジル 森林局 (SFB)	連邦	国有林における持続可能な森林の利用と促進、森林生態系サービスの保全、経済に関する戦略的森林政策の策定、コンセッションの管理等
ブラジル 環境・再生可能天然資源院 (IBAMA)	連邦	森林のライセンス付与および環境行政、森林モニタリング、天然林からの木材生産と輸送の管理
チコ・メンデス生物多様性保全院 (ICMBio)	連邦	保護区の提案、施行、管理、保全、検査、モニタリング等を実施。
州環境局 (SEMA)	州	州における環境行政全般。伐採許可、木材及び木材製品の輸送許可、木材加工場のライセンス発行、検査等

3 森林管理と伐採に関連する法制度

3. 1 森林資源採取関連の法規制

ブラジル森林法（法律第 12.651/12 号）第 21 条は、天然林の利用権について規定している。天然林由来の木材は、土地利用転換に基づく木材もあるが、多くは、私有地の天然林択伐である持続可能森林管理計画（PMFS）と公有林における森林コンセッションを通じて生産される。植林地に関する規制は緩和傾向にあり、州によって事前許可の有無等、制度が異なっている。表 10 にて、森林資源へのアクセスと管理、伐採許可、その他の関連法令を示す。

表 10 森林資源へのアクセス、管理、許可の発行に関する法令

法令	施行年	内容
法律第 12.651 号 (Law 12.651)	2012	主に在来植生の保全、除去、伐採に関する指針を定める
法律第 12.187 号 (Law 12.187)	2009	気候変動国家計画（PNMC）を定め、気候変動緩和を目的とした森林管理と保全について規定する
法律第 11.284 号 (Law 11.284)	2006	持続可能な生産を目的とした公有林の管理と運営に関する原則を定める
法律第 6.938 号 (Law 6.938)	1981	国家環境政策の目的、策定と実施メカニズム、その他の事柄を規定する
政令第 8.375 号 (Decree 8.375)	2014	主に植林地に関する制度について定める
政令第 6.063 号 (Decree 6.063)	2007	公有林管理に関する法律第 11.284 号（Law 11.284）の実施等を規定する

環境省規範第 05 号 (Normative Instruction MMA 05)	2006	持続可能な森林管理計画 (PMFS) の作成、提出、実施、技術評価にかかる技術手順を規定するほか、リーガル・アマゾンの相続等について規定する
--	------	--

3. 2 森林資源の利用権

3. 2. 1 森林資源利用に関する権利

ブラジルでは、法律で認められた森林の伐採は 5 つに分類されている (表 8)。天然林の伐採は、公有林における森林コンセッションと私有地が主流である：

- 公有地における森林コンセッションによる天然林択伐

森林コンセッションは、当該政府機関が作成する森林コンセッション 年次計画 (Plano Annual de Outorga Florestal : PAOF) が基本となり、年次毎に付与する森林コンセッションの規模 (ヘクタール) 等を規定する。PAOF は、ブラジルの公有林管理政策における公平性を確保するために、地域コミュニティ組織や中小規模事業者に対する森林コンセッションライセンスに関する基準を設けている。一方で、Ramos et al. (2015) の報告によると、技術や管理能力の課題から、コミュニティや中小規模事業者がコンセッションライセンスを獲得した実績がないことが指摘される。

コンセッションライセンスの期間は伐期によって異なるが通常 30 年 (最長で 40 年) である。連邦レベルでは、PAOF はブラジル森林局 (SFB) が作成・提案し、環境省 (MMA) が承認する。州レベルでは、PAOF は通常、州政府環境局 (SEMA) が作成する。なお、PAOF の策定においては、アマゾン地域の森林減少防止および管理のための行動計画 (Plan of Action for the Prevention and Control of Deforestation in the Amazon : PPCDA) やリーガル・アマゾンの環境と開発に関する政策やプログラムが考慮される。

森林コンセッションライセンスを得るには法律第 11.284/06 号 (Law 11.284/06) にて定められた要件を満たす必要がある。コンセッションライセンスは、提出する技術・財務プロポーザルにおいて最高評価を獲得し、環境への影響が最小かつ社会への直接的な便益が最大であること、効率性にも優れ、コンセッション地域における林産物や森林サービスに付加価値をつける事業者¹¹に対して付与する。

- 私有林における天然林択伐。

私有地での天然林伐採には、伐採業者は土地権利証書あるいは土地貸与契約書を所有していなければならない。私有地の所有は、公証人によって有効性が確認された土地所有権に基づき、法律第 4.504/64 号 (Law 4.504/64) が農村地域の土地所有と森林資源の管理に関する権利や義務を規定している。土地所有権は、IBAMA による森林管理計画の承認が必要となる。同法律は、契約 (農村地域の土地貸与、パート

¹¹ 法律第 11,284/06 第 19 条 (Article 19, § 1º of Law 11.284/06) により、ブラジルに本部のある企業のみが森林コンセッション ライセンスの付与対象である。

ナーシップ)を通じて土地を第三者に移譲する権利を認めている。第3者への移譲は、天然林と植林地の管理、伐採においてよく行われる。

3.3 森林の管理、伐採と木材の輸送

3.3.1 森林管理計画と伐採許可

ブラジルにおける伐採に関する法的要件はブラジル森林法(法律第12.651/12号)、森林コンセッションは法律第11.284/06号(Law 11.284/06)、および関連規則によって定められている。

前述の通り、ブラジルでは、天然林伐採(択伐)は公有林(森林コンセッション)または私有地で行われる。伐採許可取得プロセスは公有地または私有地により異なるが、いずれの場合においても、長期的な持続的森林管理計画(PMFS)と年間事業計画(Plano Operacional Annual: POA)の提出と承認、政府機関が発行する伐採許可を受ける必要がある。POAには、森林インベントリ¹²の作成が必要となる。承認されたPOAに基づき、当該地域の1年間の伐採許可量が示された伐採許可(Autorização de Exploração Floresta: AUTEX または Autorização para Exploração Florestal: AUTEF)(付属資料2と3)¹³が発行される。連邦政府が管理する公有林に対する伐採許可はIBAMA、州有林と私有林の場合は当該州の環境局(SEMA)が発行する。伐採許可(AUTEXとAUTEF)は、POAに基づき樹種別の伐採許可量を記している。各州は、森林管理計画の許可について独自の手続きを定める権利を有しており、州政府が個別の規則を検討することがある。図14にて天然林伐採の際に必要な文書を概説する。



図14 天然林における伐採に必要な文書および許可証

出典: IBAMA (2018)

天然林の皆伐に関しては、SEMAが申請に応じて、土地利用転換許可または植生除去許可(Autorização de Supressão Vegetal: ASV)を発行する。これら2種類の許可には、

¹² POAの対象区画における伐採予定全樹木の調査(樹種名、胸高直径、樹高、位置情報)

¹³ AUTEFはマトグロソ州とパラ州で発行される使用される許可証。その他の州ではAUTEXが発行される

当該地域の伐採対象とする樹木の基本調査と伐採量調査（樹木毎の位置情報は必要としない）を実施する必要がある。

植林地については、森林法（法律第 12.651/12 号）第 VII 章の規定に基づき、管轄当局（当該地域の州環境局）に対し、山林毎に新規植林の際には許認可が必要となる。植林地の伐採には、山林区毎に、伐採届（Requerimento de Colheita e Comercialização de Florestas Plantadas）（付属資料 4）を州政府に提出する必要がある。州によってルールが異なり、ミナスジェライス州では伐採開始前に許可取得が必要であるが、伐採後 1 年以内に届けを提出すればよい州もある。なお、ナンヨウスギやマホガニーといった樹種に対しては植林であっても伐採許可が求められる。

3. 3. 2 森林管理計画と年間事業計画に関する合法性リスク

ブラジルでは、コンセッションのプロセス（入札公示からライセンスの付与、監査に至るまでの全工程）においては透明性が高い。また、コンセッションを監督するブラジル森林局（SFB）は、コンセッションの運営とモニタリングの報告書をウェブ上で公開している。

違法性リスクは主に、不正確または、虚偽に作成された森林インベントリ（実際の伐採量よりも多くの量を示す）と、禁止されている樹種の採取、伐採許可のない地域における伐採、法律で定められた伐採可能な木の最小直径よりも小さい木の伐採が挙げられる（Brancalion et al., 2018）。特に、IBAMA は、違法に伐採された木材が入り込む余地としてインベントリの情報（特に樹高）を問題視している¹⁴。後述する SINAFLOR（オンラインシステム）では、伐採後の丸太のバーコード管理と長さを登録することで、実際に伐採された量を把握できようしている。

3. 3. 3 木材生産と輸送に関する政府の管理

天然林からの木材生産は、IBAMA の管理する電子ツールである森林原産証明書（Documento de Origem Florestal : DOF）システムによって管理され、生産量も推定される。DOF システムは、森林原産証明書（DOF）と呼ばれる丸太と木材 1 次加工品の輸送許可証を発行し、天然林からの木材生産、加工、取引をモニタリング・管理する。なお、IBAMA は CAR や伐採許可、DOF といった異なる許認可や管理制度を統合してオンライン管理する国家森林原産地証明システム（Sistema Nacional de Controle de Origem de Produtos Florestais : SINAFLOR）の開発を行い、試験的に導入を開始した。

● DOF（Documento de Origem Florestal）システム
伐採業者または加工業者は、DOF システムを通じて丸太または一次加工木材製品の輸送に必要な DOF を入手する（付属資料 5）。丸太輸送に添付される DOF は、伐採許可に記載される伐採許可量に基づき発行される。加工木材製品に添付される DOF は、加工場に搬送される丸太の量と歩留まり率から算定された量に対して発行される。なお、パラ州とマトグロッソ州では、丸太輸送に必要な文書は GF1（Guia Florestal 1）（付属資料 6）、加工場からは輸送される木材製品に対しては GF3（Guia Florestal 3）（付属資料 7）と呼ばれる文書が使われる。

¹⁴ 聞き取り調査：IBAMA（2018 年 9 月 26 日）

DOF は、土地利用転換許可、植生除去許可（ASV）に由来する木材の搬送に対しても発行される。植林地には DOF システムは適用されない。ブラジル政府の 2017 年 11 月時点の報告によると、年間約 70 万の DOF が発行された¹⁵。

- 国家森林原産地証明システム（Sistema Nacional de Controle de Origem de Produtos Florestais : SINAFLOR）

IBAMA が管理する本システムは、CAR や POA、DOF 等の既存のデータベースと認可システムを統合管理するオンラインシステムであり、木材、木炭、その他の林産物のサプライチェーン（伐採、輸送、加工、販売）をオンライン上で統合管理することを目的としている。登録した事業者は与えられたコードでログインし、DOF 等の申請を行う。SINAFLOR は 2012 年に定まった法律第 12.651/12 号（Law 12.651/12）第 35 条および第 36 条に準じた規範第 21/14 号（Normative Instruction Nº 21/14）に従って開発され、森林管理計画（私有地および公有地）、土地利用転換、ASV による天然林伐採許可を対象とする。一方で、人工的に植栽された樹木（在来種および外来種）は SINAFLOR の対象外である。

2017 年から試験的に運用が開始され、IBAMA（2018）によると 21 州が SINAFLOR 運用に向けた準備を完了し、バイア州、エスプリトサント州、サンパウロ州、サンタカタリーナ州では、トレーニングから実施に向けた移行期である。IBAMA は 2018 年 5 月に完全運営を目指していたが、その予定は遅れている。このように同システムが未稼働の州では、森林管理事業は DOF システム下で管理される。

- SISFLORA（Sistema de Comercialização e Transporte de Produtos Florestais）
SISFLORA は、パラ州とマトグロッソ州において適用される SINAFLOR と同じ機能を持つ州政府が管理する独立したシステムである。SINAFLOR と同様に、SISFLORA は、森林管理計画（私有地および公有地）、土地利用転換、ASV による伐採許可を対象としている。SISFLORA を運用する両州は、ブラジル国内で生産される熱帯木材の 70% 以上を供給しており、2016 年には、2 州の SFMP（私有林と公有林）からの材木生産量は 18,073,603 m³であった（IBAMA, 2018）。

すべての州は、各州環境局が管理する許可制度を SINAFLOR に統合する、または報告することが義務付けられるが、パラ州とマトグロッソ州のシステムの統合は遅れている。なお、マトグロッソ州では、2019 年 2 月時点で SISFLORA version 2 の開発・テスト期間に移行しており、この新しいバージョンでは木材製品輸送証（GF3）の発行には、伐採許可（AUTEX）の情報が必要となる¹⁶。つまり、GF3 の情報からその木材製品の由来となった伐採許可（森林）を特定することが可能となる。

3. 3. 4 木材生産と輸送に関する合法性リスク

ブラジルでは過去に伐採許可量や輸送許可量の違法な取引（「クレジット販売」）が指摘された（Wellesley, 2014）。インベントリの虚偽情報や、実際の伐採量を少なくする

¹⁵ <http://londres.itamaraty.gov.br/en-us/sinaflor.xml>

¹⁶ 聞き取り調査：CIMPEM（2019 年 2 月 25 日）

ことにより、伐採許可証（AUTEXまたはAUTF）、丸太の輸送証（DOFまたはGF1）、木材製品の輸送証（DOF または GF3）で許可されている量の一部が違法に売買され、許可を受けていない森林から伐採された丸太が書類上で合法化される問題が挙げられる。

3. 4 環境配慮に関する要件

3. 4. 1 法律上の環境配慮要件

前述したように（セクション 1.4）、私有地では、所有面積に対して一定の割合で在来植生を保全することが求められる。この制度は「法定保全林」と呼ばれ、植生を保全し、経済活動を目的とした自然資源の利用に持続可能性を担保する役割を果たす。

政令第 1.282/94 号（Decree 1.282/94）によって、アマゾン地域では 2,000 ヘクタールを超える森林管理計画には環境影響評価の実施と環境影響報告書の提出が必要であった。しかしながら、政令第 5.975/06 号（Decree 5.975/06）第 4 条により、承認された森林管理計画によって環境に関する配慮、要件は満たされることとなり、環境影響評価の実施と環境影響報告は要件ではなくなった。

3. 4. 2 ワシントン条約（CITES）付属書で指定されたブラジルの樹種

ブラジルには、ワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora : CITES）によって保護対象とされる樹種の保全、利用、および取引を規制する法令が多くある。特に、政令第 3.607/00 号（Decree 3.607/00）は、CITES 付属書に記載されている樹種の輸出入の手順について定める。CITES 付属書に記載されている樹種の輸出には、CITES 管理当局である IBAMA が発行する CITES 輸出許可書（付属資料 8）が必要である¹⁷。この CITES 輸出許可書は、科学当局（環境省と IBAMA の複数の機関と ICMBio）による「当該輸出が当該樹種の種の存続を脅かすものでない」旨の報告に基づき発給される。

商業価値が高く CITES の規制対象となっているブラジル産の主な樹種は、付属書 II に掲載されているオオバマホガニー（*Swietenia macrophylla*）と、付属書 III に掲載されているスパニッシュシーダー（セドロ）（*Cedrela odorata*）である。両樹種はアマゾン地域に分布している。表 11 にてブラジルの CITES 付属書に記載されている主な樹種をまとめる。

表 11 CITES 規制対象の樹種一覧

付属書	樹種	俗名
付属書 III	<i>Cedrela fissilis</i>	セドロ（Cedro rosa）
付属書 III	<i>Cedrela lilloi</i>	セドロ（Cedrinho）
付属書 III	<i>Cedrela odorata</i>	スパニッシュシーダー（セドロ）

¹⁷ ブラジルの CITES に関するホームページ

<https://www.cites.org/eng/cms/index.php/component/cp/country/BR>

附属書 II	<i>Swietenia macrophylla</i>	オオバマホガニー
附属書 II	<i>Caesalpinia echinata</i>	ブラジルボク（ブラジルウッド）
附属書 II	<i>Aniba rosaeodora</i>	ローズウッド
附属書 I	<i>Dalbergia nigra</i>	ブラジリアンローズウッド（ジャカラランダ）

出典：CITES（2018）

IBAMAはCITESの輸出入許可¹⁸を管理するオンラインシステムを設けており、個人あるいは企業が輸出あるいは輸入を行う場合には登録する必要がある。IBAMAはCITES附属書に記載されている樹種の商業目的の利用申請をすべて審査する。

3. 5 森林管理・伐採における雇用と安全

3. 5. 1 雇用と安全に関する法令

1988年に改正されたブラジル連邦憲法（第7条）は、労働について規定しており、都市および農村の労働者の権利を確立させ、社会的立場の改善を目指している。労働組合、団体交渉、公共部門・民間部門を問わずストライキの権利を合法化し、労働時間、有給休暇、未成年・女子の労働、その他の事項を定めている。また、ブラジルの労働に関連する具体的制度は、労働法（Labor Law）、政令第 5.452/1943号（Decree Law 5.452/1943）および補足規則によって規定され、事業主はすべての労働者を登録しなければならないと定めている。また、ブラジル国民が労働権を得るには、労働手帳（Carteira de Trabalho e Previdência Social：CTPS）と呼ばれる雇用条件を記載した労働・社会保障証の交付を受けなければならない。

労働雇用省（Ministério do Trabalho e Previdência Social: MTPS）は労働者の健康および安全について監督を行い、規則（Regulating Norms：NR）を定める。林業セクターに直接関連する規則として、主に農業、林業、その他森林利用における労働に係る安全と健康について定めたMTE NR 31が挙げられる。

3. 5. 2 雇用と安全に関するリスク

一般的に、ブラジルの森林事業労働者の教育レベルは低く、憲法や労働法に保障された自身の権利を把握していない場合が多い。全般的な状況はここ数年で改善したものの、労働者が奴隷に近い労働環境におかれる場合¹⁹や、児童労働また性差別といったリスクは未だに残っている。ブラジルは、世界正義プロジェクト（World Justice Project）²⁰が

¹⁸ <https://www.ibama.gov.br/licencas-servicos/fauna/licenca-de-importacao-exportacao-de-fauna-cites-e-nao-cites>

¹⁹ ブラジル刑法（Código Penal brasileiro）第 149 条は、奴隷に類似する労働を「強制労働あるいは超過勤務時間を課す、人格を傷つけるような労働条件に従わせる、雇用者からの借金を理由に離職を無理やり制限するといった行為による奴隷のような状況に人を置くこと」と定義している。

²⁰ <https://worldjusticeproject.org/>

実施する法の支配指数（Rule of Law Index）の「基本的人権（労働者の権利を含む）」項目において 113 カ国中 59 位であった。

労働雇用省は、労働者の権利に関して違反した企業を一覧にした「ブラックリスト」を作成、公開している。2017 年に更新された一覧に掲載されている企業（130 社）の内、農業関連企業（31%）、畜産業者（25%）、および伐採業者（8%）であった²¹。

3. 6 森林管理・伐採における社会的配慮

3. 6. 1 先住民族と伝統的コミュニティ

ブラジルの法令では、天然資源利用に関する先住民と伝統的コミュニティの権利の保護が大きく掲げられている。伝統的な生活様式で暮らす人々とコミュニティの持続可能な開発のための国家政策（National Policy for Sustainable Development of Traditional Peoples and Communities）（政令第 6.040/07（Decree 6.040/07））²²は、伝統的な人々やコミュニティの社会環境面および文化面における多様性を尊重することを定め、そのような人々が自身の文化・経済活動のために伝統的に利用してきた天然資源へのアクセスを保証している。また、法律第 6.001/73 号（Law 6.001/73）「先住民に関する法律（Estatuto do Índio）」を通じ、天然資源に関する先住民族と伝統的コミュニティが有する権利を保護している。

ブラジル環境省によると、ブラジルの伝統的な人々およびコミュニティとして、先住民、キロンボ（脱走した奴隷によって形成された集落）、セリングエイロ（Seringueiros、天然ゴム採取住民）、カスタンニャ（Castanheiros、くるみ採集住民）が挙げられる。

パルマレス文化財団（Fundação Cultural Palmares）は、ブラジル 23 州において 2,400 以上のキロンボのコミュニティを特定している。連邦政府機関である国立先住民保護財団（Fundação Nacional do Índio : FUNAI）は、全国で 566 の伝統的な先住民居住地域の境界を確定し、地図上で示した。現在 FUNAI による調査段階にあるか、または先住民を保護する目的で、第三者による利用、立ち入り、通過に制限を設けた地域はさらに 135 ある。FUNAI によると、ブラジルにおける先住民の所有する土地面積は 1 億 1,000 万ヘクタール以上であると推定される²³。

政令第 419/11 号（Decree 419/11）は、先住民またはキロンボの所有する土地の付近で活動する場合、環境ライセンスを IBAMA に申請しなければならないと定めている。

²¹ 奴隷同然の労働環境を強いていると指定された企業一覧：

http://trabalho.gov.br/images/Documentos/cadastro_empregadores_2017.pdf

²² 政令第 6.040/07 号（Decree 6.040/07）第 3 条は、伝統的な人々およびコミュニティを「自らを文化的に区別し、独自の社会組織を持ち、その文化、社会、宗教、祖先、経済活動の基盤として、伝統的な知識、工夫、行動を通じて土地と天然資源を所有、利用するグループ」と定義する。同政令にて、伝統的な土地は、「恒久的あるいは一時的に使用される、伝統的な人々およびコミュニティの文化的・社会的・経済的活動に必要な空間」と定義されている。

²³ <http://www.funai.gov.br/index.php/indios-no-brasil/terras-indigenas>

IBAMA は、関係する地域コミュニティに対してコンサルテーションを実施し、必要に応じて環境影響評価の実施と環境影響報告²⁴を実施する。

先住民と伝統的コミュニティに対する配慮は、コンセッション制度において特に詳細に定められる。法律第 11.284/06 号 (Law 11.284/06) 第 2 条は、森林コンセッションの原則として、地元住民による公有林へのアクセス権と森林から得られる便益に対する権利を尊重することを定めており、ブラジル森林局 (SFB) がコンセッションの計画を策定する際 (セクション 3.2.1 参照) には、先住民や伝統的なコミュニティの所有する地域は除外される²⁵。また、森林コンセッション区域で地元住民が習慣的に利用している林産物があれば、それを採集する権利は引き続き認められる。コンセッション事業者は、地元住民が採集活動を継続できるよう、住民による当該区域への立ち入りを保証しなければならない。一方、住民側は、当該地域へのアクセスに関する規則に従う必要がある。コンセッション契約には、地元住民が利用する林産物が特定されており、事業者の伐採対象外とされるか、または利用が制限されている。

3. 7 政府機関による森林管理のモニタリング制度

森林コンセッション制度を所管するブラジル森林局 (SFB) は、森林の持続可能性を保証し、社会・経済・環境面の便益が生じるよう、コンセッション事業者の作成した計画と契約で義務付けられた活動をモニタリングする。政令第 6.063/07 号 (Decree 6.063/07) によってコンセッションのモニタリングが規定されており、その結果はブラジル森林局が毎年発行する公有林管理報告書 (Public Forest Management Reports) にて公表される²⁶。

さらに、ブラジル森林局は、生産・流通・加工過程の管理システム (Chain of Custody System : CSS) の他、LIDAR と Detex を活用したリモートセンシング、独立した第 3 者監査の 3 種類の手法を通じて森林コンセッションのモニタリングを実施している。

● 生産・流通・加工過程の管理システム (Chain of Custody System : CSS)

ブラジル森林局は、2015 年に CSS を開発し、コンセッションの伐採から加工、販売までの工程の管理を行っている。CSS は、以下の作業によって伐採、丸太搬送、一次加工工までを以下のオンラインシステムを用いて追跡、管理する：

- すべての伐採予定樹木の位置情報の記録と登録
- 伐採の記録と登録
- 丸太が加工業者に輸送される際の登録 (DOF には QR コードが付される)
- 丸太が加工され、梱包された木材製品毎に CSS は QR コードを付す。

²⁴ 環境影響評価の実施と環境影響報告は、専門家協会 (CREA) に登録済された専門家が作成する。林業の場合は一般的に登録された森林技師が作成する。

²⁵ 聞き取り調査：SFB (2018 年 9 月 27 日)

²⁶ ブラジル森林局 (SFB) によるコンセッションの報告ウェブページ
<http://www.florestal.gov.br/monitoramento>

QRコードを入力すると、CSSは自動的に該当する樹木の由来を特定し、樹木の地理的座標が示された地図を作成し、当該原木の全体に渡る追跡が可能となっている。

コンセッション事業者は CCS データベースに森林管理計画開始時点からの全活動を入力する。これにより、ブラジル森林局は森林コンセッションからの生産ならびに輸送を管理することができる。

- リモートセンシング（LIDARとDETEX）を使ったコンセッションのモニタリング

森林コンセッションのモニタリングでは、リモートセンシング²⁷が活用されている。ブラジル森林局は、森林開発発見システム（Detection System for Selective Exploitation、DETEX）とライダー（Light Detection and Ranging Mapping、LIDAR）を用いて森林モニタリングを実施し、違法な森林伐採等の把握に努める。

- 第三者による森林監査

法律 11.284/06号（Law 11.284/06）は、森林コンセッションは最大3年ごとに独立森林監査を受ける必要があり、これは環境当局およびブラジル森林局の査察業務を侵害するものではないと定義している。監査は、国家度量衡・規格・工業品質院（Instituto Nacional de Metrologia, Qualidade e Tecnologia : INMETRO）による認可を受けブラジル森林局が認証する団体によって実施される必要がある。監査団体は、コンセッション契約にて合意された活動と定められた経済・社会・環境義務の実施状況を評価・判定する。

私有地の森林管理については、基本的に州環境局がモニタリングと検査を実施する。マトグロッソ州では、伐採期間中と伐採後それぞれの段階で現場検査が行われる。さらに、州環境局はランドサットを用いた森林モニタリングを実施している。しかしながら、州環境局のモニタリング能力は州によって異なり、土地所有権や先住民および伝統的コミュニティの分布状況も異なる。

4 輸送と加工に関する法令

4.1 木材および木材製品の輸送と加工に関する法令

表 12 に、木材および木材製品の輸送と加工に関連する法令を示す。

表 12 木材および製材品の輸送と加工について規定する法規制

法規制	制定年・施行年	内容
政令第 6.759 号	2009	税関業務と貿易の管理と課税

²⁷ 森林コンセッション地域のモニタリングについての詳細は次を参照：
<http://www.florestal.gov.br/monitoramento>

IBAMA 規範第 21 号	2013	製材品の輸出入に関連する DOF の規則
IBAMA 規範第 15 号	2011	天然林あるいは人工林で採取された在来樹種由来の製材品および副次的生産物の輸出にかかる手順を定める
環境省令第 253 号	2006	ブラジル領内の木材および製材品の輸送にかかる DOF を定める
SINIEF 細則 07 号	- 2005 - 2009	国家経済会計情報システムの設立および国内の各販売活動に対する公文書である電子インボイスおよび DANFE (Documento Auxiliar da Nota Fiscal Eletrônica : 電子税務出荷伝票) を定める

4. 2 木材および製材品の輸送

4. 2. 1 木材および木材製品の輸送に必要な書類

ブラジルにおいて木材および木材製品の輸送に必要な書類は以下の通りである：

- 売買証書 (Nota Fiscal)

売買証書とはインボイスを示し、ものの売買やサービス遂行に対するあらゆる金銭取引の証明である。売買証書は課税にも役立てられる。売買証書を使用しなかったり求めなかったりすると脱税と見なされる。現在、大半の企業は電子売買証書を使用しており、製品とともに DANFE (Documento Auxiliar da Nota Fiscal Eletrônica : 電子税務出荷伝票) と呼ばれる書面が送られる。DANFE には電子売買証書と同様の情報が記載されている。DANFE は、国内において輸送される天然林および人工林の両方に由来する木材と木材製品に適用される。

- DOF (Documento de Origem Florestal)

DOF (付属資料 5) は、IBAMA が 2013 年に規範第 21 号 (Normative Instruction 21) に従って設けた文書で、天然林に由来する木材と木材製品に適用される。DOF には、伐採許可の種類 (森林管理計画、土地利用転換、ASV)、木材種、量、事業者名、住所、予定輸送経路、森林管理計画承認番号などが明記される。DOF は IBAMA あるいは SEMA が発行する。また、輸送経路において常に木材と木材製品に付随しなければならず、当局に提示や確認を求められることがある。

天然林由来の木材生産の主要な州であるパラ州とマトグロッソ州では、木材および木材製品の輸送に必要な書類が他の州とは異なる。これら州では、法律第 233/05 号 (Law 233/05) 第 40 条に基づき、GF を伐採または加工場から最終搬送地までの輸送に必要な文書として設けている。丸太の輸送には GF1 (付属資料 6)、木材製品の輸送には GF3 (付属資料 7) と称される輸送許可証が使用される。また、GF3 は、当該木材製品の輸送が輸出目的かどうか示す欄があり、輸出の際には、港までの携帯が義務付けられる。その場合、GF3 には輸入者名と輸送先の国名が記載される必要がある。GF1 と GF3 とともに当該州の SEMA が発行する。

DOF および GF はシステムに登録した事業者がオンライン上で手続きして発行する。これら文書は、道路に設置された検問所で提示が求められる。

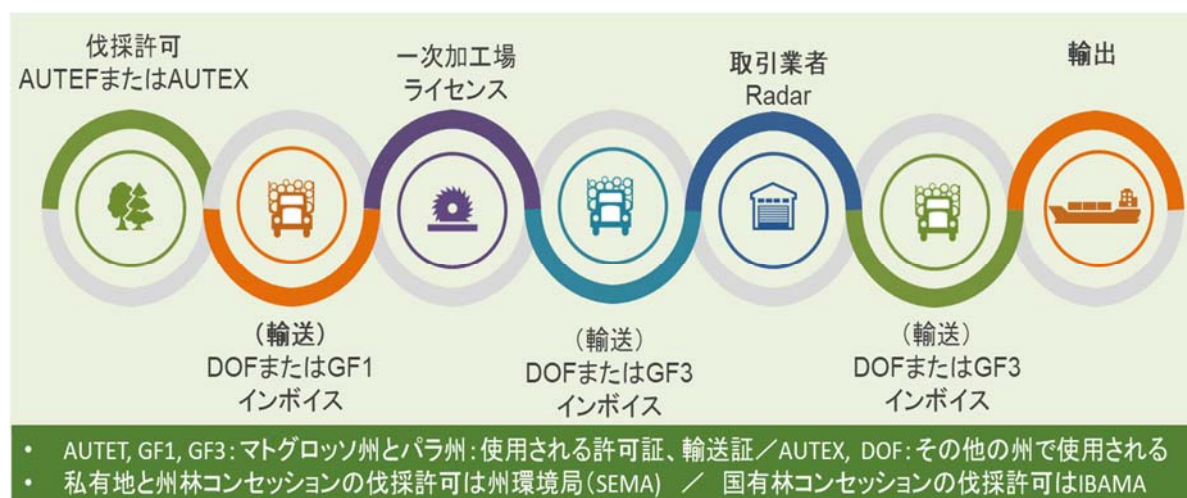


図 15 木材および木材製品の輸送に必要な書類

4. 3 木材の加工

4. 3. 1 木材の加工に関する法制度

木材加工場を設置、運営するためには、事業者は州政府から許可を取得しなければならない。法律第 592/17 号 (Law 592/17) 第 31 条により、以下の 3 種類の許可が規定される (付属資料 9) :

- 事前許可：事前許可は、計画作成に必要となる。設立場所と設計を承認し、設立の条件を満たしていること証明する
- 設置許可：設置許可は、承認済みの計画、プログラム、プロジェクトに含まれる仕様書に則った設置を許可するものである。環境管理措置やその他の制約もここに含まれる
- 運営許可：運営許可は、事前許可および設置許可が取得確認された後に当該加工場の運営を許可するものである。運営上の環境管理措置ならびに条件が決定される。

木材加工事業者はすべて DOF システムに登録しなければならない (パラ州およびマトグロッソ州では SISFLORA に登録)。加工場から生産される製材等の製品の輸送に必要な DOF や GF3 の発行をい DOF (または SISFLORA) システムを通じて行う。

さらに、業種にかかわらず事業者はすべてアルバーラ免許 (Alvara License) を取得し、SEMA への登録を済ませなければならない。アルバーラ免許は当該市役所が交付し、あらゆる形態の企業、機関、協会の他、個人または法人による商業、産業、農業、サービス業者の所在地と業務内容を承認するものである。

4. 3. 2 木材加工施設関連のリスク

木材加工事業者は、毎日 DOF または SISFLORA システム上で搬入される丸太情報（樹種、量等）と生産される木材製品情報（製品タイプ、樹種、量等）を報告することになっている。しかしながら、この記録は加工場の運営状況と能力にも左右され、必ずしも遵守されてはいない²⁸。

加工場は、DOF あるいは SISFLORA システムに記録した搬送された丸太量よりも多い量の製品を取り扱うことはできない。州環境局は、加工場の査察を行うが、その際には、実際に取り扱われる木材製材品量が DOF あるいは SISFLORA 上の申告量と一致しなければ、罰金が科せられる。

しかしながら、ブラジル森林局（SFB）の報告によると、リーガル・アマゾン地域の製材業に対する検査は必ずしも適切に行われていないことが指摘される。木材の原産地、許可証の更新、および業務許可証明に関する検査が厳格ではなく、定期的なチェックも実施されていない（SFB, 2014）。同報告書は、さらに製材所に対する現行の許可付与体制は、州ごとに規則が異なり透明性に乏しく、効果的な違法木材取り締まりに十分とは言えないと指摘している²⁹。

5 貿易

5. 1 関税法

ブラジルでは、製品の国際取引は、政令第 660/92 号（Decree 660/92）によって開発された貿易統合システム（Sistema Integrado de Comércio Exterior : SISCOMEX）によって管理されている。シスコメックスは、産業貿易サービス省（Ministério da Indústria, Comércio Exterior e Serviços : MDIC）貿易局（Secretaria de Comércio Exterior : SECEX）、連邦収税局（Receita Federal do Brasil : RFB）、ブラジル中央銀行（Banco Central do Brasil : BACEN）が実施する国際的取引の登録、モニタリング、管理を統合する電子オンラインシステムである。

輸出入業者の承認手順を設ける規範第 650/06 号（Normative Instruction 650/06）により、シスコメックスにアクセスするには連邦収税局への登録（Ambiente de Registro e Rastreamento de Atuação dos Intervenientes Aduaneiros : RADAR）が必要である。また、輸出業者は貿易局³⁰が管理する輸出入業者登録（Registro do Exportadores e Importadores : REI）に登録される。この登録はシスコメックスを通じた初回の輸出業務の時点で行われる。図 16 に、木材および製材品の輸出過程を示す。

²⁸ 聞き取り調査： CIPEM（2018 年 9 月 28 日）

²⁹ <http://www.florestal.gov.br/ultimas-noticias/680-artigo-madeira-da-amazonia-um-novo-foco-no-combate-a-ilegalidade>

³⁰ 貿易局（Secretaria de Comércio Exterior : SECEX）は貿易活動に関する規制、監督、指針策定、計画、管理、評価を行う。

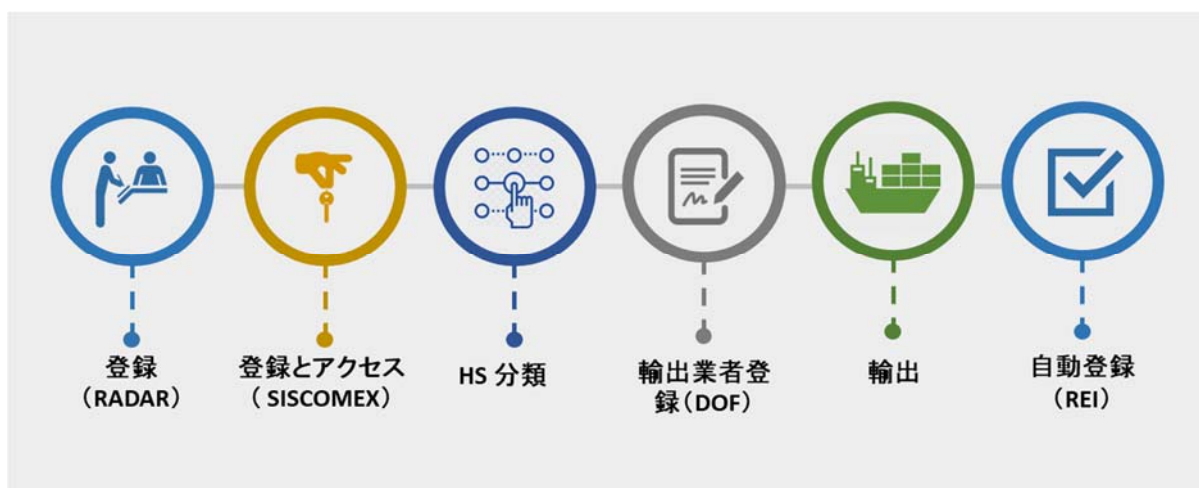


図 16 木材輸出にかかる法的手順

5. 2 製品の分類

輸出事業者は、輸出する木材製品を以下の品目コードに従って分類する必要がある：1) 商品の名称および分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System：HS システム）に関する国際条約に基づき設けられたラテンアメリカ統合連合（Latin American Integration Association：ALADI）HS コード（NALADI／SH）で、6桁の数字からなるが、国が独自に4桁まで付け加えることができる；2) 南米南部共同市場（メルコスール、Mercado Comum do Sul：MERCOSUL）共通関税番号（Nomenclature Comim do MERCOSUL：NCM）で、1995年に開始され、政令第2.733/97号（Decree 2.733/97）にて承認された。表13にて、ブラジルから輸出される主要な木材製品のHSコードを示す。

表 13 ブラジルの主流な輸出木材製品に付される統計品目番号（HSコード）

HSコード	説明
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプおよび古紙
第48類	紙および板紙並びに製紙用パルプ、紙または板紙の製品
4403	木材（粗のものに限るものとし、皮または辺材をはいであるかないかまたは粗く角にしてあるかないかを問わない。）
4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りまたは丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけまたは縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
4418	木製建具および建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネルおよびこけら板を含む。）
440122	のこくずおよび木くず
480100	新聞用紙

天然林を取扱う製材輸出業者は、DOF システム（パラ州とマトグロッソ州では SISFLORA）に登録する必要がある。CITES 附属書掲載される樹種は IBAMA が発行する CITES 許可書が必要となる。植林地に由来する木材製品に対しては、輸出の際に特段の許可や免許は義務付けられていない。

5. 3 税関検査

IBAMA は、各港に事務所を設けており、製材品の輸出管理にあたる職員を配置している。ブラジルの港では輸出の際、以下の区分に応じた検査を実施している：

- 緑：書類検査・貨物検査のいずれも不要。緑色のチャンネルに指定されると、いかなる認証も経ず自動的に通関できる
- 黄：書類検査が必要。輸出製品に付随する書類が税関検査を受ける
- 赤：書類検査・貨物検査の両方が必要。書類検査に加えて製品の現物検査も行われる。硬材は赤色のチャンネルに指定され書類と貨物検査を受ける³¹
- 灰：申告額に虚偽記載の疑いがあり、書類検査・貨物検査の両方が必要。書類検査、現物認証、ならびに特別税関審査が行われ、申告商品価格などにおける不正行為の要素がないかどうか検査される

5. 4 木材製品の貿易に必要なとされる書類等

表 14 にて、木材および製材品の輸出に必要な書類の概要および発行機関をまとめる：

表 14 木材および製材品の取引に法律で必要とされる文書

必要書類	説明	発行機関
DOF または GF3	税関に提出が必要	IBAMA または SEMA
ワシントン条約（CITES） 輸出許可証	ワシントン条約附属書掲載の木材樹種を輸出する際に必要	ワシントン条約管理当局 （IBAMA）
インボイス	海外事業者を相手とした購入処理を正式化する商業文書で、サービスを受ける個人／組織、サービス内容、および支払い額が記載される。	輸出者
輸出品出荷申告書 （Shipping Export Declaration：DDE）	輸出申告書は輸出業者が港にて記入・提出する税関申告書 輸出品億及び製品の詳細申告	輸出者により税関に提出 注：出荷申告書（シスコメックスが割り当てる番号を記載する
売買契約書（任意）	-	輸出者

³¹聞き取り調査：ABIMCI（2018年9月25日）

梱包リスト (Romaneio de carga)	輸出されるコンテナ、梱包の内容物の詳細説明	輸出者あるいは代理人
船荷証券 (Bill of Landing / CRT / AWB / TIF)	出荷される製品と数、金額、出荷人、受取人、港 / 空港 / 船積みおよび荷揚げする国境、運搬業者が記載される。輸送手段によって名称が異なる。	輸送者あるいは代理人
原産地衛生検疫証明書 (CFO) および統合原産地衛生検疫証明書 (CFOC) (付属資料 10)	CFO は植物、植物製品、その他規制物品の委託が決められた輸入衛生要件を満たし、適切な証明書による証明に準拠していることを明らかにする、	SEMA 注：許可を受けた森林業者が提出しなければならない

木材および木材製品の輸入に関しては、IBAMA の規範第 21/2014 号 (Normative Instruction 21/2014) に従い、輸入業者は DOF システムに輸入申告書 (Import Declaration : DI) を登録し、輸入原産地証明書 (Import Document of Forest Origin : DOF) の発行を受けなければならない。DI は、連邦技術登録制度 (Federal Technical Registry System : CTF)³²に登録された個人あるいは法人に対して発行される。

IBAMA の規範第 21/2014 号 (Normative Instruction 21/2014) によると、IBAMA は、上記の書類以外には、木材および木材製品の輸入に対する特段の基準や手続きを設けていない。従って、CITES 附属書 I および II に掲載されている樹種を除いては、木材製品の輸入には事前承認を必要としない。CITES 附属書 I および II に掲載されている樹種の場合は、SISCOMEX 上で IBAMA による許可を必要とする。CITES 附属書 III に掲載されている樹種を輸入する場合、輸出国が IBAMA に対して発行する「原産地証明書 (Certificate of Origin)」あるいは「CITES 輸出許可書」が求められる。

加えて、下記に示す標準的な貿易関連文書も必要である：

- 輸入登録 – シスコメックス (Registro de Importação)
- 原産地衛生検疫証明書 (Certificado Fitossanitário de Origem : CFO)
- 統合原産地衛生証明書 (Certificado Fitossanitário de Origem Consolidado : CFOC)
- 輸出品出荷申告書 (Shipping Export Declaration : DDE)
- 税関申告書
- 買売証書
- 梱包リスト
- インボイス
- 船荷証券

³² 連邦技術登録制度 (Federal Technical Registry System of Potentially Polluting Activities and / or Users of Environmental Resources : CTF/APP) は、環境規制を受ける活動を遂行する個人および法人に登録が義務付けられている。

6. その他の関連情報

6. 1 違法伐採・取引対策に関する国際的枠組み／貿易協定

EUが2003年に策定したFLEGT行動計画（「森林の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画（EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT）」は、違法伐採および違法伐採行為が社会、経済、環境に与える被害を防止することを目的とする取り組みである。VPA（Voluntary Partnership Agreement）と呼ばれる二国間協定をEUと締結した生産国は、独立モニタリングと合法性確認制度（Timber Legality Assurance System: TLAS）に基づくライセンス制度のもと、輸出する木材が合法であることを担保する。ブラジルは、これまでFLEGTに関連したプロジェクトを実施したが³³、積極的にFLEGTプロセスには参加していない。この理由として、EUが重要なマーケットでないことが考えられる。さらには、ブラジルはFLEGTをアマゾン地域の管理に関する他国の干渉として捉えていることが考えられる。このようなブラジルのFLEGTに対する考えは、他のラテンアメリカ諸国にも影響し、中南米ではFLEGT-VPAプロセスに積極的に関心を示す国は、ホンジュラスとガイアナだけである。

ブラジルにとって重要な違法伐採問題に関する輸入国側の制度として、米国の改正レイシー法（2008年）が挙げられる。改正レイシー法に基づき、違法伐採に由来する木材、木材製品の取引が禁止され、違法性が証明された場合米国の木材・木材製品の輸入事業者は罰則が課せられることになっている。改正レイシー法では、購入者が輸入木材の学術名、量、値段、原産国を明らかにすることが義務付けられ、これは「レイシー申告（Lacey Declaration）」と呼ばれる。

ブラジルはアメリカへ多く製材品を輸出しており、輸出業者は、国内法制度の完全遵守に努めなければならない。聞き取り調査によると³⁴、米国に輸出する業者はFSC認証制度を活用するほか、米国の輸入業者の要望に応じて、当該木材製品の下となる伐採許可証（AUTEXまたはAUTEF）や丸太の輸送証（DOFまたはGF1）を準備すると述べた。

³³ FLEGTがブラジルに奨励したプロジェクトの一つは、リオデジャネイログリーン取引所（BVRio）による責任ある木材交換（Responsible Timber Exchange）システムであった（[http://www.bvrio.org/static/madeira.html/?/](http://www.bvrio.org/static/madeira.html?/)）。

³⁴ 聞き取り調査：Triângulo Pisos e Painéis社 Douglas Antônio Granemann氏（2018年9月24日クリチバ）

7 聞き取り調査／現地調査

2018年9月24日から10月1日にかけてブラジルにおいて現地調査を実施した。本調査の日時、面会者、面会者の役職、機関を表14にまとめる。

表15 聞き取り調査および現地調査の結果

調査日時	面会者	組織
9月24日13:00	森林技術士	A社（植林地管理）
9月25日8:30	常務取締役	B社（天然林管理、加工）
9月25日10:30	代表	ブラジル木材加工業協会（ABIMCI）
9月25日17:30	事務局長 分析官	FSC ブラジル
9月26日10:00	COMEX コーディネーター 環境アナリスト	ブラジル環境・再生可能天然資源院（IBAMA）
9月27日10:00	森林プログラムコーディネーター	世界自然保護基金（WWF） ブラジル
9月28日10:00	理事長、副理事長、顧問弁護士	マット・グロッソ州木材生産・輸出産業センター（CIPEM）
9月28日14:00	SEMA 局長	マット・グロッソ州環境局（SEMA/MT）
10月1日	山林担当	C社（植林地管理、加工）

引用文献

- AMATA. Private Concession of the São Joaquim Farm Project. Available at: www.amatabrasil.com.br/download-arquivo?id=936, São Paulo, February, 2008.
- AMAZON FUND. What is the Amazon Fund?. Available at: <http://www.fundoamazonia.gov.br/en/amazon-fund/>, 2018.
- AMCEL. About Us. Available at: <http://www.amcel.com.br/en#about/>, 2018.
- ABIMCI. Wood Industry Exported Larger Volume Earning Less Money. Available at: <http://www.abimci.com.br/industria-de-madeira-exportou-volume-maior-mas-faturou-menos/>, 2018.
- ABIMCI. Abimci Sectoral Study. Available at: <https://hanson-plywood.co.uk/wp-content/uploads/2017/08/ABIMCI-2016-Sectoral-Study.pdf>, 2016.
- BNDES. Climate Fund – Native Forests Program. Available at: <https://www.bndes.gov.br/wps/portal/site/home/financiamento/produto/fundo-clima-florestas-nativas>, 2018.
- BLIACHERIS, M.W. Sustainable Forest Management – A Legal Perspective. Available at: <https://seer.agu.gov.br/index.php/AGU/article/view/152/330>, 2009.
- BRANCALION, P. H. S.; ALMEIDA, D. R. A.; VIDAL, E.; MOLIN, P. G.; SONTAG, V. E.; SOUZA, S. E. X. and SCHULZ, M. D. Fake Legal Logging in the Brazilian Amazon. Available at: <http://advances.sciencemag.org/content/4/8/eaat1192>, 2018.
- BRAZIL. Law N° 9.985, of July 18th 2000. Regulates Art. 225, paragraph 1, items I, II, III and VII of the Federal Constitution, Institutions of the National System of Nature Conservation Units and other measures. Available at: http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/LEIS/L9985.htm, 2000.
- BRAZILIAN TREE INDUSTRY (IBÁ). Report 2017. Available at: https://iba.org/images/shared/Biblioteca/IBA_RelatorioAnual2017.pdf, 2017.
- BVRIO. Practical guide to conducting due diligence of tropical timber products: Brazil. Available at: https://www.bvrio.org/wp-content/uploads/2018/02/BVRio-Practical-guide-Brazil_Web.pdf, 2017.
- CAMPOS, M.F. & SILVA, M.A. Rural environmental registry: What's it for and what are its benefits? Available at: <https://www.safrasecifras.com.br/cadastro-ambiental-rural-para-que-serve-e-quais-sao-os-seus-beneficios/>, 2017.
- CARVALHO, C.A. Land Occupation and Use Based on Rural Environmental Registry - RER. Available at: <https://www.alice.cnptia.embrapa.br/bitstream/doc/1082917/1/4882.pdf>, 2017.
- CARVALHO, F. Você sabe o que é SINAFLOR? Available at: <http://www.matanativa.com.br/blog/o-que-e-o-sinaflor/>, 2016.
- CENIBRA. Cenibra's 2017 sustainability report. Available at: <http://cafecomdesign.com.br/sites/cenibra/rs2017/index-ptb.html>, 2017.
- CISION. Wood chip exports from Latin America reached a record high in 2011, with pulp mills in Japan and Europe being the major export destinations. Available at: <http://news.cision.com/wood-resources-international-llc-company/r/wood-chip-exports-from-latin-america-reached-a-record-high-in-2011--with-pulp-mills-in-japan-and-eur.c9212130>, 2012.

CITES. Convention on international trade in endangered species of wild fauna and flora, Appendix I, II and III. Available at: <https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2016-068-A.pdf> , 2017.

CLIMATE INITIATIVE POLICY. Evolution of land rights in Brazil. Available at: https://climatepolicyinitiative.org/wp-content/uploads/2017/06/Evolution_of_Land_Rights_In_Rural_Brazil_CPI_FinalEN.pdf, 2017.

CLIMATE INITIATIVE POLICY. Insecure land rights in Brazil consequences for rural areas and challenges for improvement. Available at: https://climatepolicyinitiative.org/wp-content/uploads/2016/08/Insecure_Land_Rights_in_Brazil_CPI.pdf , 2016.

DE LIMA, M. D.; Boarding knowledge. Available at: <http://www. eficiencia.com.br/conhecimentos-de-embarque-maritimo-e-aereo/> , 2017.

DELOITTE. Labor legislation for Brazilians - the legal and tax system. Available at: <https://www2.deloitte.com/br/en/pages/doing-business-brazil/articles/labor-legislation-for-brazilians.html>, 2018.

EUFLEGT. What is FLEGT? Available at: <http://www.euflegt.efi.int/what-is-flegt> ,2018.

EUFLEGT. FLEGT Informative Notes – Verification of Legality. Available at: https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/publication-flegt-briefing-note-6-200404_pt.pdf, 2004.

FERNANDES, M. The importance of boarding knowledge. Available at: <http://www. eficiencia.com.br/a-importancia-do-conhecimento-de-embarque/> ,2018.

FONSECA, B.; The Map of Brazil's Slave Labor. Available at: <https://exame.abril.com.br/brasil/no-mapa-o-trabalho-escravo-no-brasil/>, 2017.

FSC. Centralized national risk assessment for Brazil. Available at: <https://ic.fsc.org/en/document-center/id/152> ,2018.

GOVERNMENT SECRETARY. Deforestation combat. Available at: <http://www.secretariadegoverno.gov.br/iniciativas/internacional/fsm/eixos/meio-ambiente/combate-ao-desmatamento>, 2018.

GOOGLE. Can hearing the tropical forests be the solution to deforestation? Available at: <https://www.google.com/about/stories/rainforest> , 2018.

HOXAN. Company profile. Available at: <https://www.hoxan.co.jp/english/company/>, 2018.

IBAMA. Transport information sheet 2016. Available at: <http://www.ibama.gov.br/flora-e-madeira/dof/relatorios-dof#info-transporte>, 2018.

Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE). Changes on land use and occupation 2000 - 2010 - 2012 – 2014. Available at: <https://ww2.ibge.gov.br/home/geociencias/recursosnaturais/usodaterra/default.shtm>, 2014. (Figure 3)

Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE). Brazil's soil use and coverage map. Available at: <https://censo2010.ibge.gov.br/noticias-censo.html?busca=1&id=1&idnoticia=3350&t=ibge-lanca-novo-mapa-cobertura-uso-terra-brasil&view=noticia> , 2016. (Table 2)

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO). Status of tropical forest management. Available at: https://www.itto.int/news_releases/id=2663,2011.

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO). Sfm Brazil's profile. Available at: <https://www.itto.int/sfm/2005/details/id=12480000>, 2005.

IPAM. Brazil's forest code – Assessment 2012 - 2016. Available at: http://ipam.org.br/wp-content/uploads/2017/01/relat%C3%B3rio_en_ocf_web.pdf, 2017.

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS (MFA). How to export to Brazil – a practical guide to the Brazilian importing process. Available at: https://mfa.gov.ua/mediafiles/sites/rei/files/ex/61421291_dod.pdf, 2016.

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS (MFA). Exportation step by step. Available at: <http://www.investexportbrasil.gov.br/sites/default/files/publicacoes/manuais/PUBExportPasso2012.pdf>, 2011.

MINISTRY OF ENVIRONMENT. Q&A on forest concession. Available at: <http://www.mma.gov.br/estruturas/sfb/arquivos/perguntaserespostasconcessoes.pdf>, 2007.

MONTEIRO, A.; CARDOSO, D.; CONRADO, D.; VERÍSSIMO, A. & SOUZA JR., C. Transparency: Forest Management. Available at: https://imazon.org.br/PDFimazon/Portugues/transparencia_manejo_florestal/Boletim%20Transparencia%20Manejo%20Florestal%20MatoGrosso%202011-2012.pdf, 2013.

MONTEIRO, A.; CARDOSO, D.; CONRADO, D.; VERÍSSIMO, A. & SOUZA JR., C. Transparency: Forest Management. Available at: <https://imazon.org.br/publicacoes/boletim-transparencia-manejo-florestal-estado-do-para-2011-2012/>, 2013.

NEPCON. Timber legality risk assessment: Brazil. Available at: <https://www.nepcon.org/sites/default/files/library/2017-06/NEPCon-TIMBER-Brazil-Risk-Assessment-EN-V1.pdf>, 2017.

NEPCON. Forest risk profiles Brazil. Available at: <https://www.nepcon.org/newsroom/risk-profiles-new-free-tools-legal-timber-sourcing>, 2015.

PUBLIC MINISTRY OF LABOR. Slave labor. Available at: https://portal.mpt.mp.br/wps/wcm/connect/portal_mpt/11344af7-b9d7-4fcc-8ebe-8e56b5905129/Cartilha%2BAAlterada_3-1.pdf?MOD=AJPERES&CONVERT_TO=url&CACHEID=11344af7-b9d7-4fcc-8ebe-8e56b5905129, 2018.

RULE OF LAW INDEX 2017-2018. World Justice Project. Available at: https://worldjusticeproject.org/sites/default/files/documents/WJP_ROLI_2017-18_Online-Edition.pdf, 2018.

SCS GLOBAL SERVICES. Responsible Forest Certificates. Available at: <https://www.scsglobalservices.com/certified-clients/responsible-forestry-certificates>, 2018.

SERVIÇO FLORESTAL BRASILEIRO (SFB). Main Certifications Used in Brazil. Available at: <http://snif.florestal.gov.br/pt-br/certificacao-florestal>, 2018.

SERVIÇO FLORESTAL BRASILEIRO (SFB). Annual plan of forest grant – synthesis. Available at: <http://www.florestal.gov.br/documentos/publicacoes/3142-plano-anual-de-outorga-florestal-2018-sintese/file>, 2017.

SERVIÇO FLORESTAL BRASILEIRO (SFB). Boletim SNIF. Edition 01.2017.

SERVIÇO FLORESTAL BRASILEIRO (SFB). National System of Forest Information. Edition 01. Volume 01. December, 2016.

SERVIÇO FLORESTAL BRASILEIRO (SFB). Forest Concessions – Fundamentals and Perspectives. Available at:

http://www.ipea.gov.br/agencia/images/stories/PDFs/091204_sembiodmarcelo.pdf,

2009. SYSFLOR. Cerflor – Brazilian forest certification program. Available at:

<http://www.sysflor.com.br/servicos/cerflor-programa-brasileiro-de-certificacao-florestal/>, 2018.

TRADEMAP. Brazil Trade Statistics. Available at: <https://www.trademap.org/Index.aspx>, 2018.

TFT Forests. Country guide to timber legality. Available at: http://www.tft-earth.org/wp-content/uploads/2013/03/TTAP_Guide_to_Legality_Brazil_1.pdf, 2013.

TFT Forests. Guide to practical legal consultancy for wood producers, processors and exporters. Available at: http://www.tft-earth.org/wp-content/uploads/2013/03/TTAP_Guide_to_Legality_Translation_PORTUGUESE.pdf,

2013.

THOMSON REUTERS. Illegal wooden exploitation: can you manage the risk of the supply chain?. Available at: <https://www.thomsonreuters.com.br/pt/financeiras/blog/exploracao-madeireira-ilegal-voce-consegue-gerenciar-o-risco-da-cadeia-de-suprimentos.html>, 2016.

TRANSPARENCY INTERNATIONAL. Corruption perception index 2017. Available at: https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017, 2018.

USAID. USAID Brazil country profile – Property rights and resource governance. Available at:

https://www.land-links.org/wp-content/uploads/2016/09/USAID_Land_Tenure_Brazil_Profile.pdf, 2016.

WATTS, Jonathan. Global firms accused of importing timber linked to Amazon

massacre. Available at: <https://www.theguardian.com/environment/2017/nov/23/global-firms-accused-of-importing-timber-linked-to-amazon-massacre>, 2017.

WEBER, B. Are You Still Confused With Terms Used in International Trade? Available at: <http://www. eficiencia.com.br/crt-awb-e-bl-voce-ainda-se-confunde-com-os-termos-utilizados-no-comercio-internacional/>, 2016.

WELLESLEY, L. Illegal Logging and Related Trade The Response in Brazil. Chatham House Assessment, 2014

WWF. Brazil's New Forest Code: A guide for decision makers in supply chains and governments. Available at: <https://www.wwf.org.br/?50604/Brazils-new-Forest-Code-A-guide-for-decision-makers-in-supply-chains-and-governments>, 2013.

付属資料

付属資料 1 農村環境登録証 (CAR)

農村環境登録証 (CAR) は全国公共電子登録制度で、ブラジル国内の農村地域の私有地すべてに義務付けられている。登録証には、土地所有者、登録番号ならびに土地の種類、土地所有権が記載されている。登録証はブラジル森林局がインターネット上で発行する。

SEMA
SECRETARIA DE
ESTADO DE
MEIOAMBIENTE

**GOVERNO DE
MATO GROSSO**
ESTADO DE TRANSFORMAÇÃO

Cadastro Ambiental Rural – CAR/MT

Proprietários

Nome/Razão Social _____ CPF/CNPJ _____

Dados Gerais

Nº CAR Estadual _____ Situação Estadual _____ Data de Cadastro _____ Data da Situação _____

Nº Recibo Federal _____

Dados da Propriedade

Propriedade _____ Ur _____ Município _____

Quadro Geral de Áreas

Tipo da Área	Área (ha)
Área Total da Propriedade	806,4631
Área do Imóvel Rural (Matrícula/Posse)	806,4631
Área de Preservação Permanente	20,3918
Área de Vegetação Nativa	805,1678
Área de Uso Antropizado do Solo	0,0000
Área Consolidada	0,0000
Área de Reserva Legal Nativa	647,2023

Dados das Áreas dos Imóveis Rurais

Identificação	Tipo	Área (ha)
██████████	Matrícula	537,3600
██████████	Matrícula	269,1031

Importante

- A Secretaria de Estado de Meio Ambiente – SEMA/MT, não se responsabiliza por eventual uso indevido do presente Recibo de Inscrição do CAR, advindo de dolo ou má fé;
- Todas as informações técnicas prestadas, especialmente os pessoais e dominiais, bem como as informações prestadas pelo (a) proprietário (a) do imóvel é de sua inteira responsabilidade, respondendo legalmente pelas mesmas;
- Este Recibo de Inscrição do CAR não contém emendas ou rasuras;
- Este Recibo de Inscrição do CAR poderá ter a sua validade suspensa, indeferida ou cancelada, a qualquer tempo, por motivo de irregularidades constatadas, ou em virtude das legislações vigentes;

Palácio Paiaçuás, Rua C, CEP: 78.049-913 - Cuiabá - Mato Grosso Página 1 de 2
CNPJ: ██████████

付属資料 2 森林伐採許可 (AUTEX)

森林伐採許可 (AUTEX) は SEMA が発行し、年間事業計画 (POA) 示された伐採を許可する文書である。伐採可能な樹種名と樹種ごとの伐採可能量を定め、有効期限が設けられている。前述のとおり、AUTEX は、AUTEF を使用するパラ州とマトグロッソ以外の州で使用される。

SECRETARIA DE ESTADO DO DESENVOLVIMENTO AMBIENTAL - SEDAM
 Coordenação de Desenvolvimento Florestal - CODEF
 Cadastro de Exploradores e Concessionários de Produtos Florestais do Estado de Rondônia - CEPROF
AUTEX - AUTORIZAÇÃO PARA EXPLORAÇÃO DE PLANO DE MANEJO FLORESTAL SUSTENTAVEL

Emissão: 01
 Página: 01
 03/04/2018

Nº da Autorização: 18/2018
 Validade: 03/04/2019

1. DADOS DO PLANO DE MANEJO FLORESTAL SUSTENTAVEL

Detentor: CNPJ/CPF:
 Resp Técnica: Latitude/Longitude: (W) 62°47'59,31" / (S) 8°57'47,18"
 Nº do Processo: Area de Efeito Manejo: 2.174,6888 ha
 Area Total da UPA 01: Area Total: 74.036,7489 ha

2. DADOS DA PROPRIEDADE

Comunicação: Area de RL: 69.425,1843 ha APP na RL: 4.104,5134 ha
 Município: Area Total: 74.036,7489 ha
 Área de RL: 69.425,1843 ha APP na RL: 4.104,5134 ha Latitude/Longitude: (W) 62°47'59,31" / (S) 8°57'47,18"
 Nº de inscrição no CAR: C NO: 1100940-0CCD.A112.9CA1.4775.8647.87DF.E767.4404 F APP fora RL: 0,0000 ha
 Proprietário: C Data de emissão: 17/03/18
 CNPJ/CPF:

3. DADOS DA AUTORIZAÇÃO

Area Autorizada: 2.174,6888 ha Volume Autorizado: 153.435,9800 m³ Volume Médio/ha: 70,5770 m³/ha
 UPA -01
 Latitude/Longitude: (W) 62°47'59,31" / (S) 8°57'47,18"

4. OBSERVAÇÕES

5. ESPÉCIES AUTORIZADAS VOLUMETRIA UNIDADE DE MEDIDA

Nome da Espécie	Volume (m³)	Nome da Espécie	Volume (m³)
Abrobrana/Pouteria guianensis Aubl.	5.483,1297 m³	Jacarandá/Dalbergia spruceana	1.412,4500 m³
Abiu/Pouteria calabro (Ruiz & Pav.) Radlk.	1.864,8400 m³	Jatobá/Hymenaea courbaril	304,5300 m³
Abiu-Goiabão/Pouteria pachycarpa Pires	1.963,9622 m³	Jequitibá/Alantoma tinata (Mart. ex O.Berg) Miars	2.791,9400 m³
Acariguara/Miqurilia guianensis Aubl.	1.990,5341 m³	Jequitibá rosa/Carinana microantha Ducke	4.743,8100 m³
Algodoeiro/Itastardopsis densiflora (Hook. & Arn.)	5.192,1977 m³	Jiribá/area silvatica C.D.C.	8.059,6500 m³
Amapá/Brosimum guianense (Aubl.) Huber	2.908,8284 m³	Libra/Erinna uncinatum Warr.	291,5400 m³
Amapá doce/Brosimum parinarioides	930,0408 m³	Loiro/Nectandra discolor (P.B.K.) Nees	896,5500 m³
Amendoin/Hymenolobium beringertianum Rizz.	111,3271 m³	Loiro/Faria/oupeia Montana Aubl.	43,0700 m³
Amesclor/Tratinilakia rhoifolia	471,6147 m³	Magrara/Anda/tonica ara Hubert (Ducke) Chevalier	459,1800 m³
Angelim-amarelo/Hymenolobium heterocarpum	218,6028 m³	Mangue/Caraca sp	2.659,2800 m³
Angelim-amargoso/Vatairea sericea Ducke	696,1991 m³	Magnólia/Gifera indica L.	151,4200 m³
Angelim-coco/Andira fraxinifolia Benth.	110,5169 m³	Mandioqueira/Quica parassini Ducke	82,6300 m³
Angelim-pedra/Hymenolobium petraeum Ducke	5.237,2779 m³	Macuquira/Macrosamanea pedicularis	235,8500 m³
Angelim-sala/Parkia pendula (Willd.) Benth. ex Walp.	816,2660 m³	Maracatã/Asotium incordatum	8.236,2700 m³
Azedinha/Dialium guianense	192,8990 m³	Matamá/Eschweilera grandiflora	2.542,0800 m³
Bandaral/Parkia parassini Ducke	929,4436 m³	Mirindiba/Buchenavia Hubert Ducke	5.405,4400 m³
Branquilho/Albizia bauxleri	481,8022 m³	Murupiranga/Brosimum rubescens Taub.	3.223,1000 m³
Breu/Protium robustum (Sw.) D.M.Porter	1.110,8789 m³	Orillia/Clarida racemosa Ruiz e Pav	3.495,0500 m³
Breu Branco/Protium duckei Huber	626,1498 m³	Orillia-de-macaco/Entarolobium schomburgkii (Benth.) Benth.	1.392,3400 m³
Cajueiro/Anacardium giganteum Hanck ex Engl.	935,4595 m³	Orillia-de-macaco/Entarolobium schomburgkii (Benth.) Benth.	2.233,4700 m³
Canela vermelha /Ocotea rubra	410,2618 m³	Pequi/Caryocar villosum (Aubl.) Pers.	1.484,3500 m³
Caroba/Lacaranda copala (Aubl.) D.Don	418,1427 m³	Pequi/Caroba/Caryocar glabrum (Aubl.) Pers.	4.159,7800 m³
Caucho/Castilleja ulai	626,9446 m³	Pinho-culobano/Schinus molle (Huber) Ducke	994,8000 m³
Caxeta/Simouba amara Aubl.	1.350,2504 m³	Porroca/Glebur guianense (Aubl.) Sandwain	646,3500 m³
Cedronara/Cedrelina catenaeformis Ducke	1.667,1104 m³	Quaribá/Oreola dinali Ducke	824,2600 m³
Cedro-rosa/Cedrela odorata L.	248,0430 m³	Raxão/Petogyne pendula Ducke	10.142,4500 m³
Copaliba/Copalifera guianensis Dest.	6.328,4250 m³	Raxão/Petogyne leccinell Ducke	342,7400 m³
Copaliba/Copalifera multijuga Hayne	6.320,9208 m³	Sorva/Coema utilis (Mart) Müll Arg.	1.272,4000 m³
Culiarana/Vismia brasiliensis	496,3345 m³	Sucugliha/Bowditchia nitida Spruce	1.088,6000 m³
Cumarú/Dipteryx ferrea Ducke	2.864,7058 m³	Tamarindo/Martiodendron album (Ducke) Gleason	399,7200 m³
Cuplibá/Goupia glabra Aubl.	1.084,3643 m³	Tamboril/Enterolobium maximum Ducke	7.433,2100 m³
Cupuarana/Matisia parassini	1.055,7715 m³	Taxi/Couatieri guianensis Aubl.	4.610,5800 m³
ava amargosa/Vatairea fusca	1.075,6399 m³	Taxi/Tachigali paniculata Aubl.	496,6100 m³
ava-arara-tucupá/Parkia multijuga Benth.	2.839,6876 m³	Taxi-vermelho/Sclerolobium chrysophyllum Poepp. & Endl.	1.716,8400 m³
avireiro-ferro/Dinizia excelsa Ducke	8.255,4361 m³	Uxi/Endopleura uchi (Huber) Cuatrec.	874,2900 m³
azapal/Apalia tholaria Spruce ex Benth.	2.045,2241 m³	Vivola/Vivola mollissima	417,7400 m³
arrotei/Begonia guianensis Aubl.	126,9400 m³	TOTAL GERAL:	153.435,9800 m³
ibáiba/Lyonia lurida (Miars)	299,6000 m³	Volume máximo a ser explorado pela área de efetivo manejo.	54.357,3200 m³
ibitabela serratifolia	2.392,0500 m³		

MATERIA PRIMA VOLUME UNIDADE DE MEDIDA
 madeira em toras: 153.435,9800 m³
 provisão de resíduos:
 LOCAL: Porto Velho
 DATA:
 03/04/18

PORTANTE:

付属資料3 森林伐採許可 (AUTEF)

森林伐採許可 (AUTEF) はパラ州とマトグロソ州の環境局 (SEMAS) が発行する文書で、当該年の年間生産単位 (UPA) の伐採を許可し、樹種ごとの最大伐採可能量および全体の伐採可能量を定めている。AUTEF の伐採許可には有効期限がある。他州ではAUTEX と呼ばれる伐採許可が使用される。AUTEF には、許可番号、発行日、森林技師責任者名、当該森林の情報 (所有者、場所、所有・森林管理計画・POA の面積) 等が含まれる。

GOVERNO DO ESTADO DO PARÁ SECRETARIA DE ESTADO DE MEIO AMBIENTE - SEMA/PA				
Autorização para Exploração Florestal				
AUTEF Nº: 6978/2014	VALIDADE ATÉ: 21/10/2015			
Protocolo Nº: 2014/0000017564 Data do protocolo: 16/08/2014	Cadastro Ambiental Rural Nº: Sem Informação Licença Atividade Rural Nº: 2155/2012			
RESPONSÁVEL TÉCNICO:				
Engenheiro florestal: _____	CREA: _____			
DADOS DO PROPRIETÁRIO E DO IMÓVEL:				
PROPRIETÁRIO: Governo do Estado do Pará e outros				
CPF/CNPJ: _____				
DENTOR: _____				
CPF/CNPJ: _____				
IMÓVEL: AMAZONIA FLORESTAL				
MUNICÍPIO: Aveiro				
COORDENADAS GEOGRÁFICAS: DATUM: SAD69 - W: 56:06:02,37 - S: 03:38:46,69				
PORTE: E - II				
Área Total da propriedade:	85.417,9100 ha			
Área de Reserva Legal:	85.417,9100 ha			
Área Total do MFS:	81.147,0145 ha			
Área Antropizada:	132,5053 ha			
APP da UPA:	66,0213 ha			
Área Autorizada:	1.850,7294 ha (UPA/2014)			
TIPOLOGIA LICENCIADA:				
2811-1 - Unidade de Produção Anual				
ÁREA LÍQUIDA AUTORIZADA:				
1.652,2078 ha (UPA/2014)				
QUANTIFICAÇÃO AUTORIZADA (Lista detalhada por espécies no Anexo I)				
PRODUTO	Indivíduos	Qtd. por ha	Qtd. total	UNIDADE
Toras de Madeira Nativa	5435	25,4251	42.008,1896	m3
LOCAL E DATA:		Belém - PA, 21 de outubro de 2014		

SIO Chaves
Diretoria de Gestão Florestal - DGFLOR Coordenadoria de Gestão Florestal - COGEF

- IMPORTANTE**
- A presente Autorização tem efeito de execução da atividade constante do Projeto, não produzindo direitos reais imobiliários, possessórios ou dominiais sobre o imóvel objeto da mesma, e nem com efeitos sobre terceiros;
 - O uso irregular desta autorização implicará na sua cassação, bem como nas sanções previstas na Legislação vigente;
 - Esta autorização não contém emendas ou reservas;
 - Cópia autenticada desta autorização deve ser mantida no local de exploração para efeito de fiscalização;
 - Os dados técnicos de exploração no plano são de inteira responsabilidade do Engenheiro responsável pela elaboração do PMFS;
 - A utilização, consumo e transporte da matéria-prima desta autorização estarão desobrigados da reposição florestal, nos moldes da Legislação vigente;
 - Dar cumprimento as condicionantes constantes no verso deste documento (Anexo II).

Quadro de Nomenclatura - Áreas da Legenda na Carta-Imagem:

DENOMINAÇÃO	NOMENCLATURA	DENOMINAÇÃO	NOMENCLATURA
Área de Propriedade Rural Total	APRT	Área de Reserva Legal	ARL
Área de Reserva Legal Compensada	ARLC	Área de Reserva Legal Degradada	ARLD
Área Desmatada - conversão de solo	ADS	Área a ser Explorada pelo Projeto de Exploração Florestal - PEP	AP
Área com Exploração Florestal - Corte Seletivo	AEF	Área do Plano de Manejo Florestal Sustentável - PMFS	AMP
Área de Preservação Permanente	APP	Área de Preservação Permanente em Área com Exploração Florestal	APPPEF
Área de Preservação Permanente Degradada	APPD	Área de Preservação Permanente em Reserva Legal	APPRL
Área de Preservação Permanente em Área a ser Manejada - do PMFS	APPMP	Área Comunitária em Assentamentos Rurais	ACAR

付属資料 4 伐採届 (Requerimento de Colheita e Comercialização de Florestas Plantadas)

伐採届 (Requerimento de Colheita e Comercialização de Florestas Plantadas) は植林地の伐採に必要。当該州政府から許可を受けると DCC (商業伐採証明) として使われる。

IEF		REQUERIMENTO DE COLHEITA E COMERCIALIZAÇÃO DE FLORESTAS PLANTADAS	
IEF - Instituto Estadual de Florestas Prefeitura de São João del-Rei Protocolo: 1903120013677 Número: _____ Data: 25/06/11 Valor: R\$ _____			
1 - IMÓVEL:			
DESCRIÇÃO: Parcela	ÁREA RURAL: 0,00	MORA: 00,00/00,00/00,00	
Nº REGISTRO Matrícula: 000	COMARCA: São Sebastião	LIVRO: 00	FOLHA: 00
ÁREA FUNDIÁRIO: SANTA-BARBARA		CEP: 0000	
PLANTANDO: _____	X: 00,00	Y: 00,00	ÁREA: 00,00/00,00/00,00
2 - PROPRIETÁRIO:			
NOME: _____	CPF: _____		
ENDEREÇO: _____	BARRIO: _____		
MUNICÍPIO: _____	CEP: _____	TELEFONE: _____	
3 - EXPLORADOR:			
NOME: _____	CPF: _____		
ENDEREÇO: _____	CATEGORIA: _____		
MUNICÍPIO: _____	BARRIO: _____		
MUNICÍPIO: _____	CEP: 00000	TELEFONE: _____	
4 - EXPLORAÇÃO (preenchimento obrigatório para produtores rurais):			
ÁREA A FAVOR DO USUÁRIO: _____	SP DE APROVEITAMENTO: _____	ESP. (Arboreal: 0,00)	AD. FLORESTA: 0,00
ÁREA DE PLANTIO: _____	REGISTRO DE PLANTIO: _____	ESP. (Arboreal: 0,00)	ESP. (Arboreal: 0,00)
PRESENCIA DE: _____	DESTINAÇÃO DA PRODUÇÃO: CONSUMO PRÓPRIO () COMERCIO ()		
TIPO DE EXPLORAÇÃO:			
FRUTÍFICA	ESPÉCIE: _____	VOLUME: _____	
LEGISLAÇÃO FLORESTAL PLANTADA: _____			
MUNICÍPIO FLORESTAL PLANTADA: _____	ESPÉCIE: _____	VOLUME: _____	
PRODUTOS DO MANEJO DE FLORESTA PLANTADA: _____			
5 - TAXAS REQUERIDAS:			
<input type="checkbox"/> TAXA FLORESTAL (deve ser devolvida em caso de submissão eletrônica) <input type="checkbox"/> TAXA EXPLOAÇÃO			
6 - OBSERVAÇÃO:			
(Obrigatoriedade que não haverá qualquer tipo de exploração/interação com áreas de reserva legal sob o regime de preservação permanente. Incluem ainda que todas as intervenções sejam previstas em projetos, sob pena de responsabilização por ato de improbidade em o artigo 299 do Código Penal ("omitir ou documentar público ou particular declaração que dele resulta, ou não atender ao dever de declaração feita em direito ou que deriva um direito, com o fim de prejudicar direito, criar obrigação ou alterar a verdade sobre o fato juristicamente relevante, PEPDA - inclusão de 1 a 5 anos e multa se o documento é público, e inclusão de 01 a 03 anos e multa se o documento é particular"). (Obrigatoriedade de que a liberação para transporte e comercialização de (s) madeira(s) deve ocorrer após quitação dos valores relativos a Taxa Florestal e Taxa de Exploação.			
LOCAL E DATA: _____			
DECLARANTE: _____			

付属資料 6 丸太輸送許可証 (GF1)

木材製品輸送許可証 (GF1) はパラ州およびマツト・グロツソ州の SEMA が発行する。販売者および購入者、樹種の学術名および属名、製品、量、価格、輸送経路といった基本情報が記載されている。丸太輸送の際に発行される。

Guia Florestal para Transporte de Madeira em Toras - GF 1

Guia de Exatidão: DVPF Origem: Nº Processo:

Remetente

Nome: CNPJ/CNPJ nº: Inscricao Estadual nº: CEPROF-PA:

Tipo Log: Logradouro: nº: Complemento: Bairro: Distrito: Município: CEP:

UF: Ponto de Referência: Caixa Postal:

Destinatário

Nome: CNPJ/CNPJ nº: Inscricao Estadual nº:

CEPROF-PA:

Tipo Log: Logradouro: nº: Complemento: Bairro:

Distrito: Município: CEP: UF: Ponto de Referência:

Caixa Postal: Tránsito ao Destino:

OUTEIRO

Especie e seus correspondentes volumes:

Nº	Nome Científico	Nome Popular	Class.	Produto	Quantidade	Unid.	Preço Unitário	Preço Total

Informação Descritiva do Transporte:

Atividade Descritiva do Transporte:

Tipo de Transporte: Exportação Sim () Não ()

Rodoviário: Identificação do Veículo Transportador:

Hidroviário: Número de embarcação: País de origem: Nome das embarcações:

Nº de DAE do Pagamento de ICMS: Valor pago R\$:

ICMS e Pagamento de ICMS em nome de GF1: Valor pago R\$:

Data de Emissão: Data de Validade em Pará:

CPE: Responsável pela emissão:



303001100000190099210010100011

Assinatura Responsável:

付属資料 7 木材製品輸送許可書 (GF3)

木材製品輸送許可証 (GF3) はパラ州およびマトグロソ州の SEMA が発行する。木材製品の販売者および購入者、樹種の学術名および属名、製品、量、価格、輸送経路、輸送手段といった基本情報が記載されている。また製品が輸出目的かどうかについても記載される。木材加工製品の輸送管理を目的としている。

Guia Florestal para Transporte de Produtos Florestais Diversos - GF3											
DVFP 3: <u>63</u> Guia de Transporte: <u>133</u>											
Nota Fiscal Eletrônica (Chave de acesso): <u>51180713655941000105550010000008201000008200</u> Protocolo: <u>151180032857570</u>											
Remetente											
Nome:			CNPJ/CPF Nº:		Inscrição Estadual nº:						
SEMA-MT: <u>4848</u>											
Tipo Logr.:			Logradouro:		Nº:		Complemento:				
Município:			CEP:		UF:		Ponto de Referência:				
Bairro:			Distrito:		Caixa Postal:						
Destinatário											
Nome:			CNPJ/CPF: <u>15331230000100</u>		Endereço: <u>RUA DA LAPA</u> , Bair						
CEP:			Município:		UF:						
Produtos:											
Nº	Nome Científico	Nome Popular	Class.	Produto	Qtd.	Unid.	Preço Unif.	Preço Total			
1	Dipteryx odorata	Cumaru	23	MADEIRA BENEFICIADA	5,2160	m3	2.100,00	10.953,60			
Memorial Descritivo de Transporte:											
Trecho(s) de Transporte:											
Trecho 1: Origem: Destino:											
Tipo: Rodoviário Identificação: <u>OBS-0143</u>											
Exportação: Sim () Não (X)											
Esta Guia é considerada válida acompanhada do comprovante de pagamento da mesma, no valor de 0,25 UPF MT e da nota fiscal correspondente aos produtos e valores descritos.											
Nº do DAR do Pagamento de ICMS: <u>Optante pelo regime do SIMPLES NACIONAL (Lei Complementar nº.123/2006)</u> Valor Pago em R\$:											
Regime Especial - Portaria nº: Nº do Regime:											
Nº do DAR do Pagamento da Taxa da GF: <u>000/89.687.225-42</u> Valor Pago em R\$: <u>33,56</u>											
A emissão desta Guia está de acordo com o Termo de Cooperação Técnica firmado entre o Ministério do Meio Ambiente juntamente com o IBAMA Instituto Brasileiro de Meio Ambiente e o Governo do Estado de Mato Grosso juntamente com a SEMA-Secretaria de Estado de Meio Ambiente, publicado no Diário Oficial da União No. 174 na Seção 3 pág. 68 em 09 / 09 / 2005 e no Diário Oficial do Estado de Mato Grosso em 14 / 09 / 2007 pág. 28. Esta guia é válida em todo o território nacional.											
Data de Emissão			<u>12/07/2018 15:01:07</u>			Data de Validade em MT			<u>18/07/2018 15:01:07</u>		
Responsável pela emissão											
CPF											
Data de Validade em transporte interestadual			<u>28/07/2018 15:01:07</u>			Assinatura Responsável					
Fica obrigatória a baixa da guia no posto fiscal de fronteira do Estado de Mato Grosso											

付属資料 8 CITES 輸出許可証

CITES 輸出許可証には、輸出者および輸入者、取引の目的、許可証の種類（輸入、輸出、再輸出、その他）、輸送情報、木材種の伐採地、樹種の学術名および属名、量、製品（量）、原産地、再輸出の場合の国情報、有効期限が記されている。IBAMA が発行する。

 REPÚBLICA FEDERATIVA DO BRASIL MINISTÉRIO DO MEIO AMBIENTE - MMA INSTITUTO BRASILEIRO DO MEIO AMBIENTE E DOS RECURSOS NATURAIS RENOVÁVEIS - IBAMA Sede: Brasília - DF - Caixa Postal nº 60670 - CEP 70818-960 - Brasília-DF		 CONVENÇÃO SOBRE O COMÉRCIO INTERNACIONAL DE ESPÉCIES DA FLORA E FAUNA SELVAGEM EM PERIGO DE EXTINÇÃO		CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FLORA AND FAUNA		1) Pag. Nº 1/4 2) Data Emissão/Issuing Date: 3) Válido Até/Valid Until:
4) Licença nº/Permit nº: 6) Licença de/Permit for Exportação		5) Selo nº/Stamp nº: 7) Selo/Stamp		8) Controle/Check '': 9) Autoridade Adm. Ambiental/Issuing Management Authority _____ Assinatura/Signature		
10) Importador/Importer Joerg Frieboite Bergschneidg 6 Neukirchen-Vluyn - 47506 fone: - Alemanha - DE			11) Exportador(Re-exportador)/Exporter(Re-exporter) Fiorista Orquideiros Reunidos Ltda. Estrada da Fiorista, 592 NITERÓI - 24140216 fone: 02126277733 - fiorista@atgglobal.net Brasil - BR			
12) País Importador/Country of Import Alemanha - DE			13) País Exportador(Re-exportador)/Country of Export(Re-export) Brasil - BR			
14) Objetivo da Operação/Purpose of the transaction T - Commercial/Trade/Fins comerciais...						
15) Condições Especiais/Special Conditions For live animals, this permit or certificate is only valid if the transport conditions conform to the Guidelines for Transport and preparation for shipment of live wild animals and plants or, in the case of air transport, to the IATA Live Animals Regulations						
16) Dado de Transporte/Transportation Data Local/Place: ORF/Niterói Data Provável/Probable Date: 01/09/2022						
ESTA LICENÇA É VÁLIDA SOMENTE PARA UMA OPERAÇÃO/ THIS PERMIT OR CERTIFICATE IS ONLY VALID FOR ONE SHIPMENT.						
17) Item		18) Produto/Product		19) Quantidade-Unidade Medida/Quantity Unit		
20) Espécie: nome científico nome vulgar/ Espécie: scientific name common name		21) Anexo/Origem Appendix/Source		22) Descrição: Parte Quantidade-Unidade-Marcação Description: Part Quantity-Unit-Mark		
				23) Cod. País de Origem-Comprovante-Data Country of Origin-Permit-Date		
				24) Cod. País de reexportador-Certificado-Data Country reexportation-Certificate-Date		
17) 1.		18) PLANTA VIVA/LIVE PLANT		19) -- 807,00 UN --		
20) 1. Cattleya warreni Orquídea Orchid		21) II A		22) planta viva/live plant 20,00 UN -		
				23) - - 24) - -		
20) 2. Cattleya hamsoniae Orquídea Orchid		21) II A		22) planta viva/live plant 5,00 UN -		
				23) - - 24) - -		
20) 3. Cattleya percivaliana Orquídea Orchid		21) II A		22) planta viva/live plant 10,00 UN -		
				23) - - 24) - -		
20) 4. Cattleya warszewitzii		21)		22) planta viva/live plant		
				23) - - 24) - -		

付属資料 9 木材加工場運営許可証

製材業を行うには営業許可証の発給が必須である。処理番号、営業場所、事業者名および住所、許可された活動、主な活動、有効期限といった情報が明記されている。各州のSEMAが発行する。

SEMA / MT	 Governo do Estado de Mato Grosso Secretaria de Estado do Meio Ambiente - SEMA/MT	
	Superintendência de Infraestrutura, Mineração, Indústria e Serviços - SUIMIS	
	Licença de Operação	
	LO Nº:	VÁLIDA ATÉ: 07/07/2020
	PROCESSO Nº:	DATA DE PROTOCOLO: 16/12/2011
	<p>A SECRETARIA DE ESTADO DO MEIO AMBIENTE-SEMA, no uso de suas atribuições que lhe são conferidas pela Lei Complementar nº 38 de 21 de Novembro de 1.995 e alterada pela Lei Complementar nº 232 de 21 de Dezembro de 2005, que dispõe sobre o Código Ambiental de Mato Grosso, concede a presente licença.</p>	
	DENOMINAÇÃO DA PROPRIEDADE OU EMPREENDIMENTO	
	ATIVIDADE LICENCIADA: Serrarias com desdobramento, beneficiamento e Fabricação de madeira laminada e de chapas de madeira compensada, prensada ou aglomerada - RENOVAÇÃO	
	LOCALIZAÇÃO:	MUNICÍPIO: CEP: 78.320-000
	NOME / RAZÃO SOCIAL DO INTERESSADO CNPJ/CPF: 12.475.052/0001-01 INSC. ESTADUAL: 013.399.323-0	
ATIVIDADE PRINCIPAL: Serrarias com desdobramento de madeira		
RESTRICÇÕES: "As contidas neste processo de licenciamento ou na legislação em vigor. É obrigatória a manutenção do parecer técnico no local da atividade licenciada juntamente com a licença emitida, bem como a comprovação do cumprimento das condicionantes e solicitações existentes, caso haja. Sabentamos que a Licença Ambiental não dispensa e nem substitui Alvará ou Certidão de qualquer natureza exigida pela Legislação Federal, Estadual e Municipal."		
DOCUMENTOS ANEXOS E CONDIÇÕES GERAIS DE VALIDADE DESTA LICENÇA: - Conforme Parecer Técnico nº: 109104 / SURAT / 2017		
LOCAL E DATA Cuiabá - MT 23/06/2017	Coordenador de Indústria Superintendência de Infraestrutura, Mineração, Indústria e Serviços	
Obs: Esta Licença Ambiental deve ser afixada em local de fácil acesso e visualização		
Rua C, esq. com Rua F - Centro Político Administrativo - Cuiabá / MT CEP: 78050-970 - Fones: (65) 3613-7200 www.sema.mt.gov.br		
		

付属資料 1 0 原産地衛生検疫証明書 (PCO)

原産地衛生検疫証明書 (PCO) は、製品の原産地、事業者情報、製造に関する情報、衛生処理、証明書発行責任技術者の認定資格が明記されている。PCO はブラジル全州の SEMA が発行する。

ORGÃO ESTADUAL DE DEFESA SANITÁRIA VEGETAL							
CERTIFICADO FITOSSANITÁRIO DE ORIGEM - CFO Nº (Numeração alfa-numérica, seqüencial c/ sigla da UF, ano c/ 2 dígitos)							
Origem do produto							
Razão social/ Nome do produtor	Endereço	Município	UF	CNPJ/CPF	Livro de acompanhamento nº	Registro numérico do estabelecimento rural	
Categoria do estabelecimento produtor							
Viveirista <input type="checkbox"/>	Produtor <input type="checkbox"/>	Unidade agroextrativista <input type="checkbox"/>		Campo de material de multiplicação ou propagação <input type="checkbox"/>			
Dados da cultura							
UR	Variedade	Cultura	Quilogramas	Unidades	Estoque estimado	Data da colheita	Destino
Tratamento fitossanitário							
UR	Pragas	Nome científico	Agrotóxico	Ingrediente ativo	Dosagem	Período de carência	Lauda laboratorial
Declaração adicional							
Este certificado é válido por ___ dias e será nulo se rasurado. A responsabilidade do emitente é limitada ao período estabelecido e à produção da área acima identificada.							
Dados do responsável técnico							
Nome do RT			Nº da credencial			nº do CREA	
Data							
Assinatura							

4—4 エクアドル

エクアドル共和国

目次

1. 林業セクターの概要	8
1. 1 森林資源	8
1. 2 土地利用と土地保有権のカテゴリ	12
1. 3 森林認証	14
1. 4 林業の特徴と木材生産	15
1. 5 木材および木材製品の貿易	17
2 関連政府機関の概要	20
2. 1 関連政府機関	20
3 伐採に関する法律	22
3. 1 伐採に関する法令	22
3. 2 森林に関する法的権利	23
3. 3 木材供給源の種類、管理、伐採計画・許可	23
3. 4 環境配慮に関する要件	26
3. 5 森林管理と伐採作業における雇用と安全性	27
3. 6 森林管理・伐採における社会的配慮要件	28
4 木材の輸送・加工に関する法律	28
4. 1 木材および木材製品の輸送・加工に関する法令	28
4. 2 丸太と木材一次加工品の輸送	29
4. 3 木材および木材製品の加工	31
4. 4 伐採・輸送・加工をモニタリングする管理システム	31
5 木材および木材製品の輸出に関する法制度	32
5. 1 木材および木材製品に関する法令	32
5. 2 製品分類	33
5. 3 法的に義務付けられている書類または記録	33
6 その他	35
6. 1 エクアドルの参加する違法伐採対策に関連する国際的・地域的な取り組み	35
7 聞き取り／現地調査	36
8 REFERENCES	37
添付資料	42
添付資料 1 植林地登録書	42
添付資料 2 伐採許可（植林地および天然林）	43
添付資料 3 「GUÍA DE CIRCULACIÓN」－輸送許可	44
添付資料 4 「GUIA DE CANJE」	45
添付資料 5 「GUIA DE REMISIÓN」	46
添付資料 6 輸出許可書（LICENCIA DE EXPORTACIÓN）	47
添付資料 7 「CERTIFICADO FITOSANITARIO」－植物検疫証明書	48
添付資料 8 CITES 証明書（ワシントン条約証明書）	49

図目次

図 1 エクアドルの植生図	9
図 2 エクアドルの自然植生の組成 (2013)	10
図 3 エクアドルの地域別森林被覆率の変化	11
図 4 エクアドルの土地利用 (2017)	12
図 5 植林地から生産される木材のサプライチェーン	16
図 6 エクアドルの天然林木材サプライチェーン	16
図 7 エクアドルの木材および木材製品輸出額の動向 (米ドル) (2007-2017)	17
図 8 エクアドルから日本への製品別輸出額 (米ドル) (2006-2016)	19
図 9 エクアドルのパルプ・紙輸入額 (米ドル) (2006-2016年)	20
図 10 日本からエクアドルへの紙輸入額 (米ドル) (2006-2016年)	20
図 11 供給源毎の伐採量 (2007 - 2011年)	24
図 12 木材および木材製品の輸送に必要な書類とプロセス	30
図 13 木材および木材製品の輸送に必要な書類とプロセス (簡易加工/土場を經由)	31
図 14 エクアドルにおける輸出の法的手続き	32

表目次

表 1 エクアドルの主な植林樹種	11
表 2 エクアドルの主要な商業用伐採樹種 (天然林と植林地)	12
表 3 森林の種類と所有権	13
表 4 エクアドルの保護区の分類と利用 (2018)	14
表 5 エクアドルにおける FSC 認証の状況 (2018年10月)	14
表 6 エクアドルの主な商業木材樹種 (2010)	15
表 7 エクアドルの林業の推定生産量 (2017)	17
表 8 エクアドルの主要木材製品の輸出 (2017)	18
表 9 エクアドルの林産物輸入額 (2017)	19
表 10 木材および木材製品の伐採、加工、流通、貿易を担当する主な機関	21
表 11 エクアドルの森林利用権、森林管理、伐採許可に関する主な法令	22
表 12 天然林の伐採許可の発行手続き	25
表 13 エクアドルにおけるワシントン条約付属書に記載された樹種	27
表 14 木材および木材製品の輸送と加工に関する法令	28
表 15 木材製品の換算係数	30
表 16 エクアドルから輸出される木材および木材製品の HS コード	33
表 17 木材および木材製品の輸出に必要な法的書類	33
表 18 聞き取り調査先リスト	36

記号一覧

%	パーセント
MM	百万
M ³	立方メートル
N ^o	Number (番号)
USD	米ドル
Ha	ヘクタール (ha)
Km ²	平方キロメートル
ART	条項

略語一覧

ACTO	アマゾン協力条約機構 (Amazon Cooperation Treaty Organization)
AIMA	エクアドル木材産業協会 (Asociación Ecuatoriana de Industriales de Madera)
ALADI	中南米統合連合 (Asociación Latino Americana de Integración)
ASOTECA	エクアドルチーク・熱帯木材生産者連合 (Asociación Ecuatoriana de Productores de Teca y Maderas Tropicales)
BCE	エクアドル中央銀行 (Banco Central del Ecuador)
CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)
COA	環境基本規範 (Codigo Orgánico del Ambiente)
CONAIE	エクアドル先住民連盟 (Confederación das Nacionalidades Indígenas del Ecuador)
COMAFORS	持続可能な森林管理公社 (Corporación de Manejo Forestal Sustentable)
CoC	加工流通過程の管理
COPCI	生産・取引・投資組織法 (Código Orgánico De Producción, Comercio e Inversion)
DAE	輸出税関申告 (Declaración Aduanera del Ecuador)
FLEGT	森林法の施行・ガバナンス・貿易
GADS	分権自治政府 (Gobiernos Autonomos Descentralizados)
GOJ	日本政府
IESS	エクアドル社会保障局 (Instituto Ecuatoriano de Seguridad Social)

INEC	国家統計調査局 (Instituto Nacional de Estadística y Censo)
IRS	国税庁 (Servicio de Rentas Internas del Ecuador)
IUCN	国際自然保護連合
JFA	日本林野庁
FAO	国連食糧農業機関
FSC	森林管理協議会
MAE	環境省 (Ministerio del Ambiente)
MAGAP	農業畜産水産省 (Ministerio de Agricultura y Ganadería Acuacultura y Pesca)
MCPEC	生産調整・雇用・競争力省 (Ministerio de Coordinación de la Producción, Empleo y Competitividad)
MDF	中密度繊維板
MICIP	貿易・産業・漁業・競争力省 (Ministerio de Comercio Exterior, Industrialización, Pesca y Competitividad)
NALADI	ラテンアメリカ統合連合の命名法 (Nomenclatura de la Asociación Latinoamericana de Integración)
NGOs	非政府組織
OTCA	アマゾン協力条約機構
PAFSI	簡易木材伐採プログラム (Programas de Aprovechamiento Forestal Simplificado)
PAFSU	持続可能な木材伐採プログラム (Programas de Aprovechamiento Forestal Sustentable)
PROFORESTAL	エクアドル林業促進・開発ユニット (Unidad de Promoción y Desarrollo Forestal del Ecuador)
RUC	納税者番号 (Registro Único de Contribuyentes)
SAF	森林管理システム (Sistema de Administración Forestales)
SENAE	エクアドル国家税関局 (Servicio Nacional de Aduana del Ecuador)
SENPLADES	国家計画開発事務局 (Secretaría Nacional de Planificación y Desarrollo)
SFP	生産林システム (Sistema de Producción Forestale)
SNAP	国立自然保護地域システム (Sistema Nacional de Areas Protegidas del Ecuador)
SPN	Subsecretaría de Patrimonio Natural (国有財産事務局)

SUIA	環境情報統合システム (Sistema Único de Información Ambiental)
TCA	アマゾン協力条約
TFP	木材伐採プログラム (Programa de Tala de la Madera)
USA	アメリカ合衆国
USAID	米国国際開発庁
ZCL	合法的土地利用転換 (Zona de Conversión Legal)
WWF	世界自然保護基金

1. 林業セクターの概要

1. 1 森林資源

エクアドルは 283,560km² の国土面積を有し、生物多様性の豊かな国々のひとつである。エクアドル本土は、地形別に主に 3 つの地域に分かれる。

- 沿岸地域 (Costa) : エクアドル領の 17% を占める
- 高原地域 (Sierra) : エクアドル領の 21% を占める
- 東部 (Oriente) : 国土の 62% を占める Oriente (東部/アマゾン地域)

また、太平洋のガラパゴス諸島 (Archipiélago de Colón) もエクアドル領である。

エクアドルの主な地形別地域に基づき、一般的に森林は次のように分類することができる。

- アマゾン熱帯雨林 : 東部に分布
- 山岳森林 : 高原地域に分布
- 沿岸熱帯雨林 : 沿岸に分布
- マングローブ林 : 海岸沿いに分布

さらに、エクアドル政府によると、エクアドルの自然植生は、以下のよう詳細に分類することができる。

- Bosque Seco Andino (アンデス乾燥林)
- Bosque Seco Pluviestacional (熱帯乾燥林)
- Bosque Siempreverde Andino Montado (アンデス山脈常緑樹林)
- Bosque Siempreverde Andino de Pie de Monte (アンデス山脈麓常緑樹林)
- Bosque Siempreverde Andino de Ceja Andina (Ceja Andina 常緑樹林)¹
- Bosque Siempreverde de tierras bajas de la Amazonía (アマゾン低地常緑樹林)
- Bosque Siempreverde de tierras bajas del Chocó (チョコ地方低地常緑樹林)
- Manglar (マングローブ林)
- Moretal (オオミテングヤシ林)

FAO (2015) によると、エクアドルの天然林面積は、原生林や天然生林を含め約 1,250 万 ha である。天然林の大半 (約 980 万 ha) がアマゾン熱帯雨林地域に分布する (80%)。エクアドルは、アマゾン地域に重要な原生林が多く残り、世界で最も多様性に富んだ国のひとつとされる。原生林が分布するもう一つの重要な地域は、北部 (エスメラルダス県) の沿岸地域である。図 1 にエクアドルの植生分布を示す。

¹ Ceja Andina はコロンビアとの国境に近いカルチ (Carch) 地方の標高 3000m 付近に分布する原生林を示す

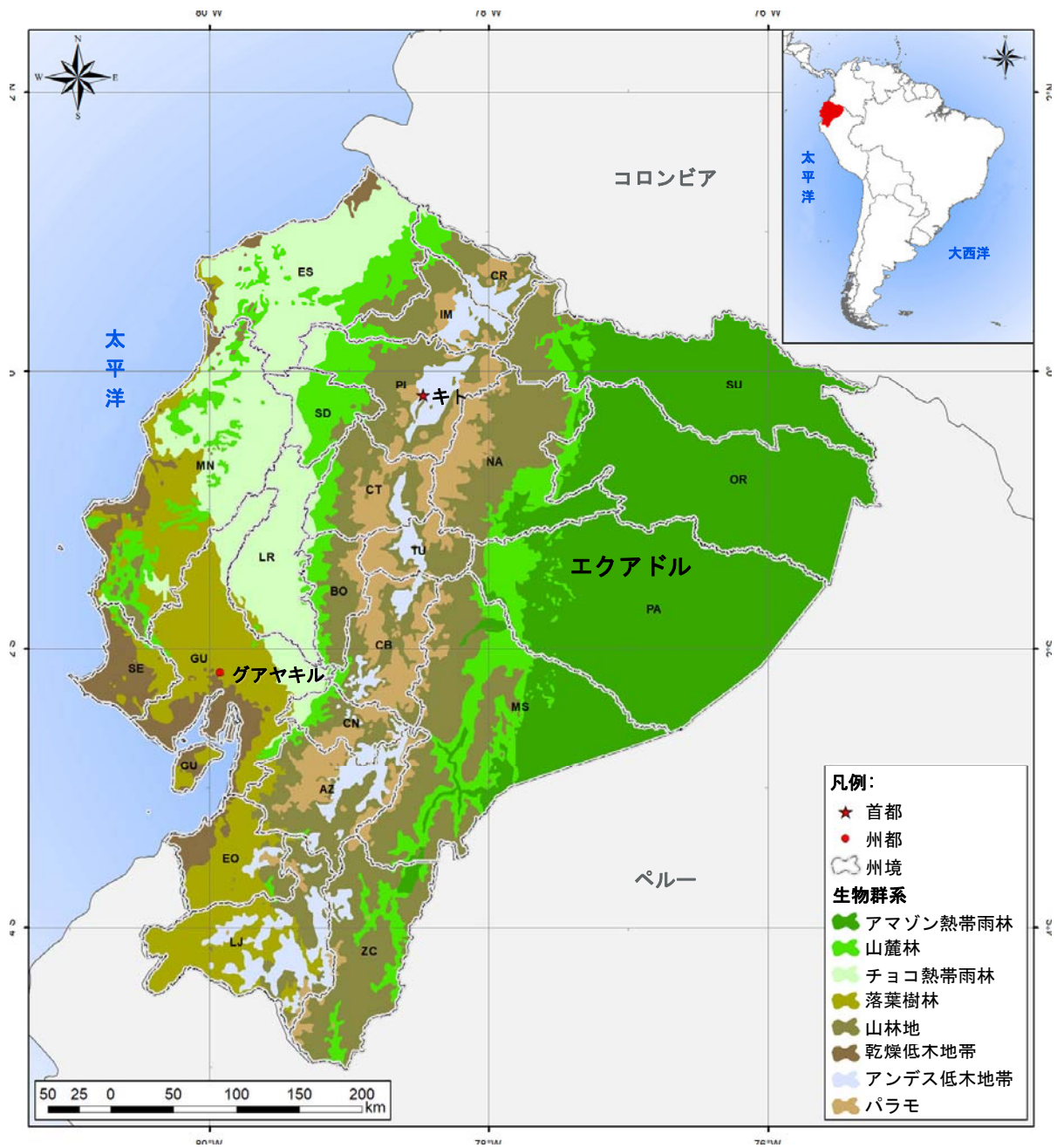


図 1 エクアドルの植生図

上記の詳細なカテゴリーに基づく 2013 年のエクアドルの自然植生の比率を図 2 に示す。

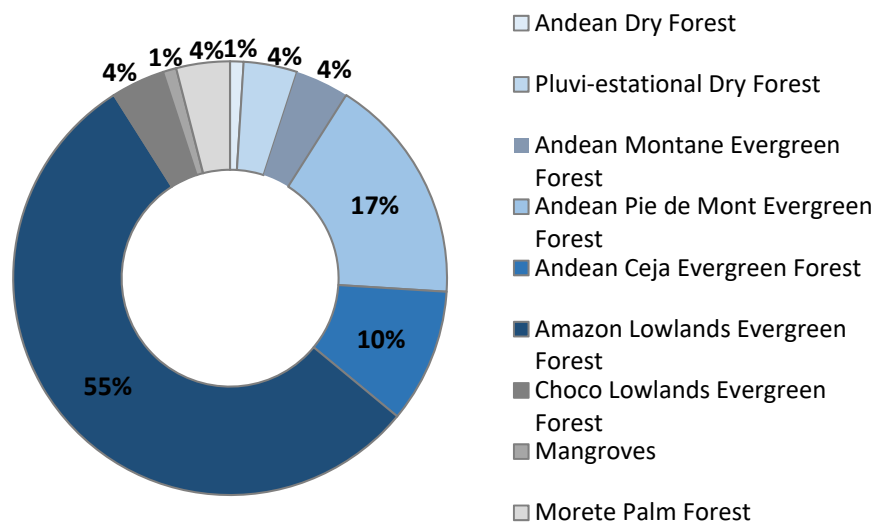


図 2 エクアドルの自然植生の組成 (2013)

出典 : MAE-Sistema de Contabilidad Nacional (2014)

エクアドル環境省 (Ministerio del Ambiente : MAE) (2014) によると、エクアドルの植林地面積は約 14 万 5 千 ha である (表 1)。商業用の植林地には、ユーカリ類 (*Eucalyptus globulus*, *Eucalyptus eurograndis*)、マツ類 (*Pinus radiata*; *Pinus patula*)、チーク (*Tectona grandis*)、バルサ (*Ochroma spp*)、メリナ (*Gmelina arbore*) が利用される。

さらに、エクアドルの植林地は、高原および沿岸地域にも広がっている。ユーカリ・グロブルス (*Eucalyptus globulus*) の植林地の大部分が高原地帯 (特に、ピチンチャ県とインバブーラ県) に、ユーカリ・ユーログランディス (*Eucalyptus urograndis*) 植林地は、沿岸地域 (エスメラルダス県) に分布する。マツの植林地は、コトパクス県、チンボラソ県、ピチンチャ県、ポリバル県に広く分布する。その他の樹種 (チーク、バルサ、メリナ等) は、ロスリオス県、グアヤス県、エスメラルダス県、マナビ県で一般的に見られる。

エクアドルは長年にわたり、違法伐採、放牧地と農地の拡大や石油、金、その他鉱物資源の開発によって森林が減少した。1990 年から 2014 年にかけての森林被覆率の変化を図 3 に示す。エクアドルは、中南米で森林減少率が最も高い国の一つに挙げられる。1990 年から 2000 年の年間森林伐採率は 1.5%、2005 年から 2010 年の伐採率は 1.9%と推定される。

表 1 エクアドルの主な植林樹種

属	樹種	面積 (ha)	%
ユーカリ	<i>E. globulus</i>	16.248	11,2%
	<i>E. urograndis</i>	2.094	1,4%
	<i>E. saligna</i> + <i>E. robusta</i>	249	0,2%
	小計	18.592	12,8%
マツ	<i>P. radiata</i>	16.146	11,1%
	<i>P. patula</i>	7.111	4,9%
	<i>P. pseudostrobus</i> + <i>P. muricata</i>	57	0,04%
	小計	23.314	16,1%
	ユーカリとマツの合計	41.906	28,9%
その他の樹種	チーク (<i>Tectona grandis</i>)	48.442	33,4%
	バルサ (<i>Ochroma spp</i>)	18.858	13,0%
	メリナ (<i>Gmelina arborea</i>)	7.418	5,1%
	その他 (175 樹種)	28.356	19,6%
	その他の樹種の合計	103.073	71,1%
	合計	144.979	100,0%

出典：MAE (2014)

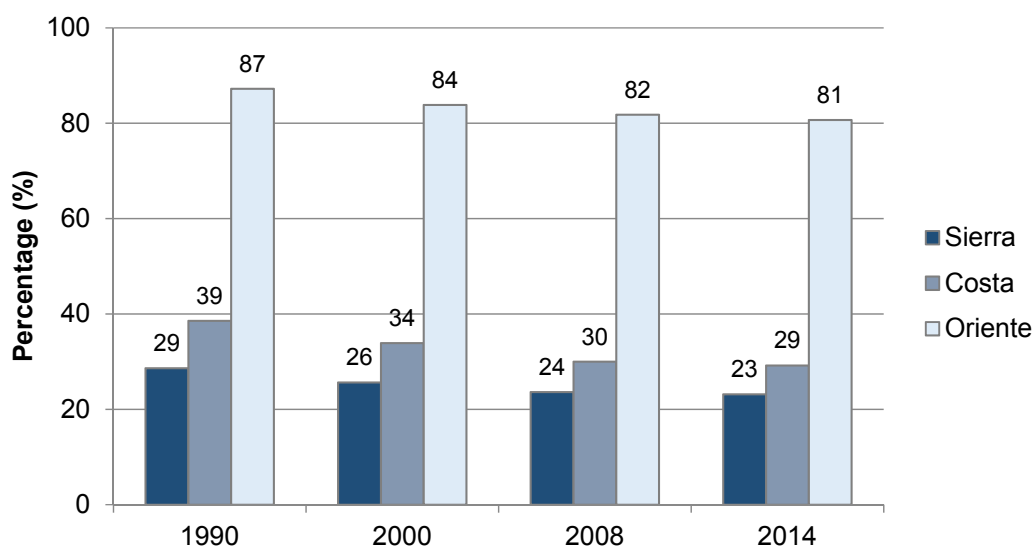


図 3 エクアドルの地域別森林被覆率の変化

出典：MAE-SUIA (2015)

エクアドルの天然林は、アマゾン地域とエスメラルダス県（北部沿岸地域）に広く分布する。天然林から 120 以上の木材樹種が伐採され国内市場で取り引きされる。一方、植林地は、少ない面積にもかかわらず、産業用木材の重要な供給源となっている。

エクアドルの天然林と植林地から伐採される最も重要な樹種を表 2 に示す。

表 2 エクアドルの主要な商業用伐採樹種（天然林と植林地）

Native Species		Planted Species
Major harvested species: <ul style="list-style-type: none"> Anime (<i>Protium spp.</i>); Pulgande (<i>Dacryodes spp.</i>); Shimbillo (<i>Inga spp.</i>); Guarumo macho (<i>Pouroma chocoana</i>); Kapol (<i>Ceiba pentandra</i>); Guachapele (<i>Pseudosamanea guachapele</i>); Ipe (<i>Tabebuia spp.</i>); Yellow Ipe (<i>Tabebuia chrysantha</i>); Quina (<i>Myroxylon peruiferum</i>). 	Important commercial species: <ul style="list-style-type: none"> Laurel (<i>Cordia alliodora</i>); Balsa (<i>Ochroma lagopus</i>); Sande (<i>Brosimum utile</i>); Sangre de Gallina (<i>Otoba glycyarpa</i>); Chuncho (<i>Cedrelinga catenaeformis</i>); Azucena (<i>Prumnopitys spp.</i>); Copal (<i>Tratinnickia glaziovii</i>). 	Common commercial species: <ul style="list-style-type: none"> Pino (<i>Pine spp.</i>); Eucalipto (<i>Eucalypt spp.</i>); Balsa (<i>Ochroma lagopus</i>);

出典：FLEGT

1. 2 土地利用と土地保有権のカテゴリー

国家統計調査局（Instituto Nacional de Estadística y Censo – INEC）²によると、エクアドルの土地利用は、永年性作物、一過性作物（transitional crop）、自然放牧、管理放牧、山林、天然林、湿地、再生林、人工林、その他の利用に分類される。

図 4 に、エクアドルのカテゴリー別土地利用を示す。エクアドルで最も重要な土地利用は天然林（50%）、続いて山林である。

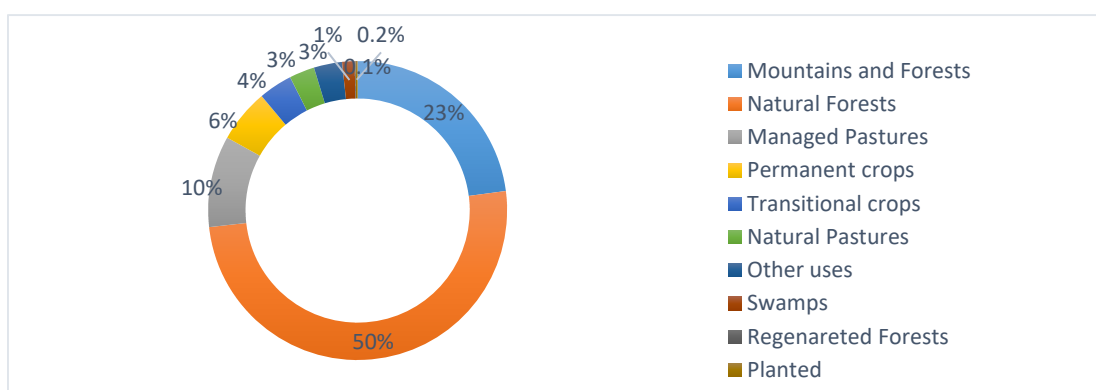


図 4 エクアドルの土地利用（2017）

出典：INEC（2018）

² INEC は、農地および林地の土地利用情報しか出していない。インフラ開発を始めとするその他の土地利用面積（ha）に関する完全な情報はない。

2008年に制定された現行の憲法は、土地の個人所有権と民間所有権について規定する。世界森林資源評価（FAO, 2015）によると、土地保有権は3種類のカテゴリーに分かれる。

- 公有地：国の行政機関または公共機関が所有する土地。これらの土地には、国有自然地域（State Natural Areas）、国有林、国有保安林（State Protection Forests）の他、先住民が習慣的に所有する土地が含まれる
- 私有地：個人、家族、先住民と地域コミュニティ、民間協同組合、法人、その他民間企業、宗教法人、私立学校、個人年金基金、個人投資基金、非政府組織（NGO）、自然保護協会などの民間機関が所有する土地
- 所有者不明地：所有権のない森林区域

法制度、法執行の欠如、不完全な不動産登記制度などの問題によりエクアドルの土地所有権には問題があり、特にアマゾン地域で顕著である。一方、沿岸地域では、農地の大半が合法的な土地所有権の下管理されている。

公有地と私有地の両方で、森林管理を促進し土地利用を明確にするため、エクアドル政府は、2017年に施行した環境基本規範（Codigo Orgánico del Ambiente 2017：COA 2017）に基づいて、森林地域に4種類の土地保有権を定めた（表3）。

表3 森林の種類と所有権

森林の種類	内容	所有権の種類	
国有永久生産林 (Permanente State Production Forest)	商業伐採を目的とした森林で、優先順位に従って開発される	公有地	-
私有永久生産林 (Permanent Private Production Forests)	商業伐採を目的とした森林	-	私有地
保護林	人工林または天然林の保護されている森林と植生	公有地	私有地
研究用などを目的とした特別地域	特に、研究、エコツーリズムなど特別利用の森林地域および植生地域	公有地	私有地

エクアドルは、環境省が管理する国立自然保護地域システム（SNAP：Sistema Nacional de Áreas Protegidas del Ecuador）の下で天然林の重要保護区を設定した。保護区の総面積は63,886 km²（天然林）である。表4に、保護区の種類と数および利用を示す。

表 4 エクアドルの保護区の分類と利用（2018）

保護区／カテゴリー	数	利用
国立公園	11	エコツーリズムと研究は可能であるが、天然資源の開発は禁止されている
生態系保護区（Ecological Reserve）	9	科学研究を目的とする地域。エコツーリズムや天然資源開発などの活動は禁止されている
海洋保護区（Marine Reserve）	3	利用は、年間管理計画に記載される保護区のニーズによって異なる
生物学的保護区（Biological Reserve）	5	科学研究を目的とする地域。エコツーリズムや天然資源開発などの活動は禁止されている
野生生物保護区（Wildlife Reserve）	5	利用は、野生生物保護区の管理計画によって定められるが、一般的に、研究、エコツーリズム、持続可能な管理などの活動は許可される
植物保護区（Geobotanical Reserve）	1	エコツーリズムと研究が可能
野生生物保護区（レフュージ）（Wildlife Refuge）	10	研究・環境モニタリングのみ許可される。
レクリエーション地域	6	天然資源の持続可能な管理、エコツーリズム、研究などの活動が可能

出典：SNAP（2018）

1. 3 森林認証

エクアドルで森林管理協議会（Forest Stewardship Council：FSC）の森林管理認証は限られている。合計で、4件の認証、5万7千haの認証を受けた植林地がある（エクアドルの植林地合計面積の39%）。これまでエクアドルで認証を受けた天然林管理はない。

またバルサとユーカリで2社が管理木材の認証を受けている。CoC認証を取得している企業は17ある。

表 5 エクアドルにおける FSC 認証の状況（2018年10月）

認証の種類	認証数	認証面積（ha）
FSC－森林管理	4	57,466.09
FSC－管理木材	2	-
FSC－加工流通過程の管理（CoC）	17	-
合計	23	57,466.09

出典：FSC エクアドル（2018）

エクアドル政府は森林認証制度を支持するが、事業者に対して認証取得のためのインセンティブは設けていない。

1. 4 林業の特徴と木材生産

エクアドルでは、森林所有者と製材業者が連携し組織化されている。主な連合は、エクアドル木材産業協会（Asociación Ecuatoriana de Industriales de la Madera : AIMA）³とエクアドルチーク・熱帯木材生産者協会（Asociación Ecuatoriana de Productores de Teca y Maderas Tropicales : ASOTECA）⁴である。これら協会が、エクアドルの林業の促進と政策に大きな役割を果たしている。

木材の主な消費者は、合板メーカー、中密度繊維板（MDF）メーカー、パーティクルボードメーカー、バルサ加工業者、木材チップ業者、製材業者である。他の中南米諸国と異なり、エクアドルは、パルプの生産を行っていない。

表 6 に、エクアドルの主要な商業用木材樹種を示す。エクアドルの産業用木材消費の合計は、約 370 万 m³/年である。そのうち、約 200 万 m³が植林地から生産されると推定される。

表 6 エクアドルの主な商業木材樹種（2010）

樹種	一般名	量 (m ³)	主なマーケットと用途
<i>Ochroma pyramidale</i>	Balsa	794,359. 45	輸出（ブロックとパネル）
<i>Eucalyptus globulus</i>	Eucalyptus	619,243. 35	輸出（チップ）、薪、製材
<i>Pine radiata</i>	Pine tree	470,493. 80	合板、パーティクルボード、MDF、製材
<i>Cordia alliodora</i>	Laurel	284,644. 57	製材
<i>Schizolobium parahybum</i>	Pachaco	188,986. 82	合板および製材
<i>Tectona grandis</i>	Teca	181,915. 43	輸出（丸太、角材）
<i>Pollalesta discolor</i>	Pigue	132,948. 35	製材（木箱、パレット、建材）
<i>Brosimum utile</i>	Sande	66,247. 84	合板
<i>Trichospermum spp</i>	Pichango	61,772. 54	製材／建材
<i>Brosimum sp.</i>	Lechero	43,908. 35	製材および合板
-	その他の樹種	844,659. 69	-
合計		3,689,180.19	

出典：MAE（2013）

マツ（*Pine spp.*）とユーカリ（*Eucalyptus spp.*）の植林地は、木材パネル産業の主要な木材供給源であり、ユーカリの植林地は、木材チップ産業の唯一の原材料供給源でもある。その他産業用木材の重要な供給源は、バルサ（*Ochroma pyramidale*）とチークの植林地である。

図 5 に、エクアドルの植林地から生産される木材のサプライチェーンを示す。

³ エクアドル木材産業協会（Asociación Ecuatoriana de Industriales de la Madera : AIMA）
<http://www.aima.org.ec/>

⁴ エクアドルチーク・熱帯木材生産者協会（Asociación Ecuatoriana de Productores de Teca y Maderas Tropicales : ASOTECA）
<https://www.asoteca.org.ec/>

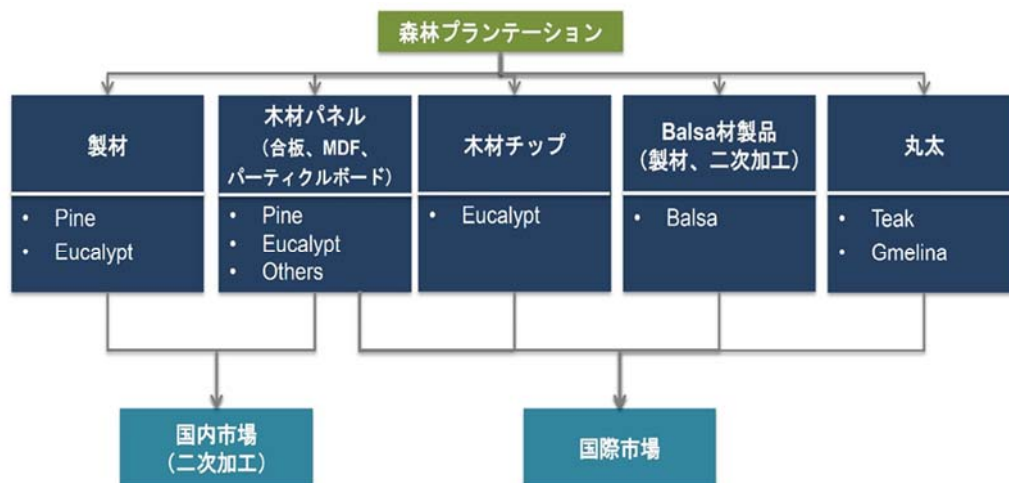


図 5 植林地から生産される木材のサプライチェーン

エクアドルでは、天然林から 120 種以上の樹種が利用されると推定され、その伐採量の大半が自国のマーケットで取り引きされる。天然林木材を伐採、加工する事業者は植林地事業者と比較すると小規模であり、一般的に生産能力が限られている。天然林からの丸太は、主に建設用や付加価値製品（家具、ドア、床材などの）に利用される。また一部の天然林木材は、合板に利用される。図 6 に、エクアドルの天然林から生産される木材のサプライチェーンを示す。

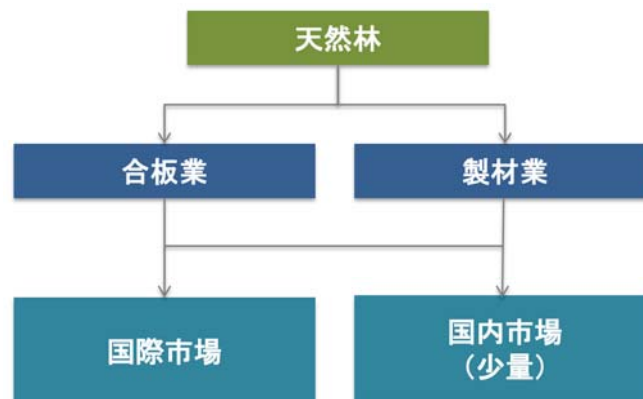


図 6 エクアドルの天然林木材サプライチェーン

エクアドルの木材生産に関する最新の一貫性のあるデータはない。AIMA、ASOTECA、環境省、農業畜産水産省（(Ministerio de Agricultura y Ganadería Acuicultura y Pesca : MAGAP)、民間企業から収集した情報に基づき推定したエクアドルの林業生産量を表 7 に示す。

表 7 エクアドルの林業の推定生産量（2017）

製品	推定生産量 (m ³)
製材*	700,000
合板*	180,000
パーティクルボード**	310,000
MDF**	76,000
バルサ材**	160,000
チーク（丸太）**	140,000
木材チップ**	90,000
合計	1,656,000

*天然林と植林地

**植林地

1. 5 木材および木材製品の貿易

エクアドルの製材業は比較的良好に発展しているが、大企業数は少ない。大手企業は国際市場に木材製品を供給する。

バルサ、チーク、木材チップ業はほぼすべての製品を輸出している。合板、パーティクルボード、MDF（中密度繊維板）など木材パネル産業もまた、製品のかなりの部分を輸出している。

図 7 に、エクアドル中央銀行がまとめたエクアドルの木材製品の輸出傾向を示す。輸出総額は 2017 年に約 3 億米ドルに達した。

主な輸出用林産物は合板、パーティクルボード、バルサ材、チーク丸太、木材チップである。これら 4 つの製品を合わせると、エクアドルの林業セクター輸出の約 95% を占める。エクアドルは、規模は小さいが、MDF や家具、木製扉などの付加価値製品なども輸出している。

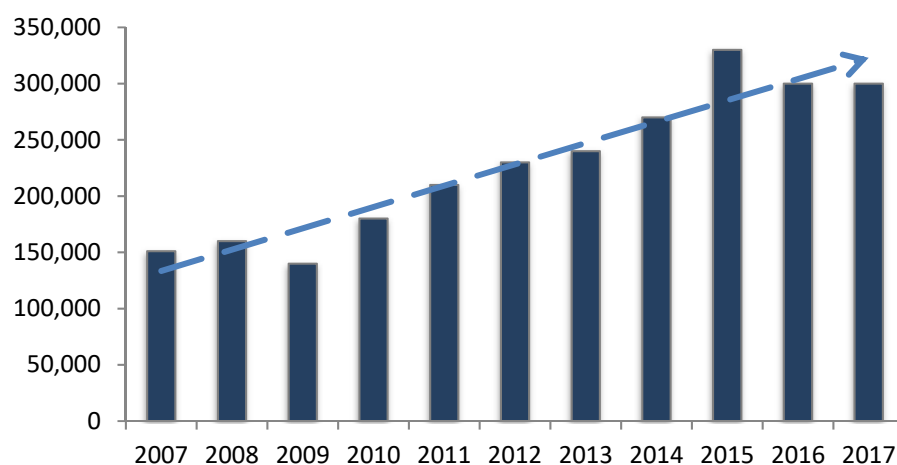


図 7 エクアドルの木材および木材製品輸出額の動向（米ドル）（2007-2017）

出典：COMAFORS（2018）

木材製品の 2017 年の輸出について表 8 に示す。エクアドルは中南米の木材供給で重要な位置を占め、コロンビア、パナマ、ペルー、チリといった中南米諸国に家具、パーティクルボード、合板、MDF を輸出している。

米国は主にエクアドルの合板メーカーにとって重要なマーケットであるが、家具、ドア、バルサ材の重要な輸出先でもある。バルサ材の輸出先は多様化しており、主な輸出国として、米国の他に、中国、リトアニア、ポーランド、デンマーク、ドイツが挙げられる。

一方で、エクアドルのチーク材の 90%以上がインドに輸出される。また、近年は中国とバングラデシュへの輸出も伸びてきている。

表 8 エクアドルの主要木材製品の輸出（2017）

製品	価額 (千米ドル)	%
合板	45,018	15,1%
MDF	6,447	2,2%
パーティクルボード	97,182	32,5%
バルサ材	90,537	30,1%
チーク（丸太）	42,402	14,1%
木材チップ	10,560	3,6%
家具およびドア	4,751	1,6%
木製ドア	1,414	0,5%
その他	722	0,2%
合計	299,035	100%

出典：AIMA（2017）

2018 年でエクアドルの木材チップメーカーは 1 社しかなく、2011 年以降、エクアドルで製造された木材チップはすべて日本に輸出されている。輸出量は、2015 年に減少したが、全体的に増加傾向にあり 2011 年から 2016 年までの期間に 161%成長した。

図 8 に、2006 年から 2016 年までの日本へのエクアドルの木材チップ輸出額を示す。

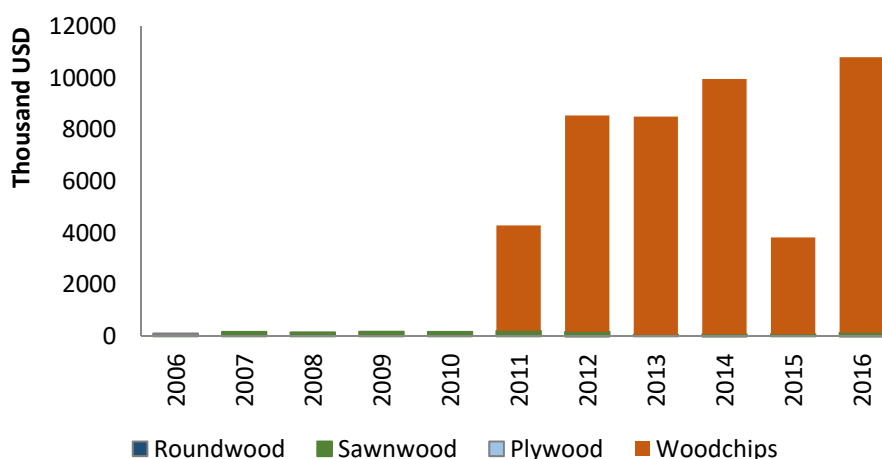


図 8 エクアドルから日本への製品別輸出額（米ドル）（2006-2016）

出典：Trademap（2018）

エクアドルは木材製品の輸入も行っており、特に木材パルプと紙の輸入によって貿易収支はマイナスとなっている。エクアドル中央銀行がまとめた木材製品輸入額を表 9 に示す。

表 9 エクアドルの林産物輸入額（2017）

製品	輸入額 (千米ドル)	%
パルプと紙	297,000	85,8%
MDF	21,122	6,1%
家具とドア	17,173	4,9%
パーティクルボード	9,275	2,7%
その他	1,534	0,4%
合計	346,104	100%

出典：AIMA（2017）

前述のとおり、主な輸入林産物はパルプと紙（総額の 85.8%）である。エクアドルの紙生産は、段ボール紙、梱包材、ティッシュペーパーである。生産には、リサイクル繊維（紙ごみ・リサイクル紙）と輸入パルプを使用し、リサイクル原料が約 90%、バージンパルプが 10%である（Rubadeneira, 2015）。パルプと紙は主にコロンビア、ブラジル、チリ、中国から輸入する。

2006 年から 2016 年のパルプ・紙の総輸入額および日本からの輸入額の詳細を図 9 と図 10 に示す。

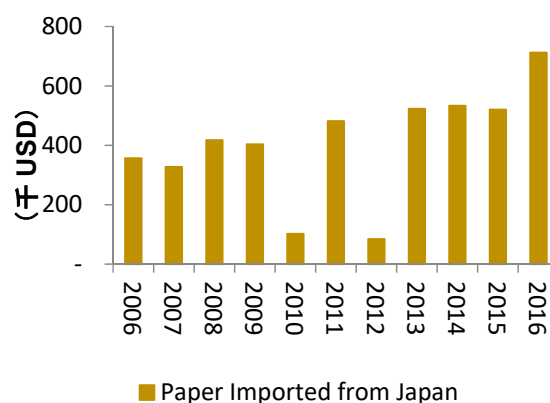
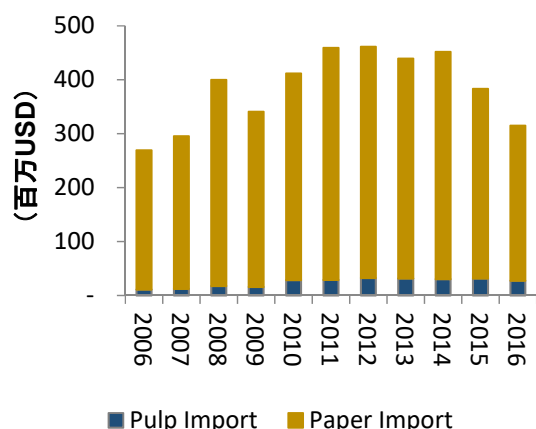


図 9 エクアドルのパルプ・紙輸入額（米ドル）（2006-2016 年）

図 10 日本からエクアドルへの紙輸入額（米ドル）（2006-2016 年）

出典：Trademap（2018）

家具の輸入先は主に、スペイン、中国、ブラジルである。パーティクルボードと MDF は主に、中国、チリ、ブラジル、コロンビアから輸入する。

2 関連政府機関の概要

2.1 関連政府機関

エクアドル憲法（2008）は、第 395 条で以下の環境原則を認めている。

- 国は、環境的にバランスのとれた文化の多様性を尊重する持続可能な開発モデルを保証し、生物多様性と生態系の自然再生能力を保全し、現在と未来世代のニーズの充足を確保する。
- 環境管理政策を横断的に適用し、あらゆるレベルの行政機関および国内の自然人と法人すべてに対して遵守が求められる。

エクアドルの森林活動を規制・管理する最も重要な政府機関は、環境省と農業畜産水産省である。

環境省が、エクアドルの天然林の規制、促進、育成、商業利用を担当する。環境省の下に、国有財産事務局（Subsecretaria de Patrimonio Natural : SPN）と国家森林局（Dirección Nacional Forestal）が設置されている。

2015 年 9 月 30 日に環境省と農業畜産水産省との間で締結された省庁間合意 No. 3（Acuerdo Interministerial nº 03）に基づき、植林地に関する所管を環境省から農業畜産水産省に移し調整することが定められた。農業畜産水産省の中で、植林地関連業務を担当するのは、森林生産事務局（Subsecretaria de Producción Forestal）である。

さらに、エクアドル 24 県のニーズを満たすため、農業畜産水産省と環境省は、各県に設置された分権自治政府（Decentralized Autonomous Government : GAD）⁵と調整を行う。GAD は、環境基本規範を各県で実施し、公有林における森林資源の保護・促進の計画およびプログラムの策定を許可する。

エクアドルの天然資源管理と保全は、環境基本規範によって規定され、以下が目的として設けられる。

1. 国が批准した国際合意および憲法で定める、健全な環境と自然に関する権利、保証、原則を規制する
2. 国の公共政策を導く原則と環境ガイドラインを定める。公共機関の計画・決定・実施の手段とプロセスに国家環境政策を反映させることを義務として規定する
3. 国家分権型環境管理システム（National Decentralized System of Environmental Management）の基本方針とその適用における市民の共同責任を定める
4. 生態系、生物多様性とその構成要素、遺伝的遺産、国家森林遺産、環境サービス、沿岸海域資源と天然資源の保全、持続可能な利用、再生のメカニズムと手段を定め、実施、奨励する
5. 自然、文化的多様性、現在および未来世代の権利への尊重を促進する基準を設定し、悪影響や環境被害を与える活動を規制する
6. 動物の福祉、保護、責任ある管理および都市樹木の管理を規制し促進する
7. 環境への悪影響を防止、最少化、回避、抑制し、劣化した自然空間の回復・再生対策を策定する
8. 自然の保全、保護、再生、総合的な回復およびその便益の創出に適切な方法で人々が参加することを保証する
9. 国の定める要件と優先事項に従って、環境管理と調査活動を担当する公共団体、民間団体、市民社会団体を調整し、環境情報の作成を促進・奨励する仕組みを確立する
10. 緩和・適応行動によって気候変動の影響に取り組む効果的で効率的な横断的な対策を策定する
11. 国家環境政策の執行機関としての国家環境局の属性、GAD の環境管理能力、国家分散環境管理システムの実施を決定する。

伐採、加工、流通、貿易を担当する主要な政府機関とその役割および責任を表 10 にまとめる。

表 10 木材および木材製品の伐採、加工、流通、貿易を担当する主な機関

組織名	役割と責任
環境省 (MAE)	<ul style="list-style-type: none"> - 天然林を所管する。天然林の木材伐採許可や木材輸送許可を発行し、伐採管理などを行う - CITES 管理当局

⁵ エクアドル 2008 年憲法第 238 条によって、分権自治政府（GAD）とは、地方教区委員会（rural parish boards）、市議会、首都教区議会（metropolitan councils）、県議会、地方議会であると規定される。GAD は、政治的、行政的、経済的自治を有し、そのガバナンス原則として連帯、補助、領土間平等、統合、市民参加が挙げられる。

組織名	役割と責任
農業畜産水産省 (MAGAP)	- 植林地を所管する。植林地の開発・促進、伐採、マーケティング、管理および商業目的の持続可能な管理、商業樹種の苗木に関する権限を有し、植林地の伐採許可、輸送許可等を発行する
エクアドル中央銀行 (BCE)	- 木材貿易統計および取引規制を担当する
国家計画開発事務局 (SENPLADES)	- 天然林の年間伐採許可量など国家計画を担当する
GAD	- 県レベルの公有林森林計画と森林統計を担当する

3 伐採に関する法律

3.1 伐採に関する法令

エクアドルでは、天然林および人工林の伐採に伐採許可が必要である。省庁間合意No. 3/2015に基づき、環境省が天然林の伐採許可の発行、農業畜産水産省が植林地の伐採許可の発行を担当する。表11に、森林管理、伐採許可、その他関連法に関する重要な法令を示す。

表 11 エクアドルの森林利用権、森林管理、伐採許可に関する主な法令

法令	年	内容
環境基本規範 (COA 2017)	2017	環境権に関する規定を設け、環境の持続可能性、保全、保護、回復を確保する
省庁間合意 No.001	2015	採掘活動、林業活動、および類似の活動における機械類および大型機器の使用について規制する
省庁間合意 No. 003	2015	天然林の法的責任の所在を環境省に、植林地の法的責任の所在を農業畜産水産省に定める
省庁間合意 No.125	2015	亜熱帯林の持続可能な管理を規制する
行政命令 286	2014	植林地の権限を環境省から農業畜産水産省に移譲する
省庁間合意 No.130	2010	コミュニティの森林資源開発と利用のための「社会森林プログラム (Programa Socio Bosque)」を定める
省庁間合意 No.139	2010	木材伐採に関する行政手続きを定める

法令	年	内容
省庁間合意 No.041	2004	立木の伐採権に関する規定を設け規制する
省庁間合意 No.040	2004	植林地の木材伐採とアグロフォレストリーシステムの樹木利用を定める
省庁間合意 No.039	2004	湿性熱帯雨林の木材伐採の持続可能な森林管理を規制しその他の規則を定める
省庁間合意 No.038	2004	森林管理システムを定める
省庁間合意 No.053	2001	検問所における木材検査について規定する

3. 2 森林に関する法的権利

エクアドルで土地の権利と開発を担当する局は、農業畜産水産省の下にある土地・土地改革事務局（Subsecretary of Land and Land Reform）である。この政府当局の役割は、農村および伝統的に所有する土地基本法（Ley Organica de Tierras Rurales y Ancestrales）で次のように定められている。

- 農村地帯を所有し、その権利を有するが、財産権を持たない個人または法的に対して財産所有権を発行する。
- 本来の所有者に土地を譲渡する。
- 条件付き土地の収用を宣言する。
- 農地の登記簿を作成・管理する。
- 農地改革を完了する。

土地保有権に関する既存の法律および政府の取り組みにもかかわらず、USAID（2012）によると、土地の約 60%が定められた土地所有権の更新を行っていない。そのため、私有地の森林に必要な伐採許可を得る際に支障を及ぼすことが多い。

歴史的背景から、エクアドルの天然林の大半は、先住民や地域コミュニティが慣習的に所有、利用してきた。先住民グループは、法的文書や土地所有権を持っていないことが多いが、天然資源を利用する権利は憲法によって保護されているため、法的文書がないことによって彼らの天然資源を利用する権利が妨げられることはない。一方、法的文書の不備から、先住民や地域コミュニティはクレジットや融資の利用に関して制限を受ける。

3. 3 木材供給源の種類、管理、伐採計画・許可

エクアドルにおける合法的な木材供給源は、天然林と人工林の他、アグロフォレストリーシステムとパイオニア・フォーメーションと称される自然倒木やインフラ事業（道路開発、送電線設置、石油パイプライン設置等）に伴う伐採木材の利用がある。

なお、エクアドルに木材生産のための森林コンセッション制度はない。森林コンセッション制度は、1980年代に廃れた（TRAFFIC, 2013）。

エクアドルでは、主に植林地に由来する木材の消費が増加傾向にある。図11に、2007年から2011年の供給源毎の伐採量を示す。

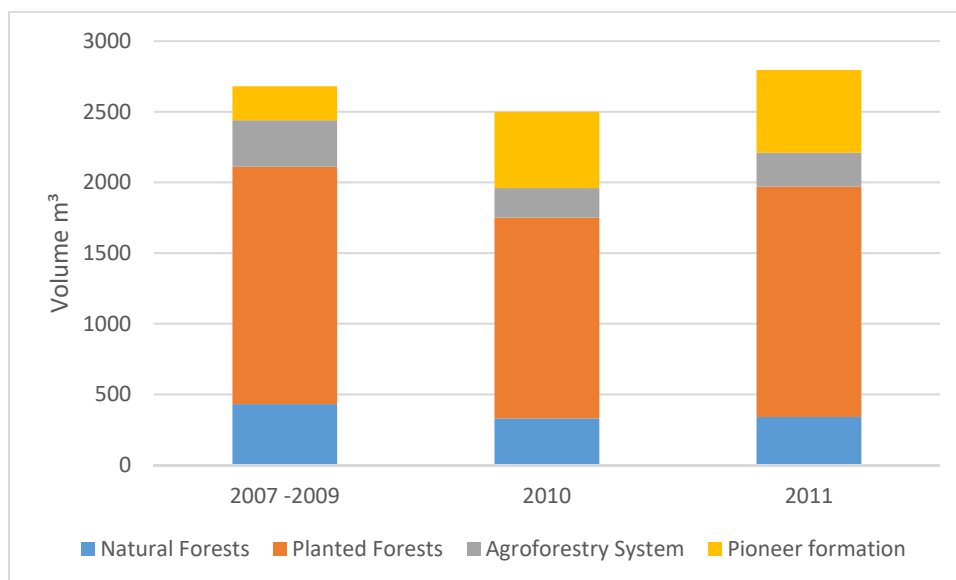


図11 供給源毎の伐採量（2007 – 2011年）

出典：Palacios y Malessa（2013）に基づく

*土地利用転換からの伐採量に関する正式な統計データは入手不可能であった

植林地から生産される木材の割合は近年増加し、現在は、産業用木材の総供給量の約50%を占め、大企業が加工に利用する木材の大半が植林地由来である。アマゾン地域や北部沿岸（エスメラルダス県）沿いの小規模の製材所では主に在来樹種が使用される。

● 天然林

環境省は、省庁間合意 No.139（2010）第2条に従って伐採許可（Licencia de Aprovechamiento Forestal）を発行し木材の使用を許可する。天然林の伐採には、統合管理計画の作成と承認が必要である。管理計画の期間は、規則に定める伐採タイプの要件に従って異なる（省庁間合意No.139/2010第4条）。エクアドルの天然林の伐採に関する重要な規制は、森林の持続可能な管理に関する省庁間合意No. 125（2015）、行政手続きの管理および木材伐採許可に関する省庁間合意No. 130（2010）、伐採手続きを管理する省庁間合意No. 139（2010）に定められる。表12に、天然林の伐採に関する許可のタイプと基本的な手続きについて示す。

表 12 天然林の伐採許可の発行手続き

段階	内容
森林統合管理計画 (Integral Management Plan) の作成と提出	<p>エクアドルの木材伐採の手続きは、伐採面積、森林利用者の詳細（小規模所有者、共同財産、民間事業）と伐採の強度（択伐、皆伐、機械による採取や機械化された工業的な採取を行わない伐採）によって異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 択伐：持続可能な森林管理計画（Programas de Aprovechamiento Forestal Sustentable – PAFSUs）は、中規模から大規模の森林管理で機械化された伐採による。有効期間は2年である。 • 択伐：小規模の森林管理で非機械化された伐採作業による簡易な管理計画（Programas de Aprovechamiento Forestal Simplificado – PAFSI）。木材採取が1区画に制限される。有効期間は5年である。 • 皆伐：合法的土地利用転換の伐採プログラム（Programa de Corta para Zona de Conversión Legal - ZCL）1年間有効。伐採面積は総面積の30%を超えてはならない。
森林インベントリの作成と提出	伐採予定樹木はすべて直径と樹高を計測し、位置情報を記録する。ZCL では位置情報は必要ない
Regente Forestal（森林監督官） ⁶ による検査	森林監督官（Regente Forestal）が、現地検査を実施し、所管である環境省に報告する。省庁間合意 No. 139/2010 第29条により、現場調査は、PAFSI および PAFSI（対象地域の25%）、ZCL（100%）と定められる
伐採許可の発行	森林監督官の現地調査結果に基づき、環境省は、樹種毎の伐採許可量（クレジット）を示した伐採許可を発行する。クレジットは、木材輸送許発行の根拠となり、発行日から最長1年間有効である（省庁間合意 No. 139/2010 第25条）。

• 人工林

エクアドルでは、商業用の植林地はすべて私有である。上述したとおり、植林地の伐採許可発行は農業畜産水産省が所管する。植林地伐採に関するガイドライン、承認、

⁶ 森林監督官（Regente Forestal）とは、環境省が認定し、国家森林局から任命された専門家で、技術支援および森林・伐採管理の監督を行う。

実施については、省庁間合意 No. 327（2014）にて規定される。伐採許可発行を担当するのは、農業畜産水産省の生産林事務局（Subsecretaria de Producción Forestal）である。

植林地における伐採許可を取得する基本的な手続きと要件は以下のとおりである。

- 植林地の登録（Plantation Registration）：植林地の登録は義務ではないが、伐採許可を取得するには登録が必要である。また、補助金を申請するために必要であり、登録によって土地税も軽減される（植林地は非課税）。植林地登録には、土地所有権や納税者番号（RUC）などの法的書類が必要である。添付資料の1に植林地登録証明書の例を示す。
- 森林インベントリ：事業者は、農業畜産水産省のマニュアルに基づきインベントリを作成する。マニュアルには、サンプルプロットの設定、樹木の計測手順、インベントリの様式が含まれる
- 伐採計画：森林インベントリに基づいて、年間伐採計画案を提出する。伐採計画では、伐採する樹種と量が示される。
- 現場検査：農業畜産水産省の専門家は、提出された森林インベントリと伐採計画の現場検査を行う。
- 伐採許可の発行：専門家の報告に基づき、農業畜産水産省は伐採許可を発行する。伐採許可には伐採許可量（クレジット）が示され、木材輸送許発行の根拠となる。添付資料2に伐採許可のサンプルを示す。

3. 4 環境配慮に関する要件

エクアドルの天然林と植林地の伐採の規則は、傾斜地での伐採を制限し水源への影響を考慮する。天然林、植林地管理に関する主な環境規制は以下である：

- 天然林：省庁間合意 No. 125/2015 第7条によって、水源の保護について規制し、樹木の保護と沿道の保全を図る。また、第14条と第16条で、45度を超える傾斜地の伐採には低インパクト伐採施行の適用を定める
- 植林地：省庁間合意 No. 327/2014 第21条は、水源および傾斜地を保護について規定する。

エクアドルにおいて商業的に価値があり、ワシントン条約（CITES）付属書に記載される樹種は、ローズウッド（*Aniba roseodora*）とマホガニー（*Swietenia macrophylla*）（付属書II）およびセドロ（*Cedrela odorata*と*Cedrella fissilis*）（付録III）である。これら樹種は、アマゾン地域の天然林に分布する。

エクアドルでは、環境省が、CITES 許可の発行を行う管理当局である⁷。表13にワシントン条約で規制されるエクアドルの木材樹種を掲載する。

⁷ エクアドルの CITES 科学当局は、Universidad Estatal de Guayaquil、Instituto Oceanográfico de la Armada、Instituto Nacional de Pesca、Escuela Politécnica Nacional、Universidad Central del Ecuador、Museo Ecuatoriano de Ciencias Naturales、Pontificia Universidad Católica del Ecuador、Universidad San Francisco de Quito、EcoCiencia、Fundación Charles Darwin、Universidad Técnica Particular de Loja など11の機関で構成される。

表 13 エクアドルにおけるワシントン条約付属書に記載された樹種

Appendix	樹種	
Appendix II	<i>Aniba roseodora</i>	ローズウッド
Appendix II	<i>Switenia macrophylla</i>	マホガニー
Appendix III	<i>Cedrela fissilis</i>	セドロ
Appendix III	<i>Cedrela odorata</i>	スパニッシュシダー

出典：ワシントン条約（2018）

また、エクアドルでは、環境基本規範第 135 条により、2017 年から科学的目的の限られた数量を除き、天然林、植林地を問わず丸太の原木輸出を禁じている。そのため、インド等に輸出されていたチークの丸太は角材にして輸出されるようになった。この場合は、加工製品と見なされ、輸出が許可される。

3. 5 森林管理と伐採作業における雇用と安全性

エクアドルの労働省は、労働司法・家事労働認識に関する基本法（2015）（the Organic Law of Labor Justice and Acknowledgement of Household Work）に基づく国家就業規則・条件に基づく契約のもとですべての労働者を雇用することを義務付けている。

また、社会保障法（Social Security Law）（2014）は、「すべての労働者は保護される」と規定しており、労働内容に関わらず、すべての労働者は、社会保障制度に登録される必要がある。

さらに、労働法（the Labor Law）第 244 条によって、雇用主はエクアドル社会保障庁（IESS）にすべての労働者を登録し、登録を怠った場合 7 日以上の刑に服することになる。

林業に関しては、農業畜産水産省の決議 No. 3（Resolution nº 3 of MAGAP）によって、植林地に関する活動を行うにはオペレーターを登録する必要があると規定している。

エクアドルでは、労働権が近年大幅に強化され、憲法でストライキを行う権利が保障されるなど、広範囲にわたり労働者を保護している。一方で、特に農業や林業に関して児童就労問題が指摘される（INEC, 2012）。

3. 6 森林管理・伐採における社会的配慮要件

Palacios and Freire (2004)によると、エクアドルのアマゾン地域には、先住民、入植者⁸、移民の3グループが伝統的な共同体として暮らしを営む。エクアドルでは、先住民および伝統的コミュニティに関する統計的情報がほとんどない。しかし、エクアドルの先住民が伝統的に所有する土地は合計で630万haと推定される(Oxfam, 2007)。

エクアドルは、1998年5月15日に批准されたILO条約第169号(1989年の先住民および種族民条約)の締約国である。エクアドル憲法(第57条)は、先住民と伝統的コミュニティが所有する土地の売買の禁止、財産税の免除の他、先住民族の土地の天然資源開発および商業化に関する事前協議やプロジェクトによって生じる利益分配など、彼らの権利を認識し保証している。先住民および伝統的コミュニティが所有する土地の商業利用に関しては、すべての伝統的な人々と協議する必要がある。このプロセスは、関係現地当局が行い、同意が得られない場合は、当該GADに従って進めることになっている。先住民および伝統的コミュニティの慣習上の権利はエクアドル憲法に規定されているが、その権利の尊重について監視または行使する詳細な規則はない。

環境省は、森林減少率の50%低減を掲げる国家開発計画(2007-2010)に基づき、2008年から先住民および伝統的コミュニティによる森林保全と持続的森林管理促進を目的に社会林業プログラム(Programa Socio Bosque)を開始した。同プログラムは、天然林およびその他の在来植生の保全に自主的に取り組む小規模農家および先住民コミュニティに対して経済的インセンティブを提供する⁹。これまでの成果として、2,681の小規模農家および先住民と契約を結び、1,616,263haの土地が保全され、受益者は174,971名に達する(MAE, 2018)¹⁰。

4 木材の輸送・加工に関する法律

4. 1 木材および木材製品の輸送・加工に関する法令

省庁間合意No.003/2015に基づき、環境省が天然林に由来する木材および木材製品の輸送・加工の規制、モニタリング、承認を行い、農業畜産水産省が植林地由来の木材を所管する。表14に、木材および木材製品の輸送・加工に関する関係法令を示す。

表 14 木材および木材製品の輸送と加工に関する法令

法令	年	内容
省庁間合意 No.327	2014	伐採計画作成と実施、および木材の輸送に関して定める

⁸入植者：家族単位で生計を営むため一定の土地を与えられた人々をさす

⁹インセンティブの付与は、森林の保全が条件となる。プログラムに掲げられた目標の一つに、森林や原生植生およびその生態系、経済的、文化的価値の保全が挙げられ、エクアドルの非保護林の66%に相当する約400万ヘクタールの保全が含まれる。

¹⁰社会林業プログラム(Programa Socio Bosque) <http://sociobosque.ambiente.gob.ec/node/330>

法令	年	内容
省庁間合意 No.049	2014	木材製品の原産地および最終仕向地の検証と管理の行政手続きを規制する
省庁間合意 No.139	2010	択伐および皆伐を許可する手続きを定める
材積の測定方法/ 環境省	2010	車両に積載された材積の計算方法を定める

4. 2 丸太と木材一次加工品の輸送

省庁間合意 No. 327/2014 と No. 049/2014 により、木材製品の輸送許可が規定される。丸太の輸送に関する基本要件と書類の発行申請に必要な書類は以下のとおりである。

- 輸送許可証「Guía de Circulación」（添付資料 3）

輸送許可の取得手続きは、森林管理システム（Sistema de Administración Forestal : S AF）を通じてオンラインで申請できる¹¹。システム上で、事前に発行された伐採許可の情報を照合する。「Guía de Circulación」の発行には以下の情報が必要である。

- 書類を発行する事務局名
- 伐採許可コードと番号
- 承認された統合管理計画（PAFSU、PAFSI、ZCL）コードと番号
- 森林所有者または代理人の氏名
- 製品の原産地
- 製品の最終仕向地、企業名、住所
- 樹種別の製品量の詳細

環境省が道路に設ける固定チェックポイントまたは移動チェックポイントで「Guía de Circulación」の提示が義務付けられる。チェックポイントでは、輸送される木材の合法性および積載量と樹種が確認される。確認後に、検査官によって「Guía de Circulación」にサインが記される。このサインは、木材輸送を続けるために必要とされる（省庁間合意 No.139/2010 第 53 条）。

- 土場からの輸送許可「Guía de Canje」（添付資料 4）

丸太を森林から一旦土場または簡易加工場に輸送する場合がある。この地点（土場または簡易加工場）から最終仕向地（加工場）に輸送するには、「Guía de Canje」を発行する必要がある。

「Guía de Canje」は、「Guía de Circulación」に示された輸送許可量“クレジット”（m³）に基づき発行される。「Guía de Circulación」のクレジットに換算係数（歩留まり率）（表 15）を掛けた量が「Guía de Canje」に示される。

¹¹ 森林管理システム（SAF） <https://spf.agricultura.gob.ec/>

表 15 木材製品の換算係数

換算	係数
丸太から丸太	1
丸太から角材	0.85
丸太から製材	0.5

出典：省庁間合意 No.327（2014）に基づく

● 「Guia de Remisión」（添付資料 5）

「Guia de Remisión」は、すべての森林製品の国内輸送に必要な書類でインボイスの役割を果たす。「Guia de Remisión」には管理番号があり、以下の情報が記載される。

- 輸送開始日と終了予定日
- 輸送出発地
- 輸送目的
- 荷受人の名称と納税者番号（RUC）
- 運送人の名称、納税者番号（RUC）、車両のナンバープレート
- 貨物の明細
-

図 12 に、木材および木材製品の輸送に必要な主な書類と基本的なプロセスを示す。このプロセスは、天然林および植林地の両方に適用される。輸送に土場／簡易加工施設が含まれる場合のプロセスは図 13 に示す。



図 12 木材および木材製品の輸送に必要な書類とプロセス

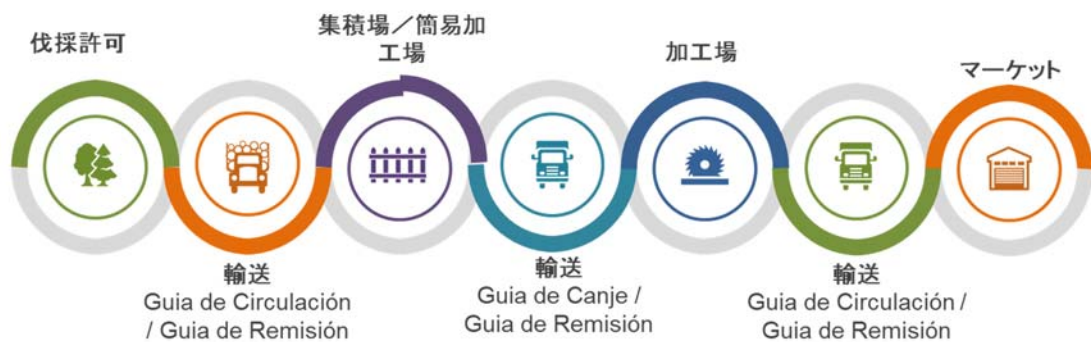


図 13 木材および木材製品の輸送に必要な書類とプロセス（簡易加工／土場を經由）

省庁間合意 No. 049/2014 第 4 条に従い、木材の購入、加工、販売、保管を行うすべての業者は、環境省に届け出をしなければならない。業者は抜き打ちで調査を受ける場合があるため、常に、木材製品の原産地を証明する書類（「Guía de Circulación」または「Guia de Canje」および「Guia de Remisión」）を保管、管理する必要がある。

4. 3 木材および木材製品の加工

貿易・産業・漁業・競争力省（MICIP）が、木材林産物の二次加工を管理する。森林製品産業に関連する MICIP が制定した法律に以下が挙げられる：

- 産業開発法（2006 年）（Industrial Development Law）：国内の産業を区分、整理する
- 中小企業促進法（1973 年）（Law for the Promotion of Small Industries）：中小企業について定義し、その分類とメリットを明確にし、基本要件と手続きを示す
- 職人養成法（1996 年）（Law of Artisan Development）：個人または共同で働く職人を保護する。法制度によって職人およびその団体のカテゴリーを定める。

さらに、環境基本規範は、森林セクターの一次加工業を規制し、林業の促進・管理を環境省が所管することを定める。また、同規範 第 114 条によって、木材の一次加工業を実施する事業者は、環境省に登録することが定められる。天然林の木材を加工する林業は、年に 2 回環境省に対して木材の調達、在庫、販売した木材製品について報告する必要がある。

4. 4 伐採・輸送・加工をモニタリングする管理システム

伐採・輸送・加工をモニタリングする管理システムは、森林の種類（天然林と植林地）に関わらず、省庁間合意 No. 049/2014 に基づき、以下が規定される。

- 伐採許可発行前に実施される現場検査

天然林の場合は、環境省に公認された森林監督官（Regente Forestal）」が伐採計画とインベントリの現場検査を実施する。植林地の場合には、農業畜産水産省の専門家が現場検査を行う。

- 木材輸送のチェックポイント

環境省と農業畜産水産省は、道路上に木材や家畜の輸送を検査するチェックポイントを設置している。チェックポイントは、幹線道路、特に森林地域と接続する道路上に設けられ、1日24時間体制で検査を行う。チェックポイントではトラックが必要な許可書の提示を求められ、積み荷をチェックされる。必要書類が無い場合は積載された木材は没収される。

- 天然林加工場の検査

天然林の木材を扱う業者は、6カ月ごとに、木材と木材製品の収支および在庫を環境省に報告することが義務付けられている。

環境省の報告によると、2004～2010年の期間に、合計55名の森林監督官が、不十分な、または虚偽情報を含んだ伐採計画やインベントリを見逃したこと、また情報の変更や改悪および樹種の変更等の違法行為のために処罰された（MAE, 2010）。

5 木材および木材製品の輸出に関する法制度

5.1 木材および木材製品に関する法令

エクアドルの関税と税関検査を所管する省庁は、生産調整・雇用・競争力省（MCPEC）とエクアドル国家税関局（Servicio Nacional de Aduana del Ecuador : SENA）である。また、エクアドルで企業が輸出を行うには、租税公平改革法（Reformatory Law for Tax Equity）（2007）に従って、企業納税者番号（RUC）を付与する国税庁（IRS）に正しく登録する必要がある。そのためには、輸出業者は、エクアドル中央銀行に認定された電子署名・認証のデジタル証明書を取得しなければならない。その後、輸出業者は、エクアドル国家税関局決議 No. 345（2017年）（SENAE Resolution n° 345）第10条に従って、エクアドル政府の ECUAPASS システムで輸出業者として登録し、輸出税関申告（DAE）を取得しなければならない。図14に、輸出するための法的手続きを示す。

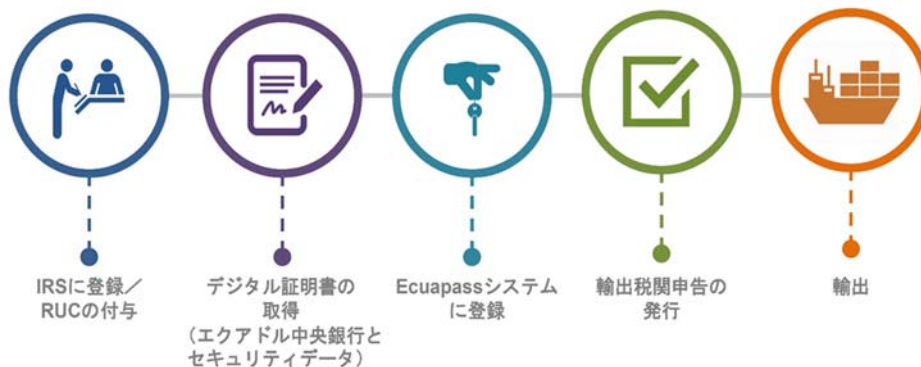


図14 エクアドルにおける輸出の法的手続き

5. 2 製品分類

輸出業者は、商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）に基づいて制定したラテンアメリカ統合連合の命名法（NALADI）に従って輸出製品を分類しなければならない。これは、NALADI/HS といった略語で表される。HS コードは 6 桁であるが、自国の関税と統計上の必要性に従って国ごとに 4 桁増やすことができる。エクアドルが輸出する主要な木材製品の HS コードを表 16 に示す。

表 16 エクアドルから輸出される木材および木材製品の HS コード

HS コード	品目
47	パルプ
48	紙
4403	丸太
4407	製材
4412	合板
4418	建材
440122	木材チップ
480100	新聞用紙

出典：エクアドル外務省（2018）

5. 3 法的に義務付けられている書類または記録

木材および木材製品の国際貿易を規制する関係当局は、税関局である。表 17 に、木材および木材製品の輸出に使用する法的必要書類と記録書類をまとめる。

CITES 附属書に掲載された樹種の場合、輸出業者は CITES 管理当局が発行する輸出許可証が必要となる。

すべての木材製品は、港湾まで「Guía de Circulación」と「Guía de Remisión」を伴っていないなければならない。輸出の際には、それぞれの省庁が発行する輸出許可証（天然林由来の木材製品は環境省、植林地の場合は農業畜産水産省）（付属資料図 6）が必要となる。すべての書類を提示し、税関局が確認して輸出が許可される。

表 17 木材および木材製品の輸出に必要な法的書類

必要書類	内容	発行者
コマーシャル・インボイス	海外事業者を相手とした購入処理を正式化する商業文書で、サービスを受ける個人／組織、サービス内容、および支払い額が記載される	輸出者

必要書類	内容	発行者
輸出許可 (Licencia de Exportación) (付 属資料図 21)	許可された「クレジット」に基づき、輸出許可を 木材製品の森林タイプ（天然林または植林地）に 基づき環境省または農業畜産水産省が発行する。	環境省または農業 畜産水産省
梱包リスト (Romaneio de carga)	輸出されるコンテナ、梱包の内容物の詳細説明	輸出者
原産地証明	輸出先国の税関の要件を満たすため、またエクア ドルが交渉した貿易協定に従って与えられた関税 特権を輸出者が受けるために必要	貿易省が発行
植物検疫証明書(付 属資料図 22)	チーク丸太など天然製品に対し植物検疫証明書が 必要とされる。本書類は、農業畜産水産省が発行 し、専門処理業者が発行する処理証明書に基づく	動植物防疫規制管 理局 (Agency of Regulation and Control Phyto and Zoozanitario) が発 行
船荷証券 (BL/ CRT/AWB/ TIF)	出荷商品の種類と数量、荷主、荷受人、港湾/空 港/船積み地と荷降ろし地、運送業者名、積荷価 格を記載する	当該輸送会社、輸 送会社、海運業者 が発行
(必要に応じて) 燻蒸証明書	木製パレット、木枠、木材など国際船舶貨物に使用 される木製梱包材が国際輸送前に燻蒸または殺 菌されていることを証明する書類。国際貨物の燻 蒸証明書は通常、処理の目的、当該商品、使用し た温度範囲、使用した薬品と濃度を記載する	動植物防疫規制管 理局に登録してい る民間企業が発行
CITES 条約掲載種 の輸出許可	CITES 条約付属書に掲載された木材樹種は、管理 当局である環境省が発行する輸出許可証を必要と する (付属資料図 23)	環境省 (CITES 管 理当局)

6 その他

6. 1 エクアドルの参加する違法伐採対策に関連する国際的・地域的な取り組み

2009年、エクアドルは、EU FLEGT（森林法、施行、ガバナンスおよび貿易）プログラムに基づき欧州連合と森林ガバナンス改善に関する協議を開始し、これまでにFLEGTに関連して4つのプロジェクトを策定した。さらに、エクアドルの首都、キトには「南米におけるEU FLEGT 行動計画の実施支援（Supporting the implementation of the EU FLEGT Action Plan in South America）」プロジェクト本部が置かれた。さらに、2012年から、エクアドルは、TRAFFICとWWFと協力して、森林透明性（Forest Transparency）に関する報告書をいくつか発表した。

しかし、中南米の動向を受けて¹²、エクアドルは、2016年以降FLEGTとの交渉やプロジェクトに積極的に参加していない。

エクアドルは、森林および天然資源を管理する多国間組織であるアマゾン協力条約機構（The Amazon Cooperation Treaty Organization : ACTO）に参加している。1978年に成立した同組織は、アマゾン協力条約（Amazon Cooperation Treaty : TCA）に基づく地域協力と政治対話の基盤となっている。ACTOは、アマゾン地域の違法森林伐採取り締まり、コミュニティ林業や非木材森林製品のバリューチェーン強化、木材取引法の遵守など協力プロジェクトを促進する。

¹² ブラジル等はFLEGTをアマゾン地域の管理に関する他国の干渉として捉えていることが考えられる。このようなFLEGTに対する考えは、他の中南米諸国にも影響し、現在のところFLEGT-VPAプロセスに積極的に関心を示す国は、ホンジュラスとガイアナだけである。

7 聞き取り／現地調査

10月18～23日の期間にエクアドルで現地調査を行った。表18に聞き取り先について取りまとめる。

表18 聞き取り調査先リスト

日時	面会者	組織
10月18日／15時	会長、事務局長	ASOTECA
10月18日／16時	セールスマネージャー	A社（チーク材輸出）
10月18日／17時	管理パートナー	B社（丸太加工）
10月19日／9時	事務局次長、アドバイザー	農業畜産水産省（MAGAP）－ 森林生産事務局
10月23日／9時	局長	環境省（MAE）－国家森林局
10月23日／11時	国家生物多様性局局长	ワシントン条約－ 国家生物多様性局
10月23日／13時	代表取締役	C社（植林地管理、加工）
Oct. 23 / 16:00 10月23日／16時	事務局長	AIMA－ エクアドル木材産業協会
10月24日／9時	ゼネラルマネージャー、オーナー パートナー	B社（植林地管理、加工）
10月25日／10時	コーディネーター	FSC－森林管理協議会／国家 事務局
10月25日／14時	森林管理マネージャー	C社（植林地管理、加工）
10月23日／17時	事務局長	COMAFORS－ 持続可能な森林管理公社

8 REFERENCES

- AIMA. Numbers of the Transformation Sector of Wood in 2017. Ecuador, 2017.
- ARIAS, E.; ROBLES, M. Exploitation of Forest Resources in Ecuador and Infringement and Seizure Processes. Ministry of Environment, Ecuador, 2011.
- ASAMBLEA NACIONAL. 2008 Constitution of the Republic of Ecuador. Available at: <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/es/ec/ec030es.pdf>.
- ASAMBLEA NACIONAL. Organic Code of production, commercialization and investments. Available at: <https://www.industrias.gob.ec/wp-content/uploads/2016/10/CODIGO-ORGANICO-DE-LA-PRODUCCION-COMERCIO-E-INVERSIONES-COPCI.pdf>. Ecuador Republic, May, 2015.
- BEDOYA ; A. E.; BASTIDAS; M.O.; SÁNCHEZ A.; & HERRERA M. A. Patterns of Timber Harvesting and Its Relationship With Sustainable Forest Management In The Western Amazon, Ecuador Case. Available at: https://www.researchgate.net/profile/Santiago_Bonilla-Bedoya/publication/316441097_Bonilla_et_al_2017/data/58fe489945851565029df135/Bonilla-et-al-2017.pdf, 2017.
- CHAMBER OF COMMERCE OF GUAYAQUIL. Foreign Trade. Available at: <http://www.lacamara.org/website-antes/images/faq/asesoriacomercioexterior.pdf>, 2018.
- CEVALLOS J. P.; Agreement n°. 186. Ministry of Agriculture, Livestock, Aquaculture and Fisheries, Ecuador, 2013.
- CEFOVE. Companies and Products Certified In Ecuador. National FSC Office, Ecuador, 2009.
- COA (Codigo Orgánico del Ambiente/ Organic Environmental Code. Government of Ecuador. Published in the Official Registry Supplement No. 983 of April 12, 2017, became effective on April 13, 2018. Available at: http://www.ambiente.gob.ec/wpcontent/uploads/downloads/2018/01/CODIGO_ORGANICO_AMBIENTE.pdf, 2018.
- COMAFORS Y DMQ. Innovation for Sustainable Construction. Ecuador, 2018.
- CORPEI. Product Profile. Available at: https://www.puce.edu.ec/documentos/perfil_de_maderas_y_elaborados_2009.pdf, 2009.
- CONGRESO NACIONAL DEL ECUADOR. Organic Law of Labor Justice and Acknowledgement of Household Work. Available at: <http://servicios.agricultura.gob.ec/transparencia/2018/Abril%202018/literal%20a2/Codigo%20de%20Trabajo.pdf>, 2018.
- CONGRESO NACIONAL DEL ECUADOR. Social Security Law. Available at: https://www.oas.org/juridico/PDFs/mesicic4_ecu_segu.pdf, 2018.

EUROPEAN COMMISSION (EC). Latin America - FLEGT - Forest Law Enforcement, Governance and Trade. EC International Cooperation and Development. Available at: https://ec.europa.eu/europeaid/regions/latin-america/flegt_en. 2018.

ECUADOR FORESTAL. Strategic Planning, Transformation and Commercialization of Wood in Ecuador. Available at: https://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2013/03/PE_Industrias.pdf, 2007.

FLEGT. Ecuador Briefing Document. Available at: <<http://flegt.info/featured/ecuador/>>

FLEGT. Map of FLEGT Projects. Available at: <http://www.euflegt.efi.int/map-flegt-projects>, 2018.

FSC. Facts & Figures. Available at: <https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>, 2018.

FSC. Certificates in Ecuador to May 2018. Available at: <https://ec.fsc.org/preview.certificados-mayo-2018.a-23.pdf>, 2018.

FAO. Evaluation of Forest Resources Worldwide 2015 (Ecuador National Report). Roma, 2014.

FAO. Information and Analysis for Sustainable Forest Management: Integrating National and International Efforts in 13 Tropical Countries in Latin America. Available at: http://www.fao.org/tempref/GI/Reserved/FTP_FaoRlc/old/proyecto/rla133ec/MF-pdf/MF%20-%20Ecuador.PDF, 2001.

ITTO. Status of Tropical Forest Management 2011 (Latin America and the Caribbean). Available at: <https://www.trae.dk/wp-content/uploads/2011/08/rapport.pdf>, 2018.

INEC. First National Child Labor Survey 2012. Available at: http://www.ecuadorencifras.gob.ec/documentos/web-inec/Estadisticas_Sociales/Trabajo_Infantil-2012/Presentacion_Trabajo_Infantil.pdf, 2018.

MEJIA, E.; PACHECO, P. Forest Use and Wood Markets In the Ecuadorian Amazon. Indonesia, CIFOR, 2013.

MENDOZA, Z.; CHALÁN, A.; AYALA, C.; MENDOZA, N. Most Exploited Forest Species in the South Region of Ecuador. Ecuador, Ediloja Cia Ltda, December, 2015.

MINISTRY OF AGRICULTURE, LIVESTOCK , AQUACULTURE AND FISHERIES (MAGAP). Basic Guide for Inventories in Commercial Forest Plantations for the Approval and Control of Approved Cutting Programs through the Forest Production System. Ecuador, 2017.

MINISTRY OF AGRICULTURE, LIVESTOCK , AQUACULTURE AND FISHERIES (MAGAP). Incentives Programs for Forest Plantations with Commercial Use. Ecuador, 2014.

MINISTRY OF AGRICULTURE, LIVESTOCK , AQUACULTURE AND FISHERIES (MAGAP). Ministerial Agreement n° 327/2014. Available at: [http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/Instructivo-que-regula-la-](http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/Instructivo-que-regula-la)

[elaboraci%C3%B3n-aprobaci%C3%B3n-y-ejecuci%C3%B3n-de-los-programas-de-cortalencias-de-aprovechamiento-forestal-y-guias-de-circulaci%C3%B3n-de-plantaciones-forestales-comerciales.pdf](#), 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Guía Metodológico para la Elaboración de Planes de Manejo de Bosques de Vegetación Protectora del Ecuador. Available at: <https://pt.slideshare.net/DavidSuarezDuque/guia-para-planes-de-manejo-de-bosques-protectores>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). National Environmental Accounting System. Available at: <http://suia.ambiente.gob.ec/documents/10179/242984/8.+Sistema+de+Contabilidad+Ambiental+y+Econ%C3%B3mico+del+Ecuador.pdf/78341453-26de-49d5-89a7-df17a4fc892e;jsessionid=mJ+pJaebSu22cT25C7ICy5ru?version=1.0>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Results of Socio Bosque Program. Available at: <http://sociobosque.ambiente.gob.ec/node/330>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Forty honorary inspectors were accredited as protectors of forests and Amazonian species. Available at: <http://www.ambiente.gob.ec/cuarenta-inspectores-honorificos-se-acreditaron-como-protectores-de-los-bosques-y-las-especies-amazonicas/>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Ministerial Agreement n° 125/2015. Available at: <http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/Normas-para-el-Manejo-Forestal-Sostenible-de-los-Bosques-H%C3%BAmados.pdf>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Ministerial Agreement n° 049/2014. Available at: <http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/Norma-para-la-Verificaci%C3%B3n-y-Control-Destino-Final.pdf>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Ministerial Agreement n° 130/2011. Available at: <http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/Reforma-al-Proyecto-Socio-Bosque.pdf>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Ministerial Agreement n° 139/2010. Available at: <http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2010/05/PROCEDIMIENTOS-PARA-AUTORIZAR-EL-APROVECHAMIENTO-Y-CORTA-DE-MADERA.pdf>, 2018.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Statistics on Natural Heritage. Ecuador, Poligrafica, 2015.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Ecuador's Wildlife Trade. Ecuador, 2015.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Forest statistics 2011-2014. Ecuador, Quito, 2015.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Forest informative. Ecuador, 2014.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). Sistema de Contabilidad Ambiental Nacional (2008 – 2012). Available at: <http://suia.ambiente.gob.ec/documents/10179/242984/3.+Cuenta+Forestal+Maderable>.

[pdf/b5847284-adf6-4fdc-803e-a88b9a26980e;jsessionid=b69ZV43Nra9sgsArl++eMlps?version=1.0](https://www.proecuador.gob.ec/guia-del-exportador/), 2014.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). The Modernization of Forest Control. Peru, 2010.

MINISTRY OF ENVIRONMENT (MAE). The national System of Areas Protected from Ecuador. Panama, 2005.

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS. Exportation Guide. Available at: <https://www.proecuador.gob.ec/guia-del-exportador/>, 2018.

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS. Instruction For the Certification of Non-Preferential Origin. Available at: <https://www.comercioexterior.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2015/06/Instructivo-Para-la-Certificaci%C3%B3n-de-Origen-No-Preferencial-EH.pdf>, 2018.

MORALES, M. Conflict over Land and Natural Resource Management: The Ecuador Case. USAID. Available at: <https://www.land-links.org/wp-content/uploads/2016/09/Module-3-Presentation-3-Ecuador-Morales.pdf>, 2018.

NATIONAL SECRETARIAT FOR PLANNING AND DEVELOPMENT. National Decentralization Plan. Available at: <http://www.planificacion.gob.ec/plan-nacional-de-descentralizacion/>, 2018.

NATIONAL SECRETARIAT FOR PLANNING AND DEVELOPMENT. Project Priority Update "National Control System Forest". Available at: <http://www.ambiente.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2015/07/CONTROL-FORESTAL.pdf>, 2013.

NEPCON. Timber Legality Risk Assessment: Ecuador, 2017.

OLIVER, R. Evaluation and scoping of EU timber importers and imports from South America. TRAFFIC International. Available at: <https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/Traf-123.pdf>, 2012.

OXFAM. Los Pueblos Indígenas del Ecuador: Derechos y Bienestar. Oxfam America and FLACSO Ecuador. Ecuador, Quito, 2007. Available at: <http://biblio.flacsoandes.edu.ec/catalog/resGet.php?resId=48703>

PALACIOS, W.; MALESSA, U. Forest communities and legal timber in the Ecuadorian Amazon. Ecuador, EFRN, December 2010.

PRO ECUADOR. Forest and by-products. Available at: <https://es.mongabay.com/2017/11/ecuador-tala-ilegal-amenaza-la-veda-caoba-decretada-gobierno/>. 2018.

PRO ECUADOR. Exportation guide. Available at: <https://www.proecuador.gob.ec/guia-del-exportador/>. 2018

RIBADENEIRA, M; HERRERA, C. Reforestation for Commercial Purposes: Situation of The Ecuadorian Industrial Forestry Sector and Impact of Public Policies, 2000-2013 period. Pontifica Universidad Catolica Del Ecuador, October, 2015.

RAINFOREST ALLIANCE. Manual for the Forest Harvesting in the Humid Forests of the Communities of the Parish Hatun Sumaku, Archidona, Napo, Ecuador.

SENAE. Resolution 345. Ecuador Republic. Guayaquil, May 2017.

SNAP. Management Categories. Available at: <http://areasprotegidas.ambiente.gob.ec/info-snap>, 2018.

SORGATO V. Ecuador: Illegal Logging Threatens the Ban on Mahogany Established by the Government. Available at: <https://es.mongabay.com/2017/11/ecuador-tala-illegal-amenaza-la-veda-caoba-decretada-gobierno/>, 2018.

STCP. Consulting Services for the Characterization of a Pulp / Paper Industry in Ecuador (Document Prepared for PETROECUADOR). Brazil, September 2015.

THE ECUADORIAN ASSOCIATION OF WOOD INDUSTRIES. Figures of Foreign Trade of Products of the Sector of the Wood Transformation. Available at: <http://ecuadorforestal.org/wp-content/uploads/2016/11/CIFRAS-DE-COMERCIO-EXTERIOR-DE-LOS-PRODUCTOS-DEL-SECTOR-DE-LA-TRANSFORMACION-DE-LA-MADERA.pdf>. 2015.

TRADEMAP. Ecuador Trade Statistics. Available at: <https://www.trademap.org/Index.aspx>, 2018.

USAID. Report on Property Rights and Resource Governance in Ecuador. Available at: https://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PA00J7V8.pdf, 2008.

USAID. USAID Country Profile Ecuador. Available at: https://www.land-links.org/wp-content/uploads/2016/09/USAID_Land_Tenure_Ecuador_Profile.pdf. 2008.


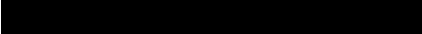
VITERI, A.; CUENCA, P.; CORDERO, V. Document of Analysis of the Forest Sector in the Context of Adaptation and Mitigation to Climate Change of the Sector Use of Soil, Change of Soil, and Forestry in Ecuador. UNDP, August 2010.

WORLD RESOURCES INSTITUTE (WRI). Forest Legality Initiative - Risk tool Ecuador. Available at: <https://forestlegality.org/risk-tool/country/ecuador>. WWF. Timber Procurement Guidance Note for Ecuador. Ecuador Situation Report, May 2016.

添付資料



添付資料 1 植林地登録書

植林地の登録は強制ではないが、伐採許可を申請するには植林地の登録が必要である。書類には、プランテーション面積 (ha) とその所在地など、執行者 (販売者) と生産者 (土地所有者) に関する基本情報が記載される。本書類は農業畜産水産省が発行する。

	<h1>CERTIFICADO</h1>	 MINISTERIO DE AGRICULTURA Y GANADERÍA
<p>Revisado la base de datos del Registro Nacional de Actividades Forestales, me permito CERTIFICAR que el Señor  encuentra registrado en las siguientes actividades:</p>		
<p>Actividad: EJECUTOR  Fecha de registro 2014-01-05 cuya referencia de ubicación es QUISQUIS 1401 LOS RIOS, provincia de GUAYAS, Cantón GUAYAQUIL Parroquia TARQUI</p>		
<p>Actividad: PRODUCTOR (PROPIETARIO DE LA PLANTACIÓN), Código de registro: 8681, Superficie : 157.99 Hectáreas, Fecha de registro 2012-09-10 cuya referencia de ubicación es MONSERATE/KM 144 VÍA BALZAR-EL EMPALME, provincia de GUAYAS, Cantón BALZAR, Parroquia BALZAR</p>		
<p>Actividad: PRODUCTOR (PROPIETARIO DE LA PLANTACIÓN), Código de  Superficie : 73.00 Hectáreas, Fecha de registro 2018-09-05 cuya referencia de ubicación es S/N, provincia de GUAYAS, Cantón BALZAR, Parroquia BALZAR</p>		
<p> Responsable de Aprovechamiento Forestal Comercial</p>		
<p>MAG - Guayas, 19 Octubre 2018</p>		

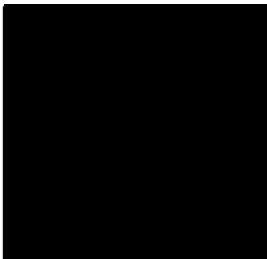
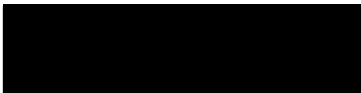

添付資料 2 伐採許可（植林地および天然林）

伐採許可は、森林インベントリと伐採計画を審査する環境省または農業畜産水産省が森林タイプ（天然林または植林地）に応じて発行する。伐採許可には、伐採許可番号、伐採面積（ha）、木材樹種別の数量、場所、有効期限などの情報が記載される。

LICENCIA DE APROVECHAMIENTO FORESTAL	
	CÓDIGO DE LA LICENCIA: 55853T38561 TIPO DE LICENCIA: LICENCIA TOTAL
El Ministerio de Agricultura, Ganadería, Acuacultura y Pesca confiere la presente Licencia de Aprovechamiento Forestal al [REDACTED] PROGRAMA DE CORTA EN PLANTACIONES FORESTALES COMERCIALES No. PAFPL13191055853, aprobado por esta Oficina Técnica proceda al aprovechamiento de 5920.27 metros cúbicos de madera en 112.8 Hectáreas en el predio ubicado en el sitio LOS POTREROS, parroquia BALZAR, cantón BALZAR provincia GUAYAS	
VOLUMEN DE MADERA A SER APROVECHADO:	
NOMBRE COMÚN	VOLUMEN A APROVECHARSE POR ESPECIE
TECA (Tectona grandis)	5920.27
TOTAL:	5920.27
A más de lo expuesto, el beneficiario se compromete a:	
<ol style="list-style-type: none">1. Cumplir con todo lo estipulado en la codificación de la Ley Forestal y normas vinculadas con el aprovechamiento de Plantaciones Forestales con Fines Comerciales.2. Ceñirse estrictamente al programa aprobado.3. Someterse a las inspecciones periódicas por parte del Ministerio de Agricultura, Ganadería, Acuacultura y Pesca y / o sus delegados, con el fin de verificar el cumplimiento del programa aprobado.	
La presente licencia tiene un plazo de duración de 320 días desde la fecha de su expedición y se la concede a todo riesgo del interesado, dejando a salvo derechos de terceros.	
MAGAP - Guayas, a 2018-01-05 13:38:22	
 	


添付資料3 「Guía de Circulación」－輸送許可

輸送許可の取得は、森林管理システム（SAF）を通じてオンラインで行う。システムにより以前に発行した伐採許可と照合される。本書類は、環境省または農業畜産水産省が発行し、樹種名、数量、原産企業名、製品の仕向地などの情報を記載する。

		 422  E54					
		Programa: PAFPL13496040367 Licencia: 40367T26321					
Origen		Destino					
Propietario		Cliente Final					
Nombres y Apellidos: USUARIO DE PRUEBA *		Nombre Sucursal					
Razón Social: USUARIO DE PRUEBA		Razón Social: CLIENTE FINAL PRUEBA					
R.U.C: 1712472784001		R.U.C: 1712472784					
Ejecutor		Dirección: CDLA. IBARRA					
Nombres y Apellidos: USUARIO DE PRUEBA *		Teléfono: 3042043					
Razón Social: USUARIO DE PRUEBA		Provincia: PICHINCHA					
R.U.C: 1712472784001		Cantón: QUITO					
Ubicación		Parroquia: GUAPULO					
Provincia: GUAYAS		Datos Vehículo:					
Cantón: BALZAR		Color Vehículo: NEGRO					
Parroquia: BALZAR		Placa Vehículo: AAA2270					
Sitio: NNNNN		Marca de Vehículo: MERCEDES-BENZ					
		Tipo de Vehículo: Camión					
Valida desde: 2014-09-25 18:00:00 hasta 2014-09-27 04:00:00 tiempo en horas 34							
DETALLE DE PRODUCTOS INGRESADOS							
PRODUCTO	COD. ESPECIE	NOMBRE COMUN	LARGO	DIAMETRO/ ESPESOR	ANCHO UNIDADES	VOLUMEN APROVECHADO	VOLUMEN MOVILIZADO
Rolliza	0	TECA (Tectona grandis)	2	0.25	0 100	9.82	9.82
Aserrada/Tablas 0		TECA (Tectona grandis)	1.2	0.05	0.35 120	5.04	2.52
TOTAL MOVILIZADO						12.34	
Declaro que los datos en esta guía se apegan a la verdad y en caso contrario, asumo las responsabilidades legales conforme a los artículos 78 y 94 de la Codificación de la Ley Forestal y Conservación de Áreas Naturales y Vida Silvestre.							
_____ CONDUCTOR PRUEBA 1234567890 CONDUCTOR							

添付資料4 「Guia de Canje」

「Guia de Canje」は、輸送のための原許可である輸送許可「Guia de Circulación」に由来するクレジットに基づいて発行される。本書類は、丸太や一次加工製品を土場から輸送するためにのみ使用され、省庁間合意 No. 139 に従ってそのクレジット量は製品ごとに定められた換算係数を考慮する。本書類は、環境省または農業畜産水産省が発行する。木材樹種（学名および一般名）、数量、原産企業名と仕向地、車両情報、有効期限などの詳しい製品情報を記載する。



09 902

GUIA DE CANJE EMPRESA DE ORIGEN / DESTINO Y TRANSPORTE - - -

ORIGEN	DESTINO	VEHICULO
Sucursal #: 2	Sucursal #: 1	Placa: ZBC0445
Razón Social: USUARIO DE PRUEBA USUARIO DE PRUEBA	Razón Social: USUARIO DE PRUEBA1 USUARIO DE PRUEBA1	Color: AZUL
R.U.C.: 1718002528001	R.U.C.: 1712472784001	Marca: CHEVROLET / GENERAL MOTORS / OMNIBUS BB / BOTAR
Dirección: CARLOS AYALA N50-303 Y DE LOS ALAMOS1 y FRENTE AL CONJUNTO LOS ALAMOS1 - SECTOR1	Dirección: COLINA y SAN IGNACION - FRENTE AL HOTEL LA COLINAZ	Tipo: Camión
Teléfono: 3042042	Teléfono: 023456780	
Provincia: FICHINCHA	Provincia: FICHINCHA	
Cantón:: QUITO	Cantón:: QUITO	
Parroquia: COTOCOLLAO	Parroquia: LA FLORESTA	

Valida desde: 2015-02-03 16:00:00 hasta: 2015-02-04 16:00:00 tiempo en horas: 24

DETALLE DE PRODUCTOS INGRESADOS

No	PROGRAMA	GUIA USADA	PRODUCTO	ESPECIE	LARGO	DIAMETRO/ESFESOR	ANCHO	UNIDADES	VOLUMEN CANJEADO	VOLUMEN MOVILIZADO
1	PAFPL14618039799	A55D34A15114	Rolliza	BARBASCO, CAUCHIN, MATAPEZ, MATAPESCADO (Sapizum: unia)	1.60	0.25	0	25	1.96	1.96
2	PAFPL14618039799	A55D34A15114	Aserrada	BARBASCO, CAUCHIN, MATAPEZ, MATAPESCADO (Sapizum: unia)	1.20	0.05	0.25	30	0.90	0.45
TOTAL									2.86	2.41

Declaro que los datos en esta guía se apegan a la verdad y en caso contrario, asumo las responsabilidades legales conforme a los artículos 78 y 94 de la Codificación de la Ley Forestal y Conservación de Áreas Naturales y Vida Silvestre.

CONDUCTOR DE PRUEBA1
1234567890
CONDUCTOR

添付資料5 「Guia de Remisión」

「Guia de Remisión」は、輸送商品のインボイスの役割を持つ。本書類は、番号で管理され、企業名（ID、所在地）、製品の数量および明細など商品の詳細な情報を記載する。

Documento Categorizado: NO

FORESCAN CIA. LTDA.
AGROFORESTAL LOS CANCHONES
R.U.C. 0991513949001

GUIA DE REMISION
SERIE 001-001- 000002026

Dirección: Vía Somborondón Km. 1.5 S/N, La Parilla
 Tel. 042 - 834566 - FAX: 042 - 834566 ext. 116 - Somborondón - Ecuador

Aut. S.R.L. 1119391070
 Fecha Aut. S.R.L. 02/SEPTIEMBRE/2016

FECHA DE INICIACION DEL TRASLADO: **DATOS COMPROBANTE DE VENTA:**
 FECHA DE TERMINACION DEL TRASLADO: TIPO:

MOTIVO DEL TRASEADO: No Autorización..... No del Comprobante

VENTA
 COMPRA
 TRANSFORMACION
 TRASLADO DE ESTABLECIMIENTO DE UNA MISMA EMPRESA

DEVOLUCION
 IMPORTACION
 EXPORTACION
 OTROS

RETIRO DE MATERIAL - OTROS
 ENTREGA A DOMICILIO
 DONACION

FECHA DE EMISION: _____
 PUNTO DE PARTIDA: _____

DESTINATARIO
 NOMBRE O RAZON SOCIAL: _____
 R.U.C./C.I. _____ HORA DE SALIDA: _____
 PUNTO DE LLEGADA: _____ HORA DE LLEGADA: _____

IDENTIFICACION DE LA PERSONA ENCARGADA DEL TRANSPORTE
 NOMBRE O RAZON SOCIAL: _____
 RUC O CI: _____ PLACA: _____
 DIRECCION: _____

BIENES TRANSPORTADOS:

CANTIDAD	UNIDAD	DESCRIPCION


DESFACHADO POR: _____ TRANSPORTISTA: _____ ELABORADO: _____ RECIBE CONFORME: _____


MEDIANTE ELABORACION "MANEJADA" RUC: 0700070000001 (NO) - 4 BLOCES O 8 X 3 - P
 Original Electrónico - Copia con Fide Doble - Copia con Fide Simple - No debe ser usado para el control


UNION DE PRODUCTORES AGROPECUARIOS DEL ECUADOR
 # 104 - 2016


添付資料6 輸出許可書 (Licencia de Exportación)

植林地木材の場合、輸出許可書は農業畜産水産省が発行する。本書類は、伐採許可プログラム番号、輸出する木材製品の原産地、木材樹種、製品の種類、大きさ、数量を記載する。天然林木材の場合、輸出許可書は環境省が発行する。







35E  **A4**

Programa: PAFPL13200058573
 Licencia: 58573T40807

Origen

Propietario
 Nombre y Apellidos:
 Razón Social:
 R.U.C:

Ejecutor
 Nombre y Apellidos:
 Razón Social:
 R.U.C:

Ubicación
 Provincia:
 Cantón:
 Parroquia:
 Sitio:

Destino

EXPORTACION

Puerto o Punto de Control Fronterizo:
 Punto / Frontera:
 Ciudad:
 Teléfono:

Datos Vehículo:
 Color Vehículo:
 Placa Vehículo:
 Marca de Vehículo:
 Tipo de Vehículo:

Válida desde: 2018-10-15 12:15:00 hasta: 2018-10-16 18:15:00 tiempo en horas: 30

DETALLE DE PRODUCTOS INGRESADOS

N.	PRODUCTO	COD. ESPECIE	NOMBRE COMÚN	LARGO	DIÁMETRO/ESPESOR	ANCHO	UNIDADES	VOLUMEN APROVECHADO	VOLUMEN MOVILIZADO
1	Aserrada/Castaña	0	TECA (<i>Tectona grandis</i>)	2.30	0.1200	0	703	20.16	17.14
								TOTAL MOVILIZADO	17.14

Declaro que los datos en esta guía se apegan a la verdad y en caso contrario, asumo las responsabilidades legales conforme a los artículos 78 y 94 de la Codificación de la Ley Forestal y Conservación de Áreas Naturales y Vida Silvestre.

NO FOREST S.A.
 0992724623001
 REPRESENTANTE EJECUTOR (Delegado)

添付資料 7 「Certificado Fitosanitario」－植物検疫証明書

チーク丸太などの天然製品に対し、輸入業者は植物検疫証明書を必要とする。本書類は、農業畜産水産省が発行する。書類には、樹種の名称、仕向国、企業名、製品の種類を記載する。（剥皮された）木材チップと（加工品のみを輸出する）バルサ材には適用されない。


MINISTERIO DE AGRICULTURA Y GANADERÍA
AGENCIA DE REGULACIÓN Y CONTROL FITO Y ZOOSANITARIO - AGROCALIDAD


REPORTE: 09-9018-BC-943
 (La Agencia de Regulación y Control Fito y Zoonosanitario - AGROCALIDAD, en base al ANSFITOMC, la Ley Orgánica de Sanidad Agropecuaria, emite el presente:

REPORTE DE INSPECCIÓN PARA CERTIFICACIÓN FITOSANITARIA DE PLANTAS, PRODUCTOS VEGETALES Y ARTÍCULOS REGLAMENTADOS DE EXPORTACIÓN

I. DATOS GENERALES

1. RAZÓN SOCIAL EXPORTADOR: [Redacted]
 4. DIRECCIÓN DEL EXPORTADOR: [Redacted]
 5. PROVENIENCIA: [Redacted]
 7. RAZÓN SOCIAL DEL IMPORTADOR: [Redacted]

8. MEDIO DE TRANSPORTE: Marítimo Aéreo Terrestre
 10. SITIO DE INSPECCIÓN: Centro de inspección Embarcación Sitio de Producción Punto de Control: _____
 11. FECHA DE EMBARQUE: _____

II. DESCRIPCIÓN DEL ENVÍO Y CUMPLIMIENTO DE REQUISITOS FITOSANITARIOS

Nombre Producto	Nombre Espec.	Provincia	Código	Nombre del Producto	Nombre Científico	Presentación/Paquete exportado	País de Origen	Peso Neto (Kg. o g.)	Cantidad Total de Embarcaciones	Valor Declarado (USD)
Robert Robert Group	Balsa	Teca	Teca	Tecoma grandis	Troncos grandes	India Vietnam			1	1

12. REQUISITOS FITOSANITARIOS:
 Declaración Adicional: _____

13. OBSERVACIONES: Toda carga debe ir con tratamiento cratenthenis

III. TRATAMIENTO

14. FECHA DEL TRATAMIENTO: _____
 15. TRATAMIENTO: Químico Térmico Físico Otro: _____
 16. PRODUCTO QUÍMICO (ingrediente activo)(Dosis): _____
 17. DURACIÓN (min, hora): _____
 18. TEMPERATURA: _____
 19. CONCENTRACIÓN (%): _____

IV. RESULTADOS DE LA INSPECCIÓN

20. APROBADA

Este documento será presentado por el interesado al Inspector de AGROCALIDAD en el punto de embarque, con el original del Certificado Fitosanitario de Exportación emitido por el Centro de Inspección.

HOMBRE DEL INTERESADO: [Redacted]
 Fecha de emisión: 14/09/2018

HOMBRE DEL INTERESADO: [Redacted]


GOBIERNO DE LA REPÚBLICA DEL ECUADOR


 EL GOBIERNO DE TODOS

添付資料 8 CITES 証明書（ワシントン条約証明書）

ワシントン条約証明書はワシントン条約付属書に掲載された木材樹種に対し義務付けられる。本輸出許可書はワシントン条約管理当局（MAE）が発行する。

エクアドルの場合、Dalbergia、Mahogany、Cedrella に証明書が義務付けられる。木材樹種（学名と一般名）、標本の説明、ワシントン条約当局の技術評価について技術情報を提供する。

 CONVENCIÓN SOBRE EL COMERCIO INTERNACIONAL DE ESPECIES AMENAZADAS DE FAUNA Y FLORA SILVESTRES		PERMISO/CERTIFICADO N° 18EC01458G Original																			
<input type="checkbox"/> EXPORTACIÓN <input type="checkbox"/> REEXPORTACIÓN <input type="checkbox"/> IMPORTACIÓN <input checked="" type="checkbox"/> OTRO		2. Valido hasta el 05/12/2018																			
3. Importador (Nombre y Dirección):		4. Exportador (Nombre, Dirección y País):																			
[Redacted]		[Redacted]																			
5. Condiciones especiales Certificado de Origen, no se autoriza el uso con fines científicos ni para reintegración de las especies. Licencia de Aprovechamiento Forestal N° 56272141532 emitida por el Ministerio del Ambiente, guía de movilización SEDMME6MSA4 / SEDO36MSA4 / SED3AR6MSA4 / SEDMME6MSA4 / SEDO36MSA4 emitida por el Ministerio del Ambiente por un volumen total de 153.58 m3 de madera sólida. Informe de verificación de exportación la Oficina Técnica Forestal de Guayaquil MAE-OPAG-GP/N°RAL-2018-012		6. Nombre, Dirección, subdominio, nac. y país de Autoridad Administrativa Bigo Jorge Ortega Granda Parque Semanas Frente al Estado Cruthan Benitez Guayaquil - Ecuador																			
7a. Propósito: T		8b. Estampilla N°: 1482886																			
<table border="1"> <tr> <th>7. Nombre Científico</th> <th>8. Nombre común</th> <th>9. Descripción Especimen</th> <th>10. Apellido y origen</th> <th>11. N° Especimen</th> <th>12. Total Especimen/Caja</th> </tr> <tr> <td>Cedrela odorata</td> <td>Cedro</td> <td>madera (TABLAS) serradas diferentes medidas (3243 unidades)</td> <td>BLA</td> <td>74.03 (m3)</td> <td>XXXXXX</td> </tr> <tr> <td>13. País de Origen*</td> <td>País de destino**</td> <td>Fecha</td> <td>13a. País origen autorizado</td> <td>No Certificado</td> <td>Fecha</td> </tr> </table>		7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja	Cedrela odorata	Cedro	madera (TABLAS) serradas diferentes medidas (3243 unidades)	BLA	74.03 (m3)	XXXXXX	13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha	13b. País de destino autorizado*** 13c. Fecha de autorización***	
7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja																
Cedrela odorata	Cedro	madera (TABLAS) serradas diferentes medidas (3243 unidades)	BLA	74.03 (m3)	XXXXXX																
13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha																
<table border="1"> <tr> <th>7. Nombre Científico</th> <th>8. Nombre común</th> <th>9. Descripción Especimen</th> <th>10. Apellido y origen</th> <th>11. N° Especimen</th> <th>12. Total Especimen/Caja</th> </tr> <tr> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> </tr> <tr> <td>13. País de Origen*</td> <td>País de destino**</td> <td>Fecha</td> <td>13a. País origen autorizado</td> <td>No Certificado</td> <td>Fecha</td> </tr> </table>		7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha	13b. País de destino autorizado*** 13c. Fecha de autorización***	
7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja																
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX																
13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha																
<table border="1"> <tr> <th>7. Nombre Científico</th> <th>8. Nombre común</th> <th>9. Descripción Especimen</th> <th>10. Apellido y origen</th> <th>11. N° Especimen</th> <th>12. Total Especimen/Caja</th> </tr> <tr> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> </tr> <tr> <td>13. País de Origen*</td> <td>País de destino**</td> <td>Fecha</td> <td>13a. País origen autorizado</td> <td>No Certificado</td> <td>Fecha</td> </tr> </table>		7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha	13b. País de destino autorizado*** 13c. Fecha de autorización***	
7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja																
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX																
13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha																
<table border="1"> <tr> <th>7. Nombre Científico</th> <th>8. Nombre común</th> <th>9. Descripción Especimen</th> <th>10. Apellido y origen</th> <th>11. N° Especimen</th> <th>12. Total Especimen/Caja</th> </tr> <tr> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> <td>XXXXXX</td> </tr> <tr> <td>13. País de Origen*</td> <td>País de destino**</td> <td>Fecha</td> <td>13a. País origen autorizado</td> <td>No Certificado</td> <td>Fecha</td> </tr> </table>		7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha	13b. País de destino autorizado*** 13c. Fecha de autorización***	
7. Nombre Científico	8. Nombre común	9. Descripción Especimen	10. Apellido y origen	11. N° Especimen	12. Total Especimen/Caja																
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX																
13. País de Origen*	País de destino**	Fecha	13a. País origen autorizado	No Certificado	Fecha																

* País en el que los especímenes fueron recolectados en la naturaleza, crados en cautividad o reproducidos artificialmente (Solo para reexportación)
 ** Soloamente para los especímenes de especies incluídas en el Apéndice I crados en cautividad o reproducidos artificialmente con fines comerciales
 *** Para los especímenes preconversión

13. Permiso/certificado expedido por: Bigo Jorge Ortega

Guayaquil, 05 de junio del 2018

Lugar: Guayaquil Fecha: 05 de junio del 2018

14. Aprobación de la exportación: [Signature] 15. Conocimiento del embarcadero de posta aérea N°: [Signature]

Sección	Cantidad
A	
B	XXXXXX
C	XXXXXX
D	XXXXXX

4-5 ラオス

ラオス人民民主共和国

目次

国別報告書	エラー! ブックマークが定義されていません。
ラオス人民民主共和国.....	1
1 ラオスの林業セクターの概観.....	7
1. 1 ラオスの森林資源.....	7
1. 1. 1 森林の植生のタイプと主要樹種.....	7
1. 1. 2 土地利用タイプ.....	9
1. 1. 3 ラオスの森林面積.....	10
1. 1. 4 森林と林地の保有権.....	11
1. 1. 5 認証林面積.....	13
1. 2 木材および木材製品の主要サプライチェーン	15
1. 3 森林管理および収穫セクター	16
1. 3. 1 木材ソース.....	17
1. 4 木材加工セクター	19
1. 4. 1 木材加工業者.....	19
1. 4. 2 木材加工業者の組織.....	20
1. 4. 3 木材製品の種類と数量.....	21
1. 5 木材製品の取引.....	22
1. 5. 1 数量と金額.....	22
1. 5. 2 樹種.....	23
1. 5. 3 植林地由来の木材製品の取引.....	25
2 関係政府機関の概要.....	28
3 森林に関する法令の概要.....	32
3. 1 概要.....	32
3. 2 ラオスにおける FLEGT.....	33
3. 2. 1 ラオスの FLEGT における木材合法性定義.....	35
3. 2. 2 ラオスの FLEGT における木材合法性保証システム	36
3. 3 森林資源の収穫に関する法令	39
3. 3. 1 森林に対する法的権利.....	39

3. 3. 2	森林資源の管理と収穫に関する法令	40
3. 3. 3	環境要件	45
3. 3. 4	保護樹種のカテゴリーとリスト	48
3. 3. 5	森林管理と収穫作業における雇用と安全	51
3. 3. 6	社会的要件	52
3. 3. 7	収穫の合法性を検証するための管理措置	57
3. 4	木材および木材製品の輸送と加工に関する法令	58
3. 4. 1	木材および木材製品の輸送に関する法令	58
3. 4. 2	木材および木材製品の加工に関する法令	61
3. 4. 3	木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理システム	62
3. 5	木材および木材製品の取引に関する法令	63
3. 5. 1	木材および木材製品の取引に関する法令	63
3. 5. 2	木材製品の取引	64
4	その他	68
4. 1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)	68
4. 2	木材および木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度	68
5	参考文献	69
6	別添資料	71
別添資料6. 1	天然林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-01 フォーム)	71
別添資料6. 2	植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)	74
別添資料6. 3	植林地由来の家具の英国輸出時に準備されたインボイス	77
別添資料6. 4	植林地由来の家具の英国輸出時に準備された梱包明細書	78
別添資料6. 5	植林地由来の英国家具の輸出時に準備された原産地証明書	79
別添資料6. 5	植林地由来の家具の英国輸出時に準備された植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)	80

略語一覧

CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
CoC	Chain of Custody	加工流通過程の管理
DAFO	District Agriculture and Forestry Office	郡農林事務所
DDT	Department of Domestic Trade	内国商取引局
DIH	Department of Industry and Handicraft	工業手工業局
DOF	Department of Forestry	林業局
DOFI	Department of Forestry Inspection	森林検査局
ESIA)	Environment and Social Impact Assessment	環境社会影響評価
ESMMP	Environment and Social Monitoring and Management Plan	環境・社会モニタリング及び管理計画
EU-FLEGT Action Plan	European Union - Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州連合行動計画
FAO	Food and Agricultural Organisation	国連食糧農業機関
FIPD	Forest inventory and Planning Division	農林省 林業局 森林インベントリ・計画課
FMA	Forest Management Area	森林管理区（国有生産林内）
FPIC	Free prior and informed consent	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GIZ	Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際開発公社
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JEM	Joint Expert Meeting	合同専門家会議
JICA	Japan International Cooperation Agency	日本国際協力機構
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau Bankengrupp	ドイツ復興金融公庫

LFA	Lao Furniture Association	ラオス家具協会
LFIPD	Legislation and Forest Inspection Policy Division	法規・森林検査政策課
LNWPA	Lao National Wood Processing Association	ラオス全国木材加工協会
MAF	Ministry of Agriculture and Forestry	農林省
MoF	Ministry of Finance:	財務省
MOIC	Ministry of Industry and Commerce	商工省
MONRE	Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE	天然資源環境省
NA	National Assembly	国民議会
NSC	National Steering Committee: NSC	国家運営委員会
NTPFs	non-timber forest products	非木材林産物
PAFO	Provincial Agriculture and Forestry Office	県農林事務所
PM	Prime Minister	首相
PMO	Prime Minister's Office	首相府
POF	Provincial Office of Finance	県財務事務所
POIC	Provincial Office of Industry and Commerce	県商工事務所
ProFLEGT	Joint Initiative of the Government of Laos and the German Development Cooperation (GIZ)	ラオスの FLEGT プロセス支援 (GIZ のプロジェクト)
THE	Timber Harvest Enterprise	木材収穫企業
THU	Timber Harvesting Unit	木材収穫ユニット
TLAS	Timber Legality Assurance System	木材合法性保証システム
TLD	Timber Legality Definitions	木材合法性定義
TWG	Technical Working Group	技術作業部会
VFO	Village Forestry Organization	村落林業組織
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的・二国間協定

1 ラオスの林業セクターの概観

1.1 ラオスの森林資源

1.1.1 森林の植生のタイプと主要樹種

農林省(Ministry of Agriculture and Forestry, MAF) 林業局(Department of Forestry, DOF) 森林インベントリ・計画課(Forest inventory and Planning Division, FIPD)は、植生のタイプを以下のように分類している。

(1) 乾燥フタバガキ林

乾燥フタバガキ林(Dry Dipterocarp Forest)は疎林である。樹木直径は比較的小さく、樹高は8mから25mまでばらつきがある。樹冠の広がりは大きくない。このタイプの林は通常は浅土、ときおりラテライト化土壌の場所に見られる。最も痩せた浅土では木が湾曲し、樹高は10m未満になる。樹冠率が20%未満で木立に手が入っていない場合には、植生タイプはサバンナに分類されるべきであろう。

(2) 高地乾燥常緑樹林と低地乾燥常緑樹林

常緑樹林の型は80%以上が常緑樹種で構成される複層林である。樹木の大半の幹は長い円筒形で、そのうち多くは大きな板根を持っている。通常、上層木の樹高は30mを上回る。この林型のもう一つの特徴は、樹幹のつる性植物と地衣類である。林冠が疎開している場合を除き、竹は通常みられない。標高200m以上に位置する常緑樹林は高地常緑樹林に分類される。それ以下の標高は低地常緑樹林に分類される。主な木材種の属: *Hopea spp.*, *Pterocarpus spp.*, *Dipterocarpus spp.*, *Anisoptera spp.*, *Lagerstroemia spp.*

(3) シエンクワン県の湿潤常緑樹林

優占樹種は *Castanopsis echinocarpa*、*C. hystrix*、*C. ceracantha* などのクリ類か、*Quercus blakei*、*Q. kerri*、*Q. fleuryi* などのカシ類 のいずれかで構成される。そうでない場合には、特定の樹種が優占することなく入り混じった樹種構成になる。泥沢地では、*Nyssa javanica*、*Schefflera sp.*、*Castanopsis hystrix*、*Carpinus poilanei*、*Bischofia javanica*、*Eriobotrya cavaleriei* が見られる。下部斜面および中間斜面では *Lithocarpus sp.*、*Styrax benzoides*、*Spondias axillaris*、*Spondias lakonensis*、*Paramichelia baillonii*、*Schima wallichii*、*Elaeocarpus siamensis*、*Canarium nigrum*、*Toona ciliata*、*Alstonia rostrata*、*Garcinia multiflora*、*Ormosia semicastrata*、*Podocarpus neriifolius*、*Keteleeria evelyniana* がよく見られる。峡谷における林型は、*Cinnamomum sp.*、*Phoebe lanceolata*、*Nothaphoebe umbelliflora* といったクスノキ科のさまざまな樹種が特徴となっている。1,500

m以上の高い標高になると、*Fokienia hodginsii* occurs に *Rhododendron* sp.、*Acer* sp.、*Lithocarpus* sp. その他さまざまな樹種が混じる。

(4) 高地混合落葉樹林と低地混合落葉樹林

混合落葉樹林は、落葉樹種が林分の50%以上を占める。林層は常緑林型ほど密生していない。ほとんどの場合、この林型では竹が生えている。標高200mより上に位置する混合落葉樹林は高地混合落葉樹林に分類され、標高200m以下に位置する混合落葉樹林は、低地混合落葉樹林に分類される。主に北部の高地に見られる高地混合落葉樹林(乾燥常緑丘陵林と呼ばれることもある)では、優占樹種は *Tristania merguensis*、*Castanopsis tribuloides*、*Lithocarpus podocarpus* などの常緑広葉樹である。この林型では、*Dalbergia cultrata*、*Betula alnoides*、*Keteleeria evelyniana*、*Pinus kesiya*、*Schima wallichii*、*Lithocarpus truncatus*、*Quercus griffithii*、*Engelhardtia spicata*、*Cratoxylon* sp.、*Aporosa villosa*、*Glochidion fagifolium*、*Helicia* sp.、*Pieris ovalifolia*、*Vaccinium exaristatum* といった他の樹種も多く見られる。場所によって、乾燥常緑丘陵林は *Quercus vestita* などのカシ類が優占種となっている。主に国の中部および南部に見られる低地落葉樹林の場合、典型的な樹種は *Dipterocarpus intricatus*、*Shorea obtusa*、*Dipterocarpus obtusifolius*、*Terminalia tomentosa*、*Shorea siamensis* となっている。*Tectona grandis* はサイニャブーリー県の比較的小さな領域に自生し、あってもごくわずかではあるが、伐採可能な林はまだ存在する。

(5) 拋水林

拋水林の特徴は樹種構成ではなく、せいぜい落葉か常緑かで分けられる程度だろう。水路が大きく氾濫する区域では、林は河川沿い(恒常河川と間欠河川を問わず)の低い土手に残され、片側の河床と、もう片側の例えば水田を分ける格好で細長い林帯を形成する。拋水林の幅は100mを超えない。中央・北部高地の主要樹種は *Salix tetrasperma*、*Celtis sinensis*、*Carpinus poilanei* だが、*Duabanga grandifloras* または *Pterocarya tonkinensis* にとって代わられることもある。混交樹種は下部斜面には *Nyssa javanica*、*Quercus poilanei*、*Morus* sp.、川沿いの上部斜面には *Sapindus rarak*、*Protium serratum*、*Fraxinus* sp.、*Alangium chinense*、*Sterculia lanceolata*、*Bischofia javanica*、*Quercus griffithii*、*Garruga pinnata*、*Spondias axillaris* が見られる。一部の小川沿いでは *Calocedrus macrolepis* や *Dacrydium elatum* などの針葉樹が見られる。

(6) 針葉樹林

針葉樹林は通常は単層の疎開林だが、稚樹が密な第二層を形成することもある。この林型は気候の寒冷な高地に存在する。この林型の特徴的樹種はマツ類——*Pinus kesiya* および *Pinus merkusii*——だが、*Cunninghamia* や *Fonkenia* spp. など他の針葉樹も存在する。シエンクワーン県では、*Keteleeria evelyniana*、*Schima wallichii*、*Wendlandia tinctoria*、*Aporosa villosa*、*Betula alnoides*、*Glochidion fagifolium* も点在する。

(7) 針広混交林

針葉樹林型から広葉樹林型への移行型。針葉樹が落葉樹または常緑樹と混交する場合がある。より高い標高でも見られる。優占樹種は *Pinus kesiya*、*Keteleeria evelyniana*、*Schima wallichii* ならびにカシ類(特に *Quercus griffithii* や *Quercus serrata* が主だが *Quercus vestita* や *Quercus brandisiana* も局在)となっている。少数混交樹種として *Aporosa villosa*、*Lithocarpus truncatus*、*Wendlandia tinctoria*、*Cratoxylon* sp.、*Myrica esculenta*、*Syzygium* sp.、*Glochidion fagifolium*、*Anneslea fragrans*、*Phyllanthus emblica*、*Vaccinium exaristatum*、*Engelhardtia serrata*が見られる。イチジクの巨木(*Ficus* sp.)が点在する。

(8) 植林地

森林プランテーションは外来樹種の木材を主に供給する。ラオスで植林されている主な樹種はユーカリ(雑種を含む)、チーク(*Tectona grandis*)、樹液用のゴム(*Hevea brazilliansiis*)で、ゴム木材は老木が伐採された際に使用される。

(9) 竹

ある区域が竹(bamboo)で覆われ上層の樹冠率が5%未満の場合、竹(Bamboo)と分類すべきである。FIPDによると、竹は森林ではなく、潜在的森林である。

1. 1. 2 土地利用タイプ

ラオスの土地利用タイプは、土地法(Land Law)(2003)第11条によって、以下のように法的に定義されている。

- ① 農業用地
- ② 森林地
- ③ 水域地
- ④ 工業用地
- ⑤ 交通用地
- ⑥ 文化用地
- ⑦ 国防および治安用地
- ⑧ 建設用地

1. 1. 3 ラオスの森林面積

長年にわたりさまざまなプロジェクトや機関が、ラオスにおける土地利用状況の地図作成と評価を試みてきた。しかしこの試みは、地形、地質、農業生態系や森林生態系、倫理的土地利用に加え、最近ではグローバル化、土地の商業化、機械化、人口増加による土地利用の性質の急速な変化のせいもあり、困難を抱えている。土地利用面積についておそらく国レベルの最もすぐれた評価が、先ごろ FIPD によって行われた。FIPD はこの 40 年間、森林被覆評価と被覆図作成を行っており、初期の評価には精度の問題もあったものの、JICA プロジェクトの支援を受けた最新の森林被覆評価は、森林被覆と土地利用全般に関するより現実に即したデータを提供していると考えられる。このプロジェクトによる 2000 年から 2010 年にかけての土地利用面積の評価を表 1 に示している。2010 年の森林面積は、13,430,000ha、森林率は 58.3%である。

表 1 ラオスの土地利用面積

土地被覆/林型			2010		2005		2000	
レベル 1	レベル 2		ha	%	ha	%	ha	%
現状森林	常緑樹林	EF	2,984,601		3,055,050		3,047,762	
	混合落葉樹	MD	8,827,908		9,097,006		9,215,611	
	乾燥フタバガキ	DD	1,205,454		1,293,013		1,301,558	
	針葉樹林	CF	86,270		86,646		87,997	
	針葉・広葉樹混交林	MCB	218,932		244,121		244,439	
	森林プランテーション	P	107,575	58.3%	21,738	59.8%	17,695	60.4%
再生植生	竹	B	87,517		68,491		63,343	
	再生植生	RV	5,435,926	24.0%	6,010,834	26.4%	6,167,668	27.0%
その他の植生地	サバンナ	SA	103,998		106,643		107,786	
	低木林	SR	24,626		27,623		27,489	
	草地	G	245,150		272,691		283,065	
	沼地	SW	10,187	1.7%	9,685	1.8%	11,156	1.9%
耕作地	畑作物	UC	441,336		238,892		196,960	
	水田	RP	1,187,568		1,178,021		1,152,985	
	その他の農業	OA	844,124		609,283		414,027	
	農業プランテーション	SP	65,561	11.0%	49,967	9.0%	47,973	7.9%
無植生	都市	U	72,224		64,280		63,776	
	不毛地 および岩	BR	182,691	1.1%	184,365	1.1%	183,322	1.1%
その他の湿地	その他の土地	O	20,310	0.1%	19,181	0.1%	18,994	0.1%
	水	W	342,776	1.5%	277,043	1.2%	276,151	1.2%

その他	雲	CL	400,276		129,225		113,249	
	雲の影	SH	159,216	2.4%	10,427	0.6%	11,220	0.5%
	合計		23,054,226	100%	23,054,225	100%	23,054,226	100%

参考資料:「表 3-14:2000 年、2005 年、2010 年森林分布図の区分別面積」——「持続可能な森林経営及び REDD+のための国家森林情報システム構築に係る能力向上プロジェクト(第 2 年次)業務完了報告書」、2016 年 3 月、JICA 共同企業体(国際航業株式会社、アジア航測株式会社)より抜粋。

1. 1. 4 森林と林地の保有権

森林法(2007)第 4 条によると、ラオスのすべての天然林地は国が所有し、大部分は DOF が管理している。唯一の例外は、国防省の委任管理下にある一部の区域である。この規定は、森林法のさまざまな条項で引用されている。

森林法(2007)第 4 条: 森林および林地の所有権。天然林および林地は国家の財産であり、全国を通じて国が統一して集中管理する。森林・林地管理団体の認識の範囲内において労力及び(又は)資金を得て指定区域で個人または団体によって植林された樹木は、係る個人または団体の財産となる。

植林地に関して、森林法第 68 条は、荒廃林地または不毛林地について、家族内労働力 1 人当たり 3ha を超えない範囲で家庭が利用することを認めている。家庭が植林にそれ以上の土地を必要とする場合には、係る土地の賃借またはコンセッションを国に申請する権利を有する。ただし、以下のとおり土地法(2003)も第 22 条において、林地の民間利用または所有について言及しているが、天然林、人工林、またはその両タイプに関連するかどうかについて触れておらず、実際のところ、森林地が私有地とされることはあつたとしてもきわめて少ない。

土地法(2003)第 22 条(林地利用権の付与): 郡および市街地域の役場は、村落の委員会と連携し、その所轄地域内における林地利用権の個人および団体への付与に関して審議し、決定に際して土地権利書を発行する。土地権利書は 3 年を期限とする。この期限内に土地の利用が法令に従って行われ、異議やクレームがなく、または係る異議やクレームが解決されている場合には、郡および市街地域の役場は、県又は特別市の土地管理機構に対して、長期的な利用権を示す土地権利書の発行を申請する権利を有する。

森林の慣習的利用に関しては、森林法第 42 条は次のように定めており、家庭はそれが慣行であつたとしても、天然材木を伐採し販売する権利はないということである(3.3.6 参照)。

森林法第 42 条:「森林の慣習的利用とは、法令にしたがって長年実践されてきた森林および林産物の利用をいう。国は、個人または団体の権利や利益を反映し、森林資源および環境への悪影響のない家庭利用のために、立ち入りの禁止されていない森林での木材の使用および林産物の収穫を認める。森林および林産物の慣習的利用は、所定の計画、村落の規則および森林に関する法令にしたがって行うものとする。

林地保有権についてとりわけ難しい側面は、国有林地(すなわち国有林の区分)が土地利用や森林被覆に関係していないことである。これについては、森林法(2007)第 3 条において、「森林被覆の有無を問わないすべての土地であって、国によって林地と決定されるもの」と規定されている。森林法(2007)第 56 条は、経営管理の目的で国有林地を 3 種類の区分に分類している(表 3)。

- ① 国家保全林(National Conservation Forests) : 1993 年に首相令を通じて 18 の国家保全林が初めて公表された。1996 年から 2012 年にかけて新たに 6 カ所が公表された。国家保全林は、自然、動植物、森林生態系、自然・歴史・文化的価値のある場所を保全することに加え、教育および科学研究の目的で(関係法令にしたがい)設定されており、伐採は認められない。他の区分に比べ実際の森林被覆率は高いが、動植物を実際に保全するためのステータスは弱い。
- ② 生産林(Production Forest Areas) : 社会経済的発展と住民の生活を目的として木材を生産するために管理されている。2006 年に最初の生産林が 8 カ所公表された後、2007 年に 29、2008 年に 14 の生産林が公表された。実際の森林被覆率は 45%程度である。
- ③ 国家保護林(National Protection Forests) : まだ正式には公表されていないが、広大な面積(合計約 8,200,000 ha)に及ぶ国家保護林の地図が 2008 年に作成されており、法的に認められているかのように促進され使用されている。保護林は水資源、土壌、環境、国防上戦略的に重要な地域を保護するとともに、自然災害から守るために設定されているが、現実にはこうした林地面積の少なくとも 50%が農業や他の幅広い土地利用されている。

これに加えて、県および郡の行政も保全林と保護林を設定している。DOF はラオスの陸地面積の 70%を国有林地と区分しているが、その国有林地の中には 2,993 の村落が存在するため、こうした 3 種の国有林地区分内に民間の土地保有権がないという点は問題である。地方行政の中には、現在国有林地として地図に示されている地域で何世代にもわたり生活している村民に私有地所有権を提供しているところもある。ただしこれについては、林野当局から異議が唱えられている。他方、中央政府は特に水力発電をはじめ、植林、工芸作物プランテーション、鉄道路線や道路網、特別経済地区など幅広い開発プロジェクトのために、こうした国有林地の一部を、村落で慣習的に利用してきた土地も含めて土地コンセッションに変えている。先ごろ全国規模の詳細な土地コンセッションのインベントリが行われたが、結果はまだ公表されていない。このように、ラオスでは、国有林地や土地コンセッションの区分と村落の慣習権の関係性に問題が存在している。

表2 2010年現在の国有林地(国家保全林・生産林・国家保護林)に関する主要データ

国有林地区区分	面積		森林被覆			非森林の 区域比	村落数
	ha	国土比	ha	区域比	国土比		
国有林地区区分内	15,877,223	69%	7,581,465	48%	32.9%	51%	2,993
国家保全林	3,878,684	17%	2,588,300	67%	27%	33%	340
国家保護林	7,482,109	32%	2,614,000	35%	27%	65%	1,896
県／郡保護林	1,403,093	6.1	982,165				95
生産林	3,113,336	14%	1,397,000	45%	15%	55%	662
国有林地区区分外	7,177,625	31%	1,963,835	27%	8.5%		5,650
合計 ラオス	23,054,848	100%	9,545,300		41.4%		

参考資料: “Technical Brief, Land Tenure Security within 70% Forestland Policy of Lao PDR”, Chris Flint, for MRLG, August, 2018

2017年現在、植林用に製材会社に土地コンセッションとして保有権を与えている土地の概算面積を表3に示した。民間または家族プランテーションは、全てではないとしてもほとんどの場合、プランテーション用のコンセッションの土地ではなく、個人が所有権を主張するかまたは所有する土地で行われている。ラオスでは私有林は比較的少なく、チーク・プランテーションとゴム・プランテーションが主である。

表3 木材生産用植林のための土地コンセッションおよび個人所有植林地面積

プランテーションの樹木作物	保有権付与面積(ha)	利用面積、2017	個人所有植林地面積
ユーカリ	109,463	83,670	
アカシア	8,838	8,238	
ゴム	215,855	196,520	49,000 (農業センサス、2010)
ゴムと他の作物との混交	17,200	3,582	
チーク	0	0	49,338 (DOF、2018)
合計	351,356	292,010	98,448

出典: 各種資料を抜粋し編纂

1. 1. 5 認証林面積

これまで3カ所の小さな森林がFSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)認証によって認証されているだけである(表4)。関連情報は1.4.3、4.2章に示されている。

表4 ラオスの認証林の概要

FSC 所有者	種類	面積、ha
MAF	ラタン（天然生産林内）	10,949
A 社	ユーカリプランテーション	3,631
B 社	ユーカリ・チークプランテーション	3,430

出典：FSC ウェブサイト、<https://ic.fsc.org/en/document-center/id/133>、および私信

1.2 木材および木材製品の主要サプライチェーン

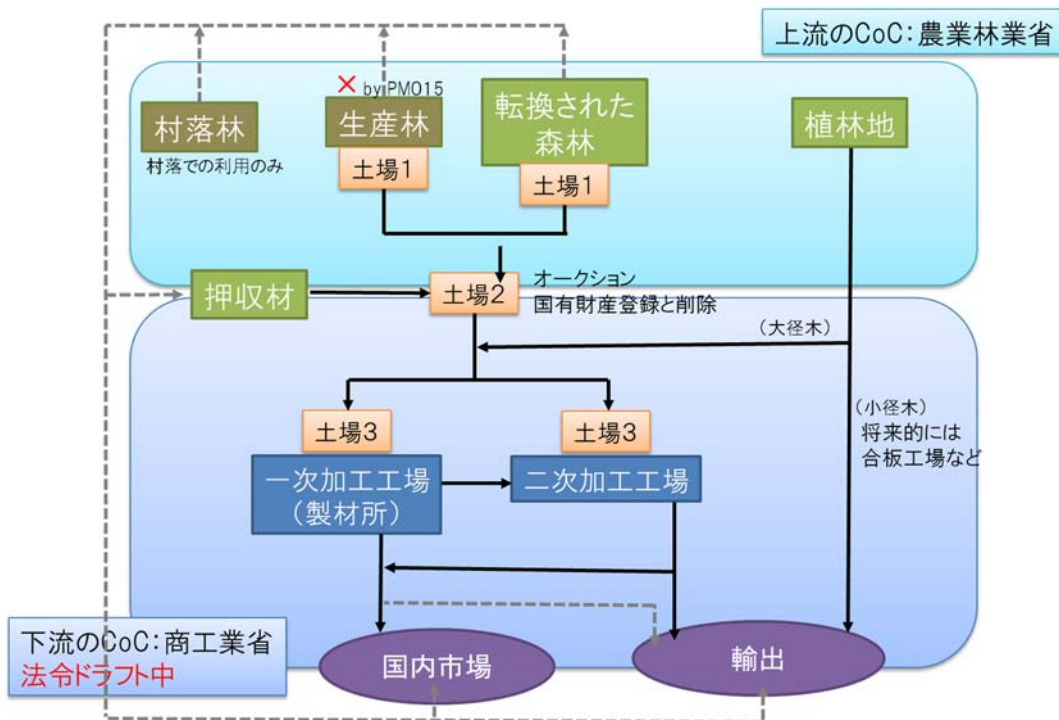


図1 ラオスにおける木材および木材製品の主要サプライチェーンの概観

国有林地の木材ソース(詳細は次項)で伐採された木材は、山土場(log landing 1)¹に集められ、各山土場から郡内の中間土場(log landing 2)に輸送トラックで運ばれる。中間土場に集積された丸太は競売にかけられる。競売の前には、すべての丸太は国有財産として登録され、競売後は国有財産から削除される。競売を通じて購入された丸太は、各加工工場の丸太置き場である最終土場(log landind 3)に輸送され、加工される。

¹ 山土場とは、伐採する森林の中や近くに位置し、森林内に分散する小さな伐採区画で切り倒されたすべての丸太を集積する場所であり、丸太は伐採区画から山土場まで、運搬車にスリングで固定して運ばれる。

1.3 森林管理および収穫セクター

ラオスの森林および林地は国有であり、農林省(MAF)が森林管理と伐採の計画と監督を担当している。年次伐採計画は、県農林事務所(Provincial Agriculture and Forestry Office, PAFO)の申請に基づいて林業局(DOF)が策定する。プランテーションや天然林での木材収穫を意図した森林は、首相府(Prime Minister's Office: PMO)または国民議会(National Assembly: NA)の承認を受ける年次伐採計画に含まれている。天然林での商業伐採は、次のいずれかの条件を満たした場合にのみ許可される。

- ① ラオス政府職員が伐採前調査に基づいてインベントリ作成、調査、森林管理計画を行う生産林において、選択的に木材を伐採する。
- ② 政府承認済みの開発プロジェクト(地質探査、採鉱、道路および水力発電ダム建設、農業プランテーションの創設)のために、完全かつ徹底した伐採前調査に基づいて皆伐する(森林転換)。ただし、天然生産林での伐採は現在禁止されている。

天然林における木材収穫は、農林当局の管理下で MAF の承認により公式に設置される特別伐採ユニットによる伐採許可および伐採契約に基づき、収穫規則に従って行うか、または、政府職員の監督下で他の方法で下請契約を結んで行う。農林当局は、中間土場に積み上げられた材木の測定と格付けを行い、丸太明細書(log list)を作成する責任を担っている。天然林で収穫された木材は国の財産とみなされ、政府がこの天然資源から最大限の収入を得られるように、競売を通じて販売される。中間土場に持ち込まれた木材の1立方メートル当たりの最低原価(ロイヤルティー)は、商工省(Ministry of Industry and Commerce, MOIC)が樹種と等級に応じて設定し、定期的に更新する。2011/2012年の伐採シーズン以降、ラオス政府は森林調査に基づいた森林管理計画が策定される前に、生産林域での伐採にクォータを設定することは行っていない。

現実にはこの制度は管理が困難であり、多くの違法伐採、国庫収入の損失、森林資源の喪失が生じていることが多く報告されている。このため、2016年に首相は「木材収穫管理および検査の厳密性、木材輸送ならびに木材ビジネスの強化に関する2016年首相令第15号」(PM (Prime Minister) Order 15, 2016, *Strengthening Strictness of Timber Harvest Management and Inspection, Timber Transport and Business*)を出した。首相令第15号では主に以下のような事項を規定している。

- 違法伐採および密輸に対する森林法および関係法令の執行を強化し、特に転換地からの木材をはじめすべての木材について厳密な収穫モニタリングを行う。
- 没収木材を含むすべての木材は中間土場で競売にかけ、国有資産に登録しなければならない。
- すべての丸太は国内の木材加工業によって加工されなければならない。
- 天然林で収穫した丸太、製材、加工材、立木、枝、樹木の輸出を禁止する。

- 違法な木材または非木材林産物(non-timber forest products: NTFPs)がラオスの領土を通過することを禁止する。
- 「首相府通知 2035/2017—1 月 18 日付輸出用木材製品リストに関する MOIC 合意 0002/3 について」(PMO (Prime Minister's Office) Notification 2035/2017_MOIC Agreement 0002/3 Jan18 on the List of Wooden products for Export)にしたがって定義された最終製品のみが、輸出を認められる。

1. 3. 1 木材ソース

ラオスには現在 6 種類の潜在的な木材供給源がある。

- ① **生産林**: 持続可能な木材生産と環境への悪影響の低減を目指した森林管理計画にしたがって管理されることになっている。ただし、実際の森林管理計画の実施状況にはばらつきがある。ラオス政府は、将来的には荒廃地や不毛地に作られた木材プランテーションも生産林に含めることができるように、法的枠組の見直しを計画している。ラオスには合計 51、総面積にして約 310 万 ha の生産林がある。
- ② **転換された森林(転換地)**: 国内法令ではインフラ開発、すなわち水力発電プロジェクト(ダムや貯水池、送電線、道路建設を含む)、土地コンセッション農業、特別経済区、採鉱などの目的による、生産林の永久的な転換を認めている。こうした開発は、投資促進法(Investment Promotion Law, 2016)に従わなければならない。森林の転換は、国民議会の常任委員会による承認を受けなければならない。
- ③ **植林地**: ほとんどの植林地は企業が所有し、コンセッションによる土地またはラオス政府や村落住民から賃借した土地で栽培されている。一部の植林地(多くがチーク植林地だがユーカリ植林の場合もある)は農民世帯によって運営されており、木材を植林会社に販売するか、または、木材加工業者に直接販売している。また、少量ではあるが、私的農地で伐採された木材も存在する。
- ④ **村落林**: 村落地域内にあり、土地・森林分配計画に従って村落が管理、保存、利用するために割り当てられている林地。現行法令では、村落林で伐採された木材は、村落の住宅建設または村落の建物修復のみに使用できるとされているが、将来法制度の変更がある可能性がある。現状では、一部の丸太は市場に流出している可能性がある。
- ⑤ **没収木材**: 伐採や商取引に違法性がともなう場合、裁判所の決定に基づき木材を没収されることがある。没収木材は、政府の主催する競売で販売される。
- ⑥ **輸入木材**: 商工省(MOIC) 輸出入局(Department of Import and Export: DIMEX)の交付する輸入許可証をとまなければならない。第 3 国で販売するために輸出する目的で違法木材および非木材林産物を輸入することは禁止されている。

2019年現在、合法的な供給源は、上記のうち3つ、転換地、植林地、没収木材のみである。すでに述べたように、2016年5月付首相令第15号は、生産林の天然林の伐採は引き続き禁止し、伐採を停止することを命じている(生産林での伐採中止に関する2013年11月5日付首相令第31号に基づいている)。村落林からの材を市場に出すことは違法である。輸入木材に関する情報は本調査では得られなかったが、量は限られているというのが一般的な理解である。2016年5月付首相令第15号が出された後、開発のための森林の転換による伐採認可はしばらく中断していた。2017/2018会計年度には下記の2カ所の転換地で合計約4千万m³の伐採が認可された。

- ① ナムニアップ 1 水力発電ダム・貯水池、ボーリカムサイ県(伐採認可割当=29,284.672 m³)
- ② ナムトゥン 1 水力発電ダム・貯水池、ボーリカムサイ県およびナムカディン国立保護林(伐採認可割当=10,719.590 m³)

1.4 木材加工セクター

1.4.1 木材加工業者

ラオスの木材加工セクターは、製材所、木材加工業者、家具工場、小規模または家族経営の木材加工業者や家具製造業者で構成されており、木材加工製造基準に関する 2009 年 4 月 3 日付商工省決定第 0719 号では次のように説明されている。

木材加工製造者とは、幹、枝、根、切り株などの原材料を用いて、樹木から最終製品に変える製造者をいい、次のものを含む。

- **レベル I: 製材所:**引き材、カット材、半木材、建築用木材、室内装飾用木材およびパルプの製造を目的とする。こうした種類の材料は、レベル II の木材加工製造者に供給し、加工や付加価値をつけて最終製品にすることができる。
- **レベル II: 木材製品および家具の加工者および製造者:**輸出および国内用に、住宅建材（フレーム、ドア枠、窓枠、階段、棧、その他建物内部用製品）、寄木張り、床、パーティクルボードなど、木材製容器（箱、カーゴ、パレット等）、紙および紙製品、木製家具（テーブル、椅子、棚、ベッド）、木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリー、額縁、家庭用品および手工芸品を製造することを目的とする。
- **小規模または家族経営の木材加工業者:**労働力 10 人未満または 5 馬力未満の機械により、輸出及び国内向けにより大きな製材所に供給するためにテーブル、椅子、棚、ベッド、木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリー、額縁、家庭用品および手工芸品を、製造することを目的とする。

ラオスには 2,000 以上の木材加工場があったが、首相令第 15 号が 2016 年 5 月に公布されて以降、その数は 1,150 にまで減少した(表5)。トーンルン・シースリット首相は 2018 年 11 月に開催された国民議会でその事実を伝え、「政府は調査に一層力を入れ、より多くの加工場が品質基準を確実に満たすよう改善に努めていく」と述べた(2018 年 11 月 26 日付ビエンチャン・タイムズ紙の記事)。

表5 ラオスの木材加工所数

時期	製材所	木材加工	家具工場	合計	小規模加工所
2006 年：担当が MAF から MOIC に移る	181	384	1587	2,152	n/a
首相令第 15 号（2016 年 5 月 13 日公布）以前	40	582	1,396	2,018	1,190
首相令第 15 号の後（2018 年）	10	416	724	1,150	162

出典：MOIC、私信

1. 4. 2 木材加工業者の組織

ラオス商工会議所(Lao National Chamber of Commerce)の傘下で2つの「協会」が設立され、一部の木材加工業者や家具工場が加入している。

(1) ラオス家具協会

ラオス家具協会(Lao Furniture Association: LFA)は2003年に設立され、会員企業の利益を代表して促進することを主目的としている。LFAの公式登録会員は84業者(国内には合計約700の家具工場がある)だが、すべてが活発に活動しているわけではない。会員の地理的分布は以下のとおりである。

- 首都ビエンチャン: 70
- ボーリカムサイ県: 6
- カムムアン県: 2
- サイニャブーリー県: 2
- サーラワン県: 1
- セーコーン県: 1
- サワンナケート県: 1
- チャンパーサック県: 1

LFAは以下のような活動を行っている。

- GIZ(Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit, ドイツ国際開発公社)などから資金を得て、経営・管理や技術的知識に関する研修プログラムを開催
- 見本市や展示会を開催

LFAのウェブサイト²では「製品広告を提供する」とも述べているが、84会員のうち製品に関する情報を伝えているのは5業者のみで、しかもごく簡単なものになっている。本調査では、LFAに会員が製造し輸出する製品の種類と数量について情報提供を依頼したが、会員の生産品に関する情報は持っていなかった。ほとんどの家具会社では、自社製品を地域のフェアや展示会で販売するか、中国人、ベトナム人、タイ人がラオスで小売品を購入し、自ら自国に輸出しているということであった。

² www.lfalaos.com

(2) ラオス全国木材加工協会

ラオス全国木材加工協会(Lao National Wood Processing Association: LNWPA)には会員は1名しかいないようであるが、訓練開発センターを運営している。このセンターは、「木材加工モデルおよび木材加工クラスターの確立に関する通知第265号(Notification No. 265 on Establishment of Wood Processing Model and Wood Processing Cluster)」により2017年2月15日に首相府の承認を得た後立ち上げられたものである。訓練開発センターの目的は、新しい木材製造技術に関してと、木材加工および取引の搬出入モニタリングに関する今後のMOIC決定に備えた加工流通過程の管理(CoC)に関して、木材加工会社の能力を向上することであり、GIZのプロジェクト「ラオスとEU-FLEGT Action Plan(European Union - Forest Law Enforcement, Governance and Trade, 森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州連合行動計画)プロセス支援」(ProFLEGT)からの支援を受けて設立され、GIZによって実施され、MOIC工業手工業局(Department of Industry and Handcraft: DIH)製品基準課およびラオス商工会議所の支援を受けている。

1. 4. 3 木材製品の種類と数量

ラオスの天然林で収穫された木材から作られた木材製品は、数量はやや限られているものの、種類の面では多岐にわたる。

- 丸太、粗挽き板
- 挽き材、半製品、建設用木材、室内装飾用木材
- 住宅建材(フレーム、ドア枠、窓枠、階段、手すり、その他建物内部用建材等)
- 寄せ木張りおよび床材
- 木材製容器(箱、カーゴ、パレット等)
- 木製家具(テーブル、椅子、棚、ベッド等)
- 木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリ、額縁
- 輸出および国内向けの家庭用品および手工芸品

各種製品の数量に関する信頼できる統計情報・データは入手できなかった。また、地方レベルでの木材製品製造に関する情報は中央レベルまで完全には上がっていないようである。

1.5 木材製品の取引

1.5.1 数量と金額

ラオスでは、輸出される木材製品の数量と種類に関する正確な、あるいは公式のデータ・情報は手に入らない。その理由としては、全国の多種多様なグループによって生産される木材製品の複雑なサプライチェーンや、営利企業間では容易く共有されないビジネス上の情報ということもあるかもしれない。また、時として非公式な（したがって記録されていない）伐採、加工、輸出が行われていることもある。

首相令第15号やそれに続く多くの省令・局令は、引き続きラオスからの丸太の輸出を禁止し、加工製品の輸出に対して厳格な管理を要求している。しかし、木材製品輸出禁止および管理の実施に関する詳細な報告書やデータは公表されていない。

国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) の報告 (2017) では、ラオスから、主要な取引先である中国とベトナムへの木材製品の輸出において、違法な伐採や取引が行われている可能性が高いことが示されている。表6に示すように、IMF の報告はラオスからの製品輸出額に大きな食い違いがあることを明らかにしている。中国とベトナムによる木材・木材製品の輸入額の記録は、ラオスの輸出額の記録よりも著しく高い。その理由として、2008年以降、ラオスでは地元産業の保護や環境上の理由から原木および木材製品の輸出に割当てと制限が課せられており、記録の違いは輸出制限を回避するための未記録の輸出に起因する可能性があるとしている。同様に、ラオスと中国・ベトナムとの国境チェックポイントにおいても、ラオス側の記録が中国・ベトナム側の記録よりもかなり少ないことが報告されている (WWF 2015)。

表6 ラオス(MOIC)と、輸出先国(中国とベトナム)の木材製品輸出額の報告(2014年10月～2015年9月)(単位:百万米ドル)

輸出	MOIC(ラオス)	輸出先国	相違
対中国輸出	28.5	498.6	-470.1
対ベトナム輸出	69.8	404.4	-334.6

出典: IMF(2017)に基づく。

Phuc et al.(2017)によると、2016年の首相令第15号の実施により、ラオスからベトナム・中国への丸太・製材の輸出は対2014年比で26%に減少している。しかしながら、2016年以降もローズウッドなどの希少で高価値材の輸出は続いていた(表7)。

表7 ラオスからベトナムへの丸太および挽き材輸出（2010 - 2017）

年	総額(米ドル)	挽き材		丸太	
		数量(m3)	金額(米ドル)	数量(m3)	金額(米ドル)
2010	200,827,266	257,326	160,364,062	177,480	40,463,204
2011	327,455,614	292,204	236,127,657	184,74	91,327,957
2012	281,930,769	283,830	207,596,466	199,349	74,334,303
2013	454,223,629	385,485	319,819,678	225,812	134,403,951
2014	559,459,483	495,126	410,003,936	308,647	149,455,547
2015	348,455,372	383,149	239,169,893	321,718	109,285,534
2016	73,268,564	97,138	63,677,885	36,194	9,590,679
2017	37,622,576	43,697	36,425,115	7,106	1,197,461

出典: Phuc et al. (2017)

1. 5. 2 樹種

ラオスからベトナムに丸太や挽き材として輸出された木材の樹種を表8、9、10に示した。輸出数量(m3)の大きさに連動し、輸出金額でもクルイン、ホワイトメランチ、マグノリアが上位3つの木材種となっていた。2015年にはこの3種の合計額が6,500万米ドルを上回り、上位10種中それ以外の7種の合計輸出額の約2.5倍をしめていた。輸出金額に関してはケランジィ(サイアミーズローズウッド)やセプター(セペティール)は上位10種に入るが、輸出数量については少ないことから、これらの市場価値の高さを示している。

表8 ラオスからベトナムに輸出された丸太の主な木材種(2013-2015年)

一般名	樹種	2013		2014		2015	
		数量(m3)	金額(百万米ドル)	数量(m3)	金額(百万米ドル)	数量(m3)	金額(百万米ドル)
ケランジィ	<i>Dalbergia cochinchinensi</i>	32,900	84.9	24,300	65.5	2,500	7.2
ビルマカリ	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>	9,600	6.7	15,700	11.7	9,300	7.4
クルイン	<i>Dipterocarpus alatus</i> , <i>D. costatus</i> , <i>D.</i>	35,000	6.1	41,000	8.4	125,200	42.7
ホワイトメ	<i>Shorea</i>	22,300	4.8	25,100	5.6	48,500	12.5
サルスベリ	<i>Lagerstroemia paniculata</i>	15,500	3.7	5,600	1.4	7,500	1.9

ホワイトセ	<i>Parashorea</i>	20,500	3.7	12,700	2.5	12,000	2.1
チェンガル	<i>Hopea ferrea</i>	11,000	3.2	11,800	3.4	5,600	1.7
チーク	<i>Tectona</i>	8,400	3.0	6,800	2.5	5,900	2.1
マグノリア	<i>Magnolia</i>	11,300	2.9	36,900	11.4	25,100	10.2
コウヨウザン	<i>Cunninghamia konishii</i>	5,300	1.8	12,300	3.4	10,900	3.2
セプター	<i>Sindora</i>	4,900	1.7	24,100	8.7	4,900	2.3
インドシナアイアンウ	<i>Erythrophloeum fordii</i>	2,400	1.7	140	0.1	1,300	0.9
テチガイシ	<i>Dalbergia</i>	1,000	1.6	2,900	4.3	469	0.7
その他		45,700	8.5	89,400	20.7	62,500	14.4
計		225,800	134.4	308,60	149.5	321,70	109.3

出典: Phuc et al(2016)

表9 2015年に丸太としてベトナムに輸出された主な樹種

商品名	樹種
クルイン	<i>Dipterocarpus alatus</i> 、 <i>D. costatus</i> 、 <i>D. spp.</i>
ホワイトメランチ	<i>Shorea roxburghii</i>
マグノリア	<i>Magnolia champaca</i>
ケランジィ	<i>Dalbergia cochinchinensis</i>
ビルマカリン	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>
サルスベリ	<i>Lagerstroemia paniculata</i>
ホワイトセラヤ	<i>Parashorea stellata</i>
チェンガルバツ	<i>Hopea ferrea</i>
チーク (植林)	<i>Tectona grandis</i>
コウヨウザン	<i>Cunninghamia konishii</i>
セプター	<i>Sindora siamen</i>
インドシナアイアンウッド	<i>Erythrophloeum fordii</i>
テチガイシタン	<i>Dalbergia oliveri</i>

出典: Phuc et al(2016)

表10 2015年にベトナムに輸出されたラオスの挽き材の主な木材種

No	商品名	学名
1	ビルマカリン、ビルマローズウッド、セナ(マレー語)	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>
2	セプター、Memperas	<i>Sindora siamen</i>
3	インドシナイアンウッド	<i>Erythrophloeum fordii</i>
4	スリアン、toon、レッドシダー、リンパガ	<i>Toona sureni</i>
5	マグノリア	<i>Magnolia champaca</i>
6	ホホワイトセラヤ、ジェルチュ	<i>Parashorea stellata</i>
7	メラワン	<i>Hopea pierrei</i>
8	ビルマローズウッド、テチガイシタン	<i>Dalbergia oliveri</i>
9	インピール	<i>Azelia xylocarpa</i>
10	サルスベリ、ブンゴル(マレー語)、タベック(タイ語)	<i>Lagerstroemia paniculata</i>

出典: Phuc et al(2016)

1. 5. 3 植林地由来の木材製品の取引

現在、ラオスで木材生産のための植林地を設立している外国投資家は主に5社存在する(表11)。これら企業の大半は、ユーカリやアカシアなど成長の速い樹種を植えている。一般にこれらの企業は、ラオス国内のパルプ工場への供給に主眼を置いてプランテーションを築いているが、そうしたパルプ工場が設立されるまで、原材料の輸出または家具の製造と輸出を行っている。

表11 ラオスで外国企業が所有する木材プランテーション

企業	投資家の本国	面積(ha)	備考	現在の製品
BA	スウェーデン	8,000	コンセッションと提携	
SE	フィンランド/ スウェーデン	4 000	コンセッションと提携	
BP	インド	50,000	コンセッション	
M	不明	74,974	コンセッション	
SP	中国	9,235	コンセッション	パルプ工場を建設したところ

(1) BA 社

アグロフォレストリー・モデルを使ってユーカリと米の間作を試みるとともに、プランテーション経営のあらゆる側面に村を利用することで、主に農村地域における食料安全保障と貧困撲滅に役立つことを目指している。現在植林を終えているのは 4,500 ha(このうち 3,430.10 ha が FSC 認証済み)だが、村民とは 8,000 ha まで土地協定を結んでいる。短・中期的には、植林面積を 15,000 ha まで増やす予定である。長期計画(5~8 年)は企業が保有する植林地を 60,000 ha 確保し、理想的には村落による植林地を 30,000 ha まで増やす予定である。植林樹種は、*Eucalyptus deglupta*、*E. camaldulensis*、*E. pellita*、*E. urophylla*、*E. grandis*、および一部 *Acacia auriculiformis*、*A. mangium* をベースにした品種およびハイブリッド種である。

現在 1 カ所で木材加工施設(FSC 認証)を運営し、植林木(ユーカリ、チーク)を原料に家具を含む木材および木材製品を生産している。将来は、ヒンフープ郡にパルプと合板の製造工場を建設し、直径 8~30 cm の丸太を扱って年間 50,000 m³ 加工することと、より大規模な林業クラスター(パルプ工場、合板、製材所、バイオ燃料、グリーン電力など)を建設することを計画している。

過去 5 年間に下記の輸出実績がある。

- モルディブ: チークおよびユーカリの挽き材。チークはウッドデッキとユーカリは屋根板用
- 中国: チークの挽き材および家具
- 英国: チーク家具
- タイと米国: チーク家具
- デンマークとスウェーデン: 少量のチークおよびユーカリ家具
- 韓国: まな板、床材

(2) SE 社

最近収穫を開始したばかりである。同社の目標は、パルプと紙および、ベニヤ(合板)用の丸太を育て、輸出またはラオス国内の加工会社に販売することである。

(3) M 社

パルプと紙および(b)ベニヤ(合板)用の丸太生産を目指していると考えられる。同社はボーリカムサイ県とカムムアン県に土地コンセッション合意に基づき約 24,000 ha のプランテーション(このうち 22,000 ha には主にユーカリとごく一部アカシアが植林されている)を有しているほか、約 5,000 ha の契約栽培農家のプランテーションを有している。

(4) BL 社

インド系企業で自社のプランテーション(土地コンセッションによる賃借)を中国の Sun Paper に売却することを検討中である。製品取引情報は入手できなかった。

(5) SP 加工施設

サワンナケート県に新しい工場を建設している。ここでは、中国政府による中国への古紙輸入制限(公害問題による)を回避した、欧米からの古紙のリサイクルも行うことにしている。

(6) BW 社

白炭を取り扱う会社。ラオス退役軍人連盟(Lao National Veterans Federation)と合意したコンセッション契約に基づき、ターパバート郡の合計 90.05 ha を利用している。ラオスでは 2004 年に白炭の生産が開始され(樹種は *Cratoxylum formosum*)、日本と韓国からの活発な需要にともない着実に成長を遂げてきた。2015 年にはラオス全国で 65 の企業が白炭を生産し、2016 年に輸出は 11,156 トンを上回り、輸出総額は 2,403,000 米ドル(1kg 当たり 0.22 米ドル)に達した(Vongkhamho et al. 2018)。

2 関係政府機関の概要

木材および木材製品の合法性において関連性または一定の役割を有する政府機関は次のとおりである。

- 農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry: MAF)
- 天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)
- 商工省 (Ministry of Industry and Commerce: MOIC)
- 財務省 (Ministry of Finance: MoF)

これらの本省はすべて首都ビエンチャンにあり、省ごとに 18 県それぞれと、各県内の各郡とに事務所を置いている。中央レベルで省はさまざまな部局で構成されているが、こうした部局も県や場合によっては郡レベルで個別に事務所を置いている。これらの省、とりわけ関係局および県・郡事務所の役割と責任について、表12、図2にまとめた。

表12 木材および木材製品の収穫、加工、流通、取引の担当機関

機関名	役割と責任
農林省 (MAF)	
林業局 (DOF) <ul style="list-style-type: none"> ● 生産林・伐採管理課 (Production Forest and Logging Management Division) ● 森林インベントリ計画課 (FIPD) ● プランテーション促進森林再生課 (Ilanation Promotion and Forest Restoration Division) ● 村落林・NTFP 管理課 (Village Forest and NTFP Management Division) ● 法規・林業技術基準課 (Legislation and Forestry Technical Standard Division) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業に関する戦略とプログラムを策定して実施する。 ● 森林資源の変化を調査・監視し、全国の森林資源に関する情報を管理する。 ● 区画を線引きし、森林資源を調査し、森林および林地、非木材林産物、水、野生生物の保全、保護、開発、利用のための経営計画を策定、実施する。 ● 森林法その他の法的文書を策定する。 ● 規則および技術的指示によって法令を運用可能にする。 ● 植林、森林再生、森林管理、森林保護、森林資源に関する政策、方法、対策について研究し提言する。 ● 林業基本計画、プログラムおよびプロジェクトの実施を監視し、監督し、評価する。 ● 森林資源の管理、保護、利用および持続可能な開発に対する林業の法的枠組の実施と有効性を調査し、監視し、評価する。 ● 法規・林業技術基準課は、伐採から中間土場までの林業活動とCoCに關係する法的文書の改正または新規策定を担当する。
森林検査局 (Department of Forestry Inspection : DOFI) <ul style="list-style-type: none"> ● 法規・森林検査政策課 (Legislation and Forest Inspection Policy Division : LFIPD) 	<ul style="list-style-type: none"> ● DOFI は 2008 年に設置され、2007 年森林法 No06/NA および 2007 年野生生物および水棲生物法 (Wildlife and Aquatic Law) No07/NA に基づく調査と執行活動を担当している。委任事項 No 1894/MAF 2012 に基づき活動し、森林法、野生生物および水棲生物法および関連規則に関して大臣官房に直接報告義務を負う。

	<ul style="list-style-type: none"> DOFI の法規・森林検査政策課 (LFIPD) は最近創設され、FLEGT 常任事務所に置き換えられた。FLEGT VPA プロセスのための TLD 策定を含め、森林から中間土場までの木材合法性に関する政策と法的文書の策定を担当する。
<p>県農林事務所 (PAFO)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県林業セクション (Provincial Forestry Section) 	<ul style="list-style-type: none"> 県レベルでの DOF の機能の実施を担当する。具体的には、MAF に提出する県収穫割当ての策定、収穫許可証の交付、収穫契約書の策定、収穫作業の監督、丸太の記録書類作成 (丸太の測定と格付および中間土場での丸太明細書の作成を含む) を行う。
<p>郡農林事務所 (District Agriculture and Forestry Office: DAFO)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郡森林ユニット 	<ul style="list-style-type: none"> PAFO に報告する (各県につき約 7~11 の郡がある)。機能はプランテーションの登録、プランテーション経営計画、収穫前調査、収穫作業の監視、丸太原産地証明書を作成など。DAFO は収穫した木材を測定し、すべての地域からの収穫物に対する丸太明細書を作成する。
天然資源環境省 (MONRE)	
天然資源環境政策局 (Department of Natural Resources and Environment Policy)	<ul style="list-style-type: none"> インフラ開発、すなわち水力発電所、ダムおよび貯水池、送電線、道路建設、農業、鉱業のための天然林の転換に対する検討と承認を担当する。
環境クオリティ推進局 (Department of Environmental Quality Promotion)	<ul style="list-style-type: none"> 森林転換の環境および社会影響評価を担当する。
土地局 (Department of Lands)	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも 8 種類の土地用途 (その一つは林地) のレベルまで国土の土地区画設定を担当する。 土地登記と土地権利設定を担当する。
商工省 (MOIC)	
工業手工業局 (DIH)	<ul style="list-style-type: none"> 木材加工業を担当する。木材加工会社を所有する民間企業や家庭は MOIC の DIH および関連の県当局および郡商工事務所 (District Office of Industry and Commerce) に管理される。
<p>輸出入局 (Department of Import and Export: DIMEX)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出入管理課 (Import and Export Management Division) 	<ul style="list-style-type: none"> 以前は輸出入許可証の交付を担当していたが、今は担当していない。 輸出入に関する全国統計をとって集め、貿易関連情報 (法令や手続、関税を含む) を掲載するラオス政府のウェブサイト「ラオス貿易ポータル」を運営している。
内国商取引局 (Department of Domestic Trade: DDT)	
県商工事務所 (Provincial Office of Industry and Commerce: POIC)	<ul style="list-style-type: none"> 各県の木材・林業のビジネス (収穫後に商取引が行われ、丸太が中間土場に運搬されて輸出に至るまで) を担当し、中間土場での丸太の競売と工場における輸出用木材製品の認証を行う
財務省 (MoF)	

<p>税関局 (Department of Customs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税およびロイヤルティーの徴収、ラオスからの輸出品（国に出入する木材および木材製品を含む）に対する関税の決定と徴収を担当する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 国有資産局 (Department of State Assets) 	<p>生産林や転換地で伐採した天然の丸太（こうした丸太は国有資産）の登録を担当する。</p> <p>測定と格付けを行った丸太は国有資産台帳に記入し、買い手による丸太の代金支払いが終われば台帳から削除する。没収した丸太と没収した加工木材製品も国有資産台帳に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 中央レベルでは、国有資源管理課 (State Resources Management Division) の担当になる。 ▪ 県レベルでは、県財務事務所 (Provincial Office of Finance: POF) の国有資産セクション (State Asset Section) が担当する。 ▪ 郡レベルでは郡財務事務所 (District Finance Office) が担当する。

林業・加工・貿易 におけるステップ	生産林地	転換地
	土地区分・ 土地利用計画	天然資源環境省土地局・ 農林省林業局森林インベ ントリ計画課
森林管理計画	計画策定：県農林事務所／郡農林事務所 計画承認：農林省林業局森林インベントリ計画課	
森林管理エリア計画・ 伐採計画	計画策定：県農林事務所・郡農林事務所 計画承認：農林省林業局森林インベントリ計画課	
伐採	実施：木材収穫ユニットまたは木材収穫企業 監視：県農林事務所・郡農林事務所	
土場 1	ログリスト作成：木材収穫ユニット／木材収穫企業 と県農林事務所／郡農林事務所	
土場 2	格付け・測定：県農林事務所／郡農林事務所 国有財産登録：財務省・県財務事務所	
丸太の競売	競売：商工省・県商工事務所 国有財産登録削除と丸太代金回収：財務省・県財務 事務所	
土場 3	木材加工業者の許可：天然資源環境省・商工省（検 討中） 木材加工業者の営業管理：商工省（検討中）	
委託積載	積載許可：県商工事務所・県農林事務所・県財務事 務所	
輸出	税関申告：国境税務署（財務省・県財務事務所）	

図2 許可証および承認の担当する機関

3 森林に関する法令の概要

3.1 概要

ラオスには林業に関してする夥しい数の法令文書が存在している。2015年、DOFは国連食糧農業機関(Food and Agricultural Organisation: FAO)と世界銀行およびGIZの支援を受け、林業合法性概要(Forestry Legality Compendium)を作成した。この概要は法的文書そのものではなくリストを示しており、2007年森林法の個別条項との関連性に基づいて幅広い範囲の文書を整理して分析し、文書間で隔たりやずれがあればそれも明らかにしている。林業合法性概要は、林業セクターの個別サブセクターごとに法的文書をリスト化している。

- 生産林の木材に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(51件)
- 転換地の木材に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(51件)
- 村落林および個人林に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(36件)
- 産業プランテーションに関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(52件)
- 小自作農プランテーションに関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(45件)
- 木材加工に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(18件)
- 木材製品の取引と輸出に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(33件)

林業セクターに関する法律・規定文書が大量に存在することは、これらを理解することはもとより、実際に活用すること、つまり、木材および木材製品の合法的な収穫、加工、取引の実施そのものが極めて困難な状況にあると言える。当然、輸出先から合法性証明を求められても、関連する情報の提供が難しい状況にある。

3. 2 ラオスにおける FLEGT

2003年に、EUは森林法施行・ガバナンス・貿易に関する行動計画(EU-FLEGT Action Plan)を採択した。このスキームは、違法伐採の低減と持続可能な林業の強化を目指して、世界中の林業セクターにおけるグッド・ガバナンスを推進するものである。違法木材および木材関連製品のEU市場への流入を防止するように策定されている。計画には木材生産国に対する財政的・技術的支援や助言のほか、合法的な木材貿易の推進策も含まれている。FLEGTの重要な構成要素は、木材生産国との自主的・二国間協定(Voluntary Partnership Agreement、VPA)の締結である。VPAは違法な木材収穫を減らして合法的な木材貿易を推進するための国際貿易協定である。

ラオス政府はまず2010年にFLEGT VPAの策定に対する基本合意書をEUに提出し、2012年には農林省がラオス政府を代表してFLEGTにコミットし、VPAの交渉に臨む意欲を表明した。農林省は2013年に、GIZの支援を受けてDOFIとともにFLEGT常任事務所を開設した。その上で、ラオス政府はGIZのProFLEGTの援助を受けながら、EUとのVPAの交渉を開始した。その後、数年間の準備作業を経て(表11)、2017年の4~5月に初の直接会合の開催に至った。2018年6月には2回目の直接交渉が開かれた。EUとラオス政府のVPAは2021年の初頭に締結されることが見込まれている。VPAが締結されると次に合同実施委員会が開かれてシステムの実施と評価を監督することになっており、それがうまく行けば、ラオスにFLEGTライセンスが発行される。このFLEGTライセンスは、VPAの締結から約3年後(2024年)には発行されるものと期待されている。ラオスとEUは、VPAとFLEGTライセンスがあらゆる国へのすべての輸出を対象とし、国内の木材・林産業にも適用されることに合意したものと理解されている。

ラオスにおけるFLEGT VPAプロセスの概要を図3に示している。現在パートナーはまだステップ(1)の「VPAの締結交渉中」の段階にあり、i) TLDとii) サプライチェーン管理システムに焦点を当てて交渉しているところである。

表11 ラオスとEUのFLEGT VPA締結交渉の下で行われた主な活動

- 2010年：MAF および MOIC が FLEGT VPA に関する基本合意書を EU に提出。
- 2011年：ラオスにおける木材の流れに関する基礎研究が完了。
- 2012年：MAF、MOIC、MoNRE の各副大臣が FLEGT VPA 交渉の準備のための基本合意書を提出。
- 2013年：DOFI の下に FLEGT VPA 常任事務所を設置。
- 2015年：首相府がラオスと EU との FLEGT VPA の交渉開始を承認。
- 2015年10月：第1回国家運営委員会（National Steering Committee: NSC）会合を開催。
- 2016年7月：第2回 NSC 会合を開催。
- 2016年12月：5件のTLD草案と製品範囲をEUに提出。
- 2015年9月：市民社会（CSO）FLEGT委員会を設置。
- 2017年1月：交渉チームおよび技術作業部会とEFI（EUのコンサルタント）との会合。
- 2017年4～5月：EUとGoLとの第1回直接交渉。
- 2018年1月：第3回NSC会合をチャンパーサック県で開催。共同議長は農林副大臣、ラオス-EU FLEGT VPA の交渉責任者は Dr Phouangparisak Pravongviengkham。
- 2018年6月：第2回直接交渉を首都ビエンチャンで開催。交渉は2つの会合、2日間の合同専門家会議（Joint Expert Meeting: JEM）と技術作業部会（交渉）会合（Technical Working Group: TWG）を含む。
- 2018年10月：サプライチェーン管理、生産林・木材加工・取引の妥当性確認に関するEUのフィードバック。
- 2018年10～11月：JEM 3の文書パッケージの仕上げを支援するためにEFIの技術ミッションをラオスに派遣。
- 2019年：ブリュッセルでJEM 3とTWG 3から成る第3回直接交渉を開催予定。

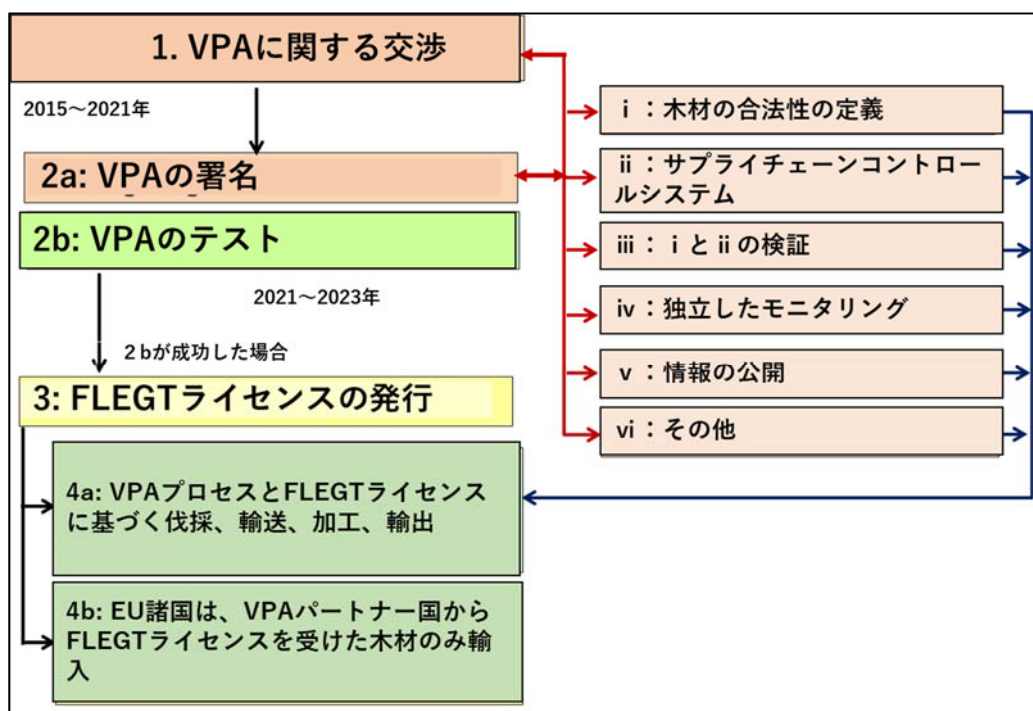


図3: ラオスにおける FLEGT-VPA プロセスの概要

ラオスの FLEGT の促進を支援するため、ラオス政府と GIZ による共同イニシアティブである ProFLEGT が 2013 年より実施されている。2017 年に 2 件の GIZ プロジェクトが加わって ProFLEGT/ProFEB プログラムが立ち上がり、資金は引き続き BMZ を通じてドイツ政府が提供し、実施は GIZ が行っている。ProFLEGT/ProFEB プログラムの第 1 フェーズは 2019 年 4 月まで実施されることになっている。事務所は MAF の DOFI に置かれている。第 2 フェーズは 2019 年 5 月に開始し、少なくとも 2 年間実施される見込みである。ProFLEGT/ProFEB プログラムは MAF (初期は FLEGT 常任事務所、現在は DOFI の法規・森林検査政策課(LFIPD)を通じて)、MOIC、MONRE および他の政府機関、市民社会団体、学術機関、木材加工産業と緊密に連携している。さらに、ProFLEGT/ProFEB を通じた GIZ によるラオスの FLEGT への技術援助と並行して、ドイツ復興金融公庫(KfW)はラオスの FLEGT 実施に対して、保全地域や木材加工セクターに重点を置いて700万ユーロの援助を約束した。EU はラオスでの FLEGT の進展を支援する機関や団体に対しても資金を提供している。

3. 2. 1 ラオスの FLEGT における木材合法性定義

森林資源の使用権利、収穫、輸送、加工、取引を規制するラオスの法令をまとめた枠組である TLD (Timber Legality Definitions、木材合法性定義) が、ラオスの FLEGT の取り組みの下で策定され、試験が行われている。TLD はラオスの現行法令に基づき、VPA プロセスに基づくマルチステークホルダーの協議を経て策定される。FLEGT VPA が合意されれば、少なく

とも EU 諸国への木材・木材製品輸出に必要な FLEGT ライセンスを受け取るためには、木材および木材製品はこの定義に適合しなければならない。

現在では、8 種類の TLD が策定されている。これらの TLD には、ラオスにおける合法的木材供給源・丸太の輸送・丸太の販売・木材加工・加工木材製品の取引に関連する作業への法的要件のほか、労働義務が含まれる。

TLD 1: 生産林(18 の参照法令に基づく)

TLD 2 : 転換地(19 の参照法令に基づく)

TLD 3 : 植林地(16 の参照法令に基づく)

TLD 4 : 村落林(本調査の時点では、合法的な木材ソースではなく、草案は作成されていない)

TLD 5 : 没収木材(19 の参照法令に基づく)

TLD 6 : 輸入木材(3 の参照法令に基づく)

TLD 7 : 林業、木材加工、取引業務における労働義務(9 の参照法令に基づく)

TLD 8 : 木材加工と取引(19 の参照法令に基づく)

TLD は原則、基準、指標、立証書類、参照法令で構成されている。

原則と基準: ラオスの木材合法性保証システム(Timber Legality Assurance System, TLAS)の対象となる法的要件の適用範囲と概要

指標: 順守しなければならない法的要件を指定

立証書類: 各指標の順守を裏付ける文書。この立証書類によって、検証機関は指標に適合していることを判断する

参照法令: 指標と関連立証書類が規定されている法令を特定

3. 2. 2 ラオスの FLEGT における木材合法性保証システム

TLD によって法令が整理され合法性の枠組みが明らかにされ、これが実施されれば合法的な木材・木材製品が確保されることになるが、最終的な木材製品が本当に合法的な木材によるものと確認可能にするためには、こうした法令のすべてが論理的かつ連動し、一貫した過程を辿って順守されることを監視し、チェックして確認するためのシステム、木材合法性保証システム(Timber Legality Assurance System, TLAS)が必要になる。このシステムは加工流通過程の管理(Chain of Custody: CoC)評価と呼ばれている。ラオスは木材の収穫と輸送の合法性を検証して確保することを目指した以下の既存の法令がある。

- 生産林における木材の収穫と輸送の CoC に関するガイドライン 1097/DOF (2007) (Guidelines 1097/DOF (2007)、on Chain of Custody (CoC) Control of Timber Harvesting & Transport in Production Forest)
- 森林から中間土場までの木材輸送の管理に関するガイドライン 0962/DOF (2010) (Guideline 0962/DOF (2010) on Management of timber transports from forest to Log yard II)

しかし、これらの規則の一貫性や実行可能性は必ずしも確保されておらず、時代遅れでもある。また、加工や取引に関する CoC ガイドラインはこれまで存在していない(現在開発中である)。このような状況のため、現状においては、収穫の合法性を検証する現行のシステムは効果に乏しく、時には実施されていない可能性もある。

ラオスは現在、EU FLEGT の下で TLAS の策定に力を注いでいる。この TLAS は、すべての木材製品輸入国によって、将来の木材合法性保証の基準として受け入れられることが見込まれている。ラオスの TLAS は、政府、民間セクター、市民社会、学術界のステークホルダーが関与する協議プロセスにおいて策定中であり、次の5つの機能を備えるものになる(図4)。

- ① TLD への適合の検証
- ② 木材サプライチェーン管理および関連するコンプライアンスの検証(3.2.1 項参照)
- ③ 検証で見つかった違反の管理
- ④ FLEGT ライセンスの発行
- ⑤ 独立監視

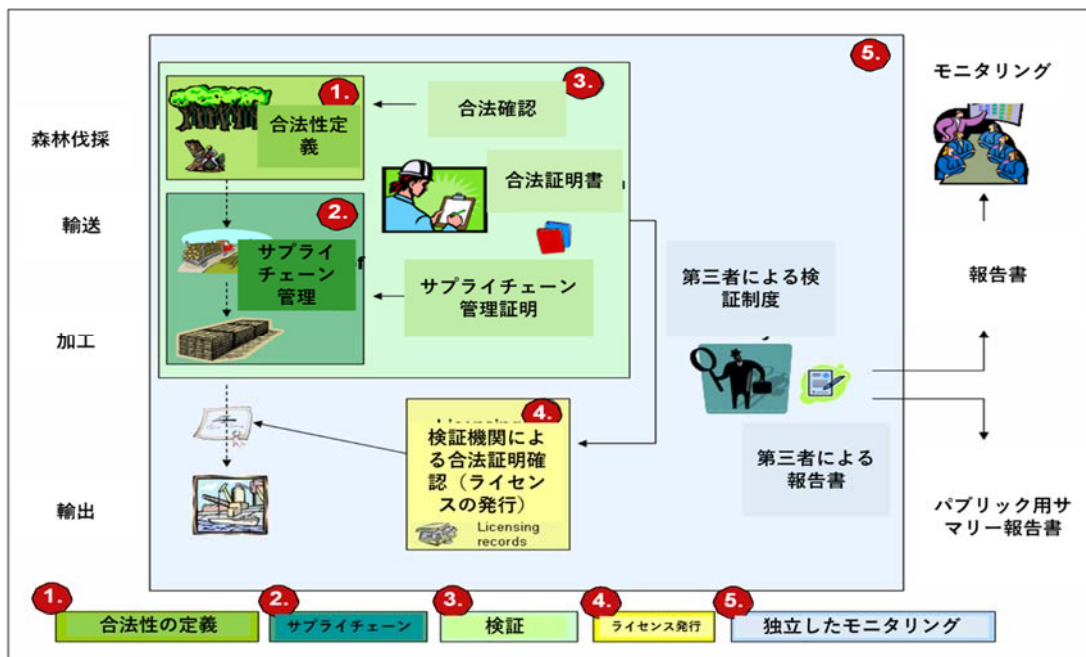


図4 FLEGT-VPA で策定中の木材合法性保証システム(TLAS)の5つの機能

ラオスの TLAS の適用範囲は、木材供給源から企業および家族経営業者による丸太と木材製品の一次加工からその後のあらゆる加工に対する管理と検証の手段を含んでいる。さらに、TLAS はラオス国内での丸太と木材製品の取引および木材製品の輸出も管理し、検証する。ラオスの TLAS は丸太および木材製品の国内市場での販売と、対象となる木材製品の輸出に適用される。木材製品の輸出委託貨物には、仕向け先の市場に関係なく(EU と非 EU 諸国を問わず)、1 個口ずつ FLEGT ライセンスが発行される。

TLAS に適用される CoC は 2 つに分かれており、それぞれマーケットチェーンの上流部門(MAF の担当)と下流部門(MOIC の担当)を規制している。

- マーケットチェーンの上流部門: 森林から中間土場までを対象。「森林から中間土場までの木材輸送の管理に関するガイドライン 0962/DOF (2010)」(Guideline 0962/DOF (2010). Management of timber transports from forest to Log yard II)が適用される。このガイドラインは現在見直しが行われている。
- 木材マーケットチェーンの下流部門: 中間土場(競売後)から加工、取引および輸出までを対象。現在策定中の「木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定、MOIC/DIH」2019 年 1 月 8 日付草案」(Decision on the management and monitoring of timber input and outputs in wood processing and trading、MOIC/DIH)が適用される。

3.3 森林資源の収穫に関する法令

3.3.1 森林に対する法的権利

法的には、天然林木の伐採および販売は、関係政府当局の与える伐採割当(クオータ)の承認に基づいてのみ行うことができる。その理由は、(1)国有林地の天然林の樹木は国の所有物であり、(2)林地以外で天然に自生する樹木も国の所有物であり、個別の承認が与えられていない限り営利目的で伐採や販売を行ってはならないためである。村落の場合、住民は天然林木の伐採と販売は許可されていないが、住宅や公共の建物といった慣習的目的でのみ利用することができる。この森林や樹木の法的地位は、2007年森林法(Forest Law)と、見直し中の森林法(Forestry Law)2018年12月11日付草案に規定されている。改正中の森林法には下記の通り示されている。

第4条の5(改正) 森林および林地の所有権(改正中の森林法)

天然の森林および林地は国家の財産であり、森林および林地を復元し保存するために、国民の参加を得て、国が統一して集中管理する。

森林・林地管理団体の認識において労力および(または)資金を得て指定区域で個人、法人または団体(投資家を含む)によって植林された森林及び樹木は、植林した者もしくは団体または投資家の財産となる。

個人、法人または団体の土地にあり、国がその利用権を分配している天然林木については、係る個人、法人または団体の財産とする。

上記の第3段落は現行の2007年森林法には存在しないため、私有地にある天然林木の保有権は流動的な状況にあるといえる。個人または他の主体によって植林された樹木の場合、係る主体は自ら当該樹木を植えたことを証明し、その伐採、輸送、販売の許可を得なければならない。その理由は、植林された樹木の委託貨物の中に天然林の樹木を隠す／密輸する可能性があるためである。ただし、ゴムとユーカリは外来樹種であるため必然的に100%植林されていることから、両樹種の木材はこの規制の例外とされている。

森林コンセッションや、森林資源の長期的管理や利用に対するコンセッション(使用権)は存在しない。その代わりに、森林は国によって管理され、森林資源へのアクセスは年次クオータ制度や伐採認可によって提供される。ただし、ラオス政府は水力発電プロジェクト、特別経済区、鉄道路線、道路といった一連の開発プロジェクトに対しては「土地コンセッション」を発行している。こうしたプロジェクト対象区域は国有林地に位置することもあるが、一般には荒廃林地が多い。

3. 3. 2 森林資源の管理と収穫に関する法令

森林資源の収穫に関する法令は、木材供給源の種類にしたがって TLD 1(生産林)、TLD 2(転換地)、TLD 3(植林地)にまとめられている。現在、生産林からの収穫は首相令第 15 号によって禁止されているが、将来の生産林の木材供給再開に備えて以下の TLD の草案が作成中である。

(1) 生産林の管理および収穫に関する法的枠組み

DAFO は、生産林における郡の管轄域内にある森林管理区 (Forest Management Area: FMA)³の管理と収穫について計画を策定した後、所属する県の PAFO にその計画を提出する。PAFO は受け取った計画に基づき、年次木材収穫計画を含む県の年次事業計画を作成し、MAF の承認を得る。次に、PAFO は FMA に対する収穫許可を交付し、木材収穫ユニット (Timber Harvesting Unit: THU) または木材収穫企業 (Timber Harvest Enterprise: THE) と伐採計画の運営実施の契約を結ぶ。THU は ライセンスを取得し MAF の承認を得て設立され、木材の収穫と収穫地から中間土場までの木材の輸送を行う組織、THE は MAF によって設立される事業部門で、法令および関係当局の出す要件にしたがって実施する、必要な基準にしたがって木材収穫活動を実施するための独立した財源を有する組織である (木材収穫ユニットおよび企業の設立と管理に関する 2009 年 2 月 23 日付合意 2812 (Agreement 0812, 23 Feb 2009. On the establishment and management of timber harvest units and enterprises))。

天然生産林の管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT の TLD 1(基準 1.1.1)に掲載されている。

原則 1.1: 天然生産林管理計画	
基準 1.1.1: FMA に対する天然生産林管理計画を確立する。 関係法令 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0204/MAF (2003) : 生産林の確立および持続可能な管理について ▪ ガイドライン 2156/DOF (2006) : 持続可能な生産林管理計画 ▪ 決定 0108/MAF (2005) : 森林インベントリに関する規則 ▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 	
指標	立証書類
1.1.1.1 PAFO および DAFO が村落の参加を得て生産林管理計画を策定し、DOF が承認した。既存計画の改訂については、少なくとも 15 年以内に改訂しなければならない。	1.1.1.1.1 生産森林管理計画 1.1.1.1.2 村落林管理協定

³ 森林管理区 (FMA) は生産林の一部であり、生産林は多くの FMA が集まって構成されている。

1.1.1.2 管理計画は 15 年間の計画サイクルに対して持続可能な年間許容伐採量および区画（年次伐採面積）を定義している。	1.1.1.2.1 生産林管理計画内の年次許容伐採量 1.1.1.2.2 年間収穫区画の地図
---	---

天然生産林の収穫に関する法的要件はラオスの FLEGT の TDL 1(基準 1.2.1、1.2.2)に掲載されている。

原則 1.2: 収穫作業	
基準 1.2.1: FMA に対して収穫計画を策定し、県の年間木材収穫計画が承認されている。 参照法令 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007) ▪ 規則 0204/ MAF (2003) : 生産林の確立および持続可能な管理について ▪ ガイドライン 2155/DOF (2006) : 参加型森林インベントリ ▪ ガイドライン 2157/DOF (2006) : 生産林の木材収穫に関する首相令第 17 号 	
指標	立証書類
1.2.1.1 DAFO が収穫前インベントリの結果に基づき収穫計画（「特定の FMA 対象」）を作成し、PAFO が認証した。	1.2.1.1.1 収穫前インベントリ報告書 1.2.1.1.2 FMA の収穫計画（収穫地図付き）
1.2.1.2 PAFO が年間作業計画と年間木材収穫計画（「各 FMA 対象」）を策定し、MAF に提出した。	1.2.1.2.1 県年間作業計画（年間木材収穫計画を含む）
1.2.1.3 政府（「首相府」）が年間木材収穫計画を承認し、PAFO に収穫作業について通知を出した。	1.2.1.3.1 首相府の年間木材収穫計画に関する通知書 1.2.1.3.2 MAF の年間木材収穫計画に関する通知書
1.2.1.4 PAFO が FMA に対する収穫許可証（「特定の年度／季節に対して」）を発行した。	1.2.1.4.1 PAFO により発行された伐採許可証
基準 1.2.2: 木材収穫 は収穫原則に従う。 参照法令 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007) ▪ 決定 0182/ MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意 ▪ 決定 0080/ MAF (2012) : チェーンソーの輸入、管理および利用 ▪ ガイドライン 2157/DOF (2006) : 生産林における木材収穫 ▪ ガイドライン 0962/DOF (2010) : 森林から中間土場までの木材輸送の管理 ▪ 決定 0116/MAF (2007) : 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続き 	
指標	立証書類
	1.2.2.1.1 署名された収穫契約書

1.2.2.1 PAFO が公式に 設立され合法的に業務を行う木材収穫ユニット (THU) または木材収穫企業 (THE) と契約を結んだ。	1.2.2.1.2 MAF の発行した収穫ユニット企業設立許可証
	1.2.2.1.3 POIC からの収穫企業登録
	1.2.2.1.4 車両利用許可証
	1.2.2.1.5 チェーンソー利用
1.2.2.2 THU または THE が既存のガイドライン+木材収穫計画にしたがって伐採施設を準備した (林道、伐採ユニットのキャンプ、土場を含む)。	1.2.2.2.1 収穫地図
1.2.2.3 THU または THE が既存のガイドラインにしたがって伐採作業を実施した。	1.2.2.3.1 DAFO および PAFO による伐採中の監視報告書
1.2.2.4 収穫作業者が、伐倒地点または山土場における玉切り後のすべての丸太を記録した。	1.2.2.4.1 伐倒した樹木および玉切りによる丸太を記録した選択樹木リスト (フォーム I)
1.2.2.5 中間土場において、PAFO、DEQP および村落森林官 (Village Forestry Officer: VFO) がガイドラインにしたがって丸太明細書を作成し、丸太を測定して塗料で印をつけ、丸太を計量して格付けを行った。	1.2.2.5.1 中間土場の丸太明細書 (フォーム IV)

(2) 転換地の管理および収穫に関する法的枠組み

転換地に対応する政府所轄官庁は、対象となる林地の作業規模によって異なる。

- 森林地の転換は、国民議会の常任委員会によって承認される。
- 荒廃林地の転換については、100 ha 未満は県人民議会、100~1,000 ha は政府(首相)、1,000 ha より上は国民議会の常任委員会によって承認される。
- 無立木の森林地の転換については、30 ha 未満は郡または市町村行政当局、30~200 ha は県人民議会、200~10,000 ha は政府(首相)、10,000 ha より上は 国民議会の常任委員会によって承認される。

林地転換のための管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT TLD 2(基準 2.2.1)に掲載されている。

原則 2.2: インベントリと伐採

基準 2.2.1: 伐採前計画はコンセッション合意にしたがって確立する。

法令

- 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007)
- 規則 0108/MAF (2005) : 森林インベントリに関して
- 規則 0112/MAF (2008) : 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して

<ul style="list-style-type: none"> 命令 15/PM (2016) : 木材収穫管理および検査の厳密性、木材輸送ならびに木材ビジネスの強化 	
指標	立証書類
2.2.1.1 現場での実施に関する県委員会の下の伐採管理ユニットが伐採区域を画定し、木材数量を調査した（収穫前インベントリ）。	2.2.1.1.1 伐採区域の調査報告書と地図
2.2.1.2 PAFO が県の年間作業計画（転換地の年間木材収穫計画を含む）を策定し、MAF に提出した。	2.2.1.2.1 県の年間作業計画（年間木材収穫計画を含む）
2.2.1.3 政府が年間木材収穫計画（転換地の収穫計画を含む）を承認した後、MAF が収穫作業について PAFO に通知書を出した。	2.2.1.3.1 MAF に向けた首相府の年間木材収穫計画に関する通知書
	2.2.1.3.2 PAFO に向けた MAF の年間収穫計画に関する通知書
<p>基準 2.2.2: 伐採準備、伐採および伐採後清掃は、転換地での収穫に関する規則に従う。 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007) . 決定 0182/MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関して 決定 0080/MAF (2012) : チェーンソーの輸入、管理および利用に関して 命令 15/PM (2016) : 規則 0112/MAF (2008) : 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して 決定 116/MAF (2007) : 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して 	
指標	立証書類
2.2.2.1 PAFO が公式に設立され合法的に業務を行う THU または THE と契約を結んだ。	<ul style="list-style-type: none"> 署名された収穫契約書 MAF の発行した収穫ユニット／企業設立許可証 POIC からの収穫企業登録 車両利用許可証 チェーンソー利用許可証
2.2.2.2 THU／THE が伐採管理委員会の承認した伐採計画にしたがって伐採作業の準備を行った。	伐採計画
2.2.2.3 THU／THE が、現場実施結果について伐採管理委員会に定期的に報告を行う。	現場実施報告書
2.2.2.4 中間土場において、林業技官が丸太を測定して格付けし、丸太に印を付ける。	丸太明細書

(3) 植林地の管理および収穫に関する法的枠組み

登録や許可を含め、必要な手続は植林地の規模によって異なる。植林地の管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT TLD 3(基準 3.2.3)に掲載されている。

原則 3.2: 植林地の設立と管理	
<p>基準 3.2.3: 植林地の管理は法規則に従わなければならない。</p> <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 通知 1374/MCAF (2010) : 植林区画および育った木材の登録申請 ▪ 規則 0196/MAF (2000) : 長期植林地の開発と促進に関する規則 ▪ 指示 1643/DOF (2010) : 産業林およびNTFP投資に関するフィージビリティスタディの策定 ▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査 ▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境社会影響評価 ▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して 	
指標	立証書類
3.2.3.1 点在する樹木は村長によって認証され、DAFOによって承認されなければならない。	植樹証明書 (Planted Tree Certificate)
3.2.3.2 1,600 m ² 以上5ha未満の植林地はDAFOによって登録されなければならない。	植林地登録証明書
3.2.3.3 5haより広い植林地はDAFOによって登録され、PAFOによって承認されなければならない。	植林地登録証明書
3.2.3.4 賃借およびコンセッションによる植林地ならびに5haよりも広い植林地は、管理計画を立てなければならない。	管理計画
3.2.3.5 環境・社会モニタリングおよび管理計画 (Environment and Social Monitoring and Management Plan, ESMMP) の策定が義務づけられている植林地は、環境適合性証明書 (Environmental Compliance Certificate) の指定どおり天然資源環境当局に定期的に報告しなければならない (面積200 ha超: MONRE、面積20~200 ha: PONRE)。	ESMMPの実施に関する報告書
3.2.3.6 プロジェクトオーナーは、環境および社会的な紛争に関するすべての要求を記録し解決を求めなければならない。解決について意見が一致しない場合、影響を受ける当事者は補償委員会に申し立てを行うことができる。	プロジェクトオーナーの事務所に寄せられた要求の記録。さまざまなレベルの紛争処理事案がより高度な解決レベルに移行した事例の記録文書
3.2.3.7 プロジェクトオーナーは環境・社会管理およびモニタリング措置の実施に関する情報を公開する。	ESMMP実施に関するプロジェクトオーナーの報告書

伐採許可に必要な手続は木材種および収穫作業員によって異なる。植林地における収穫に関する法的要件は、植林地についてのラオスの FLEGT TLD3 の下記の基準 3.3.1 に掲載されている。

原則 3.3: 収穫作業

<p>基準 3.3.1: 植林地における収穫または点在する樹木の伐採は、関係法令に従って行う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 指令 3659/DOF (2017) : 植林木の収穫および移動の実施 ▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 ▪ 決定 0182/MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意 ▪ 決定 0080/MAF (2012): チェーンソーの輸入、管理および利用 	
指標	立証書類
<p>3.3.1.1 ユーカリ、アカシア (Acacia auriculiformis、Acacia mangium)、パラゴムノキ、沈香のプランテーションまたは点在樹木から収穫した木材の数量は、植林地所有者によって DAFO に報告しなければならない。</p>	<p>DAFO で管理する緑林地木材数量記録</p>
<p>3.3.1.2 植林地または点在天然樹木からの在来樹種の伐採は PAFO の承認を得なければならない。</p>	<p>PAFO による収穫承認</p>
<p>3.3.1.3 林業作業が収穫企業によって実施される場合、当該植林地所有者または木材の買い手は、公式に設立され合法的に業務を行う THU または THE と契約を結んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 署名された収穫契約書 ▪ MAF の発行した収穫企業設立許可証 ▪ POIC からの収穫企業登録 ▪ 車両利用許可証 ▪ チェーンソー利用許可証
<p>3.3.1.4 収穫が家族の働き手によってチェーンソーで行われる場合、そのチェーンソーは PAFO に登録し、毎回チェーンソーを使用する際に PAFO に通知する必要がある。</p>	<p>チェーンソー利用許可証</p>

TLD 1、2、3 の法的要件として参照されている法令のうち下記は、政府が現在見直しに取り組んでいる。

- 規則 0112/MAF (2008) 「水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の整地に関する規則」
- 決定 0116 /MAF (2007)、「丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関する決定」
- ガイドライン 0962/DOF (2010) 「森林から中間土場までの木材輸送の管理」

3.3.3 環境要件

(1) 天然林生産林での収穫における環境配慮に関する法的要件

天然生産林での収穫における環境配慮に関する法的要件は、TLD 1(原則 1.5)に以下のとおりまとめられている。

原則 1.5: 収穫後の作業	
<p>基準 1.5.1: 収穫後評価を行う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0204/MAF (2002)、第 13 条 ▪ ガイドライン 2157/DOF (2006)、第 10 (3) 章 ▪ ガイドライン 1036/DOF (2010)、第 6 項 ▪ PSFM 作業マニュアル DOF (2013) 	
指標	立証書類
1.5.1.1 PFS、DFU、VFO が伐採実績および伐採影響の評価を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1.5.1.1.1 収穫後評価報告書
<p>基準 1.5.2: 収穫後の作業の結果を実施する。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0204/MAF (2002)、第 13 条 ▪ ガイドライン 2157/DOF (2006)、第 12 章 ▪ PSFM 作業マニュアル DOF (2013)、第 8.5.2 項 	
指標	立証書類
1.5.2.1 収穫ユニット/企業は、PFS、FMU および VFO の勧告する課題および影響を緩和し対策を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1.5.2.1.1 影響緩和・実施報告書

(2) 転換地での伐採に対する環境配慮に関する法的要件

転換地での伐採に対する環境配慮に関する法的要件は、TLD 2(原則 2.1)に以下のとおり掲載されている。

原則 2.1: 環境・社会影響の評価と緩和計画、転換許可およびコンセッション合意	
<p>基準 2.1.1: プロジェクトオーナーは、開発プロジェクトの環境・社会影響の緩和のために調査を行い計画を立てる。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査 ▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布. ▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) ▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に対する環境社会影響評価 (ESIA) ▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して 	
指標	立証書類

2.1.1.1 スクリーニングプロセスの結果、早期環境検査 (Initial Environment Examination : IEE) が必要になる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て IEE 報告書および ESMMP を作成する。	• IEE 報告書 (協議の記録と結果を伝える章を含む)
	• ESMMP 報告書
	• 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.2 スクリーニングプロセスの結果、環境社会影響評価 (ESIA) (グループ 2) が必要になる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て ESIA および ESMMP を作成する。	• ESIA 報告書 (協議の結果を伝える章を含む)
	• ESMMP 報告書
	• 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図

環境・社会モニタリングおよび管理計画 (Environment and Social Monitoring and Management Plan: ESMMP) は、転換地での伐採に対しても義務づけられており、以下に示すとおり TLD 2 (原則 2.2 の基準 2.2.3) に基づき規定されている。

原則 2.2: インベントリと伐採(転換地)	
<p>基準 2.2.3: 林業および環境セクターは、伐採作業ならびに ESMMP に関連する管理およびモニタリング計画の実施を監視する。</p> <p>法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0112/MAF (2008) : 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃 ▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査 ▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価 ▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して 	
指標	立証書類
2.2.3.1 現場での実施に関する県委員会の下での伐採管理ユニットが、各小伐採区域における継続作業のフェーズと伐採終了後フェーズを監視した。	<ul style="list-style-type: none"> • 作業中の評価報告書 • 収穫後評価報告書
2.2.3.2 環境セクターが社会・環境管理を監視し、その実施が伐採作業終了まで ESMMP に従っていることを見届けた。	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採作業終了までの進捗報告書
2.2.3.3 プロジェクトオーナーは環境・社会紛争に関するすべての要求について記録をとり解決策を探す。解決について意見が一致しない場合、影響を受ける当事者は補償委員会に申し立てを行うことができる。未解決の問題はより高いレベルに移して解決を図ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクトオーナーの事務所に寄せられた要求の記録
	<ul style="list-style-type: none"> • 各レベルにおける紛争解決の記録書類
2.2.3.4 プロジェクトオーナーは環境・社会管理およびモニタリング措置の実施に関する情報を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> • ESMMP の実施に関するプロジェクトオーナーの報告書

(3) 植林地に対する環境配慮

植林地に対する環境配慮に関する法的要件は、TLD 3(基準 3.2.1)に以下のとおりまとめられている。

原則 3.2: 植林地の設立と管理	
基準 3.2.1: 植林地は技術・環境・社会評価要件を満たさなければならない。	
参照法令	
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0196/MAF (2000) : 長期プランテーション林の開発と促進に関する規則 ▪ 指示 1643/DOF (2010) : 産業林およびNTFP投資に関するフィージビリティスタディの策定に関して ▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査 ▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布 ▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) 、 ▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価 	
指標	立証書類
3.2.1.1 賃借またはコンセッションによって5 haより大きいプランテーションを抱えるオーナー（数人が所有し相互に隣接して5 ha超の地域を所有している場合を含む）は、技術的分析を行ってDOFの承認を得なければならない。	技術評価報告書の承認
3.2.1.2 スクリーニングプロセスの結果IEE（グループ1）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てIEEおよびESMMPを作成する。	IEE報告書（協議の記録と結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.3 スクリーニングプロセスの結果EISA（グループ2）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てEISAおよびESMMPを作成する。	ESIA報告書（協議の結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図

3.3.4 保護樹種のカテゴリーとリスト

2007年森林法第27条は、「樹木およびNTFP種の保全」について以下のように定めている。

樹木およびNTFP種の保全: *May Dou Lai* (*Pterocarpus macrocarpus* sp.), *May Kha Nhoung* (*Dalbergia cochinchinensis*), *May Khamphi* (*Dalbergia bariensis*), *May Long Leng* (*Cunninghamia sinensis*), *Fang daeng* (樹種名不明), *Sapan* (樹種名不明) および国の定義するその他の樹種など、主として禁止種および希少種は天然林で絶滅の危機に瀕しており、種を増やし充実させるためにその保全が奨励される。

樹木およびNTFP種の保全には次の対策が含まれる。

1. 樹木およびNTFP種の調査
2. 母樹林の分類、樹木およびNTFP種のインベントリと登録
3. 地元住民の参加による保全・保護地域の計画
4. 保全および利用に関する規則および措置の策定と実施
5. その他の必要な活動

その後 2012 年に樹木種のリストが作成され、「0008/MAF(11-1-2012): 樹木のタイプ一覧表: 禁止・特別・管理種」に掲載された。このリスト(表 14)には、禁止(Prohibited)種/樹木: 12 種、特別(Special)種/樹木: 24 種、規制(Controlled)種/樹木(レベル I, II, III): それぞれ 41、17、53 種が記載されているが、これらの分類の定義や意味は不明である。実際には、禁止種リストに含まれている樹種であっても、近年一般的に輸出され、高額に取引されていた。

この樹木種のリストは「丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関する」決定 0116 /MAF(2007)で示されているリストにきわめて似ている。決定 0116 では、禁止種も含めた全カテゴリーの全樹種の伐採基準を規定しているが、伐採が禁止されているのであればその樹種に対する伐採基準があるのは矛盾している。また決定 0116 /MAF(2007)については現在見直しが行われている。

最近では、2018 年 10 月の CITES(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)のラオスに対するレビューと勧告を受けて、将来的にはラオス政府は上述のリストの代わりに CITES 付属書 I、II、III のリストを使用していく意向であり、そのための DOF 野生生物管理課が作成している新しい法律文書の草案には、保護樹種のカテゴリーとリストを盛り込むことが想定されている(DoF 局長へのインタビューによる情報)。現在改正中の森林法の草案でも、CITES 付属書リストを参照するなどの修正が行われている。

表 12 禁止・特別・規制木材樹種リスト

I	禁止樹種	II	特別樹種	II	特別樹種
1	<i>Dalbergia cochinchinensis</i>	1	<i>Tectona grandis</i>	13	<i>Mesua ferra</i>
2	<i>Dalbergia cultrata</i>	2	<i>Fokina kawalhajal</i>	14	<i>Fokinia chinensis</i>
3	<i>Cunninghamia sinensis</i>	3	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>	15	<i>Gradenia frangeoides</i>
4	<i>Cunninghamia obtusa</i>	4	<i>Pterocarpus pedatus</i>	16	<i>Pterocarpus santalinus</i>
5	<i>Cunninghamia lanceolata</i>	5	<i>Afzelia xylocarpa</i>	17	<i>Xylia kerril</i>
6	<i>Desmodium lengipes</i>	6	<i>Agularis Sp.</i>	18	<i>Hopea odorata</i>
7	<i>Gradenia Cambodiana</i>	7	<i>Milletia leocantha</i>	19	<i>Swetenia macrophylla</i>
8	<i>Fagraea fragrans Box</i>	8	<i>Cinnamomum liseafoitum</i>	20	<i>Mangiletian Insignis</i>
9	<i>Elaeocarpus sianensis</i>	9	<i>Mansonla gagei</i>	21	<i>Ficus Sp.</i>
10	<i>Erythrophloeum fordil</i>	10	<i>Mansonla Sp.</i>	22	<i>Cinnamomum cassis BL</i>
11	<i>Michelia champact</i>	11	<i>Diospyros embryoteris</i>	23	<i>Pinus merkusii</i>
12	<i>Dysoxylon lourelri</i>	12	<i>Diospyros mollis</i>	24	<i>Pinus Kaslya</i>

III	規制樹種 I	IV	規制樹種 II		規制樹種 III
1	<i>Shorea harmandii</i>	1	<i>Melia azedarach</i>	1	<i>Bombax anceps</i>
2	<i>Hopea ferrea</i>	2	<i>Gmelia arborea</i>	2	<i>Aistonia scholaris</i>
3	<i>Shorea vulgaris</i>	3	<i>Stereospermum</i>	3	<i>Castanopsis hystrix</i>
4	<i>Vatica Cinerea</i>	4	<i>Irvingia cambodiana</i>	4	<i>Castanea castanopsis</i>
5	<i>Vatica dyeri</i>	5	<i>Sandoricum indicum</i>	5	<i>Pygeum arboretum</i>
6	<i>Terminalia corticosa</i>	6	<i>Dipterocarpus</i>	6	<i>Canarium nigrum</i>
7	<i>Lagerstroemia floribunda</i>	7	<i>Eugenia compongensis</i>	7	<i>Nauclea orientalis</i>
8	<i>L. cochinchinensis</i>	8	<i>Albissia codoratisima</i>	8	<i>Pterospermum</i>
9	<i>Melanorrhoea laccifera</i>	9	<i>Cinnamomum iners</i>	9	<i>Carallia lucida</i>
10	<i>Sindora siamensis</i>	10	<i>Talauma gioi</i>	10	<i>Albizia procera</i>
11	<i>Sindora cochinchinensis</i>	11	<i>Dialium cochinchinensis</i>	11	<i>Cananga latifolia</i>
12	<i>Artocarpus lancefolius</i>	12	<i>Peltophorum dasyraxis</i>	12	<i>Aglaia gigantea</i>
13	<i>Terminalia tomentosa</i>	13	<i>Samanea saman</i>	13	<i>Paradina hirsuta</i>
14	<i>Dipterocarpus obtusifolium</i>	14	<i>Coruga piñata</i>	14	<i>Pentacme suavis</i>
15	<i>Shorea hypochra</i>	15	<i>Pentace burmani.</i>	15	<i>Shorea thorelii</i>
16	<i>Shorea obtuse</i>	16	<i>Sterculia lychnophora</i>	16	<i>Artocarpus lakoocha</i> <i>Anogeissus</i>
17	<i>Pentacme siamensis</i>	17	<i>Dialium indum</i>	17	<i>Acuminata</i>
18	<i>Terminalia belerica</i>			18	<i>Vitex pinnata</i>
19	<i>Dipterocarpus costatus</i>			19	<i>Castanopsis annamonsis</i>
20	<i>Dipterocarpus alatus</i>			20	<i>Castanopsis indica</i>
21	<i>Dipterocarpus turbinatus</i>			21	<i>Canarium kerrii</i>
22	<i>Dipterocarpus intricatus</i>			22	<i>Lagorstroemia</i>
23	<i>Mangifera indica</i>			23	<i>Cassia garettiana</i>
24	<i>Toona febrifuga</i>			24	<i>Litchi chinensis</i>
25	<i>Chukrasia tabularis</i>			25	<i>Crypteronia paniculata</i>
26	<i>Chukrasia Sp.</i>			26	<i>Millingtonia hotensis</i>
27	<i>Berrya mollis</i>			27	<i>Dillenia Spp</i>
28	<i>Anisoptera robusta</i>			28	<i>Stereospermum Spp</i>
29	<i>Parashorea sttellata</i>		規制樹種 III	29	<i>Terminalia chebula</i> <i>vancitrina</i>
30		42	<i>Azadirachia indica</i>	30	<i>Calophyllum salgonensis</i>
31	<i>Adina cordifolia</i>	43	<i>Hanglietea clauca</i>	31	<i>Sterculia foetida</i>
32	<i>Hopea pierrel</i>	44	<i>Peperomia pelluscia</i>	32	<i>Sterculia villosa</i>
33	<i>Duabanga sonneratioides</i>	45	<i>Cratexylon prunifolium</i>	33	<i>Spondias pinnata</i>
34	<i>Xylia dolariformis</i>	46	<i>Michelia masticate</i>	34	<i>Wrightia tomentosa</i>
35	<i>Eugenia SP</i>	47	<i>Gardenia philastrel</i>	35	<i>Holarrhaena</i>
36	<i>Caesalpinia sappan</i>	48	<i>Combretum guarangula</i>	36	<i>Tetrameles nudiflora</i>
37	<i>Shorea sp</i>	49	<i>Garcinia ferra</i>	37	<i>Parinarium annamensis</i>
38	<i>Dysoxylum binectariferum</i>	50	<i>Vitex altissima</i>	38	<i>Protium serratum</i>
39	<i>Keteleria tonkinensis</i>	51	<i>Garunia miteflora</i>	39	<i>Cassia siamea</i>
40	<i>Allanthus fauveliana</i>	52	<i>Stephogyne parvifolia</i>	40	<i>Amoora polystachya</i>
41	<i>Vatica astrotricha</i>	53	<i>Pterospermum</i>	41	<i>Lacticum</i>

出典：文書 008/MAF(2012)より抜粋

3. 3. 5 森林管理と収穫作業における雇用と安全

雇用に関する法的要件と、森林管理と収穫活動に関わる人に対して法的に義務づけられている保護や安全については、ラオスの FLEGT の TLD 7(林業、木材加工および取引業務における労働義務)に明記されている参照法令(表13)から情報を集めることができる。現状としては、雇用に関しては、給与の支払いや適時の支払いの欠如、労働契約の欠如、地元のラオス国民が優先されていないことが報告されている。また、安全衛生についても、安全整備の不備、伐採キャンプの衛生環境の悪さ、死傷に対する未保障などが指摘されている。

表13 TLD 7(林業、木材加工および取引業務における労働義務)に基づく参照法令

法令の名称	年	説明
法律 43/NA (2014) 、労働法	2014	第 43 条—雇用者の健康診断を促進する使用者の義務、第 97 条—妊婦または新生児のいる母親の雇用、第 119 条—労働条件、労働者の安全衛生対策に関する使用者の義務、第 102 条—危険で健康に有害な活動における若年雇用者の採用の制限、第 122 条—リスク評価、第 123 条—雇用者の安全衛生に対する責任者に関して。
指示 No. 1035/2010 MAF	2010	労働法の実施、ならびに安全対策、労働と健康に関する内部規則、年次健康診断に関する 2010 年 4 月 23 日付の第 3 条を厳格に実施するよう企業に注意を促すことに関して。
法律 34/NA (2013) 、 社会 保障法	2013	
決定 4277/MoLSW (2016) 、 オンライン労働監督報告書の 利用に関する新決定	2016	労働監督官の組織と機能に関して。
決定 0182/ MAF (2009) 、	2009	木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意
決定 0080/ MAF (2012) 、チ ェーンソーの輸入、管理およ び利用に関して	2012	現在、このガイドラインは輸入、ライセンス付与などに言及するのみとなっている。改正案には訓練および安全装置も盛り込まれることになる。

<p>ガイドライン 2157/ DOF (2006)、生産林の木材収穫に関するガイドライン、2006年</p>	<p>2009</p>	<p>伐採請負業者選考基準：</p> <p>電動チェーンソー、スキッター、トラックなどの伐採道具や機械の保守と使用に関するスキルとよく訓練を受けた人材を備えていること。</p> <p>伐採ユニットのキャンプの建設：</p> <p>伐採その他の施設の提供。午前中に日が当たり通気の良い場所に設置する。</p> <p>…設計では寝室、キッチン…トイレを確保する。飲料水その他の水の十分な供給があり、適切な集水タンクが利用可能で…水のタンクは清潔に保ち、病気の原因となりかねない蚊の繁殖を避ける。</p> <p>保護具に関する第2条</p> <p>伐採技術等に関する第3条</p>
<p>決定 0719 /MOIC (2009)、木材加工製造基準に関して</p>	<p>2009</p>	<p>第7条：技術者と労働者の基準</p> <p>第9条：安全・衛生・環境基準</p> <p>9.1. 労働者の労災事故、疾病および健康への悪影響を回避するための安全管理を備えなければならない。</p> <p>9.2. 機械の危険から身を守る防護策——注意標識や危険な現場での警告標識など——を設置し、機械や道具を常に良好な状態に保つための計画を立てなければならない。</p> <p>9.3. 火災報知器、消火器、消火ホースなど、建物内に十分な火災警報システムを設置し、常に利用可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>9.4. マスクやカバー（口、耳、鼻、靴、目、ヘルメット、手袋）およびユニフォームなど、労働者を塵、臭い、騒音から守る装備を用意しなければならない。</p> <p>9.5. 十分に清潔な水飲み場、救急箱、トイレ、更衣室がなければならない。</p> <p>9.6. 適切な空調システムを設置し、狭すぎず、整頓されていて十分な明かりがなければならない。</p>

3. 3. 6 社会的要件

(1) 慣習上の権利の承認

木材に対する慣習上の権利に関する一般的方針は、森林法に次のように示されている。

第 42 条 森林の慣習的利用: 国は、個人または団体の権利や利益を反映し、森林資源および環境への悪影響のない家庭利用のために、立ち入りの禁止されていない森林での木材の使用および林産物の収穫を認める。森林および林産物の慣習的利用は、所定の計画、村落の規則および森林に関する法令にしたがって行うものとする。

限定的に認められている村落の木材利用については、以下の 2 つの関連条項により明確に規定されている。

第 40 条 村落のための森林および林産物の利用: 村役場、集会所、学校、診療所などの建設活動への木材の利用

第 41 条 家庭ための森林の利用: 国は、…住む家のない家庭、または家が老朽化し、もしくは災害で崩壊、損傷もしくは破壊された家庭などについて…村民が村役場の承認と郡農林事務所の許可を得て、住宅の建設および修繕のために村落林の禁止されていない木材種を利用することを認める。

木材の村落民による慣習的利用に関して、木の伐採や販売には言及されていないため、たとえそれが慣行であったとしても、村民は天然林の材木を伐採することも販売することもできないという解釈になる。

(2) 社会影響評価

社会影響評価は、以下の①～③のとおり、木材供給源の種類に応じて行われる。

①生産林に関する社会影響評価

国有生産林の管理および伐採について、社会影響評価は必要ない。

②転換地に関する社会影響評価

転換地の伐採については社会影響評価が義務づけられており、「開発プロジェクトにおける補償および移住 管理に関する首相令第 84 号」(PM Decree 84, 05 / 04 / 2016, on Compensation and Resettlement Management in Development Projects)の以下の条項に規定されている。

第 8 条 補償計画の実施(要点7): 樹木、作物、家畜または所得の損失が生じた場合、プロジェクトオーナーは補償額に基づいて補償を行う責任を負わなければならない。

第 9 条 補償査定および補償額の概算: プロジェクトオーナーは、地元レベルでの補償・移転委員会と協力し、国の適用する価格、市場価格、補償期間に適用可能な平均価格ならびに財産および立地の種類に基づいて、土地、建造物、作物、家畜、潜在的所得に対する補償額を概算するとともに、適正適切な方法を選択することによって被影響住民との協議を行わなければならない。

ただし、木材は国の所有物であるため村民は木材の販売を認められておらず、開発プロジェクトによって失った地域林または天然林は村民にとっての法的価値はなく、したがって、その観点から補償対象とはならない。他方、村落コミュニティは、住宅や村落の社会インフラに天然木材を使用することが法的に認められているため、こうした木材の損失は、村民にとって開発プロジェクトによって失った価値とみなすことができる。しかし実情は、多くの場合開発プロジェクトがプロジェクトの影響を受けた個人やコミュニティのために住宅や施設を再建し、それが建築用木材損失の補償とみなされている。チーク植林、ゴム・プランテーション、果樹園のように樹木が明確に個人に所有されている場合、開発プロジェクトによるその損失は調査と補償の対象となる。ラオスの FLEGT の TLD 2 では、基準 2.1.1 および 2.1.2 に掲載されている。

原則 2.1: 環境・社会影響の評価と緩和計画、転換許可およびコンセッション合意	
<p>基準 2.1.1: プロジェクトオーナーは、開発プロジェクトの環境・社会影響の緩和のために調査を行い計画を立てる。</p> <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して ▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査 ▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価 ▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布 (EIA) ▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) : 	
指標	立証書類
2.1.1.1 スクリーニングプロセスの結果 IEE (グループ 1) を必要とする開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て IEE 報告書および ESMMP を作成する。	IEE 報告書 (協議の記録と結果を伝える章を含む)
	ESMMP 報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.2 スクリーニングプロセスの結果 ESIA が必要な開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て ESIA および ESMMP を作成する。	ESIA 報告書 (協議の結果を伝える章を含む)
	ESMMP 報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.3 補償および移住の対象となる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは被影響住民と協議して補償・移転計画を作成する。	補償計画
	移住計画
	被影響住民のリスト

2.1.1.4 補償額は地元レベルの補償・移転委員会と協力し、委員会の示す単価に基づいて概算する。	被影響住民、補償・移転委員会、およびプロジェクト開発者の署名のある補償金額に関する合意覚書
2.1.1.5 プロジェクトオーナーは環境・社会影響評価に関連する情報を公開する。	IEE の必要な開発プロジェクトの場合、IEE および ESMMP の公開部分
	ESIA の必要な開発プロジェクトの場合、ESIA および ESMMP の公開部分

③ 植林地に関する社会影響評価

森林プランテーションに関する社会影響評価は、ラオスの FLEGT の TLD 3 の原則 3.2 の基準 3.2.1 に規定されている。

原則 3.2: プランテーションの設立と管理	
<p>基準 3.2.1: プランテーションは技術・環境・社会評価要件を満たさなければならない。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0196/MAF (2000) ▪ 指示 1643/DOF (2010) ▪ 指示 8029/MONRE (2013) ▪ 合意 8056/MONRE (2013) ▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) ▪ 指示 8030/MONRE (2013) ▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) 	
指標	立証書類
3.2.1.2 スクリーニングプロセスの結果IEE（グループ1）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てIEEおよびESMMPを作成する。	IEE報告書（協議の記録と結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.3 スクリーニングプロセスの結果ESIA（グループ2）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てESIAおよびESMMPを作成する。	ESIA報告書（協議の結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.4 補償対象のプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは被影響住民と協議して補償計画を作成する。	補償計画
	被影響住民のリスト
3.2.1.5 補償額は地元レベルの補償・移転委員会と協力し、委員会の示す単価に基づいて概算する。	被影響住民、補償委員会、およびプロジェクトオーナーの署名のある補償金額に関する合意覚書

3.2.1.6 プロジェクトオーナーは環境・社会影響評価に関連する情報を公開する。	IEEの必要な開発プロジェクトの場合、IEEおよびESMMPの公開部分
	ESIAの必要な開発プロジェクトの場合、ESIAおよびESMMPの公開部分

(3) 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)

ラオス政府は ILO 条約第 169 号(1989 年の原住民及び種族民条約)の締約国ではなく、FPIC (Free prior and informed consent) の原則はラオスの法令や政策に具体的に明記されていないが、一部の政策には、合意(コンセンサス)の必要性を示唆する文言も含まれている。例えば、土地転換や植林地への転換で影響を受ける可能性のある住民に対する参加および協議プロセスを義務づける規則があり、影響を受ける可能性のある住民に対しては、補償計画を策定するための協議が義務づけられている。

(4) 利益の共有

商業伐採による収益を地元の村落と利益共有することについては、「生産林で伐採される木材の販売による収入の分配」に関する 2012 年国家主席令第 001 号 (Presidential Ordinance 001/2012) で扱われており、特に以下の第 4 条および第 5 条で具体的に規定されている。

第 4 条 PFA で採取された木材の販売から得た収益の分配:PFA で採取された木材の販売から得た収益は、次のように 2 パートに分割しなければならない。

パート 1: 総収益の 70% — 国家予算収入として

パート 2: 総収益の 30% — 森林管理、保護・保全および主に生産林の開発を支援する予算ならびに生産林と境界を接する村落または村集団の開発資金として

第 5 条 総収益のパート 2 (30%) の分配: さまざまな目的で利用するため、総収益の第 2 パートは次の 4 つに区分しなければならない。

区分 1: 20% — 森林および林業資源の開発のための信託基金として

区分 2: 20% — 全国での生産林開発のための信託基金として

区分 3: 20% — 利用されている生産林の開発のための信託基金として

区分 4: 40% — 生産林の管理協定のパートナーである村落または村集団の開発のための信託基金として

ただし、こうした利益の共有が実際にどの程度適用されているかは、世界銀行の SUFORD プロジェクトで行われている伐採の数事例を除けば、明らかではない。

3. 3. 7 収穫の合法性を検証するための管理措置

すでに 3.2.2 で述べたように、収穫の合法性を検証して確保することを目指した CoC に関する法的文書は2つあるが、収穫の合法性を検証するためのシステムは脆弱で、場合によっては存在しないことや、実施されていないこともある。このため、ラオスの FLEGT で現在策定と試行が進められている TLAS システムは、近い将来ラオスで実施されるという想定の下に、すべての木材製品輸入国によって将来の木材合法性保証の基準として受け入れられることが見込まれている。

3.4 木材および木材製品の輸送と加工に関する法令

3.4.1 木材および木材製品の輸送に関する法令

TLD 1、2、3 では、生産林、森林転換地、プランテーションからの丸太の輸送に関する法令を特定している。

表14 TLD 1、2、3 で特定されている輸送に関する法令

法令の名称	年	説明
法律 06/NA (2007)	2007	森林法
命令 17/PM (2008)	2008	林業および木材ビジネスの経営における森林管理、保護、調整の強化に関して
命令 57/PM (2014)	2014	木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関して
指示 3211/MOF (2015)	2015	木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関する首相令 57 (2014) の実施に関して
規則 1726/MOIC (2012)	2012	木材の販売と購入に関する規則に関して
命令 32/PM (2012)	1012	森林管理および林業ビジネスに関する国家森林会議の議事録の採択に関する決定 32/PM (2012)
ガイドライン 0962/DOF (2010)	2010	森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して
規則 0112/MAF (2008)	2008	水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関する規則
決定 116/MAF (2007)	2007	丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して
指令 3659/DOF (2017)	2017	造林木の収穫および移動の実施に関して

(1) 生産林からの輸送

天然林生産林および転換地から一次加工施設への丸太の輸送には、受領書、丸太明細書の抹消書、当局からの許可証が必要になる。天然生産林の丸太の輸送に関する法定手続と、収穫作業(中間土場)から加工施設(最終土場)まで丸太に添付する書類は TLD 1 に示されている。

原則 1.4 木材の輸送	
<p>基準 1.4.2 中間土場から最終土場までの丸太の輸送要件の順守</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 命令 17/PM (2008)、林業および木材ビジネスの経営における森林管理、保護、調整の強化に関して ▪ 命令 57/PM (2014)、木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関して ▪ 指示 3211 /MOF (2015) 木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関する首相令 57 (2014) の実施 ▪ 1726/ MOIC (2012) 木材の販売と購入に関する規則 ▪ 命令 32/PM (2012)、森林管理および林業ビジネスに関する国家森林会議の議事録の採択に関する決定 32/PM (2012) に関して ▪ ガイドライン 0962/DOF (2010)、森林から中間土場までの木材輸送の管理 	
指標	立証書類
<p>1.4.2.1 木材の買い手は木材の移動前にすべての輸送書類を揃えている。</p>	<p>1.4.2.1.1 木材販売の受領書</p> <p>1.4.2.1.2 国有資産台帳からの丸太明細書の抹消書</p> <p>1.4.2.1.3 丸太明細書 (フォーム V)</p> <p>1.4.2.1.4 PAFO からの輸送許可証</p>

(2) 転換地からの輸送

転換地由来の丸太の輸送に関する法定手続と、収穫作業(中間土場)から加工施設(最終土場)まで丸太に添付する書類は TLD 2 に示されている。

原則 2.4 木材の輸送	
<p>基準 2.4.1 収穫業者は、伐採場所から土場までの輸送要件に従う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規則 0112/MAF (2008) 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して • 決定 116/MAF (2007) 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して • 法律 No. 06/NA (2007) 森林法 	
指標	立証書類
<p>2.4.1.1 山土場では、伐採管理ユニットの技術スタッフが丸太に印をつけ、樹木の数、丸太の数、伐採区画を丸太明細書に記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 山土場の丸太明細書
<p>2.4.1.2 中間土場では、伐採管理ユニットの技術スタッフが丸太に刻印ハンマーで「PM (Forestry)」と打刻した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 丸太明細書
<p>基準 2.4.2 木材の買い手は中間土場から最終土場までの輸送要件に従う。</p> <p>参照法令:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法律 06/NA (2007)、 	

<ul style="list-style-type: none"> • 命令 No.17/PM (2008) 、 • 指示 No.3211/MOF (2015) 、 • 命令 32/PM (2012) 、7) • ガイドライン 0962/DOF (2010) 、 	
指標	立証書類
2.4.2.1. 木材の買い手は、木材の移動前にすべての輸送書類を揃えている。	2.4.2.1.1 木材販売の受領書 2.4.2.1.2 国有資産台帳からの丸太明細書の抹消書 2.4.2.1.3 丸太明細書 2.4.2.1.4 PAFO からの輸送許可証

(3) 植林地からの輸送

植林地由来の丸太の輸送に関する法定手続は TLD 3 に示されている。植林地由来の丸太に関しては、在来樹種は許可証が必要だが、ユーカリ、アカシア (*Acacia auriculiformis*、*Acacia mangium*)、ゴム、沈香などの樹種には輸送許可法は必要ない。

原則 3.5: 木材の輸送	
<p>基準 3.5.1: プランテーション/点在樹木の木材を買い手の丸太置き場まで輸送するには関係法令に従わなければならない。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 指令 3659/DOF (2017) 	
指標	立証書類
3.5.1.1 ユーカリ、 <i>Acacia auriculiformis</i> 、 <i>Acacia mangium</i> 、ゴムおよび沈香の木材の輸送は輸送許可証を必要としない。 プランテーション/点在樹木の在来木材種の輸送はPAFOから許可を受けなければならない。	3.5.1.1.1 PAFOによる在来樹種の輸送許可証

(4) 加工木材製品の輸送

木材加工と取引に関する TLD 8 は、加工された木材製品の輸送に関する法定手続について明確に示されていない。これは、下流のサプライチェーンの CoC に関する法令が未整備であることによると考えられ、今後整備されることになるだろう。「MOIC/DIH、木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定」が、2019年1月8日付草案で検討されている。

3. 4. 2 木材および木材製品の加工に関する法令

TLD 8 では、森林産業の木材加工と取引セクターにおける輸送に関する法令をまとめている（表15）。

法令の名称	年	説明
法律 46/NA (2013)	2013	企業法 (Law on Enterprise)
法律 48/NA (2013)	2013	工業加工法 (Law on Industrial Processing)
法律 06/NA (2007)	2007	森林法
法律 70/NA (2015)	2015	関税・税法 (Law on customs duty, tax)
法律 29/NA (2012)	2012	環境保護法 (Law on Environmental Protection)
規則 0719/MOIC (2009)	2009	木材産業基準に関する決定
ガイドライン 0962/DOF (2010)	2010	森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して
指示 8030/ MONRE (2013)	2013	投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境社会影響評価
指示 8029/ MONRE (2013)	2013	投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査
指示 No: 3281/MoF (2014)	2014	徴税管理に関して。この文書は全企業を対象とする一般文書だが、林業セクターへの個別の言及はない。
通知 1429/DDT (2016) ...	2016	国内市場向けの木材製品の輸送に関して
CoC に関する決定案バージョン 2、2/4/2018/MOIC	2018	木材加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関して

表15 木材加工と取引セクターにおける輸送に関する法令

木材加工所での材料の流れは、主に丸太と加工原料の保管、木材の加工、加工製品の保管の 3 つの作業で構成されている。木材加工所に搬入されるすべての丸太は最終土場（一般には木材加工者の丸太置き場）で保管され、すべての丸太が記録されて保管される。丸太はその加工所での一次加工（丸太を大～中サイズの板材に変えること）に使われる場合と、商人または他の木材加工者に直接販売される場合がある。一次および二次加工（板材を建設、家具その他木材産業で直接利用できる多様な挽き材に変えること）の段階では、丸太や加工原料の搬入と加工材の搬出が記録される。歩留まり率は搬入量と搬出量に基づいて計算される。木材および木材製品の加工に関する法的要件は、木材の加工と取引に関する TLD 8 下記の通りで特定されている。

原則 8.1: 木材の加工と取引に関する要件および手続き	
<p>基準 8.1.1 合法的に設立された木材加工および取引企業に関する要件の順守。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法律 46/NA (2013)、企業法 • 法律 048/NA (2013)、工業加工法 • 法律 06/NA (2007)、森林法 • MOIC 合意 0002_3Jan18_輸出用木材製品リストに関して • 規則 0719/MOIC (2009)、木材産業基準に関する決定 	
指標	立証書類
8.1.1.1 業者は木材の加工および取引業務に対する有効なライセンスと許可証を所持していた。	8.1.1.1.1 企業登録証明書
	8.1.1.1.2 工場操業証明書
	8.1.1.1.3 林業事業登録書
<p>基準 8.1.2: 木材の加工および取引に関するサプライチェーン管理手続の順守</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 最終土場から輸出までの CoC に関する決定 (案) バージョン 2、2/4/2018/MOIC ▪ ガイドライン 0962/DOF (2010) : 森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して ▪ 通知 1429/DDT (2016) : (文書はまだない) ▪ 法律 70/NA (2015) L 関税・税法 ▪ 指示 No: 3281/MoF (2014) : 徴税管理に関して 	
指標	立証書類
8.1.2.1 業者は受領した原料を管理および記録し、その合法的出所を確保するためのシステムを実施している。	8.1.2.1.1 木材および木材製品に関する搬入報告書 (フォーム I)
	8.1.2.1.2 バランス・システムの実施
8.1.2.2 業者は全生産過程における歩留まり率を記録して維持するためのシステムを実施している。	8.1.2.2.1 一次および (または) 二次加工の消費ノルマに対する業者による計算システムの実施に関する報告書
	8.1.2.3.1 木材の搬出と残余に関する報告書 (フォーム II)
8.1.2.3 業者は木材と木材製品の搬出と残余を管理するためのシステムを実施している。	8.1.2.3.2 タックス・インボイス
	8.1.2.4.1 年次納税証明書
8.1.2.4 業者 (家族経営事業を除く) は納税に関するすべての義務を履行している。	
8.1.2.5 家族経営事業は定額税を納めている。	8.1.2.5.1 年次定額税徴収票

3. 4. 3 木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理システム

現在、木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理のシステムは整備されておらず、「MOIC/DIH、木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定」が、2019年1月8日付草案で検討されている。

3.5 木材および木材製品の取引に関する法令

3.5.1 木材および木材製品の取引に関する法令

すでに述べたように、生産林での伐採の停止に関する首相令第31号(2013)に続き、首相令第15号(2016)は天然生産林の伐採を禁止し、天然林産の丸太、挽き材、加工木材の輸出を禁じている。現在の規制の枠組の下では、「PMO 通知 2035/2017—1月18日付輸出用木材製品リストに関する MOIC 合意 0002/3 について」にしたがって定義された最終製品のみが、輸出を認められる。命令 2143/MOIC. DIMEX(2016)によって、家具については輸出ライセンスの必要がなくなり、その代わりに検査証明書(Inspection Certificate)または荷積検査証明書>Loading Inspection Certificate)が必要になる。検査証明書は県工業手工業事務所、PAFO 職員および POF 職員(后者は天然木材由来の木材製品の場合)によって家具工場でチェックされ承認される。木材製品輸出のための荷積検査証明書(天然材木材製品は IC-01、植林木材製品は IC-02)⁴はラオス語のフォームしかないが、以下の情報が含まれている。IC-01、IC-02 のフォーマットは別添資料 6.1 と 6.2 に示した。

- 会社登録承認の情報
- 木材伐採認可に関する情報
- 委託貨物に関する情報(梱包明細書(納品書)と同じ)
- 輸送車両に関する情報

現在、天然林由来の木材および木材製品の輸出は禁止されているにもかかわらず、TLD 8 では、次のとおりその原則、基準などに天然林木材を含んでいるが、その理由は、TLD は天然林の木材の伐採、加工、販売が再び認められるかもしれない将来を見越して策定されているためである。

原則 8.2: 輸出に関する要件および手続き	
基準 8.2.1: 輸出に関する法令の順守 参照法令	
<ul style="list-style-type: none">▪ 0002/MOIC (2018) (決定 1833/MOIC (2016) に代わる): 輸出適格木材製品の改訂リストの承認に関して▪ 命令 2143/MOIC. DIMEX (2016): コンテナ荷積み前の木材製品の認証手続き▪ 通知 1161/DOIH (2016): 天然木材製品および植林木材製品の輸出認証申請▪ 通知 1818/PMO (2016): 海外輸出のための木材製品検証手続き (車両への荷積み)▪ 最終土場から輸出までの CoC に関する決定 (案) バージョン 2、2/4/2018/MOIC	
指標	立証書類

⁴ IC: Industry Commerc の略である

8.2.1.1 輸出用木材製品は、天然林または人工林の丸太に由来する製品に対する、輸出の認められる範囲と基準に適合している。	8.2.1.1.1 木材製品輸出向け荷積検査証明書（フォーム IC-01、天然林由来の木材製品について申請） 8.2.1.1.2 木材製品輸出向け荷積検査証明書（フォーム IC-02、人工林由来の木材製品について申請）
8.2.1.2 輸出者は木材製品輸出に必要な情報をすべて揃えている。	8.2.1.2.1 承認済みの税関申告書
<p>基準 8.2.2: CITES に基づく木材製品輸出規制の順守 参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 規則 0141/MAF (2010) : 森林および森林資源の訴訟（森林法の承認後に改正して樹種を含める予定） ▪ 法律 18/NA (2017) : 条約および国際協定に関して ▪ 命令 05/PM (2018) : 禁止されている野生動植物の管理と確認の取り組みを強化する命令 	
指標	立証書類
8.2.2.1 木材製品輸出者は CITES 条約およびその付属書 I、II、III を順守している。	8.2.2.1.1 CITES 許可証

3. 5. 2 木材製品の取引

(1) 製品の種類

すでに述べた通り、ラオスから輸出される多様な種類の木材製品の数量については、公式情報はもとより非公式データや情報すらない。2016年5月付首相令第15号を受けて、輸出を認可される木材製品の種類と寸法はより明確に定義されるようになっている。「輸出向け木材製品リストに関する2016年10月3日付合意 No. 1933/MOIC の改正」(the Revision of the agreement No. 1833/MOIC, issued on 3 October 2016 on the list of wood products for exports)に関する MOIC 合意 0002、2/1/2018 に、輸出を認可される木材製品の種類と寸法に関する最新の仕様が掲載されている。ラオスから輸出される製品を反映するこのリストには以下の項目が含まれている。

- ブリケット、ペレット
- 木炭
- 寄木張り、室内床材、壁および天井パネル、フィンガージョイント材
- 合板および各種集成板
- 木製ハンドル製品
- 木製建具および建築用木工品
- 窓およびドアの枠

- その他の品目：まな板、衣類用ハンガー等
- 木製家具

ラオスの FLEGT VPA でも、管理または禁止対象の製品について独自のリストを作成しているところである。MOIC のリストにきわめて似ているが、フォーマットは VPA のものを採用している。

(2) 木材および木材製品の取引に関して法的に義務づけられている書類または記録

法的に義務づけられた書類または記録については、「木材の加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関する決定」バージョン 2.2、8/1/2019/MOIC に示されている。この決定はまだ草案作成の過程にあり、現在アッタプー県で試行中である。内容の大部分は現行法令に基づいており、将来ラオスからの木材および木材製品の輸出の法的基礎となるだろう。決定草案 15 条に木材および木材製品の合法的取引に必要な書類が示されている。

第 15 条 木材および木材製品の国内販売および輸出販売のためのドシエに関する規則：

所有権を変更する(販売)には、買い手はドシエ (trade dossier、売買に必要な書類) 一式を提示できなければならない。販売先 (国内または輸出) によって、揃える必要のある書類は異なる。

1. 国内市場に必要な標準書類

国内市場で販売する木材および木材製品については、買い手は売り手から得た以下の書類を提示できなければならない。

- ・製品リスト／梱包明細書 (業者が発行し署名済み)
- ・付加価値税納付領収書)

2. 輸出に必要な標準書類

木材・木材製品の適格な輸出に関するラオス政府の最新の政策に基づいて輸出用に販売する木材および木材製品については、輸出者は以下の書類を提示できなければならない。

必須書類：

- ・国有資産事務所に登録済みの売買契約書
- ・製品リスト／梱包明細書 (業者が発行し署名済み)
- ・コマーシャルインボイス
- ・税関申告書
- ・付加価値税納付領収書 (該当する場合)
- ・荷積検査証明書

・ CITES 対象種が使用されている場合には CITES ライセンスおよび他の関連する生産記録

該当する場合: 必要に応じて他の裏付け資料

- ・ 原産地証明書
- ・ 植物検疫証明書

3. その他合法的木材輸出に必要なドシエ

適合性検査や輸出ドシエの承認の際に MOIC/POIC に要求された場合、詳細な説明と適合の証拠を示す補充書類を提出しなければならない。追加の補充書類には以下のようなものがある。

- ・ 伐採許可証
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の輸送許可証(中間土場から最終土場まで)
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の木材販売契約書(中間土場で)
- ・ 丸太明細書(中間土場で)
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の正式受領書/税金領収書
- ・ 木材および木材製品の受領覚書(最終土場で)

法的に義務づけられた書類または記録については、「木材の加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関する決定」バージョン 2.2、8/1/2019/MOIC に示されている。この草案には「荷積検査証明書」の書式は明記されていないが、3.5.1 で示した「コンテナ荷積み前の木材製品の認証手続に関する命令 2143/MOIC. DIMEX(2016)」に規定されているフォーム IC-01 およびフォーム IC-02(木材製品輸出に対する荷積検査証明書)になると想定される。

本調査では、天然林由来の木材・木材製品の輸出に際し、実際に作成されている書類について明らかにすることはできなかった。一方、植林地由来の木材と家具を扱う会社(Brapha Agroforestry 社)が英国へのチークの家具の輸出認可を得るために作成した書類のリストを表16に示した。リストに掲げた書類は委託貨物に用いられたもので、会社登録、伐採または木材購入許可、工場登録・許可に関する書類は含まれていない。

表16 ラオスのあるプランテーション・家具会社からイングランドの会社への木材製品輸出に用いた書類(2018年9月)

	書類名	説明	発行機関
1	輸送用コンテナに荷積みする前に工場て記入される書類		
1.1	委託貨物用に会社が提供する書類		
a	インボイス	製品の提供者から購入者に送付される書類	木材製品会社

b	梱包明細書	発送品のリスト	木材製品会社
c	原産地証明書	原産国の明示	ラオス商工会議所 (LNCCI)、MOIC の権限下
d	燻蒸消毒証明書	貨物輸送する製品が燻蒸消毒されていることの保証	燻蒸会社 (ラオス国内には3社ある)
e	植物検疫証明書	製品が植物検疫処理を受けていることの保証	ラオス植物検疫当局 (MAF 農業局)
f	保険証券明細表	物品が CIF (運賃、保険料込み条件) で販売される場合	保険会社
1.2: 記入し(ラオス語で)、POIC による承認を受けた書類			
	植林木材製品輸出に対する荷積検査証明書 (フォーム IC-02)	▪ 木材および木材製品の輸出に関する法令順守を明示	POIC, PAFO および POF も検査チームに参加
2: 国境(輸出地点)で記入する書類			
2.1	税関申告書	ASEAN 通関申告書: フォーム B10	Mof 税務局 税務管理課 国境税関ユニット
2.2	梱包明細書	委託貨物の中身の説明 (種類、寸法、個数等)	Mof 税務局 税務管理課 国境税関ユニット
3 国境中継地点(タイの港)で記入する書類			
	船荷証券	UNCTAD/ICC 複合運送書類に関する規則 (ICC パブリケーション 481) の対象となる船荷証券の交付	運送会社

上記のうち、インボイス、梱包明細書、原産地証明書、植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(フォーム IC-02)を別添資料6. 3、6. 4、6. 5、6. 6示した。

4 その他

4.1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)

ラオスは2004年3月1日にCITESを批准し、2004年5月30日に発効した。3.3.4に示した通り、ラオスは現在国内のラオスにおけるCITESと国内法令による保護樹種の整合性を明確にする努力を行っている。CITESの管理当局はMAFの林業局、科学当局は科学技術省(Ministry of Science and Technology)バイオテクノロジー生態学研究所(Biotechnology and Ecology Institute)である。

4.2 木材および木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度

自主的な森林認証制度の活用は、現在のラオスにおいて木材・木材製品の合法性を確認できる唯一の方法であると考えられる。ラオスにはFSC認証林が3カ所、FSC認証木材加工業者は2者存在する(1.1.4参照)。FSC認証林2カ所は海外企業による植林地、1カ所はDOF/MAFが管理する天然生産林であるものの、ラタン(非木材製品)収集を対象としており、現在ラオスには、認証された天然林由来の木材は存在しない。

BA社はユーカリとチークのFSC認証林を有しており、ビエンチャンのFSC認証加工工場、家具等に加工し輸出を行っており、本調査のインタビューでは、合法性確認が実施されたかは不明であるが、英国向けに家具を輸出したことを確認した(3.5.2参照)。DOF/MAFもFSC認証のラタンをFSC認証加工工場で家具として加工している。

ラオス政府は世界銀行のSUFORD(持続可能な林業・農林開発プロジェクト)資金援助を得て、短・中期的に175,789.9haの生産林の認証に向けた取り組みを開始しており、長期的には253,750haの認証を目指している。

5 参考文献

FLEGT Laos publications, and Website

Department of Forestry Inspection (DOFI) and Department of Forestry (DOF) “Forestry Legality Compendium”, 3 December 2015:

EIA, “Checkpoints: How Powerful Interest Groups Continue to Undermine Forest Governance in Laos” Sept 2012

Forest Trends, EFI/ EU “Baseline Study 2, Lao PDR: Overview of Forest Governance, Markets and Trade”, July 2011

Forest Trends “Importation of timber materials from Laos into Vietnam *Present status and future trends*”

To Xuan Phuc, Nguyen Ton Quyen, Huynh Van Hanh, Tran Le Huy, Cao Thi Cam. April 2016

PADETC/RECOFTC, “Capacity Development Needs Assessment for Lao CSO on Forest Governance including FLEGT-VPA process and REDD+”, Christopher Flint, 9 Feb 2018

MRLG “Review and Analysis The State 70% Forestland Policy and its geography in Lao PDR, its implications for land use and land tenure, and constraints to the re-delineation of State Forestland”, Christopher Flint, 2 March 2018.

Lao Trade Portal

...many .others to be added

FAO, GLOBAL FOREST RESOURCES ASSESSMENT 2010: COUNTRY REPORT: LAO PEOPLE’S DEMOCRATIC REPUBLIC, FRA 2010/112, Rome, 2010

Forests and Trees of the Central Highlands of Xieng Khouang, Lao P.D.R. *A field guide*: Lutz Lehmann Martin Greijmans, David Shenman

Report on Survey of forest cover, 2010, FIPD, DOF, MAF

Sustainable Forestry and Rural Development Project “Laos Certified Forest Products”, February, 2013

“The Capacity Development Project for Establishing National Forest Inventory: Completion Report”, March 2016, Department of Forestry, Ministry of Agriculture and Forestry Lao People’s Democratic Republic. Japan International Cooperation Agency Joint Venture KOKUSAI KOGYO CO., LTD. ASIA AIR SURVEY CO., LTD.

- “Lao PDR’s Forest Reference Emission Level and Forest Reference Level for REDD+ Results Payment under the UNFCCC January 2018”, Department of Forestry Ministry of Agriculture and Forestry, Lao PDR
- “REGIONAL WORKSHOP ON CAPACITY BUILDING NEEDS TO SUPPORT FLEGT IN ASIA FLEGT in Asia: Supporting good governance and responsible trade for Asia’s forest”, Hosted by the Royal Forest Department of the Kingdom of Thailand, Bangkok, Thailand 16 and 17 October 2013
- “Opportunities for Sustainable commercial White Charcoal production in Laos: RESEARCH FINDING”
- “Assessment of existing Supply Chain Control and Legality Compliance Monitoring : From Planning to Landing 3 for Timber from Production Forest Areas of Lao PDR and Conclusions for a future TLAS, GIZ, 10.05.2016
- “Vietnam – Lao Timber trade 2012 – 2015 (and 2016 Update)”, PPT by Forest Trade and Finance, Vientiane 24 May 2016, by Xuan Phuc, Policy Analyst, Forest Trends.
- “Importation of timber materials from Laos into Vietnam: Present status and future trends” Hawa, FPA Binh Dinh and Forest Trends, April 2016, To Xuan Phuc, Nguyen Ton Quyen, Huynh Van Hanh, Tran Le Huy, Cao Thi Cam
- “Report executive summary: Review of data and information on import and export of timber and timber products of Lao PDR”, Author: To Xuan Phuc, Publish date: 17 May 2018.
- DALAM, MAF, 2018. “Manual for Participatory Forest and Agricultural Land Use Planning, Allocation and Management”. (in Lao Version)
- “Timber Legality Risk Assessment Laos, Country Risk Assessments” NEPCo, support from LIFE programme of the European Union, UK aid from the UK government and FSCTM Version 1.1 | May 2017
- “Opportunities for Sustainable commercial White Charcoal production in Laos”: Research Finding, PTT Consultation meeting, June 26th 2018 NAFRI Prepared by Vongkhamho, S. et al.

6 別添資料

別添資料6. 1 天然林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-01 フォーム)



ອ.ຄ 01

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
 ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....
 ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ ເລກທີ.....
 ລົງວັນທີ

ໃບຢັ້ງຢືນ

ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທຳມະຊາດ ເພື່ອສົ່ງອອກ

– ອີງຕາມການສະເໜີຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....
 ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 ໃນວັນທີ.....ເດືອນ.....ປີ.....ເວລາ.....ໂມງ, ໄດ້ມີຄະນະກຳມະການກວດກາ ແລະ
 ຍັງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ, ຊຶ່ງປະກອບດ້ວຍຜູ້ຕາງໜ້າ ດັ່ງນີ້:

1. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ;
2. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້;
3. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງການເງິນ;

ໄດ້ພ້ອມກັນລົງກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....
 ຕັ້ງຢູ່: ບ້ານ....., ເມືອງ....., ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....
 ໂດຍຊ່ອງໜ້າ ທ່ານ, ໃນນາມ..... ໂທລະສັບ.....,
 ມີຖື..... ເພື່ອສົ່ງອອກໄປປະເທດ..... ໂດຍຜ່ານດ່ານສາກົນຂາອອກ:.....

ລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

1. ຂໍ້ມູນຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ
 - 1.1 ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.2 ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນກິດຈະການໂຮງງານເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.3 ສັນຍາຊື້-ຂາຍວັດຖຸດິບໄມ້ (ປຸງແຕ່ງ,ແປຮູບ)ເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.4 ໃບຢັ້ງຢືນການສຳລະເງິນ ຄ່າພັນທະອາກອນເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.5 ບັນຊີ ໄມ້ທ່ອນເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.6 ໃບອະນຸຍາດເຄື່ອນຍ້າຍໄມ້ທ່ອນຈາກສະໜາມ II ຫາ ສະໜາມ III ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.7 ໃບຢັ້ງຢືນການເສຍອາກອນ (ຜະລິດຕະພັນໄມ້ແປຮູບ, ເຄິ່ງສຳເລັດຮູບ)ຈຳນວນ:.....

1

2. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທີ່ຄະນະກຳມະການໄດ້ກວດກາ ມີລາຍລະອຽດ ດັ່ງນີ້:

ຫົວໜ່ວຍ ໂດລາ (USD)

ລ/ດ	ລາຍການຜະລິດຕະພັນໄມ້	ລະຫັດສິນຄ້າ (HS Code)		ຊະນິດໄມ້	ຈຳນວນ	ຫົວໜ່ວຍ	ຂະໜາດ (ຊມ)			ບໍລິມາດ ມ ³	ບໍລິມາດ ທັງໝົດ ມ ³	ນ້ຳໜັກ ກວມ <input type="checkbox"/> ກວ <input type="checkbox"/> ໂຕນ
		ລະຫັດເກົ້າ (Heading)	ລະຫັດຍ່ອຍ (Sub-Heading)				ໜາ	ກວ້າງ	ຍາວ			
		4 ໂຕເລກ	8 ໂຕເລກ									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
1.	ໄມ້ອິດປະສານ (ຕົວຢ່າງ)	44.12	4412.94.00	ຍາງ	500	ແຜ່ນ	5	200	600	0.6	300	
2.	ໄມ້ບູນິນເຊືອມຕໍ່ປະສານ (ຕົວຢ່າງ)	44.09	4409.90.00	ໄມ້ດູ່	1000	ຊິ້ນ	2.5	20	400	0.02	20	
3.												
4.												
5.												
6.												
7.												
8.												
9.												
ລວມ												

ບໍລິມາດລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື.....
 ມູນຄ່າລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນໜັງສື.....

3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງ ໄດ້ຂຶ້ນຂັ້ນລົດ:

ສີ:ປະເພດ:ຍີ່ຫໍ້:.....ເລກທະບຽນ:.....ອອກຊື້ໂດຍ:.....
 ເລກຈັກ.....ເລກຖັງ.....ຊື່ຜູ້ຂັບລົດ:.....
 ເປີໂທລະສັບ:.....

ຄະນະກຳມະການ ໄດ້ໜີບກົວ ຈຳນວນ ຈຸດ, ຊຶ່ງມີລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

1. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
2. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
3. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
4. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
5. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
6. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
7. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
8. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
9. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
10. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
11. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....
12. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໜີບ.....

ການຍັງຍືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນທີ່....., ວັນທີ

ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນ ແລະ ບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ່ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປິນ ຫຼື ບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຍັງຍືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກນີ້, ແຕ່ສາຍລວດ ແລະ ເມັດກົວຍັງມີສະພາບປົກກະຕິ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງຄະນະກຳມະການກວດກາຮ່ວມກັບເຈົ້າຂອງໂຮງງານ. ກົງກັນຂ້າມ, ຖ້າຫາກມີການແກ້ໄຂ, ທຳລາຍ ຫຼື ປ່ຽນແປງສະພາບຂອງສາຍລວດ, ເມັດກົວທີ່ໜີບໄວ້ ຫຼື ດັດປັບລົດເພື່ອເອົາໄມ້ສອດໄສ້ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງໂຮງງານ ແລະ ເຈົ້າຂອງລົດເປັນຜູ້ຮັບຜິດຊອບ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈຶ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ.

ຜູ້ອຳນວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ

ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ

1. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
2. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
3. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....

ຍັງຍືນ ແລະ ຮັບຮອງໂດຍ
ຫົວໜ້າພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ

別添資料6. 2 植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)



ອ.ຄ 02

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
 ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....
 ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ ເລກທີ.....
 ລົງວັນທີ

ໃບຢັ້ງຢືນ
ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ເພື່ອສົ່ງອອກ

– ອີງຕາມການສະເໜີຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....
 ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....

ໃນວັນທີ.....ເດືອນ.....ປີ.....ເວລາ.....ໂມງ, ໄດ້ມີຄະນະກຳມະການກວດກາ ແລະ ຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ຈາກສວນປູກ (ຂົນລົດ) ຊຶ່ງປະກອບດ້ວຍຜູ້ຕາງໜ້າ ດັ່ງນີ້:

1. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ;
2. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້;

ໄດ້ຜ່ອມກັນລົງກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ຈາກສວນປູກຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....
 ຕັ້ງຢູ່: ບ້ານ....., ເມືອງ....., ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....

ໂດຍຊ່ອງໜ້າທ່ານ ໃນນາມ..... ໂທລະສັບ.....
 ມີຖື.....ເພື່ອສົ່ງອອກໄປປະເທດ..... ໂດຍຜ່ານດ່ານສາກົນຂາອອກ:.....

ລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

1. ຂໍ້ມູນຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ
 - 1.1 ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.2 ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນກິດຈະການໂຮງງານເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.3 ການຈົດທະບຽນສັນຍາຊື້-ຂາຍ ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.4 ໃບຢັ້ງຢືນການເສຍອາກອນເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.5 ສັນຍາຊື້-ຂາຍວັດຖຸດິບໄມ້ (ປຸງແຕ່ງ,ແປຮູບ) ເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.6 ສັນຍາຊື້-ຂາຍຜະລິດຕະພັນໄມ້ເລກທີ, ລົງວັນທີ.....
 - 1.7 ໃບອະນຸຍາດເຄື່ອນຍ້າຍໄມ້ທ່ອນຫຼື ແປຮູບເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
 - 1.8 ໃບແຈ້ງລາຄາເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....

1

2. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ທີ່ຄະນະກຳມະການໄດ້ກວດກາ ມີລາຍລະອຽດ ດັ່ງນີ້:

ຫົວໜ່ວຍ ໂຕລາ (USD)

ລ/ດ	ລາຍການຜະລິດຕະພັນໄມ້	ລະຫັດສິນຄ້າ (HS Code)		ຊະນິດໄມ້	ຈຳນວນ	ຫົວໜ່ວຍ	ຂະໜາດ (ຄຸມ)			ບໍລິມາດ ມ ³	ນ້ຳໜັກລວມ ກວ/ ໂຕນ
		ລະຫັດເຄົ້າ (Heading) 4 ໂຕລາ	ລະຫັດຍ່ອຍ (Sub-Heading) 8 ໂຕລາ				ໜາ	ກວ້າງ	ຍາວ		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1.											
2.											
3.											
4.											
5.											
6.											
7.											
8.											
9.											
ລວມ:											

ບໍລິມາດລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື.....
 ມູນຄ່າລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນໜັງສື.....

3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງ ໄດ້ຂຶ້ນຂຶ້ນລົດ:

ສີ:ປະເພດ:ຍີ່ຫໍ້:.....ເລກທະບຽນ:.....ອອກຊື່ໂດຍ:.....
ເລກຈັກ..... ເລກຖັງ.....ຊື່ຜູ້ຂັບລົດ:.....
ເປີໂທລະສັບ:.....

ການຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ (ຂຶ້ນລົດ) ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນ ທີ່, ວັນທີ

ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນ ແລະ ບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ່ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປິນ ຫຼື ບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂຶ້ນລົດ) ຕາມທີ່ຄະນະກຳມະການກວດກາແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງ ເຈົ້າຂອງໂຮງງານ, ແຕ່ຖ້າຫາກສະພາບຂອງການຫຸ້ມຫໍ່ຜະລິດຕະພັນໄມ້ຫາກຜິດປົກກະຕິ, ຊຶ່ງເຮັດໃຫ້ຕົວເລກຂອງຜະລິດຕະພັນໄມ້ ບໍ່ກົງກັບການຕົວເລກທີ່ເຈົ້າໜ້າທີ່ລາຍງານ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງລົດ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈິ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນ ເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ.

ສຳລັບການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ (ຂຶ້ນລົດ) ເພື່ອສິ່ງອອກ ແມ່ນບໍ່ມີການນິບກົວ, ແຕ່ຕ້ອງໄດ້ຈືດທະບຽນ (ສັນຍາຊື້-ຂາຍ) ນຳຂະແໜງຄຸ້ມຄອງຊັບສິນຂອງລັດ ທຸກຄັ້ງ ກ່ອນສິ່ງອອກ, ຖ້າບໍ່ດັ່ງນັ້ນ ຈະບໍ່ອະນຸຍາດໃຫ້ສິ່ງອອກ.

ຜູ້ອຳນວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ

ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້

1. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
2. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....

ຢັ້ງຢືນ ແລະ ຮັບຮອງໂດຍ
ຫົວໜ້າພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ

別添資料6. 4 植林地由来の家具の英国輸出時に準備された梱包明細書

PACKING LIST No 2018017/2018/BAFCO														
Exporter:								Date: 28/8/2019						
Sold to:								Contact: [REDACTED]						
Delivery address:								PRN No: [REDACTED] PO.No: [REDACTED] PI : No. [REDACTED]						
Pre-Carriage by:		Place of receipt by pre-carrier					Country of Origin:			Country of Final				
Truck:		Burapha wood factory in Vientiane					LAO PDR			Destination:				
Vessel Name / Voy No. / Port of Loading							LAO PDR			United Kingdom				
Port of Discharge:		Final Destination:					Terms : 50% down payment; 50 Telegraphic transfer remittance loading							
Nongkhai		London												
HS.Code	Marks & Note	Description of Goods			Qty			G.W kg	N.W kg	Volume m3				
		Packing Size (CM)			PCS	arton bo	Pallet			Wood	Total			
		H	W	L										
4409.29.00	1	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring left planks with splines)			114	101	120	1389		6	1,429.0	1,389.00	2.000	8.290
4409.29.00	2	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring right planks with splines)			114	101	120	1389			1,429.0	1,389.00	2.000	
4409.29.00	3	Teak splines for Cervron (Left & Right)			40	34	34	5556	1		1.9	1.50	0.060	0.046
4409.29.00	4	Teak Solid Parquet (Herringbone plantation teak flooring with splines)			114	101	120	4000		4	2,080.0	2,000.00	4.000	5.527
4409.29.00	5	Teak Splines for Herringbone			40	34	34	8000	1		2.5	2.00	0.048	0.046
4409.29.00	6	Teak OPC Flooring (Sample)			7	20	205	2	1		10.0	5.00	0.015	0.057
4409.29.00	7	Teak Logged Panel (Sample)			5	15	205	2	1		7.0	3.50	0.006	0.031
9403.60.10	8	Teak Coffee table (sample)			45	45	120	1			8.1	8.10	5.184	5.184
4418.71.00	9	Teak Mosaic Parquet (Sample)						4			9.5	9.50	0.016	0.363
4418.71.00	10	Teak Mosaic Flooring 1 (Sample)			30	93	130	2	1		12.8	12.80	0.023	
4418.71.00	11	Teak Mosaic Flooring 2 (Sample)						1			13.0	13.00	0.012	
4412.99.00	12	Teak Laminated Top Table 1 (Sample)			3	70	305	1	1		27.0	27.00	0.048	0.064
4412.99.00	13	Teak Laminated Top Table 2 (Sample)			6	70	305	1	1		32.7	32.70	0.077	0.128
4412.99.00	14	Teak Laminated Top Table 3 (Sample)			3	95	305	1	1		32.0	32.00	0.068	0.087
4412.99.00	15	Teak Laminated Top Table 4 (Sample)			6	95	305	1	1		37.6	37.60	0.108	0.174
TOTAL								20,350	8	11	5,132.1	4,962.70	13.664	19.997
NOTE:														
IN-TRANSIT SHIPMENT FROM LAO P D R														
VAI NONGKHAI, THAILAND TO UNITED KINGDOM, LONDON														

別添資料6. 5 植林地由来の英国家具の輸出時に準備された原産地証明書

LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC 187 **ORIGINAL**
Peace Independence Democracy Unite Prosperity

MINISTRY OF INDUSTRY AND COMMERCE
LAO NATIONAL CHAMBER OF COMMERCE
AND INDUSTRY



No. 1818090187

CERTIFICATE OF ORIGIN

By the request of..... **[REDACTED]** CO., LTD

the Certificate of Origin is given by Lao National Chamber of Commerce and Industry to cover the shipment of.....
.....**WOODEN FURNITURE**.....details of which are given hereunder.

MARKS	QUANTITY	DESCRIPTIONS	WEIGHT
CASATA LIMITED GREEN CREST, GLEN ROAD END, WALLINGTON, SM6 ORW, UK LONDON UNITED KINGDOM	20,350 PCS 13.664 CUB	1. TEAK SOLID PARQUET(CHEVRON PLANTATION TEAK FLOORING LEFT PLANKS) 2x12x60CM	GW 5,132.1 KG N.W 4,962.70 KG INVOICE NO 2018017/2018/BAFCO DATE: 28/08/2018
		2. TEAK SOLID PARQUET(CHEVRON PLANTATION TEAK FLOORING RIGHT PLANKS WITH SPLINES) 2x12x60CM	
		3. TEAK SPLINES FOR JOINT SOLID PARQUET CHEVRON (FOR FREE) 0.5x1.2x18CM	
		4. TEAK SOLID PARQUET(HERRINGBONE PLANTATION TEAK FLOORING) 2x10x50 CM	
		5. TEAK SPLINES FOR SOLID PARQUET(HERRINGBON(FOR FREE) 0.5x1.2x10 CM	
		6. TEAK OPC FLOORING (SAMPLE) 2.5x15x200 CM	
		7. TEAK LOGGED PANEL(SAMPLE) 12x12x200 CM	
		8. TEAK COFFEE TABLE(SAMPLE) 2x45x120 CM	
		9. TEAK MOSAIC PARQUET (SAMPLE)DISCOUNT 50% 2x45x45 CM	
		10. TEAK MOSAIC FLOORING 1(SAMPLE)DISCOUNT50% 2x75x75.0 CM	
		11. TEAK MOSAIC FLOORING 2(SAMPLE)DISCOUN 1x76x76.0 CM	
		12. TEAK LAMINATED TOP TABLE 1(SAMPLE) 2.5x90x300 CM	
		13. TEAK LAMINATED TOP TABLE 2(SAMPLE) 4x84x300 CM	
		14. TEAK LAMINATED TOP TABLE 3(SAMPLE) 2.5x90x300 CM	
		15. TEAK LAMINATED TOP TABLE 4(SAMPLE) 4x90x300 CM	
TOTAL: TWENTY THOUSAND THREE HUNDRED FIFTY (20,350) PIECES ONLY*** THIRTEEN POINT SIX HUNDRED SIXTY FOUR (13.664) CUBIC METERS ONLY***			

Shipper : FROM VIENTIANE CAPITAL, LAO P.D.R VIA NONGKHAI PORT THAILAND BY TRUCK AND TO UNITED KINGDOM LONDON BY SEA.

Consignee : **[REDACTED]** UK LONDON, UNITED KINGDOM.



Vessel : NONGKHAI, THAILAND. Loading on or about

Destination : UNITED KINGDOM, LONDON.

On the basis of control carried out Lao National Chamber of Commerce and Industry certifies that all the goods mentioned above were wholly produced in the Lao People's Democratic Republic or otherwise stated.

This certificate refers only to the original source of the goods and the certification does not cover other matters.


Issued in Vientiane on 07/09/2018 in one original with additional 3 copies.

L 002203

Souphaphone KHAMSENNAM
(Authorized Signature)


別添資料6. 5 植林地由来の家具の英国輸出時に準備された植林木材製品輸出入の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)



ອ.ຄ 02

ສາທາລະນະລັດປະຊາທິປະໄຕປະຊາຊົນລາວ

ສັນຕິພາບເອກະລາດປະຊາທິປະໄຕເອກະພາບວັດທະນະຖາວອນ



ນະຄອນຫຼວງວຽງຈັນ
ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ

4 5 7

ເລກທີ _____ /ອຄ.ນວ.ອຫ

ລົງວັນທີ 7 SEP 2018

ໃບຢັ້ງຢືນ

ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກເພື່ອສົ່ງອອກ

- ອີງຕາມການສະເໜີຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ... ໂຮງງານ ປຸງແຕ່ງ ໄມ້ ບໍລິສັດ ພາ. ກະ ສິ ກະ ນ ປ ປ ປ ປ
ເລກທີ... 24.6.1.18.ບພກປ... ລົງວັນທີ... 6.12.18...
ໃນວັນທີ... 14... ເດືອນ... 9... ປີ... 2018... ເວລາ... 10:30... ໂມງ, ຄະນະກຳມະການກວດກາແລະ
ຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ຈາກສວນປູກ (ຂັ້ນລົດ) ຊຶ່ງປະກອບດ້ວຍຜູ້ຕາງໜ້າ ດັ່ງນີ້:

1. ທ່ານ... ນ. ສິ ກະ ນ ປ ປ ປ ປ... ຕາງໜ້າ ຂະແໜງ ອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ.
2. ທ່ານ... ນ. ບ ບ ປ ປ... ຕາງໜ້າຂະແໜງ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້.

ໄດ້ພ້ອມກັນລົງກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ຈາກສວນປູກຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ... ໂຮງງານ ປຸງແຕ່ງ ໄມ້ ບໍລິສັດ ພາ. ກະ ສິ ກະ ນ ປ ປ ປ ປ
ຕັ້ງຢູ່: ບ້ານ... ໒໒.໑໑.໑.໑໑... ເມືອງ... ໒໒.໑໑.໑... ແຂວງ... ສ.ຈ...
ໂດຍຊ່ອງໜ້າທ່ານ... ນ. ບ ບ ປ ປ ປ ປ... ໃນນາມ... ສາທາລະນະລາດ... ໂທລະສັບ...
ມີຖື... 5.8.2.4.1.2.1... ເພື່ອສົ່ງອອກໄປປະເທດ... ສິງກະໂປ... ໂດຍຜ່ານດ່ານສາກົນຂາອອກ... ຂີວ ລັດ ສາ ພາ ບ ປ ປ

ລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

1. ຂໍ້ມູນຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ:
 - 1.1 ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດເລກທີ... 0201/200... ລົງວັນທີ... 8/8/2017...
 - 1.2 ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນກິດຈະການໂຮງງານເລກທີ... 059/01/0320... ລົງວັນທີ... 25.1.6.1.2014...
 - 1.3 ການຈົດທະບຽນສັນຍາຊື້-ຂາຍເລກທີ... ລົງວັນທີ...
 - 1.4 ໃບຢັ້ງຢືນການເສຍອາກອນເລກທີ... 026/1.4.9.20... ລົງວັນທີ... 25.1.4.1.2017...
 - 1.5 ສັນຍາຊື້-ຂາຍວັດຖຸດິບໄມ້ (ປຸງແຕ່ງ, ແປຮູບ) ເລກທີ... ລົງວັນທີ...
 - 1.6 ສັນຍາຊື້-ຂາຍຜະລິດຕະພັນໄມ້ເລກທີ... ລົງວັນທີ...
 - 1.7 ໃບອະນຸຍາດເຄື່ອນຍ້າຍໄມ້ທ່ອນຫຼືແປຮູບເລກທີເລກທີ... ລົງວັນທີ...
 - 1.8 ໃບແຈ້ງລາຄາເລກທີ... 2018012/2018/BAFC0... ລົງວັນທີ... 28/8/2018...

ໜ້າທີ 1



ສາທິລາດສາທາລະນະລາຍ ສ່ວນປຸກ ທີ່ຄະນະກຳມະການໄຕ່ກວດກາ ມີລາຍລະອຽດ ດັ່ງນີ້:

ຫົວໜ່ວຍ ໂຕລາ (USD)

ລ/ດ	ລະຫັດສັນຍາ (HS code)	ລະຫັດສັນຍາ (HS code)		ຊະນິດໄມ້	ຈຳນວນ	ຫົວໜ່ວຍ	ຂະໜາດ (ຄຸມ)			ບໍລິມາດ ແມັດກ້ອນ	ນ້ຳໜັກ ລວມ ຜາກິໄລ <input type="checkbox"/> ໂຕນ
		ລະຫັດເຄົ້າ (Heading) 4 ໂຕລາ	ລະຫັດຍ່ອຍ (sub-heading) 8 ໂຕລາ				ໜ້າ	ກວ້າງ	ຍາວ		
		3	4								
1	2			5	6	7				11	12
1	໔໔໐໑	໔໔໐໑	໔໔໐໑ ໒໑໐໐	໗໓໓໓໓	6778	ຕັ້ວ	2	10-12	50-60	8	4,728
2	໔໔໐໑	໔໔໐໑	໔໔໐໑ ໒໑໐໐	໗໓໓໓໓	13,556	ຕັ້ວ	0,5	1,2	10-18	0,108	3,5
3	໔໔໐໑	໔໔໐໑	໔໔໐໑ ໒໑໐໐	໗໓໓໓໓	2	ຕັ້ວ	2,5	1,5	200	0,015	5
4	໔໔໐໑	໔໔໐໑	໔໔໐໑ ໒໑໐໐	໗໓໓໓໓	2	ຕັ້ວ	1,2	1,2	200	0,006	3,5
5	໑໔໐3	໑໔໐3	໑໔໐3 ໒໐10	໗໓໓໓໓	1	ໜ່ວຍ	24	24	120	5,184	8,10
6	໔໔18	໔໔18	໔໔18 ໓໐໐໐	໗໓໓໓໓	7	ຕັ້ວ	1-2	45-26	45-76	0,051	35,3
7	໔໔12	໔໔12	໔໔12 99໐໐	໗໓໓໓໓	4	ຕັ້ວ	2,5-4	64-90	300	0,1301	129,3
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
	ລວມ				20,750					17,664	4,967,20

ບໍລິມາດລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື... ລິ້ງປະສານ ຫຼື ລິ້ງປະສານ (13.664 m³)
 ມູນຄ່າລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື... ລິ້ງປະສານ ຫຼື ລິ້ງປະສານ (18.587.09 \$)

ໜ້າທີ 2

3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງໄດ້ຂຶ້ນຂັ້ນລົດ:

ສີ: 210 ປະເພດ: ຄຳ
ຍີ່ຫຍ້: Hino
ເລກທະບຽນ: 61-3084
ອອກຊື່ໂດຍ: ປ/ສ ສະເພ.ພິ ທາມສະປັດ
ເລກຈັກ: 2085-UDH12346
ເລກຖັງ: FM83NLD-12968
ຊື່ຜູ້ຂັບລົດ: ທ. ສິຫິດ ສິຈັນທາ
ເບີໂທລະສັບ: 080-846-1739

ການຢັ້ງຢືນຜະລະຕະພັນໄມ້ (ຂັ້ນລົດ) ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນທີ່ ສ/ປູ. ບຸນລຸ່ງ ວ. ອິ. ລ. ພູ, ວັນທີ 14/10/2018 ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນແລະບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ້ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປົນຫຼືບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂັ້ນລົດ) ຕາມທີ່ຄະນະກຳມະການກວດກາແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງໂຮງງານ, ແຕ່ຖ້າຫາກສະພາບຂອງການຫຸ້ມຫໍ່ຜະລິດຕະພັນໄມ້ຫາກຜິດປົກກະຕິ, ຊຶ່ງເຮັດໃຫ້ຕົວເລກຂອງຜະລິດຕະພັນໄມ້ບໍ່ກົງກັບການຕົວເລກທີ່ເຈົ້າໜ້າທີ່ລາຍງານແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງລົດ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈຶ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນ ເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ. ສໍາລັບການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂັ້ນລົດ) ເພື່ອສິ່ງອອກແມ່ນບໍ່ມີການນິບກົວ, ແຕ່ຕ້ອງໄດ້ຈົດທະບຽນ(ສັນຍາຊື້-ຂາຍ) ນໍາຂະແໜງຄຸ້ມຄອງຊັບສິນຂອງລັດທຸກຄັ້ງກ່ອນສິ່ງອອກ, ຖ້າບໍ່ດັ່ງນັ້ນຈະບໍ່ອະນຸຍາດໃຫ້ສິ່ງອອກ.

ຜູ້ອໍານວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ

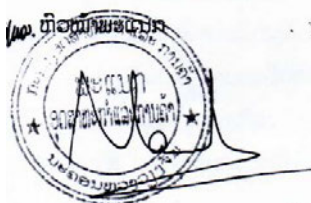


ສຸໂພວັນ ຫ່ຽງຈັນໄຊ

ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້

- 1. ຊື່: ປະສິດ ຟິວິດ ສິ ວິ ລະ ວັ ລາຍເຊັນ
- 2. ຊື່: ລ. ບຸນລຸ ລາຍເຊັນ

ຢັ້ງຢືນແລະຮັບຮູ້ໂດຍ



ນ. ວັນມະນີ ພິມມະສານ

ໜ້າ 13

5 国内調査

5-1 目的

本事業は特に、我が国の事業者が調査対象の木材生産国（フィリピン、タイ、エクアドル、ブラジル、ラオス）から木材・木材製品を輸入する際に合法性の確認／確保をすることを効率的に実施することを目的としている。このため調査対象国における調査とあわせ、この5カ国から木材・木材製品を実際に輸入している事業者が、具体的にどのような木材・木材製品を輸入し、その合法性の確認を図っているかについて調査し、調査対象国での調査の参考とした。

5-2 方法

本調査は日本木材輸入協会専務理事の岡田清隆氏と日本製紙連合会常務理事／林業経済研究所フェロー研究員の上河潔氏の多大な協力を頂いた。両氏からは、5カ国から輸入する事業者とその輸入状況、各国の調査ポイントなどについての情報提供を受けた。

また日本木材輸入協会および日本製紙連合会の会員である17事業者、およびその他の事業者に対し、電話またはアンケートによって、以下の項目について質問した。

- (1) 日本に輸入している木材・木材製品の種類
- (2) その原料（各国の国産材、第三国からの輸入材の加工品、天然木、植林木など）
- (3) 合法性の確認の有無、その方法
- (4) 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点
- (5) 本調査事業への要望
- (6) クリーンウッドナビへの要望

5-3 結果

5-3-1

回答を得た各国からの事業者数、輸入している木材・木材製品、合法性確保の手段は以下のとおりであった。

	回答のあった事業者数	輸入している木材・木材製品
フィリピン	木材：2社（1社は現在は取り扱っていない） 住宅建設：1社	<ul style="list-style-type: none">▪ フィリピン産植林木（コンセッションからのものなど）▪ フィリピン産天然木▪ マレーシア産植林木▪ 住宅建具（原料はすべて輸入品、認証材や各国の合法材を使用）

タイ	木材：3社（うち1社は現在は取り扱っていない） 紙・パルプ：1社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ゴム材（王立森林局からの原産地証明） ▪ 欧州材の加工品（現在は取り扱い停止） ▪ 製紙用植林木チップ（認証材）
エクアドル	紙・パルプ：2社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 製紙用植林木チップ（認証材）
ブラジル	木材：4社 紙・パルプ：4社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 天然木加工材（輸送許可証の確認等によるDD） ▪ 植林木集成材（認証材） ▪ 植林木のマツ材（認証材） ▪ 製紙用植林木チップ（認証材）
ラオス	現地植林：1社（現在は売却済みであった）	なし

5-3-2 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点

対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点としては以下が挙げられた。

フィリピン

- 政府からの書類の発行が遅い
- 第三国から木材を輸入する場合、国によっては合法証明となり得る認証や証明書がない。違法ではなくとも合法証明書の入手が困難。

ブラジル

- 自社で合法性の確認調査を定期的に行うにしても、対象国が地理的に遠く、輸入量が限られている場合は後回しになりがちである。

5-3-3 本調査事業への要望

本調査事業への要望としては以下の点が挙げられた。

フィリピン

- これまでのところフィリピンから合法性証明を取ってはいないため、どのような制度があるのか教えてもらえるとありがたい。
- 合法性に関する書類は中小企業に対しても発行されるのか

ブラジル

- 現地の大手パルプ・製紙メーカーが、どのように原料を調達しているのか、EU木材規則（EUTR）にどう対応しているのか、またEUや米国が木材製品輸入の際に、実際に何を確かしているか知ることは重要。
- 当該樹種における産地での植林状況や伐採量に対する自然生産量の割合など、持続性の担保に関する調査、情報が欲しい

エクアドル

- 現地政府には植林に関する統計資料（樹種別の植林面積・植栽年度や資源量）の整備を希望したい。

5-3-4 クリーンウッドナビへの要望

クリーンウッドナビへの要望としては以下の点が挙げられた。

ブラジル

- 広葉樹（IPA や AMAPA）について FSC 認証材の状況について情報があるとありがたい
- 当社は森林認証に頼りきっていることもあり、ブラジルの森林法や伐採手続きなど、法令も含めた具体的な内容まで踏み込んだ知見を持ち合わせていないが、森林認証材ではない一般の木材の合法性についてはそれぞれの調達者が独自に調査を行う必要があるため、クリーンウッドナビのような確認すべき模範はたいへん参考になると考える。

全般

- 事業者に対し、どの程度のデュー・ディリジェンスをしたら合法材として認められるのかなどの判断の基準を示してほしい。
- 政府としては難しいかもしれないが、リスク評価をし、国と樹種毎に合法性リスク（高い・低い）を示してほしい。NGO もその様に主張している（三段階評価）。その様な情報が国から提供されれば、自然に産地転換、樹種転換が進むと予想する
- 合法性を評価する仕組みを示してほしい。企業名を伏せて模範例を紹介してもいいのではないか。

5-3-5 生産国調査へのインプット

本調査で得た情報は、各国における合法性関連情報の調査の際に参考にした。現地調査を開始する前に、各国の調査を担当するコンサルタントに伝え、その調査内容に合法性確認に関する日本の事業者にとって有用な情報や、日本の事業者が輸入している木材・木材製品とその原料がカバーされるように努めた。

6 調査委員会

調査委員会は、林野庁、国内外の学識経験者、日本の対象国からの木材、木材製品の輸入を行う木材関連事業者、環境 NGO 等の委員 6 名により構成し、既往の情報を整理、調査の項目、手法、成果のとりまとめ方法を含む調査設計及び現地調査の結果、取りまとめ方法についての助言、支援を行った。

本事業の調査委員を林野庁事業担当者と協議の上、下記のメンバーに依頼した。

- 永田信氏 東京大学名誉教授／大日本山林会副会長
- 立花敏氏 筑波大学准教授
- 岡田清隆氏 日本木材輸入協会専務理事
- 上河潔氏 林業経済研究所フェロー研究員
- 森田一行氏 全国木材組合連合会常務理事
- 三柴淳一氏 FoE Japan 理事

6-1 第一回調査委員会

第一回調査委員会を平成 30 年 5 月 17 日に TKP 新橋カンファレンスセンターにて開催し、本事業の進め方について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事 1 事務局挨拶

- 今回、本事業を国際熱帯木材機関 (ITTO) で実施させていただくこととなった。
- クリーンウッド・ナビへの掲載情報の作成を通じて、クリーンウッド法の実施、適切な熱帯木材貿易に貢献させていただく所存。

議事 2 林野庁挨拶

- 昨年 5 月にクリーンウッド法が施行され、木材等を取り扱う木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うことを規定しているところ。そのために必要な情報提供を行うことが国の責務とされており、「クリーンウッド・ナビ」を開設。
- これまでの調査を通じ、現在、クリーンウッド・ナビには生産国 14 カ国の違法伐採対策に関する情報を掲載しているところ。当面の目標として、木材輸入相手国の上位 30 カ国を掲載したい。
- 今回の事業は平成 29 年度補正予算によるもので、ITTO には国際機関としての情報ネットワークを活用し、熱帯地域の国々を中心として生産国の木材流通の状況や、伐採、貿易に関する法令等の情報収集をお願いしたい。委員の皆様には忌憚のない意見ををお願いしたい。

議事 3 委員他紹介 (略)

議事 4 座長選任

永田東京大学名誉教授を推薦する声あり、座長に選出。

議事 5-1 クリーンウッド・ナビの掲載内容について

＜林野庁＞本事業の調査内容は、資料 2 の仕様書の 2(2)②ア～ウのとおりであり、その結果をクリーンウッド・ナビに反映させることとなる。クリーンウッド・ナビには林野庁 HP の分野別情報（キーワード）から入ることができる。「国別情報」には、資料 1 のインドネシアの例のように、木材生産・流通の状況や、関連法令の概要や条文仮訳、運用状況などを掲載。国により掲載情報にはバラつきがあり、随時更新して内容の充実を図っている。今週も新たに追加した情報があって、法令の英語仮訳等を追加したところ。

＜委員＞現在、登録木材関連事業者のリストは、登録実施機関のホームページにいかないと見られず一覧性がないので、林野庁で一覧表を整理して掲載してほしい。各国情報の他にも、腐敗認識指数や米国レイシー法、EUTR などの情報にリンクがあると良い。

＜林野庁＞登録木材関連事業者の登録が始まって約半年経過したところであり、5 の登録実施機関がそれぞれのホームページで登録事業者のリストを公表しているが、一覧表をクリーンウッド・ナビに掲載するべく調整中である。ご指摘あったような合法性の確認に資する情報も掲載し内容を充実させたいが、国が提供するものであり、客観的な事実を基本とした情報を掲載する考え。

＜委員＞問合せ先として掲載している電話番号はどこのものか。

＜林野庁＞左側の「制度に関すること」は林野庁木材利用課、右側の「掲載情報に関すること」は問い合わせ窓口業務の受託者である。林野庁の別事業により、本サイトのページ作成、問合せ窓口業務を委託している。

議事 5-2 本調査事業の実施（各国コンサル等）について

＜事務局＞（資料 2～4 により、事業内容（資料 2、資料 3 の 1）、事業責任者（資料 3 の 2-1）、調査実施者（案）（資料 3 の 2-2）、事業実施スケジュール（資料 4）を説明。）

議事 5-3 質疑

＜委員＞日本国内の調査実施者は、何を調査するのか。

＜事務局＞資料 3 の「国内調査」の項のとおり、調査対象国について、海外調査からの情報を得ながら、当該国の木材等を輸入している事業への聞き取り等を行い、とりまとめを行う。

＜委員＞資料の中に、フィリピン以外の国からは、チップの輸入が多いという記載があったと思うが、フィリピンからの輸入実績数のかなりの分量がある事業者の委託加工貿易によるもの。フィリピン原産木材に由来しない製材を行っている。フィリピンでは、針葉樹材、日本材や南方系の合板も含め様々な原産国の木材が加工されている。一方で、フィリピン原産の木材由来製品も少ないが存在しており、そういった製品を輸入している業者はフィリピン国内の伐採に関する情報を必要としている。以上の状況も念頭に入れ、調査を行うべき。

＜委員＞製紙業界では、ラオス、ブラジルで植林事業を行っている事業者がある。彼らから情報を得られると思う。

＜委員＞同意見。ベトナムは木材加工国であり、8 割が輸入材。対象の 5 カ国を調査する際に、輸入と輸出の両方の実態を踏まえて調査する理解でいいか。ラオス材がベトナムに出て日本に入っているケースがある。そういった情報を調査してもらえたら、ありがたい。

- <委員>ラオス材がベトナムで加工され家具として日本に輸入されている。
- <委員>タイはチップを日本に直接輸出。また、2017年の統計では、世界から中国への木材製品輸出で、タイはロシア・カナダに次ぐ第3位の輸出国だが、中国で消費されているかは疑問。家具などに加工され日欧米などに再輸出されているのではないか。日本の事業者が困っているのは、中国から輸入するタイ産木材由来の製品について、中国の業者に問い合わせても、合法性確認のすべがないこと。タイではこうなっている、というのをこの調査で調べて、日本の事業者が中国の取引相手にタイからこういう書類を貰えるはずだ、などと聞けるようになればよい。
- <事務局>ITTO としてはグリーンサプライチェーンを推進することとしており、中国とセミナーの開催を準備している。委員のご意見は良い参考となる。
- <委員>伐採許可書をはじめ、流通過程のどこでどういう書類が出てくるのかが可視化されれば、木材輸入業界、製紙業界に有益ではないか。
- <事務局>クリーンウッド・ナビにすでに掲載されている中で、一連の書類が掲載されている場合あり。そのように情報を収集したい。
- <委員>法令や証明書類のみならず、デューディリジェンスやリスク評価に関する情報も重要。各国で生産している木材でワシントン条約の規制対象となっている樹種についての情報も掲載してほしい。
- <林野庁>様々な情報をどこまで掲載するかは要検討だが、ワシントン条約については、今週の更新時に「その他の情報」に概要を追加しており、経産省や条約事務局のHPにもリンクを張ったところ。また、昨年度実施した調査の報告書や結果報告会の資料も見られるようにする予定。腐敗認識指数などを直接掲載しないにしても、事業者の参考となるHPへのリンクを追加していく考え。
- <委員>関連の文献が収集できたとしても、国や地方によって制度が運用されていない場合がある旨、業者から聞いている。ベトナム、中国などでも、規定の書類があっても現場の担当者がこれを知らない場合あり。行政に聞いても制度が変わったと言われたりする。実態がどうなのかといったところまで調べてもらえるとありがたい。
- <林野庁>国内調査からのアプローチも有効ではないか。国内業者からの聞き取りをした上で、各国に聞くということもできる。どこにギャップがあるのか明らかにできるとよい。
- <委員>日本での調査では、団体のみならず個別事業者にも聞き取りをすべき。また、各国の調査対象で言及されている環境NGOもできるだけローカルなものに聞き取りしていただきたい。
- <事務局>そのようにしたい。
- <委員>クリーンウッド法の施行をうけて、各事業者は、各国の制度について調べ始めており、例えばベトナムの合法性証明制度がどうなっているかなどデューディリジェンスの初歩にあたることを勉強している。制度運用の実態は、相手国政府に対する調査よりも、各輸入業者に聞いた方が分かる場合があるのではないか。輸入協会の会員企業を紹介することは可能。ラオス、タイについてはあまり情報がないかもしれないが、北米をマーケットにしているブラジルはFSCなど認証の活用が進んでおり、業者に情報がある可能性あり。
- <委員>対象国調査の内容に、FSC、PEFCなどの認証、FLEGT-VPAの動向についても加えるべき。

- <委員>認証については是非加えるとよい。
- <委員>タイも PEFC 認証の仕組みを作ろうとしており、近々、日本の SGEC について勉強するため関係者が来日することになっている。その際に聞き取りできるかもしれない。
- <事務局>国内の調査者については、最終的な選定と契約後に委員のみなさんに電子メールで連絡させてもらうことでよろしいか。(委員了解)
- <委員>森林伐採の合法性のみならず、コンセッションや伐採権、アブラヤシへの用途転換など森林の大規模開発に関する法令も調べるべき。大規模開発からの木材生産が相当割合を占める国もあるので、これが合法的なものか確認するための情報も重要。ラオスではゴムのための森林開発あり。
- <林野庁>クリーンウッド・ナビを利用する事業者が必要としている情報にフォーカスすることが必要。各国コンサルタントへの調査内容の伝え方も日本国内での調査内容の趣旨が理解できるよう工夫することが重要。
- <委員>昨年度実施された調査は、2つの事業者が共同実施していたが、両者の調査視点が異なっているところがあった。一者は違法リスクがどこにありそうかという視点でまとめられていて、事業者に有用だと思われた。今年度は、日本森林技術協会が同様の調査を欧州地域で実施しており、本調査と情報を共有するとともに、調査の視点などを揃えるとよいのではないか。
- <委員>できるだけ2つの調査事業が整合して進むべき。欧州地域の調査委員会に ITTO からオプザーバー参加するのが適当ではないか。
- <事務局>了解。林野庁と相談し連携して調査を進めるよう努めたい。
- <委員>1つの国でも、リスクの高い木材と低い木材が混在している場合がある。例えば、ブラジル南部のタエダマツはリスクが低いが、アマゾンの天然木はリスクが高い。ラオスのラオスマツとゴムノキもリスクが異なる。クリーンウッド法では両方向同じ扱いだが、リスクの低いものにまでデューディリジェンスに労力を割く必要はなく、リスクの高いものに注力すればよい。また、国としては高リスクでも、製品の中には低リスクのものもある。メリハリある対応をすることが、違法伐採対策の目的を達成することになる。昨年度の調査では、ベトナムの日系製材所などを輸入協会から聞き取り先として紹介し、有益な現地調査となったと思う。
- <委員>調査結果は、リスクに関する情報も含め、報告書にまとめられ、報告書がクリーンウッド・ナビに載ることになるのか。
- <林野庁>その想定である。委員が言及されたベトナムの調査では、制度が改正された後も、古い通達に基づく書類を今でも使っている実態が明らかになった。
- <委員>フィリピンは木材輸出国ではあるがそれ程木材生産はしていない。ブラジルは大きな国であり、地域によって状況が異なる。調査ではこのような視点も重要。
- <委員>ブラジルは EUTR を有する EU やレイシー法を有する米国向けに木材輸出を行っている。具体的にどのように対応しているかを調査すべき。
- <委員>調査結果についての報告会はあるのか。
- <事務局>資料4にあるように、10月下旬を予定。
- <委員>国内のアンケート調査はどのように行うのか。
- <事務局>国内の輸入事業者等から、対象国の林業、林産業における違法伐採対策、木材、木材製

品の合法性証明の課題について、アンケートや聞き取りといった手法により調査を実施。

<委員>コンサルタントは2回日本に来ることになるのか。

<事務局>事業の趣旨、調査方法等について理解・共有するために開始時に1回、報告会の1回で、計2回を予定している。

<林野庁>対面のミーティングの重要性は理解するが、コンサルタントは海外に住んでいることもあり、対面のミーティングに加えオンラインでのミーティングを最初に行ってもよいのではないか。

議事 5-4 次回委員会について

<事務局>資料4にあるように、第2回委員会は10月上旬に行いたい。

6-2 第二回調査委員会

第二回調査委員会を平成30年10月11日に（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、これまでの事業の進捗と今後の作業について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事1 事務局挨拶

本事業をITTOに委託して頂き、林野庁に感謝申し上げます。誠に残念なことに事業責任者が6月に亡くなられた。ITTOは体制を強化し事業を進めていく所存である。本日の委員会では、国内調査と対象国5か国の調査について、第1回委員会以降の進捗を報告する。対象国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドルは、既にコンサルタントが中間報告書を作成した。ラオスに関しては、政府機関や民間企業との接触の困難さから開始が遅れたが、現在は調査を進めている。皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。

議事2 出席者紹介（略）

議事3 事業に関する報告

議事3-1 第1回調査委員会以降の事業計画の変更及びその進捗概要

<委員>生産量や貿易量などは何年ぐらい遡って分析をしているか？

<事務局>10-20年間程度遡っている。すでに廃された法規に関しても現在の状況に影響している可能性があるため、調査対象としている。

<委員>伐採後の再生林に関する法律も確認しているか？

<事務局>確認内容に含まれる。

<委員>各国調査においては、NGOも訪問しているのか？

<事務局>訪問している。事前にコンサルタントが予定訪問先を我々に報告し、必要があれば訪問先の追加を指示している。

議事3-2 国内調査報告

<委員>「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」では、どの国において合法性確認が難しいか質問するのか？木材製品の加工度によって困難さが異なると思われる。

<林野庁>実際に事業者から回答が得られるだろうか。

<委員>輸入協会の全事業者は無理だと考える。回答が得られるのは、一部の大手企業からのみであろう。こうした情報は回答したくない企業もある。限られた企業が調査の趣旨を理解してくれる程度で、難易度は高い。また多くの木材製品は2,3ヶ国を介した複雑なサプライチェーンを通じて作られており、原産地までトレースするのは非常に困難である。フィリピンの他、マレーシア製品でも自国産材でないケースがある。多くの企業は分からないとしか回答できないのではないかと。不完全なデータしか得られない可能性が高い。

<委員>クリーンウッド・ナビで提供されるべき情報は何か。現在提供されている情報は各国で伐採されている木材の合法性に関する情報がメインで、第三国からの輸入材に関する情報は乏しい。

＜林野庁＞現在のクリーンウッド・ナビで提供している情報は、ファーストステップだと理解して頂きたい。まずは各国の法制度について把握する必要がある。法制度の実効状況、ビジネス構造が重要であることは理解している。リスク情報の事例だけでは、その国の全体像の把握が難しくなるので、全体像を把握することが大切だと考えている。また、加工国のサプライチェーンの複雑性も考慮し、できうる限りの情報を追加したいとは考えている。ただし、今回の事業では、限られた予算と時間で出来るだけ情報を集めているという状況であることを理解頂きたい。

＜事務局＞各国の調査では第三国からの輸入材の情報も収集している。途上国では、クリーンウッド・ナビのような情報制度はなく、デュー・ディリジェンスはされていないので、第三国からの輸入材の合法性確認は非常に難しい。インドネシアをはじめ、この点は、FLEGT-VPAにおいても大きな懸念になっている。生産国のデュー・ディリジェンスに向けて ITTO は取り組みを進めている。この課題は本事業の次のステップではないだろうか。

＜委員＞クリーンウッド法で対象とされるのは HS コードの 44 に限定されるのか？HS コードのどれがクリーンウッド法の対象になっているのか？

＜林野庁＞HS コードの分類には対応していない。

＜委員＞「事業者全体のアンケート調査」は次のステップでよいのではないか。本事業の対象 5 カ国からの輸入については、主な輸入木材製品が HS の「その他建材」になっているものが多く、それが何であるか明らかになればありがたい。特にフィリピンについては、ほとんどが「その他建材」になっている。

＜事務局＞その情報は企業にとっては、機密扱いになるのかもしれない。「対象 5 カ国に関する聞き取り調査」では、どのような製品を輸入しているかを事業者に対して質問をしている。「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、合法証明についてどの国が難しいか質問する。

＜委員＞それに関しては情報がある。どの国から何を日本が輸入し、そのうち何割が合法証明木材となっているか、そして合法証明の根拠について輸入協会が把握している。その情報は共有することはできる。個別の企業に聞いても、積極的には教えてくれないであろう。アンケート調査を行っても、優秀な企業のみが回答し、バイアスがかかるであろう。

＜委員＞「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」についてはそのまま進めて頂き、「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」については輸入協会と相談して頂きたい。

＜委員＞国内調査結果は公開しないとあるが、この調査は何のために行うのか？

＜事務局＞事前に国内企業にインタビューし、各国調査を行うコンサルに情報提供を行い、ニーズに即した情報収集を行ってもらうためである。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。

＜林野庁＞実際の輸入品目を把握できれば、各国でより効果的な調査が実施できる。

＜委員＞「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」はその通りだ。「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、今後のクリーンウッド・ナビの情報提供設計のために役立つ。その実施については検討が必要だ。

議事 3-3-1 フィリピン

＜委員＞日本の木材をフィリピンでプレカットし、再輸入しているものは合法性の問題が無いので

はないか？

<事務局>工場内で他の国からの輸入材と分別管理されているかが重要である。

<委員>フィリピン国産材の情報が大事なのは、フィリピン産の材をベトナムなどで加工して日本に輸出しているケースがあるため、これらについてはフィリピンの合法証明を確認する必要がある。また第三国からフィリピンへの輸入材に関しては、工場で分別管理がされているかが重要である。

<林野庁>フィリピンにおける FLEGT-VPA に向けた動きはあるのか？

<事務局>フィリピン環境天然資源省は協議を進めたいようだが、外務省が交渉に入ることをストップしたと聞いている。

<委員>現地調査では、第三国からの輸入材のフィリピン国内での流通状況についても調査したのか。

<事務局>努力はしているが、統計情報が少なく、状況を把握することが難しい。

<委員>加工貿易という特徴があるが、まずはフィリピン産木材の合法性を中心に調査するのが良いであろう。

議事 3-3-2 タイ

<事務局>タイ政府では、ゴムの木は農作物の扱いをしている。老木を製材すると木材になる。ITTO は、農作物ではなく木材として取り扱うよう政府に働きかけているが、難しい状況である。輸入統計も整備されておらず、書類すらなくミャンマー、ラオス、カンボジアなどからただ木材を持ち込んでいるという場合もある。タイの調査は、フィリピンを担当するコンサルタントが担当しているが、フィリピンに比べて関連情報、文書が出てこずに時間がかかっている状況だ。

<委員>「6.その他」に様々な自主的な制度とあるが、どういう機関が作った制度なのか

<事務局>業界団体などが自主的に制度を構築している。

<委員>そうした情報を報告書にまとめて頂きたい。

<委員>タイのゴム製材の最大の輸入国は中国である。中国は本事業の対象ではないが、中国経由でゴム材が日本に輸入されている可能性もあるだろう。中国経由の材についても考慮する必要がある。

<委員>林野庁に伺いたい。ゴムの合法性証明は必要なのか？

<林野庁>ゴムが木材利用のために植栽・伐採されたのであれば必要だ。樹液採取後の廃材であればリサイクル材であり、クリーンウッド法の対象外となる。

<委員>樹液目的で植栽されても、人手不足等から採取されないまま伐採される場合もある。樹液が採取されたかどうかで材を判断することは、実情にそぐわないのではないだろうか。

<林野庁>法律上クリーンウッド法の対象となるかどうかは、廃棄されたかどうかで判断される。

<事務局>タイについては、ゴムの問題もあるが、隣国から輸入される材や天然林材により焦点を当てるべきではないだろうか。

<委員>現状を明らかにすることを方針にして頂きたい。

議事 3-3-3 ブラジル

<委員>植林地の森林認証取得の割合はどうか？

<事務局>プランテーションでは7~8割程が認証林である。現地調査で訪問した企業は、周辺の農家と契約造林を行い、木材を買い取っているが、その際の合法証明についても情報収集した。

<林野庁>天然林材の合法証明システムの実施状況はどうか？

<事務局>インベントリーや輸送許可証における水増しなどの虚偽情報が存在すると聞いた。木材加工の際の歩留まりは一律35%として計算されているが、製材所ごとの値を求めて精度を上げようとしている。実施のレベルは事業者と州政府の能力により地域毎に差がある。また州によってシステムがやや異なる。今回訪問したマト・グロッソ州のように、国のSINAFLOORとは別の独自のシステムを用いている州もある。違法伐採の例としては、マナウスで河川運搬されている際の検査により見つかったことが報告されている。

<事務局>植林木はよく管理されている。ペルー、ボリビアからの違法伐採材の流入がある。ブラジルは広い国のため、一回の調査で全体像を把握するのは難しい。今後も情報を更新していくことが重要だろう。

議事 3-3-4 エクアドル

<林野庁>産業用造林拡大が主要政策とあるが、劣化した天然林を造林するという方針なのか、または非森林地に植林するという方針なのか確認して頂きたい。

<事務局>ペルー、コロンビアではITTOはコカ栽培地への再植林プロジェクトを実施している。

<委員>産業造林にともなう土地転換の合法性について調べて頂きたい。

議事 3-3-5 ラオス

<委員>ラオスでは開発コンセッションから生産される木材が問題であった。FLEGT-VPA交渉においてもその扱いが検討されるであろうが、開発コンセッションからの木材を追跡・見分けることができるのか。そうした視点で報告書をまとめて頂きたい。

<事務局>それは、現状の制度についてか、それともFLEGTが構築された後の状況を意味するのか。現状で追跡できるかどうか、コンサルタントに調査するよう伝えているが、ラオスの天然林材から作られた製品の合法性を示すことは難しいと報告を受けている。

<委員>報告書では、天然林材の追跡が現時点では難しいのであれば、そのように記載していただきたい。

<委員>なぜラオスが今回の調査対象国になったのか？輸入貿易額の上位30位に入っているのか？

<林野庁>HS44類全体の貿易額を基にしており、上位30位内にラオスが入っていた。ただし、品目としては炭の輸入が多いためであれば、そのことが示せばよいと考えている。

<事務局>炭は基本的に植林コンセッションから生産されている。

<事務局>炭、ゴムはクリーンウッド法の対象外だが、報告書に含めるべきか？

<林野庁>詳細は必要ないが、報告書で簡易に述べて頂ければよい。

<事務局>ラオスはアジア地域の最貧国で、ラオス材の合法性証明は難しいと言わざるを得ない。VPA交渉の進捗も非常に遅い。

<委員>開発コンセッションからの木材は特に難しい。またラオスでは政府と人民革命党で方針が異なることがあるので注意が必要である。

<委員>VPA プロセスにある国が調査対象になっているので、プロセスの進捗状況を整理してほしい。

<委員>VPA 交渉に入るにも国会審議など、正式な手続きが必要になる。現在どの段階なのか明らかにして頂きたい。

<委員>まずは、合法性証明が難しいことが明らかになれば良い。エクアドルについても、VPA プロセスの現状を明らかにして頂きたい。

議事 4 次回委員会と今後の予定

<事務局>委員会のコメントを反映させて調査を進める所存である。次回委員会は 12 月を予定している。

議事 5 その他

<委員>ITTO は途上国から信頼されている。この調査を通じて、日本のクリーンウッド法について相手国政府に伝えて頂きたい。

<事務局>本事業においても、ラオスでの調査のために政府(2 省庁)から許可を得る必要があり、クリーンウッド法の説明を行った。

<事務局>ブラジルの現地調査では担当政府機関にクリーンウッド法の説明を行った。

<林野庁>クリーンウッド・ナビでクリーンウッド法の英語版などを公開している。

<オブザーバー>ここ 3 年間、同様の調査事業を行ってきた。これまで調査した国には、中国などの加工国も含まれる。輸入相手国上位 30 カ国の木材需給構造には大きく変動がある。例えばルーマニアからウクライナへのシフト、ラオスからカンボジアへのシフトなどがある。調査では、それぞれの国の国産材に焦点を当てるべきだが、今後、実際の実原産国はどこなのかを明らかにすることを観点に入れると発展性のある調査になりうる。

6-3 第三回調査委員会

第3回調査委員会を平成31年2月4日に（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、事業の進捗と結果のとりまとめについて委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事1 事務局挨拶

- 本事業を ITTO に委託して頂き、林野庁に感謝申し上げます。本日の委員会では、順調に実施される本事業の対象国5カ国の調査結果について報告する。
- 3月8日には、本事業の成果報告会を開催する。参加者の皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げます

議事2 出席者紹介（略）

議事3 事業に関する報告

議事3-1 第2回調査委員会以降の進捗概要

質疑なし

議事3-2 国内調査報告

<委員>国内調査と対象国における調査・報告書作成のプロセスの関係性はどうなっているのか？

<事務局>国内調査は8月から実施しており、調査で得た情報は随時現地コンサルタントに共有しており、調査に反映されている。引き続き実施した国内調査で重要なものについては、それ以降もコンサルタントに共有してきた。ITTO/IGES が最終的な報告書作成を行うが、そのまとめ方にも反映する。

<事務局>例えば、国内調査によってサプライチェーンの透明性の向上に関心を持つ事業者もいることが分かったので、クリーンウッド法の対象外であっても、ゴム材（廃材扱い）の取り扱いは、関連情報について言及するよう考えている。

<委員>国内調査結果のとりまとめについて伺いたい。

<林野庁>第一回目の委員会にて出た話だが、国内調査で得た情報を、事前に各国調査を行うコンサルに伝え、ニーズに即した情報収集を行うことが目的である。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。

議事4 熱帯地域5カ国における情報収集結果

議事4-1 フィリピン

<委員>農民植林が多いとのことだが、その樹種、用途、土地所有形態について伺いたい。

<事務局>ミンダナオではファルカタが中心であり、製紙会社による苗木の配布によるものとのことであるが、伐期等は不明、現地調査で確認予定である。基本的には私有地における植林であるとの情報を得ているが、国有林の中にあるのか等についても、今後確認したい。

<委員>CENRO の役割について伺いたい。丸太、製材、チップ等すべての木材製品はCENRO から輸出許可が必要なのか、それとも特定の木材のみなのか？輸出許可証があればCENRO

が許可しているとみなせるのか？現状、事業者は原産地証明で対応しているが、これは合法性を示す上で有効な方法なのか、関税局が発行する原産地証明は CENRO が発行する輸出許可証と関連しているのか伺いたい。事業者に対して、合法性証明のために一番信頼できる書類は何かという情報は重要である。調査では、どのような書類があるか示すだけでなく、事業者の立場でどうすべきかを明確にしてほしい。

<事務局> 輸入木材の場合は、合法性確認はなされていない。CENRO の輸出許可と関税局の原産地証明の関係については、2 月の現地調査で明らかにしたい。

<林野庁> 国内調査で、日本の事業者はフィリピン材にどのように対応しているのか、情報は得られたか？

<事務局> わからないので何もしていないという事業者と、認証材をカナダからフィリピンに輸入し、現地で加工しているという事業者が存在した。

<林野庁> フィリピンは中国からの輸入が多いようなので、輸入材については問題があり得ることが考えられる。取りまとめる際には、適切に条件わけをして記述してほしい。クリーンウッド法は、HS コードによる分類と明確に対応しているわけではないので、HS コードで記述するのは避けてほしい。

<事務局> 報告書では、フィリピン国産材については、伐採時点までの合法性確認が取りやすいが、第三国からの輸入材については難しいと記述を修正する。

<委員> 報告書では、トレーサビリティは担保できるのかということについて、第三者の立場で正直に記載してほしい。どこまでわかっている、どこまでわかっていないのかを明記してほしい。

議事 4-2) タイ

<林野庁> リスク情報については、それを誰が述べているのか、主語を明確にするべき。木材合法性証明システム (TLAS) が必要というのは、誰の考えなのか？

<委員> : 許可証をたどって、サプライチェーンを本当にたどれるのか？

<事務局> 木材加工工場では、量のみしか記録されていないことから、その工場が複数の木材供給源を取り扱う場合には、たどることが出来ないと考える。ゴム、ユーカリ材については全くたどることはできない。森林認証はトレーサビリティの課題に対処するために使われていると考える。

<事務局> クリーンウッド法で求められる生産地の特定は、「タイ」という国名のみでもよいとみなすのか？

<林野庁> その通りだ。

<林野庁> 夜間にはチェックポイントが機能していないとのことだが、制限樹種が夜間に輸送された場合には、輸送許可が発行されていない状況となるのか？

<事務局> 制限樹種については、輸送前に輸送許可証の取得が必要である。

議事 4-3 ブラジル

<委員> ブラジルから日本への輸出は、紙パルプ業界関連が多いが、フローリング・ウッドデッキ等に使用されるイペは注目すべきと考える。オンラインシステム (SINAFLOR) は輸入業者もアクセス可能なのか？

<事務局>確認する。

<事務局>ブラジルやその他の国にも当てはまるリスクに、政権交代が挙げられる。ブラジルでは政権が変わり、アマゾンの森林モニタリング関連部署の人員削減が行われている。前政権ではイペの CITES 登録申請を予定していたが、新政府ではその計画は実施しないと考えられる。クリーンウッド・ナビ上で、各国情報の更新を行うことが重要だと考える。

<オブザーバー>最近のニュースでは、天然林私有地の土地証券登録(CAR)を担当する地方政府による情報の不正操作が指摘されていた。データの改ざんを防ぐために、ブロックチェーンを使ったシステムの構築について報告があった。SINAFLOOR について、中級 CAR と国家システムはどうやって一元管理されているのか？同じ情報源なのか、異なる情報源が使用されているのか？

<事務局>CAR は、視察を行ったマト・グロッソ州独自のオンラインシステム (SISFLORA) とはリンクしていると聞き取り調査で聞いた。天然林伐採の主要な 2 州 (マトグロッソとパラ州) では、連邦政府とは別の州独自のシステムがあることを現地調査で確認している。国レベルの制度と整合性を図るべきだという意向は確認できたが、実際にどのように連携しているかはわからなかった。SINAFLOOR は新しいシステムであるため、その運用状況については把握できなかった。ブラジルの木材合法性については、今後の SINAFLOOR の実施状況の理解が重要だと思われる。

議事 4-4 エクアドルとラオス

エクアドルとラオスについては時間的都合上、報告のみ実施し、意見は後日メールにていただくこととした。

議事 5 成果報告会について

質疑なし

議事 6 閉会

<事務局>合法性の問題は複雑である。合法性確認の手続きだけでなく、ガバナンス全体の問題がかかわってくる。合法性確認ができないから取引をやめるというだけではなく、相手国の改善を支援するということも重要であることを強調したい。最後に、委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げます。

7 事業者向け報告会

7-1 報告会概要

本事業において得られた情報についての事業者向け報告会を以下の日時、会場で行った。本報告会は、ITTO（主催）とIGES（共催）が協力して開催した。

- 目的：

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認などの取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を充実させる必要がある。このため本事業では日本への主要な木材輸出国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスについて調査を行った。本報告会は事業を通じて得られた情報を木材関連事業者に提供するために行った。

- 日時及び会場

日時： 平成31年3月8日（金）13:30～16:30

会場： TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール 2A

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-4-3 NT 虎ノ門ビル 2F

- プログラム

時間	項目	担当者	所属
13時00分	受付開始		
13時30分	開会		
13時40分	林野庁挨拶	畑茂樹	林野庁林政部木材利用課貿易対策室室長
13時50分	趣旨説明	Steven Jonson	ITTO 林産物貿易・林産業担当次長
14時00分	フィリピン	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
14時25分	タイ	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
14時50分	エクアドル	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
15時15分	休憩		
15時25分	ブラジル	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
15時50分	ラオス	山ノ下麻木乃	IGES 自然資源・生態系サービス領域
16時15分	質疑応答		
16時30分	閉会		

7-2 参加者

参加者は以下のように合計 58 名であった。

- 一般参加者（民間企業、研究機関、NGO、在京大使館など）：54 名
- 林野庁、外務省、環境省からの参加者：12 名
- 事務局（ITTO、IGES）：11 名

なお、報告会では逐次／同時通訳を提供し、幅広い参加を可能とした。



報告会の様子

質疑応答では、フィリピンやエクアドルの発表に対して合法性を確認するための文書や制度の詳細の他、違法木材が混ざるリスクについて質問が行われた。またフィリピンについては、加工木材における合法性確認の困難さについてコメントがなされた。ラオスについては、合法的な木材供給源や FLEGT の今後の予定に関連した質問が行われた。

7-3 別添資料

- 別添資料 1：報告会のチラシ
- 別添資料 2：報告会発表資料



平成31年3月8日(金) 東京都港区虎ノ門
**林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業の
 うち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)
 調査結果報告会 – フィリピン、タイ、ブラジル、
 エクアドル、ラオス –**



日時:平成31年3月8日(金)
 13:00~13:30(受付)、13:30(開始)~16:30(閉会)

会場:TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール2A
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-4-3 NT虎ノ門ビル 2F
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-toranomon-ekimae/access/>

国際熱帯木材機関(ITTO)は、林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)を受け、熱帯地域5カ国(フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス)において木材流通状況と合法性確認に係る法制度について情報を収集しました。本報告会では、各国の調査結果について報告いたします。

プログラム

- 13時00分 受付開始
- 13時30分 開会
- 13時40分 林野庁挨拶
- 13時50分 ITTO趣旨説明
- 14時00分 現地調査結果報告
- 14時00分~15時15分 フィリピン、タイ、エクアドルの3カ国の報告
- 15時15分~15時25分 休憩
- 15時25分~16時15分 ブラジル、ラオスの2カ国の報告
- 16時15分~16時30分 質疑応答
- 16時30分 閉会

申し込み

事前申込制となります。参加ご希望の方は、下記のオンラインフォームよりお申込みください。

<https://req.qubo.jp/shudo/form/entry>
 申込者数が定員(120名)に達し次第、締め切らせていただく場合がございます。

本報告会に関する問い合わせ
 藤崎泰治(fujisaki@iges.or.jp)

主催 国際熱帯木材機関(ITTO)
 共催 公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)



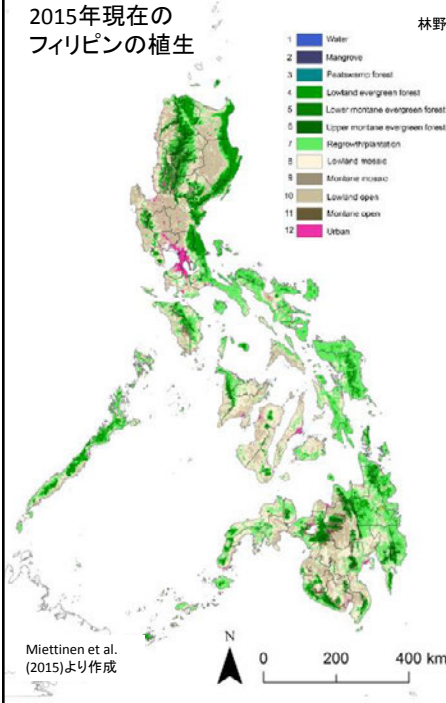
平成29年度林野庁委託事業
「クリーンウッド」利用推進事
業のうち生産国における現
地情報の収集(熱帯地域)

主催：国際熱帯木材機関(ITTO)
共催：地球環境戦略研究機関(IGES)

2019年3月8日

2015年現在の
フィリピンの植生

2019/3/8 TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンター
林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集
(熱帯地域) 調査結果報告会ーフィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスー

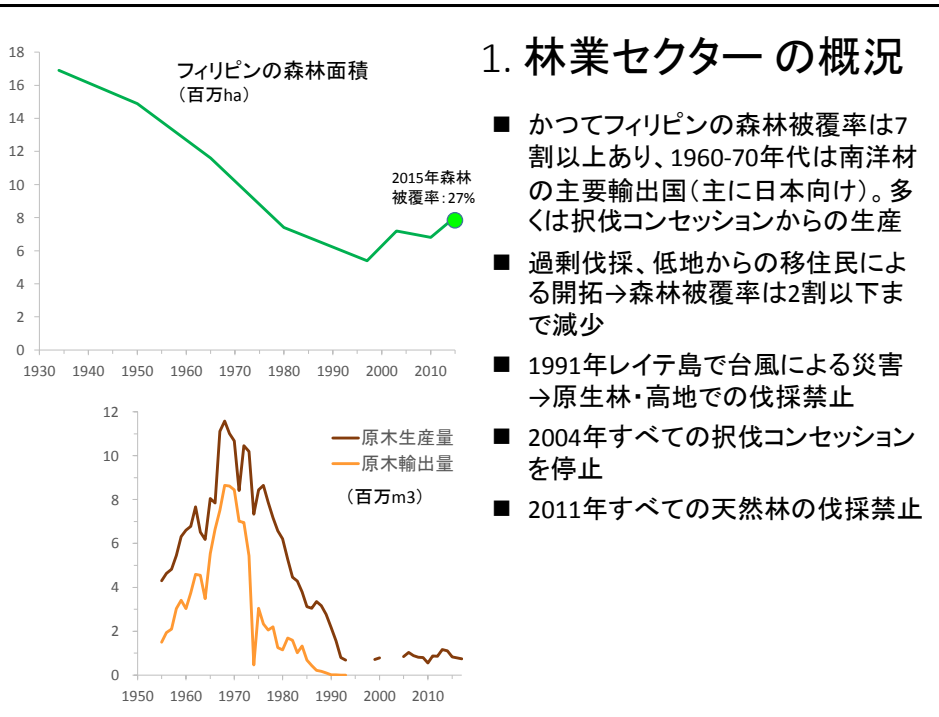


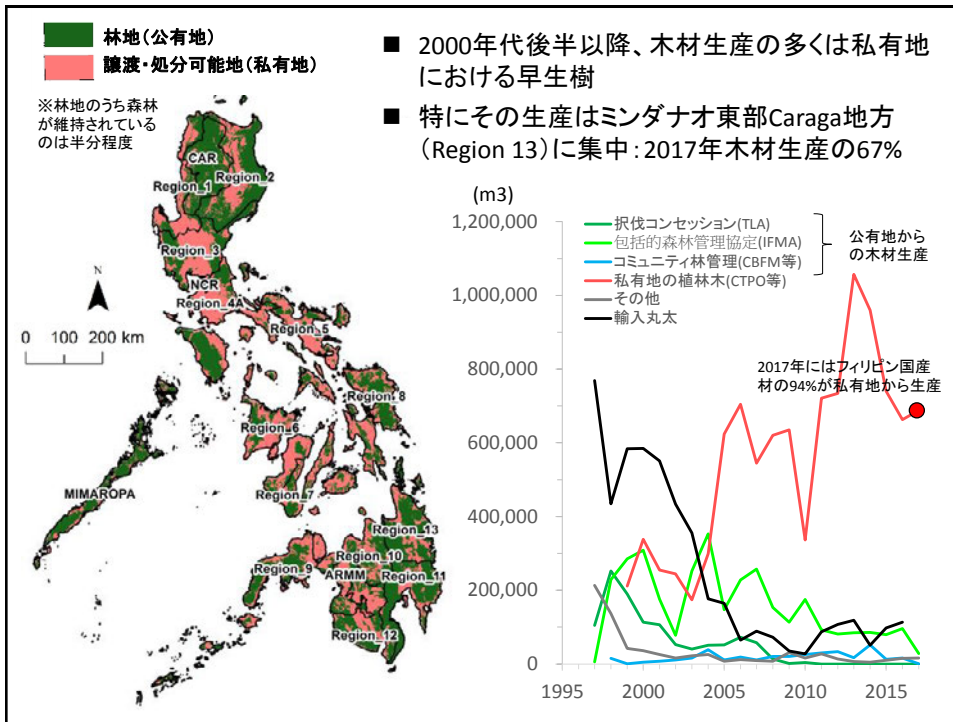
Miettinen et al.
(2015)より作成

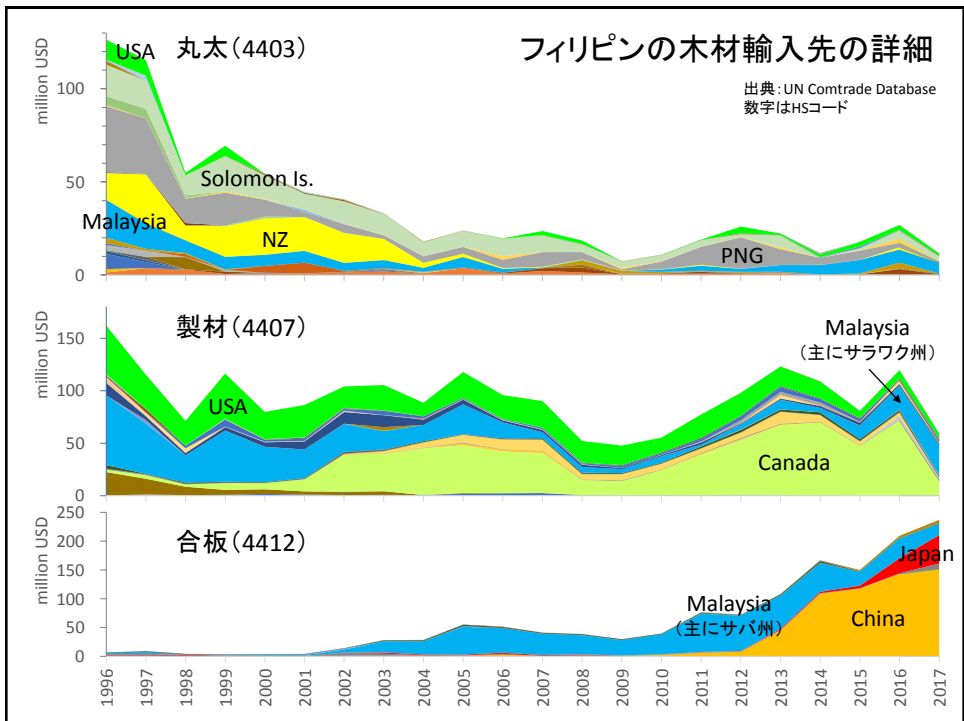
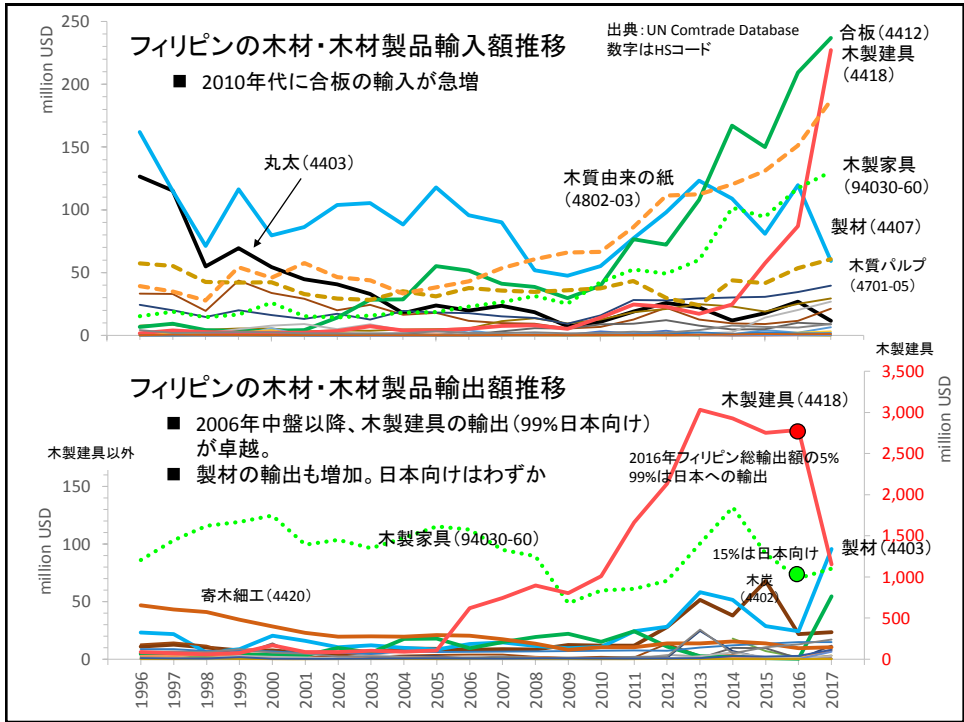
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

フィリピン

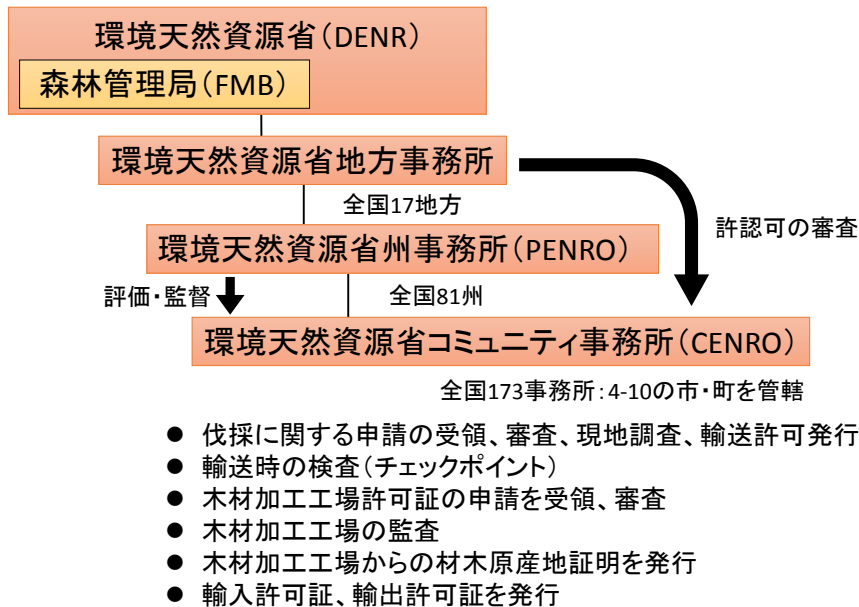
鮫島弘光
公益財団法人地球環境戦略研究機関







3. 森林資源の収穫に関する法律




3. 森林資源の収穫に関する法律

土地所有権／伐採許可タイプと2017年生産量 (m³)


所有権	土地所有権／伐採許可のタイプ	天然木	植林木
公有地	包括的森林管理協定 (IFMA) 企業への25年間使用ライセンス 102ライセンス、合計727,983 ha (2017年)	2,252	26,032
	コミュニティ林管理協定 (CBFM) コミュニティへの25年間使用ライセンス 1,884ライセンス、1,615,598 ha (2017年)		258
私有地	植林地所有証明書 (CTPO) / 自己モニタリングフォーム (SFM) 確認証明書 (CV): CTPOを持っていない私有地からの輸送許可	36	688,329
	私有地木材許可書 (PLTP)	4	770
	特別伐採許可 開発などにともなう伐採(主に公有地)		2,543
その他	私有地の保護種を伐採するための特別私有地木材伐採許可 (SPLTP) など	619	12,632
合計		2,912	730,563

かつては木材伐採権協定 (TLA)による択伐コンセッション(公有地)が主な木材供給源であったが、現在施業中のコンセッションは存在しない

公有地

種類	①包括的森林管理協定 (IFMA) 企業への25年間国有林使用ライセンス 主に植林プランテーション 伐採コンセッション(TLA)から転換されたものが多い	
森林管理のための要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価または初期環境調査→環境適合認証書の取得(環境天然資源省が発行) ● 25カ年包括的資源管理計画(環境天然資源省が承認) 	
伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 5カ年作業計画 ● 年次運用計画 ● 伐採予定木の100%インベントリー 	
丸太輸送許可	木材搬出許可 <ul style="list-style-type: none"> ● 木材原産地証明申請 ● 検数表(樹種と量) 	 木材原産地証明書 (CTO)(CENROが発行)

公有地

種類	②コミュニティ林管理協定 (CBFM)	
森林管理のための要件	25カ年包括的資源管理フレームワーク(環境天然資源省が承認) <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ協議 ● 土地の境界確定と調査 ● 木のマーキング ● DENR(コミュニティ、州、地方レベル)、住民組織、地方行政単位 その他ステークホルダーによる検証・承認 	
伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 5カ年作業計画 ● 伐採予定木の100%インベントリー 	
丸太輸送許可	木材搬出許可 <ul style="list-style-type: none"> ● 木材原産地証明申請 ● 検数表(樹種と量) 	 木材原産地証明書 (CTO)(CENROが発行)

私有地

種類	①植林地所有証明書 (CTPO)	
森林管理のための要件	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ環境天然資源事務所から植林地所有証明書を取得 ● 土地所有権の証拠 ● 申請者が植林地の正当な所有者であることを示すバラングイ長(村長)から取得した証明書 ● 植林地の写真 CENROスタッフが現地測量を行う 取得には一週間程度必要 <ul style="list-style-type: none"> ● 土地登記局において登記 	
伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採許可を取得する必要はない ● 伐採予定木をCENROに申請 	
丸太輸送許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己モニタリングフォーム (SMF) ● 検数表 (樹種と量) ● 輸送契約書の写し 	→ CENROが現地確認・承認 1日程度



私有林

②植林地所有証明書 (CTPO)がない場合

伐採本数は10本以下の場合等
CENROスタッフが現地調査を行う

- 伐採許可証: CENROが発行
- 輸送確認証明書 (COV): CENROが発行

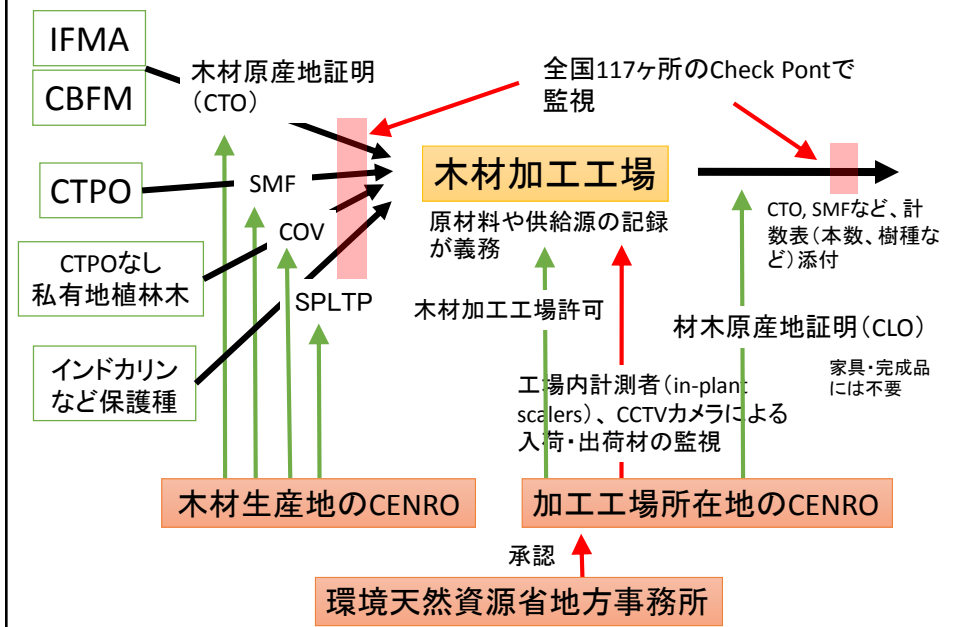
③私有地木材許可証

- 私有地からの天然木伐採許可

④高級樹種

- インドカリン (*Pterocarpus indicus*)、ベンゲット松 (*Pinus keyisia*) などについては特別私有地木材許可 (SPLTP) 取得が義務 (CENROが発行)
- 輸送確認証明書 (CENROが発行)

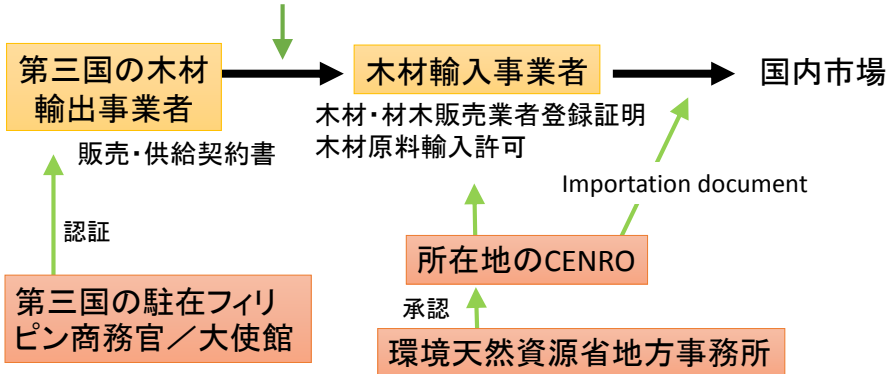
4. 木材加工・輸送のために必要な手続き



5-1. 木材輸入のために必要な手続き

国外における伐採時の合法性
の確認は求められない

フィリピン木材協会
加工流通過程の管理(CoC)システム
及びモニタリングコンプライアンスの要
件に関するガイドブック



サプライチェーンの例: Caraga地方

フィリピンの合板・ブロックボード製造事業者

合板のコアは周辺の農村部
からのファルカタ材
(CTPO/SMF)



PNGから
丸太を輸入

中国の単板製造事業者
単板に加工

合板の裏表に使用



輸出元事業者は明確、植物検疫
の書類から樹種もわかる。
しかし原木の生産国や、伐採の
合法性を確認することは困難

PNGの合法証明

別の合板製造事業者は中国からOkoume(アフリカ原産種)単板を輸入していたが、原産国については把握していなかった

5-2. 木材輸出のために必要な手続き

木材輸出事業者

海外市場

輸出許可取得のために必要な書類

- 樹種、数量
- 事業者登録証
- 事業許可証
- 原産地証明
(CTO/CLO/COV/Importation documents等)
- 写真

原産地証明書
(必要に応じて)

フィリピン→日本への輸出は日・フィリピン経済連関協定(PJEPA)に基づく原産地証明書

関税局

輸出許可証

所在地のCENRO

承認

環境天然資源省地方事務所

フィリピン国産材については伐採時の合法性確認が容易だが、第三国からの輸入材を加工した製品については困難

DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES
CENRO Nasipit, Purck Nerra, Talisey, Nasipit, Agusan del Norte

FEBRUARY 06, 2019

CERTIFICATE OF CLEARANCE

Control No. COC-R13-ADN-NAS-19-0043

TO WHOM IT MAY CONCERN:

This is to certify that the following transported forest products described herein were collected and verified to have been processed in the wood processing plant of [redacted] holder of Integrated WPP Permit No. [redacted] issued on [redacted] and [redacted] on November 28, 2012 located at MANAPA, BUENAVISTA, AGUSAN DEL NORTE.

Type of Forest Products	Species	Quantity	Volume (cu.m.)
PLYWOOD/BAREDORE VENEER	FALCATA/CHINA	5,840 PMS.80 crates	232.36 CU.M.

Loaded means of trucking on FEBRUARY 12, 2019 consigned to [redacted] PLAT. A.8 USE CHEONG FUNG MANSION 88-98 TONG MEI ROAD, MONGKOK, HONGKONG, HONGKONG, via GAGAYAN PORT.

Supporting Transport Documents of Raw Materials	Total Volume covered (cu.m.)	Total volume used/processed/utilized (cu.m.)	Remaining Balance (cu.m.)
PLS. SEE ATTACHED STATEMENT OF SOURCE	232.36 CU.M.	232.36 CU.M.	CONSUMED

Verification Fee in the amount of Fifty Pesos (P50.00) Certification fee in the amount of Fifty Pesos (P50.00) and cash fee of Thirty Six Pesos (P36.00) in favor of the Department of Environment and Natural Resources were paid under Official Receipt No. 350/371-V, dated FEBRUARY 6, 2019.

This Certificate of Clearance is non-transferable and valid until MARCH 31, 2019 or upon discharge to its point of destination whichever comes first.

Confirmed by: **ABY FABLE S. CABAG** Authorized Representative

Attested by: **ALEXANDRA B. BOISER** CENRO Officer

輸出許可証(合板)

RAW LOG & VENEER SOURCES
Mangrove, Buenavista, Agusan del Norte

PERMITTEE	Transport Doc. No./Place of Origin	Species	No. of Pieces	Volume (cu.m.)	Used as Raw Material Sources (cu.m.)	Balance (cu.m.)
Face/Back Veneer						
Unil Zhonglong Int. Trade Co., Ltd.	China	Okume imported veneer	49,800	46.94	35.28	11.66
Sub-Total						
Care Veneer						
A. & V Veneer Manufacturing Management and Lumber Dealer	COV-R13-AND-NAS-18-0218, Bgr. San Vicente, Butuan City	Falcatia	39,60	39,60	Consumed	
A. & V Veneer Manufacturing Management and Lumber Dealer	COV-R13-AND-NAS-18-0219, Bgr. San Vicente, Butuan City	Falcatia	39,60	31,96	7,64	
Elmo Corporation	COC-R13-ADN-NAS-18-0233, P.O. Mabaluyan, Butuan City, ADN	Falcatia	7,920	12,78	12,78	Consumed
Sub-Total						
Logs						
Ray Ramagay/Rayko P. Panoza	R13-ADN-COR-18-02463, San Mariano, SOROT, ADN	Falcatia (Pulcatia)	311	33,92	23,74	Consumed
Greiner Ivonne A. Oulibe	R13-ADN-COR-18-01844	Falcatia (Pulcatia)	363	20,76	22,03	Consumed
Gloria Macalot/Rosed Slayo	R13-ADN-COR-18-01829	Falcatia (Pulcatia)	301	33,49	23,44	Consumed
Emilio A. Minana	CO-R13-AND-NAS-17-0121	Falcatia (Pulcatia)	420	32,23	22,58	Consumed
Dickson Papat/Ronald Balugan	R13-ADN-COR-18-05991	Falcatia (Pulcatia)	439	28,66	20,06	Consumed
Sub-Total						
Total						
				761,96	112,79	299,19
				299,19	239,99	59,20

Verified by: **BOY A. DALES** CENRO Officer

Noted by: **MIA B. GARCIA** CENRO Officer

添付書類
原料(中国製ベニヤ、国産ベニヤ、国産丸太)
とその合法性に関する情報も添付される

輸出の際に法的に義務付けられている書類

文章名	詳細	発行当局
販売用インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認	運送業者または貨物取扱業者(または代理業者)
輸出許可書	認可輸出業者が要請された輸出手配を進めることができる。	環境天然資源省地方事務所
特別許可書	製品が植林地で育った高級材種(例: <i>Pterocarpus indicus</i>)から作られている場合、当該製品の輸出に特別許可が与えられる。	環境天然資源省地方事務所
輸出承諾書及び輸出適合証明書	積荷の製品が、輸出許可書によって輸出を認められた製品と合致していることを証明	環境天然資源省CENRO
植物検疫証明書 (BPIフォーム“Q” No. 11)	製品が植物検疫処置を受けたことを証明	植物産業界局植物検疫サービス課(農業省)
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの中身の詳細	輸出業者(CENROによる認可)
輸出申告書	輸出される品目・製品の詳細な申告書	輸出業者が関税局へ提出
積込許可書	輸出業者が積荷を船または航空機へ積み込むことができる。	関税局
原産地証明書(日本向け輸出の場合は「JP原産地証明書」)	輸出される製品の原産地を証明	関税局

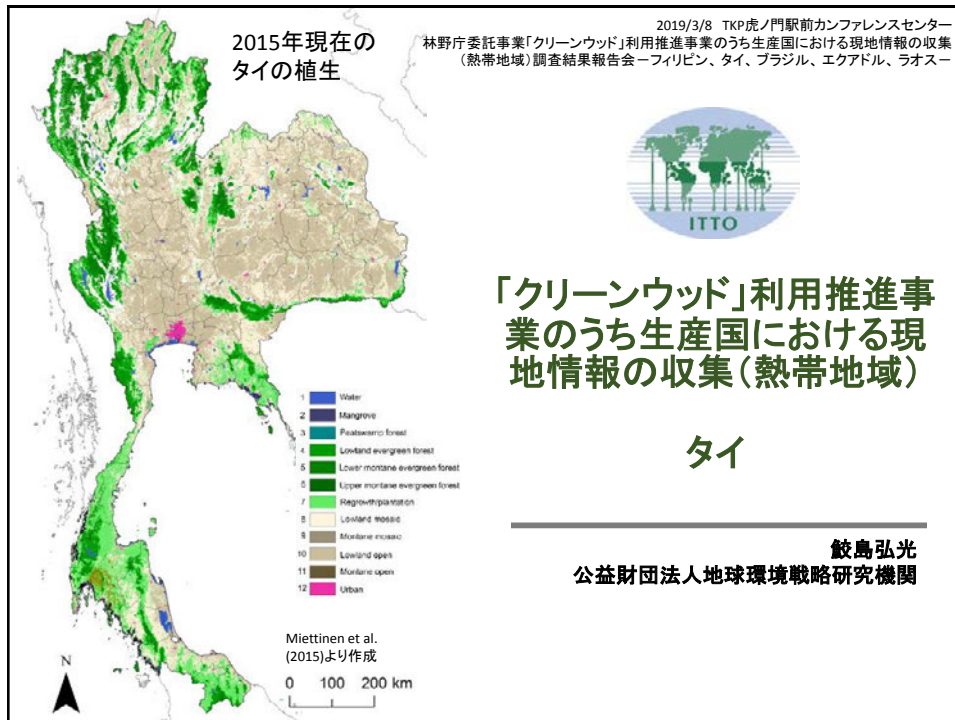
2つの書類が合法性に関連する

6. その他

- 現在フィリピン国内にFSC FM認証を取った森林は無い(USAIDのプロジェクトで取得したコミュニティがあったが、更新せず)
- FSC CoC認証は10社が取得
- 国家森林認証システム(PEFCと相互認証の可能性)構築が検討されている
- 2019年に国会で持続的林業法(Sustainable Forestry Act)が成立する可能性がある。
- 国レベルでの合法性第三者認証システム構築(TLAS)も検討されている
- 現在フィリピンで生産されている植林木の多くは外来樹種で、天然林からの違法伐採材と区別しやすいが、将来的には在来种植林木の供給も増えることが考えられる
- 木材輸出国ではないため、EUとのVPAには関心が薄い(2019年森林管理局聞き取り)

まとめ

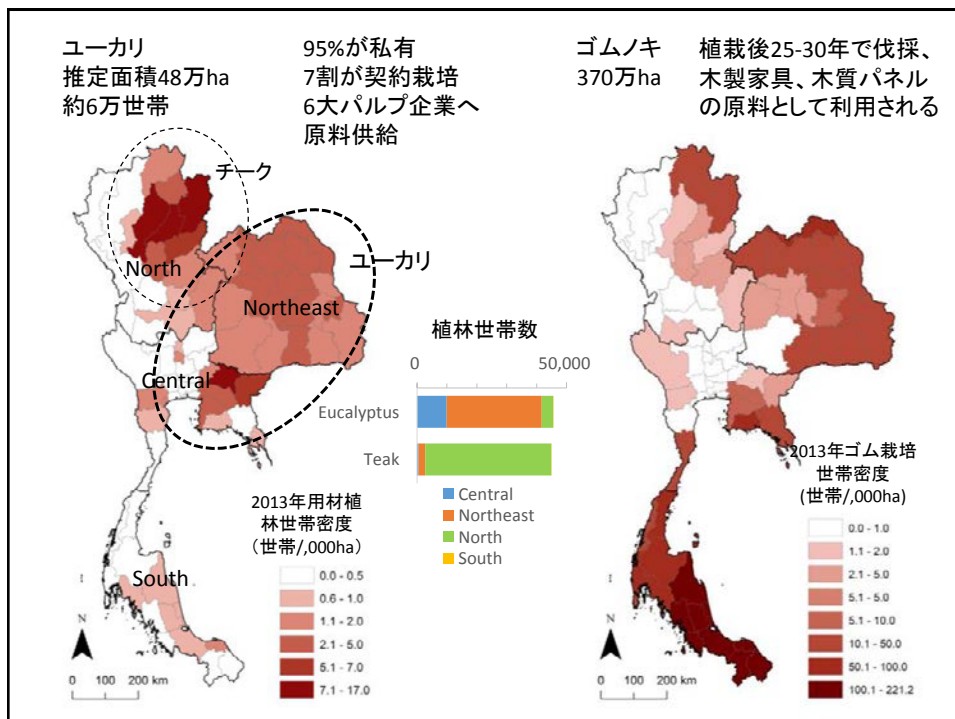
- フィリピンの木材合法性は、伐採、輸送、加工、輸出入など一貫して環境天然資源省コミュニティ事務所(CENRO)が窓口となっており、許認可データはオンライン管理されている。
- 国産材に関しては、伐採の行われた場所や許可の種類が明らかな書類が輸出段階まで添付されるので、合法性確認は比較的容易と考えられる
- 基本的に天然木は伐採が禁止されているため、フィリピン国産天然木については適切な許可が取得されているか十分な確認が必要
- 第三国からの輸入材については、伐採時の合法性情報などは要求されない。別途確認が必要



1. 林業セクターの概要

- 森林法(1941年)によれば、私有権が与えられている土地以外の全ての土地は国有林地(Forest)で、森林法が適用される。現在2300万 ha(国土の45%)。
- 国有林地のうち1180万 ha(国有保存林1012万 ha + 保存林外168万 ha)は天然資源環境省王立森林局が管理責任を持つ
- 国立公園(632万 ha)、野生動物保護区(373万 ha)などは天然資源環境省国立公園・野生動物・植物保護局が管理責任を持つ
- 国有林地外(=私有地)では住民によるユーカリ、ゴムノキ栽培が行われており、現在のタイの主要な木材供給源となっている。

- 戦前からチーク、紫檀(rosewood)などの生産が盛んであった
 - 商業伐採や農地造成の結果、森林被覆率は50%(1960年代)→25%未満(1980年代半ば)
 - 1989年:南部で森林の荒廃による洪水→天然林伐採完全停止
 - 1980年代以降:紙パルプ産業が成長。当初国有林地内に自社プランテーションを造成しようとしたが、地域住民との紛争が相次ぐ→住民の契約ユーカリ植林による原料調達に転換
 - 木製家具産業は1990年代に大きく再編、ほぼ完全にゴム材に依存
 - パーティクルボード、MDF等の製造もゴム材に依存
- 2015年現在の森林被覆は1640万 ha(森林被覆率32%)。うちユーカリやゴムなどのプランテーションは399万 ha



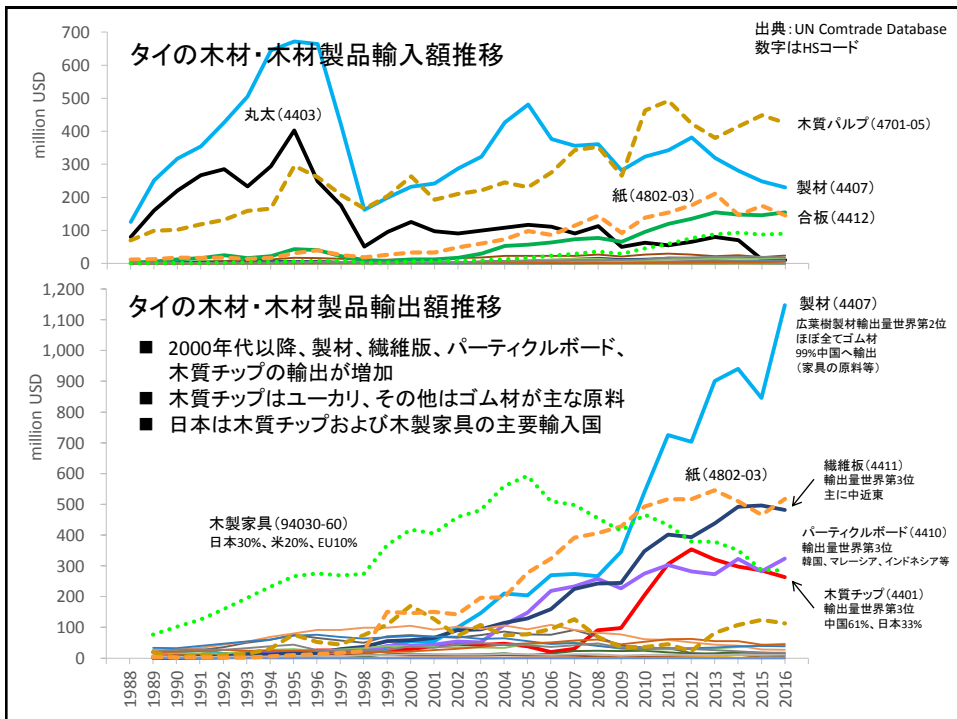
2. 木材・木材製品生産・貿易の概要

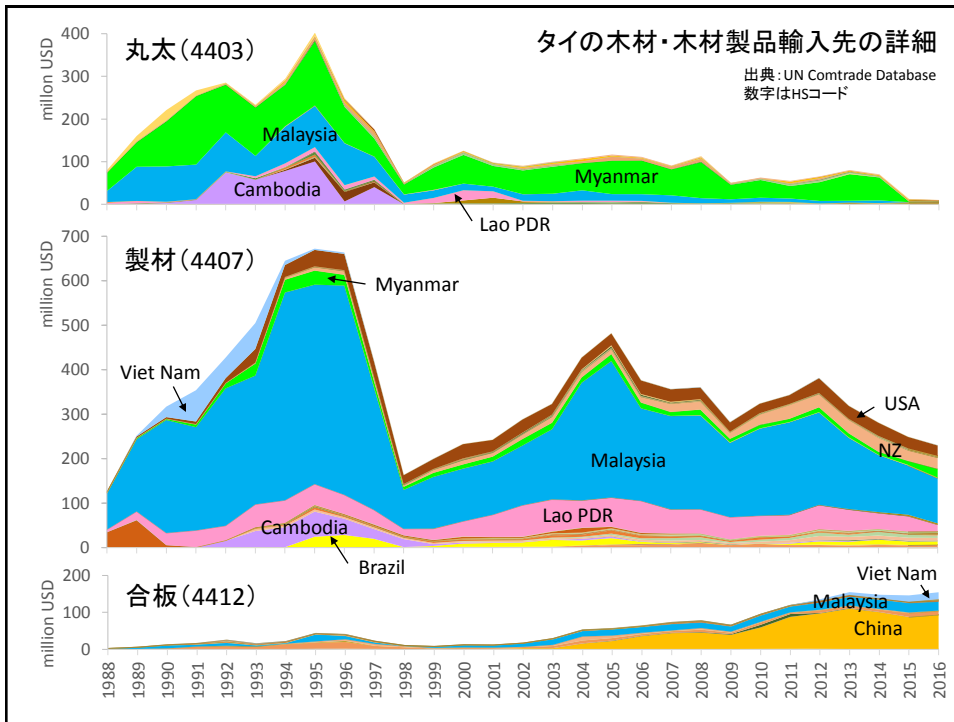
- 現在のタイで生産されている主な木材は、私有地で栽培されているゴムの廃材、ユーカリ
- 90年代は木材輸入量が多かったが、近年は国内での木材生産量(主にゴム、ユーカリ)が輸入量を大きく上回る

2015年木材・木材製品生産量、消費量、輸出入量

製品(単位)	国内生産量	輸入量	国内消費量	輸出量
産業用丸太(1,000 m3)	14,600	184	14,771	13
製材(1,000 m3)	2,850	684	1,234	2,301
木質パネル(1,000 m3)	5,400	184	1,451	4,113
木質パルプ(1,000 ton)	927	631	1,386	172
紙及び板紙(1,000 ton)	4,829	1,002	4,953	879
木炭(1,000 ton)	1,449	127	1,538	37
木質チップ(1,000 ton)		52		43,984

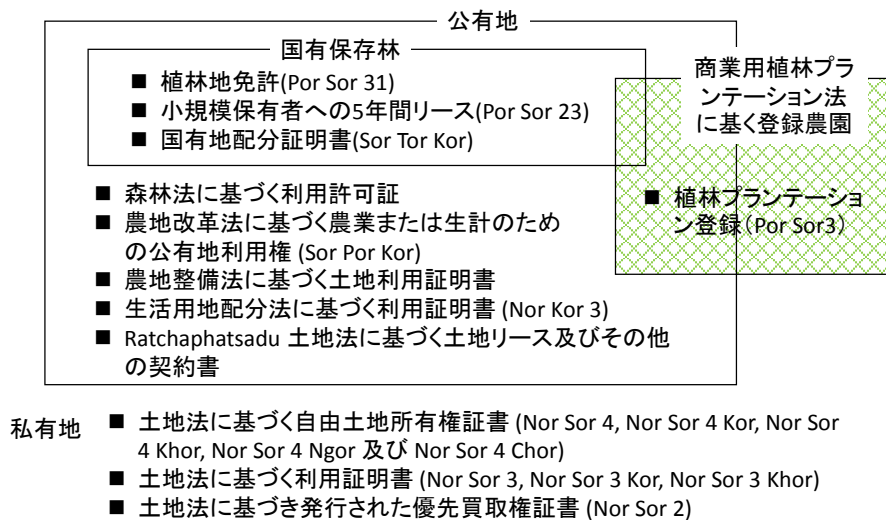
(FAO 2018)





3. 森林資源の収穫に関する法律

- 公有地の中には多くの住民が住んでいる(2000-2500万人)
- 様々な土地利用権・所有権が存在する(4分類12種類を示す)



3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	国有保存林内における植林、伐採、移動許可
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植林地免許 (Por Sor 31) : 最長30年間リース ■ 小規模保有者への5年間リース権 (Por Sor 23) ■ 国有地配分証明書 (Sor Tor Kor) : 5年間リース これらの権利は譲渡・売却できない
森林管理のための要件	年次管理計画、年次管理報告 (Por Sor 32) の王立森林局への提出義務 (Por Sor 31保有者のみが必要)
伐採許可	全ての樹種の木材に関し、王立森林局から伐採許可証 (Por Sor 2) を取得 ← 樹種、サイズなどの申請が必要
丸太輸送許可	王立森林局から移動許可証／輸送証明書を取得

3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	国有保存林外の公有地における植林、伐採、移動許可
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林法に基づく利用許可証 ■ 農地改革法に基づく農業または生計のための公有地利用権 (Sor Por Kor) ■ 農地整備法に基づく土地利用証明書 ■ 生活用地配分法に基づく利用証明書 (Nor Kor 3利用証書および Kor Sor Nor 5共同組合地利用証書) ■ Ratchaphatsadu土地法に基づく土地リース及びその他の契約書 これらの権利は譲渡・売却できない
森林管理	なし
伐採許可	①制限樹種(カテゴリーA 158種、カテゴリーB 13種): 森林局の許可が必要 ②非制限樹種(ゴムノキ、ユーカリなど): 不要
丸太輸送許可	①制限樹種: 輸送前に王立森林局から移動許可証／輸送証明書を取得 ②非制限樹種: 輸送中に王立森林局チェックポイントで取得

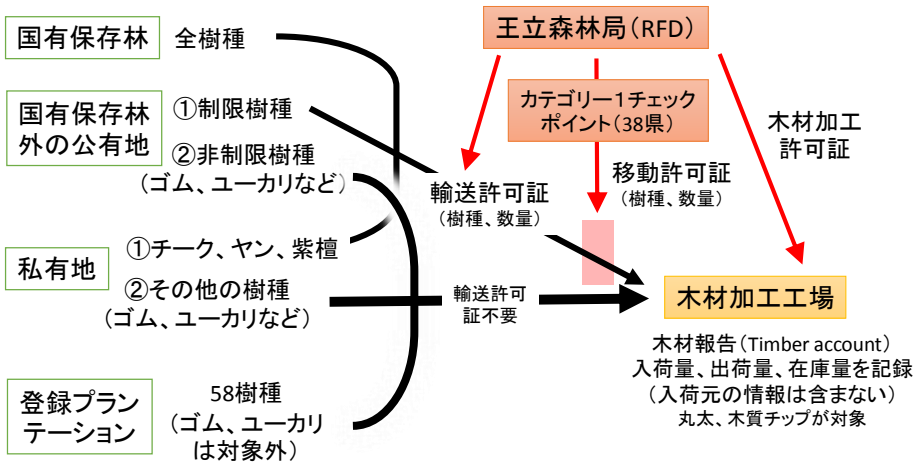
3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	私有地
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地法にもとづく自由土地所有権証書 (Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Ngor 及び Nor Sor 4 Chor) ■ 土地法に基づく利用証明書 (Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor) ■ 土地法に基づき発行された優先買取権証書 (Nor Sor 2)
森林管理	なし
伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ① チーク、ヤン、紫檀： 王立森林局から伐採許可取得 ② チーク、ヤン、紫檀以外 (ゴム、ユーカリなど)： 不要
丸太輸送許可	<ul style="list-style-type: none"> ① チーク、ヤン、紫檀： 王立森林局から輸送許可証取得 ② チーク、ヤン、紫檀以外： 不要

3. 森林資源の収穫に関する法律

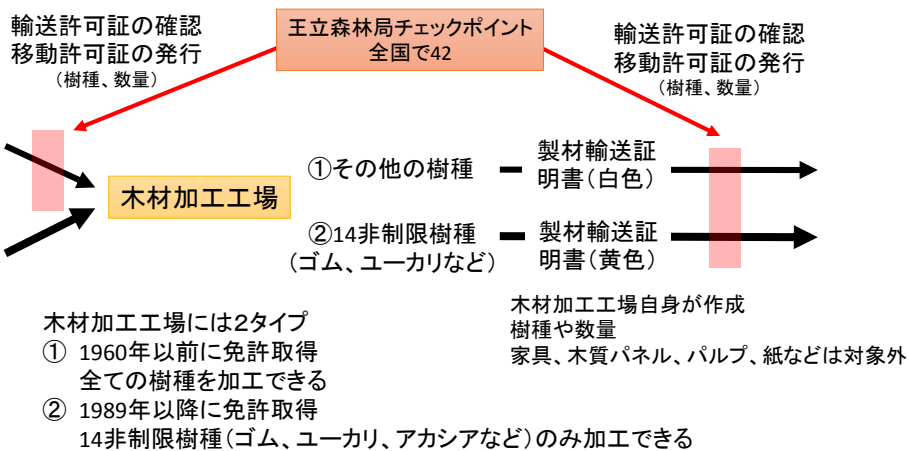
種類	商業用植林プランテーション法に基づく登録プランテーション ※58樹種(タイの在来種:チークと紫檀は含むが、ゴムやユーカリは含まない)の植林地が対象
土地保有権の種類	植林プランテーション登録 (Por Sor 3)
森林管理	
伐採許可	伐採証明書 / 伐採通知書 (Sor Por 13)
丸太輸送許可	<ul style="list-style-type: none"> • 輸送許可は必要ない • 植林プランテーション木材梱包リスト (Sor Por 15) の承認が必要 ← 樹種、サイズなどの申請が必要 • 材にスタンプを押すための印鑑登録 (Sor Por 8)、印鑑証明書 (Sor Por 9) が必要

4. 木材加工・輸送のために必要な手続き



木材生産量の多くを占める私有地からのゴム、ユーカリは、伐採許可、輸送許可の取得が免除されている
 →伐採地までの特定が困難。

4. 木材加工・輸送のために必要な手続き



製材輸送証明は全ての樹種を含み、木材加工工場までは特定可能

輸出の際に法的に義務付けられている書類

書類名	説明	発行機関
輸出許可証	あらゆる樹種の丸太、製材、木炭の輸出に必要	対外貿易局
輸出許可証	木材製品の輸出を認可する	王立森林局
私有地からの木炭証明書	私有地で生産された木炭の輸出の認可	王立森林局
制限木材製品証明書	制限樹種から作られた家具や木材製品に対して発行される	王立森林局
売上請求書	輸出製品及び合意額の詳細	輸出者
船荷証券	出荷のための貨物の受領確認	配達業者または貨物取扱業者(あるいはその代理人)
梱包リスト	出荷される各クレート、箱、コンテナの内容物の詳細説明	輸出者あるいは代理人
植物検疫証明書	製品が無病及び/または植物検疫処置をうけたことの証明	DOA、農業・協同組合省
ワシントン条約／保全樹種輸出許可証認証(該当する場合)	必要に応じて、ワシントン条約にリストされた樹木種及び派生物の輸出を促進する	DOA(ワシントン条約にリストされた木材樹種に関して王立森林局と協議して)
輸出申告書(税関書式 101 または101/1)	輸出品目及び製品の詳細申告	輸出者により税関に提出
原産地証明(輸入国から要求あるいは輸出者から請求された場合)	輸出品の原産国を確認	対外貿易局

6. その他

- FSC FM認証: 19 (84,216 ha)
森林産業機構のチーク林、小農栽培のゴム(グループ)、ユーカリの認証取得が進められている。
- 国レベルの認証(PEFCメンバー): 国の基準のドラフトはできている。早ければ2019年から実施
- タイでは特に住民が私有地で植林したゴム、ユーカリの生産・輸送に関しての規制や情報がほとんど存在しない。トレーサビリティを確保するための自主的な制度が構築されつつある。
例: E-Tree online database, 自己宣言アプローチ(Tree Bankプログラムを介したものなど)
- 2013年より、EUとのVPA交渉、技術支援を受けている
タイ政府は現在、紫檀など高価値樹種の植林を推奨しているが、天然林からの違法伐採材が混合されないためには第三者合法性証明システム(TLAS)の確立が必要との意見もある

リスク情報(新聞報道、聞き取り調査結果による)

- 紫檀・沈香、チーク
 - ・ 違法に伐採され、海外のマーケットへ密輸出
 - ・ タイ国内で違法伐採されたチークが密輸出され、タイに輸入されて「合法材」となる事例も存在(現在は減少)
- ゴム
 - ・ 国立公園などの中に違法にゴム農園が造成される事例
 - ・ 本来は違法な、利用権の譲渡・売却された公有地内での植林の事例
- タイ政府は違法植林、伐採の取締りに積極的
 - ・ シャムローズウッド違法伐採及び取引防止地域協議会を何度も主催。周辺国とも連携して取り締まり強化
 - ・ 2017年には2,279件の違法開墾、3,014件の違法伐採・加工を摘発

まとめ

- タイの主な木材生産は私有地からのゴム、ユーカリ材であるが、これらは伐採許可、輸送許可が免除されており、伐採地まで遡ることができない。

※必要とする場合は王立森林局に特別の申請、または森林認証などを活用

- 製材の出所は製材輸送許可証によって木材加工工場までは遡ることが可能である。木製家具や木質パネルは対象外
- チークや紫檀などは伐採許可、輸送許可に厳密な手続き
- 第三国からの輸入材については、伐採時の合法性情報などは要求されない。別途確認が必要



「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

エクアドル

藤崎泰治
国際熱帯木材機関 (ITTO)

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)



アウトライン

1. エクアドルの概況
2. 木材の伐採
3. 木材の加工・輸送
4. 木材の輸出
5. リスク関連情報
6. まとめ

1. エクアドルの概況

1-1) 森林資源

- 森林被覆率: 50.5%
- 天然林: 12.5百万 (99.4%) ; 植林地: 14.5万ha (1.6%)
- 国家森林プランテーション・インセンティブプログラムによる人工林の増加
- 森林所有権: 公有 (38.8%) ; 私有 (5.9%) ; 不明 (55.3%)
- 森林減少率: 0.6% (1990~2015年)

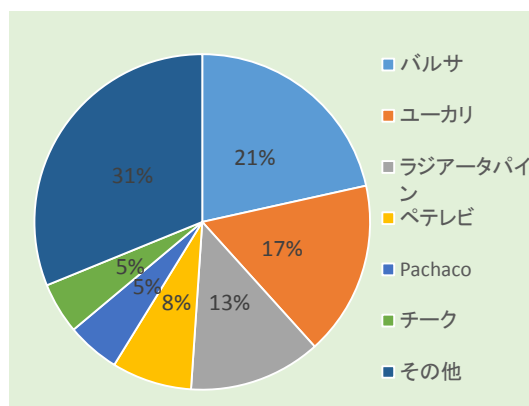


エクアドルの森林植生分布 (STCP, 2018)

3

1-2) 林業セクター概要

- 主要な商業用樹種: バルサ、ユーカリ、マツ等
- バルサ: 国際市場の90%を供給
- ベニヤ・木質ボード生産、バルサ材加工、木質チップとパレット生産 (パルプと紙生産能力は低い)
- 木材製品輸入 > 輸出: パルプと紙の輸入 (総額の85.8%)
- アマゾン地域からの木材は国内市場 (約120樹種が取引)



樹種毎の伐採量の内訳 (STCP 2018)

4

1-3) 主要な商業用樹種・伐採量・目的



エクアドルの主要な商業用樹種、伐採量と目的（2017年）

樹種	俗名	伐採量 (m³)	主な用途/目的
<i>Ochroma pyramidale</i>	バルサ	794,359.45	輸出
<i>Eucalyptus globulus</i>	ユーカリ	619,243.35	輸出（木材チップ）、燃材、建設用
<i>Pine radiata</i>	ラジアータマツ	470,493.80	合板、家具、建設用
<i>Cordia alliodora</i>	Laurel	284,644.57	OSB, 木材パレット、家具
<i>Schizolobium parahybum</i>	Pachaco	188,986.82	建設用、木材パレット
<i>Tectona grandis</i>	チーク	181,915.43	輸出
<i>Pollalesta discolor</i>	Pigue	132,948.35	木箱、木材パレット、建設用
<i>Brosimum utile</i>	Sande	66,247.84	合板
<i>Trichospermum spp</i>	Pichango	61,772.54	建設用
<i>Brosimum sp.</i>	Lechero	43,908.35	建設用、合板
-	Other species	844,659.69	-
合計		3,689,180.19	

生産量は、本事業で収集した情報に基づき推定

- エクアドルの林業生産に関する一貫性のあるデータは存在しない

5

1-4) 森林認証



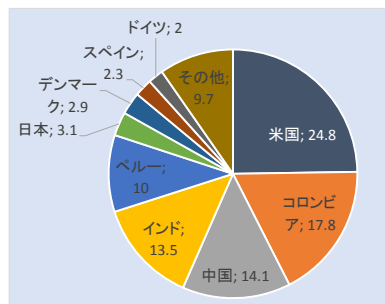
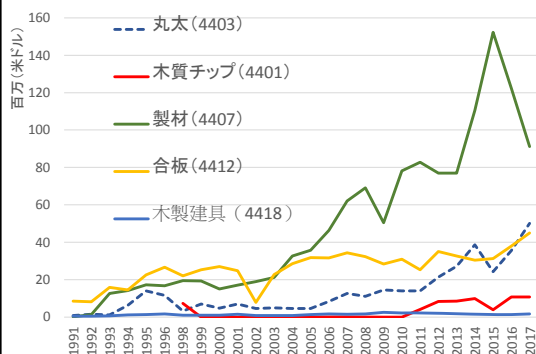
- FSC-FM認証面積(57,000ha) :すべて植林地で、認証を受けた天然林管理はない
- 植林地面積の39%がFSC-FM認証を受ける(4事業者)
- FSC-管理木材:バルサとユーカリ

エクアドルの森林認証面積(2018年)

認証の種類	認証数	認証面積 (ha)
FSC -FM	4	57,466.09
FSC -CW	2	-
FSC-CoC	17	-

6

1-5) 木材・木材製品輸出の概況 (製品、輸出国別)



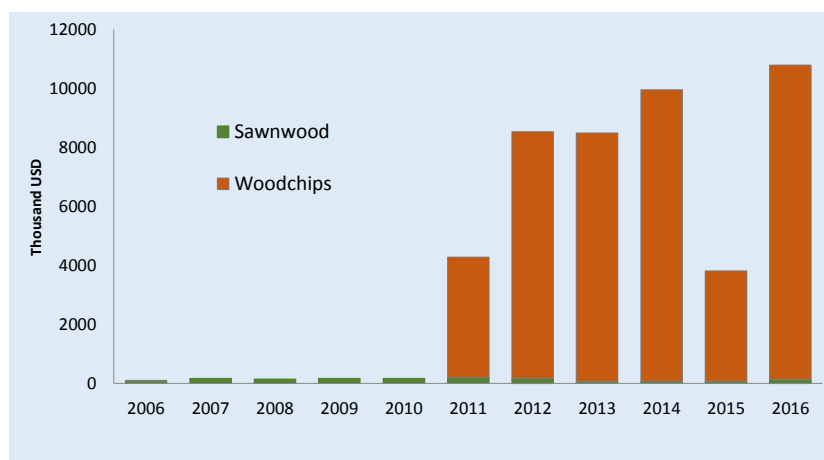
エクアドルの2017年の木材製品輸出相手国(金額ベース) HSコード44品目
出典: ITC (2018)

エクアドルの木材製品輸出状況(米ドル)
出典: UN Comtrade Database

- ・ 製材(バルサ、パナック、インブイヤ): 中国、米国、デンマーク、ドイツへ輸出
- ・ ベニヤ: 米国、コロンビア、メキシコへ輸出
- ・ 丸太(チーク): インド、中国、バングラデシュへ輸出(ただし2017年から原木輸出が禁止)
- ・ 木質チップ(ユーカリ): 日本へ輸出

7

1-5) 木材・木材製品輸出の概況(対日本)



出典: Trademap (2018) に基づく

8

2. 木材の伐採-輸送

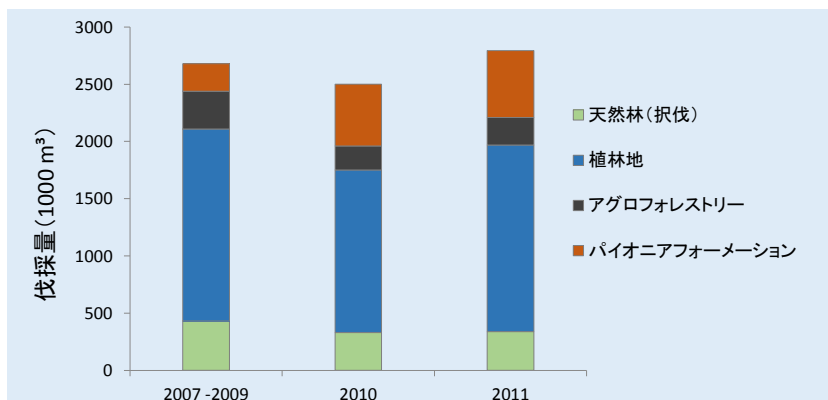


2-1) 合法的な木材の供給源と関係政府機関

- 木材供給源
 - 植林地(私有地)
 - 天然林(私有地): 持続的森林管理(択伐)、簡易森林管理計画(択伐)、土地利用転換(皆伐)
 - その他: パイオニア・フォーメーション(自然倒木、インフラ開発)、アグロフォレストリー
- 関係政府機関
 - 農水産省: 植林地とアグロフォレストリーの伐採・輸送許可
 - 森林局(環境省): 天然林の伐採・輸送許可
 - GAD (Gobierno Autónomo Descentralizado): 県レベルの森林管理・保全計画の策定・実施・モニタリング

9

2-2) 木材供給源毎の伐採量



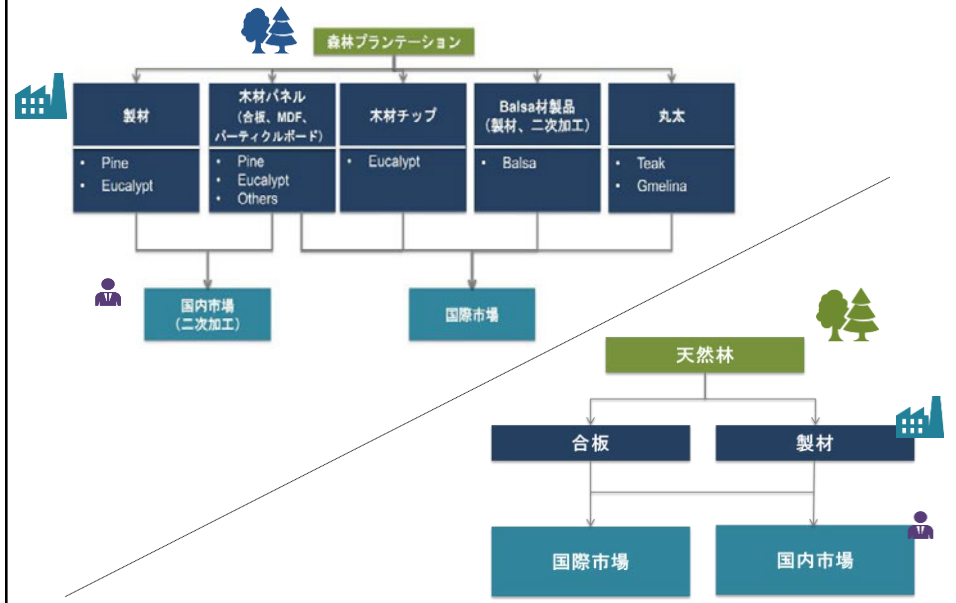
木材供給源毎の生産量(2007年~2011年)

出典: Palacios and Malessa (2013)

- 土地利用転換からの木材量は統計情報なし
植林地: 産業用木材の総供給量の約50%を占める

10

2-3) エクアドル木材の生産と市場



2-4) 植林地の伐採



プロセス

内容

- ① **植林地登録**
 - ・ 植林地の登録は義務ではないが、伐採許可、植林補助金申請に必要
 - ・ 植林地の登録には、土地所有や納税者番号(RUC)等の書類が必要
- ② **森林インベントリと伐採計画**
 - ・ 農水産省のガイドラインに基づく
 - ・ 事業者はインベントリに基づいて、年間伐採計画を作成
- ③ **農水産省専門家による検査**
 - ・ 現地検査: 管理計画とインベントリーの検査
- ④ **伐採許可の発行**
 - ・ 専門家の報告に基づき農水省は伐採許可(最長1年間)を発行



CERTIFICADO



Revisada la base de datos del Ministerio Nacional de Actividades Forestales, se permite **CERTIFICAR** que el Sotero [redacted] encuentra registrado en las siguientes actividades:

Actividad: **EJECUTOR** [redacted] fecha de registro 2014-01-05 cuya referencia de ubicación es OUREQUID 1401 LOS RIOS, provincia de GUAYAS, Cantón GUAYASQUE, Parroquia TASCURI

Actividad: **PRODUCTOR (PROPIETARIO DE LA PLANTACION)** - Código de registro: 8681, Superficie: 137,99 Hectáreas - Fecha de registro 2012-05-18 cuya referencia de ubicación es MONSERATE/CM 144 VÍA BALZAR EL EMPALME, provincia de GUAYAS, Cantón BALZAR, Parroquia BALZAR

Actividad: **PRODUCTOR (PROPIETARIO DE LA PLANTACION)** - Código de registro: 49339, Superficie: 73,00 Hectáreas - Fecha de registro 2016-05-05 cuya referencia de ubicación es SAN, provincia de GUAYAS, Cantón BALZAR, Parroquia BALZAR

[redacted]
Responsable de Aprovechamiento Forestal Comercial

MAG - Guayas, 19 Octubre 2018



LICENCIA DE APROVECHAMIENTO FORESTAL
CÓDIGO DE LA LICENCIA: 0855728561
TIPO DE LICENCIA: LICENCIA TOTAL



Este Licencia de Aprovechamiento Forestal es para el aprovechamiento de la **RAMA DE CORTA EN PLANTACIONES FORESTALES COMERCIALES**, No. **PAFP13181613M03**, otorgada por esta Oficina Técnica ubicada al aproximadamente de 5523.27 hectáreas, en el predio ubicado en el sitio **LOS POTREROS**, parroquia BALZAR, cantón BALZAR provincia GUAYAS

VOLUMEN DE MADERA A SER APROVECHADO:

NOMBRE COMEN	VOLUMEN A APROVECHARSE POR ESPECIE
TECA (Tectona grandis)	5020.27
TOTAL	5020.27

A más de lo expuesto, el beneficiario se compromete a:

- Cumplir con todo lo estipulado en la codificación de la Ley Forestal y normas vinculadas con el aprovechamiento de Plantaciones Forestales con Fines Comerciales.
- Cumplir estrictamente el programa aprobado.
- Subscribir a las inspecciones periódicas por parte del Ministerio de Agricultura, Ganadería, Acuicultura y Pesca y / o sus delegados, con el fin de verificar el cumplimiento del programa aprobado.

La presente licencia tiene un plazo de duración de 300 días desde la fecha de su expedición y se la otorga a todo riesgo del interesado, dejando a salvo derechos de terceros.

MAGAP - Guayas, a 2018-01-05 13:38:22


[Signature]
JOSE RAUJ RAMOS GARCIA
RESPONSABLE DE APROVECHAMIENTO FORESTAL COMERCIAL

植林地登録証
登録番号、植林地所有者、植林地面積、位置情報等が含まれる

伐採許可証(植林地)
伐採プログラム番号、伐採区画面積、樹種と許可された伐採量、有効期限等

13

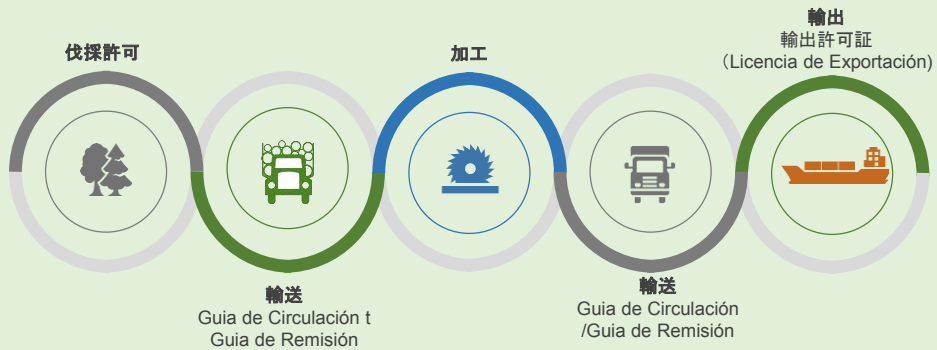
2-5) 天然林の伐採



プロセス	内容
<p>① 統合的森林管理計画 (Integral Management Plan) の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な森林管理計画 (PAFSUs) : 択伐、中～大規模、有効期間(2年) ● 簡単管理計画 (PAFSI) : 択伐、小規模(1区画)、有効期間(5年) ● 土地利用転換 (ZCL) : 皆伐、天然林(総面積の30%以下)、1年間有効
<p>森林インベントリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業用樹木はすべて直径と樹高を計測し、位置情報を記録(ZCLは樹種と量のみ)
<p>② 森林監督官による検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理計画の現地検査: 計画とインベントリ検査 ● 検査強度: PAFSUsとPAFSIは区域の25%、ZCLは区域の100%
<p>③ 伐採許可の発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家の報告に基づき環境省は伐採許可(最長1年間)を発行


14

3. 木材の輸送・加工・輸出までの流れ




- すべての事業者は森林管理システム（SAF）に登録（植林地の場合はSPF）
- 輸送許可（Guía de Circulación）：伐採許可に基づき、環境省（天然林）または農水省（植林地）がオンライン発行（72時間有効）
- インボイス（Guía de Remisión）：すべての木材製品の輸送に必要な
- 加工場の登録：木材製品の加工、販売、保管を行う施設はすべて環境省に登録が必要
- 加工業者の報告：環境省への収支情報の報告義務（年2回）
- 輸出許可証：木材製品の輸出には環境省（天然林由来製品）または農水省（植林地由来）がオンライン発行

15






輸送許可証 (Guía de Circulación) :

- 商品所有者と事業者の情報
- 伐採プログラム番号
- 商品購入者の情報
- 輸送手段の情報
- 製品名、樹種、伐採量、輸送量
- 伐採許可番号
- 伐採許可タイプ




インボイス (Guía de Remisión)

- 事業者名と住所、製品の量と説明
- 輸送先の情報等

木材のチェックポイント

- 全国に5箇所(固定)と移動式検閲所
- すべての木材輸送はチェックされ輸送許可証にサイン



木材のチェックポイント
© Rodrigues L (2014)

16

4. 輸出に関する法制度



- 国税庁 (IRS) に登録し、企業納税者番号 (RUC) を取得
- エクアドル中央銀行による証明書発行
- ECUAPASSシステムで輸出業者として登録、輸出税関申告 (DAE) の取得


17


木材製品の輸出に必要な文書



必要書類	内容	発行機関
インボイス	購入処理を示す商業文書	輸出者
輸出許可 (Licencia de Exportación)	伐採許可に示された原産地、製品の種類、サイズ数量を記載	農水省 (植林地) または環境省 (天然林)
梱包リスト		輸出者
原産地証明	輸出先の税関の要件を満たすため	貿易省
植物検疫証明書		動植物衛生管理局
船荷証券 (BL / CRT / AWB / TIF)		輸送 / 海運業者
(必要に応じて) 燻蒸証明書		登録している民間企業
CITES輸出許可証	取引業者がワシントン条約附属書掲載の木材種を輸出する際に必要	CITES管理当局 (環境省国家生物多様性局)


18






輸出許可証

- 製品所有者と事業者情報
- 伐採プログラム番号
- 港、輸送手段情報
- 製品情報(製品タイプ、樹種、量)




検疫証明書



CITES許可証

19

5. リスク関連情報



<不明瞭な土地所有権>

- 約60%の土地が適切な土地所有権の登録を行っていない(USAID 2012)
- 先住民と入植者は、エクアドル・アマゾン地域の森林面積60%(630万ha)を慣習的に所有(Oxfam, 2007)。

<森林管理計画・インベントリ>

- 55件の違反(2004~2010年): 森林管理計画・インベントリに関する虚偽情報(樹種名、材積)や輸送許可の売買等(エクアドル環境省, 2010)
- 木材ロンダリング (Mejia and Pacheco, 2013)
- 小規模伐採業者とインフォーマルな林業セクター (NEPCon, 2017)
- 現場検査の課題
- 短期的な森林管理計画
- 土地利用転換(農地や放牧地)と開発プロジェクトに起因する高い森林減少率

20

6. まとめ



- エクアドルの木材製品輸出は増加傾向：日本への木材チップ
- アマゾン天然林由来の木材は国内マーケットが主流
- 伐採量に関する統計情報の不足：土地利用転換、小規模伐採業者、契約植林地農家
- 輸出許可証に示された伐採許可プログラム番号について確認が重要
- 米国の輸入業者はFSC認証を求める場合が多い
- エクアドルに関する関連情報
 - Timber Trade Portal: <http://www.timbertradeportal.com/countries/ecuador/>
 - NEPCon: <https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-ecuador>



「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

ブラジル

藤崎泰治
国際熱帯木材機関 (ITTO)

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)



アウトライン

1. ブラジルの概況
2. 木材の伐採と搬送に関する法制度
3. 木材の輸出に関する法制度
4. リスク関連情報
5. まとめ



C社植林地 (2018年10月1日)

1. ブラジルの概況



1-1) 森林資源

- 国土面積: 851万ha(世界第5位)
- 世界2位の森林面積: 天然林(485.8百万ha); 植林地(7.7百万ha)
- 植林面積: 72%(ユーカリ); 20%(松)
- 土地所有: 公有地(61.8%); 私有地(20.6%); 不明(17.6%)



ブラジルの森林植生分布 (STCP 2018)

1-2) 林業セクター



- GDPの1.1%(2011年)
- 森林行政: 環境省(MMA); 環境・再生可能天然資源院(IBAMA); ブラジル森林局(SFB); 州環境局(SEMA)
- 植林地(全森林面積の1.5%)からの伐採量は天然林伐採量の約5倍(2016年)
- 木材(天然林)のほとんどは私有林から生産: マト Grosso 州とパラ州(約70%を占める)
- 禁止: 天然林丸太の輸出; ブラジルナツノキ (*Bertholletia excels*) およびゴムノキ (*Hevea spp.*) の(天然林)伐採



1-2) 林業セクター: 主要な商業用樹種

天然林樹種		植林樹種	
一般的な商業用樹種: <ul style="list-style-type: none"> Maçaranduba (<i>Manikara huberi</i>); Angelim (<i>Dinizia excelsa.</i>); Cupiúba (<i>Goupia coubaril.</i>); Jatobá (<i>Hymenea coubaril.</i>); Cedrinho (<i>Erisma uncinatum.</i>); Amapá (<i>Brosimum utile.</i>); Cumarú (<i>Dipteryx odorata.</i>); Faveira (<i>Parkia spp.</i>); Garapa (<i>Apuleia leiocarpa.</i>). 	高級樹種: <ul style="list-style-type: none"> Yellow Ipe (<i>Handroanthus serratifolia.</i>); Pink Ipe (<i>Handroanthus impetiginosus.</i>); Red cedar (<i>Cedrela odorata.</i>); - CITES Appendix III. Mahogany (<i>Swietenia macrophylla.</i>); CITES Appendix II. 	一般的な商業用樹種: <ul style="list-style-type: none"> Pine trees (<i>Pine spp.</i>); Eucalyptus (<i>Eucalyptus spp.</i>). 	その他樹種: <ul style="list-style-type: none"> Acacia (<i>Acacia spp.</i>); Teak (<i>Tectona spp.</i>); Parica (<i>Schizolobium amazonicum.</i>); Rubber wood (<i>Hevea brasiliensis.</i>).



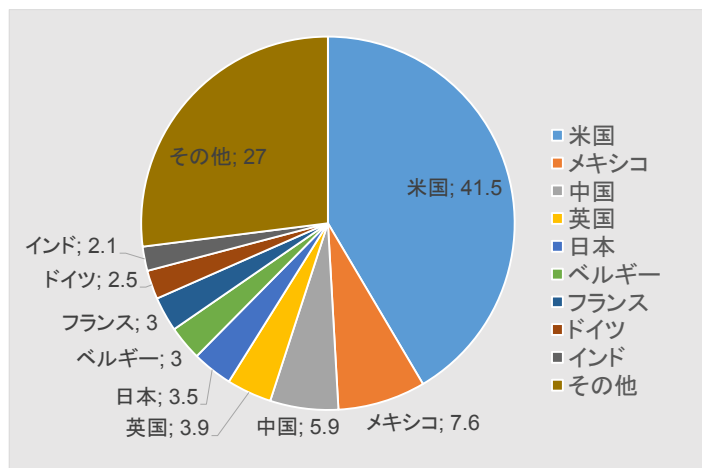
1-3) 森林認証

- FSC-FM認証: 天然林 (120万ha); 人工林 (480万ha)
- 人工林の約61%がFSC-FM認証を取得
- CERFLOR (ブラジルの森林認証プログラム): PEFCの承認
- FSC と PEFCの ダブル認証: 250万 ha (2016年)

ブラジルの森林認証面積 (2018年)

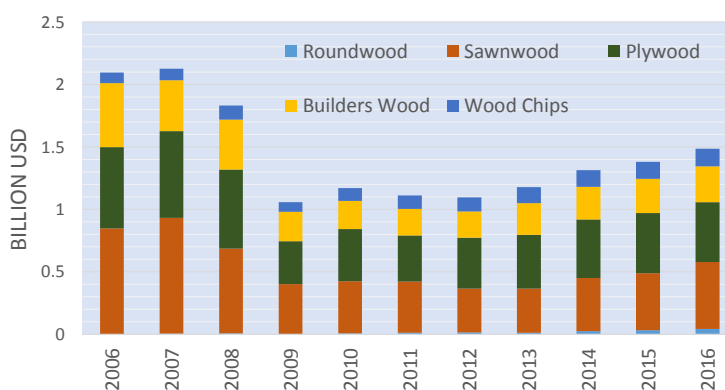
認証タイプ	認証面積 (ha)	認証数	CoC認証数
FSC (2018年)	6.601.911	1,126	1016
CERFLOR/PEFC (2017年)	3.072.628	48	50

1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (輸出相手国)



ブラジルの2017年の木材製品輸出相手国(金額ベース): HSコード44品目
出典: ITC (2018)

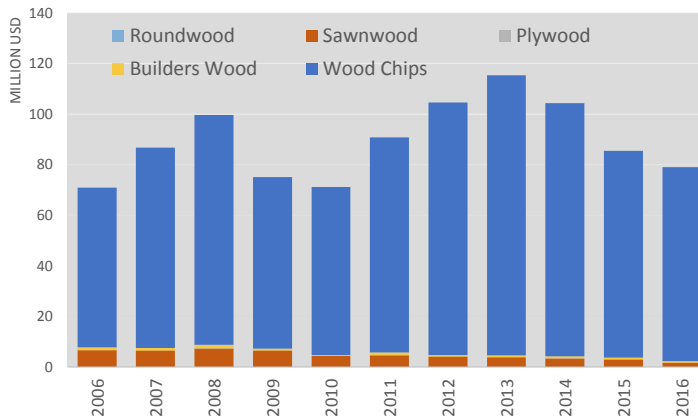
1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (製品タイプ別の推移)



ブラジルの木材製品輸出動向
出典: Trademap (2018)に基づく

- 製材、合板、床材等の輸出: 米国、メキシコ、中国、EU
- 木材パルプ、チップ輸出: EU、日本

1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (日本向け輸出)



ブラジルの日本への輸出動向
出典: Trademap (2018)に基づく

- 日本への輸出状況: 木材チップ(ユーカリ)

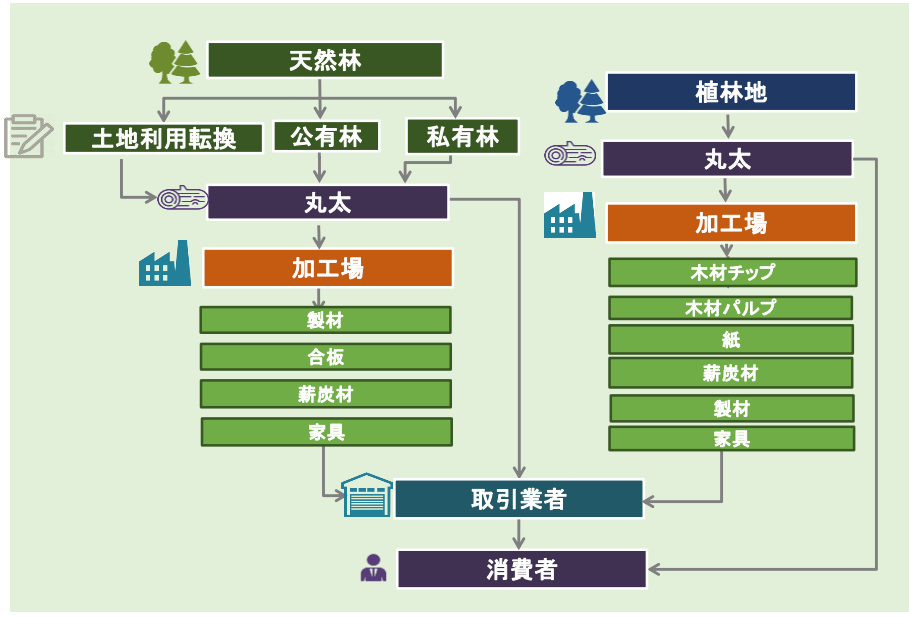
2. 木材の伐採-輸送



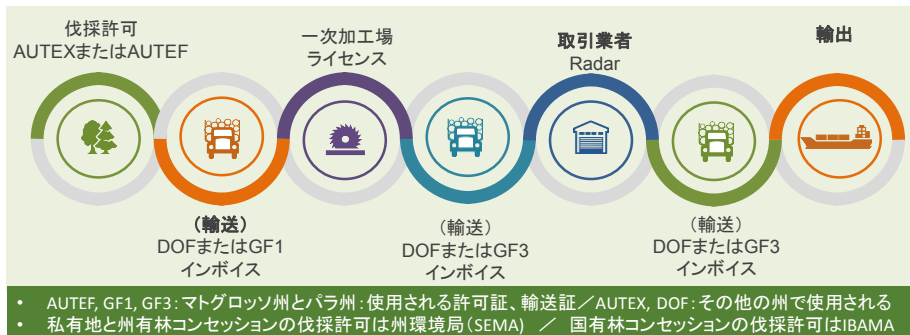
2-1) 合法的な木材の供給源

- 植林(私有地): 天然林伐採量の5倍
- 天然林持続的森林管理: 択伐(私有地)
- 天然林コンセッション: 択伐(公有地)
- 土地利用転換: 皆伐 天然林木材供給の約6-7%
- 輸入(丸太、製材等): ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン等: 国内生産量の0.01%(丸太)、0.15%(製材)

2-2) 主要な木材サプライチェーン

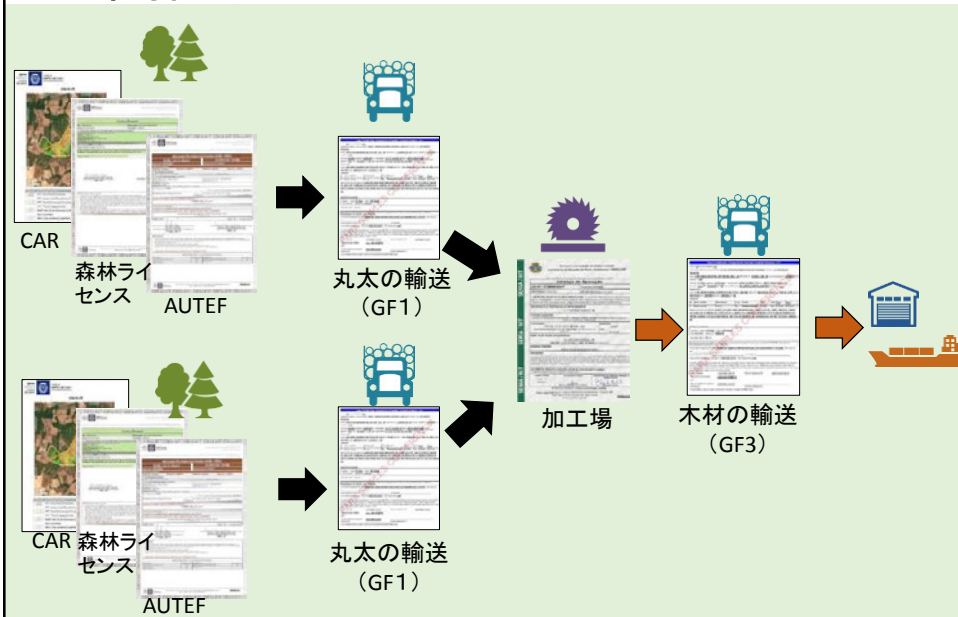


2.3) 天然林択伐(私有地・公有地)の伐採-輸送

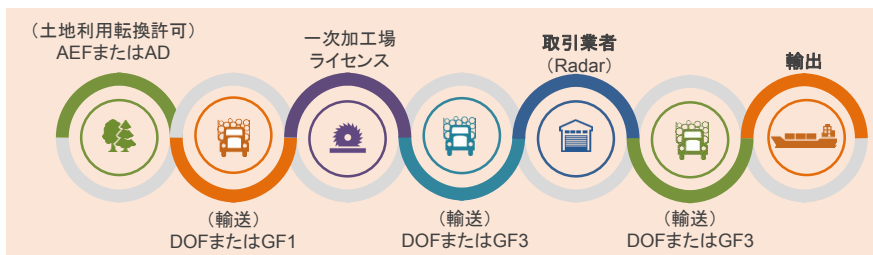


1. 土地所有権とCAR (Rural environmental registry) またはコンセッション契約
2. 森林ライセンス: 持続的森林管理計画 (SFMP)、年間オペレーション計画 (POA)
3. 伐採許可 (AUTEF または AUTEF)
4. 丸太の輸送: DOF または GF1
5. 製材所ライセンス: 事前許可、設立許可、運営許可
6. 一次加工木材製品 (製材、集成材、木材チップ等) の輸送: DOF または GF3

2.4) 例) マトグロッソ州の天然林択伐(私有地) 伐採～港まで



2-4) 土地利用転換(皆伐)由来の木材と輸送



- AEF: 土地利用転換のための皆伐: 農業開発等(州政府環境局の許可)
- ASV: 公共事業のための皆伐 (IBAMAの許可)

- AEF(土地利用転換許可)の多くはCerrado地域
- 輸送許可: 天然林択伐と同じプロセス
 - ✓ 丸太: DOFまたはGF1
 - ✓ 木材製品: DOFまたはGF3



@ CIPEM

2-5) 国家原産地証明オンラインシステム (National System for Forest Products Origin Control: SINAFLOR)の構築と実施



- 連邦政府によるオンライン統合管理システム
CAR—森林ライセンス—伐採—輸送—加工—取引
- 対象:天然林(私有地、コンセッション、土地利用転換)
- 丸太毎のバーコード管理
- 2017年から試験的に運用が開始
- 21/27州が運用準備を進める

2-6) 植林地の伐採-輸送

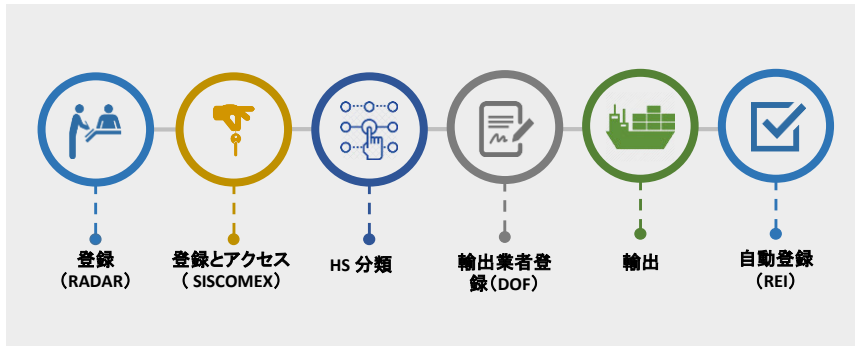


天然林伐採とは異なるルール

- 森林管理計画の承認は必要ない
- 新規植林の許認可: 必要 (エスピリット・サント州、ミナス・ジェライス州、リオ・グランデ・ド・スール州)
- 伐採: 商業用伐採届
- 丸太輸送: NTMとResumo Especial
- 契約農家も同じ手続き: 新規植林の許認可、伐採届、NTM、Resumo Especial



3. 輸出に関する法制度



- 貿易統合システム (SISCOMEX)によるオンライン管理
- 輸出・輸入業者としての登録 (RADAR)
- HSコードと輸送許可証 (DOF/GF3: 天然林)、CITES許可証
- リスクに応じた税関手続き: 天然林木材製品に対しては、文書と貨物検査を実施

天然林由来の木材製品の輸出に必要な文書

必要書類	内容	発行機関
インボイス	購入処理を示す商業文書	輸出者
輸送証 (DOFまたはGF3)	木材および製材品の内容と由来を明らかにする港まで輸送するために必要	IBAMAまたはSEMA
CITES輸出許可	取引業者がワシントン条約附属書掲載の木材種を輸出する際に必要	ワシントン条約管理当局 (IBAMA)
SISCOMEXの登録		SISCOMEX
検疫証明書 (CFO) および統合原産地衛生検疫証明書 (CFOC)	CFOは植物、植物製品、その他規制物品の委託が決められた輸入衛生要件を満たし、適切な証明書による証明に準拠していることを明らかにする	SEMA (許可を受けた業者が提出)
輸出品出荷申告書	輸出業者が港にて記入・提出する税関申告書	地域を管轄する税関事務所 (出荷申告書 (シスコメックス) が割り当てる番号を記載)
梱包リスト		輸出者
船荷証券 (Bill of Landing)	品物の出荷時に必要	船会社あるいは船会社代理店



4.リスク関連情報

<土地権>

- リーガル・アマゾン地域の3億ha(53%)は所有権が不明(農業国勢調査2006年)

<先住民の慣習的テリトリー>

- FUNAI(国家先住民基金):472の先住民テリトリーを認証(国土の13%)
<http://www.funai.gov.br/index.php/indios-no-brasil/terras-indigenas>
- グーグルマップやグーグルアースでテリトリーを確認できる。

<違法な森林減少:土地利用転換>

- 2013-2017年にかけて3.2百万haの森林が減少。その内、約70万ha(21%)が違法な森林減少(INPE and MCTI, 2018)
→違法に伐採された木材の存在



<森林伐採>

- 木材ロンダリング:森林管理計画、インベントリーの虚偽情報(樹種、量)(Yellow Ipe, Pink Ipe, Mahogany等の高級樹種)
- 労働法に違反した企業リスト(労働省):2018年に165社がリストに(内13社が伐採業者)
http://www.prt5.mpt.mp.br/images/Lista_Suja_2018.pdf

<政府機関による法執行とモニタリング>

- アマゾン地域での製材所の検査実施状況と法遵守の課題(SFB 2014)
- 森林管理のモニタリング能力:広大な森林面積と担当機関・州政府の制度・能力の違い:コンセッション(第三者検証)、私有地(州環境局による衛星を使ったモニタリングと現場検査)

5. まとめ



- 伐採－輸送－加工－販売までの情報のオンライン統合管理が図られる:**SINAFLORの運用状況の把握が重要**
- 州毎の把握が重要: 制度、実施・モニタリング能力は州によって異なる
- 天然林木材の輸出:**DOFまたはGF1を購入先が要求する事例**
- パルプ製品の輸出:**DCC(商業伐採証明)を購入先が要求する事例**

- ブラジルの関連情報
 - NEPcon: <https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-brazil>
 - BVRio Responsible Timber Exchange:
<https://www.bvrio.com/plataforma/plataforma/madeira.do?language=en-us>
 - UNEP-WCMC:
http://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Country_overview_Brazil_03_10_2018.pdf
http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm
 - Timber trade portable <http://www.timbertradeportal.com/countries/brazil/>



「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

ラオス

山ノ下麻木乃
公益財団法人地球環境戦略研究機関

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)

1 ラオスの概況

1-1ラオスの森林

- 森林国だが深刻な森林減少
 - 森林率：1940年代に70%
→2010年に58%
 - 森林モニタリングシステムが最近開発された



ラオスの森林面積変化 (GoL 2018, JICA支援)

	2000	2005	2010
森林面積 (1,000ha)	13,915	13,798	13,430
森林率	60.4 %	59.8 %	58.3 %

- 土地利用区分としての森林

- すべての天然林は国有
- 住民一人当たり3haの森林の利用を許可
- それ以上は貸与・コンセッションの申請必要
- 森林区分と村落エリア・コンセッションとの重複が問題

ラオスの森林土地利用区分の面積 (Flint 2018)

	面積 (1000 ha)	森林被 覆率	村落数	
保全林	3,878 (17%)	67%	340	伐採不可
保護林	7,482 (32%)	35%	1,896	水源林等
生産林	3,113 (14%)	45%	662	木材生産と住民の生計のため森林管理計画に基づき伐採される
森林以外	7,177 (31%)	27%	5,650	

- 植林地

- 民間企業に植林のための土地保有権をコンセッションとして付与
- 村落世帯の植林は主に慣習権のある土地・私有地

ラオスの植林地面積の推定 (コンサルタント作成)

	コンセッション 登録面積 (ha)	村落世帯 植林地 (ha)
ユーカリ	109,463	
アカシア	8,838	
ゴム	215,855	49,000
ゴムとその他生産 混合	17,200	
チーク	0	49,338
合計	351,356	98,448

- 認証林
 - FSC 認証林は3カ所
 - FSC認証木材加工事業者は2社
 - 国有生産林の認証面積を230,000 haに増やす計画あり（世界銀行支援）

ラオスのFSC認証林面積（FSC 2018）

所有者	樹種	面積 (ha)
農林業省生産林	天然林内のラタン	10,949
Stora Enso Lao	アカシア・ユーカリ・チーク	3,631
Burapha Agroforestry	ユーカリ・チーク	3,430

ラオスのFSC木材加工事業者（FSC 2018）

所有者	製品
Danlao Company	ラタン家具等
Burapha Agroforestry	粗木、無垢材、建築用材、家具等

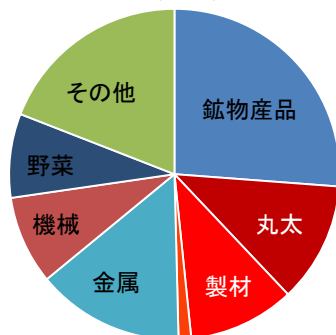
首相令第15号（2016）：
木材伐採管理と検査、木材輸送とビジネスの厳密性強化について

- 違法伐採と密輸対策
- 天然林の伐採禁止
 - 政府に許可された開発による転換のみ可能
- 天然林からの丸太・製材の輸出禁止
- ラオス国内で最終加工された製品のみ輸出可能
 - PMO Notification 2035/2017
 - 天然林木：合板、内装材、ペレット、炭等
 - 植林木：製材、ベニア、チップ、炭等

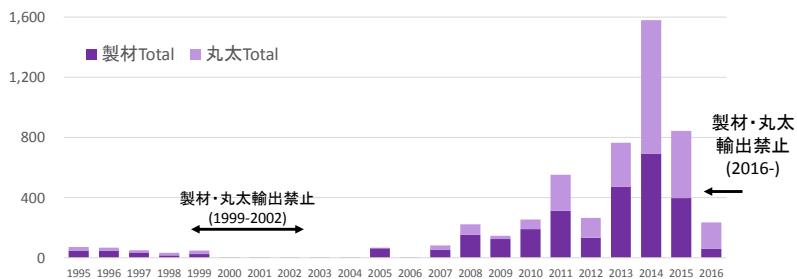
1-2 ラオスの木材製品生産と貿易

- 木材製品はラオスの主要な輸出産品
- ラオスの木材製品生産・貿易に関するデータの脆弱性が指摘されている
- 丸太・製材はラオスの主要な輸出産品だった

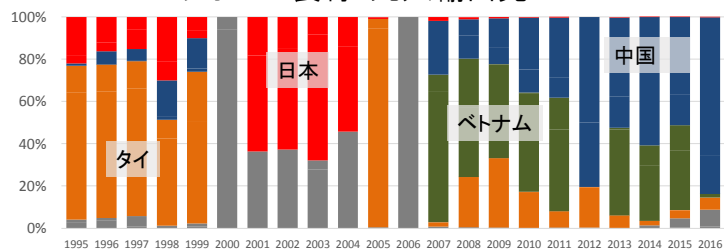
ラオスの輸出産品 (2015) 総額3.8億US\$



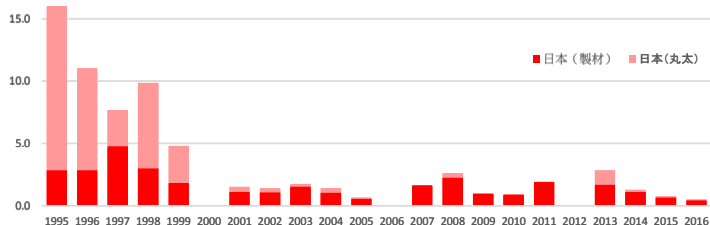
ラオスの製材・丸太輸出金額 (百万\$)



ラオスの製材・丸太輸出先

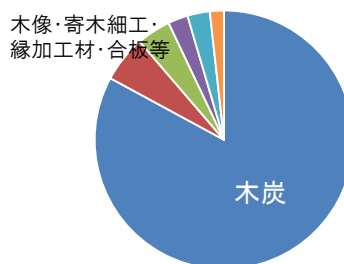


日本のラオスからの製材・丸太輸入金額（百万\$）



現在、ラオスから日本への
木材製品の輸出は少ない

日本のラオスからの木材製品輸入 (2015)
総額141万US\$



2 ラオスの森林関連の法令

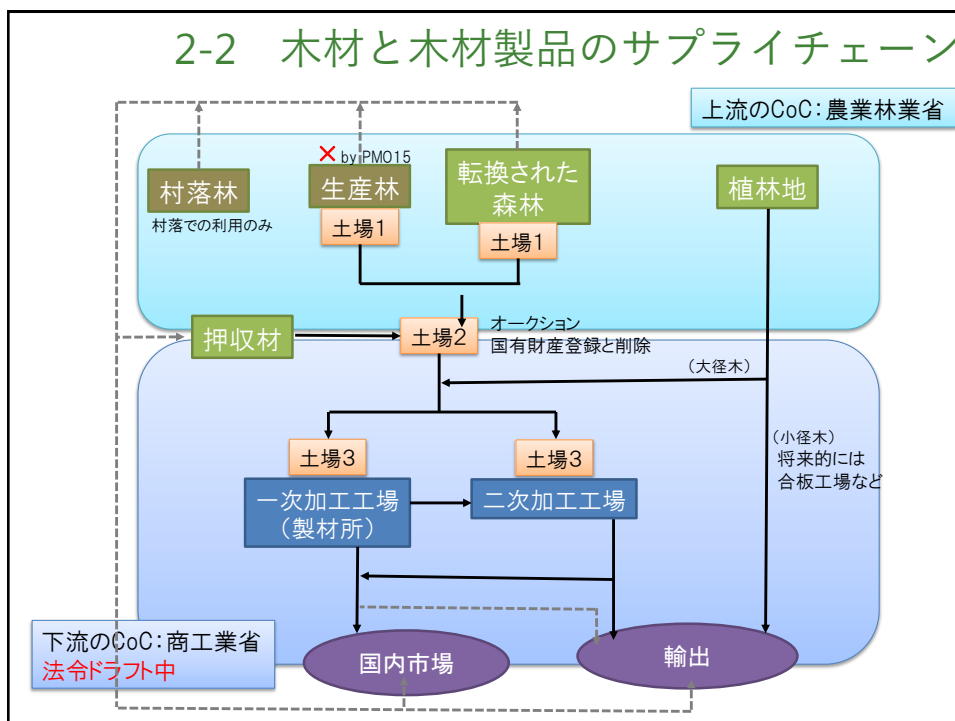
概況：

- 木材の伐採・輸送、木材の加工と輸出に関する法令制度が多数存在しているが、その関係が体系的に整理されていない
- 法令・制度の実際の施行が困難な状況

2-1 ラオスの木材のソース

ソース	説明	リスク関連情報
生産林	森林管理計画に基づき管理される 国有林	管理が不十分 現在伐採不可
転換された森林	インフラ開発のために転換された森林 国民議会の承認必要	現在の天然林材の主なソース 規則の実施(伐採クォータ設定)に問題
植林地	コンセッション、貸与地 チーク・ユーカリ・アカシア	住民問題リスク
村落林	森林分配制度の下、村落エリア内で村落管理の下にある天然林。	村落での使用のみ許可、一部市場に流出
押収材	押収された材で政府による競売を経て合法材と認識される	合法材化プロセスの不透明性

2-2 木材と木材製品のサプライチェーン



2-3 ラオス輸出時に必要な書類

必須書類	
売買契約書	国有資産事務所に登録済みのもの
製品リスト／梱包明細書	業者が発行し署名済みのもの
コマーシャルインボイス	
税関申告書	
付加価値税納付領収書	
荷積検査証明書(ラオ語)	「コンテナ荷積み前の木製品の認証手続きに関する命令2143/MOIC. DIMEX (2016)」に規定されているフォーム(IC-01)
CITESライセンス	
必要に応じて求められる裏付け資料	
原産地証明書	
植物検疫証明書	

- 実際の実施状況については不明
- 商工省は「最終土場から輸出までのCoCに関する決定(案)」を準備中

2-4 ラオスの保護樹種に関する規定

- 森林法(2007)で「禁止樹種」「特別樹種」「管理樹種」が定められている
 - これらの区分の定義は不明瞭
 - 「禁止樹種」にも伐採基準が定義(農林省決定0016)
 - 禁止樹種は実際に輸出されている
 - CITESリストとの矛盾が指摘、改善予定

例：ベトナムに丸太で輸出された樹種

Siamese Rosewood タイローズウッド	<i>Dalbergia cochinchinensis</i> (禁止樹種)
Burma Padauk ビルマパドック、カリン	<i>Pterocarpus macrocarpus</i> (禁止樹種)
Keruing ケルーイニング	<i>Dipterocarpus alatus, D. costatus, D. spp.</i>
White Meranti ホワイトメランチ、メラピ	<i>Shorea roxburghii</i>
Crape Myrtle クレープマートル	<i>Lagerstroemia paniculata</i>
White Seraya ホワイトセラヤ	<i>Parashorea stellata</i>
Chengal Batu ギアム	<i>Hopea ferrea</i>
Teak チーク	<i>Tectona grandis</i>

2-5 ラオスの木材合法性の確認の現状

- 木材合法性の定義が不明瞭
 - 林業法(2007)をはじめ200以上の関連法令
 - 複雑に関係しているが未整理、整合性ある実施を困難に
- 木材合法性証明システムが機能していない
 - Chain of Custody (CoC)関連法令間の整合性がなく、実施が困難
- ラオスの森林ガバナンスの弱さ
 - 信頼できるデータが不在 (=モニタリング能力が弱い)
 - 透明性、説明責任の担保が限られており、法制度の実施に問題、汚職の指摘 (Chatman House)
- 現状、ラオスの木材製品の合法性を確認することは非常に困難
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもと、状況改善が取り組まれている

3 ラオスとEUのFLEGT

(森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する行動計画)

2003年：EUはFLEGT行動計画制定

目的：違法伐採による深刻な環境的、経済的、社会的影響に対処。

対象：森林セクターの違法性が高く、ガバナンスがしっかりしていない生産国

2010年：ラオス政府がFLEGT VPA（自主的・二国間合意）への興味を示す

2012年：VPA交渉開始を宣言

2017年、2018年に交渉実施

2019年に再交渉予定

2021年：VPA締結見込み（共同実施委員会がシステムの実施と評価を監視）

2024年：FLEGTライセンス発行見込み

3-1 ラオスのFLEGT-VPAプロセス

1. VPAのための交渉(2015-2021)
 - 木材合法性の定義
 - サプライチェーン管理システム
 - 検証
 - 独立モニタリング
 - 情報開示
 - その他
- 2a. VPA署名
- 2b. VPAの試行(2021-2023)
3. FLEGTライセンス発行(2024)
- 4a. VPAプロセスとFLEGTライセンスに基づく木材伐採・輸送・加工・輸出
- 4b. EU加盟国はFLEGTライセンスの木材のみ取り扱う

3-2 ラオスの木材合法性定義(FLEGT-VPA) (TLDs: Timber Legality Definitions)

- TDLは、森林資源、伐採、輸送、加工、貿易に関する既存のラオス法令を整理したフレームワーク

TDL 1	生産林地	TDL 5	押収材
TDL 2	転換された森林	TDL 6	輸入材
TDL 3	植林地	TDL 7	労働に関する義務
TDL 4	村落林	TDL 8	木材加工と貿易

- それぞれのTDLで、原則・基準・指標・証明書・根拠となる法令を明確化
 - 原則と基準：合法性証明システムでカバーされるべき法的要求の対象と概要
 - 指標：遵守すべき具体的な項目
 - 証明書：それぞれの指標について遵守したことを証明する証拠となるもの。検証機関はこの証明書に基づき、指標が遵守されたか確認する

例：転換された森林からの木材合法性の定義 (TLD 2)

原則	主な基準	主な証明書
転換の承認とコンセンション合意	森林の転換がStanding Committee of National Assemblyで承認されている(面積によって環境社会影響調査の要求が異なる)	Standing Committee of National Assemblyの採択
インベントリと伐採	<ul style="list-style-type: none"> 県農林事務所作成の伐採計画の政府承認 県農林事務所と伐採業者の契約 伐採業者が伐採と社会環境影響評価を報告 土場2で林業技術官は丸太を計測し評価しマークを付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 首相から農林省へのレター 契約書 各種報告書 土場2ログリスト
木材販売	<ul style="list-style-type: none"> 入札委員会(農林省・商工省・財務省)がログリストに基づき透明性のある競売を実施 ログリストの木材の国有材登録と削除 	<ul style="list-style-type: none"> 入札公示、売買契約書、領収書 証明書
木材輸送	<ul style="list-style-type: none"> 土場1で林業技術官が丸太をマークし、数量を記録する 土場2で林業技術官が丸太にスタンプする 購入者は輸送前にすべての必要書類を揃える 	<ul style="list-style-type: none"> 土場1ログリスト 土場2ログリスト 領収書、国有財産登録削除のレター、ログリスト、県農林事務所の輸送許可書

3-3 ラオスFLEGTにおける合法性証明システム (TLAS: Timber Legality Assurance System)

- TLDsで法令が明確にされ、合法的な林業が実施された場合、すべての法令が論理的でリンクされた整合性のある一連のつながりとして遵守されていること (CoC: Chain of Custody)をモニター、確認、検証するシステムが必要となる
- TLASの機能
 - 木材合法性定義の遵守の証明
 - 木材サプライチェーンのコントロールと遵守の証明
 - 不遵守が発見された場合の管理
 - FLEGTライセンス発行
 - 独立したモニタリング

4 まとめ

- 日本のラオスからの木材製品輸入は、現在少ない
- ラオスでは現在、天然林の伐採と輸出が禁止、国内で加工された木材製品のみ輸出可能
- ラオスでは木材合法性の確認は困難な状況
 - 森林ガバナンスの問題
 - 各木材ソースでリスクが残る
 - CoC管理が未整備であるので追跡困難
 - FSC認証材は追跡可能だが、現在、3森林地（植林地とラタン生産地）と2加工工場のみ
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもとで改善が進んでいる
 - ライセンス発行予定は2024年
 - 将来、ラオスのすべての木材製品の生産と貿易に適用される（?）

